令和６年版

犯罪白書

―女性犯罪者の実態と処遇―

法務省 法務総合研究所 編

令和６年版

犯 罪 白 書

－ 女性犯罪者の実態と処遇 －

法務総合研究所

本書は再生紙を利用しております。

はしがき

令和５年における刑法犯の認知件数は、前年に引き続き増加し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である元年の水準に迫るものとなった。特別法犯を含む個別の犯罪について見ると、児童虐待に係る事件、配偶者からの暴力事案等、サイバー犯罪、特殊詐欺等については、依然として検挙件数が増加傾向又は高止まり状態にあるほか、大麻取締法違反については、20歳代の検挙人員が前年より大幅に増加している。加えて、少年の刑法犯の検挙人員も２年連続で増加していることなども踏まえると、我が国の犯罪情勢は予断を許さない状況にある。

他方、再犯の状況を見ると、出所受刑者の２年以内再入率は、全体としては低下傾向にあるが、男女別に見ると、男性が低下傾向にあるのに対し、女性は、男性よりも一貫して低いものの、おおむね横ばいの状況が続いている。入所受刑者の再入者率の推移を見ても、女性は、男性よりも一貫して低いものの、近年高止まりの状態にあり、立ち直りの難しさがうかがえる。

令和５年３月に閣議決定された第二次再犯防止推進計画においては、第一次の同計画に引き続き、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等が重点課題として位置付けられている。女性受刑者等に関しては、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷、依存症・摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合が多いことが指摘されており、具体的施策として、女性受刑者等の困難に応じた指導・支援が盛り込まれている。再入率等の状況に鑑みれば、効果的な処遇の推進のため、その抱えている困難の実態を把握し、傾向や特徴について分析することの必要性は高い。

法務総合研究所では、女性犯罪者に関し、これまでも平成４年版犯罪白書特集「女子と犯罪」、平成25年版犯罪白書特集「女子の犯罪・非行」等において、公的統計に基づいた動向分析等を行ってきたところであるが、それから約10年が経過しており、実態把握のためには新たな調査・分析を行うことが重要と考え、本白書では「女性犯罪者の実態と処遇」と題して特集を組むこととし（第７編）、近年の社会状況の変化、女性による犯罪の動向、女性犯罪者に対する処遇・支援の現状等を概観するとともに、女性受刑者等を対象として実施した特別調査の結果から、女性犯罪者の再犯防止及び円滑な社会復帰を図る上で留意すべき点について検討を行った。

令和５年を中心とする最近の犯罪動向と犯罪者処遇の実情を扱った本白書のルーティーン部分が、犯罪情勢の定点観測を行うための素材として、効果的な刑事政策の立案の基盤となるとともに、特集部分が、女性犯罪者の特性に応じた再犯防止策や円滑な社会復帰のための方策を検討する上での基礎資料として、広く活用されれば幸いである。

終わりに、本白書の作成に当たり、最高裁判所事務総局、内閣府、警察庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係各機関から多大な御協力を頂いたことに対し、改めて謝意を表する次第である。

令和６年12月

法務総合研究所長　森　本　加　奈

凡　　例

【罪名・用語・略称】

第１　罪名等の定義

罪名等の定義は、特に断らない限り、次のとおりとするほか、各統計資料の区分による（特別法の略称は、第３の１参照）。

１　刑法犯

「刑法犯」は、刑法（明治40年法律第45号）及び次の特別法に規定する罪をいう。ただし、後記２及び３に該当する刑法の罪を除く。［注１］（ア）㋐、（イ）㋐、（ウ）㋐及び（エ）㋐参照

①爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号）②決闘罪に関する件（明治22年法律第34号）③印紙犯罪処罰法（明治42年法律第39号）④暴力行為等処罰法（大正15年法律第60号）⑤盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和５年法律第９号）⑥航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年法律第68号）⑦人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和45年法律第142号）⑧航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年法律第87号）⑨人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和53年法律第48号）⑩組織的犯罪処罰法（平成11年法律第136号）⑪性的姿態撮影等処罰法（令和５年法律第67号）

（1）刑法犯の基本罪名には、次の罪を含む。［注１］（ア）㋑～㋓及び（ウ）㋑参照

①未遂 ②予備 ③教唆及び幇助 ④強盗致死傷等の結果的加重犯 ⑤業務、目的、身分等による刑法上の加重減軽類型 ⑥盗犯等の防止及び処分に関する法律による加重類型

（2）次に掲げる刑法犯の罪名には、括弧内の罪名を含む。［注１］（ア）㋑、㋒、（ウ）㋑及び（エ）㋑参照

①殺人（自殺関与、同意殺人）②強盗（事後強盗、昏酔強盗、強盗殺人、強盗・不同意性交等〔令和５年法律第66号による改正前の刑法241条１項に規定する罪及び平成29年法律第72号による改正前の同条前段に規定する罪を含む。〕）③傷害（現場助勢）④脅迫（強要）⑤窃盗（不動産侵奪）⑥公務執行妨害（封印等破棄）⑦偽造（刑法第２編第16章から第19章までの罪における文書等の各偽造（不実記載・不正作出等を含む。）及び同行使（供用等を含む。））⑧職権濫用（特別公務員暴行陵虐）⑨不同意性交等（強制性交等〔令和５年法律第66号による改正前の刑法177条及び178条２項に規定する罪をいう。〕、監護者性交等、強姦〔平成29年法律第72号による改正前の刑法177条及び178条２項に規定する罪をいう。〕）⑩強制性交等（監護者性交等、強姦〔平成29年法律第72号による改正前の刑法177条及び178条２項に規定する罪をいう。〕）⑪不同意わいせつ（強制わいせつ〔令和５年法律第66号による改正前の刑法176条及び178条１項に規定する罪をいう。〕、監護者わいせつ）

２　危険運転致死傷

「危険運転致死傷」は、自動車運転死傷処罰法（平成25年法律第86号）２条、３条、６条１項及び２項に規定する罪並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の２に規定する罪をいう。［注１］（イ）㋐及び（ウ）㋐参照

３　過失運転致死傷等

「過失運転致死傷等」は、自動車運転死傷処罰法４条、５条、６条３項及び４項に規定する罪並びに自動車運転過失致死傷（平成25年法律第86号による改正前の刑法211条２項に規定する罪をいう。以下同じ。）をいう。［注１］（ア）㋔及び（イ）㋑参照

４　特別法犯

「特別法犯」は、前記１ないし３以外の罪をいい、条例・規則違反を含む。［注１］（ア）㋐及び（エ）㋐参照

（1）**「道交違反」**は、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び保管場所法（昭和37年法律第145号）の各違反をいう。

(2)**「交通関係４法令違反」**は、道交違反に、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の各違反を加えたものをいう。

(3)**「交通法令違反」**は、交通関係４法令違反に、道路運送法（昭和26年法律第183号）、道路法（昭和27年法律第180号）、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）、駐車場法（昭和32年法律第106号）、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成２年法律第55号）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の各違反を加えたものをいう。

［注１］各統計資料による場合の特則

（ア）警察庁の統計による場合

㋐「刑法犯」は、刑法（後記㋔に該当するものを除く。）及び次の特別法に規定する罪をいう。
①爆発物取締罰則 ②決闘罪に関する件 ③暴力行為等処罰法 ④盗犯等の防止及び処分に関する法律 ⑤航空機の強取等の処罰に関する法律 ⑥航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律 ⑦人質による強要行為等の処罰に関する法律 ⑧組織的犯罪処罰法 ⑨火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和47年法律第17号）⑩流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和62年法律第103号）⑪サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成７年法律第78号）⑫公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）⑬公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成14年法律第67号）⑭性的姿態撮影等処罰法

㋑「暴行」、「脅迫」及び「器物損壊」は、暴力行為等処罰法１条及び１条の３に規定する加重類型を、「傷害」は、同法１条の２及び１条の３に規定する加重類型を、それぞれ含み、「暴力行為等処罰法違反」は、同法２条及び３条に規定する罪をいう。

㋒「窃盗」は、不動産侵奪を含まない。

㋓「器物損壊」は、信書隠匿を含む。

㋔「過失運転致死傷等」は、自動車運転死傷処罰法４条、５条、６条３項及び４項に規定する罪並びに道路上の交通事故に係る自動車運転過失致死傷、過失致死傷及び業務上（重）過失致死傷をいう。

（イ）検察統計年報による場合

㋐「刑法犯」は、前記１の罪に加え、危険運転致死傷を含む。

㋑「過失運転致死傷等」は、自動車又は原動機付自転車による交通犯罪であって、業務上（重）過失致死傷に係るものを含む。

（ウ）矯正統計年報、少年矯正統計年報及び保護統計年報による場合

㋐「刑法犯」は、前記１の罪に加え、危険運転致死傷を含む。

㋑「暴行」は、凶器準備集合を含む。

（エ）司法統計年報による場合

㋐「刑法犯」は、刑法及び次の特別法に規定する罪をいう。
①爆発物取締罰則 ②決闘罪に関する件 ③暴力行為等処罰法 ④盗犯等の防止及び処分に関する法律
なお、自動車運転死傷処罰法違反は、「特別法犯」に含まれる。

㋑「偽造」は、刑法第２編第16章の罪（通貨偽造の罪）及び同編第19章の罪（印章偽造の罪）を含まない。

第２　用語の定義

本白書における用語の定義は、特に断らない限り、次のとおりとする。

１　警察等

（1）**「認知件数」**　警察が発生を認知した事件の数をいう。［注２］参照

（2）**「発生率」**　人口10万人当たりの認知件数をいう。

（3）**「検挙件数」**　警察等が検挙した事件の数をいい、検察官に送致・送付した件数のほか、微罪処分にした件数等を含む。［注２］参照

（4）**「検挙率」**　$\frac{\text{検挙件数}}{\text{認知件数}} \times 100$の計算式で得た百分比をいう。

なお、検挙件数には、前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率が100％を超える場合がある。

（5）**「検挙人員」**　警察等が検挙した事件の被疑者の数をいう。［注２］参照

２　検察・裁判

（1）**「検察庁新規受理人員」**　検察官認知又は直受の事件及び司法警察員（特別司法警察員及び国税庁監察官を含む。）から送致・送付された事件の人員をいう。

（2）**「起訴率」**　$\frac{\text{起訴人員}}{\text{起訴人員＋不起訴人員}} \times 100$の計算式で得た百分比をいう。

（3）**「起訴猶予率」**　$\frac{\text{起訴猶予人員}}{\text{起訴人員＋起訴猶予人員}} \times 100$の計算式で得た百分比をいう。

（4）**「公判請求率」**　$\frac{\text{公判請求人員}}{\text{起訴人員＋不起訴人員}} \times 100$の計算式で得た百分比をいう。

（5）**「通常第一審」**　地方裁判所及び簡易裁判所において行われる通常の公判手続をいい、略式手続を含まない。

（6）**「終局処理」**　検察統計年報による場合は、検察庁間の移送及び中止によるものを、司法統計年報又は最高裁判所事務総局の資料による場合は、裁判所間の移送及び回付によるもの（第３編第２章においては、更に併合審理され、既済事件として集計しないもの）を、それぞれ除外した事件処理をいう。

（7）**「全部執行猶予率」**　$\frac{\text{全部執行猶予人員}}{\text{有期懲役・禁錮人員}} \times 100$の計算式で得た百分比をいう。

３　矯正・更生保護

（1）**「入所受刑者」**　裁判が確定し、その執行を受けるため、新たに入所するなどした受刑者をいい、矯正統計年報における「新受刑者」に相当する。

（2）**「初入者」**　受刑のため刑事施設に入所するのが初めての者をいう。

（3）**「再入者」**　受刑のため刑事施設に入所するのが２度以上の者をいう。

（4）**「満期釈放等」**　出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。

（5）**「仮釈放率」**　$\frac{\text{仮釈放者}}{\text{満期釈放者＋一部執行猶予の実刑部分の刑期終了者＋仮釈放者}} \times 100$の計算式で得た百分比をいう。

（6）**「全部（一部）執行猶予者の保護観察率」**　$\frac{\text{保護観察付全部（一部）執行猶予言渡人員}}{\text{全部（一部）執行猶予言渡人員}} \times 100$の計算式で得た百分比をいう。

4　少年

(1)**「少年」**　20歳に満たない者をいう。

(2)**非行少年**

①　**「犯罪少年」**　罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年）をいう。

②　**「触法少年」**　14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。

③　**「ぐ犯少年」**　保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。

(3)**「児童自立支援施設・児童養護施設送致」**　家庭裁判所終局処理における児童自立支援施設・児童養護施設送致には、平成10年３月31日までの教護院・養護施設送致を含む。

(4)**「少年院入院者」**　少年院送致及び少年院収容の決定により新たに入院した者をいい、少年矯正統計年報における「新収容者」に相当する。

5　その他

(1)**「pt」**「ポイント」の略記。ポイントとは、比率の差をいう。

(2)**「人口比」**　特定のグループに属する者の人口10万人当たりの人員をいう。

(3)**「女性比」**又は**「女子比」**　男女総数のうち、女性又は女子（20歳未満の場合）の占める比率をいう。

(4)**「少年比」**　少年及び20歳以上の者の総数のうち、少年の占める比率をいう。

(5)**「高齢」・「高齢者」**　65歳以上の者をいう。

(6)**「来日外国人」**　我が国にいる外国人のうち、特別永住者、永住者、在日米軍関係者及び在留資格不明者以外の者をいう。ただし、警察庁の統計又は同庁刑事局の資料による場合、我が国にいる外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者以外の者をいう。

(7)**「前科」**　有罪の確定裁判を受けたことをいう。

(8)**「処遇」**　警察等によって検挙された者が、その後、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階で受ける取扱いをいう。

(9)**「全部執行猶予」**　刑法25条に規定する刑の全部の執行猶予をいう。なお、本白書では、平成25年法律第49号による改正前の刑法25条に規定する刑の執行猶予についても「全部執行猶予」という。

(10)**「一部執行猶予」**　刑法27条の２及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）３条に規定する刑の一部の執行猶予をいう。

(11)**「仮釈放」**　一部執行猶予の実刑部分についての仮釈放を含む。

［注２］

特別法犯の「検挙件数」、「検挙人員」は、平成28年以前は「送致件数」、「送致人員」をいい、過失運転致死傷等（前記［注１］（ア）㋔参照）及び危険運転致死傷（平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の２に規定する罪については、道路上の交通事故に係るものに限る。）は、「送致件数」を「認知件数」及び「検挙件数」として、「送致人員」を「検挙人員」として、それぞれ計上している。

なお、「送致件数」とは、警察が送致・送付した事件の数をいい、「送致人員」とは、警察が送付・送致した事件の被疑者の数をいう。

第３　略称

1　特別法の略称

我が国の主な特別法の略称は、次のとおりとする。なお、特別法に係る罪名については、図表中では、表題・脚注を除き、「違反」を省略する。

［略称］　　［法令名］

医薬品医療機器等法…医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

外為法……外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）

海洋汚染防止法……海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）

刑事収容施設法……刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）

裁判員法……裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）

再犯防止推進法……再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

私事性的画像被害防止法…私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）

児童買春・児童ポルノ禁止法…児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）

児童虐待防止法……児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）

自動車運転死傷処罰法…自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）

銃刀法……銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）

出資法……出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）

心神喪失者等医療観察法…心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）

ストーカー規制法……ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）

精神保健福祉法……精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

性的姿態撮影等処罰法…性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和５年法律第67号）

組織的犯罪処罰法……組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）

鳥獣保護管理法……鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

出会い系サイト規制法…インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）

毒劇法……毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）

特殊開錠用具所持禁止法…特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）

独占禁止法……私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

特定商取引法……特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）

入管法……出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）

入札談合等関与行為防止法…入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）

廃棄物処理法……廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

配偶者暴力防止法……配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）

犯罪収益移転防止法…犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）

風営適正化法……風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

不正アクセス禁止法…不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）

暴力行為等処罰法……暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）
暴力団対策法……暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）
保管場所法……自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）
麻薬特例法……国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成３年法律第94号）
麻薬取締法……麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）
酩酊防止法……酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）
労働者派遣法……労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）

２　国名の略称等

（1）国名の略称は、各統計資料における略称等を参考にした。
（2）「中国」は、特に断らない限り、台湾及び香港等を含む。

【資料源】

第１　資料の種類

統計、図表その他の計数資料は、特に法務省の大臣官房司法法制部、刑事局、矯正局及び保護局並びに出入国在留管理庁から提供を受けたもの及び関係諸機関の調査等に基づくもののほか、以下の官庁統計によるものである。

警察庁の統計（警察庁刑事局）
検察統計年報（法務省大臣官房司法法制部）
司法統計年報（最高裁判所事務総局）
矯正統計年報（法務省大臣官房司法法制部）
少年矯正統計年報（法務省大臣官房司法法制部）
保護統計年報（法務省大臣官房司法法制部）

［注３］

（1）警察庁の統計は、「令和（昭和又は平成）○年の犯罪（昭和38年まで「犯罪統計書」）」をいう。
（2）総務省統計局の人口資料は、国勢調査実施年は「国勢調査」、他の年は「人口推計」をいう。
（3）昭和47年以前の統計資料には、同年５月14日以前の沖縄県該当分の数値を含まない。
（4）平成元年の統計資料には、昭和64年１月１日から同月７日までの数値を含む。
（5）令和元年の統計資料には、平成31年１月１日から同年４月30日までの数値を、令和元年度の統計資料には、平成31年４月１日から同月30日までの数値をそれぞれ含む。

第２　資料の範囲

統計資料は、原則として、令和６年７月末日までに入手し得た範囲内で、令和５年分までを集録した。

令和５年までの統計の中で、後日、当該関係機関から異なる数値が公表される場合は、次年度以降の犯罪白書において適宜訂正する扱いとする。

【図表の表示方法】

第１　図表番号

図及び表の番号は、編、章、節の数字の後に一連番号を付して表示した（例えば、**2-2-2-1図**は、第２編第２章第２節の第１図を示す。）。

第２　数字等の表示

１　表中の数字等は、次のように表示している。

(1)「－」　該当数が０のとき又は非該当のとき

(2)「０」　該当数が四捨五入して１にならないとき

(3)「0.0」 四捨五入して 0.1にならないとき

(4)「…」　資料のないとき又は母数が０のときの比率

２　図中の数字は、次のように表示している。

(1)「０」　該当数が０のとき

(2)「0.0」 四捨五入して 0.1にならないとき

【その他】

第１　計数処理方法

構成比、比率等は、それぞれ四捨五入した。したがって、構成比の和が100.0にならない場合がある。

また、各比率間の和や差を求めるときは、四捨五入する前に各数値の和や差を算出し、得られた数値を四捨五入する方法によっており、各数値を四捨五入した上で、和や差を算出する方法によって得られる数値とは一致しないこともある。

例　12.76と7.53の差を小数点以下第１位まで求めるとき

「12.76－7.53」で得られた「5.23」を四捨五入して「5.2」とする方法によっており、「12.8－7.5」で得られる「5.3」とは一致しない。

第２　本白書の「資料編」は、CD-ROM 版にのみ掲載し、紙面からは省いている。

本白書にある「CD-ROM 資料○－○参照」とは、CD-ROM 版にある「資料編」のエクセルデータを参照という趣旨である。

また、「CD-ROM 参照」とは、CD-ROM 版にある図表のエクセルデータを参照という趣旨である。

CD-ROM 版にある図表及び資料編のエクセルデータは、「統計表における機械判読可能なデータ作成に関する表記方法について」（令和２年12月18日統計企画会議申合せ）に従って作成している。

目　次

はしがき

凡例

第１編　犯罪の動向

第１章　刑法犯 …… 2
　第１節　主な統計データ …… 2
　　1　認知件数と発生率 …… 3
　　2　検挙人員 …… 5
　　3　検挙率 …… 7
　　＊　コラム１　刑法犯以外も含めた犯罪の全体像を捉えるための試み …… 7
　第２節　主な刑法犯 …… 10
　　1　窃盗 …… 11
　　2　不同意性交等・不同意わいせつ等 …… 13
　　3　その他の刑法犯 …… 15
　　＊　コラム２　新型コロナウイルス感染症と刑法犯認知件数の推移 …… 21

第２章　特別法犯 …… 24
　第１節　主な統計データ …… 24
　第２節　主な特別法犯 …… 26

第３章　諸外国における犯罪動向 …… 28
　第１節　諸外国における犯罪 …… 28
　　1　殺人 …… 29
　　2　窃盗 …… 29
　　3　性暴力 …… 31
　第２節　国外における日本人の犯罪 …… 32

第２編　犯罪者の処遇

第１章　概要 …… 34
　　1　新規立法の動向 …… 35
　　2　法テラスの活動 …… 36

第２章　検察 …… 37
　第１節　概説 …… 37

＊　コラム３　司法面接的手法を用いた代表者聴取 …… 38
第２節　被疑事件の受理 …… 40
第３節　被疑者の逮捕と勾留 …… 41
第４節　被疑事件の処理 …… 42

第３章　裁判 …… 45
第１節　概説 …… 45
第２節　確定裁判 …… 46
第３節　第一審 …… 46
1　終局裁判 …… 46
2　科刑状況 …… 48
3　裁判員裁判 …… 50
4　即決裁判手続 …… 53
5　公判前整理手続 …… 53
6　勾留と保釈 …… 54
第４節　上訴審 …… 55

第４章　成人矯正 …… 57
第１節　概説 …… 57
1　刑事施設等 …… 57
2　刑事施設における処遇 …… 57
第２節　刑事施設の収容状況 …… 58
1　刑事施設の収容人員 …… 58
2　刑事施設の収容率 …… 59
3　入所受刑者 …… 59
4　出所受刑者 …… 61
第３節　受刑者の処遇等 …… 63
1　処遇の概要 …… 63
2　作業 …… 65
3　矯正指導 …… 66
4　社会復帰支援 …… 68
5　受刑者の釈放等に関する情報の提供 …… 69
第４節　刑事施設の運営等 …… 70
1　刑事施設視察委員会 …… 70
2　給養・医療・衛生等 …… 70
3　民間協力 …… 70
4　規律・秩序の維持 …… 71
5　不服申立制度 …… 71
第５節　未決拘禁者等の処遇 …… 72
第６節　官民協働による刑事施設等の整備・運営 …… 72

第５章　更生保護 …… 73
第１節　概説 …… 73
1　更生保護における処遇 …… 73

2　更生保護の機関……73
第２節　仮釈放等と生活環境の調整……74
1　仮釈放等……74
2　生活環境の調整……77
第３節　保護観察……79
1　保護観察対象者の人員等……79
2　保護観察対象者に対する処遇……83
3　保護観察対象者に対する措置等……89
4　保護観察の終了……90
第４節　応急の救護・更生緊急保護の措置等……91
＊　コラム４　保護観察所における「更生保護に関する地域援助」……93
第５節　恩赦……95
第６節　保護司、更生保護施設、民間協力者等と犯罪予防活動……95
1　保護司……95
2　更生保護施設……96
3　自立準備ホーム……98
4　民間協力者及び団体……99
5　更生保護協会等……100
6　犯罪予防活動……100

第６章　刑事司法における国際協力……101
第１節　刑事司法における国際的な取組の動向……101
＊　コラム５　司法外交閣僚フォーラムの成果に基づく取組……101
1　京都コングレスの成果の具体化……103
2　国際組織犯罪対策及びテロ対策……104
3　薬物犯罪対策……105
4　マネー・ローンダリング対策……105
5　汚職・腐敗対策……106
6　サイバー犯罪対策……106
7　国際刑事裁判所……107
第２節　犯罪者の国外逃亡・逃亡犯罪人の引渡し……107
1　犯罪者の国外逃亡……107
2　逃亡犯罪人の引渡し……107
第３節　捜査・司法に関する国際協力……108
1　捜査共助……108
2　司法共助……108
3　刑事警察に関する国際協力……109
第４節　矯正・更生保護分野における国際協力……109
1　国際受刑者移送……109
2　矯正・更生保護に関する国際会議……110
第５節　刑事司法分野における国際研修・法制度整備支援等……111
1　国連アジア極東犯罪防止研修所における協力……111
2　法制度整備支援……111
3　矯正建築分野における協力……112

第３編　少年非行の動向と非行少年の処遇

第１章　少年非行の動向 …… 114
第１節　少年による刑法犯 …… 114
1　検挙人員 …… 114
2　属性による動向 …… 116
3　罪名別動向 …… 118
4　共犯事件 …… 119
第２節　少年による特別法犯 …… 120
1　検挙人員 …… 120
2　薬物犯罪 …… 121
3　交通犯罪 …… 122
第３節　ぐ犯少年 …… 123
第４節　不良行為少年 …… 124
第５節　家庭と学校における非行 …… 125
1　家庭内暴力 …… 125
2　校内暴力 …… 126
3　いじめ …… 126

第２章　非行少年の処遇 …… 127
第１節　概要 …… 127
1　少年法等の改正について …… 128
2　家庭裁判所送致までの手続の流れ …… 128
3　家庭裁判所における手続の流れ …… 129
4　保護処分に係る手続の流れ …… 130
第２節　検察・裁判 …… 131
1　検察（家庭裁判所送致まで） …… 131
2　家庭裁判所 …… 132
第３節　少年鑑別所 …… 137
1　概説 …… 137
2　入所・退所の状況 …… 137
3　鑑別 …… 140
4　観護処遇 …… 142
5　非行及び犯罪の防止に関する援助 …… 143
第４節　少年院 …… 144
1　概説 …… 144
2　少年院入院者 …… 144
3　少年院における処遇 …… 148
＊　コラム６　保護者に対する働き掛け …… 153
4　出院者 …… 155
5　少年院の運営等 …… 156
第５節　保護観察 …… 157
1　概説 …… 157

2　少年の保護観察対象者 …… 158
3　少年の保護観察対象者に対する処遇 …… 161
4　少年の保護観察対象者に対する措置 …… 163
5　少年の保護観察の終了 …… 163

第３章　少年の刑事手続 …… 165
第１節　概要 …… 165
1　起訴と刑事裁判 …… 165
2　刑の執行 …… 165
3　仮釈放 …… 165
第２節　起訴と刑事裁判 …… 166
1　検察庁での処理状況 …… 166
2　通常第一審の科刑状況 …… 167
第３節　少年の受刑者 …… 168

第４編　各種犯罪の動向と各種犯罪者の処遇

第１章　交通犯罪 …… 170
第１節　交通犯罪関係法令の改正状況 …… 170
1　自動車運転死傷処罰法 …… 170
2　道路交通法 …… 170
第２節　犯罪の動向 …… 171
1　交通事故の発生動向 …… 171
2　過失運転致死傷等・危険運転致死傷 …… 173
3　ひき逃げ事件 …… 175
4　道交違反 …… 176
第３節　処遇 …… 177
1　検察 …… 177
2　裁判 …… 179
3　矯正 …… 180
4　保護観察 …… 181

第２章　薬物犯罪 …… 182
第１節　犯罪の動向 …… 182
1　覚醒剤取締法違反 …… 182
2　大麻取締法違反等 …… 184
3　危険ドラッグに係る犯罪 …… 186
第２節　取締状況 …… 187
1　覚醒剤等の押収量の推移 …… 187
2　密輸入事案の摘発の状況 …… 187
3　麻薬特例法の運用 …… 189
第３節　処遇 …… 190

1　検察・裁判 …… 190
2　矯正 …… 191
3　保護観察 …… 193

第３章　組織的犯罪・暴力団犯罪 …… 194
第１節　組織的犯罪 …… 194
第２節　暴力団犯罪 …… 194
1　組織の動向 …… 194
2　犯罪の動向 …… 196
3　処遇 …… 200

第４章　財政経済犯罪 …… 203
第１節　税法違反 …… 203
第２節　経済犯罪 …… 204
第３節　知的財産関連犯罪 …… 207

第５章　サイバー犯罪 …… 208
第１節　概説 …… 208
第２節　不正アクセス行為等 …… 209
第３節　その他のサイバー犯罪 …… 210
＊　コラム７　インターネットと犯罪 …… 211

第６章　児童虐待・配偶者からの暴力・ストーカー等に係る犯罪 …… 214
第１節　児童虐待に係る犯罪 …… 214
第２節　配偶者からの暴力に係る犯罪 …… 216
第３節　ストーカー犯罪等 …… 218
1　ストーカー犯罪 …… 218
2　私事性的画像被害に係る犯罪（リベンジポルノ等） …… 221

第７章　女性による犯罪・非行 …… 222
第１節　犯罪・非行の動向 …… 222
第２節　処遇 …… 224
1　検察 …… 224
2　矯正 …… 225
3　保護観察 …… 228

第８章　高齢者による犯罪 …… 230
第１節　犯罪の動向 …… 230
第２節　処遇 …… 232
1　検察 …… 232
2　矯正 …… 233
3　保護観察 …… 235

第９章　外国人による犯罪・非行 …… 237
第１節　外国人の在留状況等 …… 237
1　外国人新規入国者等 …… 237
2　不法残留者 …… 237
3　退去強制 …… 237
第２節　犯罪の動向 …… 238
1　刑法犯 …… 238
2　特別法犯 …… 240
第３節　処遇 …… 242
1　検察 …… 242
2　裁判 …… 244
3　矯正 …… 245
4　保護観察 …… 245
第４節　外国人非行少年の動向と処遇 …… 246
1　外国人犯罪少年の動向 …… 246
2　外国人非行少年の処遇 …… 247

第10章　精神障害のある者による犯罪等 …… 248
第１節　犯罪の動向 …… 248
第２節　処遇 …… 248
1　検察・裁判 …… 248
2　矯正 …… 249
3　保護観察 …… 249
4　精神保健福祉法による通報 …… 249
第３節　心神喪失者等医療観察制度 …… 250
1　審判 …… 251
2　指定入院医療機関による医療 …… 251
3　地域社会における処遇 …… 252

第11章　公務員による犯罪 …… 253

第５編　再犯・再非行

第１章　検挙 …… 256
1　刑法犯により検挙された再犯者 …… 256
2　刑法犯により検挙された20歳以上の有前科者 …… 257
3　薬物犯罪により検挙された20歳以上の同一罪名再犯者 …… 259
＊　コラム８　特別法犯の再犯者率
～検挙人員を含めた動向から見えてくる実態の一例～ …… 260

第２章　検察・裁判 …… 262
1　起訴人員中の有前科者 …… 262

2　全部及び一部執行猶予の取消し …… 264

第３章　矯正 …… 265
1　再入者 …… 265
2　出所受刑者の再入所状況 …… 267
3　出所受刑者の再入率の推移 …… 270
4　再入者の再犯期間 …… 272

第４章　保護観察 …… 273
1　保護観察開始人員中の有前科者 …… 273
2　保護観察対象者の再処分等の状況 …… 274

第５章　少年の再非行・再犯 …… 279
1　少年の再非行 …… 279
2　保護観察処分少年及び少年院入院者の保護処分歴 …… 281
3　少年院出院者の再入院等の状況 …… 282
4　少年の保護観察対象者の再処分の状況 …… 284

第６編　犯罪被害者

第１章　統計上の犯罪被害 …… 288
第１節　被害件数 …… 288
第２節　生命・身体への被害 …… 290
第３節　性犯罪被害 …… 291
第４節　財産への被害 …… 291
第５節　被害者と被疑者の関係 …… 292
第６節　国外における日本人の犯罪被害 …… 293

第２章　刑事司法における被害者への配慮 …… 294
第１節　刑事手続における被害者の関与 …… 294
1　被害申告及び告訴 …… 294
2　起訴・不起訴等に関する被害者等への通知 …… 294
3　不起訴処分に対する不服申立制度 …… 294
4　公判段階における被害者等の関与 …… 296
5　矯正・更生保護段階等における被害者等の関与 …… 299
6　少年事件における被害者等への配慮 …… 300
7　法テラスによる被害者等に対する支援 …… 300
8　地方公共団体における被害者支援に向けた取組 …… 302
第２節　犯罪被害者等に対する給付金の支給制度等 …… 302
1　犯罪被害給付制度 …… 302
2　国外犯罪被害弔慰金等の支給制度 …… 302
3　被害回復給付金支給制度 …… 303

4　被害回復分配金支払制度 …… 303
5　自動車損害賠償保障制度 …… 303
6　地方公共団体による見舞金制度等 …… 303
第３節　人身取引被害者保護 …… 304

第７編　女性犯罪者の実態と処遇

第１章　はじめに …… 306

第２章　女性を取り巻く社会状況等 …… 308
1　女性犯罪者をめぐる刑事政策の動向 …… 308
2　近年の社会生活の状況 …… 311

第３章　女性による犯罪の動向等 …… 316
第１節　検挙 …… 316
1　刑法犯及び特別法犯の検挙人員等 …… 316
2　窃盗の検挙人員等 …… 317
3　薬物事犯の検挙人員等 …… 320
第２節　検察 …… 322
第３節　矯正 …… 324
1　入所受刑者 …… 324
2　出所受刑者 …… 328
第４節　保護観察 …… 330
1　保護観察の開始 …… 330
2　保護観察の終了 …… 331

第４章　女性犯罪者の処遇・支援 …… 333
第１節　施設内処遇・支援 …… 333
1　女子施設地域連携事業 …… 333
2　女子依存症回復支援事業 …… 333
3　女性受刑者特有の課題に係る処遇プログラム …… 334
4　摂食障害を有する受刑者への対応 …… 334
5　高齢受刑者への対応 …… 335
6　社会復帰支援 …… 335
第２節　社会内処遇・支援 …… 337
1　保護観察所 …… 337
2　更生保護施設 …… 339
3　薬物依存症リハビリテーション施設及び自助グループ …… 342
＊　コラム９　特別調整と地域生活定着支援センターの業務 …… 342

第５章　特別調査 …… 345
第１節　調査の概要 …… 345

1　調査対象者及び調査方法 …… 345
2　調査の内容 …… 345
3　分析対象及び分析方法等 …… 345
第２節　調査の結果（男女別） …… 348
1　事件の概要 …… 348
2　生活状況 …… 350
3　周囲との関わり …… 356
第３節　調査の結果（薬物事犯者） …… 360
1　調査対象者の属性等（薬物事犯者） …… 360
2　薬物事犯者の生活状況 …… 362
3　薬物事犯者の交友関係 …… 367
第４節　調査の結果（窃盗事犯者） …… 372
1　調査対象者の属性等（窃盗事犯者） …… 372
2　窃盗事犯者の経済的状況 …… 374
3　窃盗事犯者の周囲との関わり …… 378

第６章　おわりに …… 382
第１節　女性を取り巻く社会状況等 …… 382
第２節　女性による犯罪の動向等 …… 382
1　検挙 …… 382
2　検察 …… 383
3　矯正 …… 383
4　保護観察 …… 383
第３節　女性犯罪者の処遇・支援 …… 384
第４節　特別調査から判明した女性受刑者の特徴 …… 384
1　男女の比較による女性受刑者の傾向・特徴 …… 384
2　薬物事犯の女性受刑者の傾向・特徴 …… 386
3　窃盗事犯の女性受刑者の傾向・特徴 …… 387
第５節　女性の抱える困難に応じた処遇・支援の在り方 …… 389
1　心身の健康の回復等に資する処遇・支援の更なる充実 …… 389
2　被害経験等による生きづらさを踏まえた処遇・支援の必要性 …… 390
3　加齢に伴う不安・悩みや孤立に対する処遇・支援の重要性 …… 390
4　新たな課題への対応 …… 391
第６節　まとめ …… 392

事項索引 …… 393

資料編目次（※ CD-ROM 収録）

資料1－1　刑法犯 認知件数・発生率・検挙件数・検挙率・検挙人員
資料1－2　刑法犯 認知件数・検挙件数・検挙人員（罪名別）
資料1－3　刑法犯 検挙率（罪名別）
資料1－4　特別法犯 検察庁新規受理人員（罪名別）
資料2－1　検察庁新規受理人員（罪名別）
資料2－2　検察庁終局処理人員（罪名別）
資料2－3　地方裁判所における死刑・懲役・禁錮の科刑状況（罪名別）
資料2－4　刑事施設の一日平均収容人員
資料2－5　刑事施設の収容率の推移
資料2－6　年末在所懲役受刑者人員（刑期別）
資料2－7　特別改善指導の受講開始人員の推移
資料2－8　仮釈放・少年院仮退院審理事件 審理開始・許可等人員
資料2－9　保護観察開始人員・全部又は一部執行猶予者の保護観察率
資料2－10　保護観察開始人員（罪名別、男女別）
資料3－1　少年・20歳以上の者の刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等 検挙人員・人口比・少年比
資料3－2　少年による刑法犯 検挙人員・人口比（年齢層別）
資料3－3　少年による刑法犯 検挙人員（罪名別）
資料3－4　触法少年による刑法犯 補導人員（非行名別）
資料3－5　少年による刑法犯 罪名別検挙人員（男女別、年齢層別）
資料3－6　少年による特別法犯 検挙人員（罪名別）
資料3－7　ぐ犯の家庭裁判所終局処理人員
資料3－8　犯罪少年の検察庁新規受理人員・人口比（年齢層別）
資料3－9　犯罪少年の検察官処遇意見・家庭裁判所終局処理結果の各構成比（年齢層別）
資料3－10　少年保護事件 家庭裁判所終局処理人員（処理区分別、非行名別）
資料3－11　少年鑑別所入所者の人員・一日平均在所人員（男女別）
資料3－12　少年入所受刑者の人員（男女別、年齢層別、刑期別）
資料4－1　交通事故 発生件数・死傷者数・死傷率等の推移
資料4－2　覚醒剤取締法違反等 検察庁終局処理人員
資料4－3　覚醒剤取締法違反等 通常第一審における有罪（懲役）人員（刑期別）
資料4－4　財政経済犯罪 起訴・不起訴人員
資料4－5　財政経済犯罪 通常第一審における懲役刑科刑状況
資料4－6　サイバー犯罪 検察庁終局処理人員
資料4－7　外国人の検察庁終局処理人員
資料4－8　来日外国人被疑事件 検察庁終局処理人員（罪名別）
資料4－9　被告人通訳事件 通常第一審における有罪人員・科刑状況（懲役・禁錮）の推移
資料4－10　F 指標入所受刑者人員（国籍別）
資料4－11　外国人の保護観察開始人員（国籍別）
資料5－1　再入者人員（罪名別、男女別）
資料5－2　入所受刑者の入所度数別人員（罪名別）
資料5－3　再入者の再犯期間別人員（前刑罪名別）

法務省赤れんが棟
【写真提供：法務省大臣官房秘書課】

第1編　犯罪の動向

第１章　刑法犯
第２章　特別法犯
第３章　諸外国における犯罪動向

第1章 刑法犯

第1節 ■ 主な統計データ

令和５年における刑法犯の主な統計データは、次のとおりである。

なお、この節では、これまでの犯罪白書の統計との比較の便宜上、危険運転致死傷・過失運転致死傷等に係る数値も参考値として掲載している（交通犯罪については、第４編第１章参照）。

令和５年の主な統計データ（刑法犯）

		（前年比）	［平成16年比］
① 認知件数			
刑法犯	703,351件	（＋102,020件、＋17.0%）	［−72.6%］
窃盗を除く刑法犯	219,656件	（＋26,236件、＋13.6%）	［−62.2%］
（参考値）			
危険運転致死傷・過失運転致死傷等	291,379件	（＋7,497件、＋2.6%）	［−66.3%］
うち危険運転致死傷	783件	（＋48件、＋6.5%）	［＋190.0%］
うち過失運転致死傷等	290,596件	（＋7,449件、＋2.6%）	［−66.4%］
② 検挙件数			
刑法犯	269,550件	（＋19,200件、＋7.7%）	［−59.6%］
窃盗を除く刑法犯	112,435件	（＋10,207件、＋10.0%）	［−48.8%］
③ 検挙人員			
刑法犯	183,269人	（＋13,860人、＋8.2%）	［−52.9%］
窃盗を除く刑法犯	97,734人	（＋7,559人、＋8.4%）	［−49.6%］
（参考値）			
危険運転致死傷・過失運転致死傷等	298,200人	（＋7,511人、＋2.6%）	［−66.9%］
うち危険運転致死傷	778人	（＋41人、＋5.6%）	［＋188.1%］
うち過失運転致死傷等	297,422人	（＋7,470人、＋2.6%）	［−67.0%］
④ 発生率			
刑法犯	565.6	（＋84.3）	［−1,441.5］
窃盗を除く刑法犯	176.6	（＋21.8）	［−278.5］
（参考値）			
危険運転致死傷・過失運転致死傷等	234.3	（＋7.1）	［−443.0］
うち危険運転致死傷	0.6	（＋0.0）	［＋0.4］
うち過失運転致死傷等	233.7	（＋7.1）	［−443.4］
⑤ 検挙率			
刑法犯	38.3%	（−3.3pt）	［＋12.3pt］
窃盗を除く刑法犯	51.2%	（−1.7pt）	［＋13.4pt］

注　警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。

刑法犯の認知件数、検挙人員及び検挙率の推移（昭和21年以降）は、1-1-1-1図のとおりである（CD-ROM 資料1-1参照）。

1-1-1-1図 刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移

(昭和21年～令和５年)

① 刑法犯

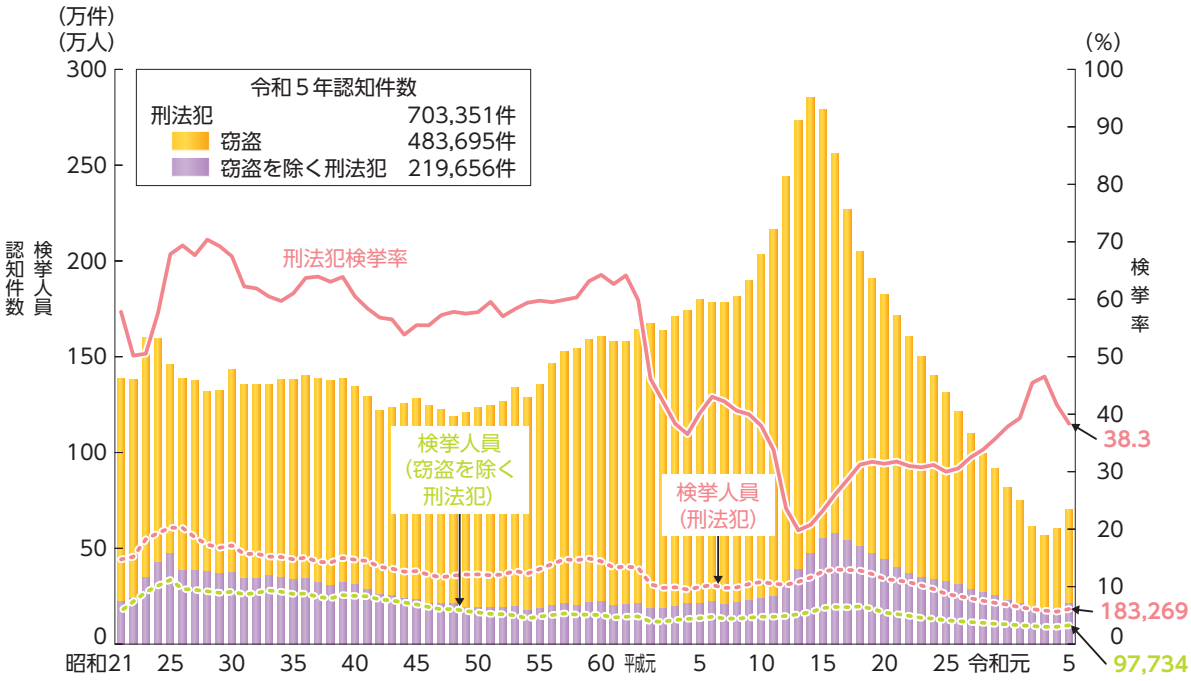

② （参考値）危険運転致死傷・過失運転致死傷等

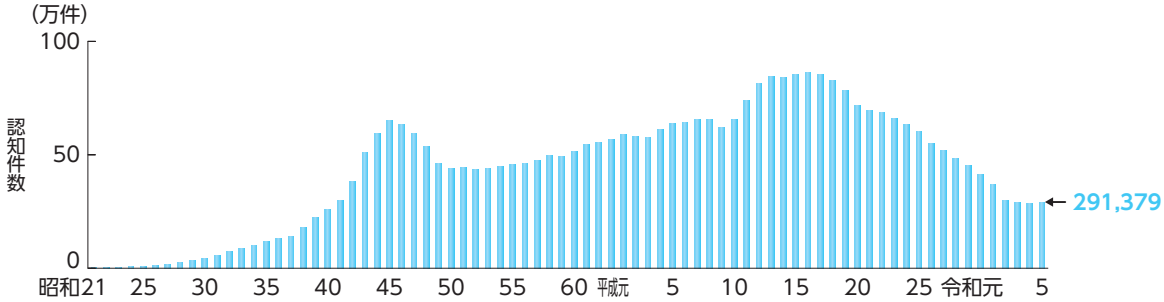

注 1 警察庁の統計による。
2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
3 道路上の交通事故に係らない業務上（重）過失致死傷は、昭和40年以前は「②（参考値）危険運転致死傷・過失運転致死傷等」に、41年以降は「①刑法犯」にそれぞれ含まれる。

1 認知件数と発生率

刑法犯の認知件数は、平成８年から毎年戦後最多を更新して、14年には285万3,739件にまで達した後、15年以降は減少に転じ、27年から令和３年までは戦後最少を更新していたが、４年は20年ぶりに増加し、５年も引き続き増加して70万3,351件（前年比10万2,020件（17.0％）増）であった。平成15年からの認知件数の減少は、刑法犯の７割近くを占める窃盗の認知件数が大幅に減少し続けた（本章第２節１項参照）ことに伴うものである。なお、新型コロナウイルス感染症と刑法犯認知件数の推移については、コラム２参照。

刑法犯の発生率の動向は、認知件数の動向とほぼ同様である。平成８年（1,439.8）から毎年上昇し、14年には戦後最高の2,238.5を記録した後、15年から一貫して低下していたが、令和４年から上昇し、５年は565.6（前年比84.3上昇）であった（1-1-1-1図 CD-ROM 参照）。

令和５年における刑法犯の認知件数・発生率等を罪名別に見ると、1-1-1-2表のとおりである。

1-1-1-2表 刑法犯 認知件数・発生率・検挙件数・検挙人員・検挙率（罪名別）

（令和５年）

罪名	認知件数		発生率		検挙件数		検挙人員		検挙率	
総数	703,351	(+102,020)	565.6	(+84.3)	269,550	(+19,200)	183,269	(+13,860)	38.3	(−3.3)
殺人	912	(+59)	0.7	(+0.1)	872	(+55)	808	(+23)	95.6	(−0.2)
強盗	1,361	(+213)	1.1	(+0.2)	1,232	(+172)	1,601	(+279)	90.5	(−1.8)
放火	766	(−15)	0.6	(−0.0)	655	(+11)	576	(+44)	85.5	(+3.1)
不同意性交等	2,711	(+1,056)	2.2	(+0.9)	2,073	(+672)	1,875	(+536)	76.5	(−8.2)
凶器準備集合	7	(−4)	0.0	(−0.0)	6	(−6)	22	(−12)	85.7	(−23.4)
暴行	30,196	(+2,347)	24.3	(+2.0)	24,869	(+1,556)	25,305	(+1,341)	82.4	(−1.4)
傷害	22,169	(+2,655)	17.8	(+2.2)	17,954	(+2,109)	19,902	(+2,370)	81.0	(−0.2)
脅迫	4,535	(+498)	3.6	(+0.4)	3,756	(+363)	3,254	(+261)	82.8	(−1.2)
恐喝	1,567	(+277)	1.3	(+0.2)	1,151	(+215)	1,363	(+204)	73.5	(+0.9)
窃盗	483,695	(+75,784)	389.0	(+62.5)	157,115	(+8,993)	85,535	(+6,301)	32.5	(−3.8)
詐欺	46,011	(+8,083)	37.0	(+6.6)	16,667	(+583)	9,761	(−746)	36.2	(−6.2)
横領	15,795	(+2,028)	12.7	(+1.7)	10,802	(+879)	10,064	(+755)	68.4	(−3.7)
遺失物等横領	13,879	(+1,544)	11.2	(+1.3)	9,485	(+643)	8,929	(+557)	68.3	(−3.3)
偽造	1,903	(+113)	1.5	(+0.1)	1,407	(−109)	885	(−44)	73.9	(−10.8)
贈収賄	42	(−)	0.0	(+0.0)	39	(−1)	75	(+12)	92.9	(−2.4)
背任	102	(+22)	0.1	(+0.0)	86	(+27)	86	(+22)	84.3	(+10.6)
賭博・富くじ	141	(−23)	0.1	(−0.0)	100	(−50)	422	(−120)	70.9	(−20.5)
不同意わいせつ	6,096	(+1,388)	4.9	(+1.1)	4,813	(+751)	3,804	(+737)	79.0	(−7.3)
公然わいせつ	2,326	(−61)	1.9	(−0.0)	1,703	(+116)	1,325	(+6)	73.2	(+6.7)
わいせつ物頒布等	628	(−246)	0.5	(−0.2)	640	(−209)	345	(−159)	101.9	(+4.8)
性的姿態撮影等処罰法	2,538	…	2.0	…	1,296	…	936	…	51.1	…
公務執行妨害	2,217	(+41)	1.8	(+0.0)	2,090	(−26)	1,604	(−50)	94.3	(−3.0)
失火	187	(−24)	0.2	(−0.0)	117	(−18)	103	(−9)	62.6	(−1.4)
住居侵入	10,627	(+1,113)	8.5	(+0.9)	5,454	(+222)	3,474	(+149)	51.3	(−3.7)
略取誘拐・人身売買	526	(+136)	0.4	(+0.1)	473	(+104)	473	(+96)	89.9	(−4.7)
盗品譲受け等	974	(+252)	0.8	(+0.2)	879	(+248)	728	(+194)	90.2	(+2.9)
器物損壊	56,957	(+2,207)	45.8	(+2.0)	8,367	(+488)	4,593	(+73)	14.7	(+0.3)
暴力行為等処罰法	33	(+7)	0.0	(+0.0)	30	(+9)	31	(+5)	90.9	(+10.1)
その他	8,329	(+1,576)	6.7	(+1.3)	4,904	(+750)	4,319	(+656)	58.9	(−2.6)
（参考値）										
危険運転致死傷	783	(+48)	0.6	(+0.0)	783	(+48)	778	(+41)	100.0	(−)
過失運転致死傷等	290,596	(+7,449)	233.7	(+7.1)	290,596	(+7,449)	297,422	(+7,470)	100.0	(−)

注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
2 「遺失物等横領」の件数・人員は、横領の内数である。
3 （ ）内は、前年比である。

令和５年における刑法犯の認知件数の罪名別構成比は、1-1-1-3図のとおりである。

1-1-1-3図　刑法犯 認知件数の罪名別構成比

（令和５年）

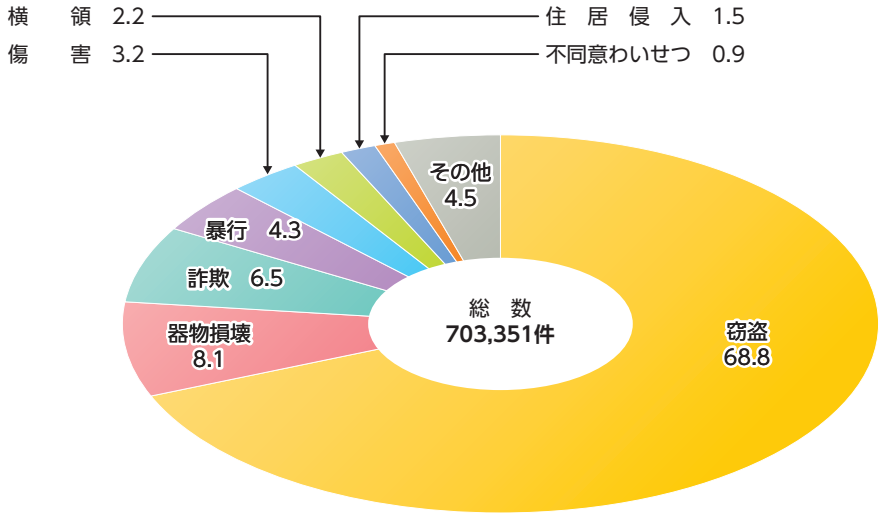

注　1　警察庁の統計による。
　　2　「横領」は、遺失物等横領を含む。

2　検挙人員

刑法犯の検挙人員は、平成13年から増加し続け、16年には38万9,027人を記録したが、17年から減少に転じ、25年から令和４年までは毎年戦後最少を更新したものの、５年は前年と比べて増加し、18万3,269人（前年比１万3,860人（8.2％）増）であった（1-1-1-1図 CD-ROM 参照）。

令和５年における刑法犯の検挙人員の罪名別構成比は、1-1-1-4図のとおりである（罪名別の検挙人員については、1-1-1-2表参照）。

1-1-1-4図　刑法犯 検挙人員の罪名別構成比

（令和５年）

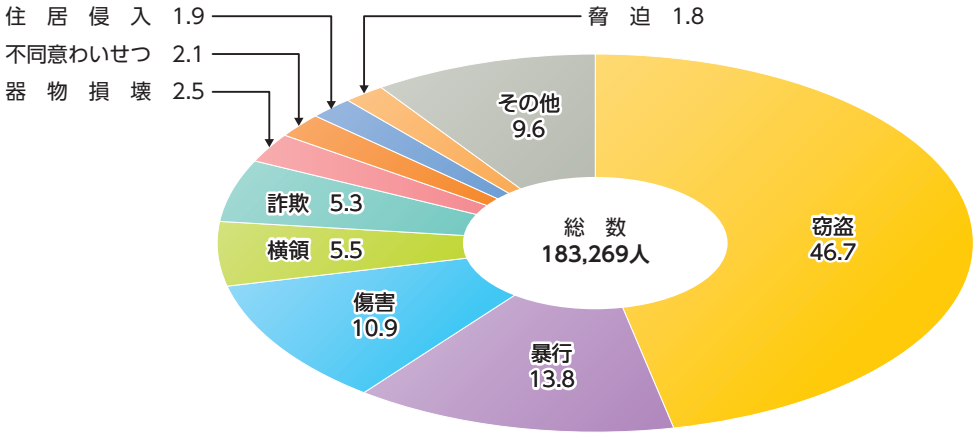

注　1　警察庁の統計による。
　　2　「横領」は、遺失物等横領を含む。

刑法犯について、検挙人員の年齢層別構成比の推移（最近30年間）を見ると、1-1-1-5図のとおりである（男女別の年齢層別検挙人員の推移については、CD-ROM 参照）。65歳以上の高齢者の構成比は、平成６年には3.6％（１万1,017人）であったが、令和５年は22.4％（４万1,099人）を占めており、検挙人員に占める高齢者の比率は上昇傾向にある（高齢者による犯罪の動向については、第４編第８章参照）。一方、20歳未満の者の構成比は、平成９年には48.9％（15万3,389人）であったが、その後低下傾向にあり、令和２年に9.8％（１万7,904人）と昭和48年以来初めて10％を下回ったところ、令和５年は10.6％（１万9,399人）であった（少年非行の動向については、第３編第１章参照）。

1-1-1-5図 刑法犯 検挙人員の年齢層別構成比の推移

（平成６年～令和５年）

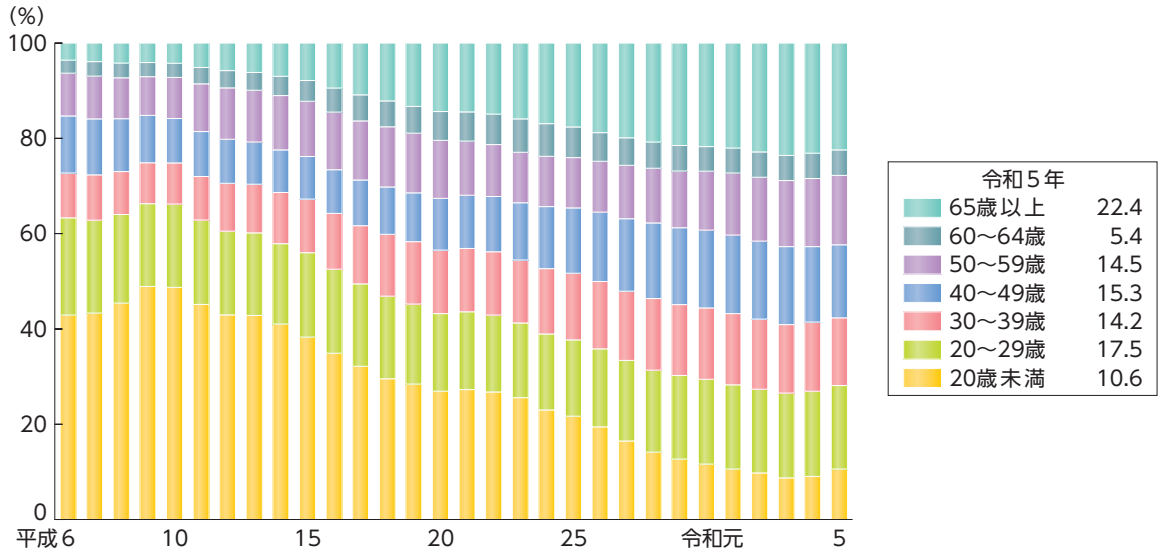

注　1　警察庁の統計による。
　　2　犯行時の年齢による。

令和５年における刑法犯の検挙人員を罪名別に見るとともに、これを男女別に見ると、**1-1-1-6表**のとおりである（女性による犯罪の動向については、第４編第７章参照）。

1-1-1-6表 刑法犯 検挙人員（罪名別、男女別）

（令和５年）

罪名	総数		男性	女性	女性比
刑法犯	183,269	(100.0)	143,899	39,370	21.5
殺人	808	(0.4)	606	202	25.0
〔嬰児殺〕	8	(0.0)	1	7	87.5
強盗	1,601	(0.9)	1,471	130	8.1
放火	576	(0.3)	423	153	26.6
不同意性交等	1,875	(1.0)	1,861	14	0.7
暴行	25,305	(13.8)	21,442	3,863	15.3
傷害	19,902	(10.9)	17,866	2,036	10.2
恐喝	1,363	(0.7)	1,238	125	9.2
窃盗	85,535	(46.7)	58,823	26,712	31.2
〔万引き〕	49,399	(27.0)	29,171	20,228	40.9
詐欺	9,761	(5.3)	7,830	1,931	19.8
横領	10,064	(5.5)	8,722	1,342	13.3
遺失物等横領	8,929	(4.9)	7,798	1,131	12.7
偽造	885	(0.5)	669	216	24.4
不同意わいせつ	3,804	(2.1)	3,774	30	0.8
その他	21,790	(11.9)	19,174	2,616	12.0

注　1　警察庁の統計による。
　　2　（　）内は、罪名別構成比である。
　　3　〔　〕内は、犯行の手口であり、殺人又は窃盗の内数である。
　　4　「遺失物等横領」は、横領の内数である。

3 検挙率

刑法犯の検挙率は、平成７年から毎年低下し、13年には19.8％と戦後最低を記録したが、14年から回復傾向にあり、一時横ばいで推移した後、26年以降上昇していたものの、令和４年に低下に転じ、５年は38.3％（前年比3.3pt 低下）であった（1-1-1-1図 CD-ROM 参照）。

令和５年における刑法犯の検挙率を罪名別に見ると、1-1-1-2表のとおりである。

コラム１　刑法犯以外も含めた犯罪の全体像を捉えるための試み

犯罪白書では、令和４年版から、我が国における刑法犯以外も含めた犯罪の全体像を捉えるための試みを行っており、３年目となった本年においては、かかる全体像について、この３年間の推移を通してその動向を考察する。

図１は、（ア）刑法犯、（イ）危険運転致死傷・過失運転致死傷等、（ウ）特別法犯（交通法令違反を除く。以下このコラムにおいて「特別法犯」という。）及び（エ）交通法令違反（道交違反（反則事件）を除く。以下このコラムにおいて「交通法令違反」という。）につき、それぞれの検挙件数を、警察以外により検挙されたものも含めて一つのグラフにまとめ、年ごとに並べたものである。

検挙件数の総数は、令和３年が約85万件、４年が約81万件、５年が約86万件と大幅な増減は見られず、その構成比も、刑法犯が約30％、危険運転致死傷・過失運転致死傷等が約35％、特別法犯が約10％、交通法令違反が約25％で大きな変動は見られなかった。

次に、図２は、我が国における犯罪の全体像をできる限り把握するため、検挙には至らなかった犯罪についても考慮すべく、（ア）刑法犯については警察による認知件数を、（イ）危険運転致死傷・過失運転致死傷等については人身事故件数を、（ウ）特別法犯及び（エ）交通法令違反については検挙件数を、それぞれ用いて合算したものである。

同図は、かねてから指摘しているとおり、厳密には概念が一致しない数値を合算した図であるから、飽くまで検挙に至らなかった犯罪の存在をイメージするものであることに留意しつつ、これを見ると、その総数は、令和３年が約117万件、４年が約118万件、５年が約131万件と増加しており、我が国における犯罪を全体的に捉えると、この３年間は年々その脅威が増大しつつあることがうかがえる。

そして、その内訳を見ると、人身事故件数は、令和３年が約31万件、４年が約30万件、５年が約31万件と、ほぼ横ばいであり、特別法犯の検挙件数も、３年から５年まで約８万件と変わらず、交通法令違反も、３年が約22万件、４年が約20万件、５年が約22万件と、やはりほぼ横ばいである。一方、警察による刑法犯の認知件数は、３年が約57万件、４年が約60万件（前年比5.8％増）、５年が約70万件（同17.0％増）と顕著に増加しており、ここ３年間では、刑法犯の認知件数の増加が図２における総数を押し上げているものと言え、とりわけ、４年から５年にかけては窃盗が40万7,911件から48万3,695件（同18.6％増）、詐欺が３万7,928件から４万6,011件（同21.3％増）へと増加している（1-1-2-1図①及び1-1-2-8図⑥参照）。

こうした令和５年における警察による刑法犯の認知件数は、３年及び４年の各件数を超えるのみならず、２年の約61万件も上回り、さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まる前である元年の約75万件に迫りつつあると言え（CD-ROM 参照）、今後、このまま増加が続いて同件数を超えるのか否か、その動向にはなお一層の注視が必要である。

図1

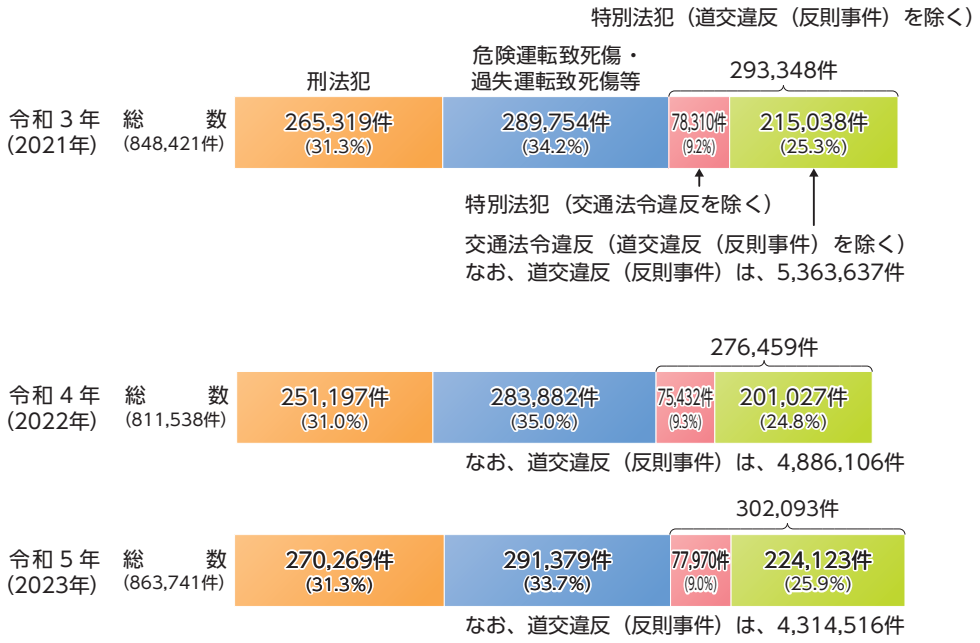

図2

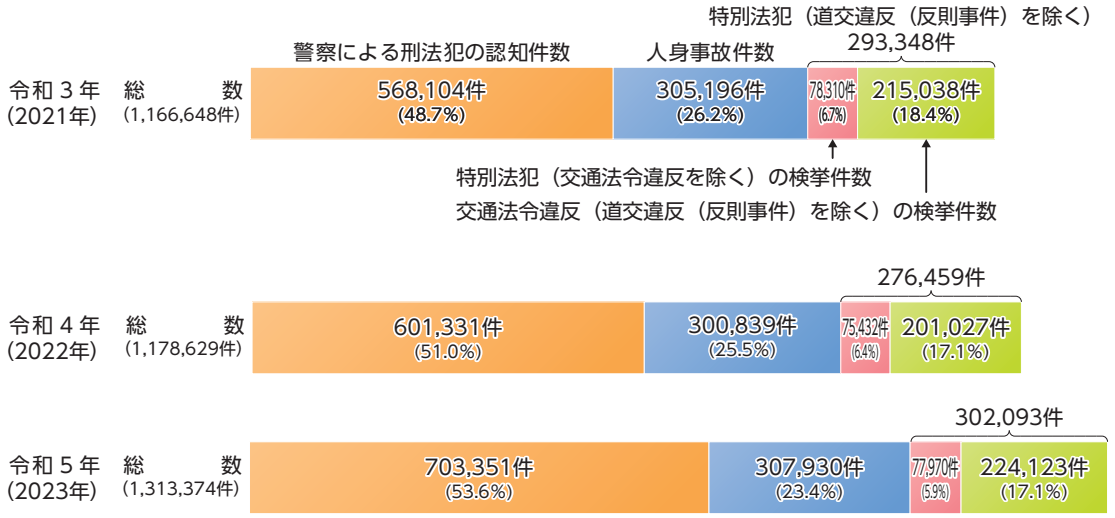

さらに、個別の犯罪類型では、令和４年版犯罪白書以来、その動向に着目してきた①児童虐待に係る事件、②配偶者からの暴力事案等、③サイバー犯罪、④特殊詐欺、⑤大麻取締法違反及び⑥危険運転致死傷の検挙件数につき、引き続き取り上げると、各犯罪類型の推移は、図3のとおりである。

令和５年の動向を加えても、いずれの犯罪類型でも、なお増加傾向又は高止まりの状態が継続しており、この３年間では、とりわけ、特殊詐欺について、３年が6,600件、４年が6,640件、５年が7,212件と漸次増加している状況にある（CD-ROM 参照）。そして、これらの犯罪類型の中には、行為が密室で行われ、あるいは隠蔽されやすい犯罪や、手口の多様化・複雑化あるいは巧妙化が見られる犯罪などもあることから、抑止には困難を伴わざるを得ない。

このように、個別の犯罪類型に関する検挙件数の推移等から見ても、我が国の犯罪情勢については、引き続き予断を許さない状況にあると言える。

図3

（平成23年～令和５年）

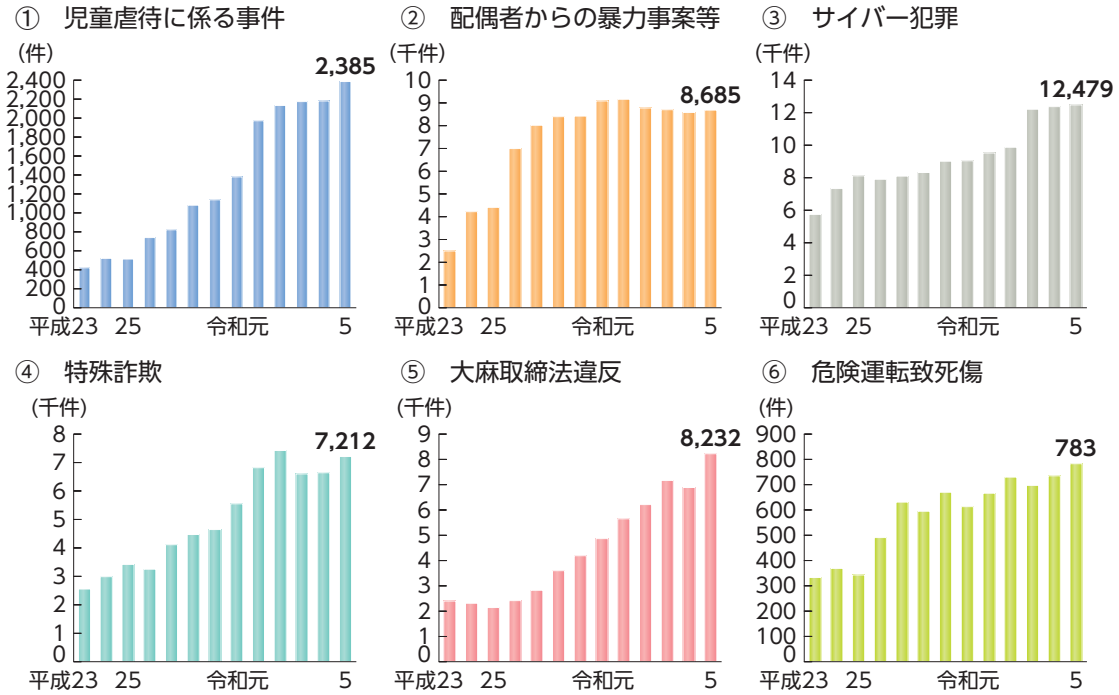

注　図１（１）法務総合研究所が資料を入手し得た数値で作成した（詳細は CD-ROM 参照）。（２）警察庁の統計、警察庁交通局の統計、厚生労働省医薬局の資料、厚生労働省労働基準局の資料、経済産業省商務情報政策局産業保安グループの資料、国土交通省海事局の資料、海上保安庁の資料、水産庁資源管理部の資料及び法務省矯正局の資料による。（３）水産庁資源管理部の資料による検挙件数は、令和４年の数値である。（４）交通法令違反（道交違反（反則事件）を除く。）の検挙件数は、送致件数を計上している。（５）警察以外による検挙件数は、漁業監督官（吏員）によるものを除き、送致件数を計上している。（６）罪種が不詳のものは、刑法犯に計上している。

図２（１）危険運転致死傷・過失運転致死傷等、特別法犯（交通法令違反を除く。）及び交通法令違反（道交違反（反則事件）を除く。）については、警察庁交通局の統計及び警察庁の統計に認知件数がないことから、刑法犯における警察による認知件数におおよそ匹敵すると考えられる人身事故件数及び検挙件数をそれぞれ参考として用いた。（２）「人身事故」は、道路交通法２条１項１号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うものをいう。（３）「刑法犯の認知件数」及び「人身事故件数」は、警察において把握したものに限る。（４）脚注図１（１）、（３）及び（４）に同じ。（５）警察庁の統計、警察庁交通局の統計、厚生労働省医薬局の資料、厚生労働省労働基準局の資料、経済産業省商務情報政策局産業保安グループの資料、国土交通省海事局の資料、海上保安庁の資料及び水産庁資源管理部の資料による。

図３（１）①・②は警察庁生活安全局の資料、③は警察庁サイバー警察局の資料、④は警察庁刑事局の資料、⑤は厚生労働省医薬局の資料、⑥は警察庁の統計に、それぞれよる。（２）詳細については、①につき第４編第６章第１節、②につき同章第２節、③につき同編第５章、④につき第１編第１章第２節３項（４）、⑤につき第４編第２章第１節２項、⑥につき同編第１章第２節２項を、それぞれ参照。

第2節 ■ 主な刑法犯

窃盗は、認知件数において刑法犯の７割近くを占める（1-1-1-3図参照）。その認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）を見ると、1-1-2-1図①のとおりである。平成７年から13年まで、認知件数の増加と検挙率の低下が続いていたが、14年から検挙率が上昇に転じ、認知件数も戦後最多を記録した同年（237万7,488件）をピークに15年から減少に転じた。認知件数は、26年以降令和３年まで、毎年戦後最少を更新し続けていたが、４年から２年連続で増加し、５年は48万3,695件（前年比７万5,784件（18.6％）増）であった。検挙件数は、平成17年から令和４年まで減少し続けていたが、５年は15万7,115件（同8,993件（6.1％）増）であった。検挙率は、平成26年から令和３年まで上昇し続けていたが、４年から２年連続で低下し、５年は32.5％（同3.8pt 低下）であった（1-1-1-1図 CD-ROM 参照）。

窃盗を除く刑法犯の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）は、1-1-2-1図②のとおりである。認知件数は、平成16年に58万1,193件と戦後最多を記録した後、17年から減少し続けていたが、令和４年から２年連続で増加し、５年は21万9,656件（前年比２万6,236件（13.6％）増）であった。検挙率は、平成16年に37.8％と戦後最低を記録した後、緩やかな上昇傾向にあったが、令和４年から２年連続で低下し、５年は51.2％（同1.7pt 低下）であった（1-1-1-1図 CD-ROM 参照）。

1-1-2-1図 刑法犯 認知件数・検挙件数・検挙率の推移（窃盗・窃盗を除く刑法犯別）

（平成６年～令和５年）

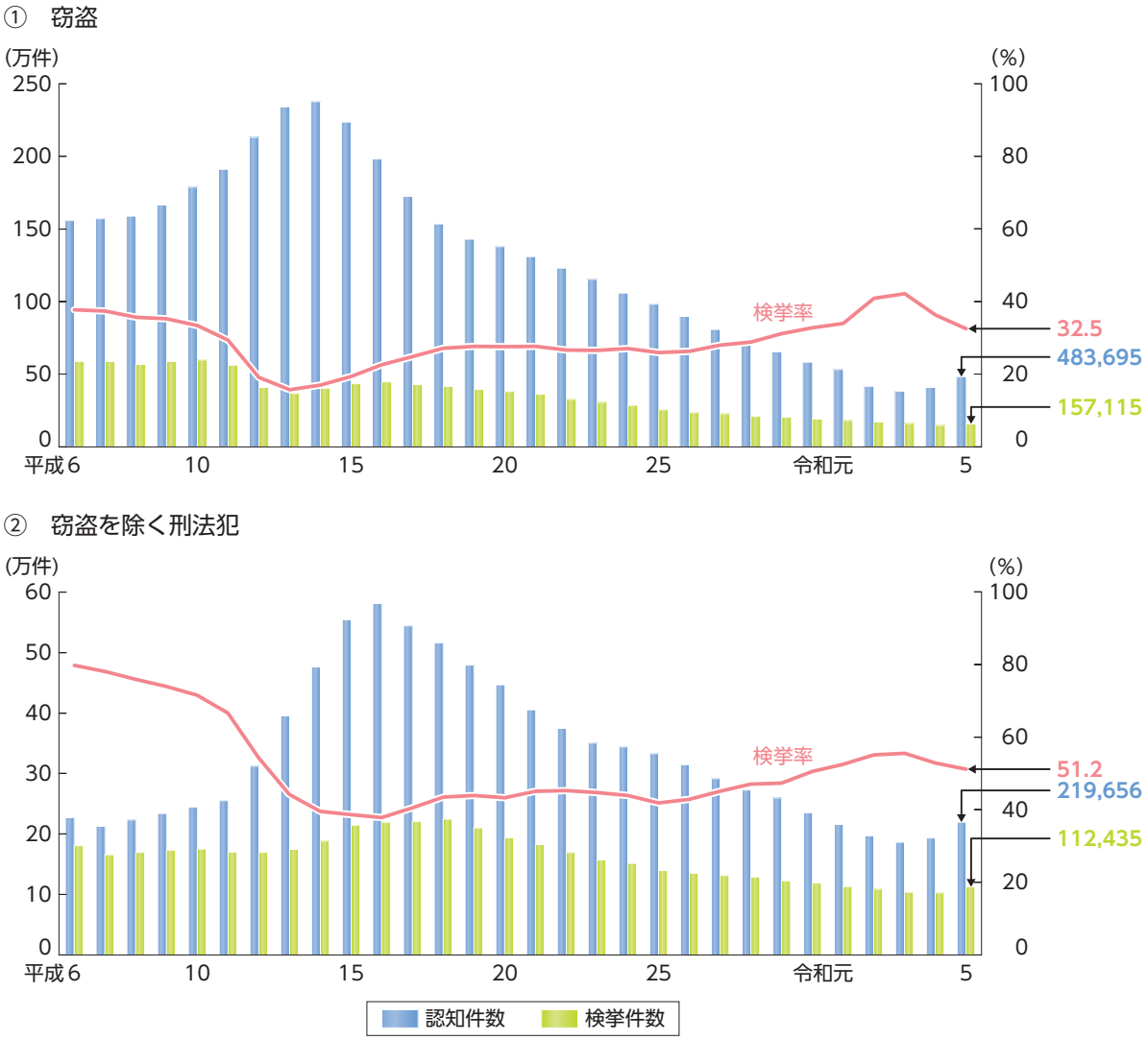

注　警察庁の統計による。

1 窃盗

令和５年における窃盗の認知件数の手口別構成比は、1-1-2-2図のとおりである（手口別の認知件数については、CD-ROM 参照）。

特殊詐欺（本節３項（４）参照）に関係する手口である払出盗（不正に取得し、又は不正に作成したキャッシュカード等を利用して ATM（CD を含む。）から現金を窃取するもの）及び職権盗（公務員等の身分を詐称し、捜査、検査等を装い、隙をみて金品を窃取するもの）の認知件数は、近年増加傾向にあったところ、令和５年は、払出盗が8,263件（前年比2.4％増）と前年から増加したのに対し、職権盗が1,578件（同31.3％減）と大きく減少した（警察庁の統計による。）。

1-1-2-2図 窃盗 認知件数の手口別構成比

（令和５年）

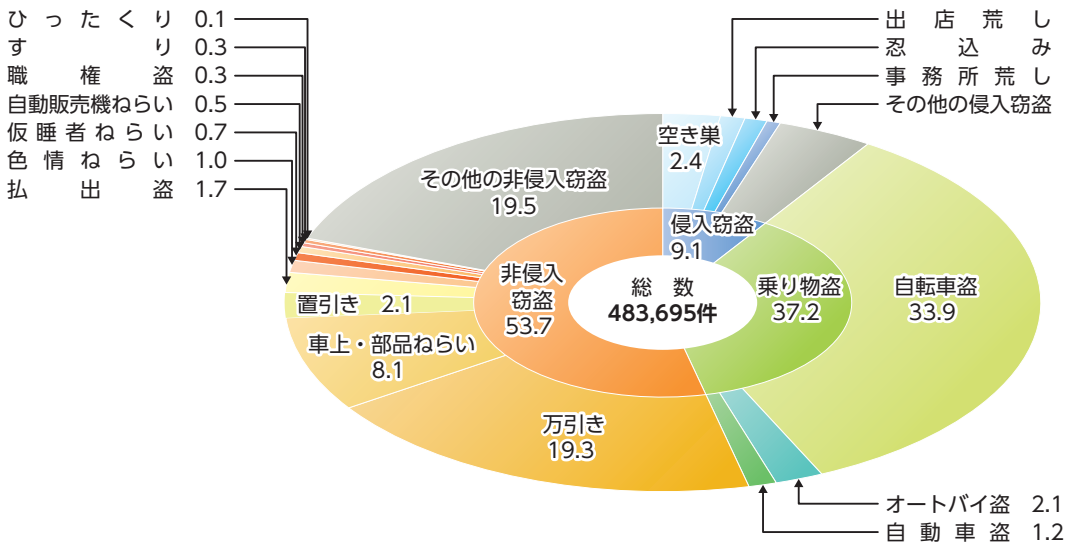

注 1 警察庁の統計による。
2 「払出盗」は、不正に取得し、又は不正に作成したキャッシュカード等を利用して ATM（CD を含む。）から現金を窃取するものをいう。
3 「職権盗」は、公務員等の身分を詐称し、捜査、検査等を装い、隙をみて金品を窃取するものをいう。
4 「その他の侵入窃盗」は、倉庫荒し、金庫破り、病院荒し等である。
5 「その他の非侵入窃盗」は、職場ねらい、工事場ねらい、さい銭ねらい等である。

認知件数の推移（最近30年間）を態様別に見ると、1-1-2-3図①のとおりであり、手口別に見ると、1-1-2-3図②のとおりである。

令和５年は、自転車盗の認知件数が16万4,180件（前年比３万5,297件（27.4％）増）と、４年から２年連続で大きく増加した。また、万引きの認知件数も９万3,168件（同9,570件（11.4％）増）と、前年から増加した。

1-1-2-3図 窃盗 認知件数の推移（態様別、手口別）

（平成６年～令和５年）

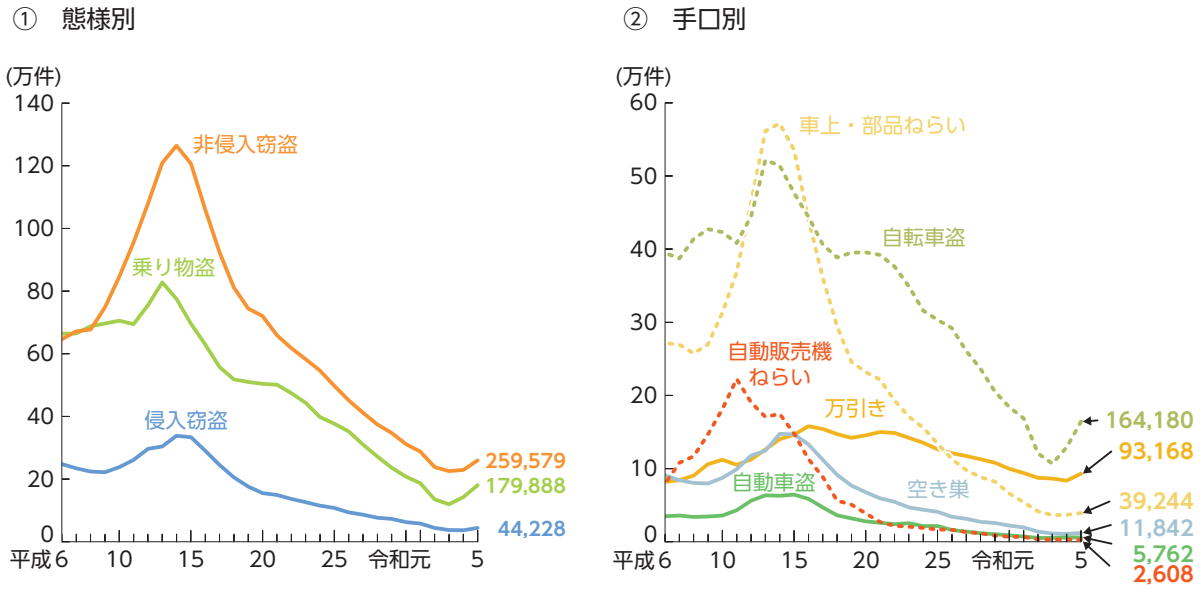

注　警察庁の統計による。

令和５年における窃盗の検挙件数の手口別構成比は、1-1-2-4図のとおりである（手口別の検挙件数については、CD-ROM 参照）。

1-1-2-4図 窃盗 検挙件数の手口別構成比

（令和５年）

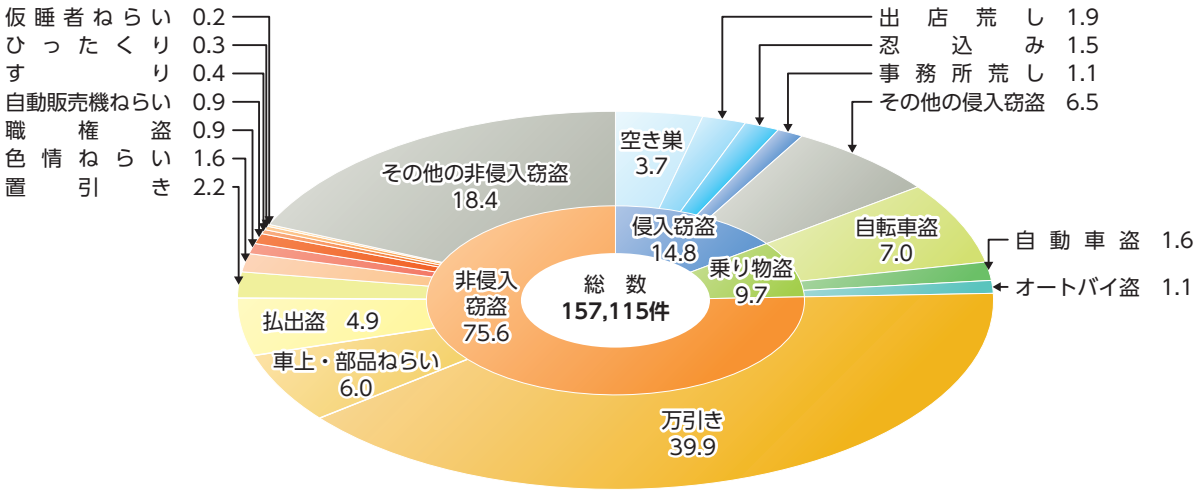

注　1　警察庁の統計による。
　　2　「払出盗」は、不正に取得し、又は不正に作成したキャッシュカード等を利用して ATM(CD を含む。）から現金を窃取するものをいう。
　　3　「職権盗」は、公務員等の身分を詐称し、捜査、検査等を装い、隙をみて金品を窃取するものをいう。
　　4　「その他の侵入窃盗」は、倉庫荒し、金庫破り、病院荒し等である。
　　5　「その他の非侵入窃盗」は、職場ねらい、工事場ねらい、さい銭ねらい等である。

令和５年の窃盗の検挙率を態様・手口別で見ると、侵入窃盗（52.4％）、非侵入窃盗（45.8％）、乗り物盗（8.4％）の順であったところ、非侵入窃盗のうち万引きは67.3％であった（警察庁の統計による。）。

2 不同意性交等・不同意わいせつ等

平成29年６月、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が成立し、同年７月に施行された。同法により、①従来の強姦が**強制性交等**に改められ、被害者の性別を問わなくなり、かつ、性交（姦淫）に加えて肛門性交及び口腔性交をも対象とし、法定刑の下限が引き上げられ、②**監護者わいせつ・監護者性交等**が新設され、18歳未満の者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じたわいせつ行為や性交等が処罰されることとなり、また、③強姦、強制わいせつ等（同法による改正前の刑法176条、177条及び178条に規定する罪）は親告罪であったが、これらの罪は、改正時に、監護者わいせつ・監護者性交等と共に、非親告罪とされた。

さらに、令和５年６月、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和５年法律第66号）及び**性的姿態撮影等処罰法**（令和５年法律第67号）が成立した。前記令和５年法律第66号により、強制わいせつ及び準強制わいせつ並びに強制性交等及び準強制性交等をそれぞれ統合し、それらの構成要件を改めて**不同意わいせつ**及び**不同意性交等**とするとともに、13歳以上16歳未満の者に対して当該者が生まれた日より５年以上前の日に生まれた者がわいせつな行為又は性交等をした場合に不同意わいせつ又は不同意性交等により処罰することを可能としたほか、16歳未満の者に対する**面会要求等**を新設するなどの処罰規定の整備等が行われた（同年７月13日施行。第２編第１章１項（３）参照）。

不同意性交等（前記平成29年法律第72号による改正前は強姦（準強姦を含む。）をいい、同改正後、前記令和５年法律第66号による改正前は強制性交等（準強制性交等を含む。）、前記強姦及び監護者性交等をいい、同改正後は不同意性交等、前記強制性交等、前記強姦及び監護者性交等をいう。）の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）は、**1-1-2-5図**のとおりである。認知件数は、平成９年から増加傾向を示し、15年に2,472件を記録した後、23年まで減少し続け、24・25年にやや増加したものの、26年から再び減少し、28年は昭和57年以降で最少の989件であった。その後、平成29年からは増加傾向を示し、令和５年は2,711件（前年比1,056件（63.8％）増）であり、うち女性を被害者とするものは2,611件であった（**6-1-3-1表**参照）。なお、前記平成29年法律第72号による改正によって対象が拡大した点及び前記令和５年法律第66号による改正によって構成要件が変更となった点には留意する必要がある。検挙件数も、平成15年に1,569件を記録した後、減少傾向にあったが、29年から増加傾向にあり、令和５年は2,073件（同672件（48.0％）増）であった。検挙率は、平成10年から低下し、14年に62.3％と戦後最低を記録した後は上昇傾向にあり、27年から令和３年まで、いずれの年も90％台と高水準で推移していたが、５年は前年に引き続き低下し、76.5％（同8.2pt 低下）であった。

このうち、令和５年における、前記令和５年法律第66号による改正後の不同意性交等に限った認知件数は1,237件、検挙件数は579件（検挙率は46.8％）であった。また、監護者性交等の認知件数は103件、検挙件数は102件（検挙率は99.0％）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

1-1-2-5図 不同意性交等 認知件数・検挙件数・検挙率の推移

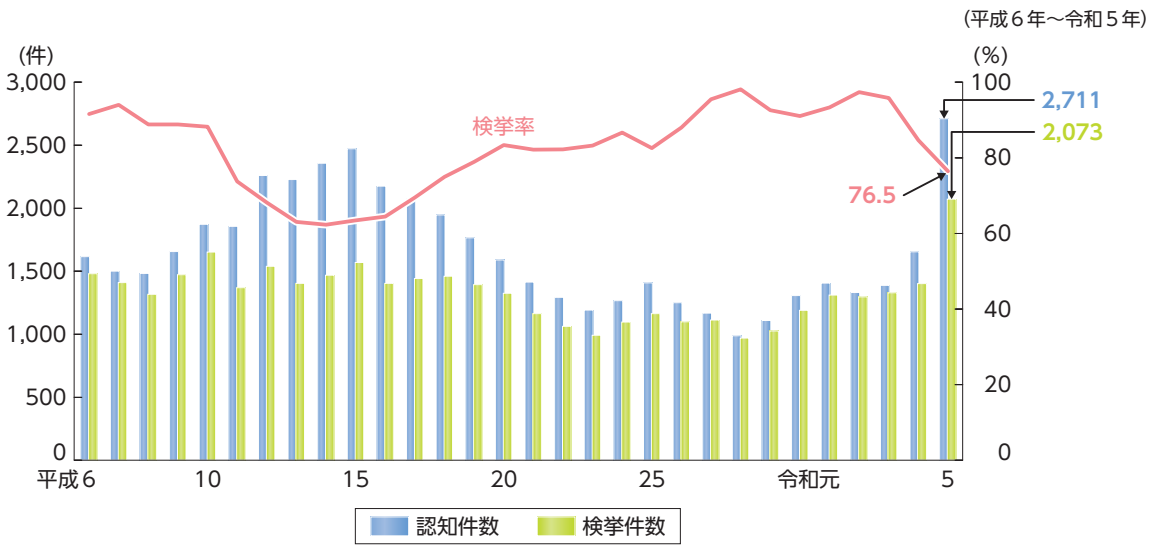

注　警察庁の統計による。

不同意わいせつ（前記平成29年法律第72号による改正前は強制わいせつ（準強制わいせつを含む。）をいい、同改正後、前記令和５年法律第66号による改正前は前記強制わいせつ及び監護者わいせつをいい、同改正後は不同意わいせつ、前記強制わいせつ及び監護者わいせつをいう。）の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）は、1-1-2-6図のとおりである。認知件数は、平成の初期から増加傾向にあったが、平成11年から13年にかけて前年比25.8～38.6％の勢いで増加し続け、15年には昭和41年以降で最多の１万29件を記録した。その後、平成21年まで減少し、22年から25年までは増加傾向にあり、26年から令和２年まで減少し続けていたが、３年に増加に転じ、５年は6,096件（前年比1,388件（29.5％）増）であった。なお、前記平成29年法律第72号による改正によって対象が縮小（口腔性交及び肛門性交が強制性交等の対象行為となった。）及び拡大（監護者わいせつが新設された。）した点並びに前記令和５年法律第66号による改正によって構成要件が変更となった点には留意する必要がある。検挙件数は、平成５年から25年までは3,000件台、26年から30年までは4,000件台前半、令和元年から３年までは3,000件台後半でそれぞれ推移していたが、４年は4,000件を超え、５年は4,813件（同751件（18.5％）増）であった。検挙率は、平成11年に前年比18.9pt、12年に同14.8pt 低下し、14年には35.5％と昭和41年以降で最低を記録したが、その後は上昇傾向にあったところ、令和５年は79.0％（同7.3pt 低下）であった（CD-ROM 参照）。

このうち、令和５年における、前記令和５年法律第66号による改正後の不同意わいせつに限った認知件数は2,733件、検挙件数は1,369件（検挙率は50.1％）であった。また、監護者わいせつの認知件数は121件、検挙件数は109件（検挙率は90.1％）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

1-1-2-6図　不同意わいせつ 認知件数・検挙件数・検挙率の推移

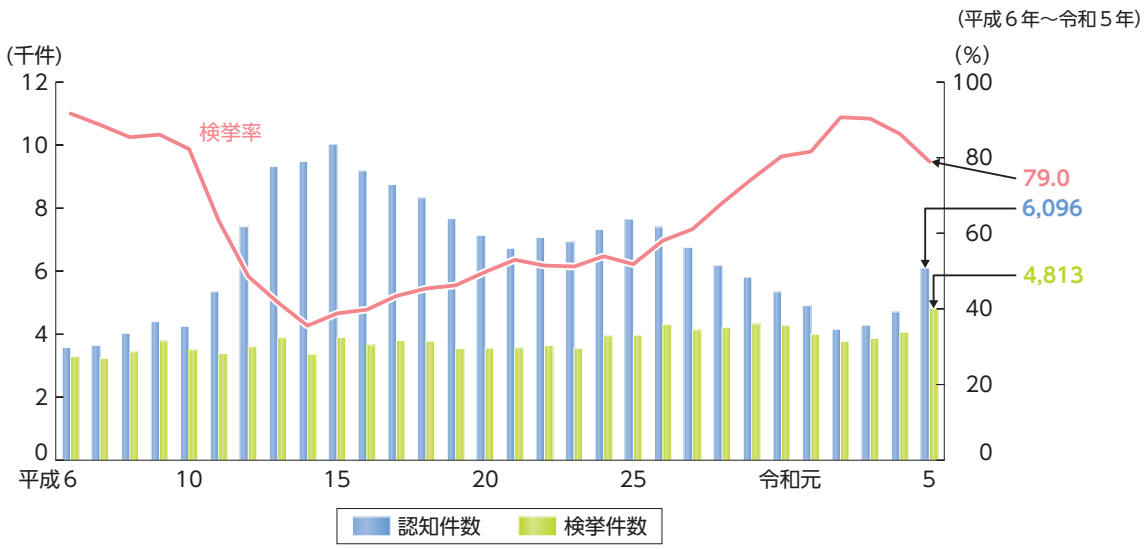

注　警察庁の統計による。

前記令和５年法律第66号による改正によって新設された16歳未満の者に対する面会要求等の認知件数は45件、検挙件数は19件であった（警察庁の統計による。）。また、前記令和５年法律第67号によって新設された性的姿態撮影等処罰法違反の認知件数は2,538件、検挙件数は1,296件であった（CD-ROM 資料1-2参照。性的姿態撮影等処罰法については、第２編第１章１項（３）参照）。

3　その他の刑法犯

窃盗及び不同意性交等・不同意わいせつを除く刑法犯について、主な罪名・罪種ごとに認知件数の推移（最近30年間）を見ると、1-1-2-7図のとおりである。

1-1-2-7図　その他の刑法犯 認知件数の推移（罪名・罪種別）

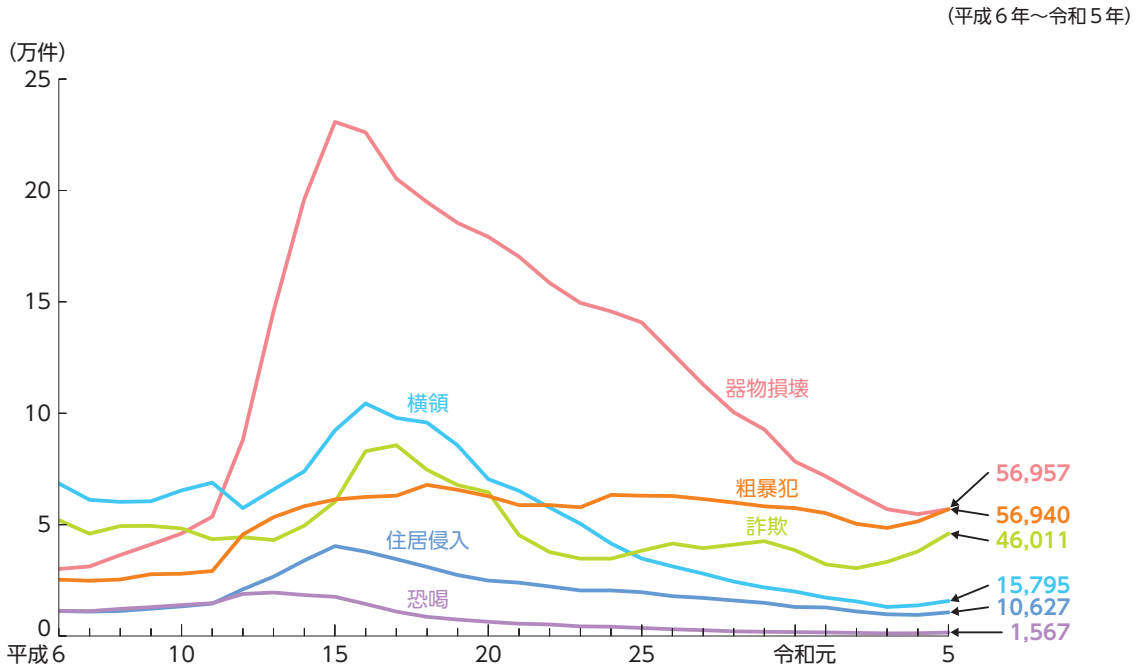

注　1　警察庁の統計による。
　　2　「粗暴犯」は、傷害、暴行、脅迫、凶器準備集合及び暴力行為等処罰法違反をいう。
　　3　「横領」は、遺失物等横領を含む。

認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近20年間）を罪名別に見ると、**1-1-2-8図**のとおりである（詳細については、CD-ROM 資料**1-2**及び**1-3**参照）。

なお、盗品譲受け等、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、略取誘拐・人身売買、通貨偽造、文書偽造等及び賭博・富くじの認知件数等については CD-ROM 参照。

1-1-2-8図 刑法犯 認知件数・検挙件数・検挙率の推移（罪名別）

（平成16年～令和５年）

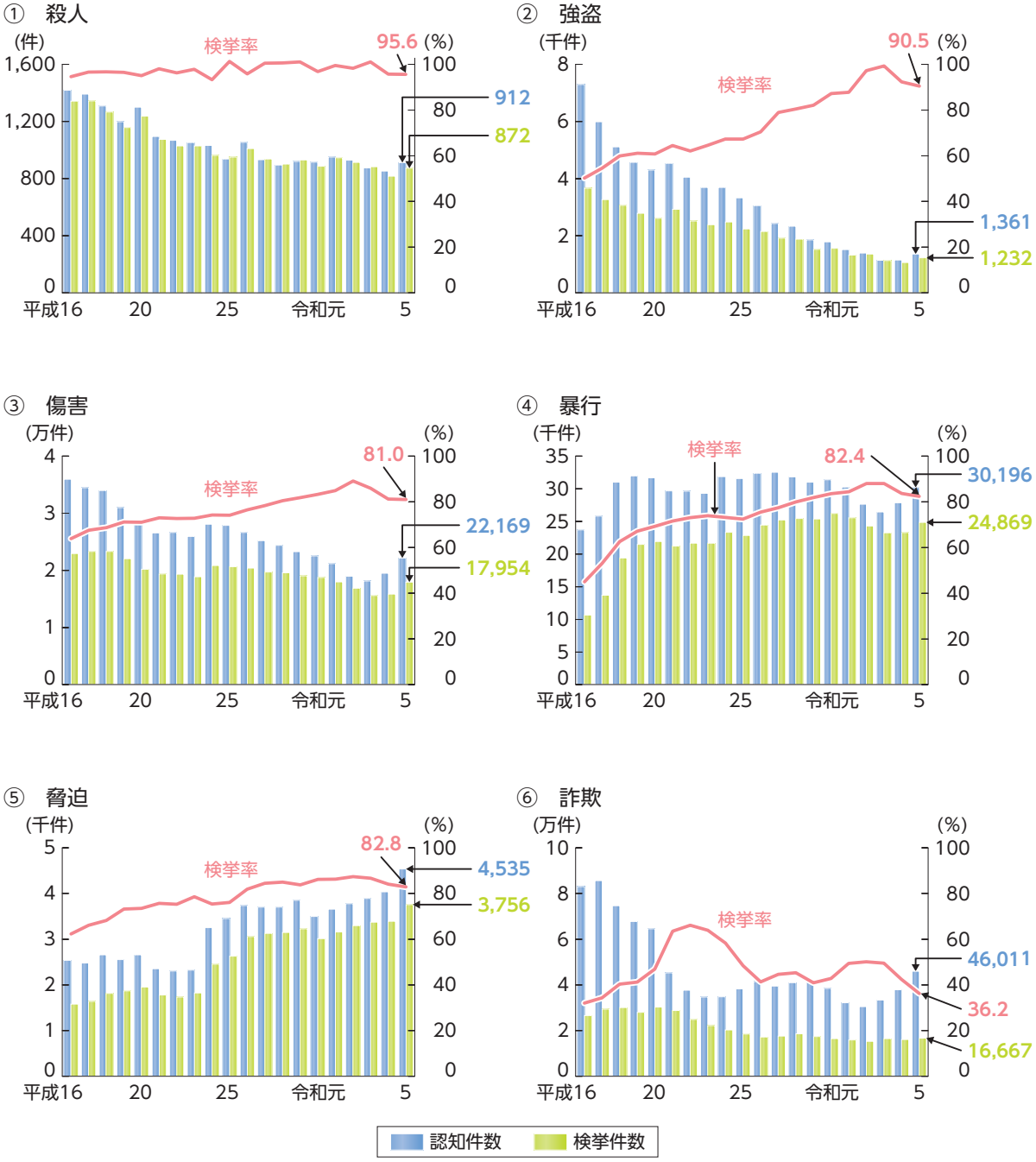

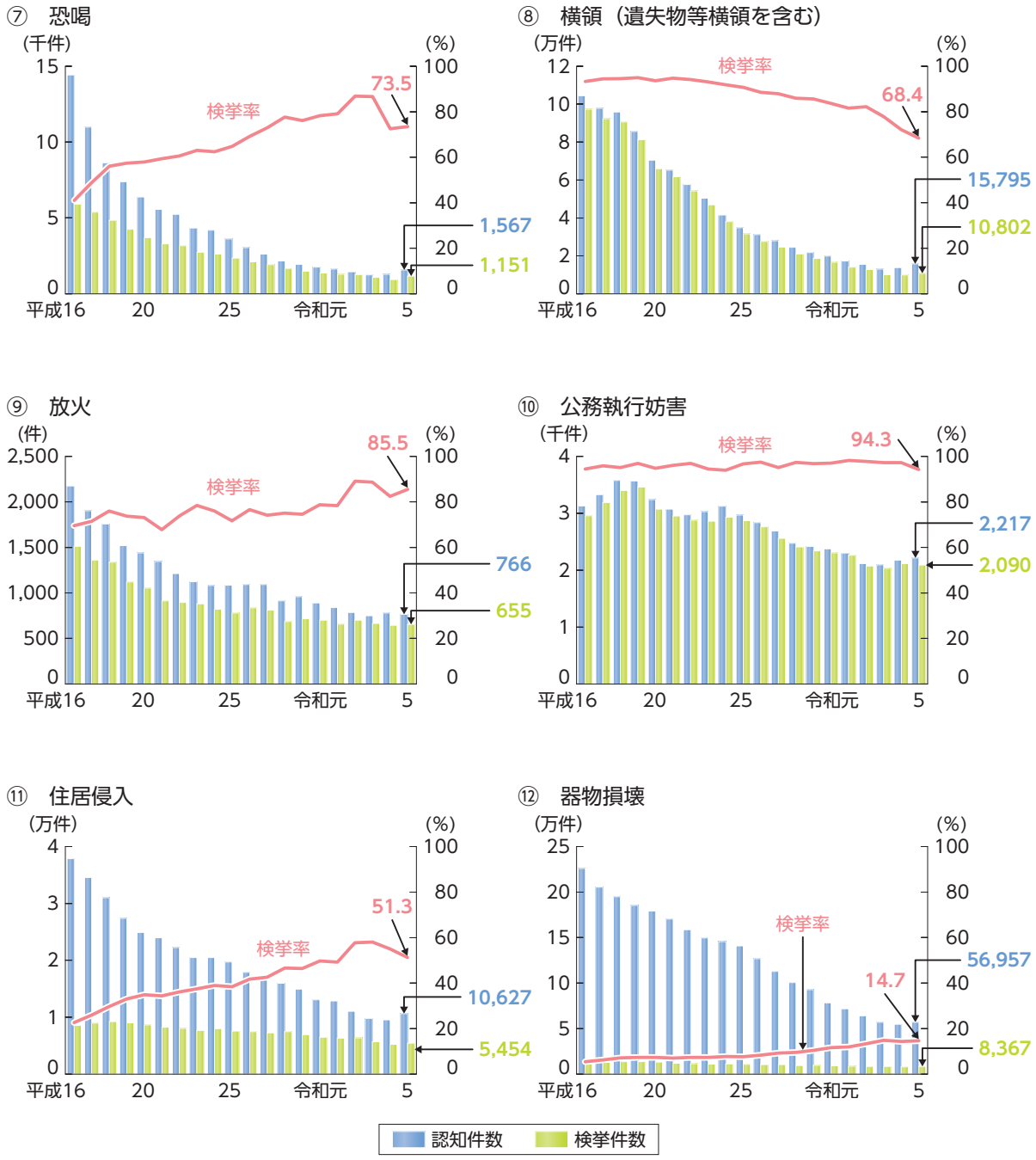

注　警察庁の統計による。

（1）殺人（1-1-2-8図①）

殺人の認知件数は、平成16年から28年までは減少傾向にあり、その後はおおむね横ばいで推移し、令和３年から２年連続で戦後最少を更新したが、５年は増加し、912件（前年比59件（6.9％）増）であった。検挙率は、安定して高い水準（５年は95.6％）にある。

（2）強盗（1-1-2-8図②）

強盗の認知件数は、平成15年に昭和26年以降で最多の7,664件を記録した後、平成16年から減少傾向となり、令和３年には戦後最少を更新したものの、翌年から２年連続で増加し、５年は1,361件（前年比213件（18.6％）増）であった。検挙率は、平成17年から上昇傾向にあり、令和５年は90.5％（同1.8pt 低下）と２年連続で低下したものの、依然として高い水準にある。

令和５年における強盗の認知件数の手口別構成比は、1-1-2-9図のとおりである。

1-1-2-9図 強盗 認知件数の手口別構成比

（令和５年）

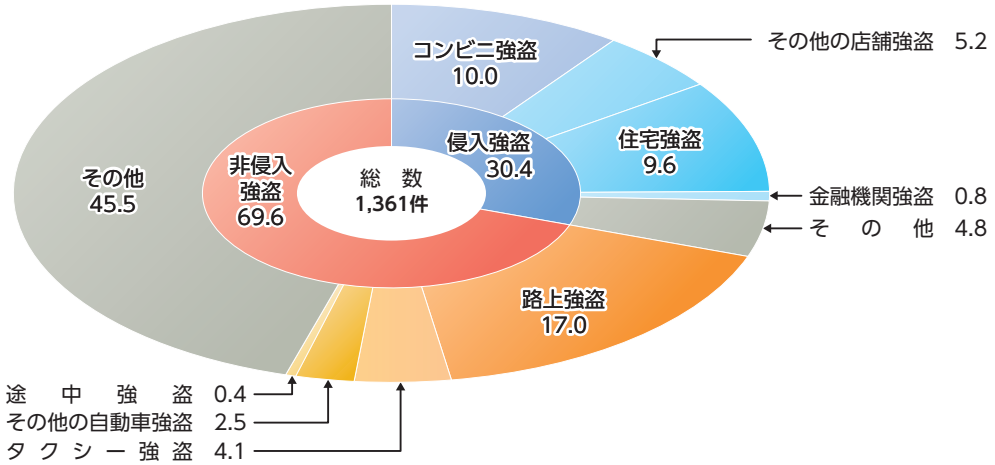

注 1 警察庁の統計による。
2 「タクシー強盗」及び「その他の自動車強盗」は、自動車に乗車中の者から自動車又は金品を強取するもの（暴行・脅迫を加えて運賃の支払を免れるものを含む。）をいう。
3 「途中強盗」は、金品を輸送中の者又は銀行等に預金に行く途中若しくは銀行等から払戻しを受けて帰る途中の者であることを知った上で、その者から金品を強取するものをいう。

（３）傷害・暴行・脅迫（1-1-2-8図③～⑤）

傷害の認知件数は、平成15年に３万6,568件を記録した後、16年から減少傾向にあったが、令和４年から２年連続で増加し、５年は２万2,169件（前年比2,655件（13.6％）増）であった。暴行の認知件数は、平成18年以降おおむね高止まりの状況にあり、２万9,000件台から３万2,000件台で推移した後、令和元年から減少傾向にあったが、５年は４年に引き続き増加し、３万196件（同2,347件（8.4％）増）であった。脅迫の認知件数は、平成12年以降2,000件台で推移していたところ、24年に大きく増加し、同年以降は3,000件台で推移していたが、令和４年は昭和43年以来54年ぶりに4,000件を上回り、令和５年は4,535件（同498件（12.3％）増）であった。検挙率は、いずれも、平成16年前後からおおむね上昇傾向にあり、令和５年は前年と比べて低下したものの、傷害は81.0％、暴行は82.4％、脅迫は82.8％と、依然として８割を超えている。

（４）詐欺（1-1-2-8図⑥）

詐欺の認知件数は、平成17年に昭和35年以降で最多の８万5,596件を記録した後、平成18年から減少に転じ、24年からは増加傾向を示していた。その後、30年から再び減少していたが、令和３年から増加しており、５年は４万6,011件（前年比8,083件（21.3％）増）であった。検挙率は、平成16年に32.1％と戦後最低を記録した後、17年から上昇に転じ、23年から26年までの低下を経て、その後は上昇傾向にあったが、令和３年から低下しており、５年は36.2％（同6.2pt 低下）であった。

特殊詐欺（被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称。現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗（警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見るなどし、同キャッシュカード等を窃取するもの）を含む。）の認知件数、検挙件数及び被害総額（現金被害額及び詐取又は窃取されたキャッシュカード等を使用して ATM から引き出された額（以下「ATM 引出し額」という。）の総額をいう。ただし、ATM 引出し額については、平成21年以前は被害総額に含まれず、22年から24年までは、オレオレ詐欺に係るもののみを計上している。）の推移（統計の存在する平成16年以降）は、1-1-2-10図のとおりである（検挙人員及び検挙率については、CD-ROM 参照）。主要な手口別で見ると、令和５年においては、架空料金請求詐欺（未払いの

料金があるなど架空の事実を口実とし、金銭等をだまし取る（脅し取る）もの）の認知件数が5,198件（前年比77.9％増）と最も多く、特殊詐欺の認知件数に占める割合は27.3％（同10.7pt 増）、被害額は約140億円（同37.9％増）となっており、前年と比べていずれも増加している（警察庁刑事局の資料による。）。

1-1-2-10図　特殊詐欺 認知件数・検挙件数・被害総額の推移

（平成16年～令和５年）

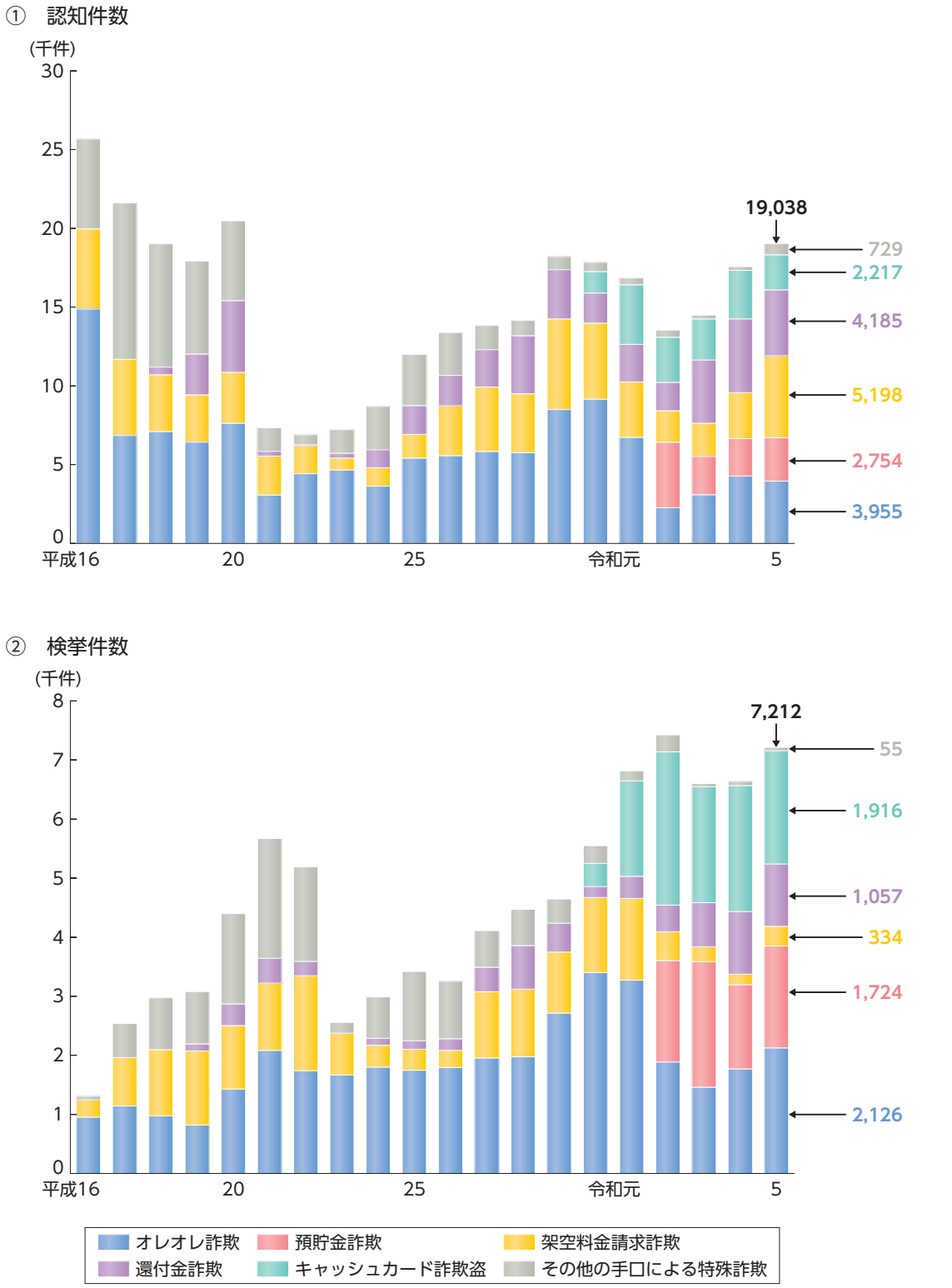

③ 被害総額

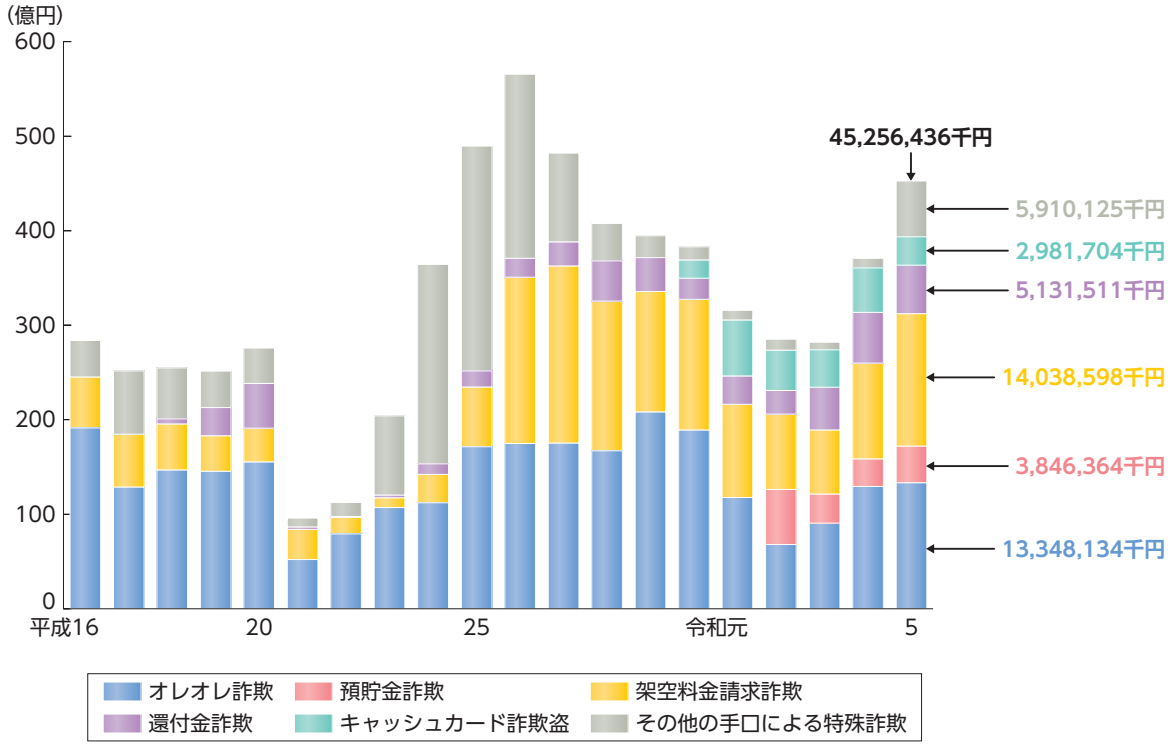

注 1 警察庁刑事局の資料による。
2 「特殊詐欺」は、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称である。
3 「オレオレ詐欺」は、親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいい、平成16年から計上している。
4 「預貯金詐欺」は、親族、警察官、銀行協会職員等を装い、「あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続が必要である」等の名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る（脅し取る）ものをいい、従来オレオレ詐欺に包含されていた犯行形態を令和２年から新たな手口として分類し、計上している。
5 「架空料金請求詐欺」は、未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし、金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいい、平成16年から計上している。
6 「還付金詐欺」は、税金還付等に必要な手続を装って被害者に ATM を操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機使用詐欺事件又は詐欺事件をいい、平成18年から計上している。
7 「キャッシュカード詐欺盗」は、警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見るなどし、同キャッシュカード等を窃取するものをいい、平成30年から計上している。
8 「その他の手口による特殊詐欺」は、平成16年から21年までは融資保証金詐欺であり、22年以降は融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺等である。
ただし、融資保証金詐欺を除く手口については、①及び③は平成22年２月から、②は23年１月から計上している。
9 「被害総額」は、現金被害額及び詐取又は窃取されたキャッシュカード等を使用して ATM から引き出された額の総額をいう。ただし、同キャッシュカード等を使用して ATM から引き出された額については、平成21年以前は被害総額に含まれず、22年から24年までは オレオレ詐欺に係るもののみを計上している。
10 金額については、千円未満切捨てである。

（５）恐喝（1-1-2-8図⑦）

恐喝の認知件数は、平成13年に１万9,566件を記録した後、14年から減少し続けていたが、令和４年から２年連続で増加し、５年は1,567件（前年比277件（21.5％）増）であった。

（６）横領（1-1-2-8図⑧）

横領（遺失物等横領を含む。）の認知件数は、平成16年に戦後最多の10万4,412件を記録した後、17年から減少し続けていたが、令和４年から２年連続で増加し、５年は１万5,795件（前年比2,028件（14.7％）増）であった。

（７）放火（1-1-2-8図⑨）

放火の認知件数は、平成16年に2,174件を記録した後、17年から減少傾向にあり、令和５年は766件（前年比15件（1.9％）減）であった。

（8）公務執行妨害（1-1-2-8図⑩）

公務執行妨害の認知件数は、平成18年に戦後最多の3,576件を記録した後、19年から減少傾向にあったが、令和４年から２年連続で増加し、５年は2,217件（前年比41件（1.9％）増）であった。

（9）住居侵入（1-1-2-8図⑪）

住居侵入の認知件数は、平成15年に戦後最多の４万348件を記録した後、16年から減少傾向にあったが、令和５年は前年と比べて増加し、１万627件（前年比1,113件（11.7％）増）であった。

（10）器物損壊（1-1-2-8図⑫）

器物損壊の認知件数は、平成15年に23万743件を記録した後、16年から減少し続けていたが、令和５年は前年と比べて増加し、５万6,957件（前年比2,207件（4.0％）増）であった。検挙率は、平成16年から上昇傾向にあり、令和５年は14.7％（同0.3pt 上昇）であったが、依然、刑法犯全体と比べて著しく低い。

コラム２　新型コロナウイルス感染症と刑法犯認知件数の推移

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、我が国においては、令和２年４月７日以降、合計３度にわたる新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下このコラムにおいて「緊急事態宣言」という。）が発出され、また、３年４月５日以降、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（以下このコラムにおいて「まん延防止等重点措置」という。）が全国41都道府県において実施され、移動を伴う行動の自粛を始めとする感染防止策が講じられた。その後、感染拡大状況等の変化に伴い、緊急事態宣言は３年９月30日までに、まん延防止等重点措置は４年３月21日までに、それぞれ全ての都道府県において終了した。

令和４年版犯罪白書では、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による外出自粛要請により、在宅人口が増加した一方で駅や繁華街の人流（人々の移動に伴う動き）が減少し、その結果、犯罪のターゲットとなる留守宅や通行人等が減少したことが令和２年及び３年における窃盗を始めとする刑法犯認知件数の減少理由の一つと考えられることを指摘した。また、令和５年版犯罪白書では、行動制限の緩和等により、人の移動が活発化し、その結果、犯罪発生の機会が増加したことが４年における刑法犯認知件数の増加理由の一つと考えられるとした上で、同年の刑法犯認知件数が依然として２年の水準を下回っている状況であったため、刑法犯認知件数が増加に転じたとまでは言い切れないと指摘したところである。その後、５年５月８日以降、新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の「新型インフルエンザ等感染症」から「５類感染症」に移行され、法律に基づき行政が国民に対して様々な要請・関与をしていく仕組みは、個人の選択を尊重して国民の自主的な取組をベースとした対応に変わってきた。そこで、このコラムでは特に５年における刑法犯認知件数の月別の推移について、４年以前の動向と比較するなどして見ていくこととする。

いわゆるコロナ禍前の５年間（平成27年から令和元年まで）の動向との比較もできるよう、平成27年から令和５年までの刑法犯認知件数の総数の推移を月別に見ると、図４のとおりである。刑法犯認知件数は、戦後最少となった令和３年から２年連続して増加しており（1-1-1-1図参照）、月別では、５年の各月において、いずれも前年同月と比べて増加し、かつ、５年４月以降の各月において、いずれも２年の同月と比べても増加していた（２年同月比については、

５年４月から上昇（15.0％）に転じ、５月には37.3％と大きく上昇し、６月以降は16～23％で推移した。）。一方、元年以前との比較においては、５年５月以降、一貫して元年同月の件数の９割を超え、特に10月は元年同月の件数を上回っており、年単位で見ると、元年の水準の94.0％まで近づいていた。

図４　刑法犯 認知件数の推移（月別）

（平成27年～令和５年）

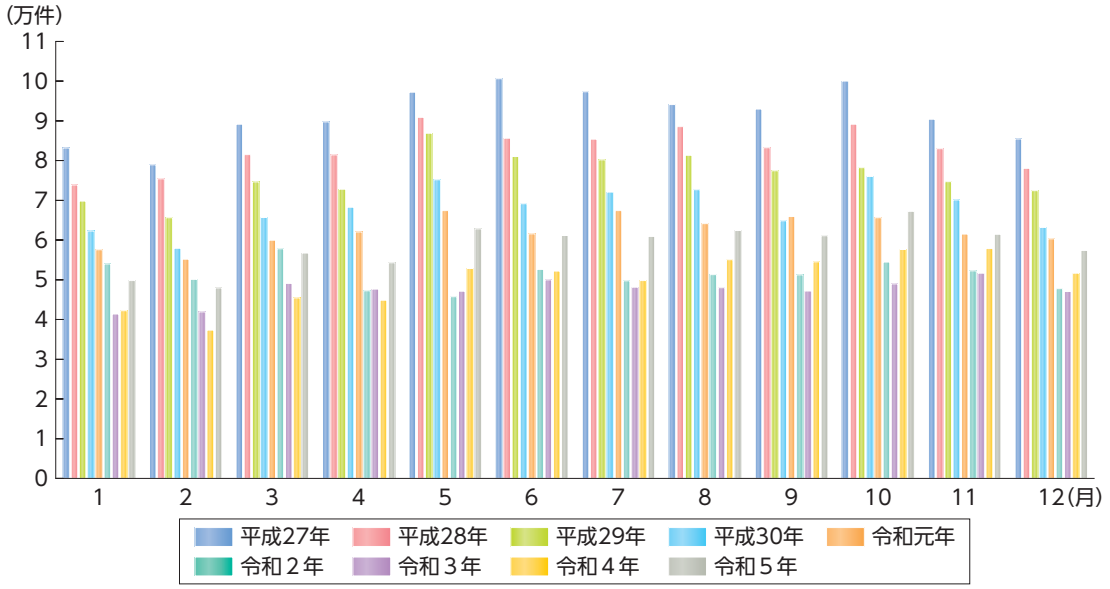

注　１　警察庁刑事局の資料による。
　　２　令和４年６月以前は、警察庁刑事局の資料に基づき、法務総合研究所において各月の認知件数を算出した。

令和５年における刑法犯の認知件数を罪種別（窃盗、暴行、傷害等）に見ると、最も件数の多い窃盗のうち、乗り物盗は、各月において、前年同月と比べて増加しており、特に４月までは前年同月比でおおむね40～50％の増加であり、年単位で見ると、元年の水準の96.1％であった。非侵入窃盗も、各月において、前年同月と比べて増加し、年単位で見ると、元年の水準の90.2％であった。侵入窃盗も、各月において、前年同月と比べて増加しており、特に１月から７月及び10月は前年同月比でおおむね20～40％の増加であり、年単位で見ると、前年比で7,640件増加し、元年の水準の８割を下回るものの、２年の水準を超えていた。窃盗以外について見ると、暴行及び傷害も、各月において、前年同月と比べて増加しており、年単位で見ると、暴行は元年と同程度の水準であり、傷害は元年を上回った。強盗は、10月を除く各月において、前年同月と比べて増加し、年単位で見ると、元年の水準の90.1％であった。不同意性交等及び不同意わいせつは、前年同月と比べると、７月以降の各月において、大幅に増加しており、このうち不同意性交等は、７月以降の前年同月比でおおむね70～120％で推移し、年単位で見ると、元年の約２倍であった。また、不同意わいせつは、７月以降の前年同月比で30～60％の増加であり、年単位で見ると、元年の約1.2倍であった。詐欺は、各月において、前年同月と比べて増加し、７月までは前年同月比でおおむね30～40％の増加であり、年単位で見ると、５年は平成27年以降で最多となった。他方、殺人及び放火は、令和４年以前と比較しても、特徴的な増減は見られなかった（CD-ROM 参照）。

以上のとおり、令和５年における月別の刑法犯認知件数は、各月において、前年同月と比べ

て増加しているところ、前記のとおり、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の５類感染症に移行され、人の移動がより活発化したことがその増加理由の一つとして考えられる。認知件数を罪種別に見ても、例えば、乗り物盗及び侵入窃盗の大幅な増加や、暴行及び傷害の増加などは、人流が更に増加し、４年以上に人の移動が活発になり、犯罪発生の機会が増加したことが、その一因となったと言えそうである。なお、不同意性交等及び不同意わいせつの増加は、人流の更なる増加に加え、５年７月13日に施行された刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和５年法律第66号）により、構成要件の一部が変更されたこと（第２編第１章１項（３）参照）や、政府として性犯罪の被害申告・相談をしやすい環境の整備を強力に推進してきたこと等の情勢の変化が、その一因となっているものと推認される。一方、刑法犯認知件数を年単位で見ると、５年は依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まる前である元年の水準を下回っているものの、刑法犯認知件数は、元年の水準に一層近づいており、各地域における人流が新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準まで戻りつつあることが示唆されたと言える。

第2章 特別法犯

第1節 ■ 主な統計データ

令和５年における特別法犯の主な統計データは、次のとおりである。

令和５年の主な統計データ（特別法犯）

		検察庁新規受理人員	（構成比）	（前年比）
①	道路交通法違反	212,310人	(71.4%)	(+17,520人、 +9.0%)
②	覚醒剤取締法違反	9,683人	(3.3%)	(−181人、 −1.8%)
③	大麻取締法違反	9,395人	(3.2%)	(+1,628人、 +21.0%)
④	軽犯罪法違反	7,327人	(2.5%)	(−224人、 −3.0%)
⑤	入管法違反	6,736人	(2.3%)	(+2,041人、 +43.5%)
⑥	廃棄物処理法違反	6,384人	(2.1%)	(−468人、 −6.8%)
⑦	銃刀法違反	5,229人	(1.8%)	(−237人、 −4.3%)
⑧	犯罪収益移転防止法違反	3,078人	(1.0%)	(+203人、 +7.1%)
⑨	児童買春・児童ポルノ禁止法違反	2,969人	(1.0%)	(−180人、 −5.7%)
⑩	自動車損害賠償保障法違反	2,670人	(0.9%)	(+52人、 +2.0%)
	その他	31,726人	(10.7%)	
総　数		297,507人	(100.0%)	(+21,567人、 +7.8%)
		【平成16年 総数】		【平成16年比】
		893,258人		[−595,751人、 −66.7%]

注　検察統計年報による。

特別法犯の検察庁新規受理人員の推移（昭和24年以降）は、1-2-1-1図のとおりである（罪名別の人員については、CD-ROM 資料1-4参照）。その人員は、特別法犯全体では、43年に交通反則通告制度が施行されたことにより大幅に減少した後、50年代は200万人台で推移していたが、62年に同制度の適用範囲が拡大された結果、再び大幅に減少した。その後は減少傾向にあり、平成18年からは昭和24年以降における最少を記録し続けていたが、令和５年は増加した。他方、道交違反を除く特別法犯では、平成20年から緩やかな減少傾向にあったが、令和５年は８万4,331人（前年比4,080人（5.1%）増）であった（CD-ROM 参照）。

1-2-1-1図 特別法犯 検察庁新規受理人員の推移

（昭和24年～令和５年）

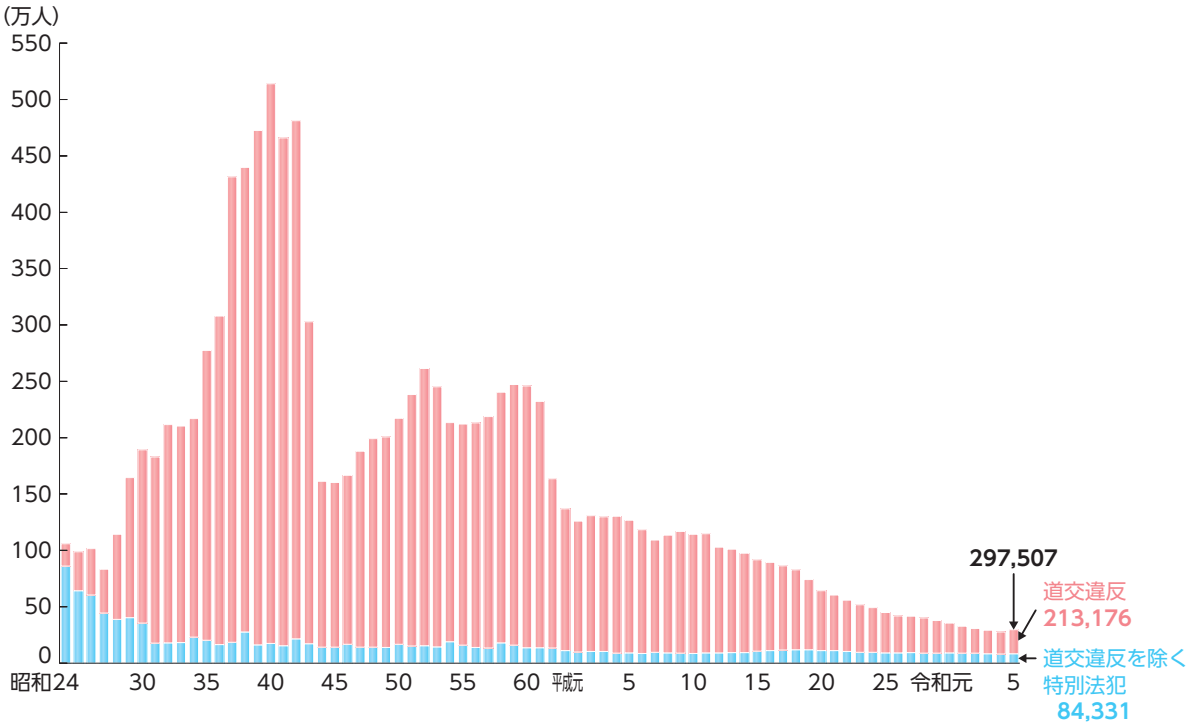

注　1　刑事統計年報及び検察統計年報による。
　　2　「道交違反」は、道路交通法（昭和35年法律第105号）による廃止前の道路交通取締法（昭和22年法律第130号）及び同法施行令（昭和28年政令第261号）、同法による廃止前の自動車取締令（昭和８年内務省令第23号）並びに昭和28年総理府令第54号による廃止前の道路交通取締令（昭和22年内務省令第40号）の各違反を含む。

令和５年における道交違反を除く特別法犯の検察庁新規受理人員の罪名別構成比は、1-2-1-2図のとおりである。

1-2-1-2図 特別法犯 検察庁新規受理人員の罪名別構成比

（令和５年）

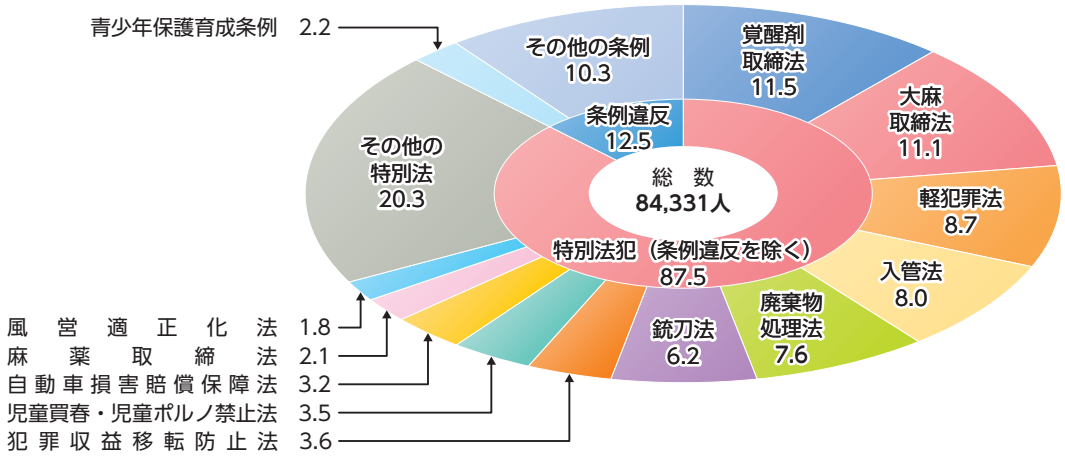

注　1　検察統計年報による。
　　2　道交違反を除く。

なお、参考として、その他の条例違反に関し、各都道府県が「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」等の名称で制定している、いわゆる迷惑防止条例について、その中で禁止されている行為のうち痴漢事犯と盗撮事犯に着目し、その検挙件数を見る。

電車内等におけるいわゆる痴漢事犯は、迷惑防止条例に違反する痴漢行為や不同意わいせつ等として検挙される。迷惑防止条例違反に該当する痴漢行為の検挙件数（電車内以外で行われたものを含む。）は、平成27年以降2,700～3,200件台で推移していたところ、令和２年（1,915件）に大きく減少（前年比874件（31.3％）減）したが、４年からは再び2,200件台まで増加し、５年は2,254件（同21件（0.9％）増）であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

また、迷惑防止条例違反に該当する盗撮事犯の検挙件数は、令和２年は4,000件台、３年からは5,000件台と、増加傾向にあったところ、５年は5,730件（前年比７件減）であった（警察庁生活安全局の資料による。）。なお、５年７月に施行された性的姿態撮影等処罰法により、性的姿態等撮影罪が規定された点には留意が必要である（本編第１章第２節２項及び第２編第１章１項（３）参照）。

第２節 ■ 主な特別法犯

主な特別法犯の検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）は、**1-2-2-1図**のとおりである。なお、交通犯罪、薬物犯罪、財政経済犯罪及びサイバー犯罪については、第４編第１、２、４及び５の各章をそれぞれ参照。

銃刀法違反は、平成21年（6,989人）をピークに一時減少傾向となったが、24年以降はおおむね横ばいとなっており、令和５年は5,229人（前年比4.3％減）であった（CD-ROM 資料**1-4**参照）。なお、３年６月、同法が改正され（令和３年法律第69号）、人の生命に危険を及ぼし得る威力を有するクロスボウについて、所持の禁止の対象とするとともに、所持許可制に関する規定を整備し、不法所持に対する罰則の新設等が行われた（４年３月施行）。

廃棄物処理法違反は、平成19年（8,879人）をピークに20年以降は７年連続で減少し、27年以降はおおむね横ばいで推移していたが、令和２年及び３年は7,600人台に増加し、４年からは再び7,000人を下回り、５年は6,384人（前年比6.8％減）であった（CD-ROM 資料**1-4**参照）。

風営適正化法違反は、平成19年（4,900人）をピークに減少傾向にあったが、令和５年は1,477人（前年比14.1％増）であった（CD-ROM 資料**1-4**参照）。

児童買春・児童ポルノ禁止法違反は、平成11年の同法施行後増加傾向にあり、29年以降は3,000～3,500人台で推移していたが、令和５年はやや減少し、2,969人（前年比5.7％減）であった（CD-ROM 資料**1-4**参照）。

なお、配偶者暴力防止法違反については第４編第６章第２節、ストーカー規制法違反及びいわゆるリベンジポルノ等の行為を処罰することなどを内容とする私事性的画像被害防止法違反については同章第３節をそれぞれ参照。

1-2-2-1図 主な特別法犯 検察庁新規受理人員の推移

(平成16年～令和５年)

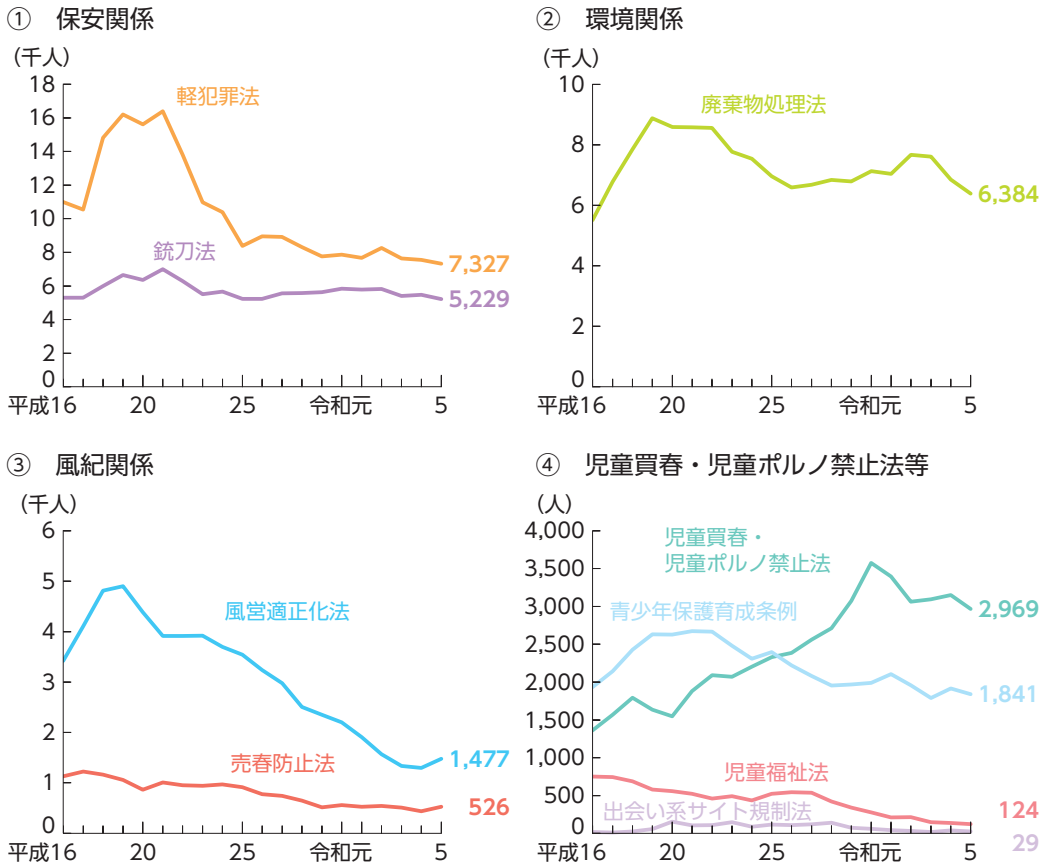

注　検察統計年報による。

令和５年における**公職選挙法**（昭和25年法律第100号）違反の検察庁新規受理人員は、前年の224人から479人に増加した（CD-ROM 資料**1-4**参照）。

令和５年における公職選挙法違反の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）は、前年の194人から349人に増加した。違反態様別に見ると、「買収、利害誘導」が240人（68.8％）と最も多く、次いで、「詐偽登録、虚偽宣言等、詐偽投票、投票の偽造・増減、代理投票における記載義務違反」が35人（10.0％）、「選挙の自由妨害」が19人（5.4％）、「文書図画に関する制限違反」が14人（4.0％）、「寄附に関する制限違反」が10人（2.9％）の順であった（警察庁の統計による。）。

なお、令和２年６月には、公職選挙法が改正され（令和２年法律第41号）、住所要件を満たさない者の立候補を抑止するため、地方議会議員選挙の立候補の届出書に添付する宣誓書の宣誓内容に「当該選挙の期日において住所要件を満たす者であると見込まれること」が追加され、前記宣誓内容に虚偽があった場合についても処罰対象とされた（同年９月施行）。

第3章 諸外国における犯罪動向

第1節 ■ 諸外国における犯罪

この節では、韓国、フランス、ドイツ、英国（イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。以下この節において同じ。）及び米国の５か国の犯罪動向を紹介し、我が国と対比する。

統計資料については、**国際連合（国連）薬物・犯罪事務所（UNODC**：United Nations Office on Drugs and Crime）（注１）が実施し、公表しているデータ（dataUNODC）を使用する（注２）。UNODCの犯罪情勢等に関する調査（UN-CTS：United Nations Survey of Crime Trends and Operations of Criminal Justice Systems）においては、各犯罪を定義した上で、共通の調査票を用いて各国に照会し、回答を集計して、各国の犯罪情勢等に関する指標として公表する手法が採られている。UN-CTSで用いられている各犯罪の定義と各国における各犯罪の定義とは必ずしも一致しないため、各国がUN-CTSの犯罪の定義とは異なる定義により集計した数値を回答し、UN-CTSの統計数値として公表されることがあり得ること、各国における統計の取り方や精度は必ずしも同一ではないこと、限られた犯罪の発生件数等から各国の犯罪動向を即断することはできないことなど、留意すべき点はあるものの、これらの国の近年の犯罪指標の推移を示すことは、国際的な犯罪情勢を考察する上で参考となるものと考えられる。

本白書では、犯罪情勢を検討する上で重要な犯罪類型である殺人、窃盗及び性暴力（注３）について、前記５か国と我が国の犯罪指標の推移を掲載する（なお、本白書作成時点において入手かつ対比可能であった各年の数値を掲載しており、その範囲は犯罪ごとに異なる。また、UN-CTSの調査票では、各国は以前に回答した数値を修正することが可能であり、数値の変更が少なくないことや今後も数値の変更があり得ることに留意する必要がある。）。

注１　国連薬物・犯罪事務所（UNODC）は、不正薬物及び犯罪に関する調査・分析、国連加盟国の不正薬物・犯罪・テロリズムに関する各条約の締結・実施及び国内法整備の支援、国連加盟国に対する不正薬物・犯罪・テロ対策における能力向上のための技術協力の提供等を行うほか、国連経済社会理事会の機能委員会である麻薬委員会、犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）（第２編第６章第１節参照）等の事務局を務めている。

注２　dataUNODCから入手できなかった数値のうち日本の数値については、**1-3-1-2表**及び**1-3-1-3表**の各表の脚注１のとおりである。

注３　従前掲載していた強盗については、dataUNODCから数値を入手できなかったため、掲載していない。

1 殺人

この項でいう「殺人」とは、dataUNODC における「Victims of intentional homicide」をいう。各国における「殺人」の発生件数及び発生率（人口10万人当たりの発生件数をいう。以下この節において同じ。）の推移（令和３年（2021年）までの最近５年間）を見ると、1-3-1-1表のとおりである。

1-3-1-1表 各国における殺人の発生件数・発生率の推移

(2017年～2021年)

① 日本

年 次	発生件数	発生率
2017年	306	0.2
2018	334	0.3
2019	319	0.3
2020	318	0.3
2021	285	0.2

② 韓国

年 次	発生件数	発生率
2017年	301	0.6
2018	309	0.6
2019	297	0.6
2020	308	0.6
2021	270	0.5

③ フランス

年 次	発生件数	発生率
2017年	710	1.1
2018	696	1.1
2019	753	1.2
2020	692	1.1
2021	734	1.1

④ ドイツ

年 次	発生件数	発生率
2017年	813	1.0
2018	788	1.0
2019	623	0.7
2020	782	0.9
2021	695	0.8

⑤ 英国

年 次	発生件数	発生率
2017年	780	1.2
2018	728	1.1
2019	771	1.2
2020	637	0.9
2021	758	1.1

⑥ 米国

年 次	発生件数	発生率
2017年	17,294	5.2
2018	16,374	4.9
2019	16,669	5.0
2020	21,570	6.4
2021	22,941	6.8

注 1 dataUNODC（令和６年（2024年）７月１日確認）及び国連経済社会局人口部の世界人口推計2022年版（World Population Prospects 2022）による。
2 「殺人」は、dataUNODC における「Victims of intentional homicide」をいう。
3 「発生率」は、前記人口推計に基づく人口（各年７月１日時点の推計値）10万人当たりの発生件数である。
4 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

2 窃盗

この項でいう「窃盗」とは、dataUNODC における「Burglary」（「侵入盗」）と「Theft」（「侵入盗以外の窃盗」）の二つの類型をいう。各国における各類型の発生件数及び発生率の推移（令和３年（2021年）までの最近５年間）を手口別に見ると、1-3-1-2表のとおりである。

1-3-1-2表 各国における窃盗の発生件数・発生率の推移

(2017年～2021年)

① 日本

年 次	侵入盗		侵入盗以外の窃盗			
	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)	自動車盗	
2017年	73,122	(57.7)	582,376	(459.8)	30,397	(24.0)
2018	62,745	(49.7)	519,396	(411.4)	23,920	(18.9)
2019	57,808	(46.0)	474,757	(377.4)	18,398	(14.6)
2020	44,093	(35.2)	373,198	(298.0)	14,228	(11.4)
2021	37,240	(29.9)	344,529	(276.5)	12,751	(10.2)

② 韓国

年 次	侵入盗		侵入盗以外の窃盗			
	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)	自動車盗	
2017年	35,681	(69.3)	183,757	(356.7)	2,733	(5.3)
2018	32,710	(63.3)	176,809	(342.1)	2,707	(5.2)
2019	30,853	(59.6)	186,957	(360.9)	2,652	(5.1)
2020	25,675	(49.5)	179,517	(346.3)	2,771	(5.3)
2021	21,026	(40.6)	166,409	(321.1)	2,404	(4.6)

③ フランス

年 次	侵入盗		侵入盗以外の窃盗			
	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)	自動車盗	
2017年	382,828	(596.8)	874,768	(1,363.8)	…	
2018	355,283	(552.7)	859,978	(1,337.9)	…	
2019	334,519	(519.4)	1,440,130	(2,236.2)	…	
2020	279,437	(433.4)	1,144,181	(1,774.5)	…	
2021	269,431	(417.5)	1,180,970	(1,830.1)	…	

④ ドイツ

年 次	侵入盗		侵入盗以外の窃盗			
	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)	自動車盗	
2017年	365,182	(442.0)	1,156,422	(1,399.6)	54,114	(65.5)
2018	326,409	(393.8)	1,082,478	(1,305.8)	50,440	(60.8)
2019	311,231	(374.3)	1,025,321	(1,233.1)	48,557	(58.4)
2020	298,357	(358.0)	931,793	(1,118.2)	42,906	(51.5)
2021	243,174	(291.5)	835,368	(1,001.5)	39,172	(47.0)

⑤ 英国

年 次	侵入盗		侵入盗以外の窃盗			
	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)	自動車盗	
2017年	459,600	(695.7)	1,682,954	(2,547.4)	118,456	(179.3)
2018	443,035	(666.9)	1,703,875	(2,564.8)	126,516	(190.4)
2019	403,071	(603.6)	…		127,385	(190.8)
2020	281,905	(420.4)	…		100,610	(150.0)
2021	278,497	(413.9)	…		120,215	(178.7)

⑥ 米国

年 次	侵入盗		侵入盗以外の窃盗			
	発生件数	(発生率)	発生件数	(発生率)	自動車盗	
2017年	1,397,000	(423.6)	5,513,000	(1,671.7)	772,900	(234.4)
2018	1,230,100	(370.4)	5,217,100	(1,570.8)	748,800	(225.4)
2019	1,117,700	(334.3)	5,086,100	(1,521.3)	721,900	(215.9)
2020	…		…		…	
2021	906,944	(269.1)	4,636,575	(1,375.8)	907,601	(269.3)

注 1 「発生件数」は、dataUNODC（令和６年（2024年）７月１日確認）による。ただし、dataUNODC から数値が入手できなかった2017年及び2018年の「日本」の「発生件数」の数値は、警察庁刑事局の資料による。
2 人口は、国連経済社会局人口部の世界人口推計2022年版（World Population Prospects 2022）による。
3 dataUNODC による場合、「侵入盗」は同資料における「Burglary」を、「侵入盗以外の窃盗」は同資料における「Theft」を、「自動車盗」は同資料における「Theft of a motorized vehicle」を、それぞれいう。
4 「日本」の「侵入盗以外の窃盗」は自転車盗を含み、「侵入盗」と「侵入盗以外の窃盗」の合計は、1-1-1-1図①の窃盗の認知件数と一致する。
5 「日本」の「自動車盗」はオートバイ盗を含み、車上・部品ねらいを含まない。
6 （ ）内は、発生率（前記人口推計に基づく人口（各年７月１日時点の推計値）10万人当たりの発生件数）である。
7 dataUNODC 又は警察庁刑事局の資料において、「発生件数」の数値が入手可能であった年につき、「発生件数」及び「発生率」を示している。
8 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

3 性暴力

この項でいう「性暴力」とは、dataUNODC における「Sexual violence」をいう。各国における「性暴力」の発生件数及び発生率の推移（令和３年（2021年）までの最近５年間）を見ると、1-3-1-3表のとおりである。なお、性犯罪については、一般に暗数が多いとされており、発生件数（認知件数）の統計のみによる比較には一定の制約があることに留意する必要がある。

1-3-1-3表 各国における性暴力の発生件数・発生率の推移

（2017年～2021年）

① 日本

年 次	発生件数	発生率
2017年	6,918	5.5
2018	6,647	5.3
2019	6,305	5.0
2020	5,486	4.4
2021	5,671	4.6

② 韓国

年 次	発生件数	発生率
2017年	24,110	46.8
2018	23,478	45.4
2019	23,537	45.4
2020	21,717	41.9
2021	20,277	39.1

③ フランス

年 次	発生件数	発生率
2017年	39,690	61.9
2018	47,475	73.9
2019	55,223	85.8
2020	57,828	89.7
2021	76,594	118.7

④ ドイツ

年 次	発生件数	発生率
2017年	34,815	42.1
2018	40,585	49.0
2019	40,724	49.0
2020	41,079	49.3
2021	41,790	50.1

⑤ 英国

年 次	発生件数	発生率
2017年	166,104	251.4
2018	178,347	268.5
2019	180,385	270.1
2020	178,905	266.8
2021	165,952	246.7

⑥ 米国

年 次	発生件数	発生率
2017年	135,666	41.1
2018	143,765	43.3
2019	143,224	42.8
2020	126,430	37.6
2021	140,776	41.8

注 1 「発生件数」は、dataUNODC（令和６年（2024年）７月１日確認）による。ただし、dataUNODC から数値が入手できなかった2017年から2019年までの「日本」の「発生件数」は、警察庁刑事局の資料による。
2 人口は、国連経済社会局人口部の世界人口推計2022年版（World Population Prospects 2022）による。
3 「性暴力」は、dataUNODC による場合は、同資料における「Sexual violence（Rape, Sexual assault and Other acts of sexual violence)」をいう。ただし、米国については、同資料における「Sexual violence（Rape)」のみのデータである。
なお、「日本」の「性暴力」は、強制性交等（監護者性交等及び強姦を含む。）及び強制わいせつ（監護者わいせつを含む。）をいう。
4 「発生率」は、前記人口推計に基づく人口（各年７月１日時点の推計値）10万人当たりの発生件数である。
5 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

第2節 ■ 国外における日本人の犯罪

日本人の出国者数は、令和元年（2019年）は2,008万669人であったところ、令和２年（2020年）は317万4,219人（前年比84.2％減）、令和３年（2021年）は51万2,244人（同83.9％減）と２年連続で大きく減少したが、その後は増加に転じ、令和４年（2022年）は277万1,770人（同441.1％増）、令和５年（2023年）は962万4,158人（同247.2％増）であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

在外公館が邦人援護業務を通じて把握した国外における日本人による犯罪は、令和２年（2020年）から３年連続で減少し、令和４年（2022年）は116件（前年比19.4％減）であった。罪名・罪種別に犯罪件数を見ると、1-3-2-1表のとおりである。

1-3-2-1表 国外における日本人の犯罪件数

（令和元年（2019年）～令和４年（2022年））

年次	総数	殺人	薬物関係法令違反	傷害・暴行	強制性交等・強制わいせつ	窃盗	詐欺	外国為替・関税関係法令違反	出入国・査証	道路交通関係法令違反	売買春	銃器等関係法令違反	その他
元年	418 (100.0)	3 (0.7)	31 (7.4)	41 (9.8)	26 (6.2)	22 (5.3)	16 (3.8)	13 (3.1)	126 (30.1)	31 (7.4)	7 (1.7)	3 (0.7)	99 (23.7)
2	173 (100.0)	3 (1.7)	14 (8.1)	20 (11.6)	2 (1.2)	12 (6.9)	9 (5.2)	4 (2.3)	59 (34.1)	7 (4.0)	1 (0.6)	－	42 (24.3)
3	144 (100.0)	2 (1.4)	8 (5.6)	24 (16.7)	5 (3.5)	2 (1.4)	11 (7.6)	1 (0.7)	58 (40.3)	4 (2.8)	2 (1.4)	2 (1.4)	25 (17.4)
4	116 (100.0)	－	12 (10.3)	23 (19.8)	5 (4.3)	6 (5.2)	4 (3.4)	2 (1.7)	30 (25.9)	4 (3.4)	1 (0.9)	－	29 (25.0)

注 1 外務省領事局の資料による。
2 「出入国・査証」は、不法滞在等をいう。
3 「その他」は、脅迫・恐喝を含む。
4 （ ）内は、構成比である。

刑事施設における一般改善指導（対話）の様子
【写真提供：法務省矯正局】

第２回世界保護司会議の様子
【写真提供：法務省保護局】

第２編　犯罪者の処遇

第１章　概要
第２章　検察
第３章　裁判
第４章　成人矯正
第５章　更生保護
第６章　刑事司法における国際協力

第1章 概要

警察等で検挙された者は、検察、裁判、矯正、更生保護の各段階で処遇を受けるが、令和５年にこれらの各段階で処遇を受けた人員は、2-1-1図のとおりである（非行少年に対する処遇の概要については、3-2-1-1図参照）。

2-1-1図 犯罪者処遇の概要

（令和５年）

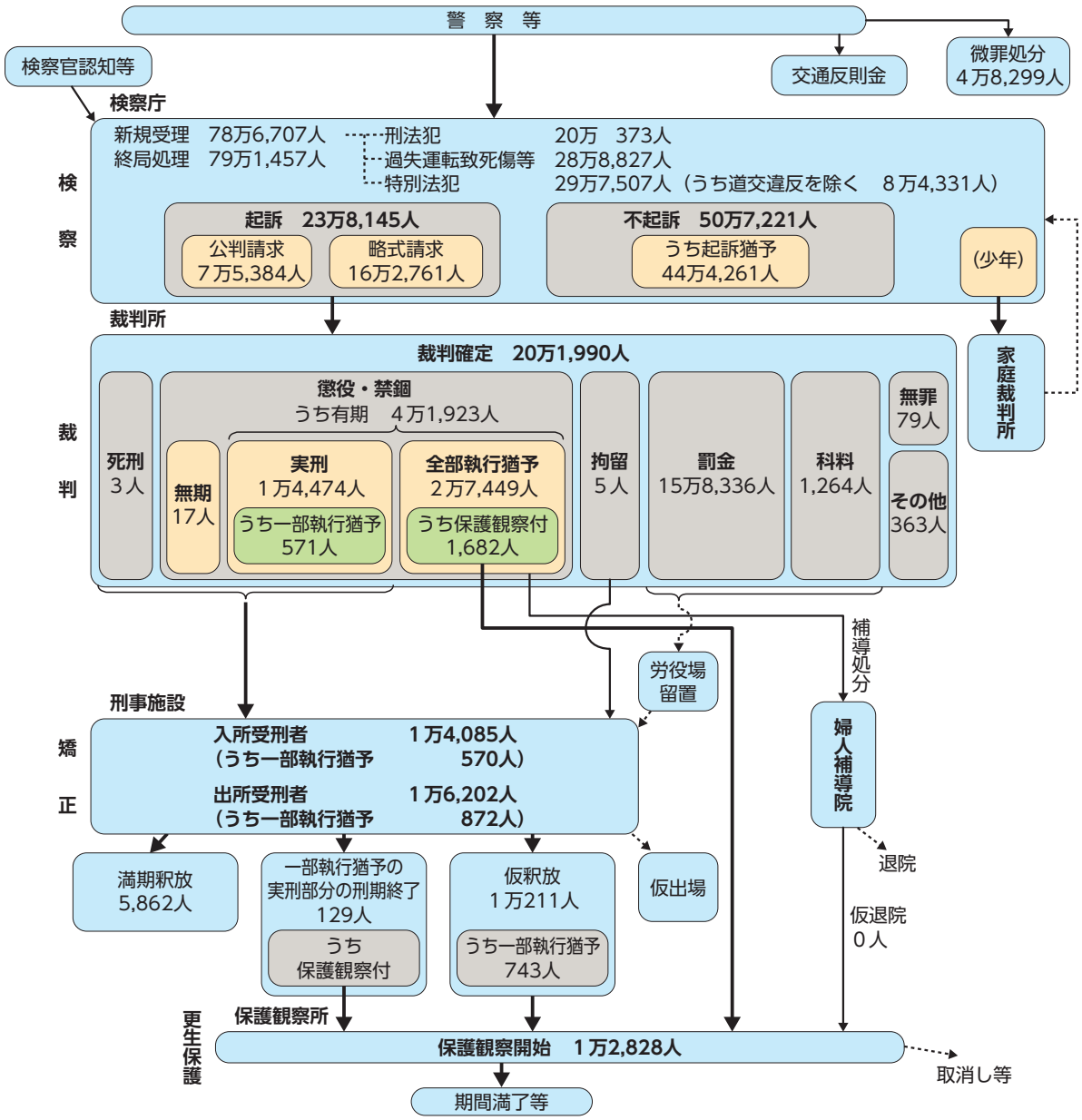

注 1 警察庁の統計、検察統計年報、矯正統計年報及び保護統計年報による。
2 各人員は令和５年の人員であり、少年を含む。
3 「微罪処分」は、刑事訴訟法246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な窃盗、暴行、横領（遺失物等横領を含む。）等の20歳以上の者による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ることをいう。
4 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、１人が２回送致された場合には、２人として計上している。
5 「出所受刑者」の人員は、出所事由が仮釈放、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了又は満期釈放の者に限る。
6 「保護観察開始」の人員は、仮釈放者、保護観察付全部執行猶予者、保護観察付一部執行猶予者及び婦人補導院仮退院者に限り、事件単位の延べ人員である。
7 「裁判確定」の「その他」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び刑の免除である。

1 新規立法の動向

（1）拘禁刑の創設等に関する刑法等の改正

令和４年６月、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第68号）が成立した。これらにより、①懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、拘禁刑は、刑事施設に拘置し、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるものとすること、②再度の刑の全部の執行猶予の言渡しをすることができる対象者の範囲を拡大するなど刑の執行猶予制度を拡充することなどを内容とする刑法及び刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）等の一部改正並びに③施設内・社会内処遇に関する規定の整備を内容とする刑事収容施設法、更生保護法（平成19年法律第88号）、更生保護事業法（平成７年法律第86号）、少年院法（平成26年法律第58号）及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号）の一部改正が行われた（①及び②は令和７年６月１日施行、③は５年12月１日施行）。

（2）公判期日への出頭等の確保及び犯罪被害者等の情報の保護に関する刑事訴訟法等の改正等

令和５年５月、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和５年法律第28号）が成立した。これにより、公判期日への出頭及び裁判の執行の確保に関しては、①公判期日への不出頭罪等の新設、②逃走罪及び加重逃走罪の主体の拡張等、③保釈等をされている被告人に対する監督者制度の創設、④位置測定端末により保釈されている被告人の位置情報を取得する制度の創設等が行われ、犯罪被害者等の情報の保護に関しては、⑤性犯罪の被害者等の個人特定事項の記載がない起訴状抄本等を被告人に送達する措置等により、刑事手続において当該個人特定事項を秘匿するための規定の整備が行われた（①は同年11月15日施行、②は同年６月６日施行、③は６年５月15日施行、④は10年５月までに施行、⑤は６年２月15日施行）。

（3）強制わいせつ罪、強制性交等罪等の要件の改正等に関する刑法等の改正等

令和５年６月、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和５年法律第66号）及び**性的姿態撮影等処罰法**（令和５年法律第67号）が成立した。前記令和５年法律第66号により、①強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪並びに強制性交等罪及び準強制性交等罪をそれぞれ統合し、それらの構成要件を改めて**不同意わいせつ罪**及び**不同意性交等罪**とするとともに、13歳以上16歳未満の者に対して当該者が生まれた日より５年以上前の日に生まれた者がわいせつな行為又は性交等をした場合に不同意わいせつ罪又は不同意性交等罪により処罰することを可能とするなどの罰則の改正、②16歳未満の者に対する**面会要求等の罪**の新設、③性犯罪についての公訴時効期間の延長、④被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設等の規定の整備が行われ、前記令和５年法律第67号により、⑤性的な姿態を撮影する行為や、これにより生成された記録を提供する行為等を処罰する規定、⑥性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収を可能とする規定、⑦押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の措置に関する規定の整備が行われた（①、②、⑤及び⑥は同年７月13日施行、③は同年６月23日施行、④は同年12月15日施行、⑦は６年６月20日施行）。

（4）情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備に関する検討

法務大臣は、令和４年６月、法制審議会に対し、情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備について諮問を行い（諮問第122号）、同審議会において、調査審議が行われ、６年２月、法務大臣に対する答申がなされた。

2 法テラスの活動

日本司法支援センター（通称「**法テラス**」。以下「法テラス」という。）では、被疑者・被告人に国選弁護人を、少年に国選付添人を選任する必要がある場合に、裁判所等からの求めに応じ、法テラスと契約している弁護士の中から、国選弁護人・国選付添人の候補を指名して裁判所等に通知する業務等を行っている。令和５年度の法テラスにおける国選弁護人候補の指名通知請求等の受理件数は、被疑者に関するものが８万514件（前年度比6,739件増）、被告人に関するものが４万7,365件（同3,319件増）であり、国選付添人候補の指名通知請求の受理件数は3,631件（同635件増）であった（法テラスの資料による。）。

第2章　検察

第1節■概説

警察等が検挙した事件は、**微罪処分**（刑事訴訟法246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な20歳以上の者による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ることをいう。）の対象となったものや交通反則通告制度に基づく反則金の納付があった道路交通法違反を除き、全て検察官に送致される。なお、令和５年に微罪処分により処理された人員は、４万8,299人（刑法犯では、微罪処分により処理された人員は４万8,292人であり、全検挙人員に占める比率は26.4％）であった（警察庁の統計による。）。

検察官は、警察官（一般司法警察員）及び海上保安官、麻薬取締官等の特別司法警察員からの送致事件について捜査を行うほか、必要に応じて自ら事件を認知し、又は告訴・告発を受けて捜査を行い、犯罪の成否、処罰の要否等を考慮して、起訴・不起訴を決める。

平成28年５月に成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）により、刑事手続を時代に即したより機能的なものとするため、刑事手続における証拠の収集方法の適正化及び多様化等が図られた。これにより、捜査に関連するものとして、①取調べの録音・録画制度の導入、②証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の導入、③犯罪捜査のための通信傍受（以下この節において「通信傍受」という。）の対象犯罪の拡大、④通信傍受の手続の合理化・効率化等がなされ、また、公判に関連するものとして、⑤証拠一覧表交付手続及び⑥証人に対する刑事免責制度が導入された（①及び④は令和元年６月施行、②及び⑥は平成30年６月施行、③及び⑤は28年12月施行）。

検察庁における取調べの録音・録画は前記改正法施行以前から実施されており、令和４年度の検察庁における身柄事件（警察等で被疑者が逮捕されて身柄付きで検察官に送致された事件及び検察庁で被疑者が逮捕された事件）の被疑者取調べの録音・録画実施件数（前記改正法により録音・録画義務の対象とされた事件以外の身柄事件において実施したものを含む。）は、９万2,379件であり、平成27年度（５万9,411件）の約1.6倍の水準であった（最高検察庁の資料による。）。

また、検察庁では、平成27年10月以降、児童が被害者又は参考人である事件について、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、警察又は児童相談所からの情報提供を受け、警察や児童相談所の各担当者と検察官とが児童からの聴取方法等について協議を行って対応方針を検討し、これらの機関のうちの代表者が児童から聴取する取組（以下この節において「代表者聴取」という。）を実施している。令和４年度の代表者聴取の実施件数は、検察・警察・児童相談所の三者が連携して実施したものについては、1,614件と、平成28年度（204件）の約7.9倍となっており、検察・警察・児童相談所のうち二者が連携して実施したものを加えた実施件数の総数は、2,722件であった（法務省刑事局の資料による。）。代表者聴取において、児童の供述特性を踏まえた聴取の必要性等を考慮し、**司法面接的手法**を活用しており、誘導的な質問をできる限り避け、早期かつ短時間の面接等を内容とするプロトコルに沿った児童からの聴取を行っている（詳細については、コラム３参照）。

さらに、検察庁では、犯罪被害者保護施策のより一層の推進を図るため、平成11年度から被害者支援員制度を実施しており、各検察庁に配置されている被害者支援員は、被害相談専用電話であるホットラインによる電話応対を含む犯罪被害者相談、被害者等通知の補助、来庁した被害者等への応対や法廷等への案内・付添い、被害者等の行う刑事確定訴訟記録の閲覧や証拠品の還付請求等各種手続の支援、他の被害者支援機関・団体等の紹介又は連絡・調整等の職務を行っている。なお、被害者参加制度を始めとする刑事手続における被害者の関与については、第６編第２章第１節参照。

このほか、平成24年に犯罪対策閣僚会議において「再犯防止に向けた総合対策」が策定され、再犯

防止に向けた取組の必要性が高まったことに加え、障害者・高齢者等が起訴猶予・刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事手続を離れる場合についても福祉的支援を行うことの重要性が広く認識されるようになったことなどから、検察庁では、そうした者の身柄釈放時等に、保護観察所、地域生活定着支援センター、弁護士等の関係機関・団体等と連携し、福祉サービス等に橋渡しするなどの「入口支援」を積極的に実施している。

コラム３　司法面接的手法を用いた代表者聴取

本節では、検察庁の刑事政策的な取組の一例として、児童が被害者又は参考人である事件における代表者聴取を取り上げているところ、このコラムでは、代表者聴取の一般的な流れや手順等について紹介する。

検察・警察・児童相談所では、児童が被害者又は参考人である事件について、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、協議を行い、その代表者が児童から聴取を実施する取組（代表者聴取）を行っており、その聴取に当たっては、心理学的知見に基づき、暗示・誘導の影響を受けやすい児童の供述特性に着目し、記憶の汚染を防ぐとともに、二次被害を防止するため、録音・録画下において、被害からできるだけ早い時期に、できるだけ少ない回数で、児童からの自由報告を基本とした聴取を行う、いわゆる司法面接的手法を活用している。

平成27年10月以降の代表者聴取の実施件数の総数（検察・警察・児童相談所の三者連携による実施件数に、これらのうち二者のみの連携による実施件数を加えたもの）の推移は、図５のとおりである。代表者聴取の実施件数の総数は、その取組開始時から毎年増加し続けており、令和４年度は2,722件（前年度比12.1％増）であった。

図５

（平成27年度～令和４年度）

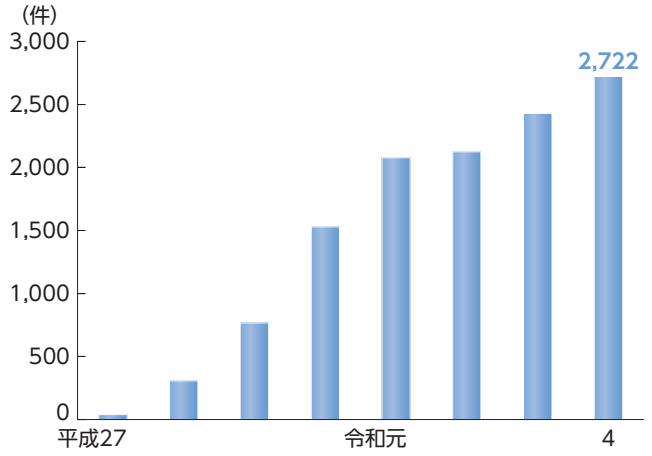

注　1　法務省刑事局の資料による。
　　2　聴取した児童ごとに１件として計上している。ただし、１人の児童について複数の事件がある場合は事件ごとに１件として計上している。
　　3　平成27年度は、取組が開始された同年10月28日以降の数値を計上している。
　　4　平成29年度以前は、警察・児童相談所の二者による実施件数を除く。
　　5　資料作成時点までに法務省刑事局に報告があったものについて計上している。

司法面接的手法を用いた代表者聴取は、主に事案を認知した警察又は児童相談所から各検察庁へ連絡することで動き出し、検察・警察・児童相談所とで協議の上、事案の概要、児童や被

疑者の属性、児童の現状や精神状況等の必要な情報を収集・把握して共有し、代表者聴取を要すると判断した場合、可能な限り早期に代表者聴取を行うため、聴取の手順・内容等を調整しつつ、聴取の場所・機材の設営等の準備を行うことになる。そして、実際に児童に対する聴取を行う代表者は、司法面接プロトコル（①児童に「本当にあったことを話す。」「分からないと言ってもよい。」などといった面接の約束事（グラウンドルール）を説明すること、②児童との間に児童がリラックスした話しやすい関係性（ラポール）を形成すること、③児童に対し、誘導的な質問をできる限り避け、オープン質問を用いた自由報告を求めること等を内容とする。）を踏まえ、短時間の面接により、各機関が聴取すべきと考える事項をまとめて聴取し、代表者以外の者は、別室からモニターで聴取状況を見ながら、必要に応じて代表者に対し、電話等により、あるいは休憩時に直接、補充して質問すべき事項を伝えるなどして実施している。

司法面接プロトコルには様々なものがあるが、いずれにおいても、その中核的な要素は、供述者の不安や緊張を緩和することなどにより十分な供述を得るとともに、誘導をできる限り避けることなどにより供述者の供述の内容に不当な影響を与えないようにすることであるとされている。

代表者聴取の場所【写真提供：法務省刑事局】

東京地方検察庁の例

大阪地方検察庁の例

以上のとおり紹介してきた司法面接的手法を用いた代表者聴取の取組は、児童が被害者等である事件において行われてきたものであるが、検察・警察では、政府による性犯罪・性暴力対策の強化の方針に従い、性犯罪被害者に対する事情聴取の在り方をその供述の特性や心情等に配慮したものとするため、令和３年４月から、精神に障害を有する被害者に係る性犯罪事件においても、このような司法面接的手法を用いた代表者聴取の実施を拡大して積極的に試行している。

代表者聴取は、児童又は精神に障害を有する性犯罪事件の被害者のいずれに対して行われる場合も録音・録画を実施しており、その録音・録画記録媒体については、従来、公判では、いわゆる伝聞証拠として証拠能力が認められないのが原則であり、その聴取結果を法廷に顕出するためには、供述不能等の厳格な要件を満たさない限り、証人尋問で証言させざるを得ず、児童等の心理的・精神的負担の軽減を図る上で不十分であった。しかしながら、今般、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和５年法律第66号）により、一定の要件の下で、司法面接的手法を用いた聴取により得られた供述については公判に顕出することを可能とする新たな伝聞例外が創設された（第２編第１章１項（３）参照）。

第2節 ■ 被疑事件の受理

令和５年における検察庁新規受理人員の総数は、78万6,707人であり、前年より４万5,604人（6.2％）増加した。刑法犯の検察庁新規受理人員は、平成19年から減少し続けていたが、令和５年は増加し、20万373人（前年比10.2％増）であった。過失運転致死傷等は、平成17年から減少し続けていたが、令和５年は増加し、28万8,827人（同1.9％増）であった。特別法犯は、平成12年から減少し続けていたが、令和５年は増加し、29万7,507人（同7.8％増）であった。そのうち道交違反を除く特別法犯は、８万4,331人（同5.1％増）であった（CD-ROM 資料2-1参照）。

令和５年における検察庁新規受理人員の罪種別構成比は、2-2-2-1図のとおりである。

2-2-2-1図 検察庁新規受理人員の罪種別構成比

（令和５年）

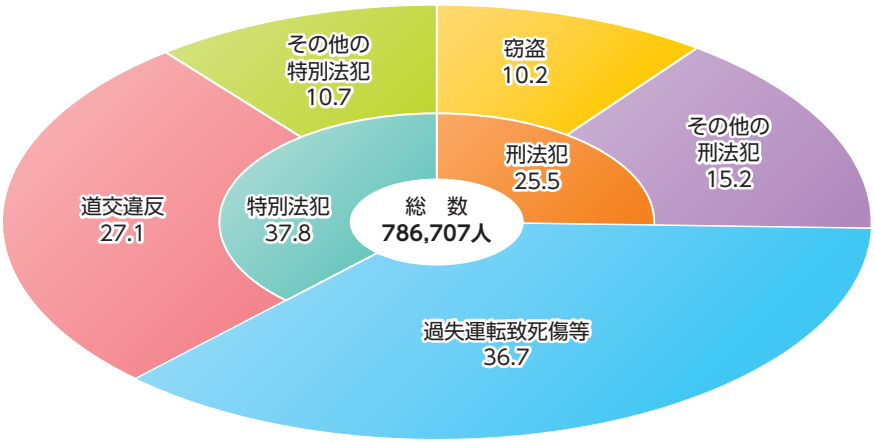

	（人員）
刑法犯	200,373
窃盗	80,439
その他の刑法犯	119,934
過失運転致死傷等	288,827
特別法犯	297,507
道交違反	213,176
その他の特別法犯	84,331

注　検察統計年報による。

令和５年における検察庁新規受理人員（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。）のうち、検察官が自ら認知し、又は告訴・告発を受けたのは、6,153人であった（検察統計年報による。）。

第3節 ■ 被疑者の逮捕と勾留

検察庁既済事件（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この節において同じ。）について、全被疑者（法人を除く。）に占める身柄事件の被疑者人員の比率（身柄率）、**勾留請求率**（身柄事件の被疑者人員に占める検察官が勾留請求した人員の比率）及び**勾留請求却下率**（検察官が勾留請求した被疑者人員に占める裁判官が勾留請求を却下した人員の比率）の推移（最近20年間）は、2-2-3-1図のとおりである。

勾留請求率は、平成16年以降、90％台前半で推移している。勾留請求却下率は、18年以降、毎年上昇していたが、令和２年以降４％前後で推移しており、５年は3.8％（前年比0.1pt上昇）であった。

2-2-3-1図 検察庁既済事件の身柄率・勾留請求率・勾留請求却下率の推移

（平成16年～令和５年）

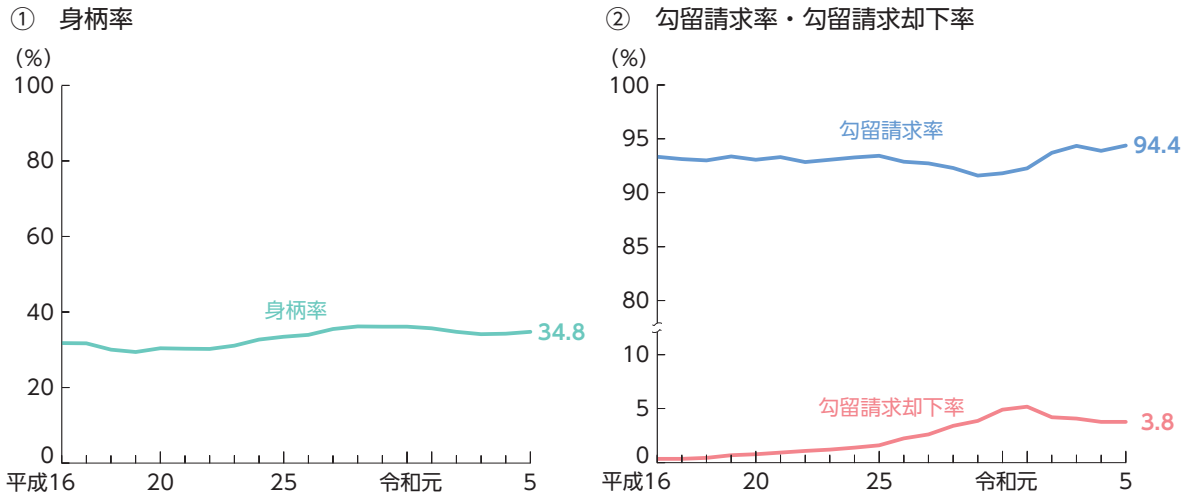

注 1 検察統計年報による。
2 「身柄率」は、検察庁既済事件の被疑者人員に占める身柄事件（警察等で被疑者が逮捕されて身柄付きで検察官に送致された事件及び検察庁で被疑者が逮捕された事件）の被疑者人員の比率をいう。
3 「勾留請求率」は、身柄事件の被疑者人員に占める検察官が勾留請求した人員の比率であり、「勾留請求却下率」は、検察官が勾留請求した被疑者人員に占める裁判官が勾留請求を却下した人員の比率をいう。
4 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
5 既済事由が他の検察庁への送致である事件及び被疑者が法人である事件を除く。

令和５年における検察庁既済事件について、被疑者の逮捕・勾留人員を罪名別に見ると、**2-2-3-2表**のとおりである。

2-2-3-2表 検察庁既済事件の身柄状況（罪名別）

（令和５年）

罪名	逮捕関係						勾留関係		
	総数 (A)	逮捕されない者	警察等で逮捕後釈放	警察等で逮捕・身柄付送致 (B)	検察庁で逮捕 (C)	身柄率 $\frac{B+C}{A}$(%)	認容 (D)	却下 (E)	勾留請求率 $\frac{D+E}{B+C}$(%)
総数	283,371	178,752	6,106	98,383	130	34.8	89,424	3,548	94.4
刑法犯	199,507	122,620	5,280	71,522	85	35.9	64,683	2,557	93.9
放火	660	208	5	447	−	67.7	445	1	99.8
不同意わいせつ	4,505	1,849	32	2,622	2	58.2	2,445	121	97.8
不同意性交等	2,108	906	7	1,195	−	56.7	1,182	5	99.3
殺人	1,098	694	3	400	1	36.5	399	−	99.5
傷害	20,905	9,951	948	9,996	10	47.9	8,767	426	91.9
暴行	17,263	10,352	1,277	5,627	7	32.6	4,231	441	82.9
窃盗	80,397	53,784	1,417	25,170	26	31.3	23,408	596	95.3
強盗	1,866	771	2	1,093	−	58.6	1,078	10	99.5
詐欺	15,846	7,500	97	8,233	16	52.1	8,154	41	99.3
恐喝	1,997	545	11	1,441	−	72.2	1,414	4	98.4
その他	52,862	36,060	1,481	15,298	23	29.0	13,160	912	91.8
特別法犯	83,864	56,132	826	26,861	45	32.1	24,741	991	95.6
銃刀法	5,287	4,209	197	881	−	16.7	739	36	88.0
大麻取締法	9,484	4,389	55	5,038	2	53.1	4,843	93	97.9
覚醒剤取締法	9,458	2,821	21	6,611	5	70.0	6,586	11	99.7
入管法	6,599	1,803	16	4,778	2	72.4	4,760	6	99.7
地方公共団体条例	11,332	7,474	361	3,494	3	30.9	2,109	650	78.9
その他	41,704	35,436	176	6,059	33	14.6	5,704	195	96.8

注 1 検察統計年報による。
2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
3 既済事由が他の検察庁への送致である事件及び被疑者が法人である事件を除く。
4 「逮捕されない者」は、他の被疑事件で逮捕されている者等を含む。
5 「地方公共団体条例」は、公安条例及び青少年保護育成条例を含む地方公共団体条例違反である。

第4節 ■ 被疑事件の処理

検察官が行う起訴処分には、公判請求と略式命令請求があり、不起訴処分には、①訴訟条件（親告罪の告訴等）を欠くことを理由とするもの、②事件が罪とならないことを理由とするもの（心神喪失を含む。）、③犯罪の嫌疑がないこと（嫌疑なし）又は十分でないこと（嫌疑不十分）を理由とするもののほか、④犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないこと（起訴猶予）を理由とするものなどがある。

検察庁終局処理人員総数（過失運転致死傷等及び道交違反を含む。以下この節において同じ。）について、処理区分別構成比及び公判請求人員・**公判請求率**の推移（最近20年間）は、**2-2-4-1図**のとおりである。令和５年における検察庁終局処理人員総数は、79万1,457人（前年比４万6,391人（6.2％）増）であり、その内訳は、公判請求７万5,384人、略式命令請求16万2,761人、起訴猶予44万4,261人、その他の不起訴６万2,960人、家庭裁判所送致４万6,091人であった。公判請求人員は、平成17年から減少傾向にあったが、令和５年は前年より6,318人（9.1％）増加した。公判請求率は、平成14

年から26年までは７％台で推移していたが、同年以降上昇傾向にあり、令和５年は10.1％（前年比0.3pt 上昇）であった（CD-ROM 参照。罪名別の検察庁終局処理人員については、CD-ROM 資料2-2参照）。

2-2-4-1図　検察庁終局処理人員総数の処理区分別構成比・公判請求人員等の推移

（平成16年～令和５年）

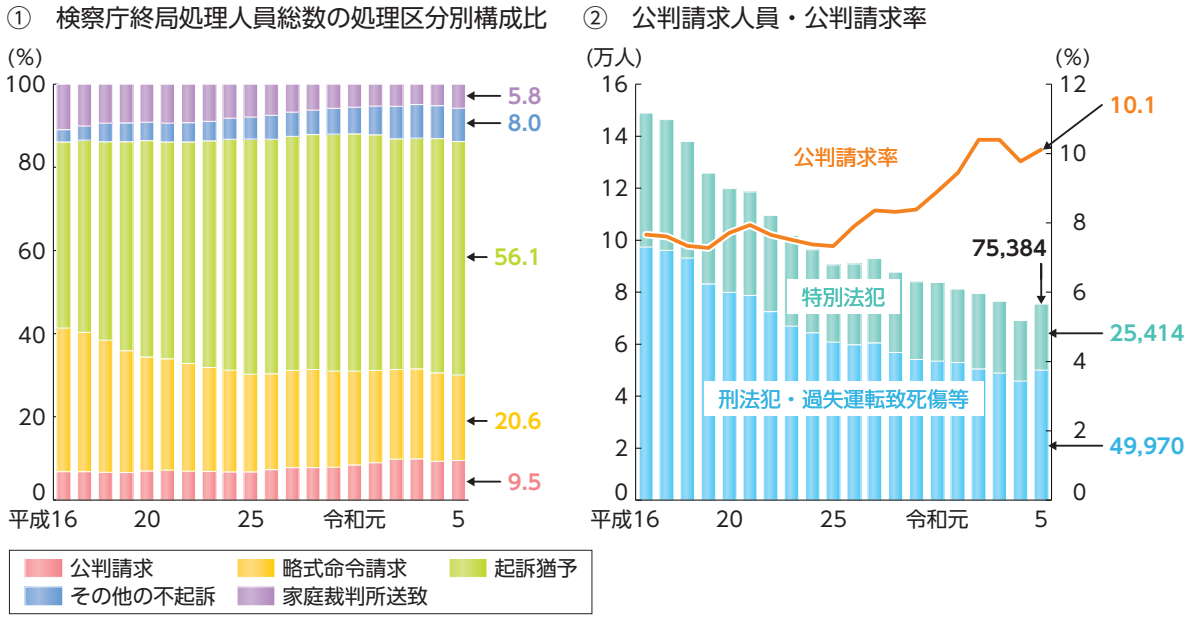

注　1　検察統計年報による。
　　2　「公判請求率」は、起訴人員及び不起訴人員の合計に占める公判請求人員の比率をいう。

起訴、起訴猶予及びその他の不起訴の人員並びに**起訴率**の推移（最近20年間）を、刑法犯、道交違反を除く特別法犯に分けて見ると、2-2-4-2図のとおりである（罪名別の起訴率については、CD-ROM 資料2-2参照）。なお、令和５年における検察庁終局処理人員総数の起訴率は、32.0％であった（2-2-4-1図 CD-ROM 参照）。

2-2-4-2図　起訴・不起訴人員等の推移

（平成16年～令和５年）

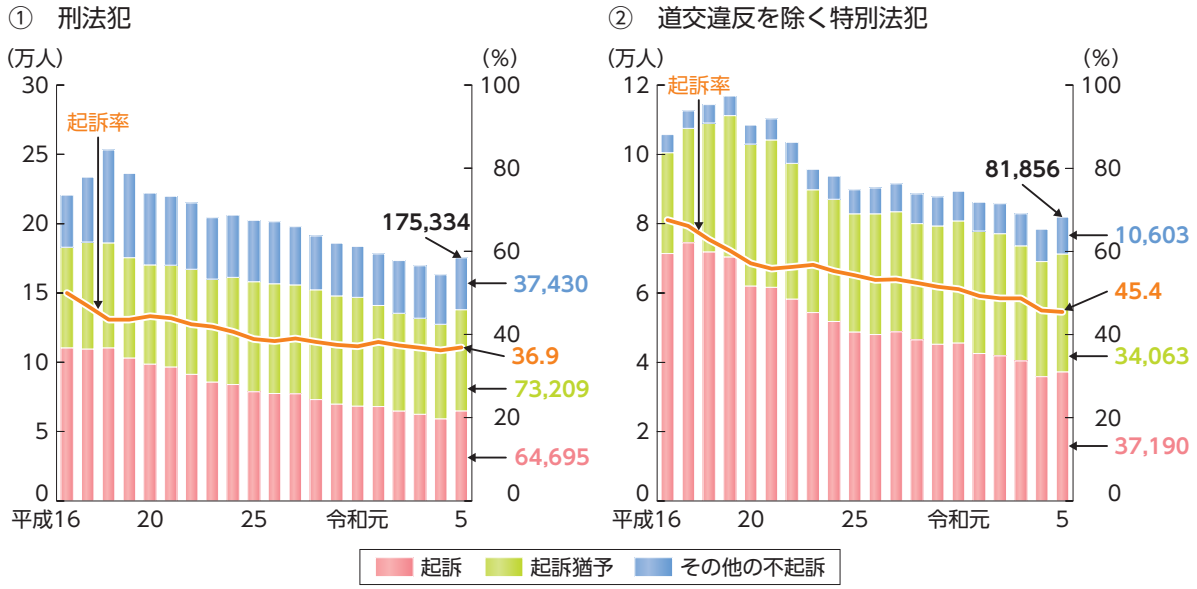

注　1　検察統計年報による。
　　2　「起訴率」は、起訴人員及び不起訴人員の合計に占める起訴人員の比率をいう。

令和５年における不起訴処分を受けた者（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。）の理由別人員は、2-2-4-3表のとおりである。起訴猶予により不起訴処分とされた者の比率は、平成16年と比較して1.4pt 低下したのに対し、嫌疑不十分（嫌疑なしを含む。）により不起訴処分とされた者の比率は、1.1pt 上昇した（CD-ROM 参照）。

2-2-4-3表　不起訴人員（理由別）

（令和５年）

総　数	起訴猶予	嫌疑不十分	告訴の取消し等	心神喪失	そ の 他
155,305 (100.0)	107,272 (69.1)	35,042 (22.6)	6,093 (3.9)	353 (0.2)	6,545 (4.2)

注　1　検察統計年報による。
　　2　過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
　　3　「嫌疑不十分」は、嫌疑なしを含む。
　　4　「告訴の取消し等」は、親告罪の告訴・告発・請求の欠如・無効・取消しである。
　　5　「その他」は、時効完成、被疑者死亡等である。
　　6　（　）内は、構成比である。

検察庁終局処理人員総数、刑法犯及び道交違反を除く特別法犯の**起訴猶予率**の推移（最近20年間）を見ると、2-2-4-4図のとおりである（過失運転致死傷等及び道交違反の起訴猶予率の推移については4-1-3-2図 CD-ROM、罪名別・年齢層別の起訴猶予率については4-8-2-1図をそれぞれ参照）。

なお、検察庁と保護観察所等が連携して行う「起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等」については、本編第５章第４節参照。

2-2-4-4図　起訴猶予率の推移

（平成16年～令和５年）

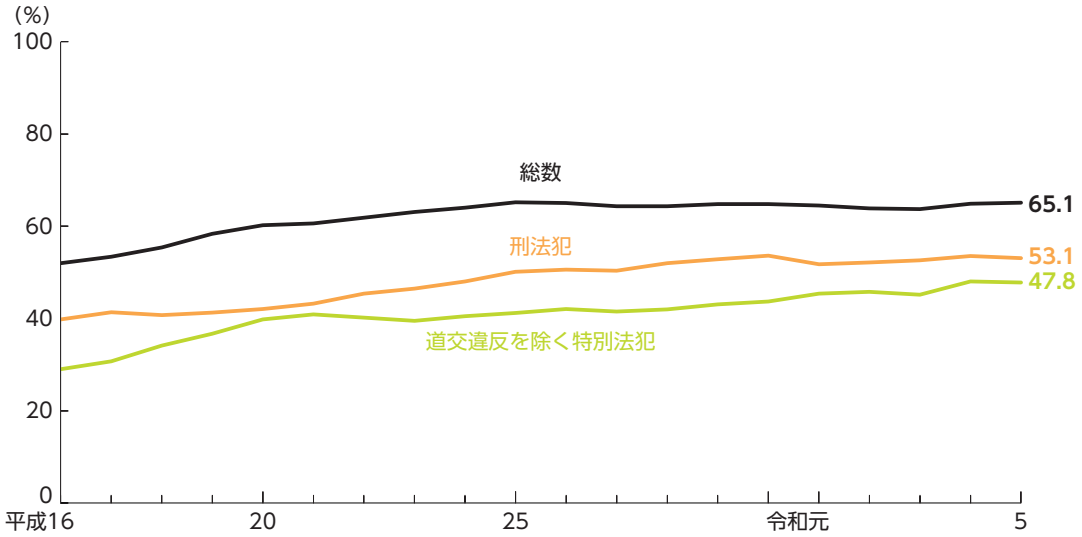

注　1　検察統計年報による。
　　2「総数」は、刑法犯、過失運転致死傷等及び特別法犯の総数をいう。
　　3「起訴猶予率」は、起訴人員及び起訴猶予人員の合計に占める起訴猶予人員の比率をいう。

第3章　裁判

第1節■概説

刑事事件の第一審は、原則として、地方裁判所（罰金以下の刑に当たる罪及び内乱に関する罪を除き、第一審の裁判権を有する。）又は簡易裁判所（罰金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪及び常習賭博罪等の一定の罪について、第一審の裁判権を有する。）で行われる。

通常、第一審の裁判は、公判廷で審理を行う公判手続により行われ、有罪と認定されたときは、刑の免除がされる場合を除き、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留又は科料の刑が言い渡される。なお、簡易裁判所は、原則として禁錮以上の刑を科することはできないが、窃盗等の一定の罪については、３年以下の懲役を科することができる。３年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金を言い渡された者については、情状により、一定期間、刑の全部又は一部の執行が猶予されることがあり（罰金刑については全部執行猶予のみ）、事案によっては、その期間中、保護観察に付されることがある。また、死刑又は無期若しくは短期１年以上の懲役・禁錮に当たる事件を除き、明白軽微な事件については、**即決裁判手続**によることができ、この手続では、懲役又は禁錮の言渡しをする場合は、刑の全部の執行猶予の言渡しをしなければならない。簡易裁判所においては、**略式手続**による裁判を行うこともでき、その場合、書面審理に基づいて100万円以下の罰金又は科料の裁判を行う。略式命令を受けた者は正式裁判を請求することができ、その場合、公判手続による裁判に移行する。

地方裁判所又は簡易裁判所がした第一審判決に対しては、高等裁判所に控訴をすることができ、控訴審判決に対しては、最高裁判所に上告をすることができる。

第2節 ■ 確定裁判

裁判確定人員の推移（最近10年間）を裁判内容別に見ると、2-3-2-1表のとおりである。裁判確定人員総数は、平成12年（98万6,914人）から令和４年まで毎年減少していたところ、５年は20万1,990人（前年比0.7％増）であった。なお、平成26年（33万7,794人）と比べると、約５分の３に減少しており（CD-ROM 参照）、その減少は、道交違反の略式手続に係る罰金確定者の減少によるところが大きい（4-1-3-2図 CD-ROM 参照）。同年の無罪確定者は、79人であり、裁判確定人員総数の0.04％であった。

また、令和５年に一部執行猶予付判決が確定した人員は571人（前年比21.0％減）であり、その全員が有期の懲役刑を言い渡された者であった（CD-ROM 参照）。

2-3-2-1表 裁判確定人員の推移（裁判内容別）

（平成26年～令和５年）

年次	総数	有罪													無罪
		死刑	無期懲役	有期懲役	一部執行猶予	全部執行猶予	全部執行猶予率	有期禁錮	全部執行猶予	全部執行猶予率	罰金	拘留	科料		
26年	337,794	7	28	52,557	…	30,155	57.4	3,124	3,051	97.7	279,221	4	2,417		116
27	333,755	2	27	53,710	…	31,620	58.9	3,141	3,068	97.7	274,199	5	2,247		88
28	320,488	7	15	51,824	855	30,837	59.5	3,193	3,137	98.2	263,099	6	1,962		104
29	299,320	2	18	49,168	1,525	29,266	59.5	3,065	2,997	97.8	244,701	5	1,919		130
30	275,901	2	25	47,607	1,567	28,831	60.6	3,159	3,099	98.1	222,841	1	1,834		123
元	245,537	5	16	46,086	1,452	28,044	60.9	3,076	3,021	98.2	194,404	3	1,556		96
2	221,057	2	19	44,232	1,298	27,163	61.4	2,738	2,691	98.3	172,326	5	1,366		76
3	213,315	4	18	43,556	1,015	26,905	61.8	2,670	2,624	98.3	165,276	5	1,390		94
4	200,572	−	10	38,910	723	24,069	61.9	2,630	2,580	98.1	157,394	6	1,231		60
5	201,990	3	17	39,220	571	24,789	63.2	2,703	2,660	98.4	158,336	5	1,264		79

注 1 検察統計年報による。
2 「総数」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び刑の免除を含む。
3 平成28年の「一部執行猶予」は、同年６月から12月までに一部執行猶予付判決が確定した人員である。

第3節 ■ 第一審

1 終局裁判

2-3-3-1表は、令和５年の通常第一審における終局処理人員を罪名別に見るとともに、これを裁判内容別に見たものである。通常第一審における終局処理人員は、最近10年間では減少傾向にあるところ、５年は４万4,669人（前年比2.6％増）であった（司法統計年報による。）。

2-3-3-1表 通常第一審における終局処理人員（罪名別、裁判内容別）

（令和５年）

罪名	総数	有罪							
		死刑	懲役・禁錮						罰金等
			無期	有期	一部執行猶予	保護観察付	全部執行猶予	保護観察付	
総数	44,669 (77)	1	13	42,235	567	561	27,561	1,656	2,061
地方裁判所	42,298 (73)	1	13	40,410	566	560	26,248	1,536	1,610
刑法犯	21,925	1	11	20,821	28	27	11,396	1,063	947
公務執行妨害	200	–	–	157	–	–	100	4	40
放火	201	–	–	196	1	1	101	36	–
住居侵入	439	–	–	395	–	–	231	41	43
偽造	380	–	–	378	–	–	316	9	2
わいせつ等	1,450	–	–	1,427	7	7	809	156	9
殺人	222	–	6	210	–	–	59	16	–
傷害	2,157	–	–	1,822	2	2	1,151	139	317
過失傷害	39	–	–	36	–	–	31	–	3
窃盗	10,958	–	–	10,551	17	16	5,223	439	345
強盗	385	1	5	375	–	–	95	33	–
詐欺	3,220	–	–	3,200	–	–	1,864	82	–
恐喝	251	–	–	250	–	–	176	15	–
横領	495	–	–	455	–	–	299	13	39
毀棄・隠匿	447	–	–	372	–	–	248	22	69
暴力行為等処罰法	215	–	–	187	–	–	88	13	28
その他	866	–	–	810	1	1	605	45	52
特別法犯	20,373	–	2	19,589	538	533	14,852	473	663
公職選挙法	25	–	–	7	–	–	7	–	17
銃刀法	88	–	–	58	–	–	20	3	30
児童福祉法	41	–	–	41	–	–	25	1	–
大麻取締法	2,355	–	–	2,351	27	26	2,031	74	–
覚醒剤取締法	4,313	–	–	4,293	489	485	1,607	157	–
麻薬取締法	592	–	–	590	12	12	442	14	–
麻薬特例法	111	–	–	107	2	2	61	3	3
税法等	210	–	–	150	–	–	133	–	57
出資法	37	–	–	33	–	–	30	–	3
道路交通法	5,057	–	–	4,833	2	2	4,058	87	193
自動車運転死傷処罰法	4,264	–	–	4,179	–	–	3,935	49	51
入管法	1,661	–	–	1,591	–	–	1,538	6	70
廃棄物処理法	134	–	–	97	1	1	86	2	33
組織的犯罪処罰法	63	–	2	57	–	–	50	–	3
その他	1,422	–	–	1,202	5	5	829	77	203
簡易裁判所	2,371 (4)	…	…	1,825	1	1	1,313	120	451
刑法犯	2,155	…	…	1,825	1	1	1,313	120	288
住居侵入	52	…	…	39	–	–	24	2	12
傷害	91	…	…	–	–	–	–	–	73
過失傷害	3	…	…	–	–	–	–	–	2
窃盗	1,926	…	…	1,764	1	1	1,277	118	148
横領	39	…	…	22	–	–	12	–	16
盗品譲受け等	–	…	…	–	–	–	–	–	–
その他	44	…	…	–	–	–	–	–	37
特別法犯	216	…	…	–	–	–	–	–	163
公職選挙法	1	…	…	–	–	–	–	–	1
銃刀法	5	…	…	–	–	–	–	–	5
道路交通法	58	…	…	–	–	–	–	–	46
自動車運転死傷処罰法	59	…	…	–	–	–	–	–	36
その他	93	…	…	–	–	–	–	–	75

注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
2 「総数」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び正式裁判請求の取下げを含む。
3 「罰金等」は、拘留、科料及び刑の免除を含む。
4 「わいせつ等」は、刑法第２編第22章の罪をいう。
5 「傷害」は、刑法第２編第27章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の２に規定する罪を含む。
6 「過失傷害」は、刑法第２編第28章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条２項に規定する罪を含む。
7 「横領」は、遺失物等横領を含む。
8 「毀棄・隠匿」は、刑法第２編第40章の罪をいう。
9 「税法等」は、所得税法、法人税法、相続税法、地方税法、消費税法及び関税法の各違反をいう。
10 （ ）内は、無罪人員で、内数である。

令和５年における有期の懲役刑又は禁錮刑を言い渡された総数に占める全部執行猶予率は65.3％であった。同年に一部執行猶予付判決の言渡しを受けた人員は567人であり、罪名別では、覚醒剤取締法違反が489人（86.2％）と最も多く、次いで、大麻取締法違反27人（4.8％）、窃盗17人（3.0％）の順であった。

なお、通常第一審における少年に対する科刑状況（罪名別、裁判内容別）については、**3-3-2-2表**参照。

2 科刑状況

（1）死刑・無期懲役

通常第一審における死刑及び無期懲役の言渡人員の推移（最近10年間）を罪名別に見ると、**2-3-3-2表**のとおりである。

最近10年間における死刑の言渡しは、殺人（自殺関与、同意殺人及び予備を含まない。）、強盜致死（強盜殺人を含む。以下この章において同じ。）又は強盜・不同意性交等致死（不同意性交等に係る法改正については、第１編第１章第２節２項及び第２編第１章１項（３）参照）に限られている。

2-3-3-2表　通常第一審における死刑・無期懲役言渡人員の推移（罪名別）

（平成26年～令和５年）

① 死刑

年次	総数	殺人	強盜致死及び強盜・不同意性交等致死
26年	2	－	2
27	4	2	2
28	3	1	2
29	3	3	－
30	4	2	2
元	2	2	－
2	3	2	1
3	3	3	－
4	－	－	－
5	1	－	1

② 無期懲役

年次	総数	殺人	強盜致死傷及び強盜・不同意性交等	その他
26年	23	2	19	2
27	18	7	10	1
28	25	9	16	－
29	21	7	13	1
30	15	8	6	1
元	18	5	13	－
2	12	3	8	1
3	18	8	9	1
4	19	9	10	－
5	13	6	5	2

注　1　司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
　　2　「殺人」は、自殺関与、同意殺人及び予備を含まない。
　　3　「強盜致死（傷）」は、強盜殺人を含む。

（2）有期懲役・禁錮

令和５年における通常第一審での有期の懲役・禁錮の科刑状況は、**2-3-3-3表**のとおりである（地方裁判所における罪名別の科刑状況については、CD-ROM 資料**2-3**参照）。

なお、通常第一審における科刑状況に関し、危険運転致死傷、過失運転致死傷等及び道路交通法違反については**4-1-3-4表**、覚醒剤取締法違反については CD-ROM 資料**4-3**、財政経済犯罪については CD-ROM 資料**4-5**をそれぞれ参照。

2-3-3-3表　通常第一審における有期刑（懲役・禁錮）科刑状況

（令和５年）

①　３年を超える科刑状況

罪　名	総　数	25年を超え30年以下	20年を超え25年以下	15年を超え20年以下	10年を超え15年以下	7年を超え10年以下	5年を超え7年以下	3年を超え5年以下
地方裁判所	2,783	5	13	42	101	257	450	1,915
殺人	146	3	7	26	32	34	24	20
傷害	126	–	1	–	8	31	19	67
窃盗	724	–	–	–	1	6	43	674
強盗	249	2	3	7	19	38	69	111
詐欺	415	–	–	–	1	10	65	339
恐喝	14	–	–	–	–	–	1	13
不同意性交等・不同意わいせつ	366	–	2	4	19	59	111	171
銃刀法	12	–	–	–	1	4	4	3
薬物犯罪	532	–	–	2	15	49	71	395
自動車運転死傷処罰法	51	–	–	–	1	13	10	27

②　３年以下の科刑状況

罪　名	総　数	２年以上３年以下			１年以上２年未満			６月以上１年未満			６月未満		
		実刑	一部執行猶予	全部執行猶予	実刑	一部執行猶予	全部執行猶予	実刑	一部執行猶予	全部執行猶予	実刑	一部執行猶予	全部執行猶予
地方裁判所	37,627	4,420	253	7,246	4,386	284	11,944	2,212	28	6,302	361	1	756
殺人	64	5	–	57	–	–	2	–	–	–	–	–	–
傷害	1,696	117	1	382	261	1	590	149	–	173	18	–	6
窃盗	9,827	1,750	6	1,754	1,988	8	2,976	859	3	491	7	–	2
強盗	126	31	–	95	–	–	–	–	–	–	–	–	–
詐欺	2,785	615	–	1,063	255	–	773	47	–	28	4	–	–
恐喝	236	38	–	105	21	–	71	1	–	–	–	–	–
不同意性交等・不同意わいせつ	951	148	5	484	62	2	254	1	–	2	–	–	–
銃刀法	46	1	–	4	5	–	–	15	–	15	5	–	1
薬物犯罪	6,809	1,384	240	892	1,102	268	1,819	154	22	1,420	28	–	10
自動車運転死傷処罰法	4,128	77	–	663	62	–	2,366	50	–	880	4	–	26
簡易裁判所	1,825	34	–	164	325	1	947	151	–	200	2	–	2
窃盗	1,764	34	–	164	317	1	922	135	–	189	1	–	2

注　1　司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
　　2　「一部執行猶予」は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
　　3　「傷害」は、刑法第２編第27章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の２に規定する罪を含む。
　　4　「薬物犯罪」は、覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び麻薬特例法の各違反をいう。

（3）罰金・科料

令和５年における第一審での罰金・科料の科刑状況は、2-3-3-4表のとおりである。

2-3-3-4表 第一審における罰金・科料科刑状況（罪名別）

（令和５年）

① 通常第一審

罪名	総数	罰金							科料
		100万円以上	100万円未満	50万円未満	30万円未満	20万円未満	10万円未満	5万円未満	
総数	2,056	122	198	725	560	361	64	20	6
公務執行妨害	45	−	8	24	13	−	−	−	…
傷害	390	−	13	118	134	111	12	2	−
過失傷害	5	1	2	2	−	−	−	−	−
窃盗	493	−	17	217	236	20	−	3	…
公職選挙法	18	−	−	10	3	5	−	−	−
風営適正化法	25	7	14	4	−	−	−	−	…
銃刀法	35	−	2	1	9	20	3	−	…
道路交通法	239	2	48	117	10	5	44	13	−
自動車運転死傷処罰法	87	3	32	34	7	11	−	−	…
その他	719	109	62	198	148	189	5	2	6

② 略式手続

罪名	総数	罰金							科料
		100万円	100万円未満	50万円未満	30万円未満	20万円未満	10万円未満	5万円未満	
総数	160,617	308	14,861	42,042	17,838	20,190	51,258	12,952	1,168
過失運転致死傷等	35,773	92	6,992	13,490	6,914	8,278	5	2	…
道交違反	89,055	10	4,388	16,611	1,931	2,386	50,723	12,892	114
公務執行妨害	421	−	25	278	103	15	−	−	…
窃盗	4,917	1	415	1,863	2,406	230	2	−	…
その他	30,451	205	3,041	9,800	6,484	9,281	528	58	1,054

注 1 司法統計年報による。
2 ①は、懲役・禁錮と併科されたものを除く。
3 ①は、略式手続から移行したものを含む。
4 ①において、「傷害」は、刑法第２編第27章の罪をいい、傷害致死及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の２に規定する罪を含まない。
5 ①において、「過失傷害」は、刑法第２編第28章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条２項に規定する罪を含む。
6 ②において、「過失運転致死傷等」は、自動車運転死傷処罰法４条並びに６条３項及び４項に規定する罪を除く。

3 裁判員裁判

裁判員裁判（裁判員の参加する刑事裁判）の対象事件は、死刑又は無期の懲役・禁錮に当たる罪に係る事件及び法定合議事件（死刑又は無期若しくは短期１年以上の懲役・禁錮に当たる罪（強盗等を除く。））であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件である。ただし、被告人の言動等により、裁判員やその親族等に危害が加えられるなどのおそれがあって、そのために裁判員等が畏怖し裁判員の職務の遂行ができないなどと認められる場合には、裁判所の決定によって対象事件から除外される（令和５年において、同決定がなされた終局人員は11人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。）。また、審判に著しく長期間を要する事件等は裁判所の決定によって対象事件から除外される（同年にはそのような決定はなかった（最高裁判所事務総局の資料による。）。）。なお、対象事件に該当しない事件であっても、対象事件と併合された事件は、裁判員裁判により審理される。

裁判員裁判対象事件の第一審における新規受理・終局処理（移送等を含む。以下この節において同じ。）人員の推移（最近５年間）を罪名別に見ると、2-3-3-5表のとおりである。令和５年の新規受理人員の総数は、前年から15.9％増加して972人であったところ、覚醒剤取締法違反の新規受理人員が前年から105.0％増加して123人となり、特に前年からの増加幅が大きかったほか、強盗致傷の新規受理人員も前年から94.7％増加して259人となり、罪名別で最も多かった。

2-3-3-5表　裁判員裁判対象事件 第一審における新規受理・終局処理人員の推移（罪名別）

（令和元年～５年）

区　分	総数	殺人	強盗致死	強盗致傷	強盗・不同意性交等	傷害致死	不同意性交等致死傷	不同意わいせつ致死傷	危険運転致死	現住建造物等放火	通貨偽造	銃刀法	覚醒剤取締法	麻薬特例法	その他
新規受理人員															
元年	1,133	255	21	222	18	71	55	77	16	100	25	7	252	1	13
2	1,004	217	33	304	28	57	47	90	22	97	6	9	77	−	17
3	793	220	12	136	25	82	47	69	25	87	15	5	28	−	42
4	839	228	18	133	15	85	50	74	23	80	32	9	60	1	31
5	972	202	25	259	15	73	51	88	8	100	8	2	123	1	17
終局処理人員															
元年	1,021	242	25	209	23	80	46	71	8	101	18	14	116	32	36
2	933	197	11	202	13	44	44	68	14	84	8	2	190	22	34
3	928	237	27	226	21	69	42	64	25	77	4	5	80	27	24
4	753	189	21	122	17	86	46	66	17	70	7	11	31	31	39
5	828	198	16	153	14	80	44	68	22	83	8	5	75	29	33

注　1　最高裁判所事務総局の資料による。
2　上訴審における破棄差戻しの判決により係属したものを含む。
3　新規受理人員は、受理時において裁判員裁判の対象事件であったものの人員をいい、１通の起訴状で複数の異なる罪名の裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑が最も重い罪名に計上している。
4　終局処理人員は、裁判員裁判により審理された事件の終局処理人員（移送等を含み、裁判員法３条１項の除外決定があった人員を除く。）であり、有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名に、無罪、移送等の場合は、当該事件に掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判の対象事件の罪名（複数あるときは、法定刑が最も重いもの）にそれぞれ計上している。
5　「殺人」は、自殺関与及び同意殺人を除く。
6　新規受理人員における「危険運転致死」は、自動車運転死傷処罰法２条に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の２に規定する罪である。
7　「通貨偽造」は、偽造通貨行使を含む。
8　「その他」は、拐取者身の代金取得等、保護責任者遺棄致死、逮捕監禁致死、身の代金拐取等である。ただし、終局処理人員の「その他」は、裁判員裁判の対象事件ではない罪名を含む。

令和５年に第一審で判決等に至った裁判員裁判対象事件（裁判員裁判の対象事件及びこれと併合され、裁判員裁判により審理された事件。少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったもの及び裁判員法３条１項の除外決定があったものは含まない。以下この節において同じ。）における審理期間（新規受理から終局処理までの期間をいう。以下この節において同じ。）の平均は13.2月（前年比0.6月減）であり、６月以内のものが12.0％（同1.3pt 上昇）を占め、そのうち３月以内のものはなかったのに対し、１年を超えるものが40.0％（同3.5pt 低下）を占めた。また、開廷回数の平均は5.3回であり、３回以下が14.4％、５回以下が69.1％を占めた（最高裁判所事務総局の資料による。）。

2-3-3-6表は、令和５年に第一審で判決に至った裁判員裁判対象事件について、無罪の人員及び有罪人員の科刑状況等を罪名別に見たものである。同年の裁判員裁判対象事件についての第一審における判決人員の総数は、807人（前年比69人増）であった。

2-3-3-6表 裁判員裁判対象事件 第一審における判決人員（罪名別、裁判内容別）

（令和５年）

罪名	総数	無罪	有罪														免訴	家裁へ移送
			死刑	懲役										禁錮	罰金			
				無期	20年を超える	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	3年以下							
											実刑		全部執行猶予					
												一部執行猶予		保護観察付				
総数	807	12	1	10	16	40	83	176	154	125	38	2	152	79	–	–	–	–
殺人	196	4	–	5	10	26	30	33	22	20	5	–	41	14	–	–	–	–
強盗致傷	141	1	–	–	–	–	11	30	38	33	6	–	22	15	–	–	–	–
現住建造物等放火	80	–	–	–	–	1	2	4	15	19	9	1	30	22	–	–	–	–
傷害致死	80	1	–	–	1	–	8	31	13	15	2	–	9	2	–	–	–	–
覚醒剤取締法	74	6	–	–	–	2	12	32	18	1	2	–	1	–	–	–	–	–
不同意わいせつ致死傷	67	–	–	–	–	–	1	–	6	15	9	1	36	23	–	–	–	–
不同意性交等致死傷	44	–	–	–	–	3	5	17	10	9	–	–	–	–	–	–	–	–
麻薬特例法	28	–	–	–	–	–	2	9	14	3	–	–	–	–	–	–	–	–
危険運転致死	22	–	–	–	–	–	1	12	7	1	1	–	–	–	–	–	–	–
強盗致死	15	–	1	5	2	4	2	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
強盗・不同意性交等	14	–	–	–	3	3	5	2	1	–	–	–	–	–	–	–	–	–
拐取者身の代金取得等	11	–	–	–	–	–	–	2	1	4	1	–	3	–	–	–	–	–
通貨偽造	8	–	–	–	–	–	1	–	1	2	1	–	3	–	–	–	–	–
保護責任者遺棄致死	6	–	–	–	–	1	–	–	3	2	–	–	–	–	–	–	–	–
銃刀法	5	–	–	–	–	–	1	2	1	1	–	–	–	–	–	–	–	–
その他	16	–	–	–	–	–	2	1	4	–	2	–	7	3	–	–	–	–

注　1　最高裁判所事務総局の資料による。
　　2　裁判員法３条１項の除外決定があった人員を除く。
　　3　上訴審における破棄差戻しの判決により係属したものを含む。
　　4　有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名に、無罪の場合は裁判終局時において当該事件に掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判の対象事件の罪名（複数あるときは、法定刑が最も重いもの）に、それぞれ計上している。
　　5　懲役・禁錮には、罰金が併科されたものを含む。
　　6　「殺人」は、自殺関与及び同意殺人を除く。
　　7　「通貨偽造」は、偽造通貨行使を含む。
　　8　「その他」は、傷害等の裁判員裁判対象事件ではない罪名を含む。

4 即決裁判手続

令和５年に即決裁判手続に付された事件の人員を罪名別に見ると、2-3-3-7表のとおりである。同年に地方裁判所において即決裁判手続に付された人員は17人（前年比28人減）、簡易裁判所においては１人（前年と同じ）であった。

2-3-3-7表 即決裁判手続に付された事件の人員（罪名別）

（令和５年）

区分	総数	公務執行妨害	住居侵入	窃盗	大麻取締法	覚醒剤取締法	麻薬取締法	道路交通法	入管法	その他
地方裁判所	17 (43,882)	1 (202)	− (450)	2 (11,662)	3 (2,386)	2 (4,378)	− (605)	2 (5,124)	4 (1,687)	3 (17,388)
簡易裁判所	1 (2,518)	− (9)	− (57)	1 (1,990)	− (−)	− (−)	− (−)	− (64)	− (1)	− (397)

注　1　司法統計年報による。
　　2　即決裁判手続により審判する旨の決定があった後に有罪陳述・即決裁判手続によることへの同意を撤回したことなどにより同決定が取り消された者を含まない。
　　3　（　）内は、通常第一審の終局処理総人員（移送等を含む。）である。

5 公判前整理手続

充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があるときは、第一回公判期日前に、事件の争点及び証拠を整理する**公判前整理手続**が行われることがある。裁判員法により、裁判員裁判の対象事件については、必ず公判前整理手続に付さなければならない。また、裁判所において、審理状況等を考慮して必要と認めるときは、第一回公判期日後に、公判前整理手続と同様の手続により事件の争点及び証拠を整理する**期日間整理手続**が行われることがある。

令和５年に地方裁判所で終局処理がされた通常第一審事件のうち、公判前整理手続に付された事件の人員は1,004人であり、期日間整理手続に付された事件の人員は116人であった（司法統計年報による。）。

令和５年に公判前整理手続に付された事件の地方裁判所における審理期間の平均は14.6月（前年比0.4月減）であり、平均開廷回数は5.8回（同0.4回減）であった（司法統計年報による。）。

また、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件となったものを除き、令和５年に第一審で判決に至った裁判員裁判対象事件における公判前整理手続の期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）の平均は11.1月（前年比0.4月減）であり、公判前整理手続期日の回数については、平均は4.4回で、６回以上の割合は23.2％（同2.8pt低下）であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

6 勾留と保釈

2-3-3-8図は、通常第一審における被告人の勾留率（終局処理総人員に占める勾留総人員の比率）・保釈率（勾留総人員に占める保釈人員の比率）の推移（最近20年間）を地方裁判所・簡易裁判所別に見たものである。勾留率については、地方裁判所では、平成16年から26年までは、17年（82.3％）をピークに80％前後で推移した後、26年以降低下傾向にあるところ、令和５年は72.8％（前年比0.2pt上昇）であった。簡易裁判所では、平成21年までは83～86％台で推移していたが、同年以降は低下傾向を示し、24年以降は一貫して地方裁判所の勾留率を下回っているところ、令和５年は63.2％（同2.6pt 上昇）であった。

保釈率については、地方裁判所の方が簡易裁判所よりも約７～15pt高い水準で推移している。地方裁判所では、平成15年（12.7％）を境に16年から上昇傾向にあるところ、令和５年は31.9％（前年比0.3pt 低下）であった。簡易裁判所でも、平成16年（5.3％）を境に上昇傾向にあり、令和５年は20.2％（前年比2.4pt 上昇）であった。

2-3-3-8図 通常第一審における被告人の勾留率・保釈率の推移（裁判所別）

（平成16年～令和５年）

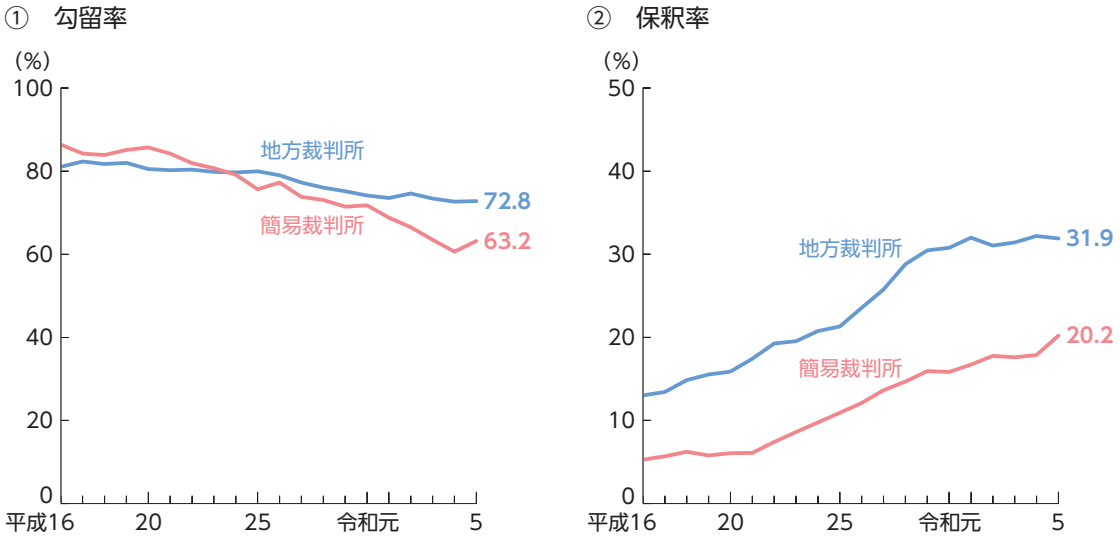

注 1 司法統計年報による。
2 「勾留率」は、終局処理総人員（移送等を含む。）に占める勾留総人員の比率をいう。
3 「保釈率」は、勾留総人員に占める保釈人員の比率をいう。

令和５年の通常第一審における終局処理人員について、被告人の勾留状況を見ると、2-3-3-9表のとおりである。

2-3-3-9表 通常第一審における被告人の勾留状況

（令和５年）

区分	終局処理総人員 (A)	勾留総人員 (B)	勾留期間			保釈人員 (C)	勾留率 B/A (%)	保釈率 C/B (%)
			１月以内	３月以内	３月を超える			
地方裁判所	43,882	31,946 (100.0)	7,653 (24.0)	15,273 (47.8)	9,020 (28.2)	10,185	72.8	31.9
簡易裁判所	2,518	1,592 (100.0)	306 (19.2)	1,162 (73.0)	124 (7.8)	322	63.2	20.2

注 1 司法統計年報による。
2 「終局処理総人員」は、移送等を含む。
3 （ ）内は、構成比である。

第4節 ■ 上訴審

令和５年における通常第一審の終局裁判に対する上訴率（公訴棄却の決定、正式裁判請求の取下げ及び移送等による終局を除く終局処理人員に対する上訴（控訴及び跳躍上告）人員の比率）は、地方裁判所の裁判については11.3％、簡易裁判所の裁判については7.9％であった。同年の高等裁判所における控訴事件の終局処理人員を受理区分別に見ると、被告人側のみの控訴申立てによるものが4,580人（98.7％）、検察官のみの控訴申立てによるものが44人（0.9％）、双方からの控訴申立てによるものが13人（0.3％）、破棄差戻し・移送等によるものが２人（0.0％）であった（司法統計年報による。）。

令和５年における高等裁判所の控訴審としての終局処理人員を罪名別に見るとともに、これを裁判内容別に見ると、**2-3-4-1表**のとおりである。高等裁判所の控訴審としての終局処理人員は、平成25年以降、5,700人台から6,100人台で推移していたが、令和２年から減少し続け、５年は4,639人（前年比181人減）であった（司法統計年報による。）。

破棄人員406人について破棄理由を見ると、判決後の情状によるものが277人と最も多く、次いで、事実誤認（56人）、量刑不当（49人）の順であった（二つ以上の破棄理由がある場合は、それぞれに計上している。司法統計年報による。）。また、第一審の有罪判決が覆されて無罪となった者は16人であり（司法統計年報による。）、第一審の無罪判決が覆されて有罪となった者は、検察官が無罪判決を不服として控訴した18人のうち７人であった（検察統計年報による。）。

第一審が裁判員裁判の控訴事件について見ると、令和５年の終局処理人員は293人（前年比1.3％減）であり、そのうち控訴棄却が239人と最も多く、控訴取下げが25人、公訴棄却が４人であった。破棄人員は25人であり、破棄のうち自判が22人（自判内容は、有罪が21人、無罪が１人）、差戻し・移送が３人であった（司法統計年報による。）。

2-3-4-1表 控訴審における終局処理人員（罪名別、裁判内容別）

（令和５年）

罪名	総数	破棄						控訴棄却	取下げ	公訴棄却
		自判					差戻し・移送			
		計	有罪	一部有罪	無罪	免訴				
総数	**4,639**	**387**	**361**	**10**	**16**	**－**	**19**	**3,413**	**789**	**31**
刑法犯	**3,002**	**331**	**314**	**7**	**10**	**－**	**12**	**2,144**	**492**	**23**
公務執行妨害	23	－	－	－	－	－	－	18	4	1
放火	29	1	1	－	－	－	－	25	3	－
偽造	24	3	3	－	－	－	－	17	4	－
わいせつ等	281	45	44	1	－	－	1	216	17	2
殺人	80	6	6	－	－	－	－	67	4	3
傷害	313	23	21	－	2	－	2	248	39	1
過失傷害	15	1	1	－	－	－	1	13	－	－
窃盗	1,261	102	100	2	－	－	1	879	265	14
強盗	125	17	14	2	1	－	3	86	19	－
詐欺	530	95	93	2	－	－	4	353	78	－
恐喝	33	5	4	－	1	－	－	16	12	－
横領	47	10	10	－	－	－	－	30	6	1
毀棄・隠匿	46	3	3	－	－	－	－	31	12	－
暴力行為等処罰法	29	1	1	－	－	－	－	21	7	－
その他	166	19	13	－	6	－	－	124	22	1
特別法犯	**1,637**	**56**	**47**	**3**	**6**	**－**	**7**	**1,269**	**297**	**8**
公職選挙法	5	－	－	－	－	－	－	5	－	－
銃刀法	10	－	－	－	－	－	－	8	1	1
大麻取締法	85	5	3	1	1	－	－	63	16	1
覚醒剤取締法	759	17	16	1	－	－	－	536	205	1
麻薬取締法	36	－	－	－	－	－	1	30	5	－
麻薬特例法	16	－	－	－	－	－	－	13	3	－
出資法	7	－	－	－	－	－	－	7	－	－
道路交通法	314	9	6	1	2	－	－	279	22	4
自動車運転死傷処罰法	137	11	11	－	－	－	4	105	16	1
入管法	31	2	2	－	－	－	－	26	3	－
その他	237	12	9	－	3	－	2	197	26	－

注 1 司法統計年報による。
2 「わいせつ等」は、刑法第２編第22章の罪をいう。
3 「傷害」は、刑法第２編第27章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の２に規定する罪を含む。
4 「過失傷害」は、刑法第２編第28章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条２項に規定する罪を含む。
5 「横領」は、遺失物等横領を含む。
6 「毀棄・隠匿」は、刑法第２編第40章の罪をいう。

令和５年に言い渡された控訴審判決に対する上告率（控訴棄却の決定、控訴の取下げ、公訴棄却の決定及び移送・回付による終局を除く終局処理人員に対する上告人員の比率）は、44.1％であった。最高裁判所の上告事件の終局処理人員（第一審が高等裁判所であるものがある場合には、これを含む。）は、平成25年以降、1,800人台から2,100人台で推移していたが、令和４年に1,600人台に減少し、５年は1,591人（前年比5.6％減）であった。その内訳は、上告棄却が1,338人（84.1％）、上告取下げが244人（15.3％）であり、破棄については、３人（自判が１人、差戻し・移送が２人）であった（司法統計年報による。）。

第一審が裁判員裁判の上告事件について見ると、令和５年の終局処理人員は129人で、その内訳は、上告棄却が122人、上告取下げが７人であった（司法統計年報による。）。

第4章　成人矯正

第1節■概説

刑を言い渡した有罪の裁判が確定すると、全部執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行される。懲役、禁錮及び拘留は、**刑事施設**において執行される。なお、拘禁刑の創設に係る刑法等の改正については、本編第１章１項（１）参照。

罰金・科料を完納できない者は、刑事施設に附置された労役場に留置され、労役を課される（労役場留置）。法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）２条により監置に処せられた者は、監置場に留置される。

婦人補導院は、売春防止法（昭和31年法律第118号）５条（勧誘等）の罪を犯して補導処分に付された満20歳以上の女性を収容していたが、令和４年５月に成立した困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第52号）により、売春防止法において補導処分の規定が削除され、６年４月１日に廃止された。

1 刑事施設等

刑事施設には、刑務所、少年刑務所及び拘置所の３種類がある。**刑務所**及び**少年刑務所**は、主として受刑者を収容する施設であり、**拘置所**は、主として未決拘禁者を収容する施設である。令和６年４月１日現在、刑事施設は、本所が74庁（刑務所59庁（社会復帰促進センター４庁を含む。）、少年刑務所７庁、拘置所８庁）、支所が100庁（刑務支所８庁、拘置支所92庁）である（法務省矯正局の資料による。）。刑事施設には、労役場が附置されているほか、監置場が一部の施設を除いて附置されている。

婦人補導院は、令和６年３月31日まで東京に１庁置かれていた。５年は、婦人補導院への入院はなかった（矯正統計年報による。）。

2 刑事施設における処遇

刑事施設に収容されている未決拘禁者、受刑者等の被収容者の処遇は、刑事収容施設法に基づいて行われている。未決拘禁者の処遇は、未決の者としての地位を考慮し、その逃走及び罪証の隠滅の防止並びにその防御権の尊重に特に留意して行われる。受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行われる。令和４年６月、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）が成立し、刑事収容施設法の一部改正が行われた。同改正により、まず、①矯正処遇を行うに当たっては、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び申出のあった被害者等から聴取した心情等を考慮すること、②釈放後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者に対して円滑な社会復帰を図るための支援を行うことを、刑事施設の長の責務とすること、③処遇の原則及び矯正処遇の目標等を定める処遇要領の考慮要素に「年齢」を追加することなどの規定が整備され、それぞれ５年12月１日に施行された。

なお、現在、懲役受刑者には、矯正処遇として、作業の実施が前提とされているところ、前記刑法等の改正により創設された拘禁刑に係る規定が施行（令和７年６月１日施行）された後は、そうした制約はなくなり、個々の受刑者の特性に応じて、作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた矯正処遇を行うこととなる。

第2節 ■ 刑事施設の収容状況

1 刑事施設の収容人員

刑事施設の被収容者の年末収容人員及び人口比の推移（昭和21年以降）は、2-4-2-1図のとおりである（女性については4-7-2-3図、一日平均収容人員の推移についてはCD-ROM資料2-4をそれぞれ参照）。年末収容人員は、平成18年に8万1,255人を記録したが、19年以降減少し続け、令和5年末現在は4万178人（前年末比3.3％減）であり、このうち、受刑者は3万3,882人（同5.5％減）であった。なお、5年における刑事施設の受刑者の年末収容人員のうち、**一部執行猶予受刑者**は、958人（同23.6％減）であった。

2-4-2-1図 刑事施設の年末収容人員・人口比の推移

（昭和21年～令和5年）

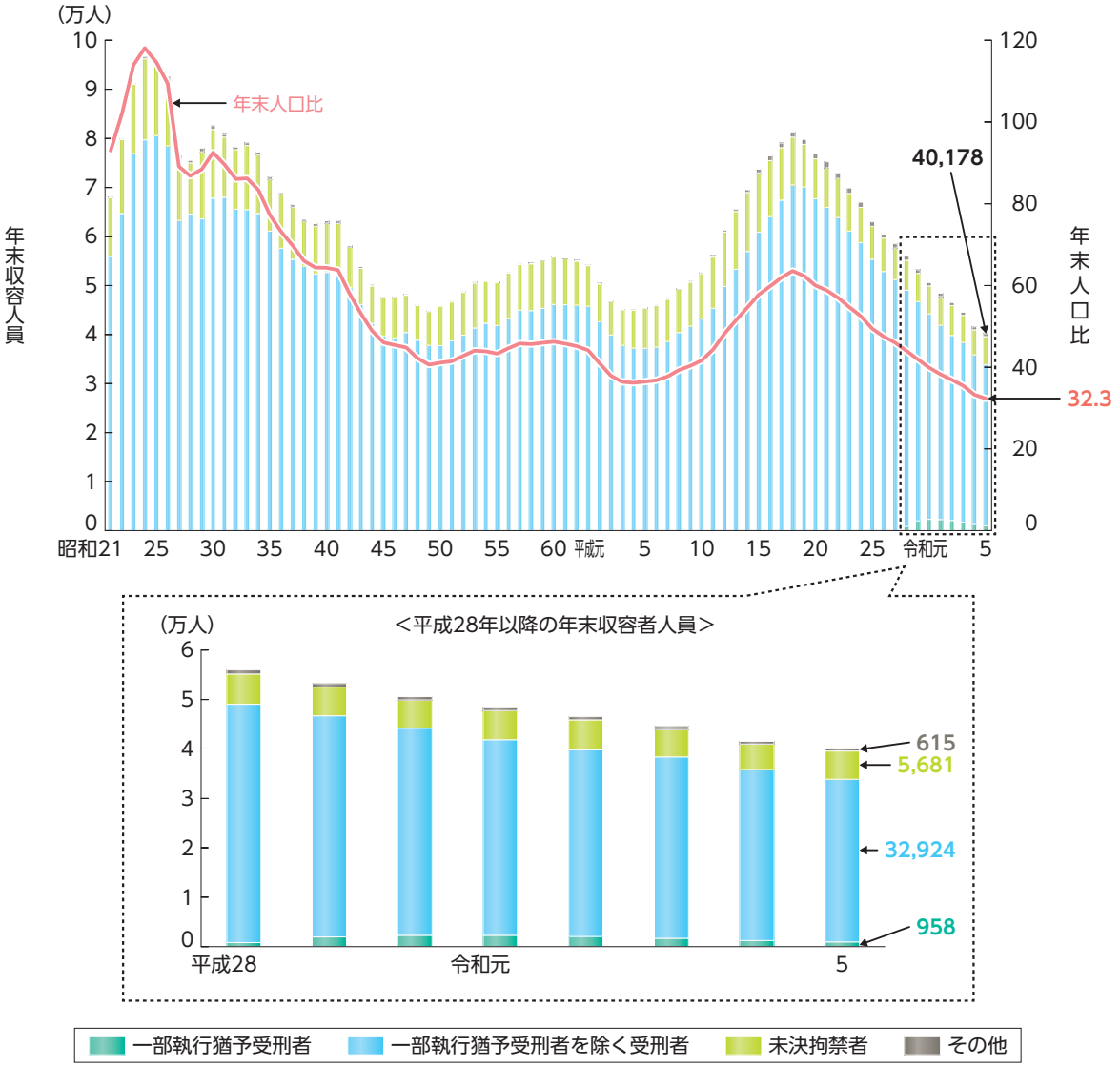

注 1 行刑統計年報、矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。
2 「年末収容人員」は、各年末現在における収容人員である。
3 「その他」は、死刑確定者、労役場留置者、引致状による留置者、被監置者及び観護措置の仮収容者である。
4 「年末人口比」は、人口10万人当たりの各年末現在における収容人員である。
5 「一部執行猶予受刑者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

2 刑事施設の収容率

令和５年末現在において、収容定員８万5,029人（このうち既決の収容定員は６万7,496人、未決の収容定員は１万7,533人）であるところ、年末収容人員は４万178人であり、このうち、既決（労役場留置者及び被監置者を含む。）の人員は３万4,391人（前年末比5.2％減）、未決（死刑確定者、引致状による留置者及び観護措置の仮収容者を含む。）の人員は5,787人（同10.3％増）であった。同年末の**収容率**（収容人員の収容定員に対する比率）は、全体で47.3％（同1.2pt 低下）であり、既決では51.0％（同2.2pt 低下）、未決では33.0％（同2.8pt 上昇）であった（収容率の推移については、CD-ROM 資料2-5参照）。

3 入所受刑者

（1）人員

入所受刑者の人員及び人口比の推移（昭和21年以降）は、2-4-2-2図のとおりである。その人員は、平成19年から減少し続け、令和５年は１万4,085人（前年比2.6％減）と戦後最少を更新した（CD-ROM 参照。女性については4-7-2-4図、年齢層別及び高齢者率については4-8-2-2図をそれぞれ参照）。

2-4-2-2図　入所受刑者の人員・人口比の推移

（昭和21年～令和５年）

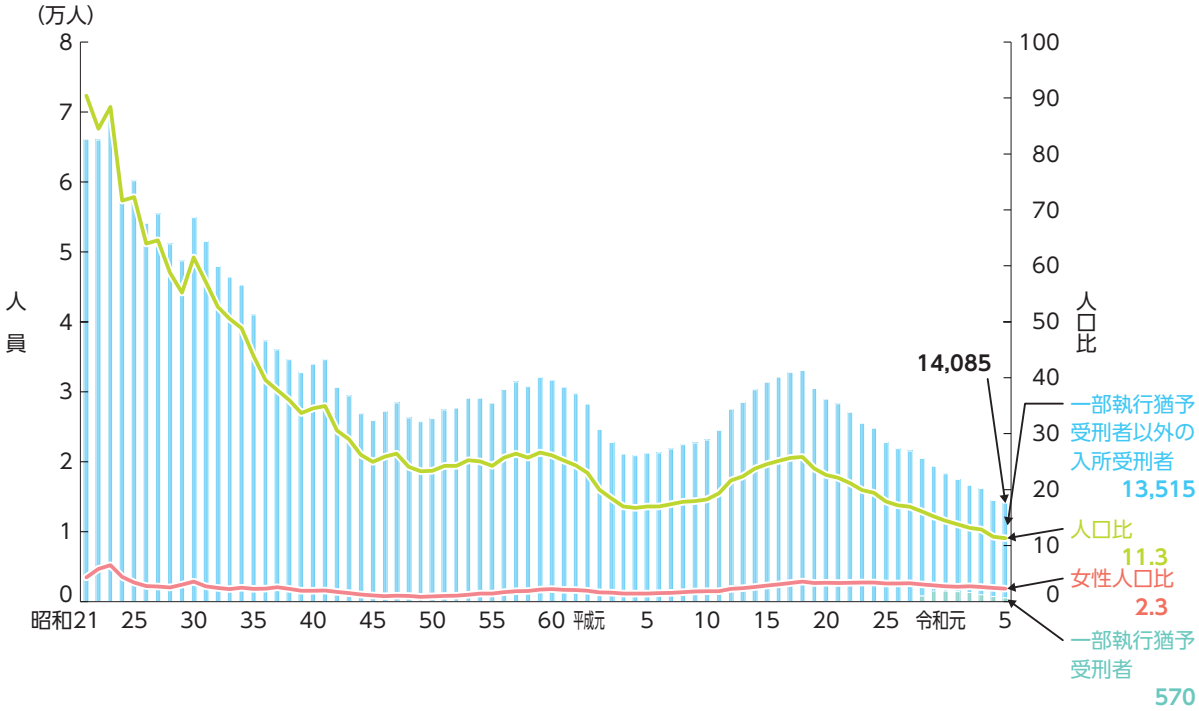

注　1　行刑統計年報、矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。
　　2　「人口比」は、人口10万人当たりの入所受刑者人員であり、「女性人口比」は、女性の人口10万人当たりの女性の入所受刑者人員である。

令和５年における受刑者の入所事由別人員は、2-4-2-3表のとおりである。

2-4-2-3表 受刑者の入所事由別人員

（令和５年）

総数	新入所	仮釈放の取消し		一部執行猶予の取消し	仮釈放及び一部執行猶予の取消し	刑執行停止の取消し	労役場からの移行	逃走者の連戻し	留置施設等からの移送
		一部執行猶予なし	一部執行猶予あり						
15,055 (100.0)	14,084 (93.6)	339 (2.3)	15 (0.1)	55 (0.4)	5 (0.0)	9 (0.1)	396 (2.6)	－	152 (1.0)

注　1　矯正統計年報による。
　　2　「新入所」は、裁判が確定し、その執行を受けるため新たに入所した者をいう。死刑の執行を受けた者を含み、国際受刑者移送法（平成14年法律第66号）による受入受刑者及び少年処遇から成人処遇に移行した受刑者を含まない。
　　3　「仮釈放の取消し」の「一部執行猶予あり」は、実刑期に係る仮釈放の取消しにより復所等した者（入所時に刑の一部執行猶予の取消しがなされている者を除く。）、「仮釈放及び一部執行猶予の取消し」は、実刑期に係る仮釈放及び刑の一部執行猶予の取消しにより復所等した者をいう。
　　4　（　）内は、構成比である。

（２）特徴

令和５年における入所受刑者の年齢層別構成比を男女別に見ると、2-4-2-4図のとおりである（女性入所受刑者の年齢層別構成比の推移については、4-7-2-5図参照）。

2-4-2-4図 入所受刑者の年齢層別構成比（男女別）

（令和５年）

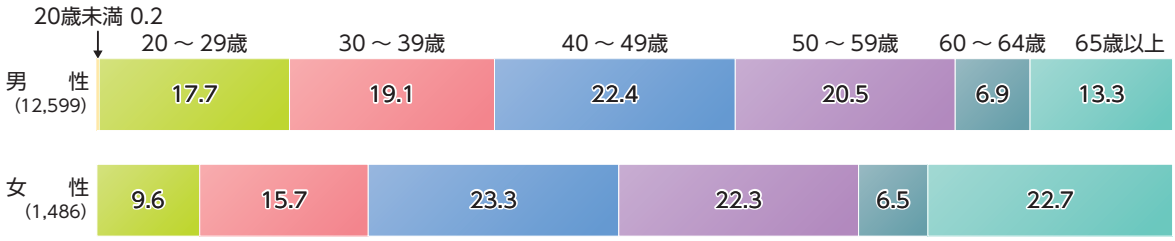

注　1　矯正統計年報による。
　　2　入所時の年齢による。ただし、少年時に刑の言渡しを受けた者は、言渡し時の年齢によることとし、入所時に20歳以上であっても、20歳未満に計上している。
　　3　（　）内は、実人員である。

令和５年における入所受刑者の罪名別構成比を男女別に見ると、2-4-2-5図のとおりである（高齢入所受刑者の罪名別構成比（男女別）については、4-8-2-3図参照）。

2-4-2-5図 入所受刑者の罪名別構成比（男女別）

（令和５年）

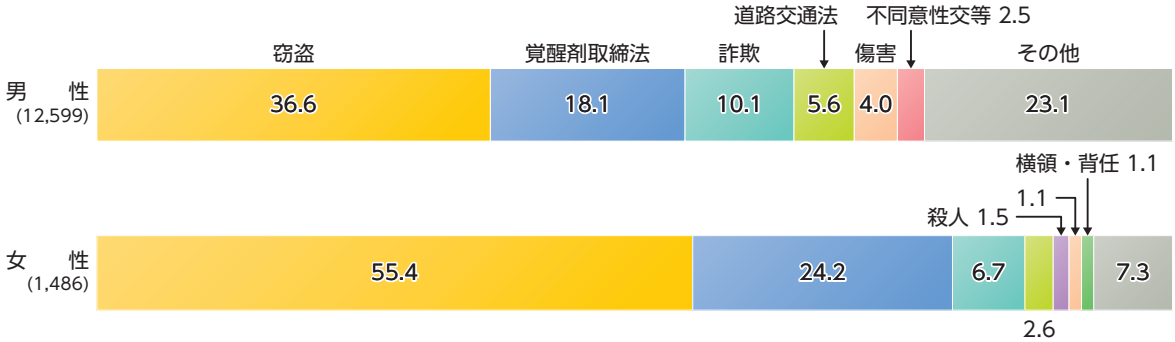

注　1　矯正統計年報による。
　　2　「横領」は、遺失物等横領を含む。
　　3　（　）内は、実人員である。

令和５年の入所受刑者について、刑の種類を見ると、懲役１万4,033人（99.6％）、禁錮49人（0.3％）、拘留３人（0.0％）であった（矯正統計年報による。）。懲役受刑者の刑期別構成比を男女別に見ると、**2-4-2-6図**のとおりである（懲役受刑者の刑期別の年末収容人員の推移については、CD-ROM 資料**2-6**を参照）。

2-4-2-6図　入所受刑者（懲役）の刑期別構成比（男女別）

（令和５年）

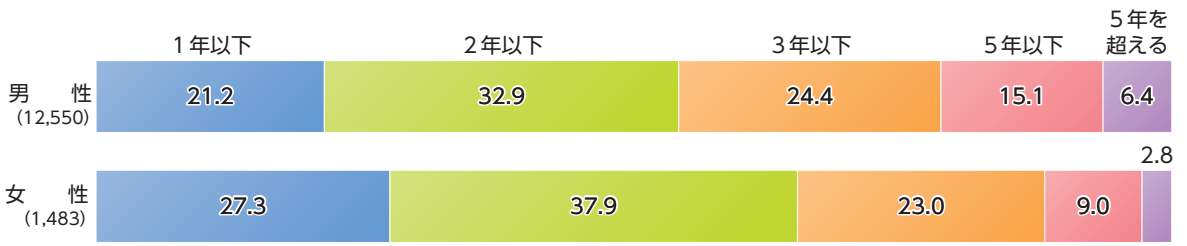

注　1　矯正統計年報による。
　　2　不定期刑は、刑期の長期による。
　　3　一部執行猶予の場合は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
　　4　「５年を超える」は、無期を含む。
　　5　（　）内は、実人員である。

4　出所受刑者

（1）人員

令和５年における受刑者の出所事由別人員は、**2-4-2-7表**のとおりである。出所受刑者（仮釈放又は満期釈放等により刑事施設を出所した者に限る。以下この項において同じ。）に占める満期釈放者等の比率は、37.0％（前年比0.9pt 低下）であった（CD-ROM 参照）。

2-4-2-7表　受刑者の出所事由別人員

（令和５年）

総数	満期釈放等	満期釈放	一部執行猶予の実刑部分の刑期終了	仮釈放	一部執行猶予なし	一部執行猶予あり	不定期刑終了	恩赦	刑執行停止	労役場への移行	留置施設等への移送	逃走	死亡
16,986	5,991 (37.0)	5,862	129	10,211 (63.0)	9,468	743	－	－	13	386	144	－	241 [－]

注　1　矯正統計年報による。
　　2　（　）内は、「満期釈放等」と「仮釈放」の合計に対する比率である。
　　3　［　］内は、死刑の執行を受けた者であり、内数である。

（2）特徴

令和５年における出所受刑者の年齢層別構成比を出所事由別に見ると、2-4-2-8図のとおりである。

2-4-2-8図 出所受刑者の年齢層別構成比（出所事由別）

（令和５年）

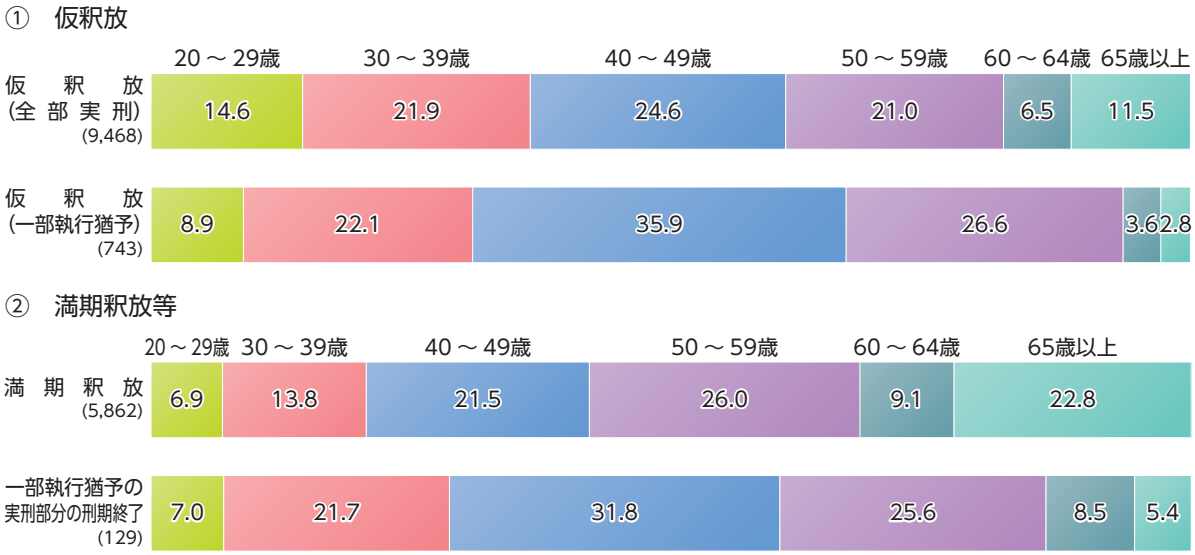

注　1　法務省大臣官房司法法制部の資料による。
　　2　出所時の年齢による。
　　3　（　）内は、実人員である。

令和５年における出所受刑者の帰住先別構成比を出所事由別に見ると、2-4-2-9図のとおりである（男女別については、4-7-2-6図参照）。

2-4-2-9図 出所受刑者の帰住先別構成比（出所事由別）

（令和５年）

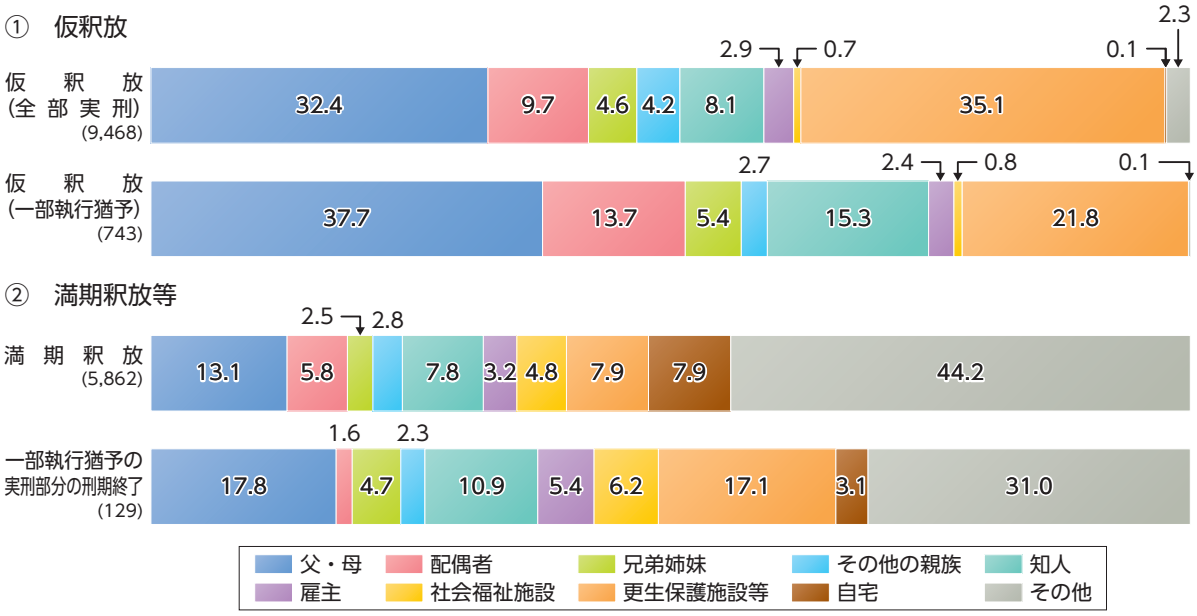

注　1　矯正統計年報による。
　　2　「帰住先」は、刑事施設出所後に住む場所である。
　　3　「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
　　4　「更生保護施設等」は、更生保護施設、就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホーム（NPO 法人などで、「自立準備ホーム」の指定を受けた場合も含む。）である。
　　5　「自宅」は、帰住先が父・母、配偶者等以外で、かつ、自宅に帰住する場合である。
　　6　「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、出入国在留管理庁への身柄引渡し等である。
　　7　（　）内は、実人員である。

第3節 ■ 受刑者の処遇等

1 処遇の概要

受刑者の処遇は、刑事収容施設法に基づき、受刑者の人権を尊重しつつ、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを目的として行う。その流れは、2-4-3-1図のとおりである。

2-4-3-1図 受刑者処遇の流れ

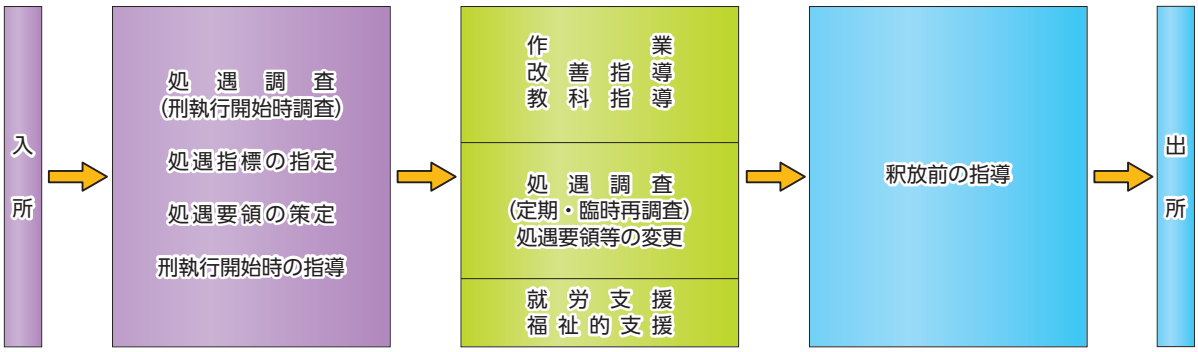

令和４年６月、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）の成立により刑事収容施設法が改正され、罪を言い渡される理由となった犯罪において、被害者がある受刑者に対し矯正処遇等を行うに当たって、その被害者等の心情等を考慮することが法定化された（５年12月１日施行）。また、拘禁刑が創設され、これまでの懲役のように作業の実施を前提とするのではなく、個々の受刑者の特性に応じて、作業と指導等を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇を実施することで、より効果的な改善更生及び円滑な社会復帰を図ることとされた（７年６月１日施行）。

（１）処遇指標及び処遇要領

受刑者の処遇の中核となるのは、矯正処遇として行う作業（次項参照）、改善指導及び教科指導（本節３項参照）である。矯正処遇は、個々の受刑者の資質及び環境に応じて適切な内容と方法で実施しなければならない（**個別処遇の原則**）。

そのため、各刑事施設では、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用し、受刑者の資質及び環境の調査（**処遇調査**）を行っている。また、新たに刑が確定した受刑者で、26歳未満の者及び特別改善指導（本節３項（２）参照）の受講に当たり特に調査を必要とする者等には、**調査センター**として指定されている特定の刑事施設で精密な処遇調査が行われている。また、受刑者の再犯の可能性等を客観的、定量的に把握するために開発を進めている**受刑者用一般リスクアセスメントツール（Ｇツール）**のうち、一部機能の運用を開始し、原則として、全受刑者を対象に、刑の執行開始時に行う処遇調査においてＧツールを実施し、それによって得られる結果や情報を処遇の参考としている。

刑事施設では、刑の執行開始時に処遇調査（調査センターでの処遇調査を含む。）を行い、その調査結果を踏まえ、受刑者に**処遇指標**を指定する。処遇指標は、矯正処遇の種類・内容、受刑者の属性及び犯罪傾向の進度から構成される。処遇指標の区分及び令和５年末現在の符号別の人員は2-4-3-2表のとおりである。処遇指標は、その指定がなされるべきものは、重複して指定され、処遇指標を指定されることで、受刑者の収容される刑事施設と矯正処遇の重点方針が定まる。

2-4-3-2表 処遇指標の区分・符号別人員

① 矯正処遇の種類及び内容

種　類	内　容		符　号
作業	一般作業		V0
	職業訓練		V1
改善指導	一般改善指導		R0
	特別改善指導	薬物依存離脱指導	R1
		暴力団離脱指導	R2
		性犯罪再犯防止指導	R3
		被害者の視点を取り入れた教育	R4
		交通安全指導	R5
		就労準備指導	R6
教科指導	補習教科指導		E1
	特別教科指導		E2

② 受刑者の属性及び犯罪傾向の進度　（令和５年末現在）

属性及び犯罪傾向の進度	符　号	人　員
拘留受刑者	D	－
少年院への収容を必要とする16歳未満の少年	Jt	－
精神上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	M	175
身体上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者	P	220
女子	W	2,568
日本人と異なる処遇を必要とする者	F	1,175
禁錮受刑者	I	92
おおむね26歳未満の者のうち、小集団を編成して、少年院における矯正教育の手法や知見等を活用した矯正処遇を実施する必要があると認められるもの	U	45
少年院への収容を必要としない少年	J	2
執行すべき刑期が10年以上である者	L	3,937
少年審判で検察官送致となった時に20歳未満であった者のうち、可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる20歳以上26歳未満のもの	Yj	49
可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる20歳以上26歳未満の者のうち、Yj に該当しないもの	Y	1,445
犯罪傾向が進んでいない者	A	7,907
犯罪傾向が進んでいる者	B	13,309

注　1　矯正統計年報による。
　　2　複数の処遇指標が指定されている場合は、符号の欄において上に掲げられているものに計上している。

法制審議会による諮問第103号に対する答申（令和２年10月）を踏まえ、若年受刑者に対する処遇の充実のため、４年９月から新たに女性の若年受刑者に対する精密な処遇調査を行う調査センターが美祢社会復帰促進センターに設置されたほか、新たな処遇指標（U）が設けられ、同月から、川越少年刑務所及び美祢社会復帰促進センターにおいては「若年受刑者ユニット型処遇」（令和４年版犯罪白書コラム２参照）を、５年11月から、市原青年矯正センターにおいては「若年受刑者少年院転用型処遇」（令和５年版犯罪白書コラム４参照）を実施している。

受刑者には、刑の執行開始時の処遇調査の結果に基づいて、矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法（例えば、具体的にどのような方法や期間・回数で薬物依存離脱指導を行うかなど）が**処遇要領**として定められ、矯正処遇はこの処遇要領に沿って計画的に実施される。また、矯正処遇の進

展に応じて、定期的に又は臨時に処遇調査を行い、その結果に基づき、必要に応じ処遇指標及び処遇要領を変更する。

なお、前記令和４年法律第67号による改正により、処遇要領を策定又は変更する際は、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び被害者等の心情等の聴取・伝達制度（第６編第２章第１節５項参照）において被害者等から聴取した心情等を考慮することとなった。

（２）制限の緩和と優遇措置

受刑者の自発性や自律性を涵（かん）養するため、受刑者処遇の目的（改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成）を達成する見込みが高まるに従い、順次、規律・秩序維持のための制限を緩和することとし、その制限が緩和された順に第１種から第４種までの区分を指定し、定期的に、及び随時、前記の見込みを評価し、その評価に応じて、制限区分の指定を変更している。各区分に指定された受刑者の制限の内容は、第４種では、原則として居室棟内で矯正処遇等を行うこと、第３種では、主として刑事施設内の居室棟外（工場等）で矯正処遇等を行うこと、第２種では、刑事施設外での矯正処遇等が可能となること、第１種では、居室に施錠をしないことなどである。

また、受刑者に改善更生の意欲を持たせるため、刑事施設では、定期的に受刑態度を評価し、良好な順に第１類から第５類までの優遇区分に指定し、良好な区分に指定された受刑者には、外部交通の回数を増やしたり、自弁（自費購入又は差入れを受けること。以下この章において同じ。）で使用できる物品の範囲を広げたりするなどの優遇をした処遇を行っている。

なお、受刑者の自発性や自律性を涵（かん）養し、社会適応性を向上させ、その改善更生及び円滑な社会復帰を目指すため、開放的施設として６施設（旭川刑務所西神楽農場、網走刑務所二見ヶ岡農場、市原刑務所、広島刑務所尾道刑務支所有井作業場、松山刑務所大井造船作業場及び鹿児島刑務所（農場区））が指定されている。

（３）外出・外泊

受刑者は、受刑者処遇の目的を達成する見込みが高く、開放的施設で処遇を受けているなど、一定の要件を備えている場合において、円滑な社会復帰を図る上で、釈放後の住居又は就業先の確保、家族関係の維持・調整等のために外部の者を訪問し、あるいは保護司その他の更生保護関係者を訪問するなどの必要があるときに、刑事施設の職員の同行なしに、刑事施設から外出し、又は７日以内の期間で外泊することを許されることがある。令和５年度の実績は、外出36件、外泊０件であった（法務省矯正局の資料による。）。

2 作業

（１）概況

懲役受刑者には、法律上、作業が義務付けられている（労役場留置者も同様である。）。このほか、禁錮受刑者及び拘留受刑者も希望により作業を行うことができる。令和５年度における作業の一日平均就業人員は、２万5,765人であった。また、禁錮受刑者は、６年３月末現在で、81.8％が作業に従事していた（法務省矯正局の資料による。）。

（２）作業の内容等

受刑者は、作業として職業訓練を受けることがあるほか、生産作業（物品を製作する作業及び労務を提供する作業で、木工、印刷、洋裁、金属等の業種がある。）、**社会貢献作業**（労務を提供する作業であって、公園等の除草作業等社会に貢献していることを受刑者が実感することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰に資すると刑事施設の長が特に認める作業）、自営作業（刑事施設における炊事、清掃、介助、矯正施設の建物の修繕等の作業）の中から、受刑者の希望も参酌し、適性に応じて

指定される。なお、令和５年度において社会貢献作業を実施した施設数及び対象受刑者数は、50庁、570人であった（法務省矯正局の資料による。）。

作業は、刑事施設内で行うものが大部分であるが、刑事施設が管理する構外作業場で行うものもあり、さらに、刑事施設の外の事業所の協力を得て、受刑者を職員の同行なしに、その事業所に通勤させて業務に従事させる（職業訓練を受けさせることを含む。）こともある（**外部通勤作業**）。令和６年３月末現在、外部通勤作業を実施しているのは、５庁６人であった（法務省矯正局の資料による。）。なお、前記の外出、外泊及び外部通勤作業の運用に当たっては、GPS 機器が活用されている。

作業の収入は、全て国庫に帰属する。令和５年度における作業による歳入額は、約24億9,000万円であった（法務省矯正局の資料による。）。他方、受刑者には、従事した作業に応じ、作業報奨金が原則として釈放時に支給される。作業報奨金に充てられる金額（予算額）は、６年度は一人１か月当たり平均で4,578円である（法務省矯正局の資料による。）。また、５年の出所受刑者が出所時に支給された作業報奨金の金額を見ると、５万円を超える者が34.3％、１万円以下の者が17.6％であった（矯正統計年報による。）。

（３）職業訓練

刑事施設では、受刑者に職業に関する免許や資格を取得させ、又は職業上有用な知識や技能を習得させるために、**職業訓練**を実施している。職業訓練には、総合訓練、集合訓練及び自庁訓練の三つの方法がある。総合訓練は全国の刑事施設から、集合訓練は主に各矯正管区単位で、自庁訓練は刑事施設ごとに、それぞれ適格者を選定して実施している。男性受刑者に対する総合訓練は、総合訓練施設として指定された７庁（山形、福井、山口及び松山の各刑務所並びに函館、川越及び佐賀の各少年刑務所）で実施している。女性受刑者に対する職業訓練は、各女性施設で実施している一部の職業訓練種目について、他の女性施設からも希望者を募集して実施している。

令和５年度に実施した職業訓練の種目は、ビジネススキル科、溶接科、フォークリフト運転科等のほか、同年度に新たに開講された介護支援科、調理科、キャリアガイダンス科等を合わせ合計60種目であり、受講者が多い上位３種目は、ビジネススキル科、情報処理技術科、キャリアガイダンス科であった。同年度における職業訓練の修了者は、8,404人であり、溶接技能者、ボイラー技士、情報処理技術者等の資格又は免許を取得した者は、延べ6,829人であった（法務省矯正局の資料による。）。

また、刑事施設では、出所後の就労先への定着を図り、再犯防止につなげていくことを目的として、在所中に内定を受けた者等を対象に、職業訓練の一環として、内定を受けた事業所等において一定期間就労を体験させる職場体験を実施している。

3 矯正指導

刑執行開始時の指導、改善指導、教科指導及び釈放前の指導の四つを総称して**矯正指導**という。

（１）刑執行開始時の指導

受刑者には、入所直後、原則として２週間の期間で、受刑等の意義や心構え、矯正処遇を受ける上で前提となる事項（処遇制度、作業上の留意事項、改善指導等の趣旨・概要等）、刑事施設における生活上の心得、起居動作の方法等について指導が行われる。

（２）改善指導

改善指導は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために行うもので、一般改善指導及び特別改善指導がある。

一般改善指導は、講話、体育、行事、面接、相談助言その他の方法により、①被害者及びその遺族等の心情を理解させ、罪の意識を培わせること、②規則正しい生活習慣や健全な考え方を付与し、心

身の健康の増進を図ること、③生活設計や社会復帰への心構えを持たせ、社会適応に必要なスキルを身に付けさせることなどを目的として行う。また、高齢又は障害を有する受刑者のうち、特別調整等の福祉的支援を必要とする者又は受講させることにより改善更生及び円滑な社会復帰に資すると見込まれる者を対象に、出所後の円滑な社会生活を見据えた多様な指導を実施することを目的とした「社会復帰準備指導プログラム」が策定され、全国的に展開されている。

また、令和５年10月、オープンダイアローグの手法や考え方を取り入れた「**一般改善指導（対話）**」が新設された。本指導は、拘禁刑下における受刑生活への動機付けの充実の必要性に加え、３年から４年にかけて発生した名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会提言書（５年６月21日法務大臣に提出）において、再発防止策の一つとして「処遇体制の充実」が挙げられ、その中で、刑務官と受刑者の対等な人間関係を基礎に対話を重視した処遇を展開すべきと指摘されたことなどを踏まえたものであり、受刑者にとって安心・安全な環境を構築した上で、受刑者が自身のことを語ることをもって更生への動機付けを高めるほか、職員が受刑者のことを深く理解することを目的としている。

特別改善指導は、薬物依存があったり、暴力団員であるなどの事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善に資するよう特に配慮して行う。現在、①「**薬物依存離脱指導**」（薬物使用に係る自己の問題性を理解させた上で、再使用に至らないための具体的な方法を考えさせるなど。令和５年度の実施指定施設数は73庁、受講開始人員は6,869人）、②「**暴力団離脱指導**」（警察等と協力しながら、暴力団の反社会性を認識させる指導を行い、離脱意志の醸成を図るなど。同34庁、408人）、③「**性犯罪再犯防止指導**」（性犯罪につながる認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯に至らないための具体的な方法を習得させるなど。性犯罪者調査、各種プログラムの実施、メンテナンスの順に行われる。同20庁、526人）、④「**被害者の視点を取り入れた教育**」（罪の大きさや被害者等の心情等を認識させるなどし、被害者等に誠意をもって対応するための方法を考えさせるなど。同56庁、481人）、⑤「**交通安全指導**」（運転者の責任と義務を自覚させ、罪の重さを認識させるなど。同52庁、1,607人）及び⑥「**就労準備指導**」（就労に必要な基本的スキルとマナーを習得させ、出所後の就労に向けての取組を具体化させるなど。同63庁、2,791人）の６類型の特別改善指導を実施している（法務省矯正局の資料による。）。薬物依存離脱指導については、標準プログラムを複線化した必修プログラム（麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存があると認められる者全員に対して実施するもの）、専門プログラム（より専門的・体系的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施するもの）、選択プログラム（必修プログラム又は専門プログラムに加えて補完的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施するもの）を受刑者個々の問題性やリスク、刑期の長さ等に応じ、組み合わせて実施している（特別改善指導の受講開始人員の推移は、CD-ROM 資料**2-7**参照）。

（３）教科指導

教科指導とは、学校教育の内容に準ずる指導である。社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して行う教科指導（補習教科指導）のほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対しても、その学力に応じた教科指導（特別教科指導）を行っており、令和５年度の教科指導の受講開始人員は、補習教科指導が666人、特別教科指導が362人であった（法務省矯正局の資料による。）。

法務省と文部科学省の連携により、刑事施設内において、高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）を実施し、また、指定された４庁の刑事施設において、同試験の受験に向けた指導を積極的かつ計画的に実施している。令和５年度の受験者数は303人であり、合格者数は、高卒認定試験合格者が129人、一部科目合格者が151人であった（文部科学省総合教育政策局の資料による。）。

松本少年刑務所には、我が国において唯一、公立中学校の分校が刑事施設内に設置されており、全国の刑事施設に収容されている義務教育未修了者等のうち希望者を中学３年生に編入させ、地元中学校教諭、職員等が、文部科学省の定める学習指導要領を踏まえた指導を行っているところ、昭和30年度から令和５年度までに776人が卒業している。また、近隣の高等学校の協力の下、当該高等学校の通信制課程に受刑者を編入させ、指導を行う取組を実施している刑事施設も２庁あり、所定の課程を修了したと認められた者には、当該高等学校の卒業証書が授与されている。このうち、全国の刑事施設から希望者を募集して実施している松本少年刑務所では、昭和41年度から令和５年度までに201人が卒業し、盛岡少年刑務所では、昭和51年度から令和５年度までに159人が卒業している（法務省矯正局の資料による。）。

（４）釈放前の指導

受刑者には、釈放前に、原則として２週間の期間で、社会復帰の心構えや釈放後の社会生活において直ちに必要となる知識の付与等の指導が行われる。

4 社会復帰支援

（１）就労支援

法務省は、受刑者等の出所時の就労の確保に向けて、厚生労働省と連携し、**刑務所出所者等総合的就労支援対策**を実施している。この施策は、刑事施設、少年院、保護観察所及びハローワークが連携する仕組みを構築した上で、支援対象者の希望や適性等に応じ、計画的に就労支援を行うものであるが、その一環として、刑事施設では、支援対象者に対し、ハローワークの職員による職業相談、職業紹介、職業講話等を実施している（保護観察所における就労支援については、本編第５章第３節２項（９）参照）。

また、刑務所出所者等の採用を希望する事業者が、矯正施設を指定した上でハローワークに求人票を提出することができる「受刑者等専用求人」が運用されており、事業者と就職を希望する受刑者とのマッチングの促進に努めている。

さらに、受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結び付けるため、全国８か所の全ての矯正管区に設置されている**矯正就労支援情報センター室**（通称「**コレワーク**」）が、受刑者等の帰住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に対応して、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報を提供する（雇用情報提供サービス）などして、広域的な就労支援等に取り組んでいる。また、刑務所出所者等の雇用経験が豊富な事業主等を刑務所出所者等雇用支援アドバイザーとして招へいし、刑務所出所者等の雇用前後における事業主の不安や疑問等の相談に応じられる体制を整備するとともに、同アドバイザーによる事業主への相談会を実施（令和５年度は９回実施し、延べ30人参加）したほか、事業主等に対する就労支援セミナーを開催（同年度は27回開催し、延べ740人参加）した。

このほか、日本財団及び関西の企業７社が発足させた日本財団職親プロジェクトは、少年院出院者や刑務所出所者に就労先・住まいを提供することで、円滑な社会復帰を支援するとともに、再犯者率の低下の実現を目指しており、令和６年５月末現在で、410社が参加している（日本財団の資料による。）。

なお、刑事施設及び少年院においては、就労支援体制の充実のため、キャリアコンサルティング等の専門性を有する非常勤職員である就労支援スタッフを配置しているほか、キャリアコンサルタント等の資格を有する常勤職員である就労支援専門官を配置している。令和６年度の刑事施設における就労支援スタッフの配置施設数は75庁（刑務支所を含む。）、就労支援専門官の配置施設数は32庁（刑務支所を含む。）である。

（2）福祉的支援

法務省は、厚生労働省と連携して、高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者及び少年院在院者について、釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組として、矯正施設と保護観察所において**特別調整**を実施している（概要については、本編第５章第２節２項参照）。この取組では、福祉関係機関等との効果的な連携が求められるところ、その中心となるのは、厚生労働省の地域生活定着促進事業により整備が進められ、各都道府県が設置した**地域生活定着支援センター**であり、この取組によって司法と福祉との多機関連携による支援が行われている。

刑事施設においては、特別調整を始めとする福祉的支援を必要とする者に対応するため、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する非常勤職員を配置しているほか、**福祉専門官**（社会福祉士、精神保健福祉士又は介護福祉士の資格を有する常勤職員）を配置している。令和６年度の社会福祉士の配置施設数は67庁、精神保健福祉士の配置施設数は８庁、福祉専門官の配置施設数は59庁（刑務支所を含む。）である。また、認知能力や身体機能の低下した高齢受刑者等に対し、専門的な知識・経験を有する者が介助を行うため、介護福祉士及び介護専門スタッフ（介護職員実務者研修又は介護職員初任者研修の修了者等）を配置している。同年度の配置施設数は、介護福祉士が８庁、介護専門スタッフが40庁である（法務省矯正局の資料による。）。

平成30年４月から、一部の刑事施設において、高齢又は障害のある受刑者に対して、刑事施設在所中に福祉施設等において福祉サービスの体験等を行わせることにより、出所後、必要に応じて福祉的な支援を受けながら、地域社会の一員として健全な社会生活を送るための動機付けを図り、出所後の円滑な地域定着を促してきたところ、令和５年４月からは全国の刑事施設にその対象を拡大している。

さらに、女性の受刑者を収容する刑事施設における医療・福祉等の問題に対処するため、これらの施設が所在する地域の医療・福祉等の各種団体の協力を得て、**女子施設地域連携事業**を行っている（第７編第４章第１節参照）。

5 受刑者の釈放等に関する情報の提供

法務省は、警察において、犯罪の防止や犯罪が生じた場合の対応を迅速に行うことができるようにするための協力として、次のとおり、警察庁に対し、重大事犯者を中心に一定の罪を犯した受刑者に関する情報を提供している。

平成17年６月から、刑事施設等の長は、警察庁に対し、13歳未満の者に対する強制わいせつ、強制性交等（強姦）、わいせつ目的略取誘拐、強盗・強制性交等（強盗強姦）等に係る受刑者について、釈放予定日のおおむね１か月前に、釈放予定年月日、入所年月日、帰住予定地等の情報を提供している。令和６年５月31日までに情報提供した対象者数は、2,687人であった（法務省矯正局の資料による。）。なお、同年７月13日からは、情報提供の対象罪名に不同意性交等、不同意わいせつ等が追加されたほか、対象となる被害者が16歳未満の者に改められた（強制性交等罪、強制わいせつ罪等の要件の改正等に関する刑法等の改正等については、本編第１章１項（３）参照）。

これに加え、平成17年９月から、法務省は、警察庁に対し、殺人、強盗等の重大な犯罪やこれらの犯罪に結び付きやすいと考えられる侵入窃盗、薬物犯罪等に係る受刑者について、毎月、釈放（予定）年月日、入所年月日、出所事由等の情報を提供している。令和６年５月31日までに情報提供した対象者数は、延べ約42万5,000人であった（法務省矯正局の資料による。）。

第4節 ■ 刑事施設の運営等

1 刑事施設視察委員会

各刑事施設（本所）には、法務大臣が任命する10人以内の外部の委員で構成される刑事施設視察委員会が設置されており、同委員会は、刑事施設を視察するなどして、その運営に関し、刑事施設の長に対して意見を述べるものとされている。名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会によって、刑事施設視察委員会の運用改善が提言されたことを受け、令和６年４月１日から、視察委員会の活動の実効性を高めるための措置として、視察の活発化、職員や被収容者等に対する活動状況の周知、一般職員との面談、実地監査における施設運営状況等に係るヒアリングへの協力等の活動の充実化が図られた。

令和５年度の活動状況は、会議の開催445回、刑事施設の視察202回、被収容者との面接565件であり、刑事施設視察委員会が刑事施設の長に対して提出した意見は472件であった（法務省矯正局の資料による。）。

2 給養・医療・衛生等

被収容者には、食事及び飲料（湯茶等）が支給される。令和６年度の20歳以上の受刑者一人一日当たりの食費（予算額）は543.21円（主食費97.09円、副食費446.12円）である。高齢者、妊産婦、体力の消耗が激しい作業に従事している者や、宗教上の理由等から通常の食事を摂取できない者等に対しては、食事の内容や支給量について配慮している。また、被収容者には、日常生活に必要な衣類、寝具、日用品等も貸与又は支給されるが、日用品等について自弁のものを使用することも認めている。なお、同年度の刑事施設の被収容者一人一日当たりの収容に直接必要な費用（予算額）は、2,335円である（法務省矯正局の資料による。）。

刑事施設には、医師その他の医療専門職員が配置されて医療及び衛生関係業務に従事している。さらに、専門的に医療を行う刑事施設として、医療専門施設４庁（東日本成人矯正医療センター及び西日本成人矯正医療センター並びに岡崎及び北九州の各医療刑務所）を設置しているほか、医療重点施設９庁（札幌、宮城、府中、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡の各刑務所並びに東京拘置所）を指定し、これら13庁には、医療機器や医療専門職員を集中的に配置している。

矯正医官の人員は、令和６年４月１日現在で284人（前年比１人減）であり、定員の約９割にとどまっている（法務省矯正局の資料による。）。

3 民間協力

（1）篤志面接

刑事施設では、必要があるときは、**篤志面接委員**に、被収容者と面接し、専門的知識や経験に基づいて助言指導を行うことを依頼している。その助言指導の内容は、被収容者の種々の悩みや、家庭、職業及び将来の生活に関するものから、趣味・教養に関するものまで様々である。令和５年末現在、篤志面接委員は、932人であり、その内訳は、教育・文芸関係者303人、更生保護関係者111人、法曹関係者86人、宗教・商工・社会福祉関係者236人、その他196人である。同年における篤志面接の実施回数は、8,696回であり、その内訳は、趣味・教養の指導4,190回、家庭・法律・職業・宗教・保護に関する相談1,484回、悩み事相談914回、その他2,108回であった（法務省矯正局の資料による。）。

（2）宗教上の儀式行事・教誨

刑事施設では、**教誨師**（民間の篤志の宗教家）に宗教上の儀式行事や教誨（読経や説話等による精神的救済）の実施を依頼し、被収容者がその希望に基づいてその儀式行事に参加し、教誨を受けられ

るように努めている。令和５年末現在、教誨師数は、1,624人であり、同年における宗教上の儀式行事・教誨の実施回数は、集団に対して6,743回であり、個人に対して4,666回であった（法務省矯正局の資料による。）。

4 規律・秩序の維持

被収容者の収容を確保し、刑事施設内における安全で平穏な生活と適切な処遇環境を維持するためには、刑事施設の規律・秩序が適正に維持されなければならない。そのために、刑事施設では、被収容者が遵守すべき事項を定めており、被収容者がこれを遵守せず、又は刑事施設の規律・秩序を維持するために職員が行った指示に従わないときは、懲罰を科することがある。令和５年に懲罰を科せられた被収容者は、延べ２万5,241人であり、懲罰理由別に見ると、怠役（正当な理由なく作業を怠ること。34.1％）が最も高い比率を占め、次いで、抗命（4.8％）、争論（4.5％）及び被収容者に暴行（4.4％）の順となっている（矯正統計年報による。）。

令和５年に刑事施設で発生した逃走、殺傷等の事故の発生状況は、2-4-4-1表のとおりである。

2-4-4-1表 刑事施設における事故発生状況

（令和５年）

総数	逃走		自殺	被収容者殺傷	作業上死亡	事故死	火災	その他
	件数	人員						
4 (3)	－	－	3 (3)	1 (－)	－	－	－	－

注 1 法務省矯正局の資料による。
2 「逃走」については、事故発生件数及び人員であり、「逃走」以外については、事故発生件数である。また、（ ）内は、死亡人員である。
3 「被収容者殺傷」の傷害は、全治１か月以上のものである。

5 不服申立制度

刑事施設の処置に対する被収容者の不服申立制度としては、一般的な制度として、民事・行政訴訟、告訴・告発、人権侵犯申告等がある。また、被収容者は、刑事収容施設法に基づき、刑事施設の長による一定の措置（信書の発受の差止めや懲罰等の処分等）については、その取消し等を求める審査の申請・再審査の申請を、刑事施設の職員による一定の事実行為（被収容者の身体に対する違法な有形力の行使等）については、その事実の確認を求める事実の申告をすることができる（いずれも、まず、矯正管区の長に対して申請・申告を行い、その判断に不服があるときは、法務大臣に対して、申請（再審査の申請）・申告を行うことができる。）ほか、自己が受けた処遇全般について、法務大臣、監査官及び刑事施設の長に対し苦情の申出をすることができる。被収容者の不服申立件数の推移（最近５年間）は、2-4-4-2表のとおりである。

2-4-4-2表 被収容者の不服申立件数の推移

（令和元年～５年）

年次	審査の申請	再審査の申請	事実の申告		法務大臣に対する苦情の申出	訴訟	告訴・告発	その他
			管区長	大臣				
元年	5,424	2,232	1,017	476	4,922	199	477	1,070
2	5,591	2,489	1,415	504	4,560	170	685	990
3	4,117	1,729	1,393	606	4,040	168	623	827
4	5,657	1,580	1,858	885	5,252	124	595	904
5	4,681	2,156	1,360	790	5,528	127	397	965

注 1 法務省矯正局の資料による。
2 「告訴・告発」の件数は、被収容者が捜査機関宛てに発信した告訴・告発状と題する信書の通数である。
3 「その他」は、人権侵犯申告、付審判請求等であり、監査官及び刑事施設の長に対する苦情の申出は含まない。

第5節 ■ 未決拘禁者等の処遇

未決拘禁者の処遇は、逃走及び罪証隠滅を防止するとともに、被疑者又は被告人としての防御権を尊重しつつ、適正な収容を確保するよう配慮しながら行っている。昼夜、居室内で処遇を行うのが原則であり、居室は、できる限り単独室としている。

未決拘禁者は、受刑者と異なり、衣類・寝具は自弁のものを使用するのが一般的であり、飲食物・日用品も、規律・秩序の維持その他管理運営上の支障を及ぼすおそれがない限り、広範囲に自弁のものの摂取・使用が認められている。書籍等（新聞紙及び雑誌を含む。）の閲覧は、懲罰として書籍等の閲覧を停止されている場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならず、罪証隠滅の結果を生ずるおそれがなく、かつ、刑事施設の規律・秩序を害する結果を生ずるおそれがない限り許される。面会及び信書の発受は、刑事訴訟法上の制限があるほか、懲罰として面会及び信書の発受の停止をされている場合、被収容者において負担すべき外国語の翻訳・通訳の費用を負担しない場合、罪証隠滅の結果を生ずるおそれがある場合又は刑事施設の規律・秩序の維持上やむを得ない場合にも、制限を受けることがある。また、面会は、弁護人等との場合を除いて、原則として職員が立ち会い、信書の内容については検査が行われる。

なお、被勾留者等は、刑事施設に収容することに代えて留置施設に留置することができるとされており（代替収容）、被勾留者は、起訴前においては留置施設に収容される場合が多い。令和５年度に留置施設に代替収容された者の一日平均収容人員は、7,854人であった（法務省矯正局の資料による。）。

死刑の判決が確定した者は、その執行に至るまで他の被収容者と分離して刑事施設に拘置される。死刑確定者の処遇においては、必要に応じ、民間の篤志家の協力を求め、その心情の安定に資すると認められる助言、講話等を実施している。令和５年末現在、死刑確定者の収容人員は、106人であった（矯正統計年報による。）。

第6節 ■ 官民協働による刑事施設等の整備・運営

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、刑事施設の整備・運営に **PFI**（Private Finance Initiative）手法（公共施設等の建築、維持管理、運営等を民間の資金・ノウハウを活用して行う手法）の活用が図られ、令和６年６月現在、美祢社会復帰促進センター（収容定員1,296人、うち女性796人）及び島根あさひ社会復帰促進センター（収容定員2,000人）が PFI 手法により運営されている。これらの社会復帰促進センターにおいては、民間のノウハウとアイデアを活用した各種の特色あるプログラムに基づく職業訓練や改善指導を実施している。

これらに加えて、矯正研修所、東日本成人矯正医療センター、東日本少年矯正医療・教育センター、東京西少年鑑別所等が集約されている国際法務総合センターでは、それらの維持管理及び運営業務の一部について、PFI 手法を活用した民間委託を行っている。さらに、被収容者の給食業務に係る運営事業について、令和６年６月現在、大阪拘置所、加古川刑務所、高知刑務所等において PFI 手法を活用して民間委託を行っており、また、横浜刑務所、川越少年刑務所等においても PFI 手法を活用して民間委託することが決定している。

このほか、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、令和６年６月現在、静岡刑務所、笠松刑務所、喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センターでは刑事施設の運営業務の一部の民間委託を行っている。

第5章　更生保護

第1節■概説

1 更生保護における処遇

保護観察付全部・一部執行猶予者は、執行猶予の期間中、保護観察に付される。また、受刑者は、地方更生保護委員会の決定により、刑期の満了前に仮釈放が許されることがあるが、仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付される。保護観察付一部執行猶予者が仮釈放された場合は、仮釈放期間中の保護観察が終了した後、執行猶予期間中の保護観察が開始される。保護観察に付された者は、保護観察所の保護観察官及び民間のボランティアである保護司の指導監督・補導援護を受ける。

犯罪をした者及び非行のある少年に対する更生保護における処遇は、更生保護法に基づいて行われている。

なお、令和４年６月、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）が成立し、更生保護法（平成19年法律第88号）及び更生保護事業法（平成７年法律第86号）の一部改正が行われた。このうち、①更生保護法については、㋐保護観察対象者が守らなければならない**遵守事項**（本章第３節参照）のうち、個々の保護観察対象者ごとに定められる**特別遵守事項**の類型に、更生保護事業を営む者等が行う特定の犯罪的傾向を改善するための**専門的援助**（本章第３節２項（12）参照）を受けることを追加すること、㋑保護観察対象者が被害の回復・軽減に努めるよう必要な指示等の措置をとることを**指導監督**（本章第３節参照）の方法に明記すること、㋒**更生緊急保護**（本章第４節参照）について、対象の拡大、期間延長等により充実させること、㋓勾留中の被疑者に対し、その同意を得て、必要な**生活環境の調整**を行うことができることとすること、㋔刑執行終了者等に対し、その意思に反しないことを確認した上で、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報提供や助言等の援助を行うことができることとすること、㋕地域社会における犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生並びに犯罪の予防に寄与するため、地域住民や関係機関・団体からの相談に応じ、情報提供や助言等の援助を行うものとすることなどの改正部分が、また、②更生保護事業法については、更生保護事業の枠組み等を整理し、同事業のうち、宿泊を伴わない一時保護事業に関して、その名称を通所・訪問型保護事業に改めた上で、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的援助や生活指導等の継続的な保護を実施できることを明確にするなどの改正部分が、５年12月１日に施行された。

2 更生保護の機関

更生保護の機関には、法務省に置かれている**中央更生保護審査会**（委員長と委員４人で組織する合議制の機関）、高等裁判所の管轄区域ごとに置かれている**地方更生保護委員会**（３人以上15人以内の委員で組織する合議制の機関）及び地方裁判所の管轄区域ごとに置かれている**保護観察所**がある。中央更生保護審査会は、法務大臣への個別恩赦の申出等の権限を有し、地方更生保護委員会は、矯正施設の長からの申出等に基づき、仮釈放・仮退院の許否を決定するなどの権限を有している。保護観察所は、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護の実施、刑執行終了者等に対する援助、更生保護に関する地域援助、犯罪予防活動の促進等の業務を行っている。

第2節 ■ 仮釈放等と生活環境の調整

1 仮釈放等

仮釈放は、「改悛の状」があり、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付することにより、再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的とするものであり、その審理は地方更生保護委員会が行う。

仮釈放は、懲役又は禁錮の受刑者について、有期刑については刑期の３分の１、無期刑については10年の法定期間を経過した後、許すことができる。仮釈放を許すかどうかについては、①悔悟の情及び改善更生の意欲があるかどうか、②再び犯罪をするおそれがないかどうか、③保護観察に付することが改善更生のために相当であるかどうかを順に判断し、それらの基準を満たした者について、④社会の感情が仮釈放を許すことを是認するかどうかを最終的に確認して判断される。

また、地方更生保護委員会は、保護処分の執行のため少年院に収容されている者（収容中の特定保護観察処分少年を除く。）について、処遇の最高段階に達し、仮に退院させることが改善更生のために相当であると認めるとき、その他仮に退院させることが改善更生のために特に必要であると認めるときは、仮退院を許す（仮退院を許された者は、少年院仮退院者として保護観察に付される。）。加えて、**特定保護観察処分少年**（年齢満18歳以上20歳未満の特定少年に係る少年法64条１項２号の保護処分に付されている者）のうち、第５種少年院（第３編第２章第４節３項（１）参照）に収容されている者について、処遇の最高段階に達し、退院させて再び保護観察を実施することが改善更生のために相当であると認めるとき、その他退院させて再び保護観察を実施することが改善更生のために特に必要であると認めるときは、退院を許す（退院を許された特定保護観察処分少年は、収容により停止されていた保護観察が再開される。）。

地方更生保護委員会において、被害者等から申出があったときは、仮釈放等審理において、その意見等を聴取している（第６編第２章第１節５項参照）。

（１）仮釈放審理等

仮釈放審理を開始した人員（平成28年以降は一部執行猶予者の人員を含む。）は、20年から減少傾向にあり、令和５年は１万1,071人（前年比3.9％減）であった。このうち一部執行猶予者の人員は、714人（同25.0％減）であった（CD-ROM 資料**2-8**参照）。

令和５年に、仮釈放が許可された人員と許可されなかった人員（仮釈放の申出が取り下げられた者を除く。）の合計に占める後者の比率は、4.3％（前年比0.2pt 低下）であったところ、このうち一部執行猶予者について見ると0.7％であった（CD-ROM 資料**2-8**参照）。

少年院からの仮退院を許可された人員は、平成15年以降減少傾向にあったが、令和５年は1,369人（前年比3.3％増）であった（CD-ROM 資料**2-8**参照）。

（２）仮釈放者の人員

出所受刑者（仮釈放、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了、又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。）の人員及び仮釈放率の推移（昭和24年以降）は、**2-5-2-1図**のとおりである。仮釈放率は、平成17年から６年連続で低下していたが、23年に上昇に転じて再び50％を超え、令和５年は63.0％（前年比0.9pt 上昇）であった。これを男女別に見ると、男性が61.3％（同0.5pt 上昇）、女性が77.5％（同3.5pt 上昇）であった（CD-ROM 参照）。

2-5-2-1図　出所受刑者人員・仮釈放率の推移

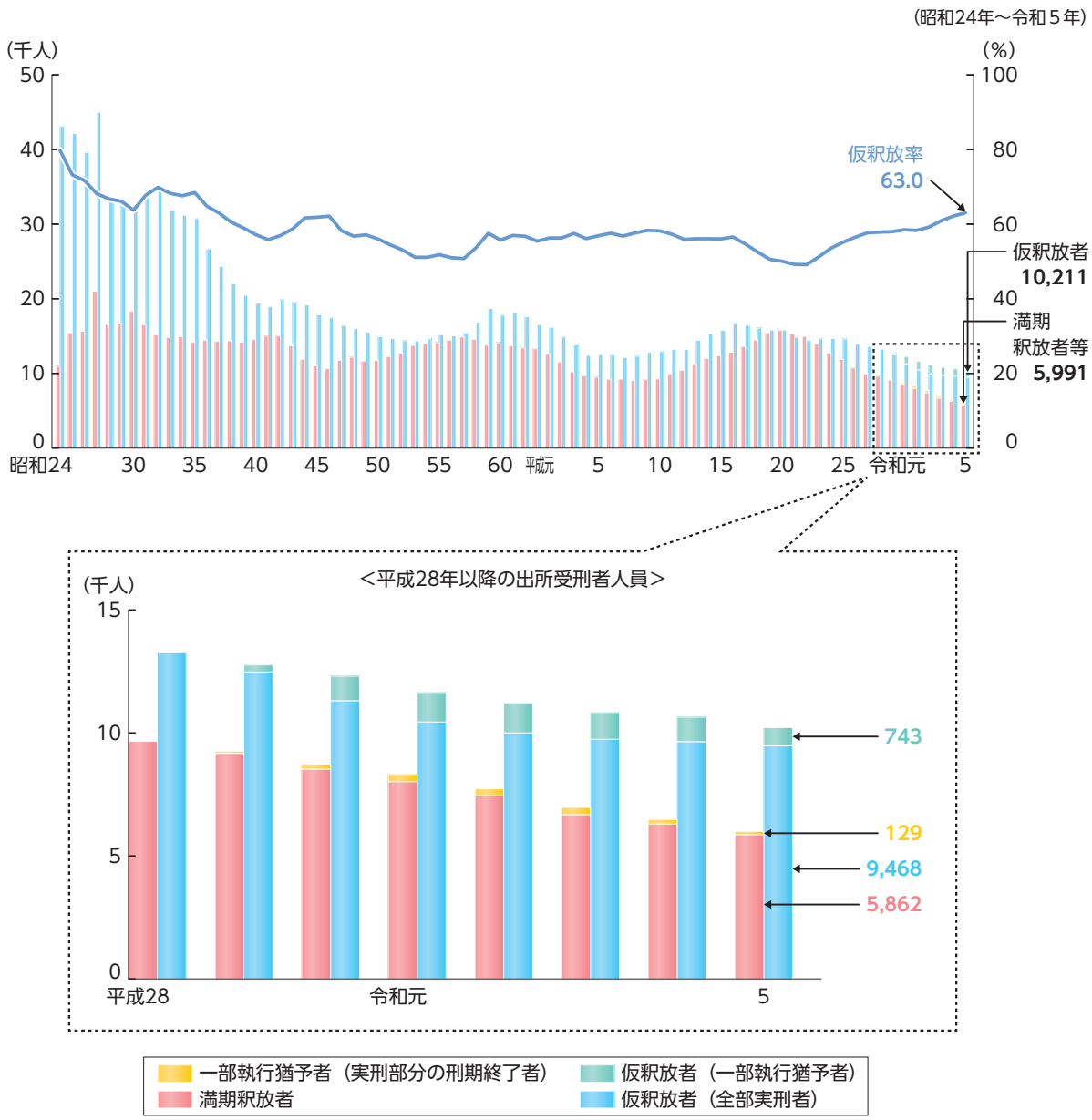

注　1　行刑統計年報及び矯正統計年報による。
　　2　「一部執行猶予者（実刑部分の刑期終了者）」及び「仮釈放者（一部執行猶予者）」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。
　　3　女性の満期釈放者等及び仮釈放者の人員の推移等については、CD-ROM 参照。

（3）刑の執行率

2-5-2-2図は、定期刑受刑者の仮釈放許可人員について、**刑の執行率**（執行すべき刑期に対する出所までの執行期間の比率）の区分別構成比の推移（平成５年・15年・25年・令和元年～５年）を見るとともに、同年の同人員の刑の執行率を刑期別に見たものである。

2-5-2-2図　定期刑の仮釈放許可人員における刑の執行率の区分別構成比の推移等

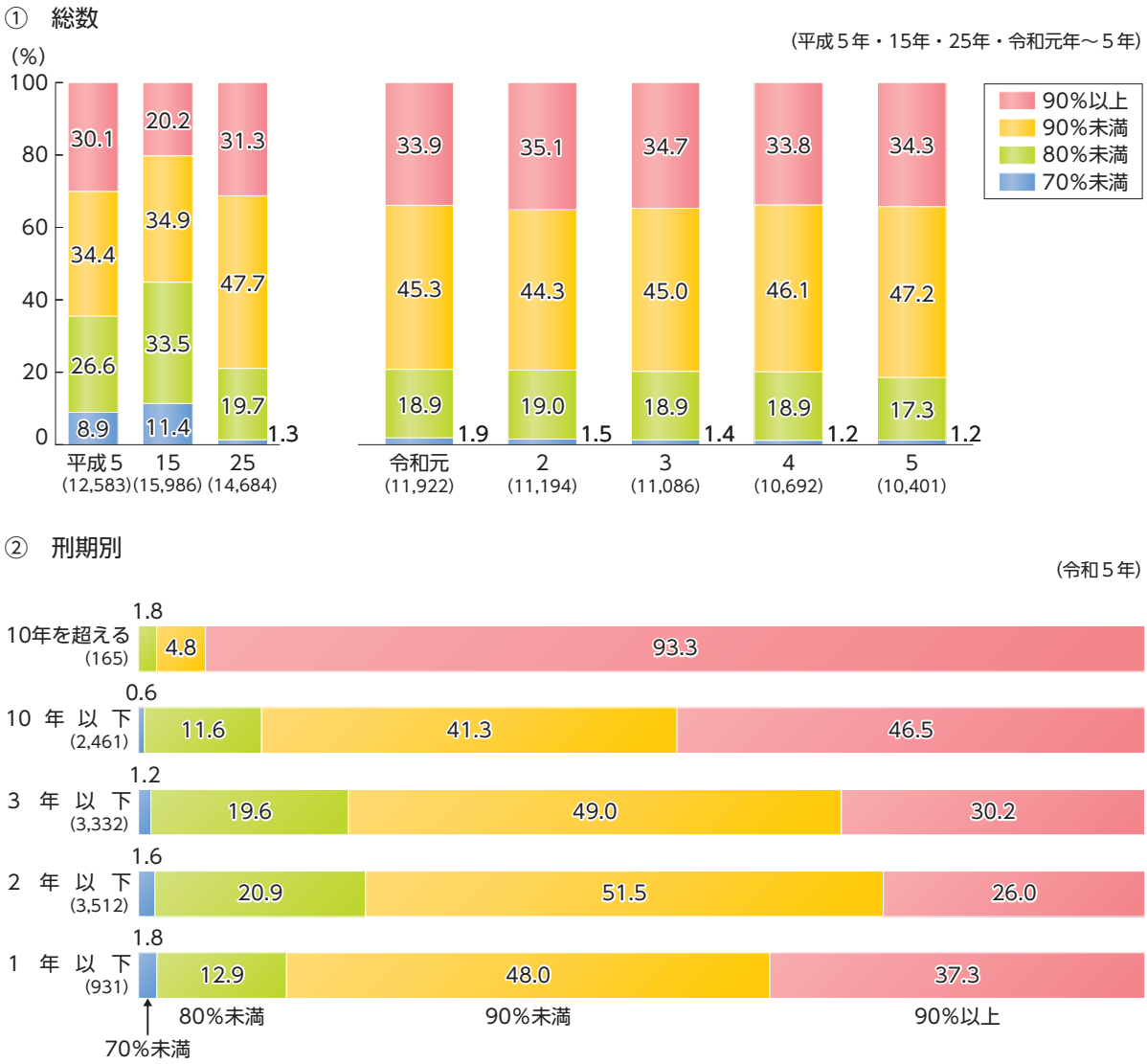

注　1　保護統計年報による。
　　2　定期刑の仮釈放許可人員のうち、一部執行猶予の実刑部分についての仮釈放許可人員は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。
　　3　一部執行猶予の場合、実刑部分の刑期に基づく。
　　4　（　）内は、実人員である。

（4）無期刑受刑者の仮釈放

2-5-2-3表は、無期刑の仮釈放許可人員の推移（最近10年間）を刑の執行期間別に見たものである。

2-5-2-3表　無期刑の仮釈放許可人員の推移（刑の執行期間別）

（平成26年～令和５年）

年　次	総　数	20年以内	25年以内	30年以内	35年以内	40年以内	45年以内	50年以内	50年を超える
26年	4	－	－	1	2	1	－	－	－
27	11	－	－	－	11	－	－	－	－
28	6	－	－	－	5	1	－	－	－
29	9	－	－	－	7	2	－	－	－
30	10	－	－	－	10	－	－	－	－
元	15	－	－	－	9	4	－	－	2
2	9	－	－	－	3	4	1	－	1
3	6	－	－	－	3	2	－	1	－
4	5	－	－	－	3	－	－	－	2
5	5	－	－	－	1	3	1	－	－

注　1　法務省大臣官房司法法制部の資料による。
　　2　無期刑の仮釈放が取り消された後、再度仮釈放を許された者を除く。

2　生活環境の調整

受刑者の帰住予定地を管轄する保護観察所は、刑事施設から受刑者の身上調査書の送付を受けるなどした後、保護観察官又は保護司が引受人等と面接するなどして、帰住予定地の状況を確かめ、住居、就労先等の生活環境を整えて改善更生に適した環境作りを働き掛ける**生活環境の調整**を実施している。この結果は、仮釈放審理における資料となるほか、受刑者の社会復帰の基礎となる。

また、地方更生保護委員会は、保護観察所が行う生活環境の調整について、必要な指導・助言を行うほか、調整が複数の保護観察所において行われる場合には当該保護観察所相互間の連絡調整を行う。加えて、これらの指導、助言、連絡調整の措置をとるに当たって必要があると認めるときは、受刑者に対する調査を行うことが可能である。さらに、地方更生保護委員会は、保護観察付一部執行猶予者について、猶予期間に先立って仮釈放がない場合、実刑部分の執行から猶予期間中の保護観察へ円滑に移行できるよう、生活環境の調整の結果を踏まえて審理し（**住居特定審理**）、その者が居住すべき住居を釈放前に特定することができる。令和５年に住居特定審理を経て住居が特定された保護観察付一部執行猶予者は、96人（前年比24人減）であった（保護統計年報による。）。

令和５年に生活環境の調整を開始した受刑者の人員は、２万8,559人（前年比0.3％減）であり、このうち保護観察付一部執行猶予者の人員は、1,325人であった（保護統計年報による。）。

高齢者又は障害を有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組として、**特別調整**（本編第４章第３節４項（２）参照）を実施している。具体的には、福祉サービス等を受ける必要があると認められること、その者が支援を希望していることなどの特別調整の要件を全て満たす矯正施設の被収容者を矯正施設等及び保護観察所が選定し、各都道府県が設置する**地域生活定着支援センター**（厚生労働省の地域生活定着促進事業により設置）に保護観察所が依頼して、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について特別に調整を行っている。特別調整の終結人員（少年を含む。）の推移（最近10年間）は、2-5-2-4図のとおりである。令和５年度の特別調整の終結人員は、796人であった（CD-ROM 参照）。

2-5-2-4図 特別調整の終結人員の推移

(平成26年度～令和５年度)

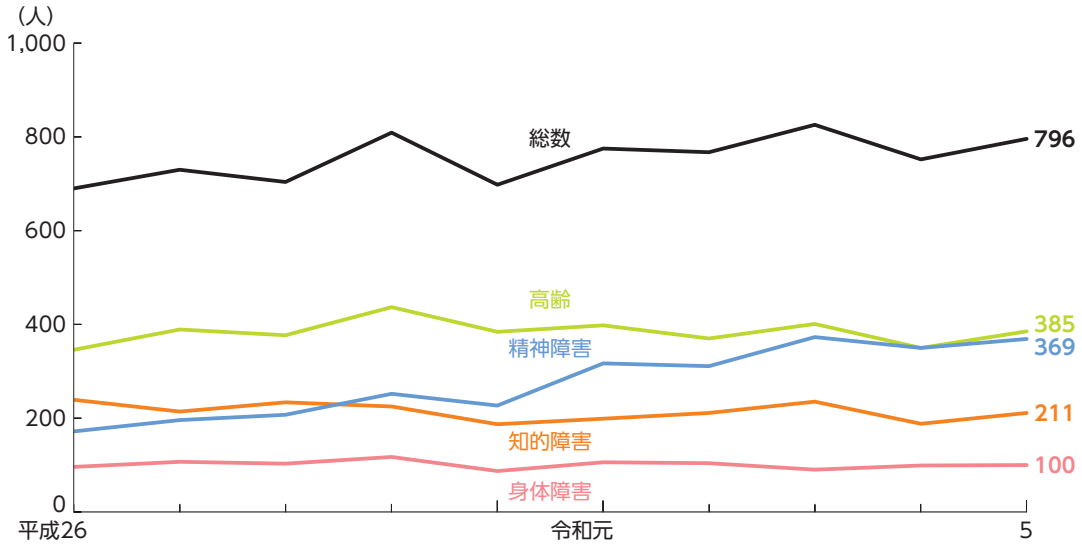

注 1 法務省保護局の資料による。
2 終結人員は、少年を含む。
3 終結人員は、特別調整の希望の取下げ及び死亡によるものを含む。
4 内訳は重複計上による。

なお、保護観察付全部執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者について、保護観察所において、保護観察を円滑に開始するために必要と認めるときは、その者の同意を得て、生活環境の調整を行っている。

また、令和５年12月に施行された更生保護法の一部改正（本章第１節１項参照）に伴い、勾留されている被疑者であって検察官が罪を犯したと認めたものについて、保護観察所は、捜査に支障を生ずるおそれがあり相当でない旨の意見を検察官が述べたときを除き、身体の拘束を解かれた場合の社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の同意を得て、生活環境の調整を行うことができることとなった。

第3節 ■ 保護観察

保護観察は、保護観察対象者の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、その犯罪又は非行に結び付く要因及び改善更生に資する事項を的確に把握しつつ、その者に通常の社会生活を営ませながら、保護観察官と、法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアである保護司が協働して実施する（事案に応じて、複数の保護観察官又は保護司が担当する場合もある。）。保護観察官及び保護司は、面接等の方法により接触を保ち行状を把握することや、遵守事項及び生活行動指針を守るよう必要な指示等の措置をとるほか、被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう必要な指示等の措置をとるなどの**指導監督**を行い、また、自立した生活ができるように住居の確保や就職の援助等の**補導援護**を行う。

保護観察対象者は、①家庭裁判所の決定により保護観察に付されている者（**保護観察処分少年**）、②少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者（**少年院仮退院者**）、③仮釈放を許されて保護観察に付されている者（**仮釈放者**）及び④刑の執行を猶予されて保護観察に付されている者（**保護観察付全部執行猶予者**及び**保護観察付一部執行猶予者**）の４種類である。

なお、令和４年法律第52号による売春防止法の改正により、令和６年４月１日に婦人補導院が廃止（本編第４章第１節参照）されたことに伴い、婦人補導院からの仮退院を許された者を保護観察対象者とする制度も廃止された。

保護観察対象者は、保護観察期間中、**遵守事項**を遵守しなければならず、これに違反した場合には、仮釈放の取消し等のいわゆる不良措置がとられることがある。遵守事項には、全ての保護観察対象者が守るべきものとして法律で規定されている**一般遵守事項**と、個々の保護観察対象者ごとに定められる**特別遵守事項**とがあり、特別遵守事項は、主として次の類型、すなわち、①犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動の禁止、②健全な生活態度を保持するための行動の実行又は継続、③指導監督を行うため事前に把握しておくことが特に重要と認められる生活上又は身分上の特定の事項についての保護観察官又は保護司への事前申告、④特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムの受講（本節２項（３）参照）、⑤自立更生促進センター（本節２項（10）参照）に一定期間宿泊して指導監督を受けること、⑥社会貢献活動を一定の時間行うこと（本節２項（11）参照）、⑦更生保護事業を営む者等が行う特定の犯罪傾向を改善するための専門的な援助であって法務大臣が定める基準に適合するものの受講（本節２項（12）参照）等の中から、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内で具体的に定められる。また、保護観察対象者には、遵守事項のほか、改善更生に資する生活又は行動の指針となる**生活行動指針**が定められることがあり、遵守事項と共に、指導の基準とされる。

1 保護観察対象者の人員等

（１）保護観察開始人員の推移

2-5-3-1図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員の推移（昭和24年以降）並びに**全部執行猶予者の保護観察率**の推移（32年以降）を見たものである。なお、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員は、事件単位の延べ人員である（特に断らない限り、以下この項において同じ。）。

令和５年の保護観察開始人員は、仮釈放者（全部実刑者）が9,468人（前年比1.7％減）、仮釈放者（一部執行猶予者）が743人（同25.8％減）、保護観察付全部執行猶予者が1,682人（同1.3％増）、保護観察付一部執行猶予者が935人（同24.2％減）であった。全部執行猶予者の保護観察率は、平成20年までの低下傾向が21年に上昇に転じた後、25年から27年まで10.0％が続いていたが、28年以降再び低下し、令和５年は6.1％と、前年より0.1pt 低下した（一部執行猶予者の保護観察率についてはCD-ROM 資料**2-9**参照）。

2-5-3-1図 保護観察開始人員・全部執行猶予者の保護観察率の推移

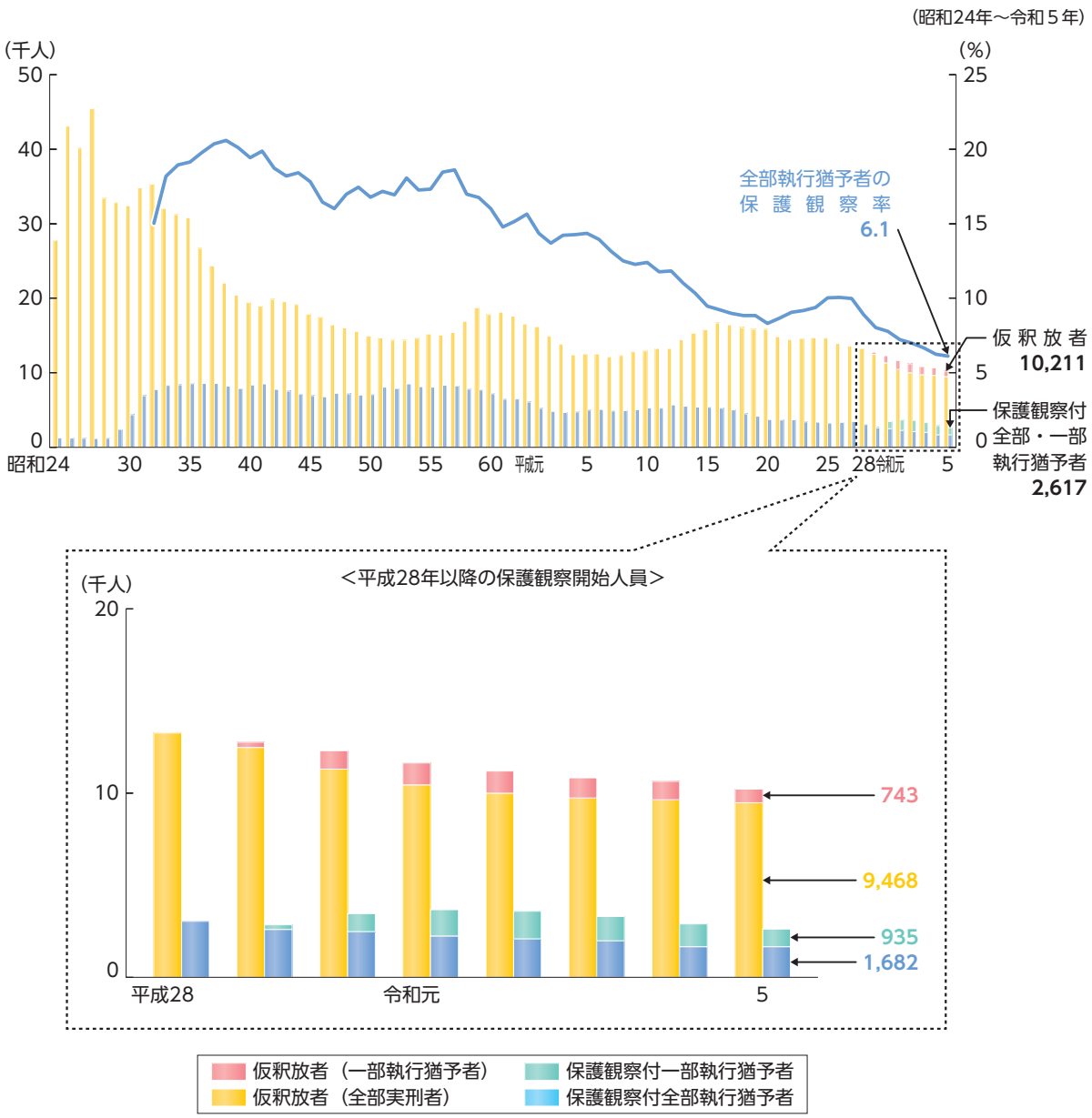

注　1　法務統計年報、保護統計年報及び検察統計年報による。
　　2　「全部執行猶予者の保護観察率」については、検察統計年報に全部執行猶予者の保護観察の有無が掲載されるようになった昭和32年以降の数値を示した。
　　3　「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

令和５年末の保護観察対象者の人員は、仮釈放者（全部実刑者）が3,645人（前年末比1.3％減）、仮釈放者（一部執行猶予者）が190人（同32.4％減）、保護観察付全部執行猶予者が5,964人（同5.5％減）、保護観察付一部執行猶予者が2,040人（同13.5％減）であった（保護統計年報による。）。

（２）保護観察対象者の特徴

ア　年齢

2-5-3-2図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和５年における保護観察開始人員の年齢層別構成比を見たものである。

2-5-3-2図 保護観察開始人員の年齢層別構成比

（令和５年）

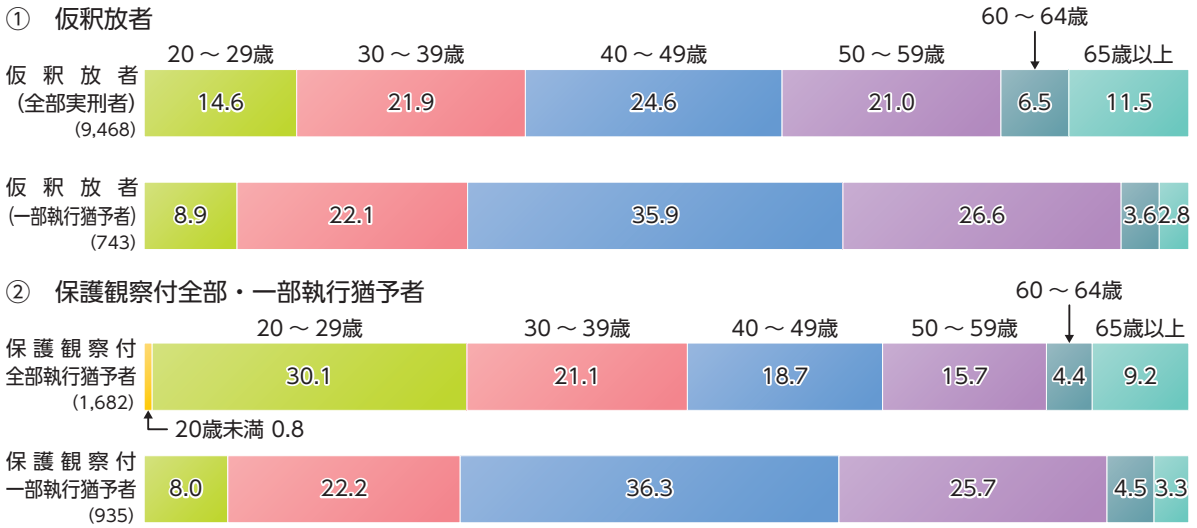

注　1　法務省大臣官房司法法制部の資料による。
　　2　保護観察に付された日の年齢による。
　　3　（　）内は、実人員である。

イ　罪名

2-5-3-3図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和５年における保護観察開始人員の罪名別構成比を見たものである。

2-5-3-3図 保護観察開始人員の罪名別構成比

（令和５年）

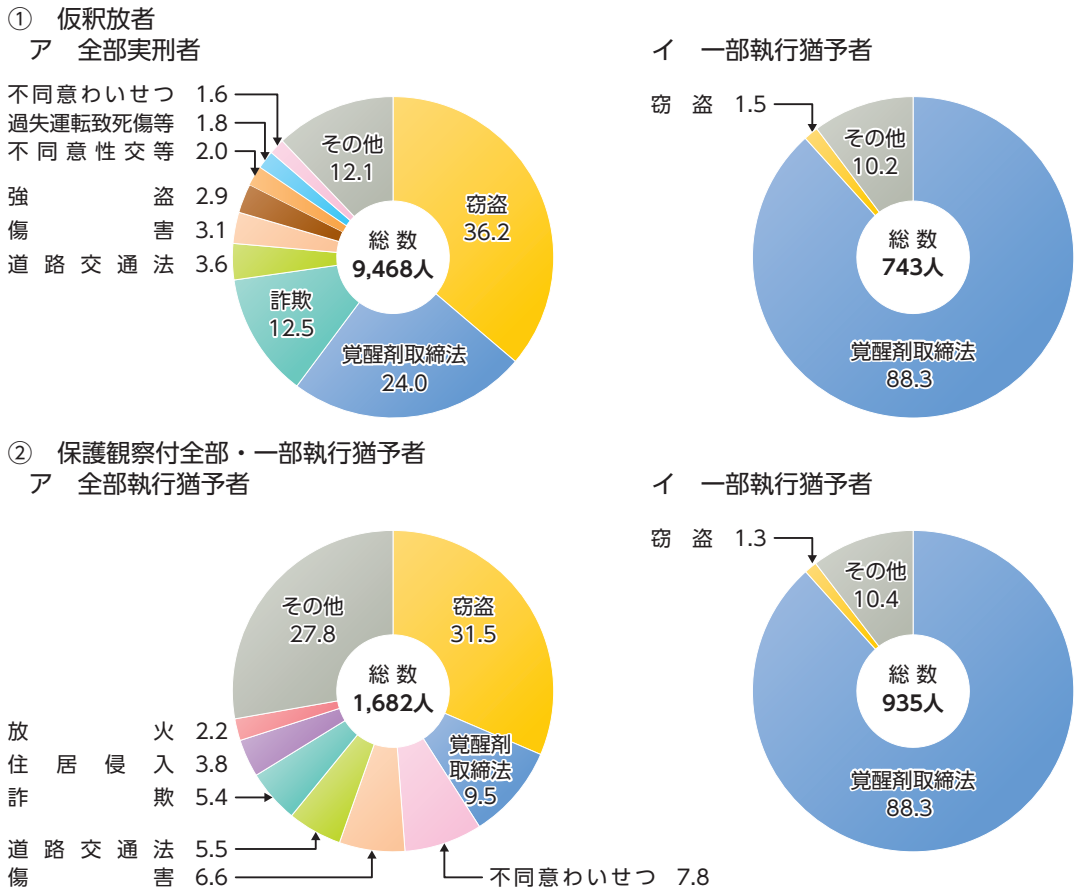

注　保護統計年報による。

ウ　保護観察期間

2-5-3-4図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和５年における保護観察開始人員の保護観察期間別構成比を見たものである。

2-5-3-4図　保護観察開始人員の保護観察期間別構成比

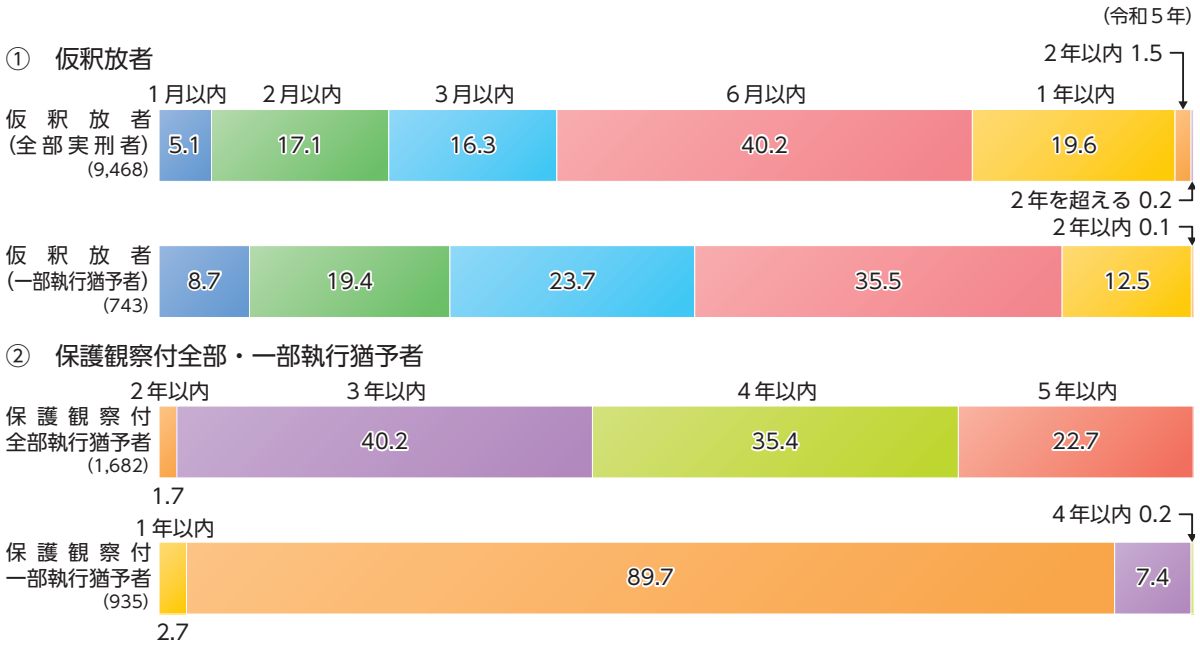

注　1　保護統計年報による。
　　2　仮釈放者（全部実刑者）の「２年を超える」は、無期を含む。
　　3　（　）内は、実人員である。

エ　居住状況

2-5-3-5図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和５年における保護観察開始人員の居住状況別構成比を見たものである。

2-5-3-5図　保護観察開始人員の居住状況別構成比

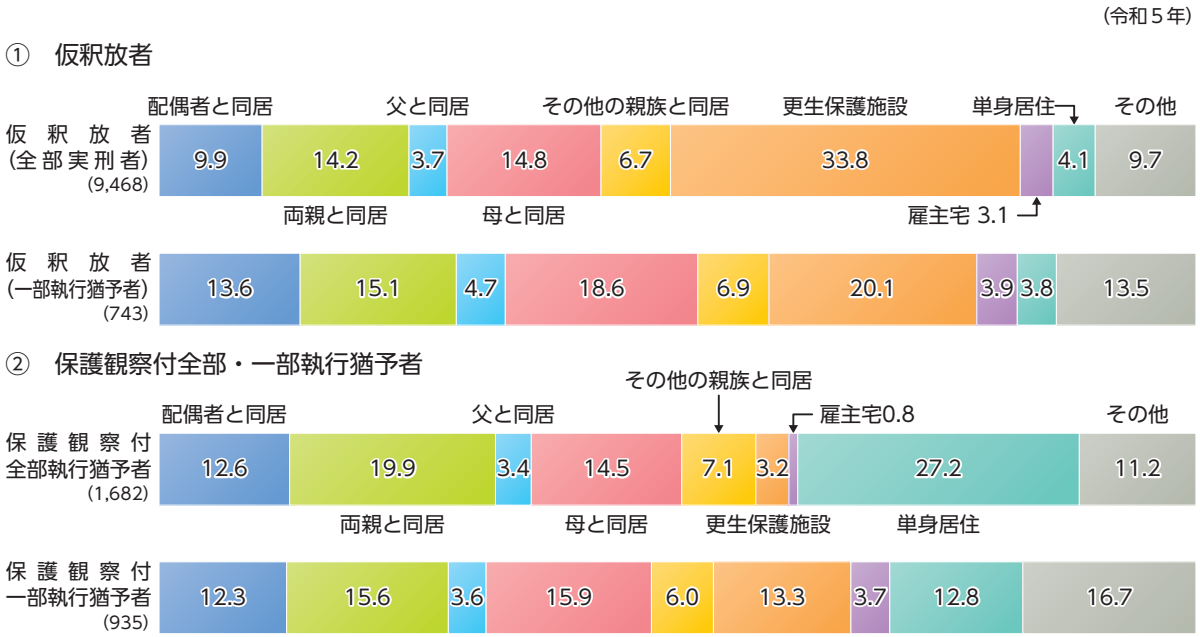

注　1　保護統計年報による。
　　2　保護観察開始時の居住状況による。
　　3　「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
　　4　「その他」は、居住状況が不詳の者を含む。
　　5　（　）内は、実人員である。

2 保護観察対象者に対する処遇

保護観察対象者の処遇は、原則として、保護観察官と保護司が協働して実施するほか、定期駐在制度（保護観察官が、市町村や公的機関、各更生保護施設等、あらかじめ定められた場所に、毎週又は毎月等定期的に出張し、保護観察対象者やその家族等関係者との面接等を行うもの）を併せて実施している。

（1）アセスメントに基づく保護観察の実施

保護観察対象者に対するより効果的な処遇を実施するため、令和３年１月から、**CFP**（Case Formulation in Probation/Parole）を活用した**アセスメントに基づく保護観察**を実施している。

CFP は、理論的かつ実証的な根拠を基盤とし、再犯リスクの程度の評価や処遇方針の決定に資する情報の収集及び分析の方法を構造化したアセスメントツールであり、平成30年10月からの試行期間を経て導入したものである。

具体的には、保護観察対象者の属性、犯罪・非行歴等に基づいて再犯リスクの程度を評定するとともに、①家庭、②家庭以外の対人関係、③就労・就学、④物質使用、⑤余暇、⑥経済状態、⑦犯罪・非行等の状況、⑧心理・精神状態の八つの領域ごとに犯罪や非行に結び付く要因及び改善更生に資する事項（強み）を抽出し、これらの相互作用、因果関係等について分析して図示することなどにより、犯罪や非行に至る過程や、処遇による介入対象とすべき要因を明らかにするものである。

保護観察の実施に当たっては、これらの分析結果等を踏まえて保護観察対象者ごとに接触頻度等の処遇密度（処遇区分）を定めるとともに、保護観察の実施計画を作成するなどして、指導監督・補導援護その他の措置を適期適切に行い、処遇の実効性を高めている。

（2）類型別処遇

類型別処遇は、保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた処遇を実施するものである。令和３年１月に、保護観察の実効性を一層高めることを目的として、類型に新たに「ストーカー」、「特殊詐欺」、「嗜（し）癖的窃盗」及び「就学」を加え、「暴力団等」及び「薬物」について認定対象を拡大するなどしたほか、各類型が着目する領域にまとめられ、全体の構造が体系化された。５年末における仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の類型認定状況は、**2-5-3-6表**のとおりである。

2-5-3-6表 保護観察対象者の類型認定状況

（令和５年末現在）

領域区分	類型	仮釈放者（全部実刑者）		仮釈放者（一部執行猶予者）		保護観察付全部執行猶予者		保護観察付一部執行猶予者	
関係性領域	児童虐待	24	(0.7)	−		87	(1.5)	1	(0.0)
	配偶者暴力	12	(0.3)	1	(0.5)	82	(1.4)	2	(0.1)
	家庭内暴力	8	(0.2)	−		91	(1.5)	1	(0.0)
	ストーカー	7	(0.2)	−		148	(2.5)	2	(0.1)
不良集団領域	暴力団等	36	(1.0)	−		28	(0.5)	32	(1.6)
	暴走族	1	(0.0)	−		2	(0.0)	−	
	特殊詐欺	493	(13.5)	−		247	(4.1)	3	(0.1)
社会適応領域	就労困難	1,058	(29.0)	30	(15.8)	890	(14.9)	234	(11.5)
	就学	−		−		6	(0.1)	−	
	精神障害	584	(16.0)	56	(29.5)	1,223	(20.5)	406	(19.9)
	発達障害	48	(1.3)	2	(1.1)	221	(3.7)	18	(0.9)
	知的障害	59	(1.6)	1	(0.5)	246	(4.1)	16	(0.8)
	高齢	457	(12.5)	4	(2.1)	509	(8.5)	74	(3.6)
嗜癖領域	薬物	1,008	(27.7)	173	(91.1)	1,066	(17.9)	1,818	(89.1)
	アルコール	406	(11.1)	11	(5.8)	551	(9.2)	85	(4.2)
	性犯罪	274	(7.5)	2	(1.1)	1,018	(17.1)	34	(1.7)
	ギャンブル	460	(12.6)	4	(2.1)	339	(5.7)	47	(2.3)
	嗜癖的窃盗	92	(2.5)	4	(2.1)	325	(5.4)	6	(0.3)

注 1 保護統計年報及び法務省保護局の資料による。
2 複数の類型に認定されている者については、該当する全ての類型について計上している。
3 「発達障害」及び「知的障害」は、精神障害の内数である。
4 （ ）内は、令和５年末現在、保護観察中の仮釈放者（全部実刑者）、仮釈放者（一部執行猶予者）、保護観察付全部執行猶予者又は保護観察付一部執行猶予者の各総数（類型が認定されていない者を含む。）のうち、各類型に認定された者の占める比率である。

（３）専門的処遇プログラム

保護観察所においては、ある種の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対して、指導監督の一環として、その傾向を改善するために、心理学等の専門的知識に基づき、認知行動療法（自己の思考（認知）の偏りを認識させて行動パターンの変容を促す心理療法）を理論的基盤とし、体系化された手順による処遇を行う**専門的処遇プログラム**が実施されている。

専門的処遇プログラムとしては、**性犯罪再犯防止プログラム**、**薬物再乱用防止プログラム**、**暴力防止プログラム**及び**飲酒運転防止プログラム**の４種があり、その処遇を受けることを特別遵守事項として義務付けて実施している。

性犯罪再犯防止プログラムは、自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する者に対し、性犯罪に当たる行為に結び付くおそれのある認知の偏り及び自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪に当たる行為をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善するものであり、コアプログラムを中核として、導入プログラム、メンテナンスプログラム及び家族プログラムを内容とする。このうちコアプログラムを受けることを特別遵守事項として義務付けている。

薬物再乱用防止プログラムは、依存性薬物（規制薬物等（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律２条１項に規定する規制薬物等）、指定薬物（医薬品医療機器等法２条15項に規定する指定薬物）及び危険ドラッグ（その形状、包装、名称、販売方法、商品種別等に照らして、過去に指定薬物が検出された物品と類似性があり、指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いのある物品）をいう。以下（３）及び（６）において同じ。）の使用を反復する傾向を有する者に対し、依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、依存性薬物を乱用するに至った自己の問題性について理解させるとともに、再び依存性薬物を乱用しないようにするための具体的な方法を習得させ、実践させるものであり、コアプログラム、コアプログラムの内容を定着・応用又は

実践させるためのステップアッププログラム及び**簡易薬物検出検査**を内容とする。令和５年12月からは、増加する大麻事犯に対応するため、コアプログラムに大麻事犯の保護観察対象者の特性等を踏まえた全５課程を新設して実施している。なお、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）の規定により保護観察に付された者については、原則として、薬物再乱用防止プログラムを受けることを猶予期間中の保護観察における特別遵守事項として定めている。

暴力防止プログラムは、身体に対する有形力の行使により、他人の生命又は身体の安全を害する犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する者に対し、怒りや暴力につながりやすい考え方の変容や暴力の防止に必要な知識の習得を促すとともに、同種の再犯をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善するものである。なお、令和元年10月から、児童に対する虐待行為をした者について、暴力防止プログラムの対象者には当たらない場合であっても、その問題性に適合し、かつ改善更生に資する処遇を行うことを目的として、同プログラム（児童虐待防止版）が試行されている。

飲酒運転防止プログラムは、飲酒運転を反復する傾向を有する者に対し、アルコールが心身及び自動車等の運転に与える影響を認識させ、飲酒運転に結び付く自己の問題性について理解させるとともに、再び飲酒運転をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善するものである。

これらの専門的処遇プログラムは、特別遵守事項として義務付けて実施する以外に、必要に応じて生活行動指針として定めるなどして実施することもある。専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員の推移（最近10年間）は、**2-5-3-7図**のとおりである。

2-5-3-7図 専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員の推移

（平成26年～令和５年）

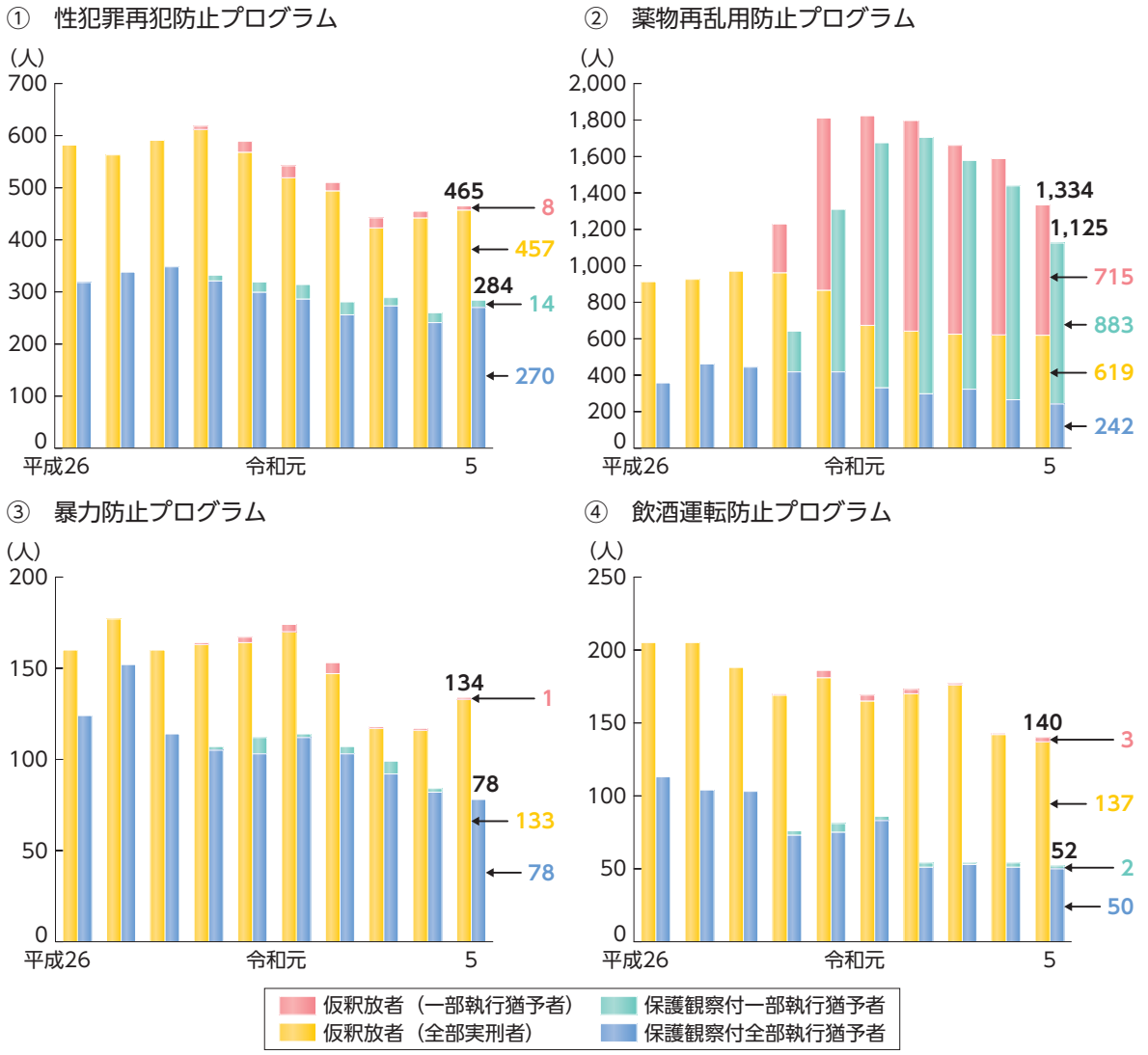

注 1 法務省保護局の資料による。
2 「性犯罪再犯防止プログラム」については、平成26年から令和４年３月までは、「性犯罪者処遇プログラム」による処遇の開始人員を計上している。
3 「薬物再乱用防止プログラム」については、平成26年から28年５月までは、「覚せい剤事犯者処遇プログラム」による処遇の開始人員を計上している。
4 「暴力防止プログラム」及び「飲酒運転防止プログラム」については、プログラムによる処遇を特別遵守事項によらずに受けた者を含む。
5 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。
6 仮釈放期間満了後、一部執行猶予期間を開始した保護観察付一部執行猶予者については、「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」の両方に計上している。

（４）しょく罪指導プログラム等

自己の犯罪により被害者を死亡させ若しくは重大な傷害を負わせた事件又は被害者に重大な財産的損失を与えた事件による保護観察対象者には、**しょく罪指導プログラム**による処遇を行うとともに、被害者等の意向に十分配慮しつつ、保護観察対象者が同プログラムにおいて作成した「しょく罪計画」を実行できるよう、継続的に指導している。令和５年にしょく罪指導プログラムの実施が終了した人員は、1,502人（前年比1,129人増）であった（法務省保護局の資料による。）。

なお、平成25年４月から、法テラス（本編第１章２項及び第６編第２章第１節７項参照）と連携し、一定の条件に該当する保護観察対象者が被害弁償等を行うに当たっての法的支援に関する手続が実施されている（令和５年度までの処理件数は29件であった（法テラスの資料による。）。）。

（5）特定暴力対象者に対する処遇等

仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者のうち、暴力的性向があり処遇上特に注意を要する者で、児童虐待、配偶者暴力、家庭内暴力、ストーカー、暴力団等、精神障害、薬物、アルコールのいずれかの類型に認定された者等を**特定暴力対象者**とし（なお、令和３年１月の類型別処遇の一部改正に伴い、対象となる類型が変更された。）、保護観察官の直接処遇又は保護観察の直接的関与を強化した上で保護司との協働態勢によって、処遇を実施している。５年に特定暴力対象者として認定された人員（受理人員）は、仮釈放者（全部実刑者）が193人、仮釈放者（一部執行猶予者）が５人、保護観察付全部執行猶予者が32人、保護観察付一部執行猶予者が６人であった（法務省保護局の資料による。）。

このほか、保護観察所と警察との間において、ストーカー行為等に係る仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、保護観察実施上の特別遵守事項及びそれぞれが把握した当該対象者の問題行動等の情報を共有し、再犯を防止するための連携強化を図っている。

（6）薬物事犯者に対する処遇

保護観察所においては、薬物事犯者の保護観察対象者に対し、薬物依存に関する専門的な知見に基づいて、薬物依存に関する専門的な処遇を実施する体制を整備し、薬物再乱用防止プログラム（本項（３）参照）に加えて、以下の処遇も行っている。

ア　自発的意思に基づく簡易薬物検出検査

依存性薬物の所持・使用により保護観察に付された者であって、薬物再乱用防止プログラム（本項（３）参照）に基づく指導が義務付けられず、又はその指導を受け終わった者等に対し、必要に応じて、断薬意志の維持等を図るために、その者の自発的意思に基づいて**簡易薬物検出検査**を実施することがある。令和５年における実施件数は5,884件であった（法務省保護局の資料による。）。

イ　他機関等との連携による地域での薬物事犯者処遇

保護観察所は、依存性薬物に対する依存がある保護観察対象者等について、民間の薬物依存症リハビリテーション施設等に委託し、依存性薬物の使用経験のある者のグループミーティングにおいて、当該依存に至った自己の問題性について理解を深めるとともに、依存性薬物に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法を習得することを内容とする**薬物依存回復訓練**を実施している。令和５年度に同訓練を委託した施設数は55施設であり、委託した実人員は388人（更生保護施設に特定補導（本章第６節２項参照）として委託したものを除く。）であった（法務省保護局の資料による。）。

また、保護観察所は、規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者の改善更生を図るための**指導監督**（本節参照）の方法として、医療・援助を受けることの指示等（**通院等指示**）を行っているところ、一定の要件を満たした者について、コアプログラムの開始を延期若しくは一部免除し、又はステップアッププログラムの開始を延期若しくは一時的に実施しないことができる。令和５年において、コアプログラムの開始を延期した件数は46件、ステップアッププログラムを一時的に実施しないこととした件数は82件であった（法務省保護局の資料による。）。

さらに、薬物犯罪の保護観察対象者が、保護観察終了後も薬物依存からの回復のための必要な支援を受けられるよう、保護観察の終了までに、精神保健福祉センター等が行う薬物依存からの回復プログラムや薬物依存症リハビリテーション施設等におけるグループミーティング等の支援につなげるなどしている。令和５年度において、治療・支援を受けた者は、精神保健福祉センター、医療機関等で425人、薬物依存症リハビリテーション施設等の民間団体で454人であった（法務省保護局の資料による。）。

（7）窃盗事犯者に対する処遇

窃盗事犯者は、保護観察対象者の多くを占め、再犯に至る者も多いことから、嗜癖的な窃盗事犯者に対しては、その問題性に応じ、令和２年３月から、「窃盗事犯者指導ワークブック」や自立更生促進センターが作成した処遇プログラムを活用して保護観察を実施している（女性の保護観察対象者のうち、窃盗事犯者に対する処遇については、第７編第４章第２節１項（１）参照）。

（8）中間処遇制度

無期刑又は長期刑の仮釈放者は、段階的に社会復帰させることが適当な場合があるため、本人の意向も踏まえ、必要に応じ、仮釈放後１か月間、更生保護施設で生活させて指導員による生活指導等を受けさせる**中間処遇**を行っており、令和５年は40人に対して実施した（法務省保護局の資料による。）。

（9）就労支援

出所受刑者等の社会復帰には、就労による生活基盤の安定が重要な意味を持つため、従来から保護観察の処遇において就労指導に重きを置いているが、法務省は、厚生労働省と連携し、出所受刑者等の就労の確保に向けて、**刑務所出所者等総合的就労支援対策**を実施している（本章第６節４項（３）参照。刑事施設における就労支援については、本編第４章第３節４項（１）参照）。また、令和５年度は、保護観察所27庁が**更生保護就労支援事業**を実施している（法務省保護局の資料による。）。

なお、令和５年度に刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施した保護観察所において、就職活動支援が終了した者は延べ2,302人であり、そのうち延べ1,634人（71.0％）が就職に至った（法務省保護局の資料による。）。

（10）自立更生促進センター

親族等や民間の更生保護施設では円滑な社会復帰のために必要な環境を整えることができない仮釈放者、少年院仮退院者等を対象とし、保護観察所に併設した宿泊施設に宿泊させながら、保護観察官による濃密な指導監督や充実した就労支援を行うことで、対象者の再犯防止と自立を図ることを目的に設立された国立の施設を**自立更生促進センター**といい、全国に四つの施設がある。北九州自立更生促進センター（平成21年６月開所、定員男性14人）及び福島自立更生促進センター（22年８月開所、定員男性20人）は、仮釈放者等を対象とし、犯罪傾向等の問題性に応じた重点的・専門的な処遇を行っている。自立更生促進センターのうち、主として農業の職業訓練を実施する施設を**就業支援センター**といい、少年院仮退院者等を対象とする北海道の沼田町就業支援センター（19年10月開所、定員男性12人）、仮釈放者等を対象とする茨城就業支援センター（21年９月開所、定員男性12人）が、それぞれ運営されている。各施設における開所の日から令和６年３月末までの入所人員は、北九州自立更生促進センターが406人、福島自立更生促進センターが187人、沼田町就業支援センターが85人、茨城就業支援センターが221人である（法務省保護局の資料による。）。

（11）社会貢献活動

保護観察対象者による**社会貢献活動**は、自己有用感の涵養、規範意識や社会性の向上を図るため、公共の場所での清掃活動や、福祉施設での介護補助活動といった地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を継続的に行うことを内容とするものである。活動の実施においては、他者とコミュニケーションを図ることによって処遇効果が上がることを期待し、更生保護女性会員やBBS会員等の協力者を得て行われることが多い。令和元年に実施要領が改訂され、実施回数や対象者の選定がより柔軟に行われるようになった。

令和６年３月末現在、活動場所として2,101か所（うち、福祉施設1,033か所、公共の場所820か所）

が登録されている。５年度の実施回数は364回、参加延べ人数は642人であり、参加延べ人数の内訳は、保護観察処分少年282人、少年院仮退院者44人、仮釈放者154人、保護観察付全部・一部執行猶予者162人であった（法務省保護局の資料による。）。

（12）専門的援助

保護観察における指導監督の方法の一つとして、保護観察所においては専門的処遇プログラム（本項（３）参照）が実施されているところ、これらについては、特別遵守事項として、その受講を義務付け得るものとされている。他方、更生保護事業を営む者等においても、近時、薬物依存からの回復を図るためのプログラム等、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助が実施されているところ、令和５年12月に施行された更生保護法の一部改正に伴い、これら更生保護事業を営む者等が実施するプログラム等のうち法務大臣が定める基準（令和５年法務省告示第294号）に適合するものについては、**専門的援助**として、保護観察所の長が保護観察対象者に受講等を指示することが可能になった。受講を指示することが可能な専門的援助には、専門的処遇プログラムとして設けられている①性犯罪再犯防止、②薬物再乱用防止、③暴力防止、④飲酒運転防止の四つの類型の援助に加えて、⑤窃盗に当たる行為に対する依存があることにより当該行為を反復する傾向及び⑥ギャンブル等依存症であることにより、窃盗、強盗、詐欺、恐喝及び横領の各罪に当たる行為を反復する傾向を改善するための二つの類型の援助があり、このうち、①から④の援助については、一定の要件を満たす場合には、保護観察所の長（仮釈放者等については地方更生保護委員会）が、特別遵守事項に定めて受講を義務付けることができることとされている。

３ 保護観察対象者に対する措置等

（１）良好措置

保護観察対象者が健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると認められる場合にとられる措置として、不定期刑の仮釈放者について刑の執行を受け終わったものとする**不定期刑終了**及び保護観察付全部・一部執行猶予者について保護観察を仮に解除する**仮解除**がある（少年の保護観察対象者に対する良好措置については、第３編第２章第５節４項（１）参照）。令和５年に、不定期刑終了が決定した仮釈放者はなく、仮解除が決定した保護観察付全部執行猶予者は70人、保護観察付一部執行猶予者は２人であった（保護統計年報による。）。

（２）不良措置

保護観察対象者に遵守事項違反又は再犯等があった場合にとられる措置として、仮釈放者に対する**仮釈放の取消し**及び保護観察付全部・一部執行猶予者に対する**刑の執行猶予の言渡しの取消し**がある（少年の保護観察対象者に対する不良措置については、第３編第２章第５節４項（２）参照）。

保護観察対象者が出頭の命令に応じない場合等には、保護観察所の長は、裁判官が発する引致状により引致することができ、さらに、引致された者のうち、仮釈放者及び少年院仮退院者については地方更生保護委員会が、保護観察付全部・一部執行猶予者については保護観察所の長が、それぞれ一定の期間留置することもできる。令和５年中に引致された者（保護観察処分少年及び少年院仮退院者を含む。）は146人で、そのうち留置された者は140人であった（保護統計年報による。）。

なお、所在不明になった仮釈放者については、刑期の進行を止める**保護観察の停止**をすることができるところ、令和５年にこの措置が決定した仮釈放者は125人であった（保護統計年報による。）。また、所在不明となった仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の所在を迅速に発見するために、保護観察所の長は、警察からその所在に関する情報の提供を受けているが、同年に、この情報提供により89人（仮釈放者（保護観察付一部執行猶予者であって仮釈放中の者を含む。）64人、保護観察付全部執行猶予者21人、保護観察付一部執行猶予者（仮釈放中の者を除く。）４人）、当該情報提供

によらない保護観察所の調査により45人（同30人、13人、２人）の所在が、それぞれ判明した（法務省保護局の資料による。）。

4 保護観察の終了

2-5-3-8図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和５年における保護観察終了人員の終了事由別構成比を見たものである。仮釈放者のうち、一部執行猶予者834人については、807人が仮釈放の期間を満了（うち804人が引き続き保護観察付一部執行猶予者として保護観察を開始）し、24人が仮釈放の取消しで終了した。一方、保護観察付一部執行猶予者で執行猶予の期間を満了して保護観察を終了した者は965人で、刑の執行猶予の言渡しの取消しで終了した者は261人であった（CD-ROM 参照）。

取消しで保護観察が終了した者の割合について見ると、仮釈放者（仮釈放の取消し）よりも保護観察付全部執行猶予者（刑の執行猶予の言渡しの取消し）の方が著しく高い。しかしながら、保護観察開始時のその期間を見ると、仮釈放者は、６月以内である者が４分の３以上を占めている一方、保護観察付全部執行猶予者は、２年を超えて長期間にわたる者がほとんどである（2-5-3-4図 CD-ROM 参照）という保護観察期間の違いに留意する必要がある。

2-5-3-8図 保護観察終了人員の終了事由別構成比

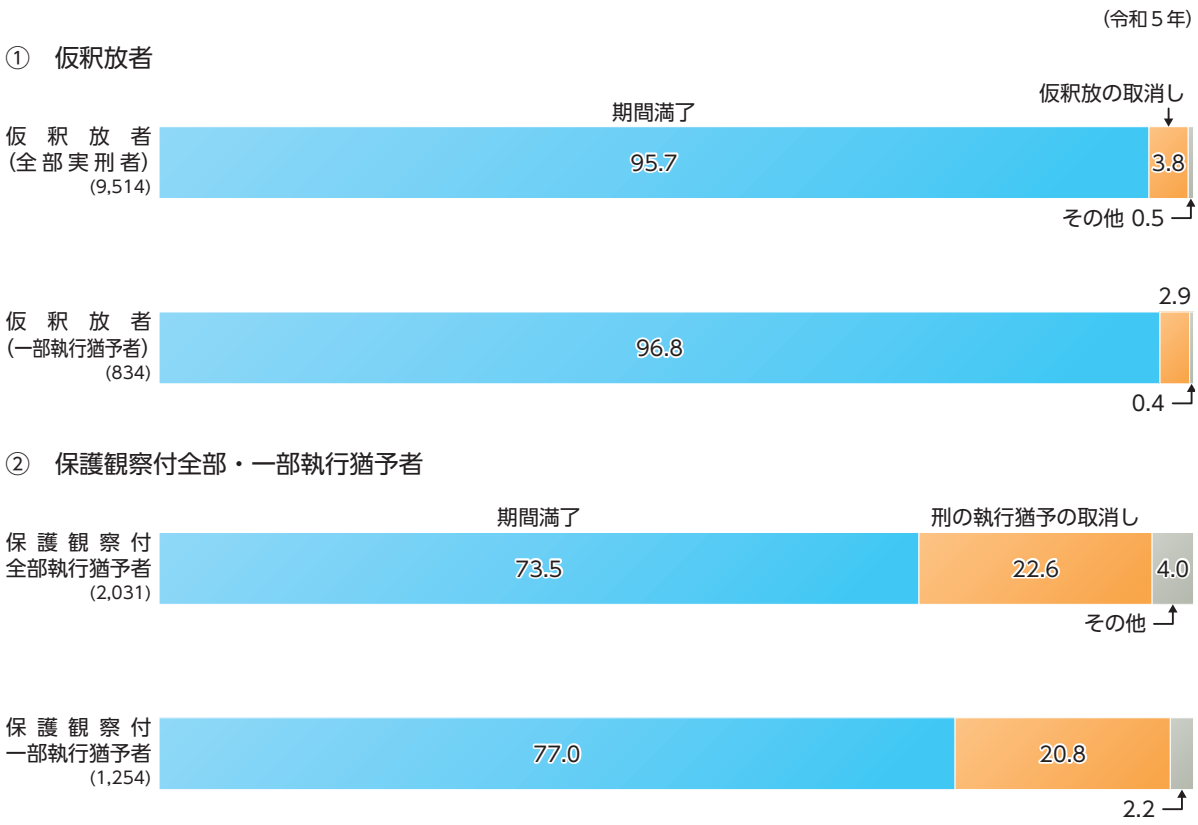

注 1 保護統計年報による。
2 仮釈放者の「その他」は、保護観察停止中時効完成及び死亡等であり、保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者の「その他」は、死亡等である。
3 （ ）内は、実人員である。

第4節 ■ 応急の救護・更生緊急保護の措置等

保護観察所では、保護観察対象者が、適切な医療、食事、住居その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を得ることができないため、その改善更生が妨げられるおそれがある場合は、医療機関、福祉機関等から必要な援助を得るように助言・調整を行っているが、その援助が直ちに得られないなどの場合、保護観察対象者に対して、食事、衣料、旅費等を給与若しくは貸与し、又は宿泊場所等の供与を更生保護施設に委託するなどの緊急の措置（**応急の救護**）を講じている。

また、満期釈放者、保護観察に付されない全部又は一部執行猶予者、検察官が直ちに訴追を必要としないと認めた者、罰金又は科料の言渡しを受けた者、労役場出場者、少年院退院者・仮退院期間満了者等に対しても、その者の申出に基づいて、応急の救護と同様の措置である**更生緊急保護**の措置を講じている。

刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）による改正後の更生保護法の一部が、令和５年12月から施行され、更生緊急保護の措置を含めて、切れ目のない「息の長い」社会復帰支援を行うための諸制度の拡充が図られた。具体的には、更生緊急保護の対象については、処分保留で釈放された者のうち検察官が罪を犯したと認めたものが加わり（同法85条１項６号）、更生緊急保護の申出の時期については、刑事施設又は少年院に収容中の段階から更生緊急保護を申し出ることが可能となった（同法86条１項）。また、更生緊急保護の期間については、刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後６月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更に６月を超えない範囲内（最長１年））において措置をとることが可能とされていたところ、新たに、金品の給与又は貸与及び宿泊場所の供与以外の措置については、特に必要があると認められるときは、１年６月を超えない範囲内（最長２年）において措置をとることが可能となった（同法85条４項）。さらに、更生緊急保護の措置を補完する制度として、「**刑執行終了者等に対する援助**」が新設され、満期釈放者等の改善更生を図るため必要があると認めるときは、保護観察所において、その者の意思に反しないことを確認した上で、情報提供や助言等の援助を行うことが可能となった（同法88条の２）。

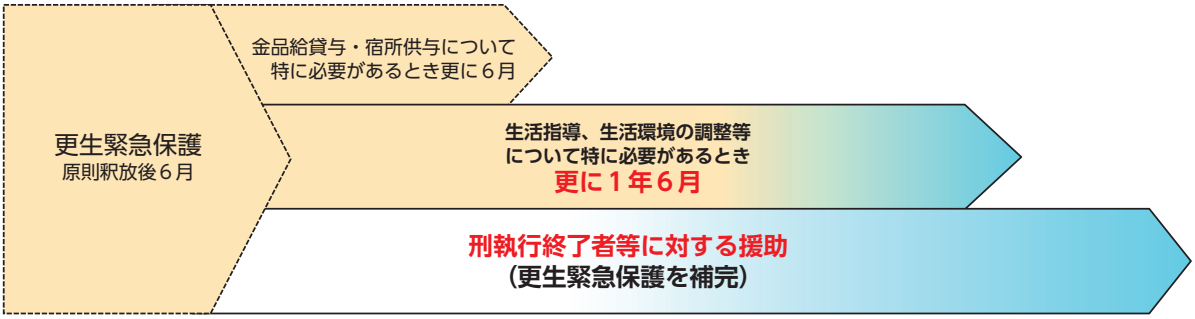

更生緊急保護及び刑執行終了者等に対する援助の期間
【資料提供：法務省保護局】

2-5-4-1表は、令和５年における応急の救護等（補導援護としての措置を含む。以下この章において同じ。）及び更生緊急保護の措置の実施状況を見たものである。

2-5-4-1表 応急の救護等・更生緊急保護の措置の実施状況

（令和５年）

対象者の種類	保護観察所において直接行う保護							更生保護施設等へ宿泊を伴う保護の委託	
	総数	主な措置別人員							
		宿泊	食事給与	衣料給与	医療援助	旅費給与	通所・訪問型保護事業を営む者へのあっせん		
応急の救護等	4,291	19	124	479	1	65	551	5,363	(616)
仮釈放者	3,796	16	72	426	1	26	285	4,541	(280)
全部実刑	3,593	16	67	407	1	25	273	4,329	(248)
一部執行猶予	203	－	5	19	－	1	12	212	(32)
保護観察付全部・一部執行猶予者	291	－	29	21	－	22	161	527	(201)
一部執行猶予	145	－	7	10	－	6	72	278	(90)
全部執行猶予	146	－	22	11	－	16	89	249	(111)
保護観察処分少年	119	－	15	10	－	13	65	103	(60)
少年院仮退院者	85	3	8	22	－	4	40	192	(75)
更生緊急保護	5,022	12	152	585	9	214	1,492	4,501	(1,344)
全部実刑の刑の執行終了	3,150	12	56	154	4	90	447	2,728	(646)
全部執行猶予	741	－	34	170	1	55	421	734	(296)
一部執行猶予	1	－	－	－	－	－	－	－	
起訴猶予・処分保留	733	－	42	189	－	43	435	685	(251)
罰金・科料	273	－	16	60	3	20	162	267	(113)
労役場出場・仮出場	114	－	4	12	1	6	26	59	(27)
少年院退院・仮退院期間満了	10	－	－	－	－	－	1	28	(11)

注 1 保護統計年報による。
2 「主な措置別人員」は、１人について２以上の保護の措置を実施した場合は、実施した保護の措置別にそれぞれ計上している。
3 「更生保護施設等へ宿泊を伴う保護の委託」は、前年から委託中の人員を含む。
4 （ ）内は、自立準備ホーム等の更生保護施設以外への委託であり、内数である。
5 「応急の救護等」は、補導援護としての措置を含む。
6 婦人補導院仮退院、刑の執行停止、刑の執行免除及び補導処分終了による対象者は、令和５年はいなかった。

起訴猶予者、保護観察に付されない全部執行猶予者、罰金又は科料の言渡しを受けた者については、検察庁等と保護観察所が連携し、検察庁からの協議に基づき、保護観察所が、更生保護施設又は自立準備ホームへの入所等の必要事項に係る調査及び調整を行うなど、必要性や相当性が認められる者を対象として、一定の期間重点的な生活指導等を行い、福祉サービス等に係る調整や就労支援等の社会復帰支援を内容とする「起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等」を行ってきた。同重点実施等については、令和５年12月からは、前記改正後の更生保護法において新設された「**勾留中の被疑者に対する生活環境の調整**」（同法83条の２）等の措置として、勾留されている被疑者又は被告人に対する同様の調整が実施されているところ、同法施行前の同年４月から11月までに、保護観察所が検察庁から事前協議を受け、同重点実施等を行った人員は、345人であり、同年12月に勾留中の被疑者又は被告人に対する調整を開始した人員は58人であった（法務省保護局の資料による。）。

地域生活定着支援センター（本章第２節２項参照）により、高齢又は障害のある被疑者・被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う「被疑者等支援業務」が実施されていることを踏まえ、保護観察所は、勾留中の被疑者等に対する調整の対象者のうち、高齢又は障害により福祉サービス等を必要とする者については、本人が支援を希望する場合に、地域生活定着支援センターと連携した支援を行っている。

また、満期釈放者については、保護観察所において、再犯防止対策の充実強化に向けて、更生保護施設等の一時的な居場所の確保、更生保護施設を退所した者に対する相談支援の充実（本章第６節２項参照）等の取組を進めている。さらに、帰住先の確保や地域への定住等に困難が見込まれる矯正施設被収容者については、地方更生保護委員会による指導・助言を受けながら、保護観察所において、生活環境の調整を行い、出所後、保護観察又は満期釈放となった場合の更生緊急保護を行っている。

あわせて、保護観察所では、地域社会における犯罪をした者等の改善更生及び犯罪の予防に寄与するため、過去に保護観察を受けていた者や更生緊急保護の期間が満了した者等を含む地域住民又は関係機関・団体からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識に基づく情報提供や助言等の援助（**更生保護に関する地域援助**）を行うこととされた（同法88条の３。詳細については、コラム４参照）。

コラム４　保護観察所における「更生保護に関する地域援助」

保護観察所においては、かねてから、保護観察を受けていた者の家族や協力雇用主等の関係者、地方公共団体を始めとする関係機関等から相談があった場合にはこれに応じ、可能な範囲で必要な助言等を行っていたところであるが、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）による改正後の更生保護法（平成19年法律第88号）により、これが「更生保護に関する地域援助」として法定化され、令和５年12月から施行された。更生保護に関する地域援助は、保護観察所が、地域社会における犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生並びに犯罪の予防に寄与するため、地域住民や関係機関等からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供・助言その他の必要な援助を行うものであり、犯罪をした者及び非行のある少年に対する「息の長い」社会復帰支援の推進や「地域とともに歩み、地域に貢献する更生保護」の実現のための基盤となる業務である。

以下、保護観察所が実施する地域援助の概要を紹介する。

１　相談の受付

保護観察所に相談が寄せられる場合は様々であり、①過去に犯罪をした者若しくは非行のあった者又は地域において犯罪や非行に結び付くおそれのある問題を抱える者から相談がなされる場合のほか、②㋐過去に担当していた元保護観察対象者等から生活上の相談を受けた保護司、㋑更生保護施設退所者等から生活上の相談を受けた更生保護施設、㋒保護観察を終了した者を保護観察中から継続して雇用している協力雇用主、㋓支援対象者への支援を現に行っている関係機関・団体から相談がなされる場合、③犯罪や非行に結び付くおそれのある問題を抱える者への対応等について、その家族や地域住民等から相談がなされる場合等がある。

２　支援対象者等に対する援助

保護観察所は、過去に犯罪をした者等からの相談を受け付けたときは、地域社会において改善更生及び社会復帰を図る上で、医療、保健、福祉、就労等に係る各種支援を必要としているもの（以下「支援対象者」という。）を対象として、その者が関係機関等から必要な保護又は援助を受けることができるよう、更生保護に関する専門的知識を活用し、地域で受けることのできる支援の紹介・調整、相談内容に応じた助言等の必要な援助を行う。支援対象者に対する援助を行うに当たっては、保護観察所は、更生保護に関する地域援助を受けることがその者の意思に反しないことを確認した上で、その改善更生を図るために必要かつ相当な限度において行う。

また、支援対象者への対応等について、その家族や地域住民等から相談があった場合には、保護観察所は、適当な支援機関等による支援に関する情報提供、助言等の援助を行っている。

3　支援機関等に対する援助

保護観察所は、地方公共団体を始め、地域において犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生並びに犯罪の予防に資する支援等を行う関係機関・団体を対象として、更生保護に関する専門的知識を活用し、①関係機関・団体が支援している支援対象者への対応に関する助言等、②更生保護又は犯罪予防に関する研修等への協力、③広報等に係る必要な情報の提供等の援助を実施している。

4　地域支援ネットワークの構築

保護観察所は、更生保護に関する地域援助を実施するに当たり、地域の実情に応じ、地域支援ネットワーク（支援対象者が地域において必要な支援を円滑かつ継続的に受けるために必要な都道府県単位又は市区町村等の地域単位における連携体制）を整備する。そのため、保護観察所は、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生及び社会復帰に資する支援を行っている地域の関係機関・団体について把握し、それらの関係機関・団体に対して地域援助を含む更生保護の取組に関する説明を行うなど積極的な周知・広報に努めている。

各保護観察所には、犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぽ」が設けられている。「りすたぽ」は、“一人ひとりの再出発（リスタート）をサポートする”という思いが込められた名称である。保護観察所が、生きづらさを抱えながら地域での立ち直りを目指す元保護観察対象者等の犯罪をした人、その家族等の関係者、地域での支援に当たる関係機関・団体等の身近な相談窓口となって、専門機関としての役割を一層果たすことが期待されている。

更生保護に関する地域援助のリーフレット【法務省保護局提供】

第5節 ■ 恩赦

恩赦は、憲法及び恩赦法（昭和22年法律第20号）の定めに基づき、内閣の決定によって、刑罰権を消滅させ、又は裁判の内容・効力を変更若しくは消滅させる制度であり、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の５種類がある。恩赦を行う方法については、恩赦法において、政令で一定の要件を定めて一律に行われる政令恩赦と、特定の者について個別に恩赦を相当とするか否かを審査する個別恩赦の２種類が定められている。また、個別恩赦には、常時行われる常時恩赦と、内閣の定める基準により一定の期間を限って行われる特別基準恩赦とがある。個別恩赦の審査は、中央更生保護審査会が行っている。

令和５年中に行われた恩赦は、常時恩赦だけであり、同年に恩赦となった者は、刑の執行の免除が２人、復権が10人であった（保護統計年報による。）。

第6節 ■ 保護司、更生保護施設、民間協力者等と犯罪予防活動

1 保護司

保護司は、犯罪をした者や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、保護司法（昭和25年法律第204号）に基づき、法務大臣の委嘱を受け、民間人としての柔軟性と地域性をいかし、保護観察官と協働して保護観察や生活環境の調整を行うほか、地方公共団体と連携して犯罪予防活動等を行っている。その身分は、非常勤の国家公務員である。

令和６年１月１日現在、保護司は、全国を886の区域に分けて定められた保護区に配属されている。保護司の人員、女性比及び平均年齢の推移（最近20年間）を見ると、2-5-6-1図のとおりである。保護司の定数は、保護司法により５万2,500人を超えないものと定められているところ、保護司の人員は、４年から２年連続増加していたが、６年は前年よりも減少し、４万6,584人であった（CD-ROM参照）。

2-5-6-1図　保護司の人員・女性比・平均年齢の推移

（平成17年～令和６年）

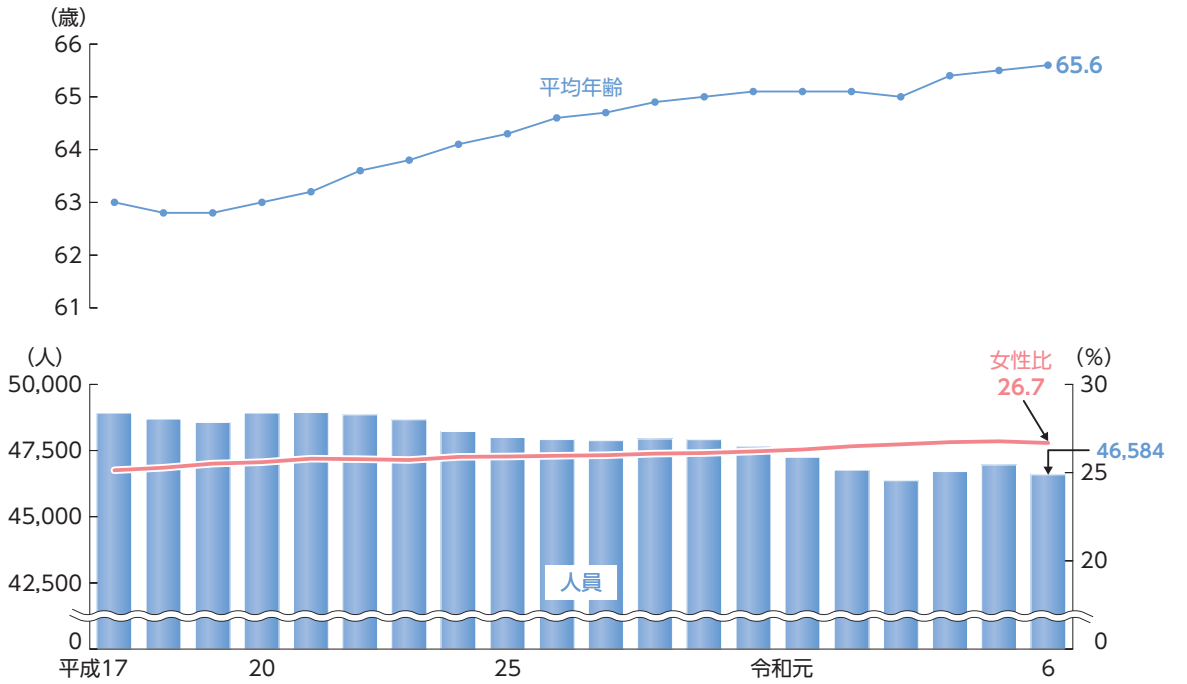

注　1　法務省保護局の資料による。
　　2　各年１月１日現在の数値である。

2-5-6-2図は、令和６年１月１日現在における保護司の年齢層別・職業別構成比を見たものである。

2-5-6-2図 保護司の年齢層別・職業別構成比

（令和６年１月１日現在）

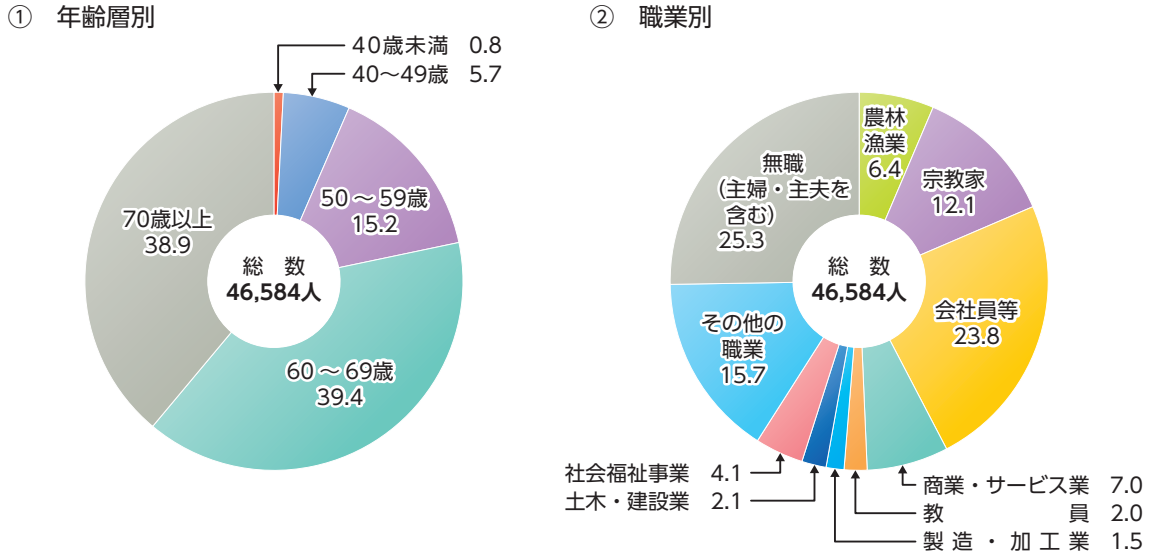

注 1 法務省保護局の資料による。
2 「その他の職業」は、貸家・アパート経営、医師等である。

保護司について、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいる現状を踏まえ、第二次再犯防止推進計画（令和５年３月閣議決定）では、法務省は、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境等について検討・試行を行い、２年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じることとされた。これに基づき、令和５年５月、「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」が法務省に設置され、同検討会において、①推薦・委嘱の手順、年齢条件、②職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化、③待遇、活動環境等の論点ごとに、今後講じていく施策等が議論されており、６年３月に中間取りまとめが行われた。

また、令和６年５月、滋賀県大津市の保護司が自宅において殺害され、同保護司が担当していた保護観察対象者が殺人容疑で逮捕される事案が生じたことを受けて、法務省においては、保護司の不安等の聴取や活動環境等の調査を実施するとともに、保護司の不安解消・安全確保に関する対策として、担当保護司の複数指名の積極的運用、保護観察官による直接処遇などの直接関与の強化、自宅以外の面接場所の確保等の取組を実施しており、同検討会においても保護司の安全確保について議論が行われた。

保護司会（保護司が職務を行う区域ごとに構成する組織であり、保護司の研修や犯罪予防活動等を行う。）がより組織的に個々の保護司の処遇活動に対する支援や地域の関係機関・団体と連携した更生保護活動を行う拠点として、全国全ての保護司会に**更生保護サポートセンター**が設置されており、令和５年度の利用回数は９万3,412回であった（法務省保護局の資料による。）。

2 更生保護施設

更生保護施設は、主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行ってその円滑な社会復帰を支援している施設である。

令和６年４月１日現在、全国に102施設があり、更生保護法人により99施設が運営されているほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び一般社団法人により、それぞれ１施設が運営されている。その内訳は、男性の施設87、女性の施設７及び男女施設８である。収容定員の総計は2,403人であり、男性

が2,206人（うち少年318人）、女性が197人（うち少年47人）である（法務省保護局の資料による。）。

令和５年における更生保護施設への委託実人員は、6,457人（うち新たに委託を開始した人員5,012人）であった（保護統計年報による。）。更生保護施設へ新たに委託を開始した人員の推移（最近20年間）は、2-5-6-3図のとおりである。

2-5-6-3図　更生保護施設への収容委託開始人員の推移

（平成16年～令和５年）

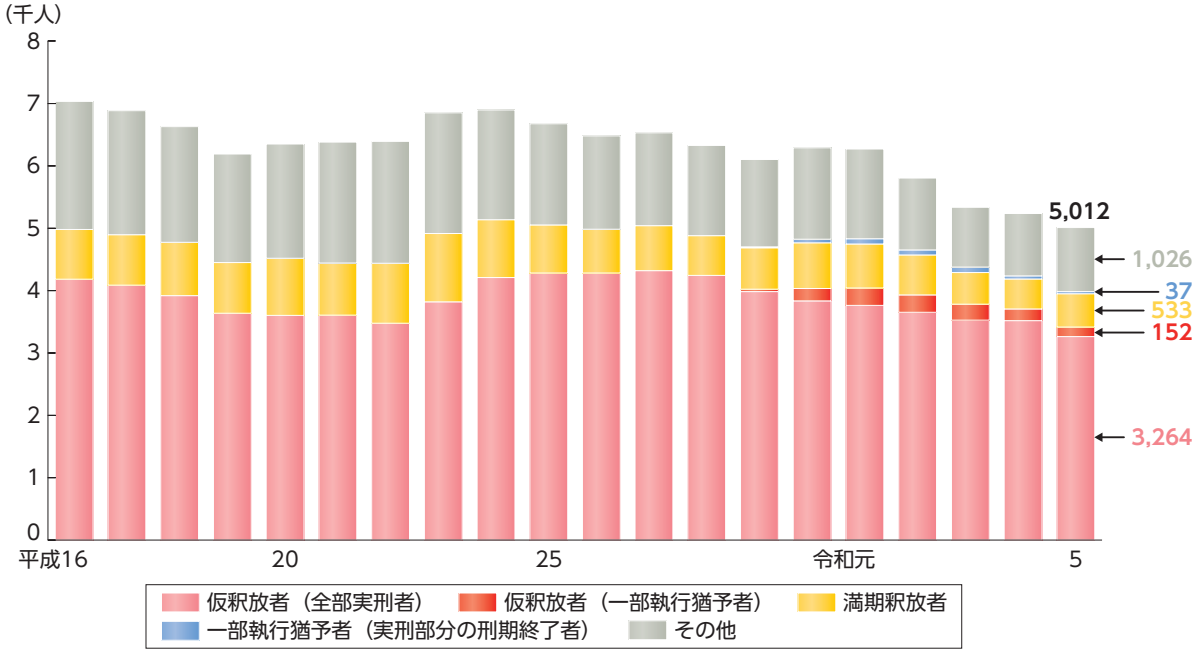

注　1　保護統計年報による。
　　2　種別異動の場合（仮釈放者（全部実刑者）において、仮釈放期間の満了後も引き続き刑の執行終了者として収容の委託を継続する場合等）を除く。
　　3　「その他」は、保護観察処分少年、少年院仮退院者、保護観察付全部執行猶予者、婦人補導院仮退院者、保護観察付全部執行猶予の言渡しを受けたが裁判の確定していない者、保護観察の付かない全部執行猶予者、起訴猶予者等である。
　　4　「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「一部執行猶予者（実刑部分の刑期終了者）」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

令和５年度における更生保護施設退所者（応急の救護等及び更生緊急保護並びに家庭裁判所からの補導委託のほか、任意保護（更生緊急保護の期間を過ぎた者に対する保護等、国からの委託によらず、被保護者の申出に基づき、更生保護事業を営む者が任意で保護すること）による者を含む。）の更生保護施設における在所期間は、３月未満の者が46.6％、３月以上６月未満の者が38.3％、６月以上１年未満の者が14.2％、１年以上の者が1.0％であり、平均在所日数は85.9日であった。退所先については、借家（36.2％）、就業先（16.0％）の順であった。退所時の職業については、労務作業（39.6％）、サービス業（9.5％）の順であり、無職は39.5％であった（法務省保護局の資料による。）。

更生保護施設では、生活技能訓練（SST）、酒害・薬害教育等を取り入れるなど、処遇の強化に努めており、令和５年度においては、SST が39施設、酒害・薬害教育が41施設で実施されている（法務省保護局の資料による。）。

また、更生保護施設では、適当な帰住先がなく、かつ、高齢又は障害を有する者を一時的に受け入れ、その特性に配慮しつつ、社会生活に適応するための指導や退所後円滑に福祉サービスを受けるための調整等を行うことを内容とする**特別処遇**を実施している。特別処遇を行う施設（**指定更生保護施設**）として、主に少年を受け入れる更生保護施設を含めて全国で77施設が指定されている（令和６年４月１日現在）。５年度に特別処遇の対象となったのは、1,860人（前年度比１人減）であった（法務省保護局の資料による。）。

さらに、依存性薬物に対する依存からの回復に重点を置いた処遇を実施する更生保護施設（**薬物処**

遇重点実施更生保護施設）として、全国で25施設が指定されており（令和６年４月１日現在。法務省保護局の資料による。）、薬物処遇に関する専門職員が配置されている。

平成29年度からは、更生保護施設を退所するなどして地域に生活基盤を移した者に対し、更生保護施設に通所させて、同施設の職員が、継続的に生活相談に乗り、必要な指導や助言を実施したり、薬物依存からの回復支援などを実施したりする**フォローアップ事業**が行われている。令和３年度からは、更生保護施設の職員が、施設退所者等の自宅を訪問するなどして継続的な支援を行う**訪問支援事業**が開始され、６年４月１日現在、全国19施設が指定されており、訪問等支援を行う専門職員が配置されている。５年度におけるフォローアップ事業の委託実人員は1,159人、訪問支援事業の委託実人員は445人であった（法務省保護局の資料による。）。

加えて、令和５年度からは、保護観察所が更生保護施設に対して、入所者や施設を退所した者等の特性に応じた多様な処遇である**特定補導**の委託を開始している。同年度における特定補導の委託実人員は3,402人であり、６年４月１日現在、83施設において実施している。

このほか、薬物依存のある受刑者について、一定の期間、更生保護施設等に居住させた上で、薬物依存症者が地域における支援を自発的に受け続けるための習慣を身に付けられるよう地域の社会資源と連携した濃密な保護観察処遇を実施する、**薬物中間処遇**を試行的に実施しており、令和６年４月１日現在、９施設において実施している（法務省保護局の資料による。）。

3　自立準備ホーム

適当な住居の確保が困難な者について、更生保護施設だけでは定員に限界があることなどから、社会の中に更に多様な受皿を確保する方策として、「緊急的住居確保・自立支援対策」が実施されている。これは、あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者に、保護観察所が、宿泊場所の供与と自立のための生活指導（自立準備支援）のほか、必要に応じて食事の給与を委託するものである。この宿泊場所を**自立準備ホーム**と呼ぶ。令和６年４月１日現在の登録事業者数は、530（前年同日比24（4.7％）増）となっている。自立準備ホームへの委託実人員の推移（最近10年間）は、2-5-6-4図のとおりである。５年度の委託実人員は1,775人、委託延べ人員は12万6,404人であった。自立準備ホームには、薬物依存症リハビリテーション施設も登録されており、薬物依存のある保護観察対象者を委託するなどしているところ、同年度の同施設への委託実人員は325人、委託延べ人員は２万855人であった（法務省保護局の資料による。）。

2-5-6-4図　自立準備ホームへの委託実人員の推移

（平成26年度～令和５年度）

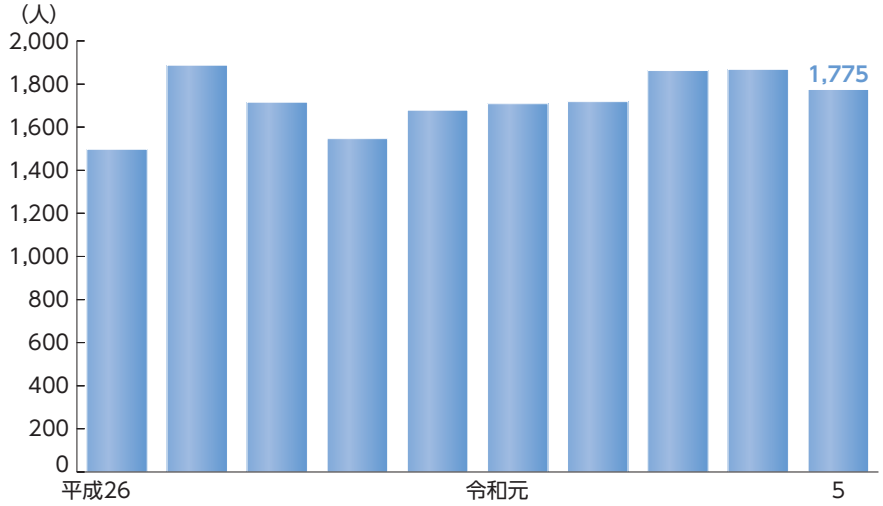

注　1　法務省保護局の資料による。
　　2　前年度からの繰越しを含む。

4 民間協力者及び団体

（1）更生保護女性会

更生保護女性会は、地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体である。地域住民を対象に、子ども食堂の実施や子育て支援地域活動、近隣の更生保護施設に対する食事作り等の援助、社会貢献活動（本章第３節２項（11）参照）等の保護観察処遇への協力等を行っている。令和６年４月１日現在における更生保護女性会の地区会数は1,270団体、会員数は12万742人であった（法務省保護局の資料による。）。

（2）BBS 会

BBS 会は、非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等（BBS 運動（Big Brothers and Sisters Movement））を行う青年のボランティア団体であり、近年は学習支援等も行っている。令和６年１月１日現在における BBS 会の地区会数は445団体、会員数は4,487人であった（法務省保護局の資料による。）。

（3）協力雇用主

協力雇用主は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主である。

令和５年10月１日現在における協力雇用主は、２万4,969社（前年同日比233社（0.9％）減）であり、その業種は、建設業が過半数（57.0％）を占め、次いで、サービス業（15.8％）、製造業（8.5％）の順である（法務省保護局の資料による。）。

2-5-6-5図は、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等の人員の推移（最近10年間）を見たものである。実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数は、令和５年10月１日現在、912社であり、平成26年４月（472社）と比べて約1.9倍であった。

2-5-6-5図　実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数・被雇用者人員の推移

（平成26年～令和５年）

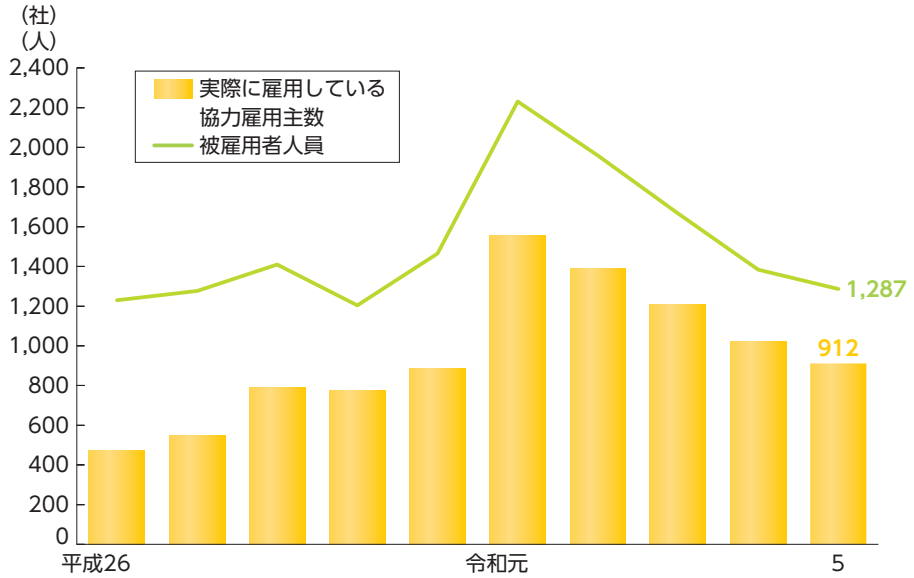

注　1　法務省保護局の資料による。
　　2　平成30年までは各年４月１日現在の数値であり、令和元年以降は10月１日現在の数値である。

保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用し、就労継続に必要な技能及び生活習慣等を習得させるための指導及び助言を行う協力雇用主に対して、平成27年４月から、**刑務所出所者等就労奨励金**を支給する制度が実施されている。令和５年度に刑務所出所者等就労奨励金を新たに適用した件数は2,661件であった（法務省保護局の資料による。）。なお、４年４月から、18、19歳の保護観察対象者等の就労・職場定着を促進するため、協力雇用主が勤務時間外に職場定着に必要なフォローアップを実施した場合等の要件を満たす場合に、就労・職場定着強化加算金を支給する制度が開始され、５年４月から、保護観察対象者等の対象年齢が20歳未満に拡充された。

5　更生保護協会等

各都道府県等に置かれた更生保護協会等の地域連携・助成事業者（令和６年４月１日現在、全国で67事業者（法務省保護局の資料による。））は、保護司、更生保護女性会、BBS 会、協力雇用主、更生保護施設等の円滑な活動を支えるための助成、研修のほか、更生保護に関する広報活動等も推進している。

6　犯罪予防活動

更生保護における**犯罪予防活動**は、世論の啓発、社会環境の改善等多岐にわたる。具体的な活動として、地域社会での講演会、非行相談、非行問題を地域住民と考えるミニ集会等、住民が参加する様々な行事や、学校との連携強化のための取組等が行われている。これらの活動は、保護観察所、保護司会、更生保護女性会、BBS 会、更生保護協会等が年間を通じて地域の様々な関連機関・団体と連携しながら実施している。

また、犯罪予防等を目的として、法務省の主唱により、毎年７月を強調月間として、「**社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～**」が展開されており、全国各地で街頭広報、ポスターの掲出、新聞やテレビ等の広報活動に加えて、様々なイベントが実施されている。令和５年の「社会を明るくする運動」の行事参加人数は、約140万人であり、対面に限らない多様な発信方法による広報啓発活動が展開された。

なお、再犯防止推進法においては、再犯の防止等についての国民の関心と理解を深めるため、７月を**再犯防止啓発月間**に定めるとともに、国及び地方公共団体は再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならないとされており、「社会を明るくする運動」においても、再犯防止啓発月間の趣旨の周知徹底を図り、かつ、その趣旨を踏まえた活動の実施を推進することとしている。

第74回社会を明るくする運動ポスター
【画像提供：法務省保護局】

第6章　刑事司法における国際協力

第1節 ■ 刑事司法における国際的な取組の動向

国際連合（以下この章において「国連」という。）においては、**国連犯罪防止刑事司法会議（コングレス）**が昭和30年（1955年）から５年ごとに開催されている。コングレスは、犯罪防止及び刑事司法分野における国連最大の国際会議であり、この分野に関する政策の大綱の決定、意見交換等を目的として開催されているところ、令和３年（2021年）３月には、京都において第14回コングレス（**京都コングレス**）が開催され、我が国がホスト国を務めた。

また、平成４年（1992年）に国連経済社会理事会の下に機能委員会として**国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）**が設置され、毎年開かれる会合において犯罪防止及び刑事司法分野の政策決定が行われているところ、我が国は、コミッションの設立当初からメンバー国として、毎年の会合に決議案の提出などにより積極的に関与している。

さらに、法務省は、令和５年（2023年）７月、東京において、司法外交閣僚フォーラムを主催した。同フォーラムは、日 ASEAN 特別法務大臣会合、Ｇ７司法大臣会合及び ASEAN・Ｇ７法務大臣特別対話の三つの閣僚級会合で構成され、法の支配を通じた ASEAN 及びＧ７との連携の強化、司法外交の一層の推進が図られた。

同フォーラムの成果として、我が国の提案により、ASEAN・Ｇ７ネクスト・リーダーズ・フォーラム及びウクライナ汚職対策タスクフォースの創設がそれぞれ合意された。ウクライナ汚職対策タスクフォースは、Ｇ７司法大臣会合において、司法インフラ整備等を通じたウクライナ復興支援策として、各国の同意を得て設置されたものであり、これまで２回の会合を開催しているところ、第３回会合を令和６年（2024年）11月に東京において開催する予定である。ASEAN・Ｇ７ネクスト・リーダーズ・フォーラムは、第１回会合を同年６月から７月にかけて東京において実施した（コラム５参照）。

コラム５　司法外交閣僚フォーラムの成果に基づく取組

令和５年（2023年）は日 ASEAN 友好協力50周年という重要な節目に当たり、また、Ｇ７との関係では我が国が議長国という地位にあったことから、法務省では、ASEAN、Ｇ７双方との連携を強化して司法外交を展開するべく、同年７月に、東京において、①日 ASEAN 特別法務大臣会合、② ASEAN・Ｇ７法務大臣特別対話、③Ｇ７司法大臣会合の三つの閣僚級会合からなる司法外交閣僚フォーラムを開催した。現在、各国及び関係機関と協力しながら、それぞれの会合の成果に基づく取組を着実に実施している。

１　日 ASEAN 法務・司法ワークプランの実施

日 ASEAN 特別法務大臣会合では、共同声明が採択され、具体的な協力分野を取りまとめた日 ASEAN 法務・司法ワークプランが承認された。法務省では、令和６年（2024年）９月現在、このワークプランに掲げられた取組を ASEAN と協力しながら進めている。例えば、ASEAN 諸国等から留学している法律実務家等を対象とした共同研究事業を前記ワークプランに基づき実施することとし、同年８月から９月にかけて、ベトナム、ラオス、カンボジア、インドネシア等の10か国、15人の留学生を集めてビジネスと人権に関する日ASEAN等共同研究

(Joint Study on Business and Human Rights for Young Leaders）を実施した。また、同年11月には、ASEAN の知的財産分野の実務家による情報共有を目的として、国際知財司法シンポジウム（JSIP）フォローアップセミナーをインドネシアにおいて開催する予定であるほか、同年12月には、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）により、ASEAN 各国等の捜査共助と犯罪者処遇等の能力構築のため、刑事司法実務家等を対象とする「第１回日 ASEAN 刑事司法セミナー」を日本において開催する予定である。

2　ASEAN・Ｇ７ネクスト・リーダーズ・フォーラムの開催

ASEAN とＧ７の法務閣僚等が一堂に会する史上初の機会となった ASEAN・Ｇ７法務大臣特別対話では、今後も ASEAN とＧ７との間で対話を継続していくことで一致した。そして、我が国の提案により、ASEAN とＧ７の法務・司法分野の次世代を担う若手職員（ネクストリーダーズ）を対象とし、対話を通じた相互理解と信頼関係の構築を目的とした ASEAN・Ｇ７ネクスト・リーダーズ・フォーラムを創設することが合意された。

同フォーラムの第１回目を令和６年（2024年）６月26日から同年７月２日まで東京において開催し、ASEAN 及びＧ７各国の法務省等の若手職員55名が参加した。参加者は、各国が抱える政策的課題についての意見交換や法の支配に関する各国共通の課題についての協議を行ったほか、ASEAN 及びＧ７の法務・司法分野等のリーダーによる講演や、矯正施設や更生保護施設、最高裁判所等の我が国の司法関連施設の見学を行った。同フォーラムは、地域や社会的背景、制度的背景の違いを超えて、参加者の相互理解を深め、法務・司法の分野で、ASEAN 及びＧ７各国との間に良好な架け橋を築くための礎となることが期待される。

3　ウクライナ汚職対策タスクフォースの開催

Ｇ７司法大臣会合では、議題の一つとして、司法インフラ整備等を通じたウクライナ復興支援等について議論し、その中で、ウクライナにとって長年の懸案である汚職対策を支援することが同国のより良い国作りと復興にとって不可欠であるとの認識が共有された。そこで、我が国からウクライナ汚職対策タスクフォースを創設することを提案し、Ｇ７各国の賛同を得た。

ウクライナ汚職対策タスクフォースは、Ｇ７、ウクライナ、国際機関等の汚職対策の専門家の間で、ウクライナの汚職対策の現状と課題、各国・機関によるウクライナに対する汚職対策の取組や支援の状況、ウクライナにおける支援ニーズ等について情報を共有し、効果的な支援策を議論する場であり、我が国が事務局を務めている。

令和５年（2023年）12月に東京において第１回会合を開催し、ウクライナから５名の汚職対策の専門家が来日したほか、Ｇ７及び国際機関の汚職対策の専門家等が多数オンライン参加し、タスクフォースの活動方針等を確認するとともに、ウクライナにおける汚職対策に関する取組の現状把握を行った。令和６年（2024年）３月には、第２回会合をオンラインにより開催し、ウクライナの汚職対策に関する最新の状況の報告や、新たに第２回から参加した国際機関による支援状況の共有等を行った。

同年11月には、第３回会合を東京において開催する予定であり、同会合では、これまでに蓄積した情報を一元的に集積・分析することを通じて、効果的な汚職対策支援の在り方を議論し、Ｇ７の力を結集してウクライナに対する支援を策定・実施していく予定である。

1 京都コングレスの成果の具体化

我が国は、京都コングレスで採択された「**京都宣言**」の実施にリーダーシップを発揮すべく、「国際協力の促進のための各地域における実務家ネットワークの創設」、「刑事司法分野における次世代を担う若者の育成」及び「世界各国における再犯防止の推進」の三つを柱とした取組を積極的に進め、法の支配に裏打ちされた新たな国際秩序形成を主導している。

（1）アジア太平洋刑事司法フォーラム

ア　意義

京都宣言では、国際協力及び法執行機関等を対象とした地域ネットワーク構築等の重要性が確認された。もっとも、我が国が属するアジア太平洋地域においては、捜査共助の制度・運用に対する各国相互の理解不足等により、同分野における国際協力にはなお改善の余地があるほか、我が国が積極的に進めている東南アジア諸国における刑事司法分野の技術支援についても、効率的な国際協力を推進するため、他の支援国との情報共有や意見交換をすることが有効である。

そこで、法務省は、アジア太平洋地域における刑事司法実務家による情報共有課題解決型プラットフォームとして国連薬物・犯罪事務所（UNODC）との共催で「アジア太平洋刑事司法フォーラム（英語名：Criminal Justice Forum for Asia and the Pacific 略称：Crim-AP）」を定期開催することとし、各国の刑事司法実務家による相互理解・信頼を促進し、知見を共有することなどにより、アジア太平洋地域における一層の国際協力を進めている。

イ　これまでの実績

令和４年（2022年）２月14日及び同月15日に第１回を、令和５年（2023年）２月13日及び同月14日に第２回を、令和６年（2024年）６月24日及び同月25日に第３回を、いずれも東京において開催した。

第３回は、23の国・機関から刑事司法実務家の参加があった（来場参加とオンライン参加のハイブリッド方式）。

参加者は、捜査共助と矯正・保護分野の国際協力に関する二つの分科会に分かれ、「資産回復（凍結・没収・管理・返還）」、「刑務所における女性犯罪者の処遇に係る課題及び進展」のテーマの下、情報共有や意見交換を行った。

（2）法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム

ア　意義

令和３年（2021年）２月に実施された京都コングレス・ユースフォーラムでは、安全・安心な社会の実現に向けた40項目の勧告が採択され、京都コングレスに提出された。同勧告は、京都コングレスの議論に若者ならではの新鮮な視点を提供するものであり、各国から高い評価の声が寄せられた。また、京都宣言では、ユースフォーラムの開催などを通じた若者のエンパワーメントの重要性が指摘された。

そこで、法務省では、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）の協力の下、「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」を定期開催することとした。「法遵守の文化」とは、国民が、一般に、法及びその執行が公正・公平であると信頼し、それゆえこれらを尊重する文化をいい、法の支配を支えるものである。法務省は、同ユースフォーラムが、若者において法の支配や司法をめぐる現代の課題に関する理解を深め、互いのバックグラウンドや価値観を理解・共有し、多様性を許容してネットワークや友情を育む場となるよう、また、若者の声を国連に届けることができる場となるよう努めている。

イ　これまでの実績

令和３年（2021年）10月９日及び同月10日に東京において第１回を、令和４年（2022年）12月３日及び同月４日に京都において第２回を、それぞれ開催した。

また、令和５年（2023年）７月５日及び同月６日には、司法外交閣僚フォーラムの開催に併せて、タイ法務研究所（TIJ）との共催で、東京において、日本とASEAN各国等の若者が法の支配について議論する「法の支配推進のための日ASEAN特別ユースフォーラム」を開催した。日本、ASEAN加盟国及び東ティモールから60名以上の若者が会場に集まり、「司法へのアクセスを強化するためのリテラシーの構築－デジタル時代における法の支配への鍵－」をテーマとして、活発で実りある議論が行われた。議論の成果は「勧告」として取りまとめられ、日ASEAN特別法務大臣会合に提出されたほか、同年９月に開催された国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）にも提出され、ユースフォーラムの共同議長によるスピーチが行われた。

（３）再犯防止国連準則策定の主導

京都宣言では、マルチステークホルダー・パートナーシップを始めとする再犯防止施策の充実について詳細な記載が設けられるなど、同分野に対する高い関心が示された。

そこで、法務省においては、外務省と連携し、京都コングレスの成果の一つとして、「再犯防止に関する国連準則」の策定を主導していくこととした。

国連準則は、各国における立法や施策立案の際に参照されることを通じ、各国の施策を充実させるために重要な役割を果たすものである。我が国は、再犯防止推進計画を策定し、国、地方公共団体、民間の団体等が相互に連携協力して取組を進め、着実にその効果を上げてきているところ、このような官民連携による社会復帰支援など、日本の強みを準則に最大限反映させるべく、同準則策定に向けてリーダーシップを発揮している。

２　国際組織犯罪対策及びテロ対策

（１）国連における取組

国際組織犯罪対策について、国連は、平成12年（2000年）、**国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約**（**国際組織犯罪防止条約**）を採択した。この条約は、組織的な犯罪集団への参加、マネー・ローンダリング及び腐敗行為の犯罪化、犯罪収益の没収、犯罪人の引渡し、捜査共助等について定めたものである。また、平成13年（2001年）までに、この条約を補足する「人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（人身取引議定書）、「陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書」（密入国議定書）及び「銃器並びにその部品及び構成部分並びに弾薬の不正な製造及び取引の防止に関する議定書」（銃器議定書）も採択された。我が国は、平成15年（2003年）に国際組織犯罪防止条約、平成17年（2005年）に人身取引議定書及び密入国議定書の締結について、それぞれ国会の承認を受け、同年６月に刑法等を、平成29年（2017年）６月に組織的犯罪処罰法等を、それぞれ改正して国内担保法を整備し、同年７月、同条約及び両議定書を締結した。

テロ対策については、従来から、国連等様々な国際機関において、テロリストをいずれかの国で処罰できるようにすることなどを目的とした国際条約等が作成され、我が国は、テロ防止対策に関する13の国際条約について締結済みである。

（２）Ｇ７／Ｇ８における取組

Ｇ７（フランス、米国、英国、ドイツ、日本、イタリア及びカナダ（議長国順）の総称。なお、平成10年（1998年）から平成26年（2014年）までは、前記７か国にロシアを加えた８か国について、「Ｇ８」と総称された。）において、昭和53年（1978年）、テロ対策専門家会合（通称ローマ・グルー

プ）が発足し、国際テロの動向等について意見交換が行われてきた。また、平成７年（1995年）のＧ７サミットにおいて、国際組織犯罪に取り組む上級専門家会合（通称リヨン・グループ）の設立が決定され、リヨン・グループでは、国際組織犯罪に対処するための捜査手法や法制等について議論等が行われている。平成13年（2001年）の米国における同時多発テロ事件以降は、これらは統合され、ローマ／リヨン・グループとなり、年数回程度継続的に会合が開催されている。

3 薬物犯罪対策

国連は、昭和36年（1961年）の「1961年の麻薬に関する単一条約」、昭和46年（1971年）の「向精神薬に関する条約」に引き続き、昭和63年（1988年）、**麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約**を作成した。我が国は、これらの条約を締結し、国内法を整備している。

さらに、平成２年（1990年）、平成10年（1998年）及び平成28年（2016年）には、国連麻薬特別総会が開催されたほか、国連経済社会理事会の下部機関として設立された麻薬委員会（CND：Commission on Narcotic Drugs）が毎年開催され、我が国は、昭和36年（1961年）以降、平成22年（2010年）から平成23年（2011年）までを除き、継続して委員国を務めている。

平成３年（1991年）には、国連の麻薬関連部局等の機能を統合した国連薬物統制計画が設置された。国連薬物統制計画は、平成９年（1997年）、犯罪防止刑事司法計画と統合され、国連薬物統制犯罪防止事務所が設立された後、平成14年（2002年）に改称して現在のUNODCとなった。我が国は、UNODCが中心となって取り組んでいる国際的な薬物犯罪対策への協力にも力を入れている。

4 マネー・ローンダリング対策

平成元年（1989年）にＧ７サミットの宣言を受けて設立された**金融活動作業部会**（**FATF**：Financial Action Task Force）は、平成２年（1990年）にマネー・ローンダリング対策に関する40の勧告（平成８年（1996年）及び平成15年（2003年）に改訂）を、平成13年（2001年）にテロ資金供与に関する８の特別勧告（平成16年（2004年）に改訂され、９の特別勧告となった。）を、それぞれ採択し、平成24年（2012年）には、大量破壊兵器の拡散、公務員による贈収賄や財産の横領等の脅威にも的確に対処することなどを目的として、従来の40の勧告及び９の特別勧告を一本化し、新「40の勧告」を採択した。

我が国も、FATF参加国の一員として、**犯罪収益移転防止法**に基づき、金融機関等の特定事業者による顧客の身元等の確認や疑わしい取引の届出制度等の対策を実施し、国家公安委員会が疑わしい取引に関する情報を外国関係機関に提供するなどしているほか、金融庁が共同議長を務めるFATFの政策企画部会やその他の作業部会において、暗号資産を始めとする新たな規範の策定及びその実施に向けた議論・検討において主導的な役割を果たすなどしており、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策における国際的な連携に積極的に参加している。

FATFは、各国における勧告の遵守状況の相互審査を行っている。令和３年（2021年）６月には、FATFの全体会合において、第４次対日相互審査報告書が採択され、同年８月30日に公表された。国内では、同報告書で指摘された事項に対応するべく、同月にマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議が設置され、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」が策定され、同行動計画に基づき、令和４年（2022年）５月に「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」が決定された。同基本方針では、我が国を取り巻くリスク情勢と我が国のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の方向性を確認することで、一層の関係省庁間の連携強化を図り、対策の効果を高めてきた。なお、前記行動計画に関しては、第５次対日相互審査も見据え、国内マネロン等対策の実効性を高めるとともに、リスク環境の変化に対応するため、令和６年（2024年）４月、新たに「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」が策定された。

令和４年（2022年）12月には、前記FATF第４次対日審査報告書において、資産凍結措置の強化、

暗号資産等への対応の強化及びマネー・ローンダリング対策等の強化のための法改正に取り組むべきであると勧告を受けたことなどを踏まえた、いわゆるFATF勧告対応法（令和４年法律第97号）が成立し、①国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）の改正により、大量破壊兵器関連計画等関係者について財産の凍結等の措置の対象とされるなどし（令和５年（2023年）６月１日施行）、②外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）の改正により、電子決済手段等取引業者等に顧客の本人確認義務及び資産凍結措置に係る確認義務が課されるなどし（令和５年（2023年）６月１日施行）、③組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の改正により、犯罪収益等隠匿罪、薬物犯罪収益等隠匿罪等の法定刑が引き上げられるとともに、犯罪収益等として没収することができる財産の範囲を拡大し（令和４年（2022年）12月施行）、④公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成14年法律第67号）の改正により、各処罰規定について、国際的に保護される者を殺害する行為その他の一定の犯罪行為のための資金等の提供等が処罰対象に加えられるとともに、法定刑が引き上げられ（令和４年（2022年）12月施行）、⑤犯罪収益移転防止法の改正により、㋐外国為替取引及び電子決済手段の移転に係る通知事項に支払又は移転の相手方の本人特定事項等を加えるなどの規定が整備されたほか、㋑法律・会計等の専門家が顧客等との間で特定取引を行う際の確認事項に取引目的等の事項が追加されるとともに、これらの専門家が行う疑わしい取引の届出に関する規定が整備された（㋐は令和５年（2023年）６月１日施行、㋑は令和６年（2024年）４月１日施行）。

5　汚職・腐敗対策

平成９年（1997年）、経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）において、**国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約**が採択された。我が国は、この条約を締結済みであり、その国内担保法として、平成10年（1998年）、不正競争防止法（平成５年法律第47号）の改正により外国公務員等に対する不正の利益の供与等の罪が新設され（平成11年（1999年）２月施行）、同罪については、その後、国民の国外犯処罰規定の追加等を経て、令和５年（2023年）、不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和５年法律第51号）により、自然人・法人に対する罰則強化等の改正がなされている（令和５年（2023年）７月３日施行）。

国連は、平成15年（2003年）、自国及び外国の公務員等に係る贈収賄や公務員による財産の横領等の腐敗行為の犯罪化のほか、腐敗行為により得られた犯罪収益の他の締約国への返還の枠組み等について定めた**腐敗の防止に関する国際連合条約**を採択した。我が国は、平成18年（2006年）に同条約の締結について国会の承認を受け、平成29年（2017年）に同条約を締結した。

令和３年（2021年）には、国連腐敗特別総会が開催され、腐敗対策に関する政治宣言が採択された。

6　サイバー犯罪対策

平成13年（2001年）に欧州評議会において採択された**サイバー犯罪に関する条約**は、①コンピュータ・システムに対する違法なアクセス、コンピュータ・ウイルスの製造等の行為の犯罪化、②コンピュータ・データの捜索・押収手続の整備等、③捜査共助・犯罪人引渡し等について定めたものである。我が国は、平成24年（2012年）、同条約を締結した。この条約の国内担保法として、平成23年（2011年）、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）が成立し、不正指令電磁的記録作成等の罪が新設されるなどした。さらに、我が国は、令和５年（2023年）８月、個人情報等の保護のための保障措置、条件等を規定する同条約の第二追加議定書を締結した。

7 国際刑事裁判所

平成10年（1998年）、国連主催の外交会議において、**国際刑事裁判所に関するローマ規程**が作成され、平成14年（2002年）の発効を経て、オランダのハーグに国際刑事裁判所（ICC：International Criminal Court）が設置された。我が国は、平成19年（2007年）に国際刑事裁判所の加盟国となり、これまで通算３人の日本人が裁判官に就任し、令和６年（2024年）には日本人（検事出身）が初めて所長に選出された。

また、令和４年（2022年）２月、ロシアがウクライナへの侵略を開始した。我が国は、国際刑事裁判所に事態を付託するとともに、検事２人を派遣するなどして、国際社会とともに、ロシアの戦争犯罪等を捜査している国際刑事裁判所へ協力している。

第２節 ■ 犯罪者の国外逃亡・逃亡犯罪人の引渡し

1 犯罪者の国外逃亡

日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれのある者であって、主として警察が捜査対象としているものの人員の推移（最近10年間）を日本人と外国人の別に見ると、2-6-2-1図のとおりである。

2-6-2-1図　国外逃亡被疑者等の人員の推移

（平成26年～令和５年）

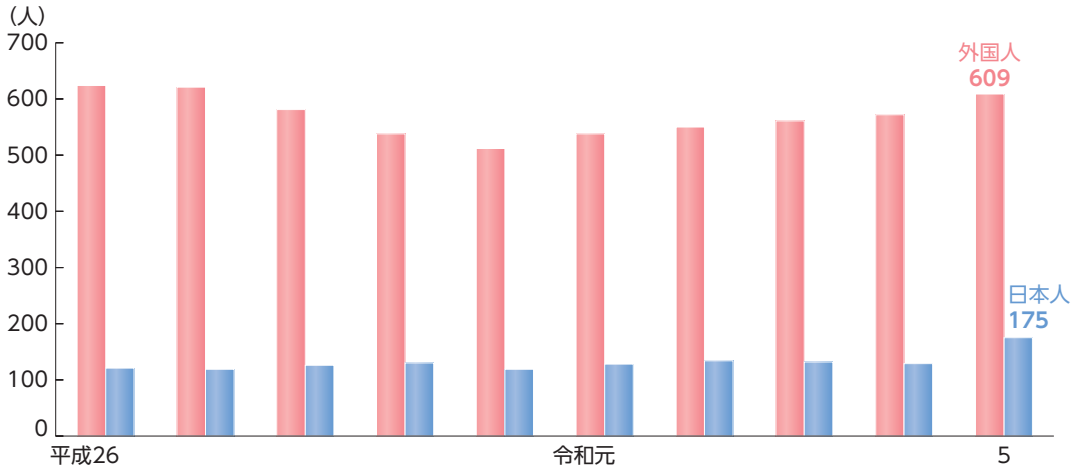

注　1　警察庁刑事局の資料による。人員は、各年末現在のものである。
　　2　「外国人」は、無国籍・国籍不明の者を含む。

2 逃亡犯罪人の引渡し

我が国は、逃亡犯罪人引渡条約を締結していない外国との間で、**逃亡犯罪人引渡法**（昭和28年法律第68号）に基づき、相互主義の保証の下で、逃亡犯罪人の引渡しの請求に応ずることができるとともに、その国の法令が許す限り、逃亡犯罪人の引渡しを受けることもできる。これに加えて、**逃亡犯罪人引渡条約**を締結することで、締約国間では、一定の要件の下に逃亡犯罪人の引渡しを相互に義務付けることになるほか、我が国の逃亡犯罪人引渡法で原則として禁止されている自国民の引渡しを被要請国の裁量により行うことを認めることにより、締約国との間の国際協力の強化を図ることができる。我が国は、アメリカ合衆国（昭和55年（1980年）発効）及び大韓民国（平成14年（2002年）発効）との間で、逃亡犯罪人引渡条約を締結している。

外国との間で逃亡犯罪人の引渡しを受け、又は引き渡した人員の推移（最近10年間）は、2-6-2-2

表のとおりである。なお、我が国から外国に逃亡犯罪人の引渡しを要請する際には、検察庁が依頼する場合と警察等が依頼する場合とがある。

このほか、国外逃亡被疑者等に関し、逃亡先国に対する退去強制や国外犯処罰規定の適用の要請等の取組を進めている。

2-6-2-2表 逃亡犯罪人引渡人員の推移

(平成26年～令和５年)

区　分	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
外国から引渡しを受けた逃亡犯罪人	2	－	－	2	－	－	－	2	－	－
外国に引き渡した逃亡犯罪人	1	1	－	1	2	5	－	－	－	－

注　法務省刑事局及び警察庁刑事局の資料による。

第3節 ■ 捜査・司法に関する国際協力

1 捜査共助

我が国は、**国際捜査共助等に関する法律**（昭和55年法律第69号）に基づき、相互主義の保証の下で、外交ルートを通じて刑事事件の捜査・公判に必要な証拠の提供等の共助を行い、逆に、相手国・地域の法令が許す範囲で、我が国の捜査・公判に必要な証拠の提供等を受けているほか、アメリカ合衆国（平成18年（2006年）発効）、大韓民国（平成19年（2007年）発効）、中華人民共和国（平成20年（2008年）発効）、中華人民共和国香港特別行政区（平成21年（2009年）発効）、欧州連合（平成23年（2011年）発効）、ロシア連邦（平成23年（2011年）発効）及びベトナム社会主義共和国（令和４年（2022年）発効）との間で、それぞれ刑事共助条約又は協定を締結し、現在30以上の国・地域との間で円滑な捜査共助体制を構築している。

外国・地域との間で、我が国が捜査共助等を要請し、又は要請を受託した件数の推移（最近10年間）は、2-6-3-1表のとおりである。なお、捜査共助等について、我が国から要請する際には、検察庁からの依頼に基づく場合と警察等からの依頼に基づく場合とがある。

2-6-3-1表 捜査共助等件数の推移

(平成26年～令和５年)

区　分	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
捜査共助等を要請した件数	17 (10)	12 (6)	12 (8)	8 (4)	24 (9)	12 (7)	13 (6)	7 (4)	4 (1)	5 (4)
	78 (60)	54 (44)	85 (67)	110 (95)	156 (125)	186 (160)	169 (137)	199 (187)	208 (178)	332 (274)
捜査共助等の要請を受託した件数	62 (49)	70 (46)	79 (67)	54 (45)	94 (83)	64 (61)	81 (74)	113 (93)	70 (56)	88 (77)

注　1　法務省刑事局及び警察庁刑事局の資料による。
　　2　「捜査共助等を要請した件数」欄の上段は検察庁の依頼によるもの、下段は警察等の依頼によるもの（警察が依頼した捜査共助の要請件数並びに特別司法警察職員が所属する行政庁及び裁判所が法務省刑事局を経由して依頼した捜査共助等の要請件数）である。
　　3　（　）内は、当該年に発効し、又は既に発効している刑事共助条約又は協定の締約国・地域との間における共助の要請・受託の件数で、内数である。

2 司法共助

司法共助とは、我が国と外国との間で、裁判所の嘱託に基づいて、裁判関係書類の送達や証拠調べに関して協力することをいい、我が国の裁判所が外国の裁判所に対して協力する場合は、外国裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法（明治38年法律第63号）に基づいてなされる。令和５年（2023年）において、

我が国の裁判所から外国の裁判所に対する刑事司法共助の嘱託は、書類の送達が１件、在外領事等に対する刑事司法共助の嘱託はなく、外国の裁判所から我が国の裁判所に対する刑事司法共助の嘱託は、書類の送達が18件、証拠調べが１件であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

3 刑事警察に関する国際協力

国際刑事警察機構（ICPO：International Criminal Police Organization）は、加盟警察機関間での迅速かつ確実な情報交換を行うための独自の通信網を運用するほか、指紋、DNA、国外逃亡被疑者・国際犯罪者、紛失・盗難旅券、盗難車両等の各種データベースを整備し、国際的なデータバンクとしての機能を果たしている。また、ICPO の枠組みで発展してきた各種の国際手配制度を通じ、被手配者である国外逃亡被疑者等の所在発見を求めたり（青手配書）、被手配者の犯罪行為につき警告を発し、各国警察に注意を促す（緑手配書）など、全加盟警察機関の組織力を活用して犯罪防止活動や捜査の進展を図っている。

ICPO 経由での国際協力件数の推移（最近10年間）は、**2-6-3-2表**のとおりである。

2-6-3-2表　ICPO 経由の国際協力件数の推移

（平成26年～令和５年）

①　ICPO ルートによる捜査協力件数

区　　分	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
捜査協力を要請した件数	371	318	294	327	445	424	385	414	472	749
捜査協力の要請を受けた件数	3,021	1,993	1,698	1,815	1,693	1,545	1,277	1,181	981	956

②　ICPO を通じた国際手配書の受理数

区　　分	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
国際手配書の受理数	17,432	19,513	20,926	21,562	21,179	21,140	18,687	18,357	19,184	19,368

注　警察庁刑事局の資料による。

第４節 ■ 矯正・更生保護分野における国際協力

1 国際受刑者移送

我が国は、外国の刑務所等で拘禁されている者等をその本国に移送してその刑の執行の共助を行うため、平成15年（2003年）に多国間条約である**刑を言い渡された者の移送に関する条約**に加入したほか、タイ王国（平成22年（2010年）発効）、ブラジル連邦共和国（平成28年（2016年）発効）、イラン・イスラム共和国（平成28年（2016年）発効）及びベトナム社会主義共和国（令和２年（2020年）発効）との間で二国間条約を締結している。我が国は、これらの条約の下、締約国との間で、**国際受刑者移送法**（平成14年法律第66号）に基づき、受刑者移送を行っている。

令和５年（2023年）における我が国からの送出移送人員（執行国別、罪名別）は、**2-6-4-1表**のとおりである。なお、同年における我が国への受入移送は１人であった（法務省矯正局の資料による。）。令和２年（2020年）には、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置（検疫の強化等）、航空旅客便の減便等の影響により、外国の官憲への引渡しが困難となり、送出移送人員が前年より大幅に減少したものの、水際対策の緩和、関係省庁等との連携強化により、令和３年（2021年）には14人、令和４年（2022年）には27人、令和５年（2023年）には31人の引渡しを実施した。

2-6-4-1表 受刑者送出移送人員（執行国別、罪名別）

（令和５年）

執行国	人員	過失運転致死傷	強盗致死	麻薬特例法	麻薬取締法	大麻取締法	覚醒剤取締法	関税法
総数	31	1	1	2	7	1	23	29
韓国	2	−	−	2	−	−	2	2
トルコ	1	−	−	−	−	−	1	1
英国	4	−	−	−	1	−	3	4
イタリア	1	−	−	−	−	−	1	1
オーストリア	1	−	−	−	−	−	1	1
オランダ	1	−	−	−	−	−	1	1
スペイン	4	−	−	−	1	−	3	4
ドイツ	4	−	−	−	1	−	3	4
フランス	2	−	−	−	1	1	−	2
リトアニア	1	−	−	−	−	−	1	1
ルーマニア	1	−	−	−	−	−	1	1
米国	6	1	−	−	1	−	4	5
カナダ	2	−	−	−	1	−	1	2
ブラジル	1	−	1	−	1	−	1	−

注　1　法務省矯正局の資料による。
　　2　１人の受刑者につき複数罪名ある場合には、それぞれの罪名に計上している。

2 矯正・更生保護に関する国際会議

（1）アジア太平洋矯正局長等会議

アジア太平洋矯正局長等会議（**APCCA**：Asian and Pacific Conference of Correctional Administrators）は、アジア太平洋地域の矯正行政の責任者等が、意見交換及び情報共有を行う国際会議である。我が国は、過去３回（昭和57年（1982年）、平成７年（1995年）及び平成23年（2011年））にわたり会議を主催している。令和２年（2020年）及び令和３年（2021年）は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により開催されなかった。令和４年（2022年）は、シンガポールにおいて、APCCA としては初めてオンライン会議システムを用いた方法により開催されたが、令和５年（2023年）は、ベトナムにおいて、対面方式で開催された。令和６年（2024年）の開催地は、香港である。

（2）世界保護観察会議等

世界保護観察会議は、社会内処遇の発展や国際ネットワークの拡大を期して、世界各国の実務家や研究者等が意見交換等を行う会議である。我が国は、平成29年（2017年）に会議を主催した。第６回会議は、令和６年（2024年）、オランダで開催され、そのプログラムの一つとして我が国が中心となって開催された第２回世界保護司会議において、更生保護に関わる地域ボランティアの取組に対する認知の向上と国際的なネットワークの促進を図ることを目的として、同会議開催日である４月17日を「国際更生保護ボランティアの日」とする宣言が採択された。また、令和５年（2023年）、第１回アジア太平洋保護観察会議（APPC：Asian and Pacific Probation Conference）が韓国で開催された。この会議は、アジア太平洋地域での社会内処遇の当局間の情報交換と相互交流を目的とするものである。

第5節 ■ 刑事司法分野における国際研修・法制度整備支援等

1 国連アジア極東犯罪防止研修所における協力

国連アジア極東犯罪防止研修所（**UNAFEI**：United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders）は、日本国政府と国連の協定に基づき、昭和37年（1962年）に設置された国連の地域研修所で、現在では、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）を中核とする**国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関**（**PNI**）の一つであり、法務総合研究所国際連合研修協力部により運営されている。

UNAFEI は、刑事司法分野における研修、研究及び調査を実施することにより、世界各国の刑事司法の健全な発展と相互協力の強化に努めており、その活動は「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals)」の実現に寄与している。

UNAFEI は、その主要な活動として、世界中の開発途上国の警察官、検察官、裁判官、矯正職員、保護観察官等を対象とした国際研修を毎年実施している。具体的には、刑事司法や犯罪者処遇分野の実務家を対象とした国際研修、政策形成に関与する高官を対象とした国際高官セミナー及び汚職犯罪対策に特化した「汚職防止刑事司法支援研修」である。また、世界各国や国連等の要請を受け、特定の地域や国を対象とする研修や共同研究等も行っており、仏語圏アフリカ諸国を対象とした刑事司法研修及びカンボジア、ネパール、東ティモール、フィリピン、ベトナム等の刑事司法関係機関を対象とした研修・共同研究等を実施している。これらの研修に加え、UNAFEI は、令和５年（2023年）７月に開催された日 ASEAN 特別法務大臣会合において採択された共同声明に基づく新たな取組として、令和６年度（2024年度）から、ASEAN 各国及び東ティモールの刑事司法実務家を対象とし、捜査共助、犯罪者処遇等を主たるテーマとした「日 ASEAN 刑事司法セミナー」を開始する予定である。

これまで、UNAFEI の研修には、日本を含めて144の国・地域から、6,500人以上の刑事司法関係者（日本人を含む。）が参加している（令和６年（2024年）３月現在)。

また、UNAFEI は、PNI の一員として、毎回国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）や国連犯罪防止刑事司法会議（コングレス）に出席するとともに、他の PNI とも緊密な連携を取りながら、犯罪防止や刑事司法に関する国連の政策の立案・実施に協力しており、令和４年度（2022年度）には、再犯防止のための PNI 専門家会合を主催した。

UNAFEI は、京都コングレスにおいて採択された京都宣言の内容、特に再犯防止施策の推進に向けた取組を積極的に実施しており、その一環として、再犯防止に関する国連準則策定に向けた国連主催の専門家会合にも出席した。

2 法制度整備支援

我が国による法制度整備支援は、その多くが政府開発援助（ODA）の枠組みで、法務省、外務省、最高裁判所、**独立行政法人国際協力機構**（**JICA**）や学識経験者等の関係者の協力により行われてきた。法務省は、平成13年（2001年)、これを所管する部署として法務総合研究所内に**国際協力部**（**ICD**：International Cooperation Department）を設置し、JICA プロジェクトへの専門家派遣、現地セミナーや支援対象国関係者の本邦における研修等の実施を通じ、支援対象国の実情を踏まえ、基本法令の起草、法律実務の運用改善、法律実務家の人材育成等の支援活動を活発に展開している。

我が国は、平成６年（1994年）にベトナムに対する支援を開始して以来、カンボジア、ラオス、インドネシア、ウズベキスタン、モンゴル、中国、東ティモール、ネパール、ミャンマー、バングラデシュ等のアジア諸国に対して支援を行ってきている。支援に係る法律分野は、民商事法分野を中心としているが、近時は支援対象国の要請に基づいて刑事法分野及び行政法分野の支援も行っており、支援は多様化している。

近年、法務総合研究所は、ラオス国立司法研修所（平成30年（2018年）12月）、ウズベキスタン最高検察庁アカデミー（令和元年（2019年）７月。現「法執行アカデミー」）、カンボジア王立司法学院（令和２年（2020年）１月）、モンゴル国立法律研究所（令和３年（2021年）８月）等、複数国の研究機関等との間で協力覚書を交換しており、ICD が中心となり、同覚書に基づく共同研究活動を積極的に実施している。また、共通の課題について複数国で共に学ぶという視点から、ICD が法務総合研究所研究部と協力し、令和５年（2023年）３月には、モンゴルとウズベキスタンを対象とした司法統計を題材とする共同研究を実施した。

これらの活動に加え、令和５年（2023年）７月に開催された司法外交閣僚フォーラムの特別イベントとして、法務総合研究所は、ICD が中心となり、「ビジネスに関連する人権の保護と今後の法制度整備支援」と題する公開シンポジウムを開催したほか、同フォーラムの一つである日 ASEAN 特別法務大臣会合において採択された共同声明に基づく新たな取組として、令和６年度（2024年度）、ASEAN 諸国等から留学している法律実務家等を対象とした共同研究事業を実施した。

3　矯正建築分野における協力

アジア矯正建築会議（ACCFA：Asian Conference of Correctional Facilities Architects and Planners）は、アジア諸国における矯正建築分野での最新技術の情報共有や技術協力を図ることを目的として、平成24年（2012年）に東京で開催された第１回会議以降、アジア各国で継続的に開催されており、我が国は、法務省大臣官房施設課において、会議の設立及びその後の会議運営について中心的・主導的な役割を果たしている。

令和元年（2019年）10月から11月にかけて再び東京で開催された第８回会議には、13か国及び国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）等４機関が参加し、矯正施設整備における設計者、企画者及び利用者の協働、矯正施設が処遇プログラムの遂行に果たす役割、矯正施設の維持管理等のための持続可能な環境の実現、矯正施設の特殊性に対応する技術等について議論がなされた。第９回会議はタイで開催予定である。

少年院における修学支援（模擬）の様子
【写真提供：法務省矯正局】

第3編　少年非行の動向と非行少年の処遇

第1章　少年非行の動向
第2章　非行少年の処遇
第3章　少年の刑事手続

第1章　少年非行の動向

この編において、非行少年とは、家庭裁判所の審判に付すべき少年、すなわち、①犯罪少年、②触法少年及び③ぐ犯少年をいう（少年法３条１項）。

第1節 ■ 少年による刑法犯

1 検挙人員

少年による刑法犯、危険運転致死傷及び過失運転致死傷等の検挙人員（触法少年の補導人員を含む。特に断らない限り、以下この節において同じ。）並びに人口比の推移（昭和21年以降）は、3-1-1-1図①のとおりである（CD-ROM 資料3-1参照）。少年による刑法犯、危険運転致死傷及び過失運転致死傷等の検挙人員の推移には、昭和期において、26年の16万6,433人をピークとする第一の波、39年の23万8,830人をピークとする第二の波、58年の31万7,438人をピークとする第三の波という三つの大きな波が見られる。平成期においては、８年から10年及び13年から15年にそれぞれ一時的な増加があったものの、全体としては減少傾向にあり、24年以降戦後最少を記録し続けていた。令和に入ってからも戦後最少を更新し続けていたが、４年から増加に転じ、５年は３万4,768人（前年比16.3％増）であった。

3-1-1-1図②は、少年による刑法犯の検挙人員及び人口比の推移（昭和41年以降）を20歳以上の者と比較して見たものである。少年による刑法犯の検挙人員は、平成16年以降、減少し続けていたが、令和４年から増加に転じ、５年は２万6,206人（前年比25.3％増）であった。少年の人口比についても、５年は前年に引き続き上昇し、244.0（同50.7pt 上昇）であったが、全体としては低下傾向が見られ、最も高かった昭和56年（1,432.2）の約６分の１になっている。20歳以上の者の人口比と比較すると依然として約1.6倍と高く、平成22年以降縮小し続けていた差が、令和４年から２年連続拡大した。

3-1-1-1図　少年による刑法犯等 検挙人員・人口比の推移

① 刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等

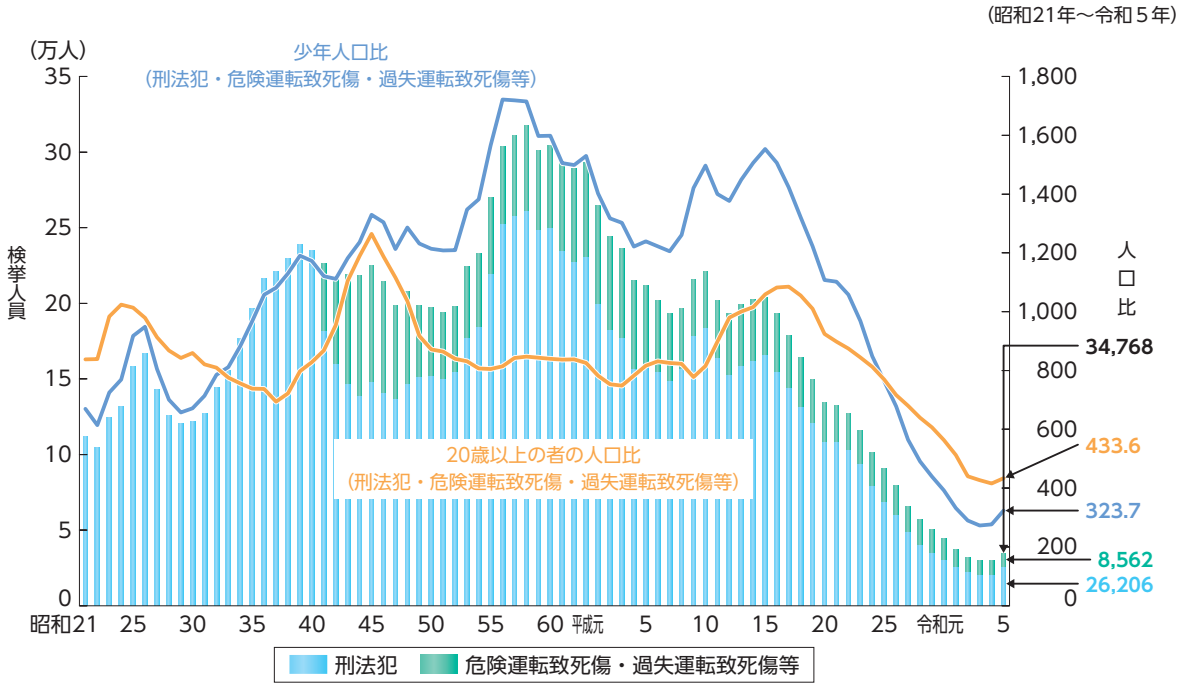

② 刑法犯

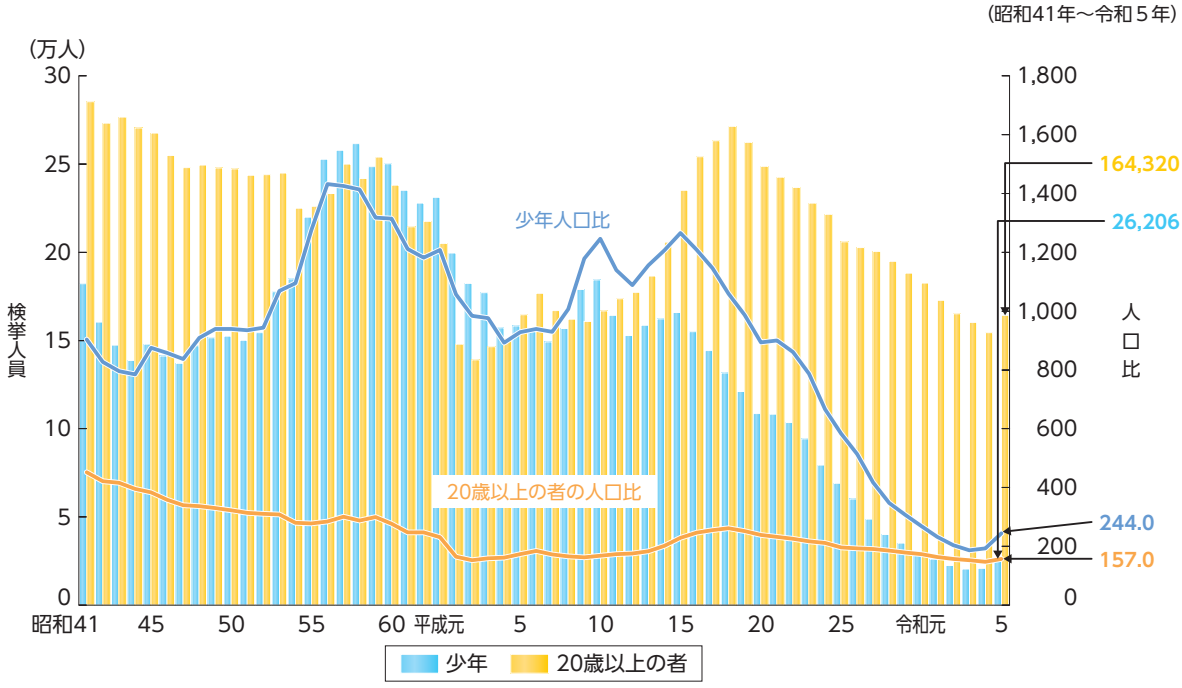

注　1　警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
　　2　犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者は、20歳以上の者として計上している。
　　3　触法少年の補導人員を含む。
　　4　「少年人口比」は、10歳以上の少年10万人当たりの、「20歳以上の者の人口比」は、20歳以上の者10万人当たりの、それぞれの検挙人員である。
　　5　①において、昭和40年以前は、道路上の交通事故に係らない業務上（重）過失致死傷はもとより、道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷についても、「刑法犯」に含めて計上している。
　　6　①において、昭和45年以降は、過失運転致死傷等による触法少年を除く。

2 属性による動向

（1）年齢層別動向

ア 年齢層別検挙人員・人口比の推移

少年による刑法犯の検挙人員及び人口比の推移（昭和41年以降）を年齢層別に見ると、3-1-1-2図のとおりである（CD-ROM 資料3-2参照）。昭和46年から平成27年までは14・15歳の人口比が最も高かったが、28年以降は16・17歳の人口比が最も高い状況が続いている。

3-1-1-2図 少年による刑法犯 検挙人員・人口比の推移（年齢層別）

（昭和41年～令和５年）

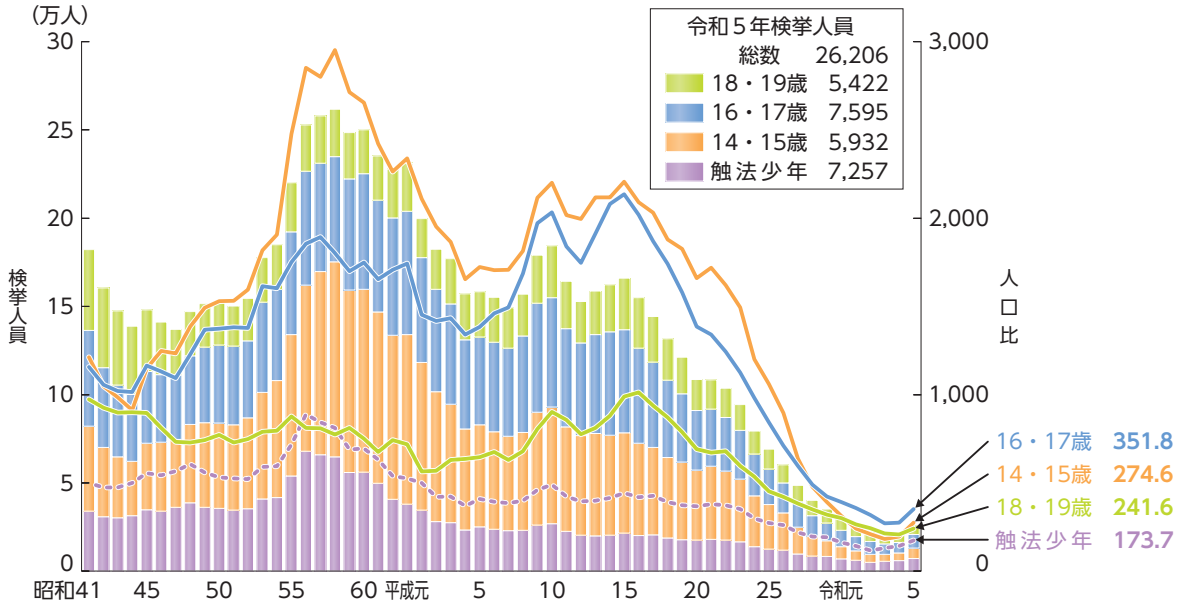

注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
3 検挙人員中の「触法少年」は、補導人員である。
4 「人口比」は、各年齢層の少年10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員である。なお、触法少年の人口比算出に用いた人口は、10歳以上14歳未満の人口である。

イ 非行少年率

3-1-1-3図は、少年の成長に伴う非行率の変化を知るために、出生年（推計）が昭和56年から平成16年までの者について、６年ごとに世代を区分し、各世代について、12歳から19歳までの各年齢時における**非行少年率**（各年齢の者10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員をいう。以下この項において同じ。）の推移を見たものである。昭和56年～61年生まれの世代は、ピークが16歳の2,359.3となっている。昭和62年～平成４年生まれの世代は、ピークは15歳になり、2,227.2に低下している。平成５年～10年生まれの世代は、ピークが14歳になり、1,518.2に低下している。平成11年～16年生まれの世代も、ピークが14歳であるが、更に下がり、603.4に低下している。同世代の非行少年率は、12歳から19歳までの各年齢時において、全世代の中で一貫して最も低い。

3-1-1-3図　少年による刑法犯 非行少年率の推移

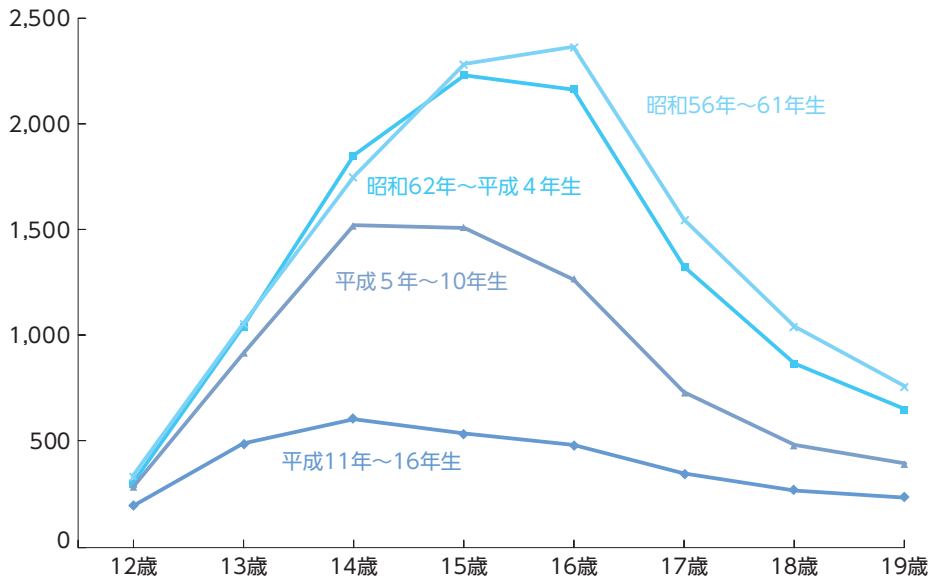

注　1　警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
　　2　犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
　　3　「非行少年率」は、各世代について、当時における各年齢の者10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員をいう。

（２）男女別動向

3-1-1-4図は、犯罪少年による刑法犯の検挙人員及び人口比の推移（昭和41年以降）を男女別に見たものである（なお、20歳以上の女性と少年女子の検挙人員及び女性比の推移は、4-7-1-1図参照）。

女子比は、平成20年以降低下し続けていたが、29年からは緩やかな上昇傾向にあり、令和５年は14.8％（前年比0.1pt 上昇）であった（CD-ROM 参照）。

3-1-1-4図　少年による刑法犯 検挙人員・人口比の推移（男女別）

（昭和41年～令和５年）

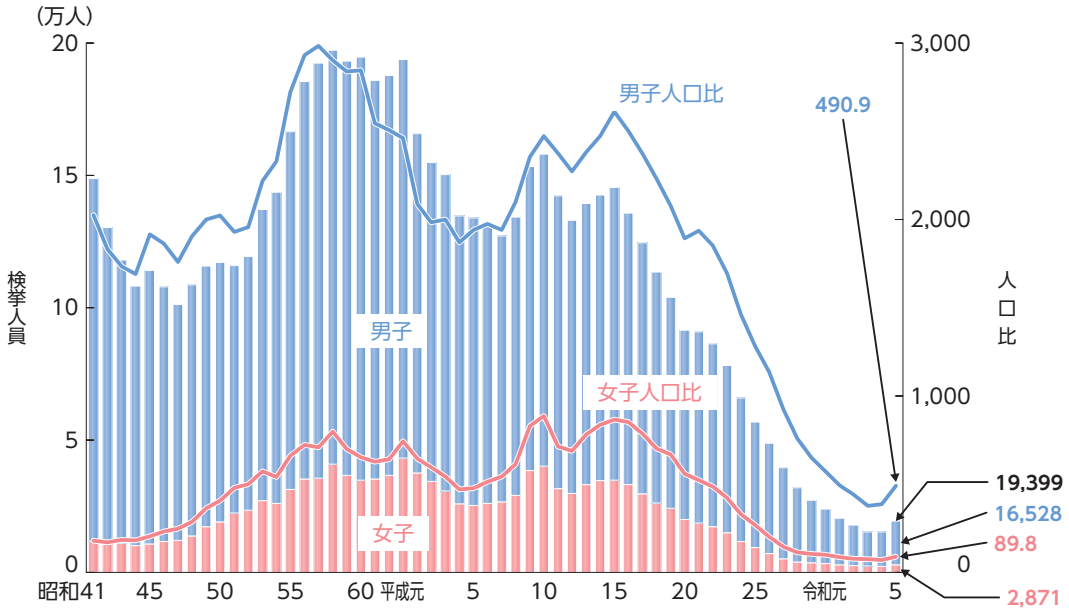

注　1　警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
　　2　犯行時の年齢による。
　　3　触法少年の補導人員を含まない。
　　4　「男子人口比」は、14歳以上の男子少年10万人当たりの、「女子人口比」は、14歳以上の女子少年10万人当たりの、それぞれの刑法犯検挙人員である。

（3）就学・就労状況

令和５年における犯罪少年による刑法犯の検挙人員の就学・就労状況別構成比を見ると、3-1-1-5図のとおりである。

3-1-1-5図 少年による刑法犯 検挙人員の就学・就労状況別構成比

（令和５年）

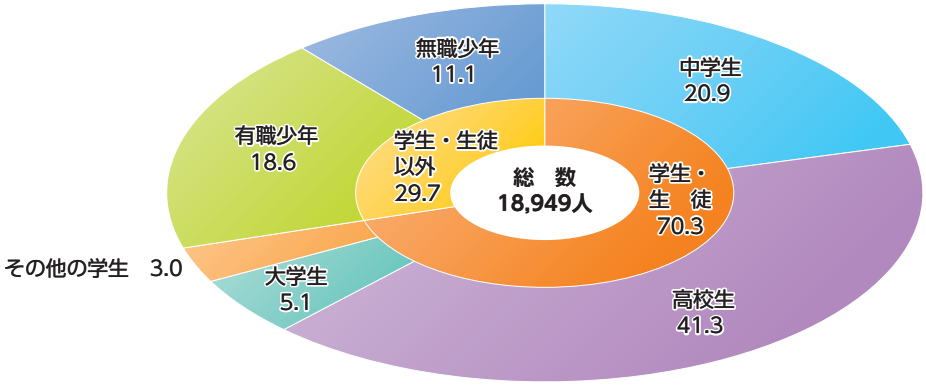

注　1　警察庁の統計による。
　　2　犯行時の就学・就労状況による。
　　3　犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
　　4　触法少年の補導人員を含まない。

3 罪名別動向

令和５年における少年による刑法犯の検挙人員（男女別）及び少年比を罪名別に見ると、3-1-1-6表のとおりである（CD-ROM 資料3-3、3-4及び3-5参照）。

なお、特殊詐欺（第１編第１章第２節３項（４）参照）による少年の検挙人員について見ると、令和５年は431人（前年比42人（8.9％）減）であり、特殊詐欺による検挙人員全体の17.6％を占めている（警察庁刑事局の資料による。）。

3-1-1-6表 少年による刑法犯 検挙人員・少年比（罪名別、男女別）

（令和５年）

罪　名	総　数		男　子	女　子	女子比	少年比
総　数	26,656	(100.0)	22,362	4,294	16.1	14.0
殺　人	52	(0.2)	34	18	34.6	6.4
強　盗	344	(1.3)	319	25	7.3	21.4
放　火	80	(0.3)	57	23	28.8	13.1
不同意性交等	216	(0.8)	215	1	0.5	11.4
暴　行	1,694	(6.4)	1,524	170	10.0	6.5
傷　害	2,573	(9.7)	2,328	245	9.5	12.6
恐　喝	459	(1.7)	407	52	11.3	32.7
窃　盗	14,159	(53.1)	11,184	2,975	21.0	15.8
詐　欺	884	(3.3)	679	205	23.2	9.0
横　領	1,697	(6.4)	1,536	161	9.5	16.5
遺失物等横領	1,671	(6.3)	1,518	153	9.2	18.3
不同意わいせつ	531	(2.0)	523	8	1.5	13.4
住居侵入	1,094	(4.1)	1,008	86	7.9	29.1
器物損壊	1,063	(4.0)	952	111	10.4	20.4
その他	1,810	(6.8)	1,596	214	11.8	12.1

注　1　警察庁の統計による。
　　2　犯行時の年齢による。
　　3　触法少年の補導人員を含む。
　　4　「遺失物等横領」は、横領の内数である。
　　5　（　）内は、構成比である。

4 共犯事件

令和５年における刑法犯の検挙事件（触法少年の補導件数を含まない。また、捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。）のうち、少年のみによる事件（少年の単独犯又は少年のみの共犯による事件）での共犯率（共犯による事件数（共犯事件であるものの、共犯者の人数が明らかでないものを含む。）の占める比率をいう。）・共犯者数別構成比を主な罪名別に見ると、3-1-1-7図のとおりである。総数では、少年のみによる事件での共犯率は25.1％であり、20歳以上の者のみによる事件（20歳以上の者の単独犯又は20歳以上の者のみの共犯による事件）での共犯率（12.4％）と比べて高い（CD-ROM 参照）。

3-1-1-7図 少年のみによる刑法犯 検挙事件の共犯率・共犯者数別構成比（罪名別）

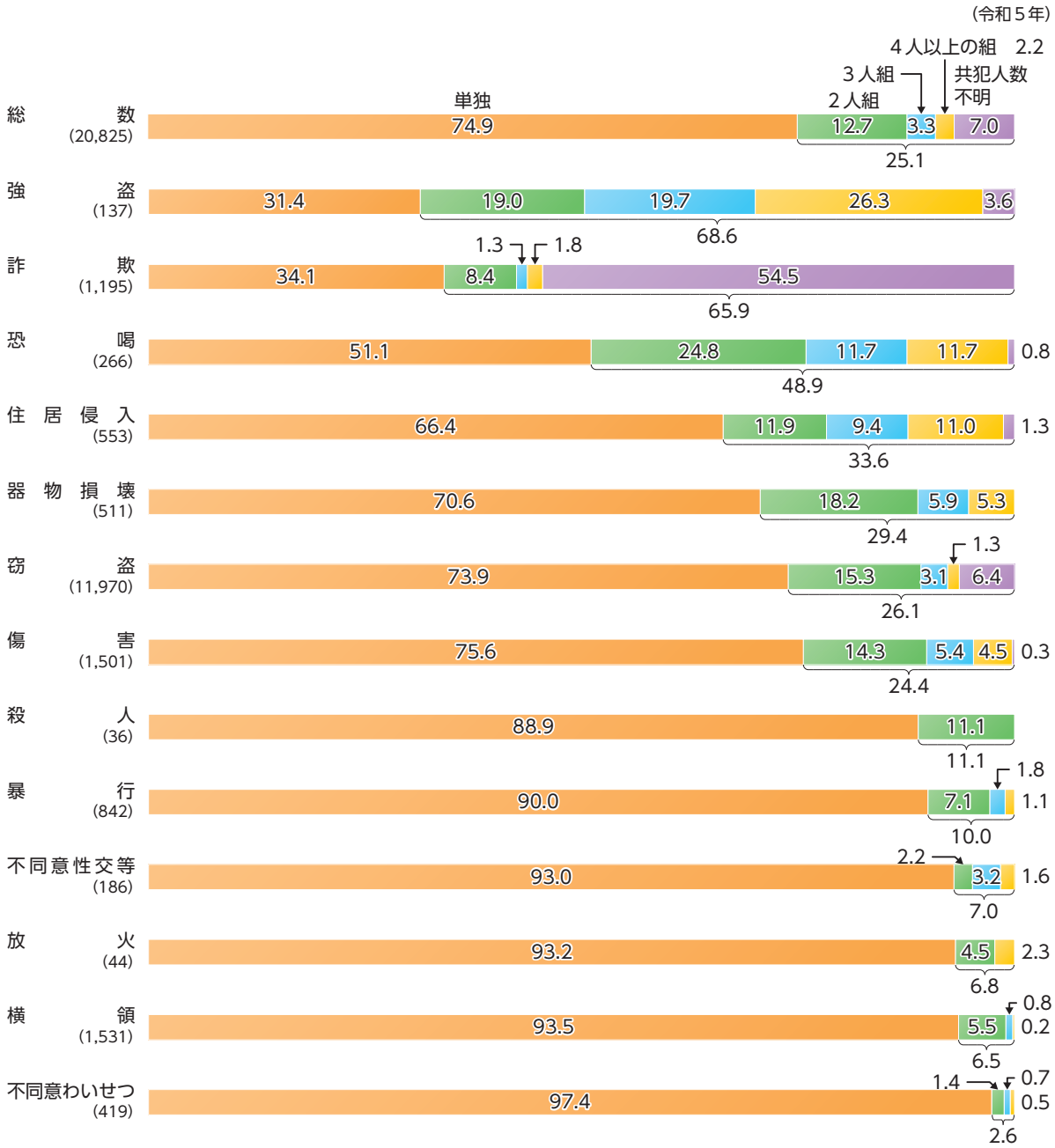

注　1　警察庁の統計による。
　　2　検挙時の年齢による。
　　3　触法少年の補導件数を含まない。
　　4　捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
　　5　「共犯人数不明」は、共犯事件であるものの、共犯者の人数が明らかでないものを計上している。
　　6　「横領」は、遺失物等横領を含む。
　　7　（　）内は、件数である。

第2節 ■ 少年による特別法犯

1 検挙人員

犯罪少年による特別法犯（平成15年までは交通関係４法令違反（昭和36年までは道路交通取締法（昭和22年法律第130号）違反を含む。）を除き、平成16年以降は交通法令違反を除く。以下この項において同じ。）の検挙人員の推移（昭和31年以降）は、3-1-2-1図のとおりである（罪名別検挙人員については、CD-ROM 資料3-6参照）。その総数は、38年（１万8,967人）と58年（３万9,062人）をピークとする大きな波が見られた後、平成３年から18年にかけて大きく減少した。19年に増加に転じ、24年から再び減少し続けたが、令和元年以降は増減し、５年は5,033人（前年比8.5％増）であった。罪名別に見ると、薬物犯罪（覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び毒劇法の各違反をいう。以下この節において同じ。）の人員は、昭和57年（３万2,129人）をピークとする大きな波が見られた後、平成26年（190人）を底として増加傾向にあり、令和５年は1,401人（前年比33.4％増）であった。

3-1-2-1図 少年による特別法犯 検挙人員の推移

（昭和31年～令和５年）

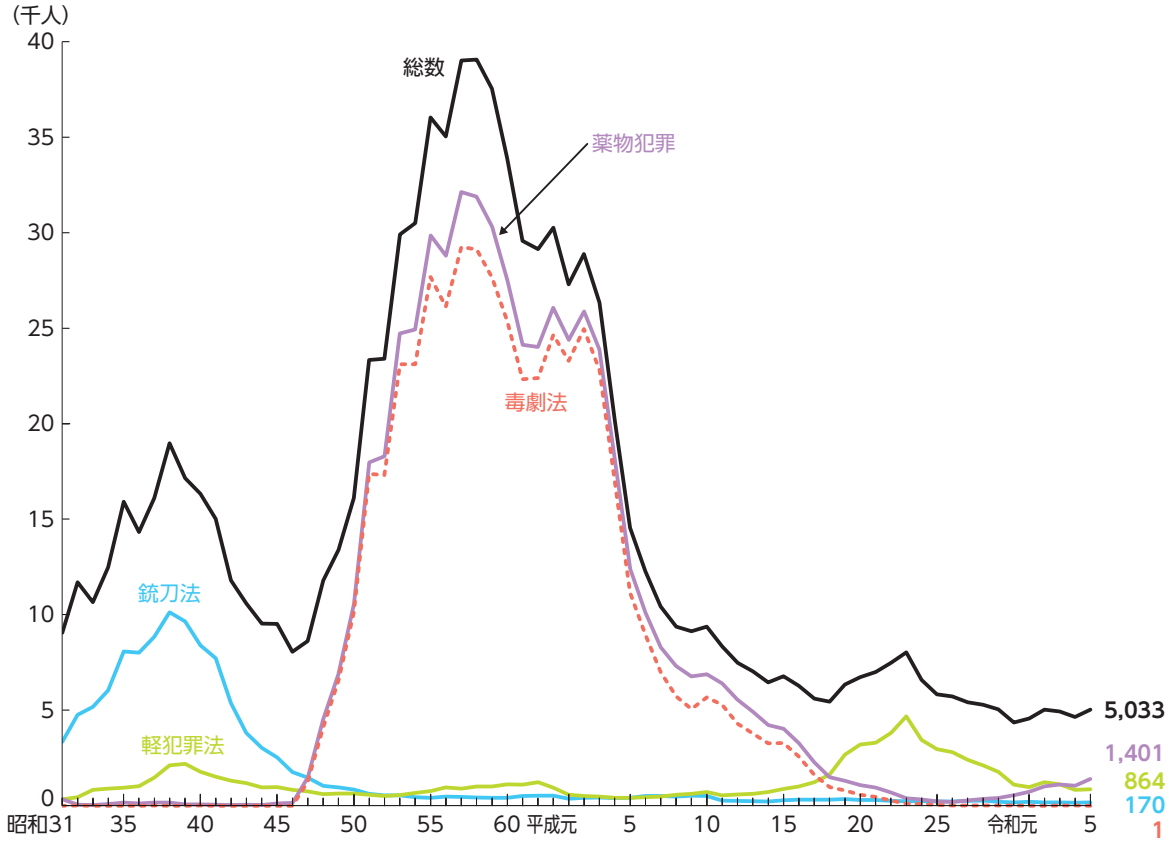

注　1　警察庁の統計による。
　　2　犯行時の年齢による。
　　3　触法少年を含まない。
　　4　「薬物犯罪」は、覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び毒劇法の各違反をいう。
　　5　平成15年までは交通関係４法令違反（昭和36年までは道路交通取締法違反を含む。）を除き、平成16年以降は交通法令違反を除く。

令和５年における犯罪少年による特別法犯の検挙人員の罪名別構成比は、3-1-2-2図のとおりである。平成18年から令和３年までは軽犯罪法違反が最も多く（CD-ROM 資料3-6参照）、４年は児童買春・児童ポルノ禁止法違反が最も多かったが、５年は大麻取締法違反が最も多く、次いで、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、軽犯罪法違反の順であった。

3-1-2-2図　少年による特別法犯 検挙人員の罪名別構成比

（令和５年）

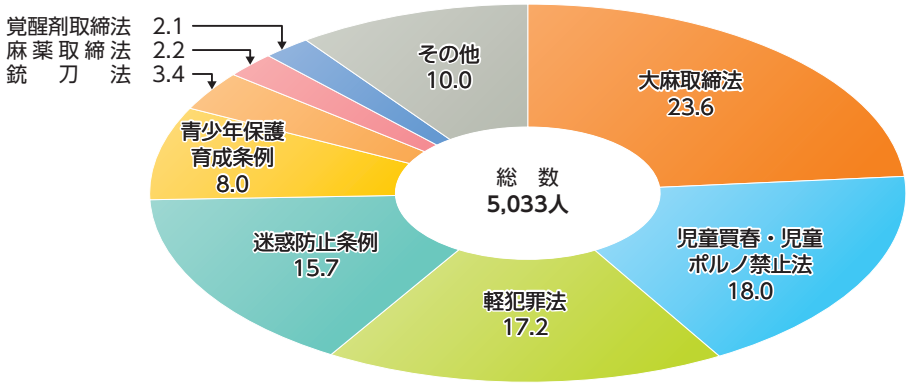

注　1　警察庁の統計による。
　　2　犯行時の年齢による。
　　3　触法少年を含まない。
　　4　交通法令違反を除く。

2　薬物犯罪

犯罪少年の薬物犯罪においては、昭和47年に毒劇法が改正されてシンナーの乱用行為等が犯罪とされた後、同法違反が圧倒的多数を占め、その検挙人員は、57年にピーク（２万9,254人）を迎え、その後は大きく減少し、令和５年は１人であった（3-1-2-1図及び CD-ROM 資料3-6参照）。

犯罪少年による覚醒剤取締法、大麻取締法及び麻薬取締法の各違反の検挙人員の推移（昭和50年以降）は、3-1-2-3図のとおりである。覚醒剤取締法違反は、57年（2,750人）及び平成９年（1,596人）をピークとする波が見られた後、大きく減少し、27年からはおおむね横ばいであり、令和５年は104人（前年比１人増）であった。大麻取締法違反は、平成６年（297人）をピークとする波が見られた後、増減を繰り返していたが、26年から令和３年までは増加し続け、平成27年以降は薬物犯罪の中で最多であり、令和５年は1,187人（同303人（34.3％）増）であった。麻薬取締法違反は、昭和50年以降、おおむね横ばいないしわずかな増減を繰り返していたが、令和５年は109人（同52人増）と前年の約２倍に増加し、昭和50年以降では最多であった。

3-1-2-3図 少年による覚醒剤取締法違反等 検挙人員の推移（罪名別）

（昭和50年～令和５年）

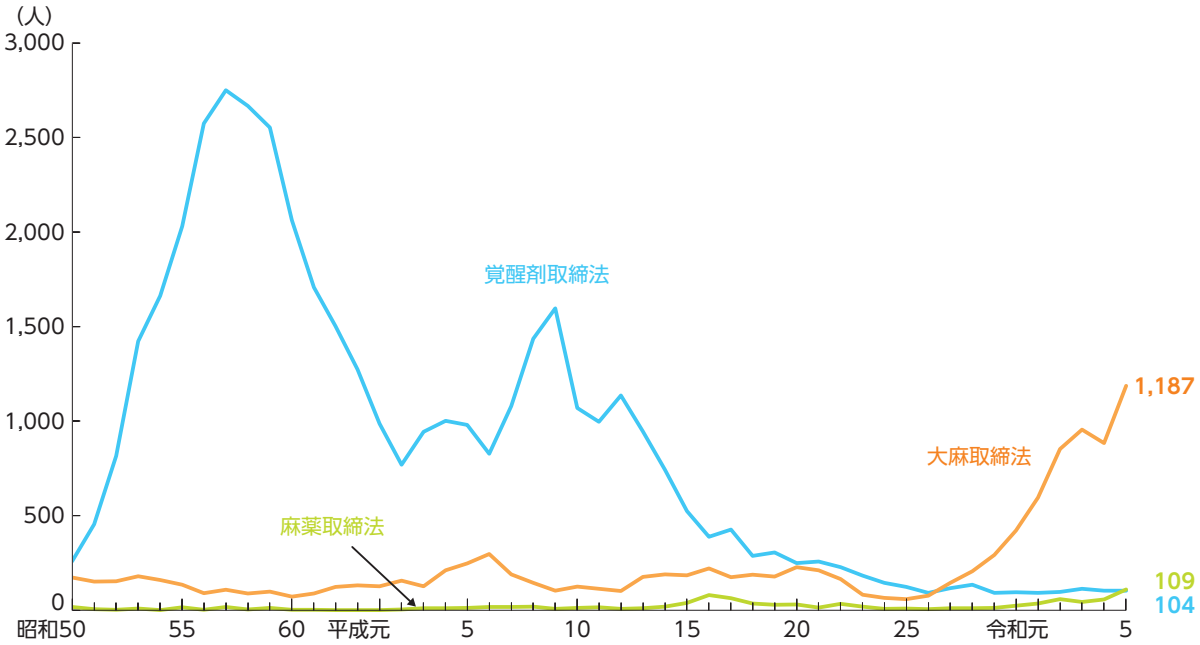

注　1　警察庁の統計による。
　　2　犯行時の年齢による。
　　3　触法少年を含まない。

3 交通犯罪

犯罪少年による道路交通法違反の取締件数（軽車両以外の車両等の運転によるものに限る。ただし、教唆・幇助犯は除く。）は、昭和60年に193万8,980件を記録した後、減少傾向が続き、令和５年は９万452件（前年比9.8％減）であった（警察庁交通局の資料による。）。

令和５年における犯罪少年による危険運転致死傷の検挙人員は57人（前年比15人減）であり、そのうち、致死事件の検挙人員は４人（同１人減）であった（警察庁の統計による。）。

暴走族の構成員数及びグループ数の推移（最近20年間）は、3-1-2-4図のとおりであり、平成15年以降いずれも減少傾向にあるが（CD-ROM 参照）、令和５年は少年の構成員数及びグループ数が増加し、それぞれ2,285人（前年比51人増）、111グループ（同12グループ増）であった。

3-1-2-4図 暴走族の構成員数・グループ数の推移

（平成16年～令和５年）

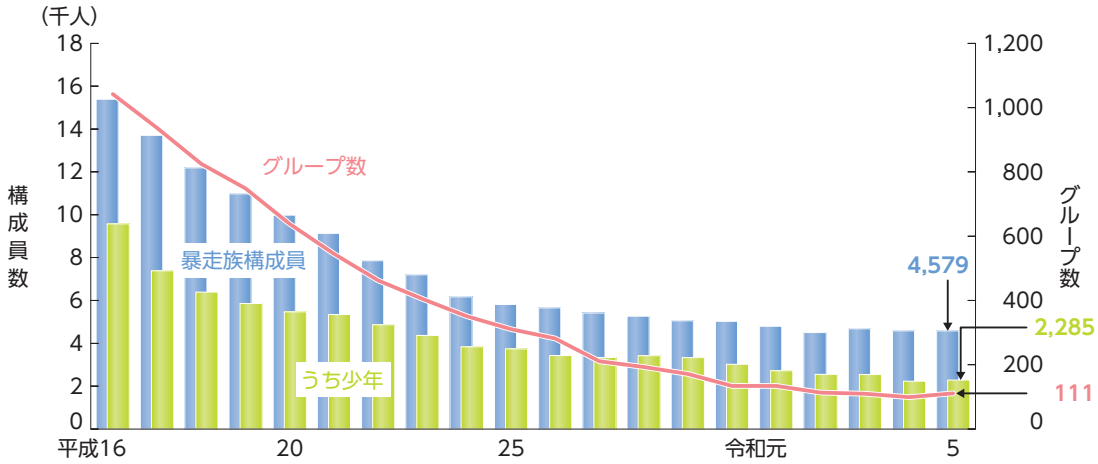

注　1　警察庁交通局の資料による。
　　2　共同危険型暴走族（爆音を伴う暴走等を集団で行う暴走族をいう。）に限る。

第3節 ■ ぐ犯少年

ぐ犯について、家庭裁判所終局処理人員及び女子比の推移（最近20年間）を見ると、3-1-3-1図のとおりである（CD-ROM資料3-7参照）。令和５年におけるぐ犯の家庭裁判所終局処理人員（児童福祉法27条の３に規定する強制的措置許可申請を含み、所在不明等による審判不開始及び不処分を除く。）は106人（前年比33.3％減）、女子比は42.5％であった。なお、令和３年法律第47号による少年法等の一部改正により、４年４月以降、年齢満18歳以上20歳未満の特定少年に係る保護事件について、ぐ犯がその対象から除外されたことに留意が必要である（同改正の詳細につき、本編第２章第１節１及び３項参照）。

3-1-3-1図　ぐ犯の家庭裁判所終局処理人員・女子比の推移

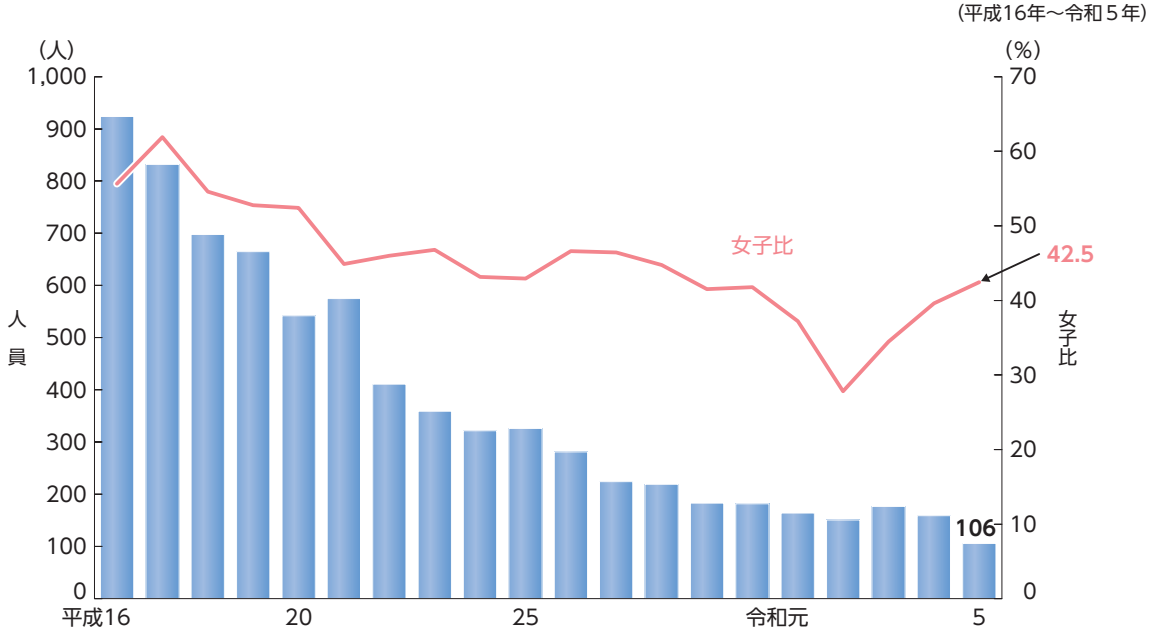

注　1　司法統計年報による。
　　2　児童福祉法27条の３に規定する強制的措置許可申請を含み、所在不明等による審判不開始及び不処分を除く。

令和５年におけるぐ犯の家庭裁判所終局処理総人員について、少年法３条１項３号に規定されるぐ犯事由別に見ると、「保護者の正当な監督に服しない性癖のあること」（同号イ）、「正当の理由がなく家庭に寄り附かないこと」（同号ロ）、「犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に出入すること」（同号ハ）及び「自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること」（同号ニ）のうち、同号イ及びニのみに該当する者が28人で最も多かった。また、行為時の年齢別に見ると、14歳未満の者は13人であった（司法統計年報による。）。

第4節 ■ 不良行為少年

不良行為少年（犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。）の補導人員及び人口比の推移（最近20年間）を見ると、3-1-4-1図のとおりである。令和５年における補導人員は32万1,689人（前年比8.3％増）、人口比は4,901.2（同401.2上昇）であった。

また、令和５年における補導人員を態様別に見ると、深夜はいかい16万5,973人（51.6％）、喫煙９万7,698人（30.4％）の順に多く、この２態様で補導人員総数の約８割を占めた（警察庁生活安全局の資料による。）。

3-1-4-1図 不良行為少年 補導人員・人口比の推移

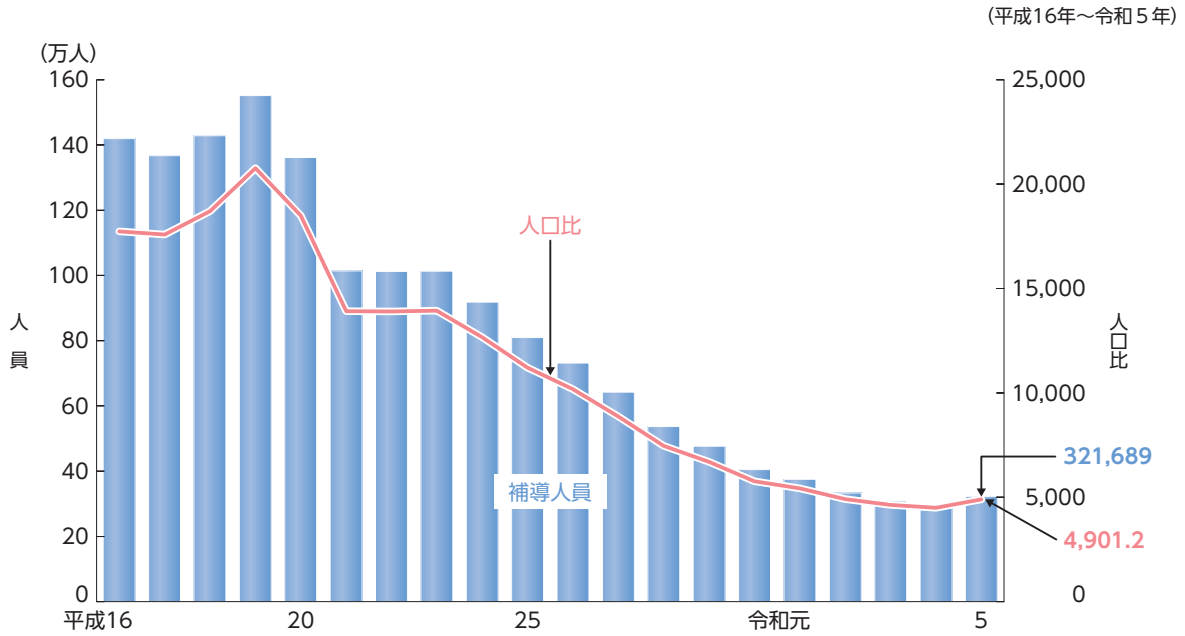

注 1 警察庁生活安全局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
2 「不良行為少年」は、犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。
3 「人口比」は、少年10万人当たりの補導人員である。なお、人口比算出に用いた人口は、14歳以上20歳未満の人口である。

第5節 ■ 家庭と学校における非行

1 家庭内暴力

少年による家庭内暴力事案の認知件数の推移（最近20年間）を就学・就労状況別に見ると、3-1-5-1図のとおりである。認知件数の総数は、平成24年から増加し続け、令和３年は減少したものの、４年から再び増加し、５年は4,744件（前年比4.2％増）であった。特に、近年、小学生が大きく増加しており、３年は減少したものの、５年は975件（同10.7％増）であった。

3-1-5-1図 少年による家庭内暴力 認知件数の推移（就学・就労状況別）

（平成16年～令和５年）

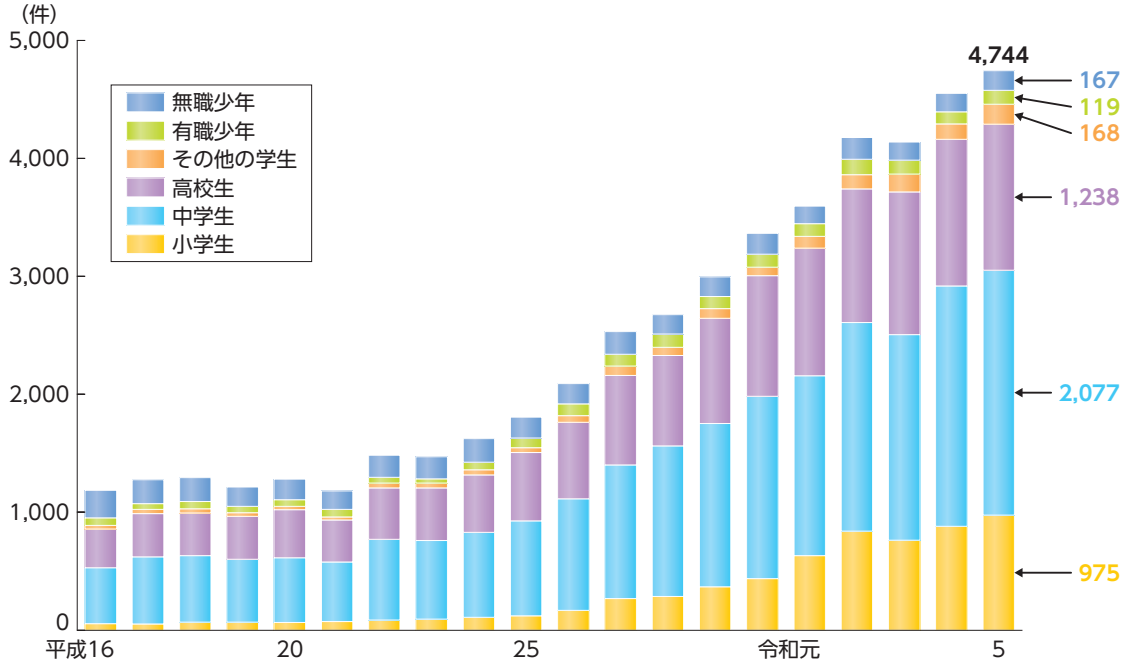

注 1 警察庁生活安全局の資料による。
2 行為時の就学・就労状況による。
3 一つの事案に複数の者が関与している場合は、主たる関与者の就学・就労状況について計上している。
4 「その他の学生」は、大学生、専修学校生等である。

令和５年における家庭内暴力事案の対象を見ると、母親が2,781件と最も多く、次いで、父親640件、兄弟姉妹501件、同居の親族167件の順であり、家財道具等が622件であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

2 校内暴力

校内暴力事件の事件数及び検挙（補導）人員について見ると、事件数は昭和58年に2,125件を、検挙（補導）人員は56年に１万468人を、それぞれ記録した後は大きく減少し、その後の増減を経て、平成26年以降減少し続けていたが、令和３年に増加に転じ、５年は784件（前年比32.2％増）、852人（同34.0％増）であった。検挙（補導）された者の就学状況を見ると、かつては、中学生が圧倒的に多い状況が続いていたが、平成26年以降、中学生の総数に占める構成比が低下し続け、令和５年は、中学生が461人（54.1％）、小学生が267人（31.3％）、高校生が124人（14.6％）であった。中学生の検挙（補導）人員は、平成26年以降減少傾向にあったが、令和５年は増加した。また、小学生の補導人員は、平成24年から増加傾向にあり、28年以降は高校生の検挙人員を上回っている（警察庁生活安全局の資料による。）。

3 いじめ

警察において取り扱ったいじめに起因する事件の事件数及び検挙（補導）人員の推移（最近20年間）を見ると、3-1-5-2図のとおりである。事件数及び検挙（補導）人員は、昭和60年に638件、1,950人を記録して以降、63年の97件、279人まで大きく減少し、平成25年に元年以降のピーク（410件、724人）を迎えた後、令和３年の139件、198人まで減少したが、５年は292件（前年比65.9％増）、404人（同81.2％増）と、前年比でいずれも大きく増加した（CD-ROM 参照）。

3-1-5-2図 いじめに起因する事件 事件数・検挙（補導）人員の推移

（平成16年～令和５年）

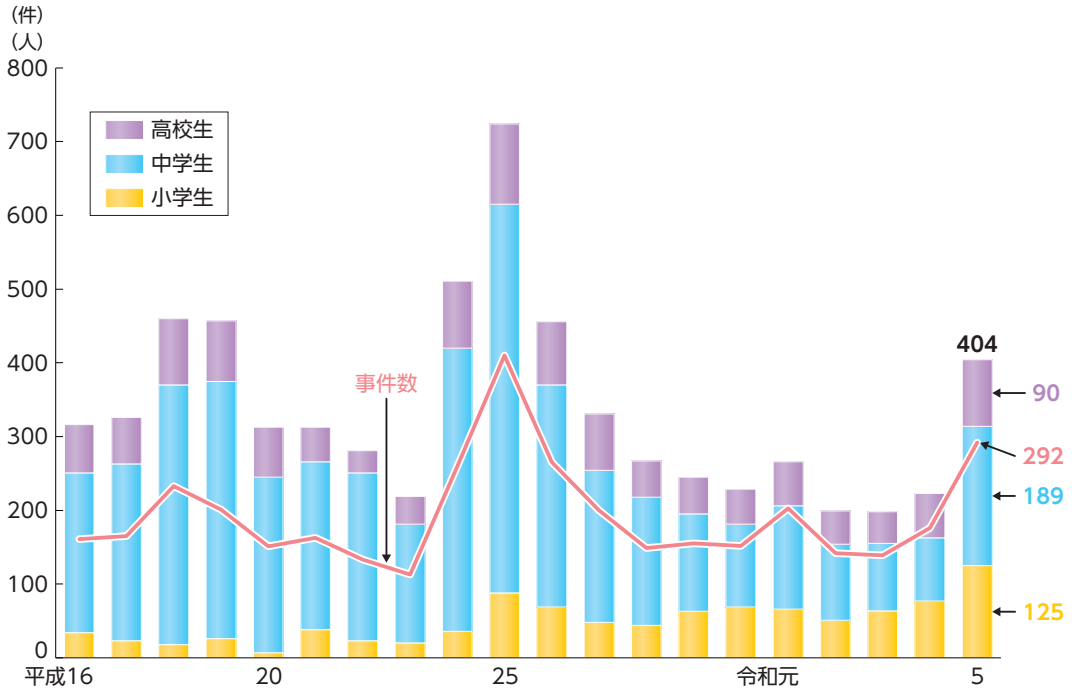

注　1　警察庁生活安全局の資料による。
　　2　「いじめに起因する事件」とは、いじめによる事件及びいじめの仕返しによる事件をいう。

第2章　非行少年の処遇

第1節 ■ 概要

非行少年に対する手続の流れは、3-2-1-1図のとおりである（少年に対する刑事処分に係る手続（同図の緑色部分）については、本編第３章参照）。

3-2-1-1図　非行少年処遇の概要

（令和５年）

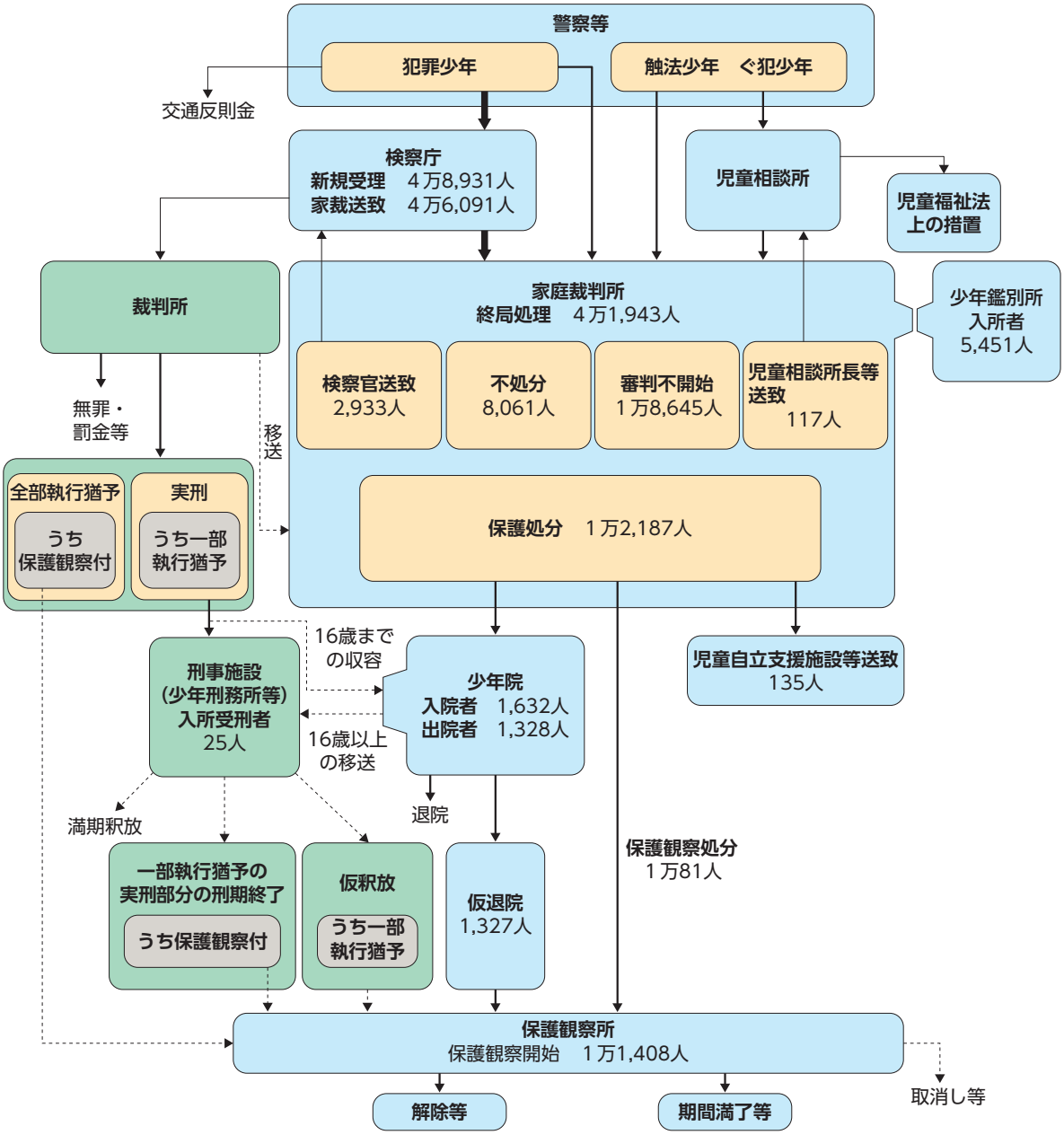

注　1　検察統計年報、司法統計年報、矯正統計年報、少年矯正統計年報及び保護統計年報による。
　　2　「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、１人が２回送致された場合には、２人として計上している。
　　3　「児童相談所長等送致」は、知事・児童相談所長送致である。
　　4　「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
　　5　「出院者」の人員は、出院事由が退院又は仮退院の者に限る。
　　6　「保護観察開始」の人員は、保護観察処分少年及び少年院仮退院者に限る。

1 少年法等の改正について

令和３年５月、**少年法等の一部を改正する法律**（令和３年法律第47号。以下この編において「改正法」という。）が成立し、４年４月から施行された。改正法は、選挙権年齢や成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18・19歳の者が社会において責任ある主体として積極的な役割を果たすことが期待される立場になった一方で、成長途上にあり可塑性を有する存在であることなどに鑑み、18・19歳の者が罪を犯した場合に、その立場に応じた取扱いとするため、少年法を改正し、これらの者を「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる特例を定めるなど、所要の規定を整備したものである。

具体的には、18歳以上の少年を**特定少年**と呼称することとした上で、①家庭裁判所が検察官に送致できる事件に、罰金以下の刑に当たる事件も含め、また、家庭裁判所が原則として検察官に送致しなければならない事件の範囲を拡大し、②保護処分は、犯罪の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内においてしなければならないこととするとともに、ぐ犯をその対象から除外するなどの規定の整備が行われた（本節３項及び４項参照）。また、③特定少年について、刑事事件の特例に関する規定のうち、不定期刑、換刑処分（労役場留置の言渡し）の禁止の規定等を適用しないものとするなどの規定が設けられ（本編第３章第１節１項参照）、さらに、特定少年のときに犯した罪により公訴を提起された場合には、略式手続による場合を除き、記事等の掲載の禁止に関する規定を適用しないこととされた。

また、改正法により、更生保護法が改正され、前記②の保護処分に係る保護観察に付された特定少年を保護観察処分少年（本章第５節２項（１）参照）に加えるなどの規定の整備が行われた。さらに、改正法により、少年院法が改正され、少年院の種類として新たに第５種を追加する（本章第４節３項（１）参照）などの規定の整備が行われた。

2 家庭裁判所送致までの手続の流れ

（１）犯罪少年

警察等は、少年（特定少年を除く。）の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があると思料するときは、交通反則通告制度に基づく反則金の納付があった道路交通法違反を除き、罰金以下の刑に当たる犯罪の被疑事件は家庭裁判所に送致し、それ以外の刑に当たる犯罪の被疑事件は検察官に送致する。検察官は、捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があると思料するとき、又は家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思料するときは、事件を家庭裁判所に送致する。そのため、検察官は、少年が満20歳に達した場合や、犯罪の嫌疑がなく、家庭裁判所の審判に付すべき事由もない場合などを除き、事件を家庭裁判所に送致しなければならない。

他方、特定少年の被疑事件については、警察等は、捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があると思料するときは、罰金以下の刑に当たる犯罪であっても、交通反則通告制度に基づく反則金の納付があった道路交通法違反を除き、検察官に送致する。

（２）触法少年及びぐ犯少年

触法少年及び14歳未満のぐ犯少年については、家庭裁判所は、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り、審判に付することができる。

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（要保護児童）を発見した者は、これを都道府県等の福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならないこととされており、触法少年及び14歳未満のぐ犯少年が要保護児童である場合には、この通告対象となる。都道府県知事又は児童相談所長は、通告を受けた少年について、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めた場合には、家庭裁判所に送致する。

警察官は、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者を発見した場合に、事件の調査をすることができるが、その結果、少年の行為が、一定の重大な罪に係る刑罰法令に触れるものであると

思料する場合等には、事件を児童相談所長に送致しなければならない。都道府県知事又は児童相談所長は、送致を受けた少年のうち一定の重大な罪に係る刑罰法令に触れる行為を行った触法少年については、原則として、家庭裁判所に送致しなければならず、それ以外の少年についても、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めた場合は、家庭裁判所に送致する。

他方、14歳以上のぐ犯少年（特定少年を除く。）を発見した者は、これを家庭裁判所に通告しなければならない。ただし、警察官又は保護者は、ぐ犯少年について、家庭裁判所に送致・通告するよりも、まず児童福祉法（昭和22年法律第164号）による措置に委ねるのが適当であると認めるときは、児童相談所に通告することができる。

3 家庭裁判所における手続の流れ

（1）家庭裁判所の調査

家庭裁判所は、検察官等から事件の送致等を受けたときは、事件について調査しなければならず、家庭裁判所調査官に命じて必要な調査を行わせることができる。

（2）少年鑑別所の鑑別

家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、観護措置の決定により、少年を少年鑑別所に送致する。この場合、少年鑑別所は、送致された少年を収容して、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術に基づいて、収容審判鑑別を行うとともに、必要な観護処遇を行う。

（3）家庭裁判所の審判等

家庭裁判所は、調査の結果に基づき、審判不開始、審判開始等の決定をする。

少年やその保護者等は、付添人を選任することができるが、弁護士以外の者を選任するには、家庭裁判所の許可を要する。

審判は、非公開で行われるが、家庭裁判所は、一定の重大事件の被害者等から審判の傍聴の申出があった場合、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、傍聴を許すことができる（第６編第２章第１節６項参照）。

また、家庭裁判所は、犯罪少年の一定の重大犯罪に係る事件において、その非行事実を認定するための審判の手続に検察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもって、審判に検察官を出席させることができる。家庭裁判所は、この場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、弁護士である付添人（国選付添人）を付さなければならない。

他方、家庭裁判所は、保護処分を決定するため必要があると認めるときは、相当の期間、少年を家庭裁判所調査官に直接観察させる試験観察に付することができる。

家庭裁判所は、審判の結果、保護処分に付することができず、又はその必要がないと認めるときは、不処分の決定をする。他方、調査又は審判の結果、児童福祉法上の措置を相当と認めるときは、事件を都道府県知事又は児童相談所長に送致し、本人が20歳以上であることが判明したときは、事件を検察官に送致する。また、調査又は審判の結果、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致する。ただし、特定少年については、検察官送致決定の対象となる事件は限定されず、罰金刑以下の刑に当たる罪の事件も対象になる。そして、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって犯行時に16歳以上の少年に係るもののほか、死刑又は無期若しくは短期１年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であって犯行時に特定少年に係るもの及び選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼす連座制に係る事件であって犯行時に特定少年に係るものについては、原則として事件を検察官に送致しなければならず（いわゆる**原則逆送**）、送致を受けた検察官は、原則として当該事件を起訴しなければならない。家庭裁判所は、これらの場合以外は、**保護処分**をしなければならず、保護観察、児童自立支援施設・児童養護施設送致（18歳未満の少

年に限る。）又は少年院送致（おおむね12歳以上の少年に限る。）のいずれかの決定を行う。

特定少年に対する保護処分については、特例が設けられている。具体的には、ぐ犯を理由として保護処分をすることができず、保護処分をするときは、犯罪の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において、６月の保護観察、２年の保護観察又は少年院送致のいずれかをしなければならない（罰金以下の刑に当たる罪の事件については、６月の保護観察に限る。）。２年の保護観察においては、保護観察の遵守事項に違反した場合に、一定の要件の下で少年院に収容することができ、その場合に収容することができる期間は、裁判所が、保護観察の決定と同時に、１年以下の範囲内において犯罪の軽重を考慮して定める。また、少年院送致の決定をするときは、その決定と同時に、３年以下の範囲内において犯罪の軽重を考慮して収容する期間を定める。

少年、その法定代理人又は付添人は、保護処分の決定に対し、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とするときに限り、高等裁判所に抗告をすることができる。他方、検察官は、検察官関与の決定があった事件について、保護処分に付さない決定又は保護処分の決定に対し、非行事実の認定に関し、決定に影響を及ぼす法令の違反又は重大な事実の誤認があることを理由とするときに限り、高等裁判所に抗告審として事件を受理すべきことを申し立てることができる。

4 保護処分に係る手続の流れ

（１）家庭裁判所の決定による保護観察

家庭裁判所の決定により保護観察に付された少年は、保護観察官又は保護司から、改善更生のために必要な指導監督及び補導援護を受ける。

保護観察に付された者（特定少年を除く。）の保護観察期間は、原則として20歳に達するまで（その期間が２年に満たない場合には２年間）又は保護観察が解除されるまでである（特定少年の保護観察期間については本節３項（３）、保護観察の概要については本章第５節をそれぞれ参照）。

（２）児童自立支援施設・児童養護施設送致

児童自立支援施設・児童養護施設送致の決定を受けた少年は、児童福祉法による施設である児童自立支援施設又は児童養護施設に入所措置される。

（３）少年院収容と仮退院後の保護観察

家庭裁判所の決定により少年院送致とされた少年（以下（３）において、家庭裁判所の決定により少年院送致とされ、少年院に収容された者を「在院者」という。）は、少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援等を受ける。

在院者（特定少年を除く。）の収容期間は、原則として20歳に達するまでであるが、家庭裁判所は、一定の場合には、少年院の長の申請により、23歳を超えない期間を定めて、収容を継続する決定をする。さらに、家庭裁判所は、在院者の精神に著しい障害があり、医療に関する専門的知識及び技術を踏まえて矯正教育を継続して行うことが特に必要な場合には、少年院の長の申請により、26歳を超えない期間を定めて、収容を継続する決定を行い、同決定を受けた在院者は、第３種の指定を受けた少年院に収容される（特定少年の収容期間については本節３項（３）、少年院処遇の概要については本章第４節３項をそれぞれ参照）。

他方、在院者については、生活環境の調整を行い、地方更生保護委員会の決定により、収容期間の満了前に**仮退院**を許される（第５種少年院（本章第４節３項（１）参照）に収容された者を除く。第２編第５章第２節１項参照）ことがある。この場合、仮退院を許された者は、仮退院の期間中、保護観察に付される。

第2節 ■ 検察・裁判

1 検察（家庭裁判所送致まで）

（1）受理状況

令和５年における犯罪少年の検察庁新規受理人員は、４万8,931人（少年比6.2%）であった。その内訳は、刑法犯が２万5,112人（同12.5%）、過失運転致死傷等が7,710人（同2.7%）、特別法犯が１万6,109人（同5.4%）であり、道交違反を除いた特別法犯は5,048人（同6.0%）であった（検察統計年報による。）。

3-2-2-1図は、令和５年における犯罪少年の検察庁新規受理人員の罪名別構成比を年齢層別に見たものである。犯罪少年の検察庁新規受理人員・人口比の推移については、CD-ROM 資料3-8参照。

3-2-2-1図　犯罪少年の検察庁新規受理人員の罪名別構成比（年齢層別）

（令和５年）

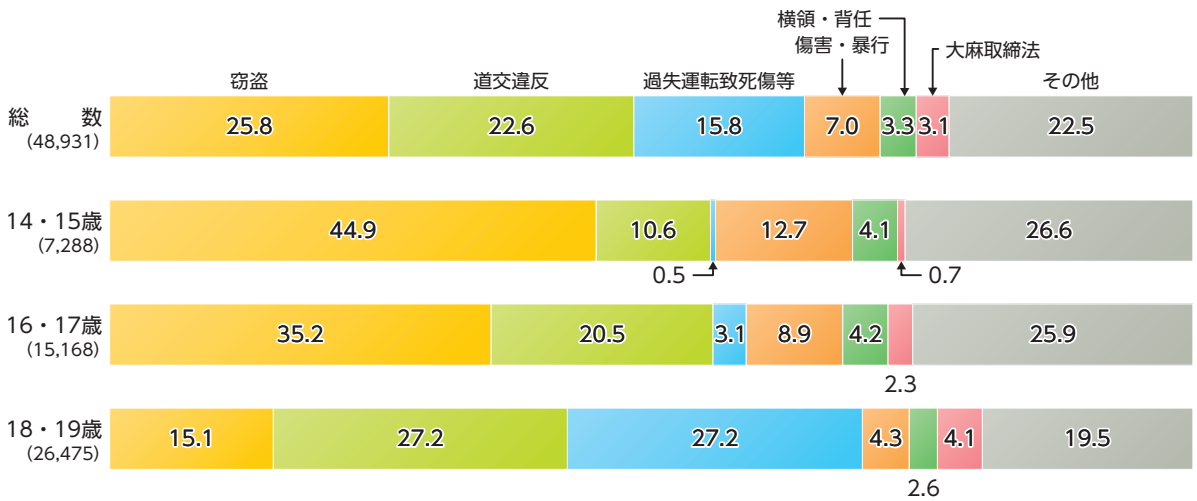

注　1　検察統計年報による。
　　2　受理時の年齢による。
　　3　「横領」は、遺失物等横領を含む。
　　4　（　）内は、人員である。

（2）家庭裁判所への送致

検察官は、少年事件を家庭裁判所に送致するとき、どのような処分が相当であるかについて意見を付けることができる。令和５年における家庭裁判所の終局処理人員（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。）のうち18・19歳の少年（8,890人）について、検察官が刑事処分相当との意見を付けた割合は7.8%、家庭裁判所が検察官送致（刑事処分相当）の決定をした割合は7.2%であった（法務省刑事局の資料による。）。検察官処遇意見等の状況については、CD-ROM 資料3-9参照。

2 家庭裁判所

（1） 受理状況

少年保護事件の家庭裁判所新規受理人員の推移（昭和24年以降）は、3-2-2-2図のとおりである。

一般保護事件（道交違反に係るもの以外の少年保護事件。以下この項において同じ。）の家庭裁判所新規受理人員は、昭和41年及び58年のピークを経て、しばらく減少傾向にあった後、20万人前後で推移し、平成16年以降は減少し続けていたが、令和５年は４万253人（前年比18.9％増）に増加した。

道路交通保護事件（道交違反に係る少年保護事件。以下この項において同じ。）の家庭裁判所新規受理人員は、昭和45年の交通反則通告制度の少年への適用拡大、62年の同制度の反則行為の拡大により急減した後、減少傾向にあったものの、令和５年は１万2,389人（前年比14.9％増）に増加した。

3-2-2-2図 少年保護事件 家庭裁判所新規受理人員の推移

（昭和24年～令和５年）

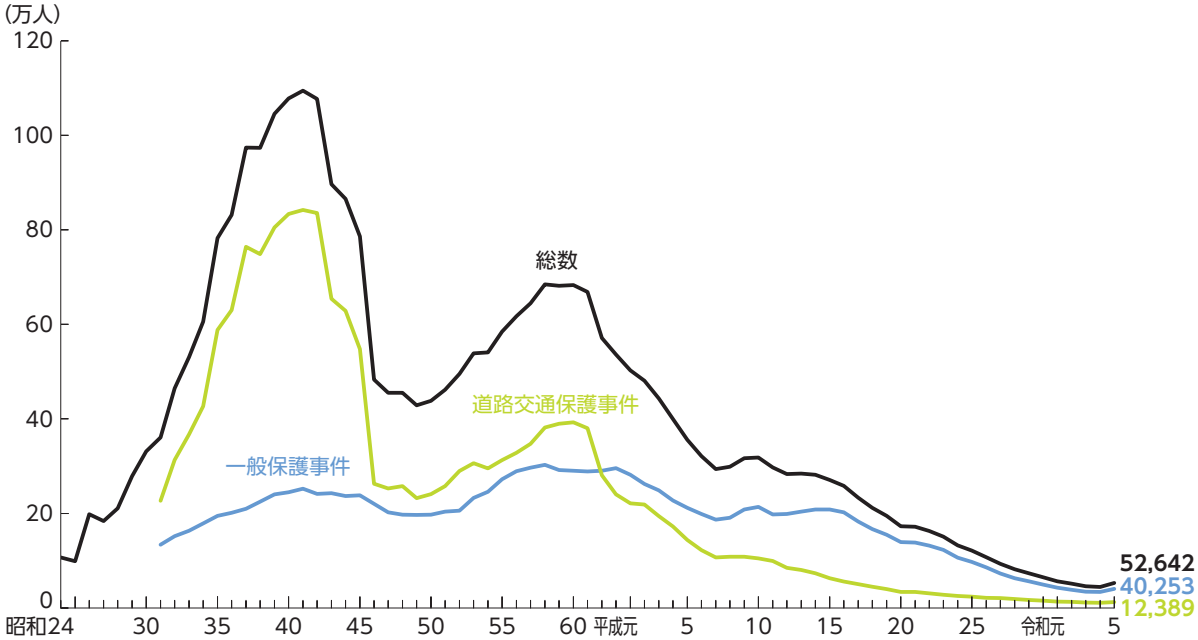

注 1 司法統計年報による。
2 内数である一般保護事件と道路交通保護事件の区分については、統計の存在する昭和31年以降の数値を示した。

（2）処理状況

ア　終局処理の概要

令和５年における少年保護事件について、①一般保護事件（過失運転致死傷等保護事件及びぐ犯を除く。）、②過失運転致死傷等保護事件（過失運転致死傷等（業務上（重）過失致死傷を含む）及び危険運転致死傷に係る少年保護事件）、③道路交通保護事件の別に、家庭裁判所終局処理人員の処理区分別構成比を見ると、3-2-2-3図のとおりである（処理区分別・非行名別の終局処理人員については、CD-ROM 資料3-10参照）。

3-2-2-3図　少年保護事件 終局処理人員の処理区分別構成比

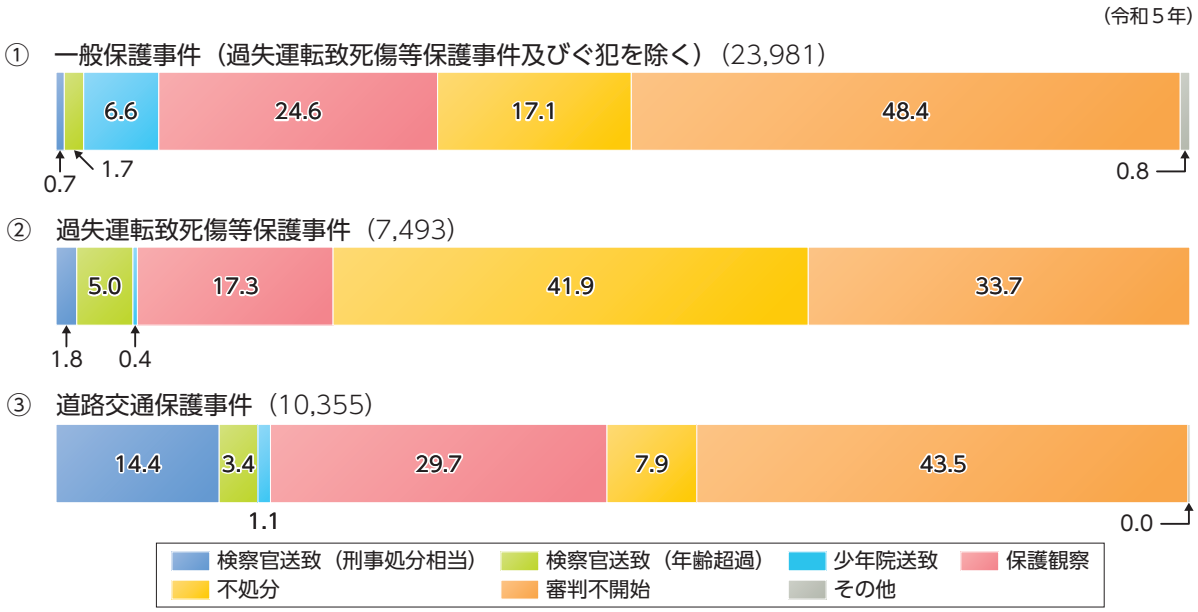

注　1　司法統計年報による。
　　2　「一般保護事件」は、児童福祉法27条の３に規定する強制的措置許可申請を含まない。
　　3　「過失運転致死傷等保護事件」は、過失運転致死傷等（業務上（重）過失致死傷を含む。）及び危険運転致死傷に係る少年保護事件である。
　　4　「道路交通保護事件」は、道交違反に係る少年保護事件である。
　　5　「その他」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致及び都道府県知事・児童相談所長送致である。
　　6　（　）内は、実人員である。

イ　保護処分に付された特定少年の処理状況

令和５年における保護処分に付された特定少年の家庭裁判所終局処理人員の処理区分別構成比を見ると、3-2-2-4図のとおりである（特定少年の保護観察期間については本章第１節３項（３）、保護観察の概要については本章第５節をそれぞれ参照）。なお、家庭裁判所は、特定少年に対して少年院送致の保護処分をするとき、その決定と同時に、３年以下の範囲内において犯情の軽重を考慮して収容期間を定めるところ（本章第１節３項（３）参照）、令和５年における少年保護事件の終局処理人員のうち少年院に送致された特定少年804人について、収容期間の上限が１年以下であった者は31人（3.9％）、１年を超え２年以下であった者は583人（72.5％）、２年を超え３年以下であった者は190人（23.6％）であった（司法統計年報による。）。

3-2-2-4図 保護処分に付された特定少年の家庭裁判所終局処理区分別構成比

（令和５年）

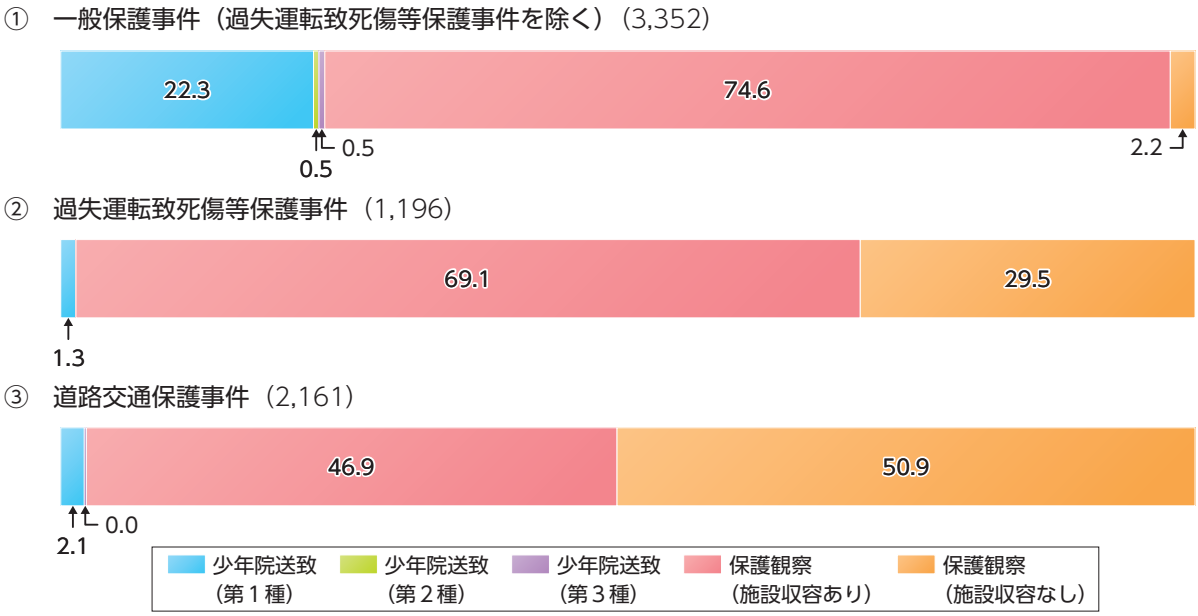

注 1 司法統計年報による。
2 「過失運転致死傷等保護事件」は、過失運転致死傷等（業務上（重）過失致死傷を含む。）及び危険運転致死傷に係る少年保護事件である。
3 「道路交通保護事件」は、道交違反に係る少年保護事件である。
4 「保護観察（施設収容あり）」は、少年法64条１項２号の決定があった者であり、「保護観察（施設収容なし）」は、同項１号の決定があった者である。
5 （ ）内は、実人員である。

ウ 原則逆送事件の処理状況

犯行時16歳以上の少年による故意の犯罪行為で被害者を死亡させた罪の事件（以下この節において「故意致死」という。）、及び、特定少年に係る事件のうち、死刑又は無期若しくは短期１年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件（ただし、故意致死に該当する事件を除く。）であって、その罪を犯すとき特定少年に係るもの（以下この節において「短期１年以上の罪」という。）については、家庭裁判所は、原則として検察官に送致しなければならないが、これに該当する原則逆送事件の終局処理人員（年齢超過による検察官送致を除く。以下ウにおいて同じ。）の推移（原則逆送制度が開始された平成13年以降）は、3-2-2-5図①のとおりである。14年（83人）のピーク後は、減少傾向にあったが、原則逆送事件の対象が拡大した令和４年から増加に転じており、５年は総数が160人（前年比102人増）であり、検察官送致（刑事処分相当）65人（同33人増）、保護処分85人（同61人増）と、いずれも大幅に増加した（改正法及び家庭裁判所における手続の詳細については、それぞれ本章第１節１、３項参照）。

平成13年４月から令和５年末までの間における原則逆送事件の終局処理人員の合計は1,010人であり、このうち598人（59.2％）が検察官送致決定を受けている。

令和５年における原則逆送事件の家庭裁判所終局処理人員を処理区分別及び特定少年・特定少年以外の少年の別に見ると、3-2-2-5図②のとおりであり、特定少年は、検察官送致（刑事処分相当）65人、保護処分83人、その他10人であったのに対し、特定少年以外の少年は、保護処分２人であった。なお、参考として前年（４月１日以降原則逆送事件の対象が拡大）の同図を示したが、特定少年の終局処理人員は、前年と比べて大幅に増加しており、検察官送致（刑事処分相当）となった者の割合は前年より14.6pt 低下した一方、保護処分となった者の割合は前年より12.1pt 上昇した。

3-2-2-5図　原則逆送事件 家庭裁判所終局処理人員の推移（処理区分別）

① 総数の推移

（平成13年～令和５年）

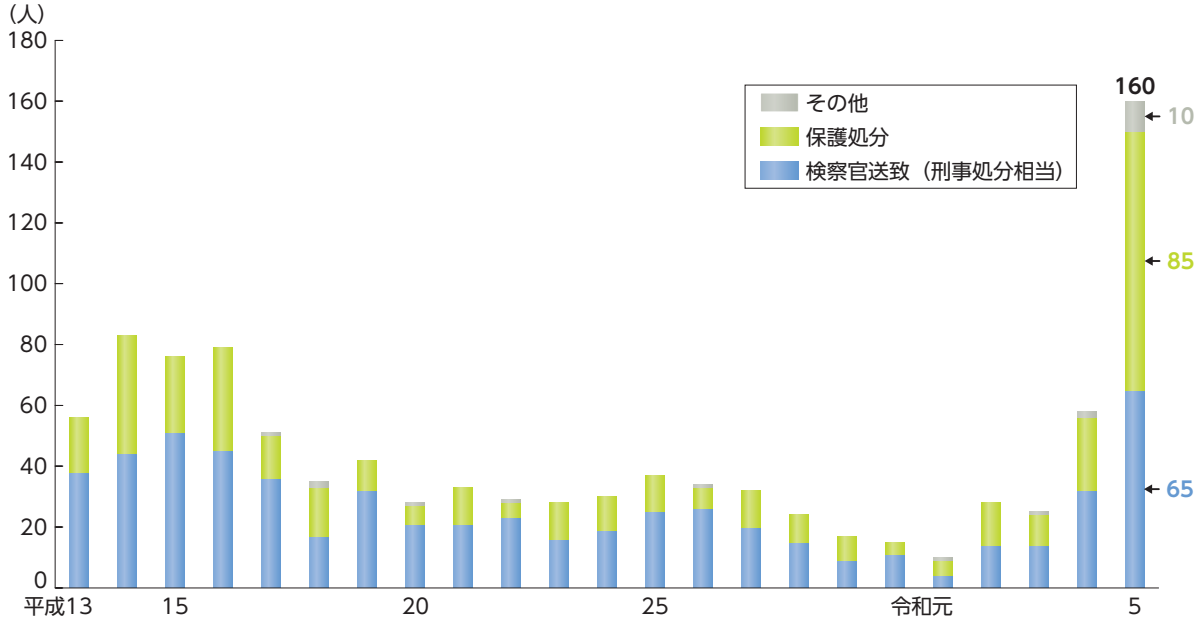

② 特定少年・特定少年以外の少年等の別

（令和５年）

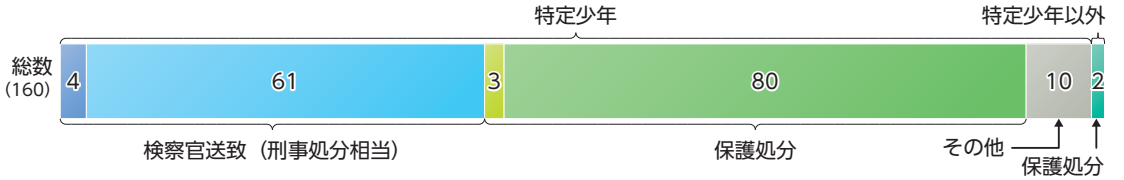

＜参考＞

（令和４年）

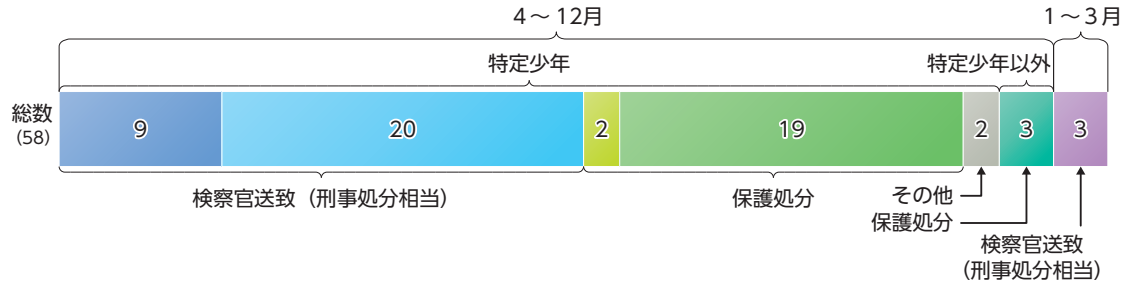

- 検察官送致（刑事処分相当）（故意致死）（特定少年）
- 検察官送致（刑事処分相当）（短期１年以上の罪）（特定少年）
- 保護処分（故意致死）（特定少年）
- 保護処分（短期１年以上の罪）（特定少年）
- その他（短期１年以上の罪）（特定少年）
- 保護処分（故意致死）（特定少年以外）
- 検察官送致（刑事処分相当）（故意致死）

注　1　最高裁判所事務総局の資料及び司法統計年報による。
　　2　年齢超過による検察官送致を除く。
　　3　「その他」は、不処分及び審判不開始である。
　　4　①について、平成13年は、原則逆送制度が開始された同年４月１日以降の人員である。
　　5　①について、令和４年３月31日以前は、少年法55条により地方裁判所から移送されたものを除く。
　　6　①について、令和４年４月１日以降は、特定少年の短期１年以上の罪（死刑又は無期若しくは短期１年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であって、その罪を犯すとき特定少年に係るもの）による事件を含む。
　　7　②について、「故意致死」は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、その罪を犯すとき16歳以上の少年に係るものをいう。

令和５年における原則逆送事件の家庭裁判所終局処理人員を故意致死に該当する事件と短期１年以上の罪に該当する事件に分け、罪名別及び処理区分別に見ると、**3-2-2-6表**のとおりである。

3-2-2-6表 原則逆送事件 家庭裁判所終局処理人員（罪名別、処理区分別）

（令和５年）

① 故意致死（特定少年及び特定少年以外の少年）

罪名	終局処理人員	検察官送致（刑事処分相当）	保護処分	少年院送致			保護観察			不処分	審判不開始
				第１種少年院	第２種少年院	第３種少年院		施設収容あり	施設収容なし		
総数	9 (7)	4 (4)	5 (3)	4 (2)	−	−	1	(1)	(−)	−	−
殺人	6 (4)	1 (1)	5 (3)	4 (2)	−	−	1	(1)	(−)	−	−
強盗致死	1 (1)	1 (1)	−	−	−	−	−	(−)	(−)	−	−
危険運転致死	2 (2)	2 (2)	−	−	−	−	−	(−)	(−)	−	−

② 短期１年以上の罪（特定少年）

罪名	終局処理人員	検察官送致（刑事処分相当）	保護処分	少年院送致			保護観察		不処分	審判不開始
				第１種少年院	第２種少年院	第３種少年院	施設収容あり	施設収容なし		
総数	151	61	80	48	−	2	28	2	4	6
放火	9	1	7	5	−	−	1	1	−	1
偽造	13	−	6	2	−	−	4	−	2	5
不同意性交等	33	14	18	12	−	−	6	−	1	−
殺人未遂	8	2	5	2	−	1	2	−	1	−
営利目的等略取及び誘拐	6	1	5	1	−	1	3	−	−	−
強盗	25	14	11	7	−	−	3	1	−	−
強盗致傷	46	23	23	17	−	−	6	−	−	−
覚醒剤取締法	4	4	−	−	−	−	−	−	−	−
麻薬取締法	4	1	3	1	−	−	2	−	−	−
その他	3	1	2	1	−	−	1	−	−	−

注 1 最高裁判所事務総局の資料及び司法統計年報による。
2 「故意致死」は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、その罪を犯すとき16歳以上の少年に係るものをいう。
3 「短期１年以上の罪」は、死刑又は無期若しくは短期１年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であって、その罪を犯すとき特定少年に係るものをいい、「故意致死」に該当するものを除く。
4 年齢超過による検察官送致を除く。
5 「保護観察」のうち、「施設収容あり」は、少年法64条１項２号の決定があった者であり、「施設収容なし」は、同項１号の決定があった者である。
6 「殺人」は、既遂に限る。
7 「強盗」は、結果的加重犯を含まない。
8 ①について、（ ）内は、特定少年の人員であり、内数である。

第3節 ■ 少年鑑別所

1 概説

少年鑑別所の業務は、①専門的知識及び技術に基づいた鑑別を実施すること、②在所者の情操の保護に配慮し、その者の特性に応じた観護処遇を実施すること、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を実施することである。少年鑑別所は、令和６年４月１日現在、全国に52庁（分所８庁を含む。）が設置されている。

2 入所・退所の状況

（1）入所人員の推移

少年鑑別所の入所者（観護措置（少年鑑別所送致）、勾留に代わる観護措置又はその他の事由（勾留、引致、少年院在院者の鑑別のための収容等）により入所した者をいい、逃走者の連戻し、施設間の移送又は仮収容により入所した者は含まない。）の人員（男女別）及び女子比の推移（最近20年間）は、3-2-3-1図のとおりである。その人員は、平成８年から増加し、15年（２万3,063人）に昭和45年以降最多を記録した後、18年連続で減少していたが、令和４年から２年連続で増加し、５年は5,451人（前年比17.0％増）であった（CD-ROM資料3-11参照）。同年におけるその人員の主な内訳は、観護措置による者が87.7％、勾留に代わる観護措置による者が6.6％であった（少年矯正統計年報による。）。

3-2-3-1図　少年鑑別所入所者の人員（男女別）・女子比の推移

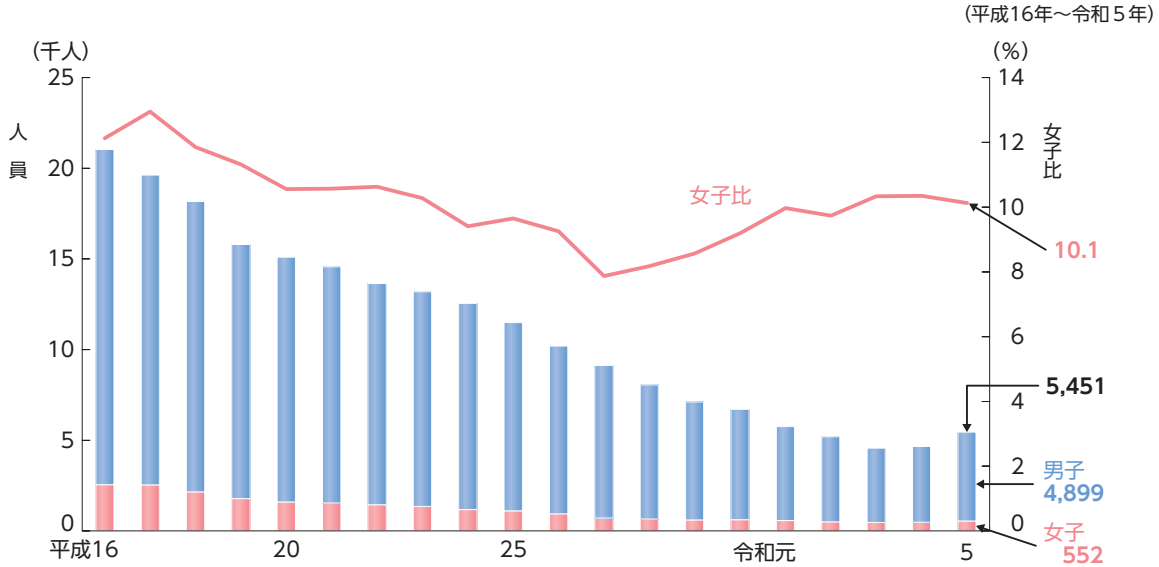

注　1　矯正統計年報及び少年矯正統計年報による。
　　2　「入所者」は、観護措置（少年鑑別所送致）、勾留に代わる観護措置又はその他の事由（勾留、引致、少年院在院者の鑑別のための収容等）により入所した者をいい、逃走者の連戻し、施設間の移送又は仮収容により入所した者は含まない。

（2）被収容者の特徴

3-2-3-2図は、少年鑑別所被収容者（観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。以下同じ。）の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見たものである（年齢層の区分において、最も高い区分を「18歳以上」としているのは、退所時に20歳に達している者がいることによる。以下（2）において同じ。）。

3-2-3-2図　少年鑑別所被収容者の年齢層別構成比の推移（男女別）

（平成16年～令和５年）

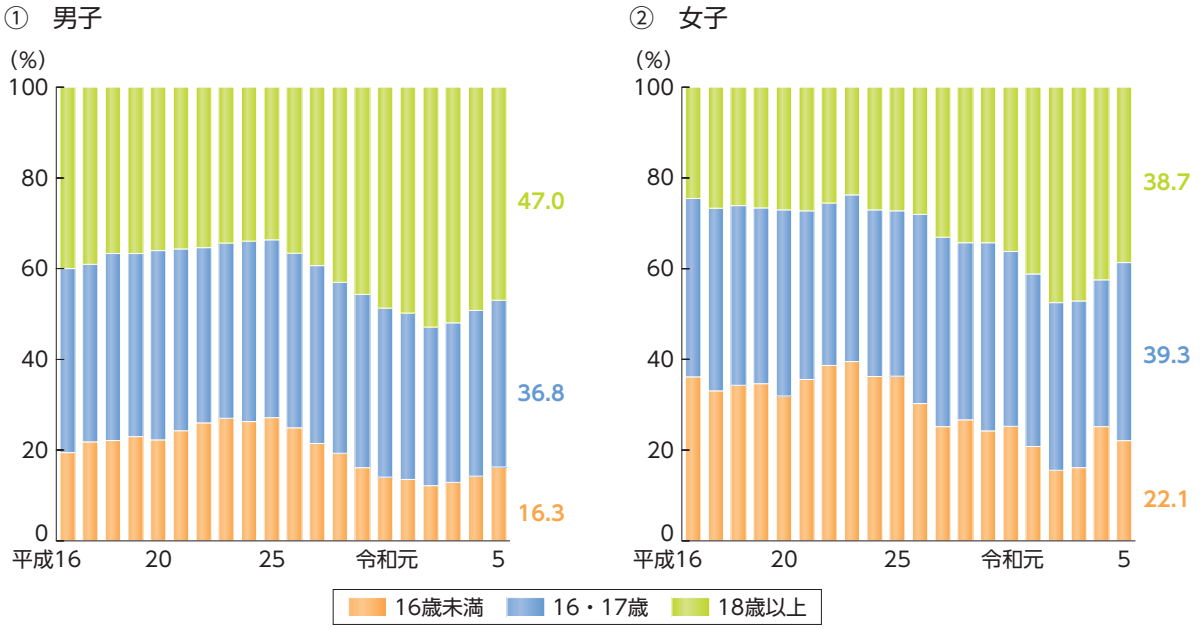

注　1　矯正統計年報及び少年矯正統計年報による。
　　2　「被収容者」は、観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。
　　3　少年鑑別所退所時の年齢による。

3-2-3-3図は、令和５年における少年鑑別所被収容者の非行名別構成比を男女別に見るとともに、これを年齢層別に見たものである。男子は、いずれの年齢層においても、傷害・暴行及び窃盗の構成比が高かった。また、ぐ犯及び覚醒剤取締法違反の構成比が、女子と比べて顕著に低い（男子におけるぐ犯は1.6％、覚醒剤取締法違反は0.7％。CD-ROM 参照）。女子は、いずれの年齢層においても、窃盗の構成比が最も高かった。男女共に年齢層が上がるにつれて、詐欺の構成比が高くなっており、女子は、年齢層が上がるにつれて、覚醒剤取締法違反の構成比も高くなっている。なお、４年４月以降、特定少年については、ぐ犯を理由として保護処分をすることができなくなったことについて留意が必要である。

3-2-3-3図　少年鑑別所被収容者の非行名別構成比（男女別、年齢層別）

（令和５年）

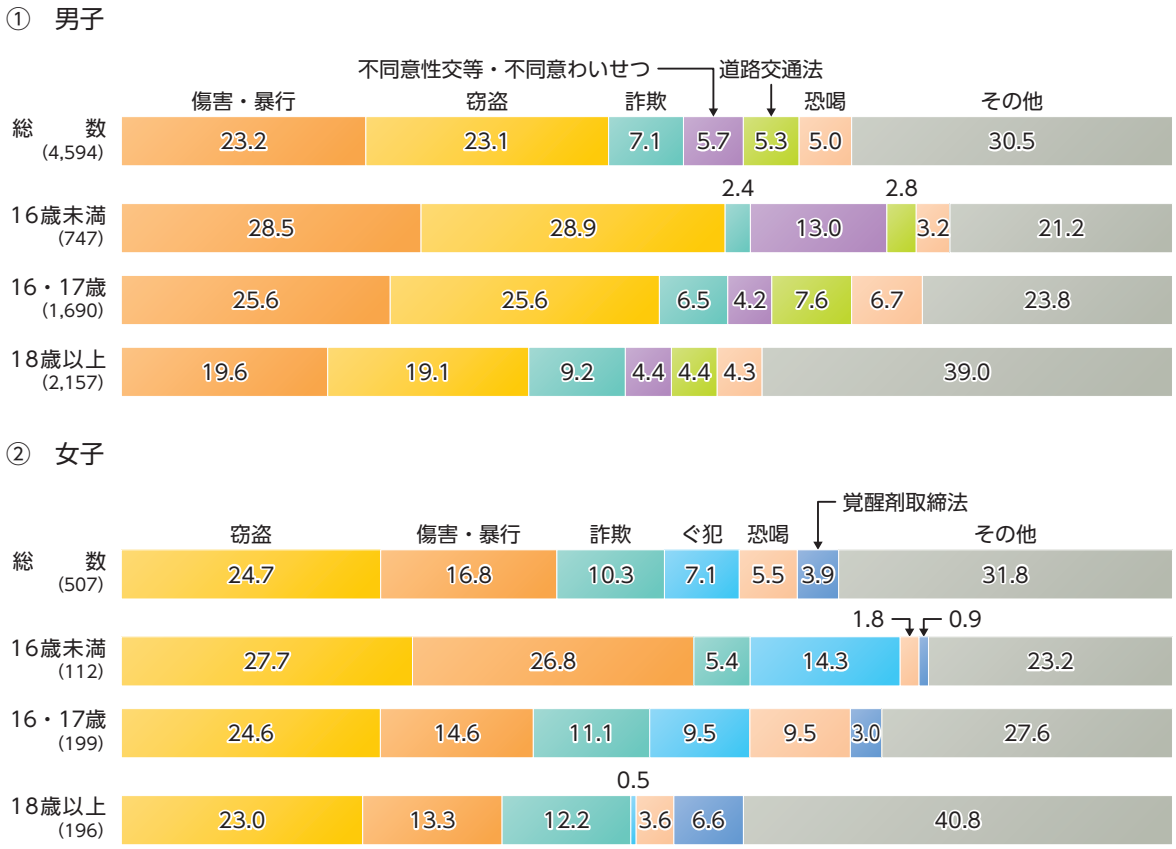

注　1　少年矯正統計年報による。
　　2　「被収容者」は、観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、令和５年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。
　　3　第５種少年院への収容により退所した者を除く。
　　4　少年鑑別所退所時の年齢による。
　　5　（　）内は、実人員である。

（３）退所事由

令和５年における少年鑑別所の退所者の退所事由別構成比は、3-2-3-4図のとおりである。

3-2-3-4図　少年鑑別所退所者の退所事由別構成比

（令和５年）

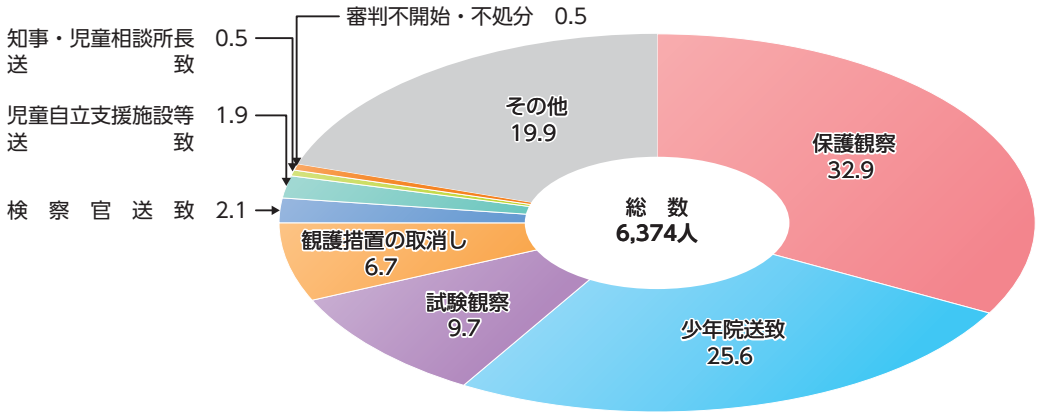

注　1　少年矯正統計年報による。
　　2　「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
　　3　「その他」は、第５種少年院への収容、施設間の移送、少年院在院者の鑑別のための収容の終了、仮収容の終了、同行指揮等により退所した者である。

3 鑑別

鑑別（非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、その者の処遇に資する適切な指針を示すことをいう。）は、家庭裁判所の求めに応じて行う**審判鑑別**、家庭裁判所以外の関係機関の求めに応じて行う**処遇鑑別**に大別される。

（1）審判鑑別

ア　収容審判鑑別

審判鑑別のうち、観護措置の決定により少年鑑別所に収容されている者に対して行う鑑別を**収容審判鑑別**という。収容審判鑑別の標準的な流れは、3-2-3-5図のとおりである。少年鑑別所では、鑑別面接、心理検査、行動観察、医学的検査及び診察の結果に、外部から得られた情報を加えて検討し、在宅保護（保護観察等）、収容保護（少年院送致等）等の処遇に係る判定を行う。判定の結果は、鑑別対象者の資質の特徴、非行要因、改善更生のための処遇指針等と共に鑑別結果通知書に記載されて家庭裁判所に送付され、審判の資料となる。審判の結果、保護観察や少年院送致の決定がなされた場合には、それぞれ、保護観察を行う保護観察所及び送致先の少年院に送付され、処遇の参考に供される。また、法務省矯正局では、「再犯防止に向けた総合対策」の一環として、少年の再非行防止に資するための調査ツールである**法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）**を開発し、少年鑑別所において運用している。MJCA は、心理学、犯罪学等の人間科学の知見を踏まえて、少年鑑別所における実証データに基づき、統計学的な分析を経て開発したもので、対象者の再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握するとともに、保護者との関係性の調整や社会適応力の向上等、何を目標とした働き掛けを行えば再非行を防止できるのかを明らかにしようとするものである。

3-2-3-5図　少年鑑別所における収容審判鑑別の流れ

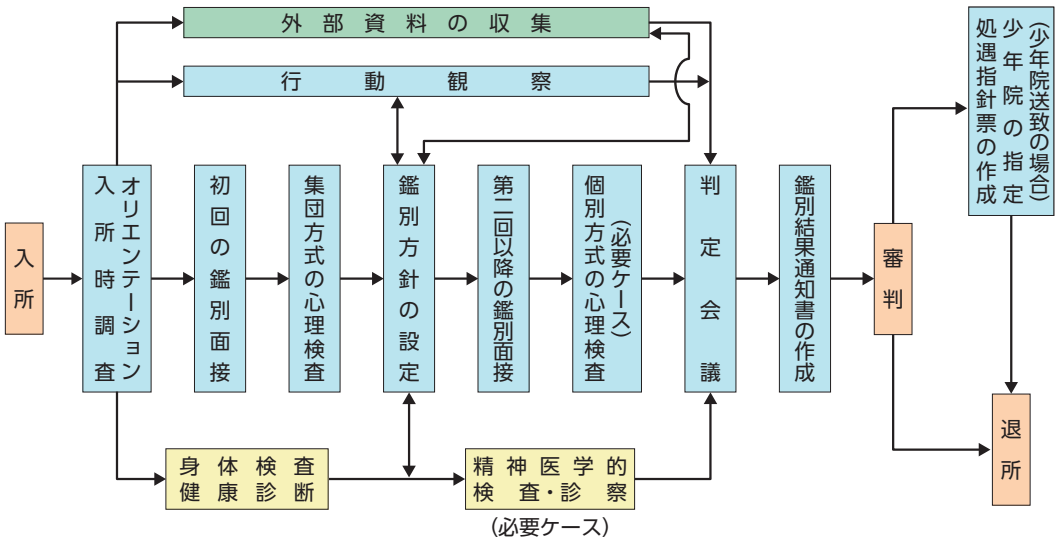

3-2-3-6表は、令和５年に収容審判鑑別を終了した者について、特定少年と特定少年以外の少年の別に、鑑別の判定と審判における決定等との関係を見たものである。

3-2-3-6表　収容審判鑑別の判定と審判決定等との関係

（令和５年）

① 特定少年以外の少年

鑑別の判定	総数	審判決定等								
		終局決定						未了		その他
		保護処分			知事・児童相談所長送致	検察官送致	審判不開始・不処分	観護措置の取消し	試験観察	
		保護観察	少年院送致	児童自立支援施設・児童養護施設送致						
総数	2,564 (100.0)	1,117 (43.6)	824 (32.1)	120 (4.7)	32 (1.2)	－	9 (0.4)	55 (2.1)	407 (15.9)	－
保護不要	13 (100.0)	10 (76.9)	－	－	－	－	－	1 (7.7)	2 (15.4)	－
在宅保護	957 (100.0)	779 (81.4)	8 (0.8)	4 (0.4)	12 (1.3)	－	6 (0.6)	31 (3.2)	117 (12.2)	－
収容保護										
少年院	1,435 (100.0)	314 (21.9)	802 (55.9)	16 (1.1)	5 (0.3)	－	2 (0.1)	23 (1.6)	273 (19.0)	－
児童自立支援施設・児童養護施設送致	155 (100.0)	13 (8.4)	13 (8.4)	100 (64.5)	15 (9.7)	－	－	－	14 (9.0)	－
保護不適	4 (100.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	－	－	－	1 (25.0)	－	1 (25.0)	－

② 特定少年

鑑別の判定	総数	審判決定等							
		終局決定					未了		その他
		保護観察	少年院（第1～3種）送致	第5種少年院への収容	検察官送致	審判不開始・不処分	観護措置の取消し	試験観察	
総数	2,101 (100.0)	960 (45.7)	795 (37.8)	1 (0.0)	79 (3.8)	15 (0.7)	41 (2.0)	209 (9.9)	1 (0.0)
保護不要	2 (100.0)	1 (50.0)	－	－	－	1 (50.0)	－	－	－
在宅保護	756 (100.0)	664 (87.8)	6 (0.8)	－	2 (0.3)	11 (1.5)	16 (2.1)	57 (7.5)	－
収容保護									
少年院（第1～3種）	1,226 (100.0)	282 (23.0)	754 (61.5)	－	15 (1.2)	3 (0.2)	23 (1.9)	148 (12.1)	1 (0.1)
少年院（第5種）	1 (100.0)	－	－	1 (100.0)	－	－	－	－	－
保護不適	116 (100.0)	13 (11.2)	35 (30.2)	－	62 (53.4)	－	2 (1.7)	4 (3.4)	－

注　1　少年矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
　　2　観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所し、かつ、令和５年に退所した者（ただし、鑑別の判定が保留、判定未了等の者を除く。）を計上している。
　　3　②は、特定少年として鑑別の判定を行った者を計上している。
　　4　「その他」は、観護措置変更決定等である（検察官送致決定後在所した者を除く。）。
　　5　（　）内は、鑑別の判定ごとの審判決定等別構成比である。

イ　在宅審判鑑別

審判鑑別のうち、少年鑑別所に収容されていない者に対して、少年鑑別所に来所させて行う鑑別等、収容審判鑑別以外のものを**在宅審判鑑別**という。令和５年における在宅審判鑑別の受付人員は258人であった（少年矯正統計年報による。）。

（２）処遇鑑別

地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長の求めによる鑑別を処遇鑑別という。処遇鑑別では、処遇の経過、課題及びその分析、今後の処遇指針等について鑑別結果通知書を作成し、各機関における対象者の処遇に資することとしている。令和５年における処遇鑑別の受付人員の内訳は、地方更生保護委員会又は保護観察所が2,104人、少年院又は刑事施設が1,866人、児童自立支援施設又は児童養護施設が６人であった（少年矯正統計年報による。）。

なお、令和４年４月から、原則として全ての少年院在院者を対象に処遇鑑別を実施し、その結果を、矯正教育・社会復帰支援に積極的に活用していくこととされた。さらに、５年12月から、受刑者に対する処遇鑑別の対象年齢の上限が撤廃され、若年受刑者等に対する処遇鑑別の充実化が図られたほか、処遇鑑別の対象として新たに仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者が加えられた。

4　観護処遇

少年鑑別所では、少年鑑別所法（平成26年法律第59号）に基づき、在所者の法的地位に応じた処遇を行うとともに、その特性に応じた適切な働き掛けによってその健全な育成のための支援を行っている。健全な育成のための支援としては、在所者の自主性を尊重しつつ、健全な社会生活を営むために必要な基本的な生活習慣等に関する助言・指導を行うこと、在所者の情操を豊かにし、健全な社会生活を営むための知識及び能力を向上させることができるよう、学習や文化活動等の機会を与えるとともに、その活動の実施に関し必要な助言・援助を行うこととされている。各少年鑑別所においては、施設の実情に応じて、学習図書や教材の貸出、一般的教養及び社会的常識習得のための視聴覚教材の整備、情操の涵養を図るための行事や音楽鑑賞の実施、修学・就業等進路選択に資する情報の提供等を行っている。

5 非行及び犯罪の防止に関する援助

少年鑑別所は、「**法務少年支援センター**」という名称で、地域社会における**非行及び犯罪の防止に関する援助**（以下この項において「**地域援助**」という。）を行っている。少年鑑別所が有する非行・犯罪等に関する専門的知識やノウハウを活用し、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談に応じるほか、関係機関・団体からの依頼に応じ、情報提供、助言、各種心理検査等の調査、心理的援助、研修・講演等を行うなど、地域社会や関係機関等のニーズに幅広く対応している。

令和５年に実施した地域援助のうち、少年、保護者等の個人からの依頼に基づく援助の実施人員は、延べ6,717人（前年比386人増）であった（少年矯正統計年報による。）。

また、機関・団体からの依頼に基づく援助の実施状況の推移（地域援助が開始された平成27年以降）を依頼元機関等別に見ると、3-2-3-7図のとおりである。令和５年においては、依頼元機関等のうち、学校や教育委員会等の「教育関係」の構成比が最も高く、実施件数の３分の１以上を占めているほか、児童相談所や地域生活定着支援センター等の「福祉・保健関係」、都道府県警察や検察庁等の「司法関係」といった多様な機関等に対して援助を実施している。実施件数の総数は、３年以降連続して増加し、５年は10,818件であった（前年比1,409件増）。依頼元機関等別では、「司法関係」、「教育関係」、「福祉・保健関係」及び「医療関係」において、前年より増加した（それぞれ441件増、818件増、225件増、16件増。CD-ROM 参照）。

3-2-3-7図 機関等からの依頼に基づく地域援助の実施状況の推移（依頼元機関等別）

（平成27年～令和５年）

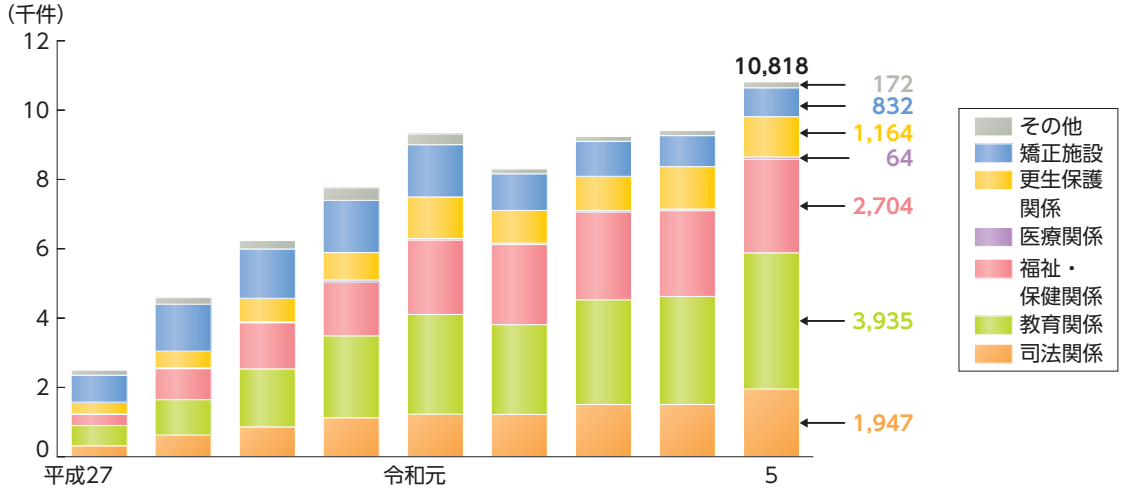

注　1　法務省矯正局の資料による。
2　機関又は団体からの依頼に基づく援助に限り、個人からの依頼に基づく相談等への対応は除く。
3　「司法関係」は、都道府県警察、検察庁、裁判所その他司法に関する機関又は団体である。
4　「教育関係」は、学校教育法（昭和22年法律第26号）１条に定める学校、都道府県及び市町村等の教育委員会その他教育に関する機関又は団体である。
5　「福祉・保健関係」は、児童相談所、地域生活定着支援センター、児童自立支援施設、児童養護施設、保健所、精神保健福祉センターその他福祉・保健に関する機関又は団体である。
6　「医療関係」は、医療法（昭和23年法律第205号）１条の５に定める病院及び診療所その他医療に関する機関又は団体である。
7　「更生保護関係」は、地方更生保護委員会、保護観察所、保護司会、更生保護法人その他更生保護に関する機関又は団体である。
8　「矯正施設」は、刑事施設、少年院及び婦人補導院である。
9　「その他」は、非行及び犯罪の防止に資する活動、青少年の健全育成に資する活動等を実施する機関又は団体である。
10　平成27年は、地域援助が開始された同年６月以降の数値を計上している。

第4節 ■ 少年院

1 概説

少年院は、主として、家庭裁判所が少年院送致の決定をした少年を収容し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育、社会復帰支援等を行う施設である。令和６年４月１日現在、全国に43庁（分院６庁を含む。）が設置されている。

2 少年院入院者

（1）少年院入院者の人員の推移

3-2-4-1図は、少年院入院者の男女別の人員及び女子比の推移（昭和24年以降）を見たものである。入院者の人員は、最近30年間では、平成12年（6,052人）をピークに減少傾向が続いており、令和元年からは、昭和24年以降最少を更新し続けていたが、令和５年は1,632人（前年比22.5％増）であった。また、同年の女子比は、前年より1.5pt 低下した。

3-2-4-1図　少年院入院者の人員（男女別）・女子比の推移

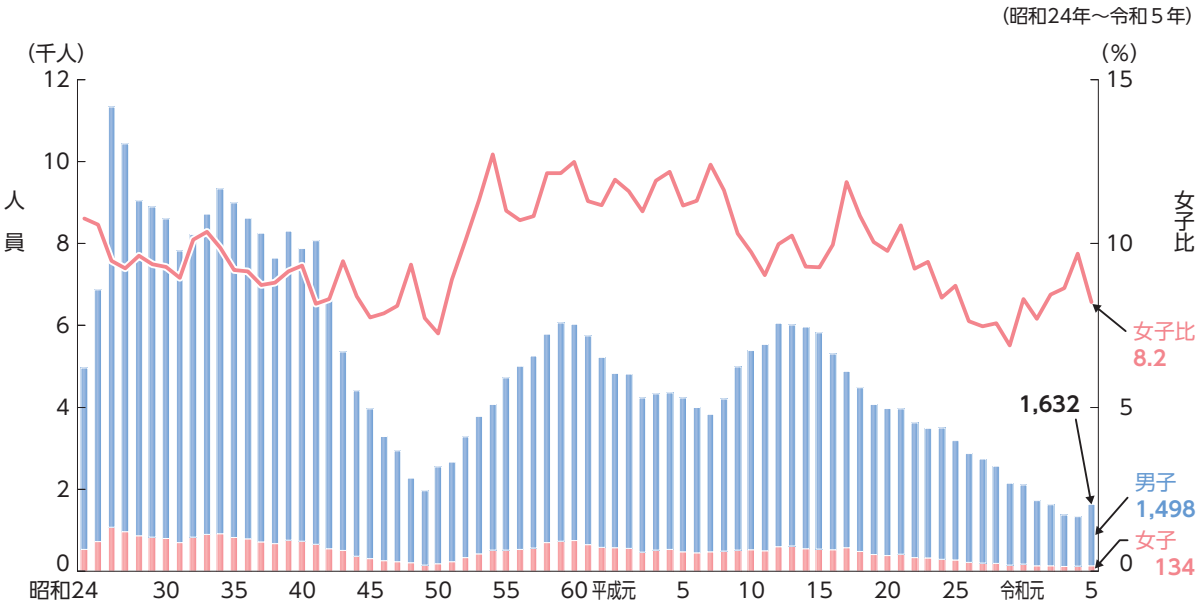

注　少年矯正保護統計、少年矯正統計年報及び矯正統計年報による。

（2）少年院入院者の特徴

ア　年齢

3-2-4-2図は、少年院入院者の人員及び人口比の推移（最近20年間）を年齢層別に見たものである（年齢層の区分において、最も高い区分を「18歳以上」としているのは、入院時に20歳に達している者がいることによる。以下（２）において同じ。）。その人員は、18歳以上では、平成13年に2,560人を記録した後、減少傾向にあったが、令和５年は812人（前年比18.0％増）であった。16・17歳では、18歳以上と同様に、平成13年に2,583人を記録した後、減少傾向にあったが、令和４年から増加に転じ、５年は619人（同22.8％増）であった。16歳未満も、平成24年から減少していたが、令和４年から増加に転じ、５年は201人（同43.6％増）であった。同年の年齢層別構成比は、18歳以上（49.8％）が最も高く、次いで、16・17歳（37.9％）、16歳未満（12.3％）の順であった（CD-ROM参照）。

令和５年における18歳以上、16・17歳及び16歳未満の人口比は、いずれも前年より上昇した。

なお、令和５年における特定少年（審判決定時）の少年院入院者は、806人（男子761人、女子45人）であり、14歳未満の少年院入院者は、６人（男子５人、女子１人）であった（少年矯正統計年報による。）。

3-2-4-2図　少年院入院者の人員・人口比の推移（年齢層別）

（平成16年～令和５年）

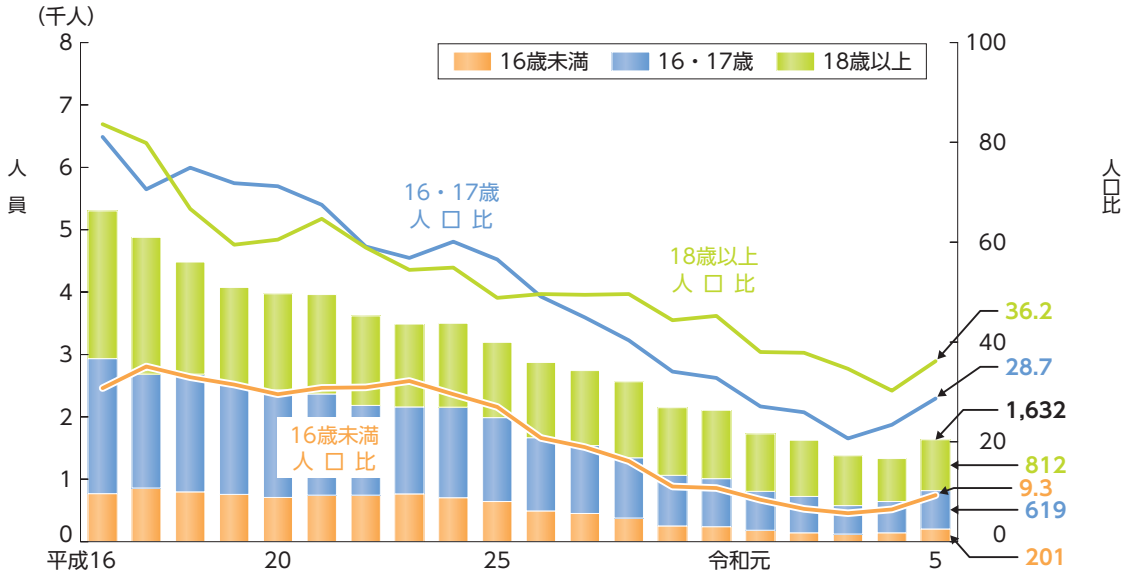

注　1　矯正統計年報、少年矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。
　　2　入院時の年齢による。ただし、在宅事件等で少年院送致決定を受けた者は、少年院送致決定時の年齢による。
　　3　「人口比」は、各年齢層10万人当たりの少年院入院者の人員である。

イ　非行名

3-2-4-3図は、令和５年における少年院入院者の非行名別構成比を男女別に見るとともに、これを年齢層別に見たものである。男子の構成比を見ると、総数では、窃盗（23.2％）が最も高く、次いで、傷害・暴行（21.9％）、詐欺（9.4％）の順に高い。年齢層別の特徴を見ると、16歳未満及び18歳以上では窃盗（それぞれ24.6％、21.5％）、傷害・暴行（それぞれ22.8％、19.1％）の順に高く、16歳未満では不同意性交等・不同意わいせつ（19.9％）、18歳以上では詐欺（12.5％）がそれぞれ続く。一方、16・17歳では傷害・暴行（25.5％）が最も高く、次いで、窃盗（25.2％）、強盗（8.2％）の順となっている。女子の構成比を見ると、総数では、窃盗（18.7％）が最も高く、次いで、詐欺（17.2％）、傷害・暴行、覚醒剤取締法違反及びぐ犯（いずれも9.7％）の順に高い。年齢層別の特徴を見ると、16歳未満では傷害・暴行及びぐ犯（いずれも20.0％）が、18歳以上では窃盗（22.2％）、覚醒剤取締法違反及び詐欺（いずれも17.8％）の構成比が高くなっている。また、女子は、男子と比べ、詐欺、覚醒剤取締法違反及びぐ犯の構成比が顕著に高い（女子の少年院入院者の特徴については、第４編第７章第２節２項（２）参照）。なお、４年４月以降、特定少年については、ぐ犯が保護処分の対象から除かれたことに留意を要する。

3-2-4-3図 少年院入院者の非行名別構成比（男女別、年齢層別）

（令和５年）

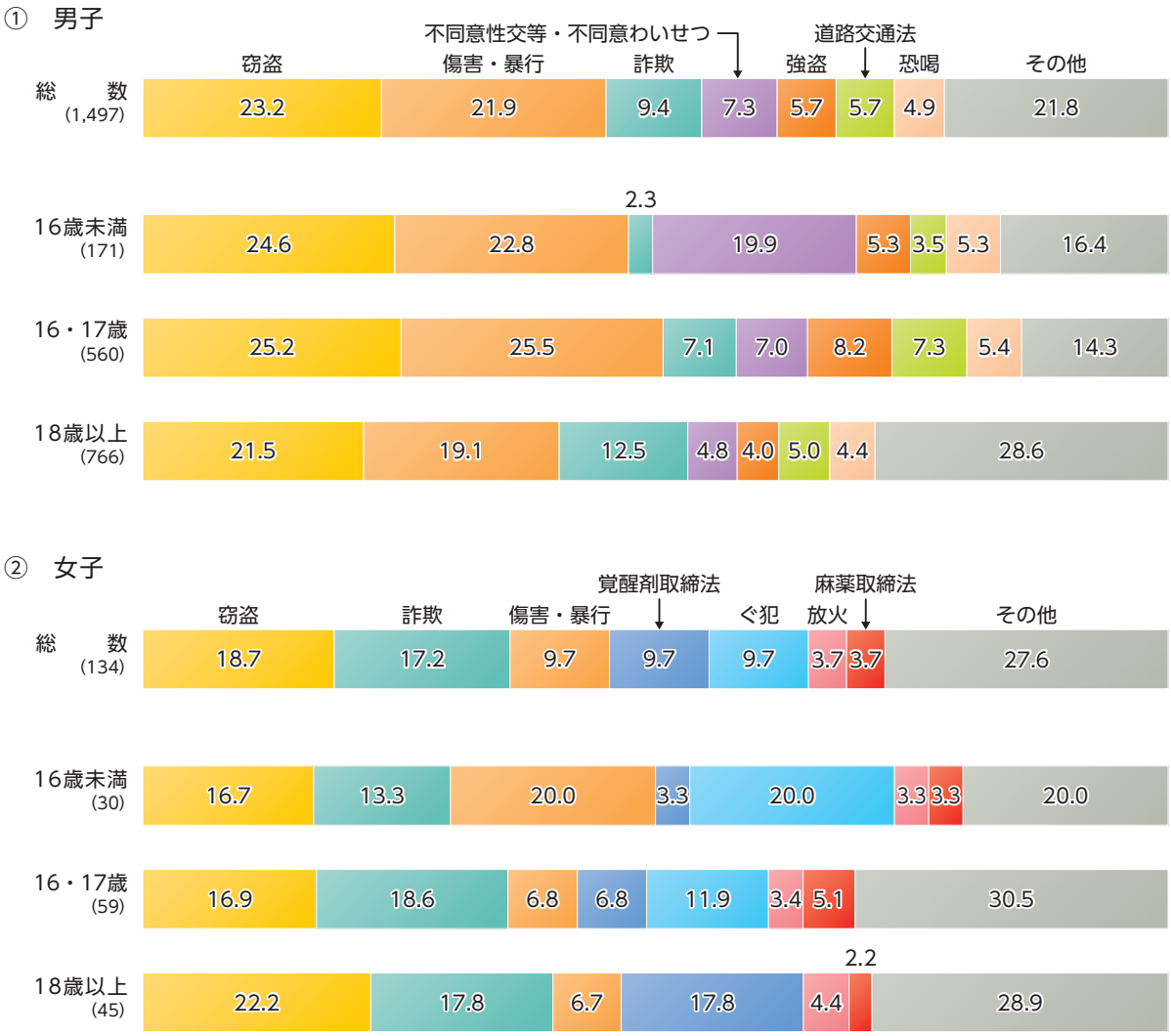

注 1 少年矯正統計年報による。
2 第５種少年院に収容された者を除く。
3 入院時の年齢による。ただし、在宅事件等で少年院送致決定を受けた者は、少年院送致決定時の年齢による。
4 （ ）内は、実人員である。

ウ 教育程度、就学・就労状況

3-2-4-4図及び3-2-4-5図は、令和５年における少年院入院者の教育程度別構成比及び就学・就労状況別構成比を、いずれも男女別に見たものである。

3-2-4-4図 少年院入院者の教育程度別構成比（男女別）

（令和５年）

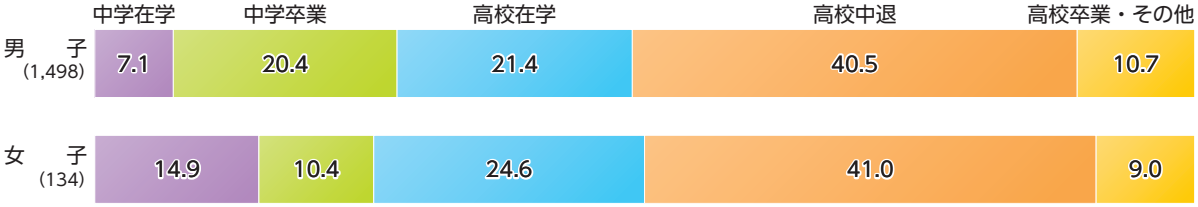

注 1 少年矯正統計年報による。
2 教育程度は、非行時における最終学歴又は就学状況である。
3 「その他」は、高等専門学校在学・中退、大学（短期大学を含む。）在学・中退、専修学校在学・中退・卒業である。
4 （ ）内は、実人員である。

3-2-4-5図　少年院入院者の就学・就労状況別構成比（男女別）

（令和５年）

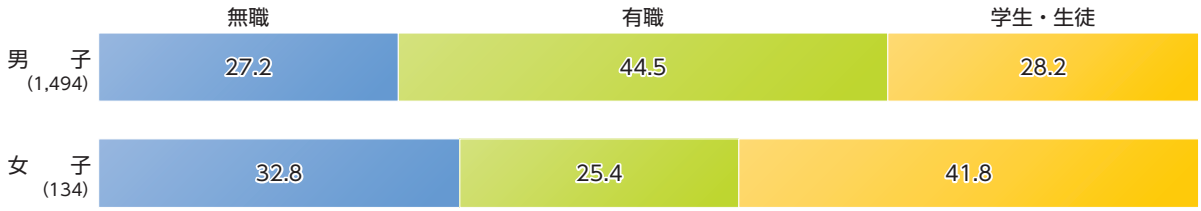

注　1　少年矯正統計年報による。
　　2　就学・就労状況は、非行時による。
　　3　就学・就労状況が不詳の者を除く。
　　4　（　）内は、実人員である。

エ　不良集団関係

3-2-4-6図は、令和５年における少年院入院者の不良集団関係別構成比を男女別に見たものである。

3-2-4-6図　少年院入院者の不良集団関係別構成比（男女別）

（令和５年）

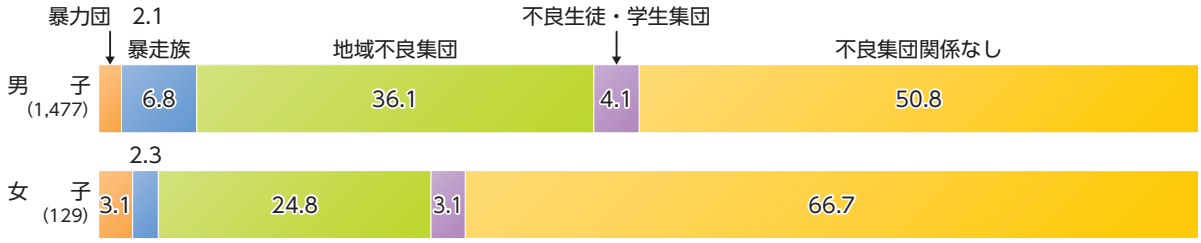

注　1　少年矯正統計年報による。
　　2　不良集団関係は、非行時による。
　　3　不良集団関係が不詳の者を除く。
　　4　（　）内は、実人員である。

オ　保護者の状況

3-2-4-7図は、令和５年における少年院入院者の保護者状況別構成比を男女別に見たものである。

3-2-4-7図　少年院入院者の保護者状況別構成比（男女別）

（令和５年）

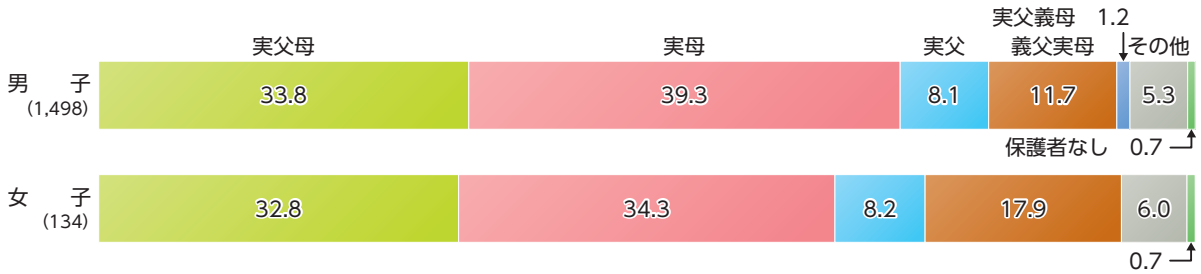

注　1　少年矯正統計年報による。
　　2　保護者状況は、非行時による。
　　3　「その他」は、養父（母）等である。
　　4　（　）内は、実人員である。

カ　被虐待経験

3-2-4-8図は、令和５年における少年院入院者の保護者等からの被虐待経験別構成比を男女別に見たものである。ただし、ここでいう被虐待経験の有無・内容は、入院段階における少年院入院者自身の申告等により把握することのできたものに限られている点に留意する必要がある。

3-2-4-8図　少年院入院者の被虐待経験別構成比（男女別）

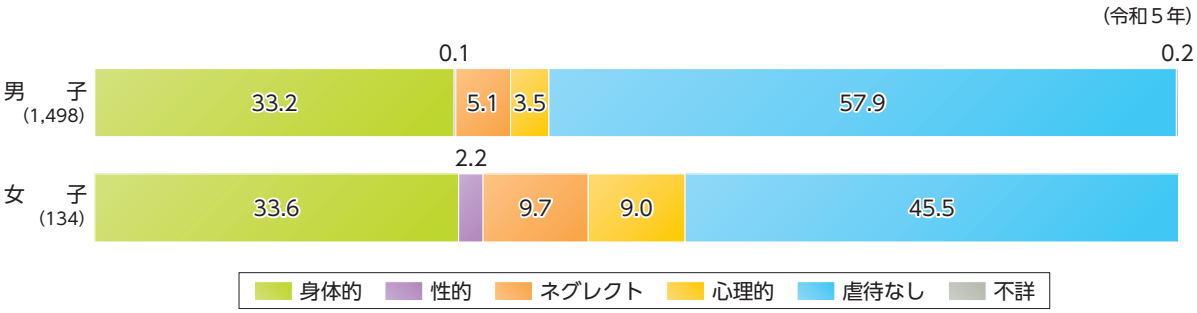

注　1　法務省大臣官房司法法制部の資料による。
　　2　虐待の定義は、児童虐待防止法による。ただし、ここでは保護者以外の家族による少年に対する虐待や、18歳以上の少年に対する虐待も含む。
　　3　「身体的」は、少年の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることをいい、「性的」は、少年にわいせつな行為をすること又は少年をしてわいせつな行為をさせることをいい、「ネグレクト」は、少年の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ることをいい、「心理的」は、少年に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。
　　4　複数の類型に該当する場合は、主要なもの一つに計上している。
　　5　（　）内は、実人員である。

3　少年院における処遇

少年院の処遇は、少年院法に基づき、その人権を尊重しつつ、明るく規則正しい環境の下で、その健全な心身の成長を図るとともに、その自覚に訴え、改善更生の意欲を喚起し自主、自律及び協同の精神を養うことに資するように行われる。

令和３年法律第47号により、少年院法が改正され、少年院の種類として新たに第５種を追加する（本章第１節１項参照）などの規定の整備が行われた（令和４年４月施行）ほか、同改正を踏まえて矯正教育に係る規程が見直され、第５種少年院における矯正教育課程や矯正教育の内容が新たに定められた。また、令和４年法律第67号による少年院法の改正により、少年院の長は、個人別矯正教育計画の策定・変更のほか、矯正教育及び社会復帰支援の実施に当たっては、被害者等の心情等を考慮するものとされた（５年12月施行）。

（1）処遇の概要

少年院には、次の①から⑤までの種類があり、それぞれ、少年の年齢、犯罪的傾向の程度、心身の状況等に応じて、以下の者を収容している。なお、⑤は、前記少年院法の改正により、新たに設置された種類である。

① 第１種　保護処分の執行を受ける者（⑤の者を除く。②及び③において同じ。）であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満のもの（②の者を除く。）

② 第２種　保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだ、おおむね16歳以上23歳未満のもの

③ 第３種　保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満のもの

④ 第４種　少年院において刑の執行を受ける者

⑤ 第５種　２年の保護観察に付されている特定少年であって、かつ、当該保護観察中に遵守すべき事項を遵守しなかったと認められる事由があり、その程度が重く、かつ、少年院において処遇を行わなければ本人の改善及び更生を図ることができないと認められ、少年院に収容する旨の決定を受けた者

少年院においては、在院者の特性に応じて体系的・組織的な矯正教育を実施するため、**矯正教育課程**が定められている。矯正教育課程は、在院者の年齢、心身の障害の状況及び犯罪的傾向の程度、在院者が社会生活に適応するために必要な能力その他の事情に照らして一定の共通する特性を有する在院者の類型ごとに、矯正教育の重点的な内容及び標準的な期間を定めたものである。

少年院の種類ごとに指定された矯正教育課程は、**3-2-4-9表**のとおりであり、令和５年における少年院入院者の矯正教育課程別人員は、**同表**の人員欄のとおりである。

3-2-4-9表 少年院入院者の人員（矯正教育課程別）

（令和５年）

少年院の種類	矯正教育課程	符号	在院者の類型	矯正教育の重点的な内容	標準的な期間	人員
第１種	短期義務教育課程	SE	原則として14歳以上で義務教育を終了しない者のうち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの	中学校の学習指導要領に準拠した、短期間の集中した教科指導	６月以内の期間	11 (0.7)
	義務教育課程Ⅰ	E1	義務教育を終了しない者のうち、12歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にあるもの	小学校の学習指導要領に準拠した教科指導	２年以内の期間	－
	義務教育課程Ⅱ	E2	義務教育を終了しない者のうち、12歳に達する日以後の最初の３月31日が終了したもの	中学校の学習指導要領に準拠した教科指導		71 (4.4)
	短期社会適応課程	SA	義務教育を終了した者のうち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの	出院後の生活設計を明確化するための、短期間の集中した各種の指導	６月以内の期間	165 (10.1)
	社会適応課程Ⅰ	A1	義務教育を終了した者のうち、就労上、修学上、生活環境の調整上等、社会適応上の問題がある者であって、他の課程の類型には該当しないもの	社会適応を円滑に進めるための各種の指導	２年以内の期間	625 (38.3)
	社会適応課程Ⅱ	A2	義務教育を終了した者のうち、反社会的な価値観・行動傾向、自己統制力の低さ、認知の偏り等、資質上特に問題となる事情を改善する必要があるもの	自己統制力を高め、健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身に付けるための各種の指導		130 (8.0)
	社会適応課程Ⅲ	A3	外国人等で、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者	日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種の指導		5 (0.3)
	支援教育課程Ⅰ	N1	知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	社会生活に必要となる基本的な生活習慣・生活技術を身に付けるための各種の指導		108 (6.6)
	支援教育課程Ⅱ	N2	情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	障害等その特性に応じた、社会生活に適応する生活態度・対人関係を身に付けるための各種の指導		125 (7.7)
	支援教育課程Ⅲ	N3	義務教育を終了した者のうち、知的能力の制約、対人関係の持ち方の稚拙さ、非社会的行動傾向等に応じた配慮を要するもの	対人関係技能を養い、適応的に生活する習慣を身に付けるための各種の指導		341 (20.9)
第２種	社会適応課程Ⅳ	A4	特に再非行防止に焦点を当てた指導及び心身の訓練を必要とする者	健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身に付けるための各種の指導		12 (0.7)
	社会適応課程Ⅴ	A5	外国人等で、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者	日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種の指導		－
	支援教育課程Ⅳ	N4	知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	社会生活に必要となる基本的な生活習慣・生活技術を身に付けるための各種の指導		1 (0.1)
	支援教育課程Ⅴ	N5	情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	障害等その特性に応じた、社会生活に適応する生活態度・対人関係を身に付けるための各種の指導		3 (0.2)
第３種	医療措置課程	D	身体疾患、身体障害、精神疾患又は精神障害を有する者	心身の疾患、障害の状況に応じた各種の指導		34 (2.1)
第４種	受刑在院者課程	J	受刑在院者	個別的事情を特に考慮した各種の指導	－	－
第５種	保護観察復帰指導課程Ⅰ	P1	保護観察再開に向けた社会適応上の指導を要する者のうち、その者の持つ問題性が比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの	保護観察を再開するための、短期間の集中した各種の指導	３月以内の期間	－
	保護観察復帰指導課程Ⅱ	P2	保護観察再開に向けた社会適応上の指導を要する者（保護観察復帰指導課程Ⅰに該当する者を除く。）	保護観察を再開するための、集中した各種の指導	６月以内の期間	1 (0.1)

注　1　少年矯正統計年報及び矯正統計年報による。
　　2　（　）内は、矯正教育課程別の構成比である。

少年院においては、処遇の段階を設けており、在院者の改善更生の状況に応じた矯正教育その他の処遇を行うため、１級、２級及び３級に区分されている。在院者は、まず３級に編入され、その後、改善更生の状況等に応じて上位又は下位の段階に移行し、これに応じて、その在院者にふさわしい処遇が行われる。

また、矯正教育課程ごとに**少年院矯正教育課程**を策定し、処遇の段階ごとに、各少年院における矯正教育の目標、内容、実施方法及び期間等を定めている。少年院の長は、個々の在院者の特性に応じて行うべき矯正教育の目標、内容、方法、期間等を定めた**個人別矯正教育計画**を策定し、矯正教育はこれに基づき実施される。

（２）矯正教育

少年院における処遇の中核となるのは**矯正教育**であり、在院者には、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導の五つの分野にわたって指導が行われる。各分野における指導の主な内容は、以下のとおりである。

ア　生活指導

少年院においては、在院者に対し、善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる知識及び生活態度を習得させるために必要な生活指導を行う。生活指導は、①基本的生活訓練、②問題行動指導、③治療的指導、④被害者心情理解指導、⑤保護関係調整指導及び⑥進路指導について、全体講義、面接指導、作文指導、日記指導、グループワーク等の方法を用いて行われている。

また、在院者の抱える特定の事情の改善に資するために、令和３年度までは６種類の**特定生活指導**が実施されていたところ、４年度から、成年に達した者を対象として、成年であることの自覚及び責任を喚起するとともに、社会参加に必要な知識を付与すること等を指導目標とした「成年社会参画指導」が加わり７種類となっている。５年度における各指導の受講終了人員は、①**被害者の視点を取り入れた教育**が45人、②**薬物非行防止指導**が334人、③**性非行防止指導**が132人、④**暴力防止指導**が305人、⑤**家族関係指導**が264人、⑥**交友関係指導**が683人、⑦**成年社会参画指導**が868人であった（法務省矯正局の資料による。）。

このうち、薬物非行防止指導及び性非行防止指導については、**重点指導施設**が指定され、指導の充実が図られている。令和５年度は、薬物非行防止指導では11庁、性非行防止指導では２庁が重点指導施設に指定されており、これらの施設においては、他の少年院からも対象者を受け入れるなどして、グループワーク等による重点的かつ集中的な指導が実施されている。また、近年増加傾向にある大麻使用歴を有する在院者に対し、より効果的な指導を実施するため、５年度には、「少年院在院者向け大麻に関する指導教材」が配布された。

第５種少年院在院者に対しては、少年院と保護観察所が一貫した方針の下で、矯正教育を行うことができるよう、令和３年度に保護局と矯正局が共同して開発した「**保護観察復帰プログラム**」を実施している。同プログラムは、保護観察を通じた更生に向け、在院者の動機付けを高めることを目的としており、ワークブック教材を用いた指導と、在院者、保護観察官、保護司、支援者、法務教官等で構成されるミーティングを組み合わせて実施するものとなっている。

イ　職業指導

少年院においては、在院者に対し、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるために必要な職業指導を行っている。職業指導は、令和４年度から、「職業生活設計指導」及び「職業能力開発指導」の二つの指導に大別された。「職業生活設計指導」の職業生活設計指導科は、原則として全在院者に対して行うもので、受講者全員に対してビジネスマナー、パソコン操作能力、キャリアカウンセリング等の講座を行う必修プログラムと、受講者個々の必要性に応じて職場の安全衛生、接客の

基本知識等の講座を選択的に行う選択プログラムを組み合わせて行うものとなっている。「職業能力開発指導」の職業指導種目は、例えば、新設された種目である**ICT技術科**は、プログラミング教育などICTに係る知識の習得等を、従来の電気工事科、溶接科、土木建築科等が統合された**総合建設科**は、複数の資格取得に向けた知識・技術の習得等を、従来の農園芸科、木工科、手芸科、陶芸科等が統合された**製品企画科**は、製品企画から制作、展示、販売までを体験することをそれぞれ狙いとするなど、より実践・社会的視点が考慮されている。

令和５年における出院者（退院又は仮退院により少年院を出院した者に限る。以下この節において同じ。）のうち、在院中に指定された職業指導の種目において、溶接、土木・建築、ICT等の資格・免許を取得した者は延べ1,140人、それ以外の資格取得講座において、小型車両系建設機械運転、フォークリフト運転、危険物取扱者等の資格・免許を取得した者は延べ1,676人であった（法務省矯正局の資料による。）。

ウ　教科指導

少年院においては、義務教育未終了者及び社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる在院者に対しては、小学校又は中学校の学習指導要領に準拠した教科指導を行う。そのほか、高等学校への編入若しくは復学、大学等への進学又は就労等のために高度な学力を身に付けることが必要な者に対しては、その学力に応じた教科指導を行うことができる。令和５年における出院者のうち、中学校又は高等学校への復学が決定した者は、それぞれ15人、51人であり、在院中に中学校の修了証明書を授与された者は、63人であった（少年矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。なお、法務省と文部科学省の連携により、少年院内において、高卒認定試験を実施しており、同年度の受験者数は424人、合格者数は、高卒認定試験合格者が162人、一部科目合格者が239人であった（文部科学省総合教育政策局の資料による。）。

エ　体育指導

善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる健全な心身を培わせるため必要な体育指導が行われている。体育指導においては、各種スポーツ種目等を通じて、日常生活に必要な体力や技能を高めることのみならず、遵法の精神や協調性を育むような指導に留意している。

オ　特別活動指導

特別活動指導においては、在院者の情操を豊かにし、自主、自律及び協同の精神を養うため、自主的活動、クラブ活動、情操的活動、行事及び社会貢献活動が行われている。このうち、社会貢献活動としては、社会に有用な活動を通じて規範意識、社会性の向上等を図ることを目的として、公共施設における清掃活動等が行われている。

（３）保護者に対する協力の求め等

少年院においては、在院者の保護者等に対し、在院者の処遇に関する情報の提供、少年院の職員による面接の実施、少年院で実施する教育活動への参加依頼等を通じて、在院者の処遇への理解と協力を得るよう努めている。令和５年に保護者等の参加を依頼した少年院の主な教育活動としては、保護者等と在院者が共同で活動し、相互理解を深めさせることなどを目的とした**保護者参加型プログラム**を延べ173回（保護者等の参加人員は延べ1,072人）、保護者等に在院者の処遇や円滑な社会復帰に向けた支援内容に関する理解を深めさせることを目的とした**保護者会**を延べ859回（同2,001人）、家族間のコミュニケーション等に関する**講習会**を延べ175回（同684人）実施した（法務省矯正局の資料による。）。

また、少年院においては、家族関係を調整する上で必要があると認められる場合のほか、在院者と

保護者等との間で、将来の進路や出院後の生活、被害弁償等の重要な問題について話し合う必要があると認められるなどの場合、在院者を少年院の特に区分した場所に収容し、同所にその保護者等を宿泊させる方法により面会をさせることができる（**宿泊面会**）が、令和５年に実施された宿泊面会は延べ８回であった（法務省矯正局の資料による。）。

コラム６　保護者に対する働き掛け

少年法において、保護者とは、少年に対して法律上監護教育の義務のある者及び少年を現に監護する者をいう。少年は、心身ともに未成熟で、精神的にも社会的にも自立していないことから、非行をした少年（以下「少年」という。）の保護者がその責任を自覚し、少年の処遇を担当する機関と協力して、処遇にも積極的に関わっていくことが、少年の改善更生において極めて重要である。

本章で紹介したとおり、少年院においては、在院者の保護者その他相当と認める者に対し、処遇についての理解と協力を求めるため、また、その監護に関する責任を自覚させ、矯正教育の実効を上げるための各種取組を実施している（第３編第２章第４節３項（３）参照）。例えば、保護者参加型プログラムでは、行事への参加のほか、在院者と共にプログラム（薬物非行防止、SNS の適切な使用等）を受講する機会を設けるなどしている。また、被害者のある非行をした在院者が被害者に対してその責任を果たしていくためには、保護者等の存在が重要であることに鑑み、犯罪被害者や犯罪被害者のサポートをしている支援団体の職員などを招いて、犯罪や非行の被害者が置かれている状況やその心情を理解するための講義なども実施している。

他方、保護者自身が課題を抱え、支援を必要としている実態も明らかとなっている。令和５年版犯罪白書の特集「非行少年と生育環境」においては、少年院在院者や保護観察対象者とその保護者に対して実施した特別調査の結果を紹介しているところ、そこからは、調査対象となった保護者の中には、何らかの事情により、社会的に、又は家庭内で孤立している者がいることが示唆された。また、保護者が求める支援としては、「相談に乗ってくれる窓口」が最も多く、「気軽に相談したり、ぐちをこぼしたりできる相手」といった項目についても相応のニーズが示されていた。

少年院では、従来から、保護観察所と連携し、保護者との面接等の中で、法務教官等において各家庭が直面する課題を把握して必要な助言を行っているほか、少年院に配置されている社会福祉士等が出院後の在院者のサポートに必要な窓口等に関する情報提供も実施している。また、加害者の家族ならではの悩みに対応する取組として、東北少年院では、保護者講習会を開催している。犯罪加害者の家族は、身内である加害者の犯罪によって、失業・転職するなどして生活に困窮したり、周囲から誹謗中傷を受けたり、SNS などで個人情報を流出されたりするなど、社会的に孤立を余儀なくされている場合もあることから、保護者講習会では、こうした加害者家族を支援している NPO 法人「World　Open　Heart」の理事長を招いて、加害者家族支援の実際についての講話などを行っている。講師からは、少年が起こした事件に関して親が置かれる状況について説明がなされ、家族にもお金、時間、心の限界があること、また、家族自身も困ったときはサポートを受けてよいことなどが語られ、現に我が子が起こした事件等で悩んでいる保護者には高い関心を持って受け止められている。

また、保護観察所においても、保護者への指導・助言を実施している（第３編第２章第５節３項（６）参照）。その一例として、新潟保護観察所では、保護観察処分少年及び保護観察所が

生活環境の調整を実施している少年院在院者の保護者を対象として、保護者会を開催しており、保護者としての少年への関わり方や、保護者が抱える課題の解消に資する知識及び情報又は技術を提供し、また、保護者自身が今後の少年との関わりを前向きに考えることを支援している。保護者会では、例えば、親業インストラクターを講師として招き、「子どもとの接し方を学ぶ」というテーマで、子どもからの話の聞き方、子どもに話を聞いてもらうときの接し方についての講義を実施後、参加者が２人一組となって、子どもと実際に接する場面を想定したロールプレイを行うなどしている。参加した保護者の多くは、子どもとの接し方に悩みを抱えており、その共有を図ることができるとともに、子どもとの関わり方について学ぶ機会となっている。

新潟保護観察所における親業インストラクターによる講話【写真提供：法務省保護局】

令和４年版犯罪白書特集「犯罪者・非行少年の生活意識と価値観」においては、刑事施設入所者、保護観察対象者、少年鑑別所入所者に対する質問紙調査の結果を紹介している。法律で禁じられているような「悪い」ことをしようと思ったときに、それを思いとどまらせる心のブレーキとなるものを年齢層別に見ると、「父母のこと」と回答した者の構成比は、20歳以上の者（20～29歳は24.3％、30～39歳は24.0％、40～49歳は21.8％）と比べて少年（16歳未満は33.3％、16・17歳は48.1％、18・19歳は40.7％）は顕著に高く、少年にとっての父母の存在の大きさがうかがえる。少年の改善更生において、保護者の果たす役割は大きく、今後も、必要な指導・支援の積極的な実施が期待される。

（4）関係機関等に対する協力の求め等

少年院においては、家庭裁判所等の関係機関を始めとして、学校、病院、民間の篤志家等に対して協力を求め、その専門的な知識・技術を活用して在院者の改善更生を図っている。

民間の篤志家として、篤志面接委員、教誨師、更生保護女性会員、BBS 会員等が支援活動を行っている。**篤志面接委員**は、在院者に対し、種々の悩みについての相談・助言、教養指導等を行っており、令和５年末現在、341人を少年院の篤志面接委員として委嘱している（法務省矯正局の資料による。）。**教誨師**は、在院者の希望に応じて宗教教誨を行っており、同年末現在、276人を少年院の教誨師として依頼している（法務省矯正局の資料による。第２編第４章第４節３項参照）。**更生保護女性会員**、**BBS 会員**等は、定期的に少年院を訪問し、様々な形で少年院の処遇を支援している（同編第５章第６節４項（１）及び（２）参照）。

（5）社会復帰支援

少年院は、出院後に自立した生活を営む上での困難を有する在院者に対しては、その意向を尊重しつつ、保護観察所と連携して、適切な帰住先を確保すること、医療及び療養を受けることを助けること、修学又は就業を助けることなどの社会復帰支援を行っている。

法務省においては、厚生労働省と連携し、**刑務所出所者等総合的就労支援対策**の一環として、少年院在院者に対してハローワークの職員による職業相談等を実施しており（第２編第４章第３節４項（１）参照）、また、障害を有し、かつ、適当な帰住先がない在院者に対して、出院後速やかに福祉サービスを受けることができるようにするための**特別調整**を実施している（同項（２）及び同編第５章第２節２項参照）。令和５年における出院者のうち、就労支援の対象者に選定されて支援を受けた者は409人（30.8％）、そのうち就職の内定を得た者は156人（出院者の11.7％、就労支援を受けた者の38.1％）であった（少年矯正統計年報による。出院者の進路については、本節４項（１）参照）。

さらに、少年院においては、高等学校等への復学等を希望している在院者又は中学校への復学等が見込まれる在院者に対し、出院後の円滑な復学等を図るために行う修学支援についても充実が図られている。全在院者に対し、「学ぶ」ことの意義、学校の種類、学校卒業後の進路等について情報提供することを目的とした**修学情報ハンドブック**が配布されているほか、転学又は入学が可能な学校や利用可能な経済的支援等に係る情報収集と提供を民間の事業者に委託する修学支援情報提供等請負業務（通称「**修学支援デスク**」）が整備され、在院者がこれを利用して転入学に関する具体的な情報を得られる。令和５年度における修学支援デスクの利用状況は、進路希望依頼が286件、調査報告が811件であった（法務省矯正局の資料による。）。また、少年院在院者に高等学校の教育機会を提供するための方策として、３年度から、一部の少年院において、少年院在院中の通信制高校への入学及び出院後の学びの継続に向けた調整等を行うモデル事業が実施され、その成果を踏まえ、６年度からは、全国の少年院で本取組が展開されている。

第５種少年院在院者について、保護観察所を始めとする関係機関との連携を強化し、社会内処遇と連続性をもった指導・支援等を効率的に行う必要があることから、令和４年度、全国各地の少年院等に第５種少年院在院者等のケース検討会用端末が整備された。

4 出院者

（1）出院状況・進路

令和５年における少年院の出院者は1,328人であり、このうち1,327人（99.9％）が仮退院によるものであった。仮退院者の平均在院期間を出院時の矯正教育課程別に見ると、短期義務教育課程（SE）又は短期社会適応課程（SA）の対象者では144日、SE 及び SA 以外の対象者では389日であった（少年矯正統計年報による。）。

出院者の進路は、就職決定が39.2％、進学決定が1.1％、中学復学決定が1.1％、高等学校復学決定

が3.8％、短期大学・大学・専修学校復学決定が0.3％、就職希望が36.6％、進学希望が13.9％、進路未定が2.0％であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

（2）帰住先

令和５年における出院者の出院時引受人別構成比を男女別に見ると、3-2-4-10図のとおりである。

3-2-4-10図　少年院出院者の出院時引受人別構成比（男女別）

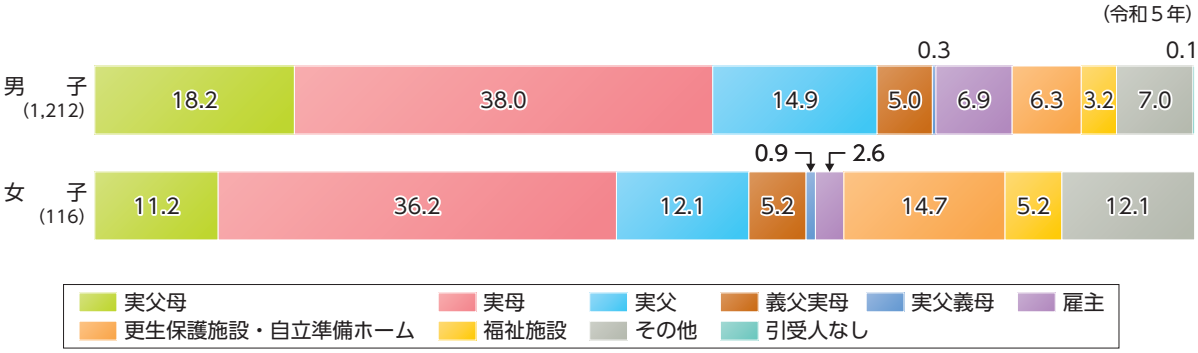

注　1　少年矯正統計年報による。
　　2　「その他」は、養父（母）等である。
　　3　（　）内は、実人員である。

（3）出院者等からの相談

少年院においては、出院者又はその保護者等から、出院者の交友関係、進路選択等について相談を求められた場合において、相当と認めるときは、少年院の職員がその相談に応じている。また、他の機関が対応をすることが適当である場合には、他の適切な機関を紹介するとともに、仮退院した者に係る相談を求められた場合には、保護観察所と連携して対応に当たっている。令和５年における出院者又はその保護者等からの相談件数は729件であり、そのうち主な相談内容の件数（重複計上による。）は、交友関係が114件、家族関係が140件、進路選択が174件であった（法務省矯正局の資料による。）。

5　少年院の運営等

（1）少年院視察委員会

各少年院には、法務大臣が任命する７人以内の外部の委員で構成される少年院視察委員会が設置されており、同委員会は、少年院を視察するなどして、その運営に関し、少年院の長に対して意見を述べるものとされている。令和５年度における少年院視察委員会の活動状況は、会議の開催191回、少年院の視察74回、在院者との面接398件であり、同委員会が少年院の長に対して提出した意見は299件であった（法務省矯正局の資料による。）。

（2）保健衛生・医療

在院者には、できる限り戸外で、健全な心身の成長を図るため適切な運動を行う機会が与えられている。運動においては、矯正教育における体育指導とは異なり、在院者の自主性が尊重されている。また、少年院の職員である医師等又は少年院の長が委嘱する医師等が、在院者の診療を行い、必要な医療上の措置を執っている（第２編第４章第４節２項参照）。

なお、令和６年４月１日現在、専門的に医療を行う少年院（第３種）として、東日本少年矯正医療・教育センター及び京都医療少年院の２庁が設置されている。

（3）規律・秩序の維持

在院者の処遇の適切な実施を確保し、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るのにふさわしい安全かつ平穏な共同生活を保持するためには、少年院の規律及び秩序は適正に維持されなければならない。そのため、少年院においては、少年院法により定められた要件や手続等に基づき、少年院の規律及び秩序を害する反則行為をした在院者に対して、不利益処分である懲戒を行うことがある。懲戒は、少年院の規律及び秩序の維持を主たる目的としつつ、当該在院者の規範意識を喚起する教育的機能を持つものであり、①厳重な訓戒（少年院の長が、反則行為をした在院者にその非を教え、今後を戒めるもの）、②20日以内の謹慎（反則行為をした在院者を集団処遇から離脱させ、居室内で処遇することで反省を促すもの）の２種類がある。令和５年における出院者（1,328人）のうち、在院中に、厳重な訓戒の処分を受けた者は173人、20日以内の謹慎の処分を受けた者は343人であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

なお、令和５年６月に施行された刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和５年法律第28号）により、逃走罪の主体が「裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者」から「法令により拘禁された者」に改められ、これまで逃走罪の主体とされていなかった少年院の保護処分在院者等を含め、少年院を含む矯正施設に収容されている者は全て逃走罪の主体となった（第２編第１章１項（２）参照）。

（4）不服申立制度

不服申立制度として、救済の申出及び苦情の申出の制度がある。救済の申出は、自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇について苦情があるときに、法務大臣に対して、救済を求める申出をすることができる制度であり、苦情の申出は、自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇について、監査官及び少年院の長に対して申出をすることができる制度である。令和５年における救済の申出件数は、72件であった（法務省矯正局の資料による。）。

第５節 ■ 保護観察

1 概説

少年は、家庭裁判所の決定により保護観察に付される場合のほか、保護観察所で生活環境の調整（第２編第５章第２節２項参照）を行い、地方更生保護委員会の決定により少年院からの仮退院が許された場合等にも、保護観察に付される。

家庭裁判所は、少年を保護観察に付する決定をする場合（ただし、令和４年４月に施行された改正法（本章第１節１項参照）により、特定少年については、２年の保護観察に付する決定をする場合に限る。）、短期保護観察又は交通短期保護観察が相当である旨の処遇勧告をすることがあり、その場合、保護観察はこの勧告に従って行われる。短期保護観察は、交通事件以外の非行少年であって、非行性の進度がそれほど深くなく、短期間の保護観察により更生が期待できる者を対象とするものである。交通短期保護観察は、交通事件による非行少年であって、一般非行性がないか又はその進度が深くなく、交通関係の非行性も固定化していない者を対象とするものであり、通常の処遇に代えて、集団処遇を中心とした処遇を集中的に実施している。特定少年を対象とする更生指導については、本節３項（７）参照。

2 少年の保護観察対象者

（1）保護観察開始人員の推移

保護観察処分少年（家庭裁判所の決定により保護観察に付されている者）及び**少年院仮退院者**（少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者）について、保護観察開始人員の推移（最近50年間）及び令和５年における特定少年の保護観察開始人員の保護観察種別構成比を見ると、**3-2-5-1図**のとおりである。保護観察処分少年の保護観察開始人員は、平成11年以降減少し続けていたが、令和５年は前年と比べて増加し1万81人（前年比973人（10.7％）増）であった。少年院仮退院者の保護観察開始人員は、平成９年から14年まで増加していたが、その後、減少傾向にあり、令和５年は1,327人（同32人（2.4％）減）であった（CD-ROM資料**2-9**参照）。また、特定少年について見ると、同年は、保護観察処分少年5,806人（うち更生指導1,506人）、少年院仮退院者519人であった。

3-2-5-1図　少年の保護観察開始人員の推移・特定少年の保護観察開始人員の保護観察種別構成比

① 少年の保護観察開始人員の推移　（昭和49年～令和５年）

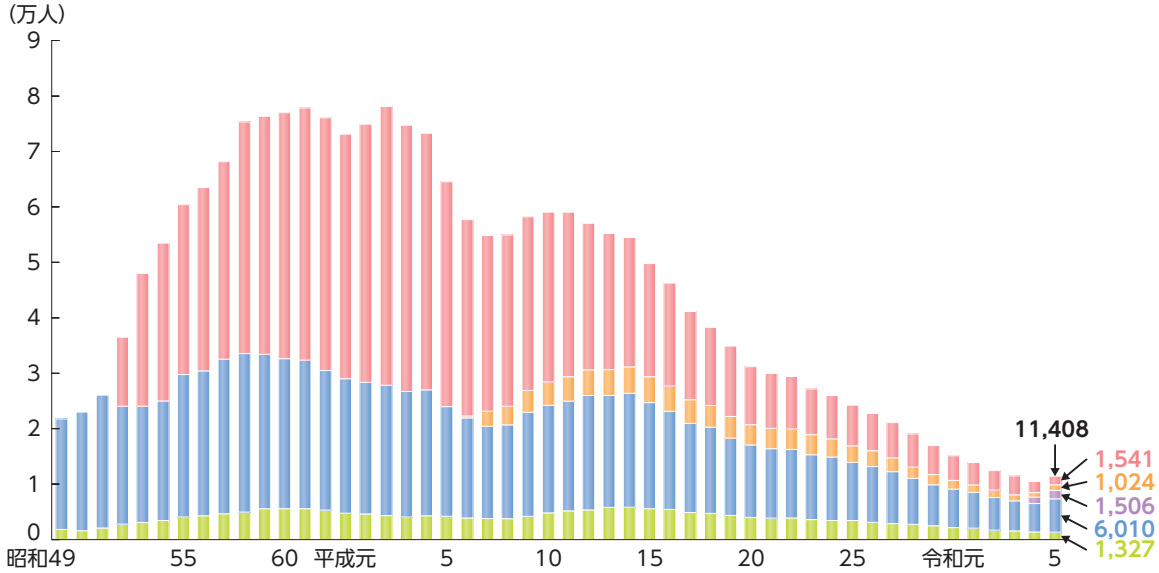

② 特定少年の保護観察開始人員の保護観察種別構成比　（令和５年）

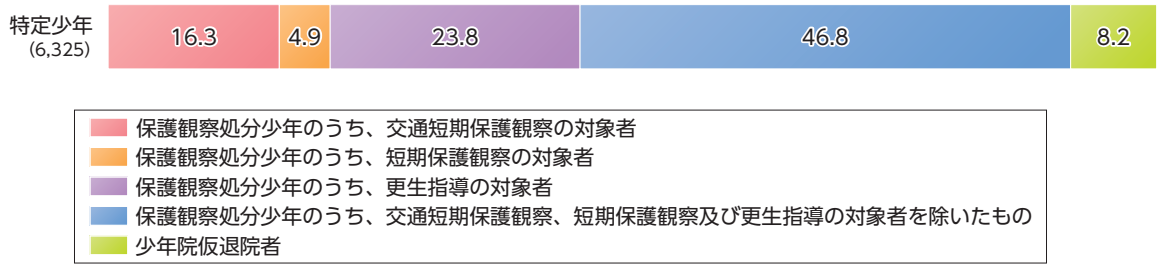

注　1　保護統計年報による。
　　2　「交通短期保護観察」、「短期保護観察」及び「更生指導」については、それぞれ制度が開始された昭和52年、平成６年、令和４年以降の数値を計上している。
　　3　②は、①のうち、家庭裁判所の決定において、特定少年として保護処分に付された者の構成比である。
　　4　（　）内は、実人員である。

（2）保護観察対象者の特徴

ア　年齢

保護観察処分少年（交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者について、令和５年における保護観察開始人員の年齢層別構成比を見ると、3-2-5-2図のとおりである。

3-2-5-2図　少年の保護観察開始人員の年齢層別構成比

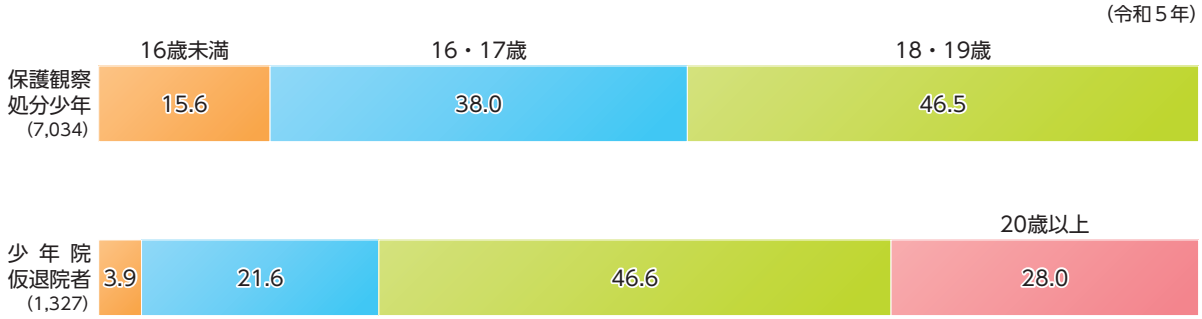

注　1　保護統計年報による。
　　2　保護観察に付された日の年齢による。
　　3　保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
　　4　（　）内は、実人員である。

イ　非行名

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、令和５年における保護観察開始人員の非行名別構成比を見ると、3-2-5-3図のとおりである。保護観察処分少年では、男子は窃盗が最も高く、次いで、傷害・暴行、道路交通法違反の順であり、女子は窃盗が最も高く、次いで、道路交通法違反、傷害・暴行の順であった。少年院仮退院者では、男子は窃盗が最も高く、次いで、傷害・暴行、大麻取締法違反の順であり、女子は窃盗が最も高く、次いで、詐欺、覚醒剤取締法違反の順であった（CD-ROM参照）。

3-2-5-3図　少年の保護観察開始人員の非行名別構成比

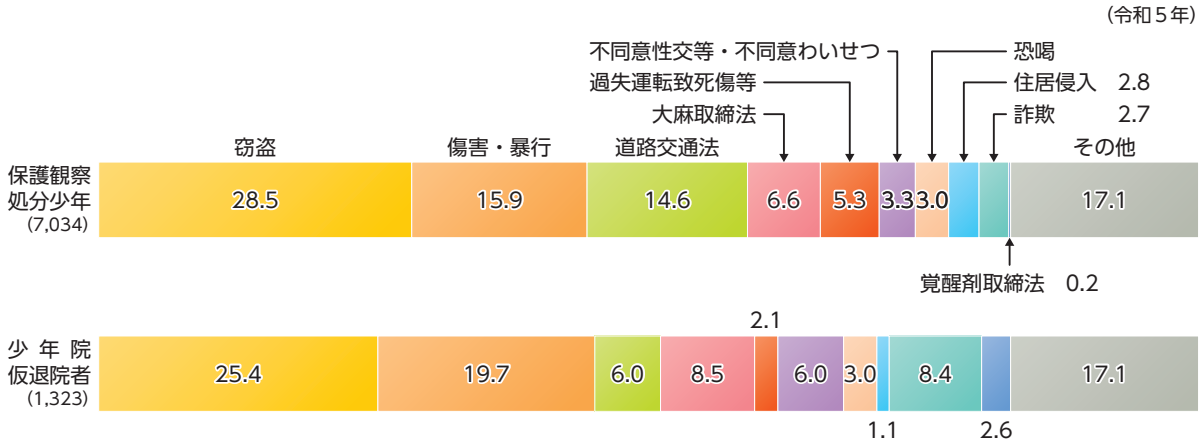

注　1　保護統計年報による。
　　2　保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
　　3　少年院仮退院者は、施設送致申請に基づき少年法26条の４第１項の決定により少年院に収容され仮退院した４人を除く。
　　4　（　）内は、実人員である。

ウ　居住状況

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、令和５年における保護観察開始人員の居住状況別構成比を見ると、3-2-5-4図のとおりである（年齢層別の人員については、CD-ROM 参照）。

3-2-5-4図　少年の保護観察開始人員の居住状況別構成比

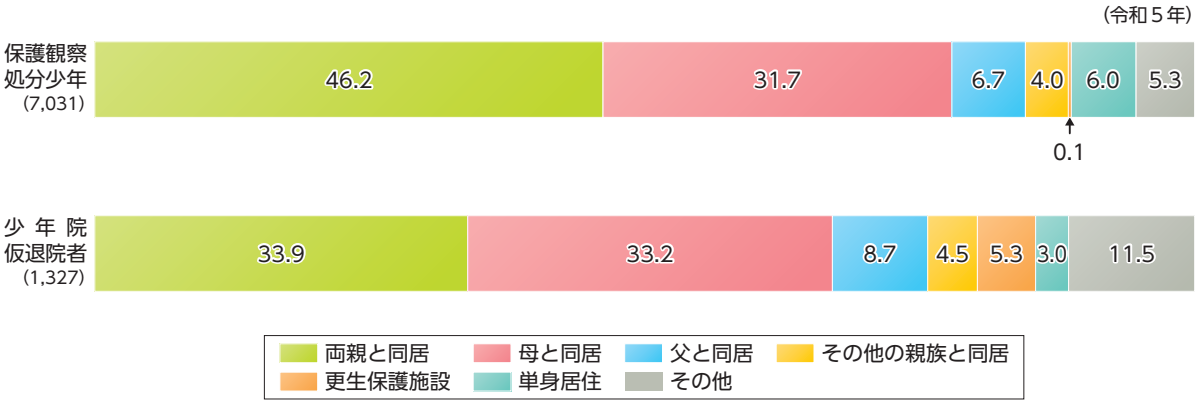

注　1　保護統計年報による。
　　2　保護観察開始時の居住状況による。
　　3　保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
　　4　「その他の親族と同居」は、配偶者（内縁関係にある者を含む。以下同じ。）と同居を含まない。
　　5　「その他」は、配偶者と同居、雇主宅等である。
　　6　居住状況が不詳の者を除く。
　　7　（　）内は、実人員である。

エ　就学・就労状況

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、令和５年における保護観察開始人員の就学・就労状況別構成比を見ると、3-2-5-5図のとおりである（年齢層別の人員については、CD-ROM 参照）。

3-2-5-5図　少年の保護観察開始人員の就学・就労状況別構成比

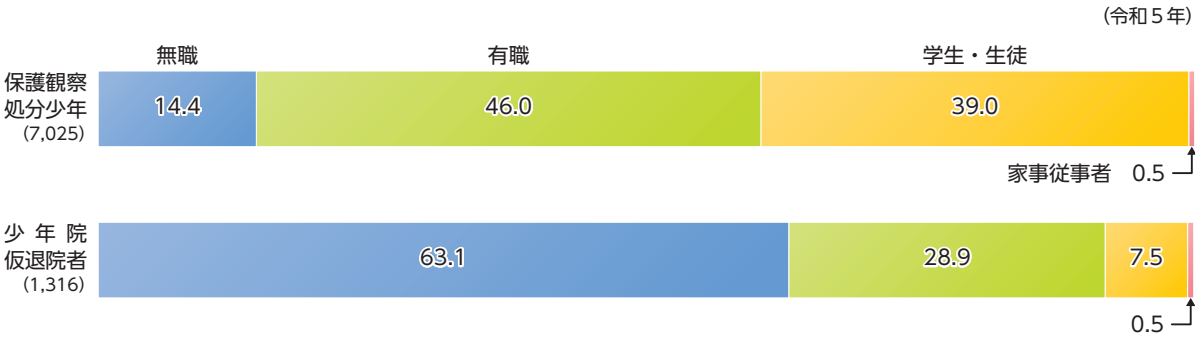

注　1　保護統計年報による。
　　2　保護観察開始時の就学・就労状況による。
　　3　保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
　　4　就学・就労状況が不詳の者を除く。
　　5　（　）内は、実人員である。

3 少年の保護観察対象者に対する処遇

保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対する処遇は、特定暴力対象者に対する処遇及び中間処遇制度を除き、基本的に、仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者に対する処遇と同様である（第２編第５章第３節２項参照）。

（１）類型別処遇

保護観察処分少年（交通短期保護観察、短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。以下（１）において同じ。）及び少年院仮退院者に対しても、**類型別処遇**（第２編第５章第３節２項（２）参照）が実施されている。令和５年末現在における保護観察処分少年及び少年院仮退院者の類型の認定状況を見ると、3-2-5-6表のとおりである。

3-2-5-6表　少年の保護観察対象者の類型認定状況

（令和５年末現在）

領域区分	類型	保護観察処分少年		少年院仮退院者	
関係性領域	児童虐待	3	(0.0)	−	
	配偶者暴力	14	(0.2)	1	(0.1)
	家庭内暴力	121	(1.5)	38	(2.3)
	ストーカー	56	(0.7)	5	(0.3)
不良集団領域	暴力団等	33	(0.4)	18	(1.1)
	暴走族	238	(3.0)	60	(3.6)
	特殊詐欺	224	(2.9)	160	(9.7)
社会適応領域	就労困難	787	(10.1)	374	(22.7)
	就学	1,690	(21.6)	141	(8.5)
	中学生	385	(4.9)	10	(0.6)
	精神障害	1,314	(16.8)	554	(33.6)
	発達障害	828	(10.6)	337	(20.4)
	知的障害	391	(5.0)	153	(9.3)
嗜癖領域	薬物	853	(10.9)	435	(26.4)
	アルコール	170	(2.2)	85	(5.2)
	性犯罪	844	(10.8)	210	(12.7)
	ギャンブル	23	(0.3)	21	(1.3)
	嗜癖的窃盗	30	(0.4)	4	(0.2)

注　1　保護統計年報及び法務省保護局の資料による。
　　2　複数の類型に認定されている者については、該当する全ての類型について計上している。
　　3　「中学生」は、「就学」の内数である。
　　4　「発達障害」及び「知的障害」は、「精神障害」の内数である。
　　5　（　）内は、令和５年末現在、保護観察中の保護観察処分少年（交通短期保護観察、短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。）及び少年院仮退院者の各総数（類型が認定されていない者を含む。）のうち、各類型に認定された者の占める比率である。

（２）凶悪重大な事件を起こした少年に対する処遇

殺人等の凶悪重大な事件を起こして保護観察に付された少年（保護観察処分少年及び少年院仮退院者）は、生活環境の調整及び保護観察の実施において特段の配慮を要するため、重点的な処遇期間（保護観察開始後１年間）を定め、保護観察官の関与を深めるとともに、しょく罪指導プログラム（第２編第５章第３節２項（４）参照）を実施するなど、被害者への対応に関する助言指導も行っている。

（３）専門的処遇プログラム

保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対しては、その者の非行事実等に照らして必要と認められる場合、その特性等に十分配慮した上で、**専門的処遇プログラム**を受けることを生活行動指針として定め、当該プログラムが実施されることがある（第２編第５章第３節２項（３）参照）。令和４年４月以降は、各専門的処遇プログラムの対象者のうち、18歳以上で、当該プログラムを受けることを特別

遵守事項として定める必要性が認められるものについては、原則として、当該プログラムを受けることを特別遵守事項として定めているところ、その開始人員は、性犯罪再犯防止プログラム97人、薬物再乱用防止プログラム202人、暴力防止プログラム82人、飲酒運転防止プログラム２人であった（法務省保護局の資料による。）。

（４）社会貢献活動

保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対しても、社会性の向上、自己有用感の涵（かん）養、規範意識の強化等を図るため、**社会貢献活動**が実施されており、平成27年６月からは、特別遵守事項として定めて義務付けられている（社会貢献活動の内容及び実施状況については、第２編第５章第３節２項（11）参照）。

（５）就労支援・修学支援等

保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対しても、**刑務所出所者等総合的就労支援対策**に基づく計画的な就労支援及び**更生保護就労支援事業**による寄り添い型の就労支援が行われている（第２編第５章第３節２項（９）参照）。令和４年４月から、保護観察所では、保護処分時に特定少年であって、就労に係る遵守事項が設定された者のうち、就労意欲に乏しいものや、当面就労の見込みがないものなどに対して、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育むことを目的とするジョブキャリア学習を実施している。また、沼田町就業支援センターでは、将来の就農に意欲を持つ保護観察処分少年、少年院仮退院者及び若年仮釈放者を宿泊させて、実習農場等において職業訓練を実施している（同項（10）参照）。

令和５年４月から、保護観察所では、修学の継続等のために支援が必要と認められる保護観察処分少年、少年院仮退院者等に対し、個々の対象者の抱える課題等に応じて、学習支援、学校等の関係機関とのケース会議の実施などを組み合わせた支援を行う修学支援パッケージを実施している。同年９月からは、修学・就労への動機付けを高めることが必要と認められる保護観察処分少年、少年院仮退院者等を対象としたキャリア発達支援ツールであるCANVAS（Career education for Appreciating New Values and Adventurously Sailing against the wind）を一部の保護観察所で試行している。

（６）保護者に対する措置

保護観察所においては、少年の保護観察対象者の保護者に対し、少年の生活実態等を把握して適切にその監護に当たるべきことや、少年の改善更生を妨げていると認められる保護者の行状を改めるべきことについて指導又は助言を行うほか、少年の非行に関連する問題の解消に資する知識等の提供を目的とする講習会や、保護者同士が子育てに関する経験、不安や悩みを話し合う**保護者会**を開催するなどしている。令和５年度においては、講習会・保護者会等を34回実施し、134人が参加した（法務省保護局の資料による。）。

（７）更生指導

令和４年４月以降、保護処分時に特定少年であり、６月の保護観察に付された者については、比較的軽微な罪を犯し、その問題性が比較的小さく、遵守事項違反の場合の収容の仕組みがなくても改善更生を図ることができると想定されることから、不良措置（本節４項（２）参照）をとることができない枠組みで処遇を行っており、毎月１回、保護観察官に対し自己の生活状況について報告させるとともに、個々の課題に応じて、期間中に１回から数回、交通講習や社会貢献活動等の必要な講習等を受けさせる処遇（**更生指導**）を行っている。ただし、生活環境の改善・調整など補導援護の措置を特に継続して行う必要があると認められ、家庭裁判所からその旨の処遇勧告がなされた場合などには、必要に応じて担当保護司を指名し、毎月１回以上、保護観察官又は保護司を訪問させて生活状況を報

告させ、状況に応じて必要な補導援護の措置を行っている。

4 少年の保護観察対象者に対する措置

（1）良好措置

保護観察処分少年は、原則として、20歳に達するまで（その期間が２年に満たない場合には２年間。令和４年４月以降、保護処分時に特定少年であり、６月又は２年の保護観察に付された者については当該期間。）保護観察を受けるが、保護観察を継続しなくとも確実に改善更生することができると認められるに至ったときは、保護観察所の長の判断により、**解除**の措置がとられて保護観察は終了する。また、保護観察所の長の判断により、一定期間、指導監督、補導援護等を行わず経過を観察する**一時解除**の措置がとられることもある。少年院仮退院者は、少年院の収容期間（収容すべきであった期間）の満了まで保護観察を受けるが、保護観察を継続しなくとも確実に改善更生することができると認められるに至ったときは、保護観察所の長の申出に基づき地方更生保護委員会が退院を決定し、保護観察は終了する。５年に解除となった者（交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。）は4,050人、そのうち特定少年は1,323人であった。また、一時解除となった者は１人、退院となった者は74人であった（保護統計年報による。）。

（2）不良措置

保護観察所の長は、保護観察処分少年（令和４年４月以降は、保護処分時に特定少年であり、６月又は２年の保護観察に付された者を除く。）が遵守事項を遵守しなかったときは、これを遵守するよう**警告**を発することができ、なお遵守事項を遵守せず、その程度が重いときは、家庭裁判所に対し、新たな保護処分として児童自立支援施設・児童養護施設送致又は少年院送致の決定をするように申請（**施設送致申請**）することができる。また、保護観察所の長は、新たにぐ犯事由があると認めるときは、家庭裁判所に**通告**することができる。５年に警告がなされた者は20人、施設送致申請がなされた者は３人、通告がなされた者は６人であった（保護統計年報及び法務省保護局の資料による。）。

令和４年４月以降、保護観察所の長は、保護処分時に特定少年であり、２年の保護観察に付された者が遵守事項を遵守せず、その程度が重いと認めるときは、家庭裁判所に対し、少年院に収容する旨の決定（**収容決定**）を申請することができ（ただし、保護観察に付された際に１年以下の範囲内で定められた収容可能期間を満了していないときに限る。）、家庭裁判所の決定により、当該者は収容可能期間の範囲内で少年院に収容される。その場合、家庭裁判所の決定があった時から保護観察は停止し、地方更生保護委員会の決定により退院が許され釈放された時又は収容可能期間が満了した時から保護観察の期間は再び進行する。５年に収容決定申請がなされた者は１人であった（保護統計年報による。）。

少年院仮退院者（令和４年４月以降は、保護処分時に特定少年であり、少年院に送致となった者を除く。）が遵守事項を遵守しなかったときは、保護観察所の長の申出と地方更生保護委員会の申請を経て、家庭裁判所の決定により、少年院に再収容（**戻し収容**）することがある。５年に戻し収容となった者は、３人であった（保護統計年報による。）。

令和４年４月以降、保護処分時に特定少年であり、少年院に送致となった少年院仮退院者が遵守事項を遵守しなかったときは、地方更生保護委員会の**仮退院の取消し**決定により、再び少年院に収容されることがある。５年に、仮退院の取消し決定により、再び少年院に収容された者はいなかった（保護統計年報による。）。

5 少年の保護観察の終了

保護観察処分少年（交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者について、令和５年における保護観察終了人員の終了事由別構成比を総数及び保護

観察終了時の就学・就労状況別に見ると、3-2-5-7図のとおりである。保護観察終了時に無職である者は、保護観察処分少年では45.5％、少年院仮退院者では26.9％が、保護処分の取消し（競合する新たな処分を受けたことなどにより、保護処分が取り消されること）で終了している（年齢層別の人員については、CD-ROM 参照）。

3-2-5-7図 少年の保護観察終了人員の終了事由別構成比（総数、終了時の就学・就労状況別）

（令和５年）

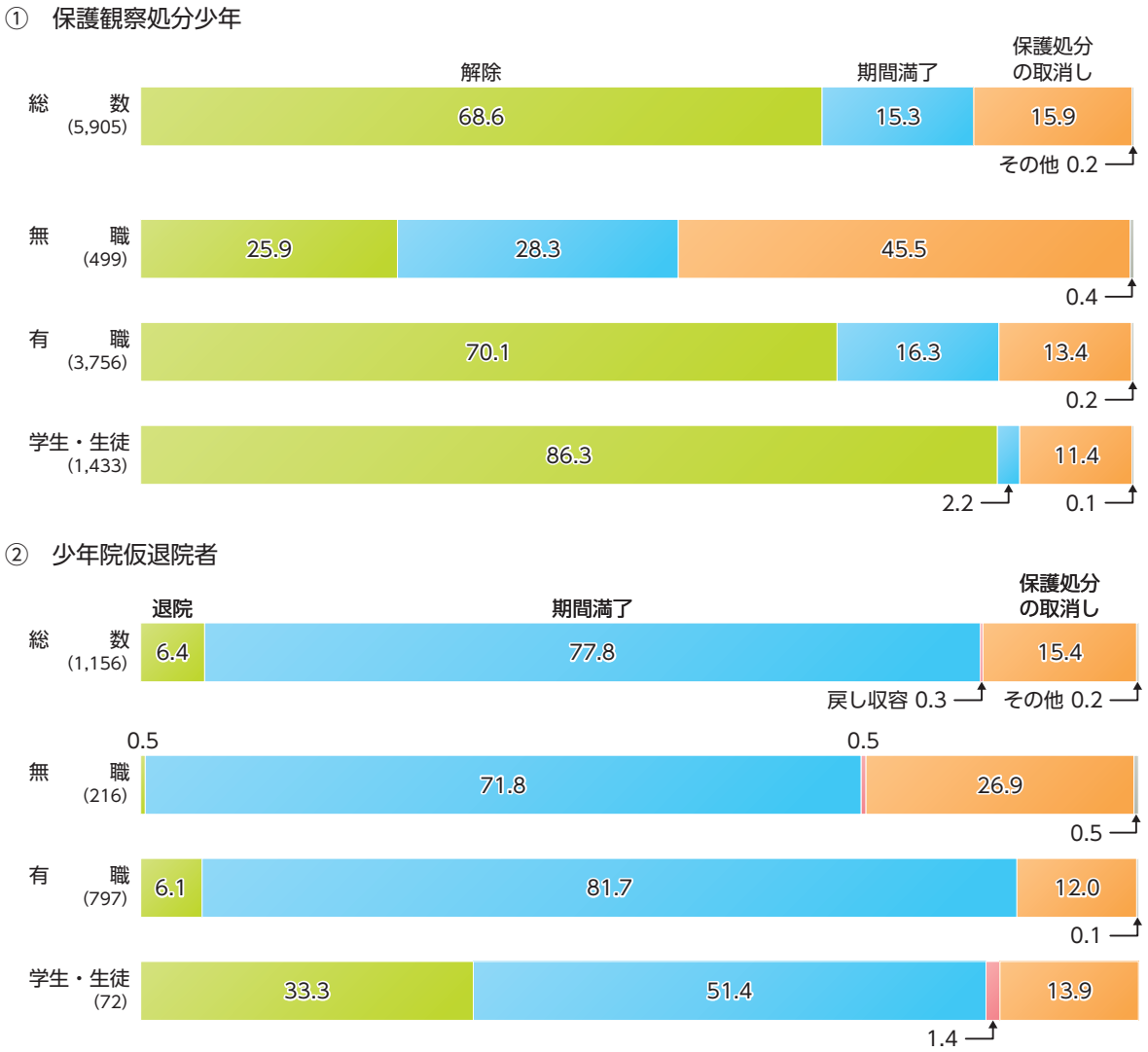

注 1 保護統計年報による。
2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
3 「総数」は、「無職」、「有職」及び「学生・生徒」のほか、家事従事者、定収入のある無職者及び不詳の者を含む。
4 「保護処分の取消し」は、保護観察開始前の非行・犯罪によって、競合する新たな処分を受けたことにより、前の保護処分が取り消される場合等を含む。
5 少年院仮退院者のうち、「仮退院の取消し」により保護観察を終了した者は、令和５年はいなかった。
6 「その他」は、死亡等である。
7 （ ）内は、実人員である。

第3章　少年の刑事手続

第1節■概要

1 起訴と刑事裁判

検察官は、家庭裁判所から刑事処分相当として少年の事件の送致を受けた場合、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑があると思料するときは、原則として、公訴を提起しなければならない。

起訴された少年の公判の手続は、20歳以上の者の場合とほぼ同様である。ただし、裁判所は、事実審理の結果、少年の被告人を保護処分に付するのが相当であると認めるときは、決定で、事件を家庭裁判所に移送する。

少年を有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきときは、刑の執行を猶予する場合を除き、処断すべき刑の範囲内において、長期（15年を超えることはできない。）を定めるとともに、長期の２分の１（長期が10年を下回るときは、長期から５年を減じた期間。以下この項において同じ。）を下回らない範囲内において短期（10年を超えることはできない。）を定めて、不定期刑を言い渡す。また、不定期刑の短期は、少年の改善更生の可能性その他の事情を考慮し特に必要があるときは、処断すべき刑の短期の２分の１を下回らず、かつ、長期の２分の１を下回らない範囲内において、処断刑の下限を下回る期間を定めることができる。ただし、改正法により、特定少年に対しては、20歳以上の者と同様に、不定期刑ではなく最長30年以下の範囲で定期刑を言い渡すこととなった（令和４年４月施行。改正法の概要については、本編第２章第１節１項参照）。

犯行時18歳未満の者には、死刑をもって処断すべきときは無期刑を科さなければならず、無期刑をもって処断すべきときであっても、有期の懲役又は禁錮を科することができる。この場合において、その刑は、10年以上20年以下において言い渡す。

2 刑の執行

少年の受刑者は、主として少年刑務所に収容され、20歳以上の受刑者と分離し、特に区画した場所でその刑の執行を受ける。ただし、改正法により、特定少年については、この限りでなくなった（令和４年４月施行）が、18歳及び19歳の少年の受刑者と20歳以上の受刑者との接触については、個々の少年の受刑者の情操に配慮し、必要な措置を講ずることとされた。懲役又は禁錮の言渡しを受けた16歳未満の少年に対しては、16歳に達するまでは、少年院で刑の執行をすることができる。

3 仮釈放

少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者については、無期刑の言渡しを受けた者は７年（ただし、犯行時18歳未満であったことにより死刑をもって処断すべきところを無期刑の言渡しを受けた者については10年）、犯行時18歳未満であったことにより無期刑をもって処断すべきところを有期刑の言渡しを受けた者はその刑期の３分の１、不定期刑の言渡しを受けた者はその刑の短期の３分の１の期間をそれぞれ経過した後、仮釈放を許すことができる。ただし、改正法により、特定少年のときに刑の言渡しを受けた者については、この限りではなくなり、20歳以上のときに懲役又は禁錮の言渡しを受けた者の仮釈放（第２編第５章第２節１項参照）と同様の扱いとなった（令和４年４月施行）。

第2節 ■ 起訴と刑事裁判

1 検察庁での処理状況

3-3-2-1表は、令和５年における逆送事件（少年法20条又は62条に基づき家庭裁判所から検察官に送致された事件）の検察庁処理人員を罪名別に見るとともに、これを処理区分別に見たものである。

3-3-2-1表 逆送事件 検察庁処理人員（罪名別、処理区分別）

（令和５年）

罪名	総数	起訴	公判請求	家庭裁判所に再送致	不起訴・中止
総数	1,541	1,511 (1,505)	266 (265)	10 (9)	20
刑法犯	175	171 (171)	168 (168)	2 (1)	2
放火	5	5 (5)	5 (5)	−	−
不同意わいせつ・不同意性交等	17	17 (17)	17 (17)	−	−
殺人	2	2 (2)	2 (2)	−	−
傷害	10	9 (9)	9 (9)	1 (1)	−
危険運転致死傷	5	5 (5)	5 (5)	−	−
窃盗	58	57 (57)	56 (56)	1 (−)	−
強盗	44	44 (44)	44 (44)	−	−
詐欺	16	16 (16)	16 (16)	−	−
恐喝	1	1 (1)	1 (1)	−	−
その他	17	15 (15)	13 (13)	−	2
過失運転致死傷等	63	53 (53)	26 (26)	4 (4)	6
特別法犯	1,303	1,287 (1,281)	72 (71)	4 (4)	12
道交違反を除く特別法犯	36	34 (34)	20 (20)	−	2
大麻取締法	8	8 (8)	8 (8)	−	−
覚醒剤取締法	4	4 (4)	4 (4)	−	−
その他	24	22 (22)	8 (8)	−	2
道交違反	1,267	1,253 (1,247)	52 (51)	4 (4)	10

注 1 検察統計年報による。
2 移送及び年齢超過後の処分を除く。
3 （ ）内は、特定少年の人員で、内数であり、資料を入手し得た数値を計上している。

2 通常第一審の科刑状況

3-3-2-2表は、令和５年における少年の通常第一審での科刑状況を罪名別に見るとともに、これを裁判内容別に見たものである。

3-3-2-2表 通常第一審における少年に対する科刑状況（罪名別、裁判内容別）

（令和５年）

罪名	有罪総数	死刑	無期懲役	有期懲役・禁錮						罰金	家裁移送
				不定期刑	定期刑						
						一部執行猶予		全部執行猶予			
							保護観察付		保護観察付		
総数	79	－	－	2	73	－	－	51	14	4	1
刑法犯	32	－	－	2	30	－	－	15	7	－	1
わいせつ等	5	－	－	－	5	－	－	2	1	－	－
殺人	2	－	－	1	1	－	－	－	－	－	－
傷害	4	－	－	－	4	－	－	1	－	－	－
窃盗	3	－	－	－	3	－	－	2	1	－	1
強盗	11	－	－	1	10	－	－	5	4	－	－
詐欺	3	－	－	－	3	－	－	1	－	－	－
恐喝	1	－	－	－	1	－	－	1	－	－	－
その他	3	－	－	－	3	－	－	3	1	－	－
特別法犯	47	－	－	－	43	－	－	36	7	4	－
大麻取締法	2	－	－	－	2	－	－	2	2	－	－
覚醒剤取締法	1	－	－	－	1	－	－	1	1	－	－
道路交通法	23	－	－	－	19	－	－	19	2	4	－
自動車運転死傷処罰法	19	－	－	－	19	－	－	14	2	－	－
その他	2	－	－	－	2	－	－	－	－	－	－

注 1 司法統計年報による。
2 「わいせつ等」は、刑法第２編第22章の罪をいう。
3 「傷害」は、刑法第２編第27章の罪をいう。
4 裁判時20歳未満の者に限る。

第3節 ■ 少年の受刑者

少年入所受刑者（懲役又は禁錮の言渡しを受けた少年であって、その刑の執行のため入所した受刑者をいう。）の人員は、昭和41年には1,000人を超えていたが、その後、大幅に減少し、63年以降は100人未満で推移し、令和５年は25人（前年比11人増）であった。同年における少年入所受刑者の人員を刑期（不定期刑は、刑期の長期による。）別に見ると、無期が０人、５年を超える者が７人、３年を超え５年以下の者が10人、３年以下の者が８人であった（CD-ROM 資料**3-12**参照）。なお、同年は、少年入所受刑者中、一部執行猶予受刑者はいなかった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

少年の受刑者については、心身が発達段階にあり、可塑性に富んでいることから、刑事施設ではその特性に配慮した処遇を行っている。すなわち、処遇要領の策定（第２編第４章第３節１項（１）参照）に関しては、導入期、展開期及び総括期に分けられた処遇過程ごとに、矯正処遇の目標及びその内容・方法を定めている。また、矯正処遇の実施に関しては、教科指導を重点的に行い、できる限り職業訓練を受けさせ、一般作業に従事させる場合においても、有用な作業に就業させるなどしている。さらに、令和４年４月以降、改善指導の実施に関しても、犯した罪の大きさや被害者等の心情等を認識させるとともに、出所後の進路選択や生活設計を具体的に検討させ、社会復帰に対する心構えを身に付けさせるよう配慮するほか、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の施行により成年年齢が引き下げられたことを踏まえ、18歳以上の少年の受刑者については、民法上成年として扱われる年齢であることに鑑み、各種法令上の成年としての権利とそれに伴う責任等について理解させ、成年としての自覚を促すよう配慮することとされている。

加えて、少年の受刑者ごとに１人以上の職員を指定し（個別担任制）、その個別担任において、他の職員と緊密な連携を図りつつ、個別面接、日記指導等の個別に行う指導を継続的に実施している。

なお、少年院において刑の執行をするときには、少年には、矯正処遇ではなく、矯正教育を行う（**3-2-4-9表**参照）。

刑事施設における機能向上作業（認知機能・身体機能の向上を目的とした作業）の様子
【写真提供：法務省矯正局】

ダルクミーティング（模擬）の様子
【写真提供：法務省保護局】

第4編　各種犯罪の動向と各種犯罪者の処遇

第１章　交通犯罪
第２章　薬物犯罪
第３章　組織的犯罪・暴力団犯罪
第４章　財政経済犯罪
第５章　サイバー犯罪
第６章　児童虐待・配偶者からの暴力・ストーカー等に係る犯罪
第７章　女性による犯罪・非行
第８章　高齢者による犯罪
第９章　外国人による犯罪・非行
第10章　精神障害のある者による犯罪等
第11章　公務員による犯罪

第1章　交通犯罪

第1節 ■ 交通犯罪関係法令の改正状況

1 自動車運転死傷処罰法

平成25年11月、自動車の運転による死傷事件に対して、運転の悪質性や危険性等の実態に応じた処罰ができるようにするため、**自動車運転死傷処罰法**が成立し、26年５月に施行された。この法律において、①従来の危険運転致死傷罪が刑法から移されて規定されるとともに（当時の第２条１から５号）、危険運転致死傷罪の新たな類型として、通行禁止道路において重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転して人を死傷させた場合が追加され（当時の同条６号）、②アルコール、薬物又は病気の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転し、アルコール等の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた場合について、従来の危険運転致死傷罪より刑の軽い、新たな危険運転致死傷罪として新設された（第３条）。また、③従来の自動車運転過失致死傷罪が刑法から移されて過失運転致死傷罪として規定されるとともに（第５条）、④アルコール又は薬物の影響で正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転して過失により人を死傷させ、その運転のときのアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる行為をした場合について、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪として新設され（第４条）、⑤危険運転致死傷罪、過失運転致死傷罪及び過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪を犯した時に無免許運転であったときは、刑を加重する規定が新設された（第６条）。

さらに、令和２年法律第47号による改正では、いわゆるあおり運転（あおり運転については、本節２項参照）に関し、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、①車の通行を妨害する目的で、走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。）の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転して人を死傷させた場合（第２条５号）、②高速自動車国道等において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行をさせて人を死傷させた場合（同条６号）が、危険運転致死傷罪の新たな類型として追加された（令和２年７月施行）。なお、本改正により、改正前の第２条５号は７号、同条６号は８号となった。

2 道路交通法

道路交通法については、令和元年法律第20号による改正で、①自動車の自動運転技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定が整備されるとともに、②自動車等を運転中に携帯電話等を使用する行為等の法定刑が引き上げられた（①は令和２年４月施行、②は元年12月施行）。

令和２年法律第42号による改正では、①他の車両等の通行を妨害する目的で、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法により、一定の違反（通行区分、急ブレーキ禁止、車間距離保持等の規定違反）行為をした者を妨害運転（あおり運転）として処罰する規定や、妨害行為により高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者を加重処罰する規定等を新設し、②一定の違反行為をした75歳以上の者は、運転免許証の更新を受けようとする場合、運転免許証の更新期間満了日の前６か月以内に、運転技能検査を受けなければならず、公安委員会は、運転技能検査の結果が、一定の基準に達しない者には運転免許証の更新をしないことができるとするなどの高齢運転者対策を充実・強化した（①は令和２年６月施

行、②は４年５月施行)。

令和４年法律第32号による改正では、①特定自動運行に係る許可制度が創設され、②新たな交通主体である㋐電動キックボード等の特定小型原動機付自転車や㋑自動配送ロボット等の遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定が整備されるとともに、③運転免許証と個人番号カードの一体化に関する規定が整備されるなどした（①及び②㋑は令和５年４月施行、②㋐は同年７月施行、③は７年３月施行)。

また、令和６年法律第34号による改正では、自転車等の交通事故防止のため、①自転車運転中の携帯電話使用等及び酒気帯び運転が禁止され、罰則規定が整備されるとともに、②車道における自動車等と自転車等の側方接触を防止するための新たな義務として、自動車等が自転車等の右側を通過する場合において両者の間に十分な間隔がないとき、自動車等は自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行し、自転車等はできる限り道路の左端に寄って通行する規定が創設され、③自転車等の運転者（16歳未満の者を除く。）がした一定の違反行為を交通反則通告制度の対象とする規定が整備されるなどした（①は令和６年11月１日施行、②及び③は８年５月までに施行)。

第２節 ■ 犯罪の動向

１ 交通事故の発生動向

交通事故（道路交通法２条１項１号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故に係るものであり、昭和41年以降は、人身事故に限る。以下この節において同じ。）の発生件数及び交通事故による死傷者数の推移（23年以降）は、**4-1-2-1図**のとおりである（詳細については、CD-ROM 資料**4-1**参照)。発生件数及び負傷者数は、平成17年以降減少傾向にあり、令和５年はそれぞれ30万7,930件（前年比2.4％増)、36万5,595人（同2.5％増）であった。死亡者数も、平成４年（１万1,452人）をピークに減少傾向にあったが、令和５年は前年より増加し、2,678人（同68人増）であった（CD-ROM 資料**4-1**参照)。

4-1-2-1図 交通事故 発生件数・死傷者数の推移

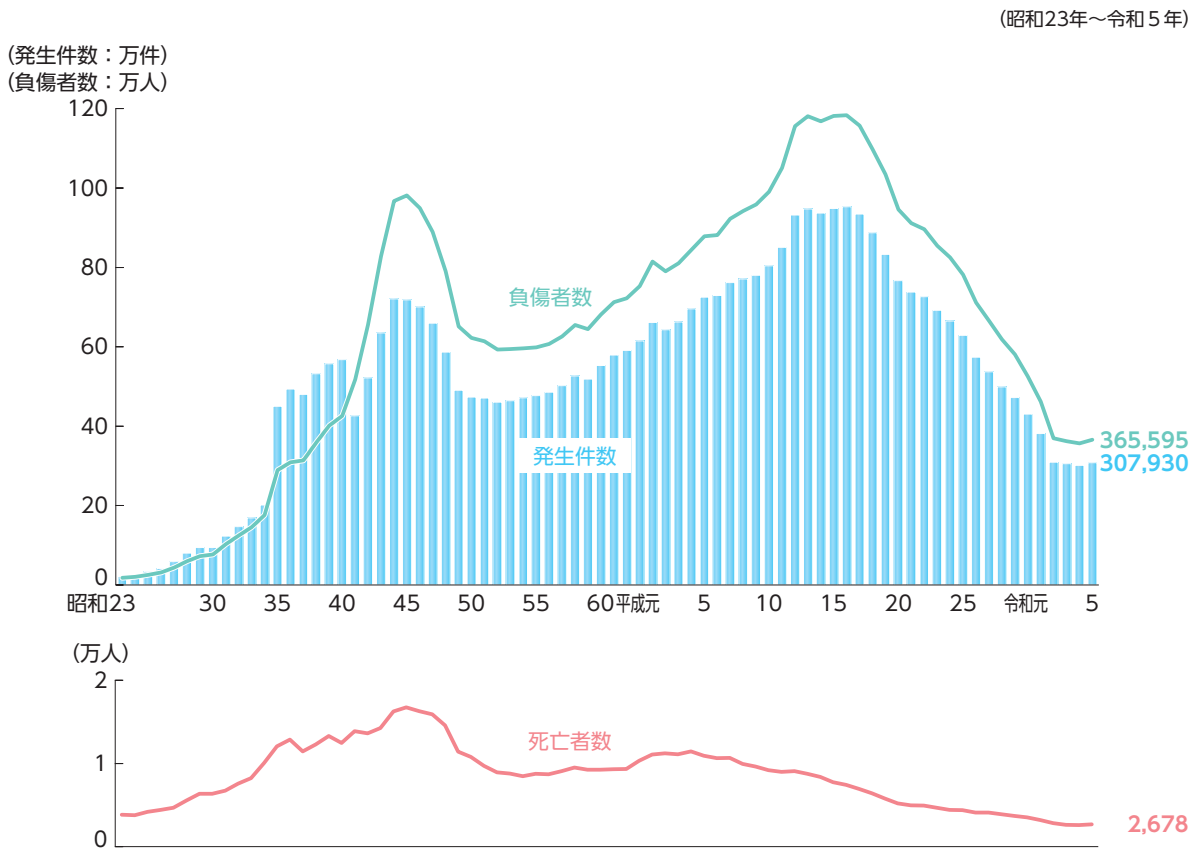

注　1　警察庁交通局の統計による。
　　2　「発生件数」は、道路交通法２条１項１号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故に係るものであり、昭和41年以降は、人身事故に限る。
　　3　「発生件数」及び「負傷者数」は、昭和34年以前は、２万円以下の物的損害及び１週間以下の負傷の事故を除く。
　　4　「死亡者」は、交通事故により発生から24時間以内に死亡した者をいう。

交通事故の発生件数（第一当事者（事故当事者のうち最も過失の重い者をいい、過失が同程度の場合は、人身損傷程度が軽い者をいう。以下この項において同じ。）が自動車、自動二輪車及び原動機付自転車の運転者に係るものに限る。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を第一当事者の年齢層別に見ると、**4-1-2-2図**のとおりである。20歳未満は、平成13年から減少し続けており、令和５年は8,170件（前年比4.2％減）であった。また、20～29歳も、平成13年から減少傾向にあり、令和５年は４万9,519件（同1.0％減）であった。65～74歳は、平成19年（７万3,609件）まで増加し続けた後は減少傾向にあるが、令和５年は４万1,343件（同0.8％増）であった。75歳以上は、平成25年（３万4,759件）まで増加し続けた後は減少傾向にあるが、令和５年は３万330件（同13.1％増）であった（CD-ROM 参照）。

交通事故の発生件数における高齢者率（第一当事者が高齢者であるものが占める比率をいう。）は、上昇し続けており、令和５年は25.2％（前年比0.8pt 上昇）であった。

なお、交通事故による死亡者数を年齢層別に見ると、そのうちの高齢者が占める比率は、令和５年は54.7％（前年比1.6pt 低下）であった（警察庁交通局の統計による。）。

4-1-2-2図　交通事故 発生件数の推移（第一当事者の年齢層別）

（平成16年～令和５年）

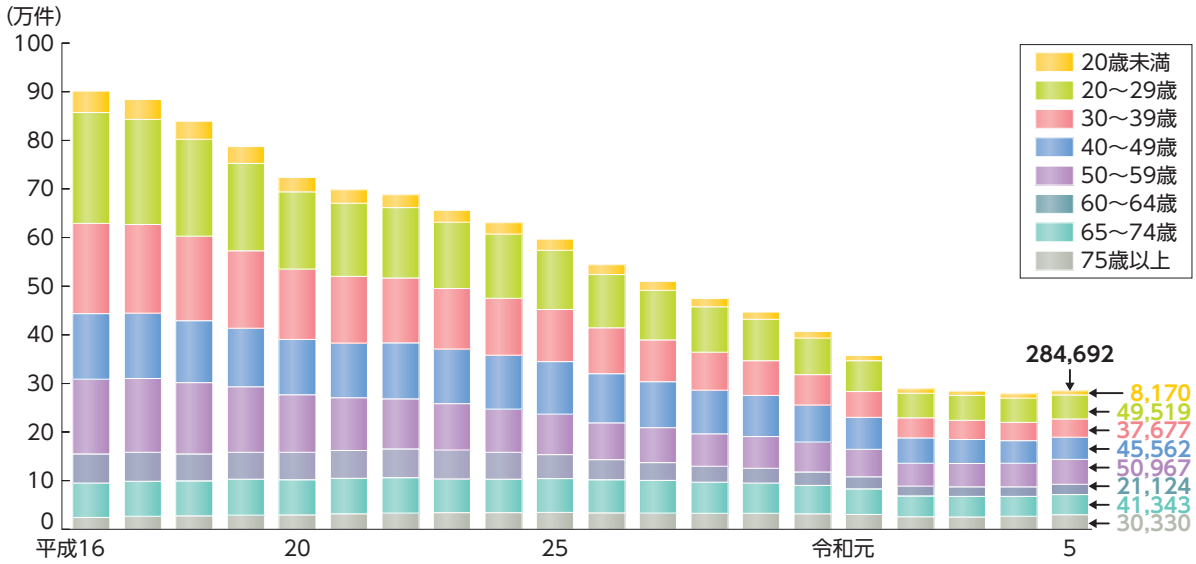

注　1　警察庁交通局の統計及び資料による。
　　2　「第一当事者」とは、事故当事者のうち最も過失の重い者をいい、過失が同程度の場合は、人身損傷程度が軽い者をいう。
　　3　第一当事者が自動車、自動二輪車及び原動機付自転車の運転者に係るものに限る。
　　4　事故発生時の年齢による。

2　過失運転致死傷等・危険運転致死傷

過失運転致死傷等及び危険運転致死傷の検挙人員の推移（最近20年間）を見ると、4-1-2-3図のとおりである。過失運転致死傷等の検挙人員は、平成16年（90万119人）をピークにその後は減少し続けていたが、令和５年は29万7,422人（前年比2.6％増）であった。危険運転致死傷の検挙人員は、平成26年５月に自動車運転死傷処罰法の施行により処罰範囲が拡大されるなどすると、同年以降は増加傾向にあり、令和５年は778人（同5.6％増）であった。

4-1-2-3図　過失運転致死傷等・危険運転致死傷 検挙人員の推移

（平成16年～令和５年）

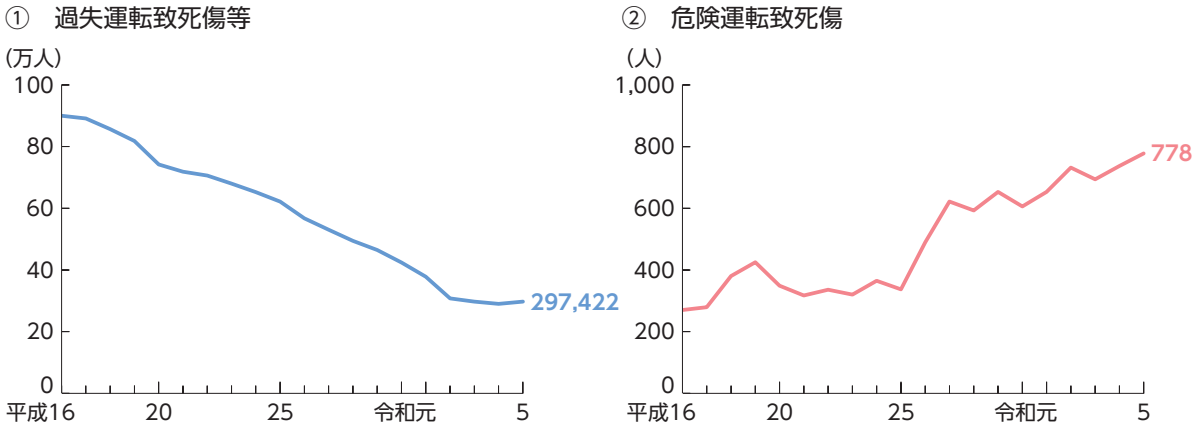

注　警察庁の統計による。

令和５年における危険運転致死傷・過失運転致死傷等の罪名別検挙人員は、**4-1-2-4表**のとおりである。両罪名については、自動車運転死傷処罰法（本章第１節１項参照）又は刑法が適用されるところ、同年の危険運転致死傷（同表中自動車運転死傷処罰法における①～④及び刑法における⑨。以下この段落において同じ。）の検挙人員は778人（前年比41人増）であり、過失運転致死傷等（同表中自動車運転死傷処罰法における⑤～⑧及び刑法における⑩～⑫。以下この段落において同じ。）の検挙人員は29万7,422人（同7,470人増）であった。また、同年の危険運転致死傷のうち致死事件の検挙人員は33人（同16人減）であり、過失運転致死傷等のうち致死事件の検挙人員は2,210人（同136人増）であった（CD-ROM 参照）。

なお、犯罪少年による危険運転致死傷の検挙状況については、第３編第１章第２節３項参照。

4-1-2-4表　危険運転致死傷・過失運転致死傷等 検挙人員

（令和５年）

罪名	検挙人員	致傷	致死
自動車運転死傷処罰法	291,720	289,516	2,204
①危険運転致死傷（2条）	447	421	26
②危険運転致死傷（3条）	285	278	7
③無免許危険運転致傷（6条1項）	33	33	…
④無免許危険運転致死傷（6条2項）	13	13	－
⑤過失運転致死傷	289,728	287,570	2,158
⑥過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱	93	92	1
⑦無免許過失運転致死傷	1,115	1,103	12
⑧無免許過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱	6	6	－
刑法	6,480	6,441	39
⑨危険運転致死傷	－	－	－
⑩自動車運転過失致死傷等	249	231	18
⑪重過失致死傷	4,763	4,753	10
⑫過失致死傷	1,468	1,457	11

注　1　警察庁交通局の統計による。
　　2　「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱」は、自動車運転死傷処罰法４条に規定する罪をいう。
　　3　「無免許過失運転致死傷」は、自動車運転死傷処罰法６条４項に規定する罪をいう。
　　4　「無免許過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱」は、自動車運転死傷処罰法６条３項に規定する罪をいう。
　　5　「刑法」は、道路交通法２条１項１号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故に係る事案に限る。
　　6　「⑨危険運転致死傷」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の２に規定する罪をいう。
　　7　「自動車運転過失致死傷等」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条１項前段及び２項に規定する罪をいう。

3 ひき逃げ事件

ひき逃げ事件（人の死傷を伴う交通事故に係る救護措置義務違反）の発生件数及び検挙率の推移（最近20年間）は、4-1-2-5図のとおりである。発生件数は、平成12年以降急増した後、17年から減少傾向にあったが、令和３年以降増加し続け、５年は前年比203件（2.9％）増の7,183件であった（CD-ROM 参照）。全検挙率は、平成16年に25.9％を記録した後、翌年から上昇傾向にあり、令和５年は72.1％（前年比2.8pt 上昇）であった。死亡事故に限ると、検挙率は、おおむね90％を超える高水準で推移している。

4-1-2-5図 ひき逃げ事件 発生件数・検挙率の推移

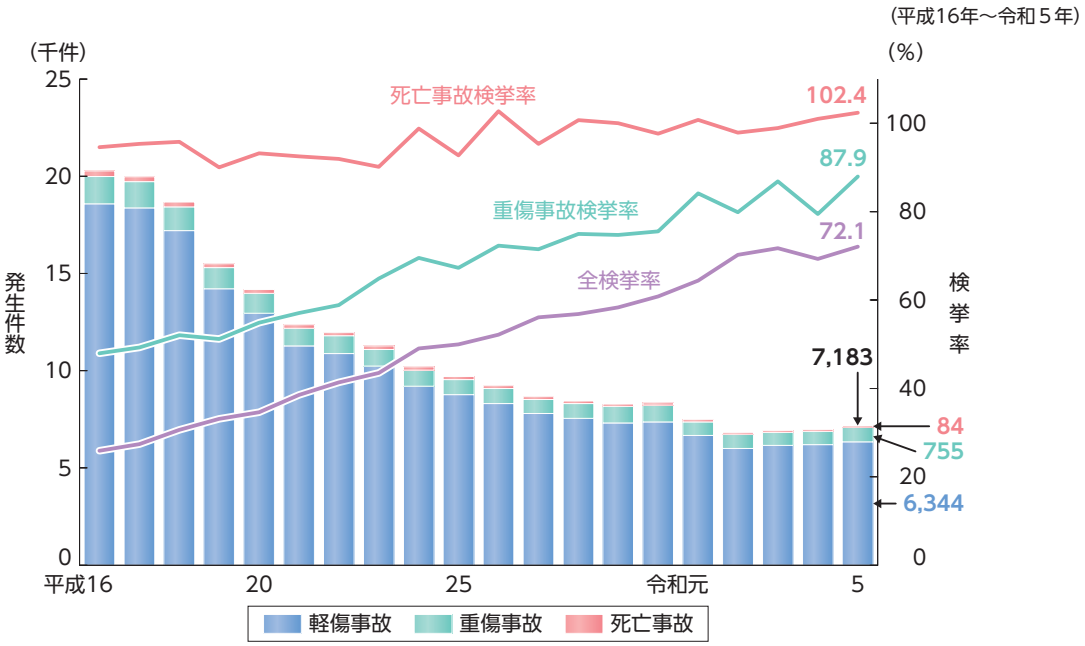

注　1　警察庁交通局の統計による。
　　2　「全検挙率」は、ひき逃げの全事件の検挙率をいう。
　　3　「重傷」は交通事故による負傷の治療を要する期間が１か月（30日）以上のもの、「軽傷」は同未満のものをいう。

4 道交違反

道交違反の取締件数は、告知事件（交通反則通告制度に基づき反則事件として告知された事件をいう。以下この項において同じ。）と送致事件（非反則事件として送致される事件をいう。以下この項において同じ。）を合わせた件数であり、平成15年以降800万件台で推移していたが、23年に800万件を下回ると、それ以降は減少傾向を示し、令和５年は453万1,869件（前年比54万8,857件（10.8％）減）であった（警察庁交通局の統計による。）。

令和５年における道交違反の告知事件及び送致事件について、違反態様別構成比を見ると、4-1-2-6図のとおりである。

なお、犯罪少年による道路交通法違反の取締状況については、第３編第１章第２節３項参照。

4-1-2-6図 道交違反 取締件数（告知事件・送致事件）の違反態様別構成比

（令和５年）

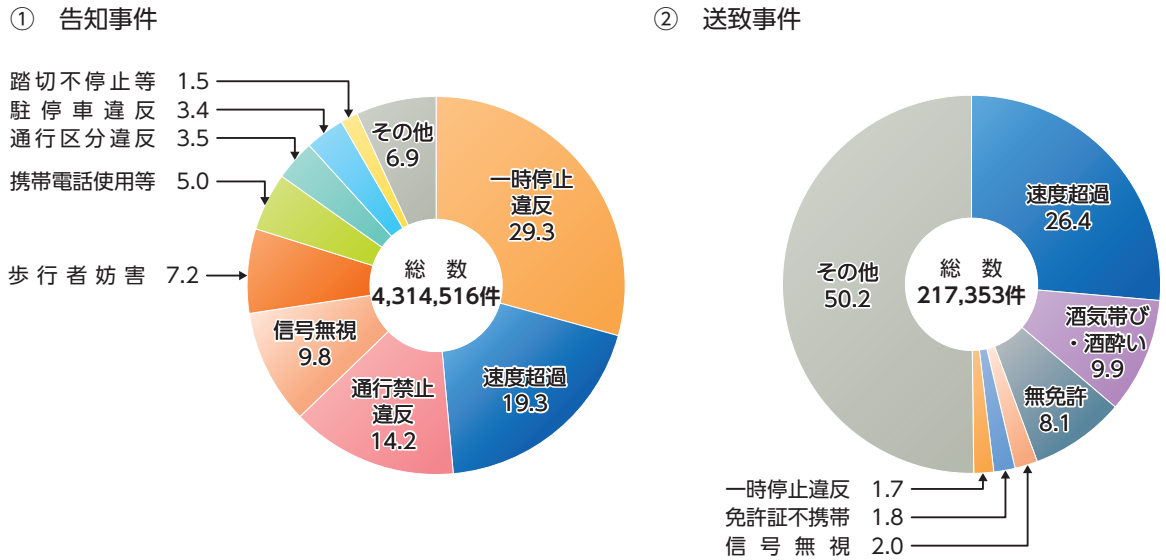

注 1 警察庁交通局の統計による。
2 ②において、軽車両等による違反は「その他」に計上している。

告知事件については、平成17年には816万5,633件まで増加したが、22年からは減少傾向にあり、令和５年は431万4,516件（前年比57万1,590件（11.7％）減）であった（警察庁交通局の統計による。）。

送致事件の取締件数の推移（最近20年間）を見ると、4-1-2-7図のとおりである。その総数は、平成12年から減少し続けていたが、令和５年は21万7,353件（前年比11.7％増）であった。違反態様別に見ると、無免許運転は、平成10年以降減少傾向にあるが、令和５年は１万7,599件（同5.0％増）であった。速度超過は、平成14年以降減少し続けている。酒気帯び・酒酔いは、９年（34万3,593件）に平成期最多を記録したが、12年以降は、同年、19年及び20年の急減を含み減少傾向にあるところ、令和５年は２万1,467件（同8.3％増）であり、平成９年の約16分の１の水準であった（CD-ROM参照）。令和５年における妨害運転（妨害運転により著しい交通の危険を生じさせた場合の加重処罰規定を含む。）は102件（同４件減）であった（警察庁交通局の資料による。）。

なお、近年、自転車を含む軽車両の違反に係る送致事件が増加傾向にあり、令和５年の送致件数は４万4,207件（前年比80.1％増）であった（警察庁交通局の統計による。）。

4-1-2-7図　道交違反 取締件数（送致事件）の推移

（平成16年～令和５年）

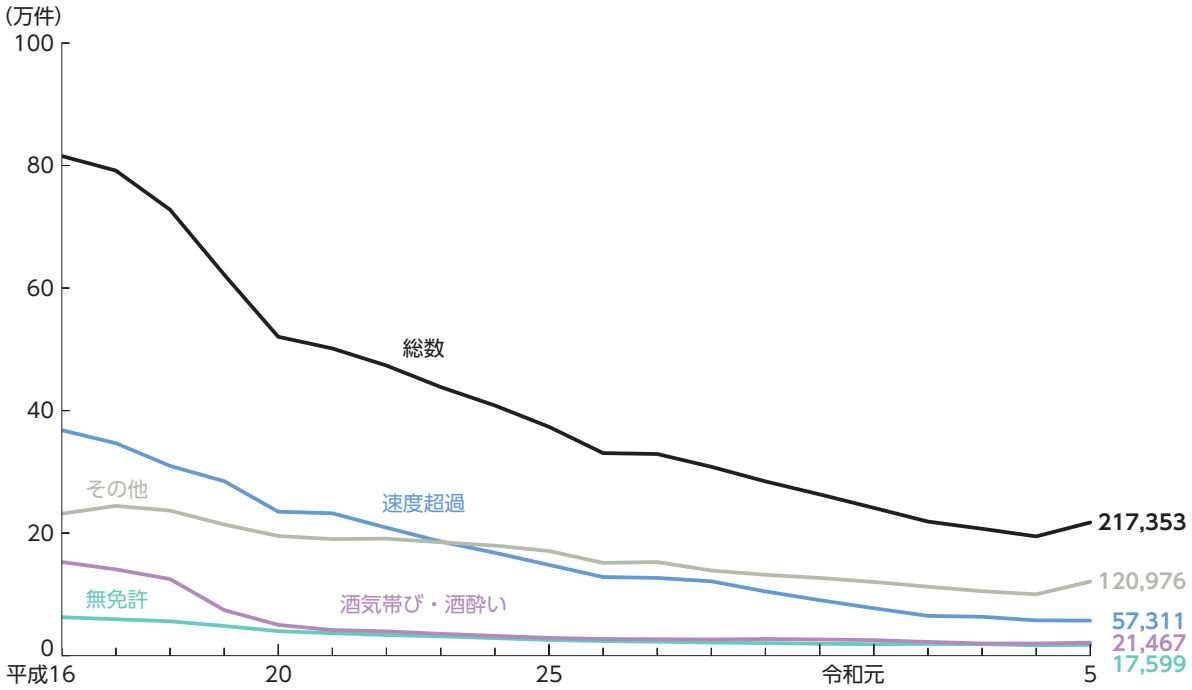

注　1　警察庁交通局の統計による。
　　2　軽車両等による違反は、「その他」に計上している。

第３節 ■ 処遇

1　検察

4-1-3-1図は、令和５年における交通事件（過失運転致死傷等、危険運転致死傷及び道交違反の事件をいう。以下この節において同じ。）の検察庁終局処理人員の処理区分別構成比を、それ以外の事件（以下この項において「一般事件」という。）と比較して見たものである。

4-1-3-1図　交通事件 検察庁終局処理人員の処理区分別構成比

（令和５年）

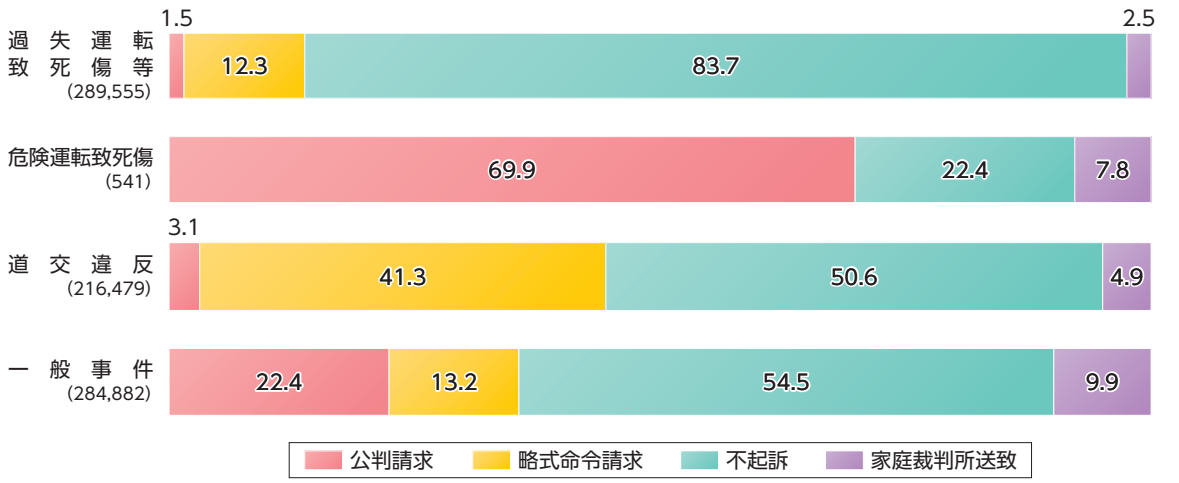

注　1　検察統計年報による。
　　2　「一般事件」は、過失運転致死傷等、危険運転致死傷及び道交違反以外の事件である。
　　3　（　）内は、人員である。

4-1-3-2図は、過失運転致死傷等及び道交違反の検察庁終局処理人員について、起訴・不起訴人員（処理区分別）及び起訴率の推移（最近20年間）を見たものである。過失運転致死傷等では、起訴猶予率は近年85％前後で推移しているが、起訴猶予人員は、平成17年以降減少し続けていたところ、令和５年は前年よりも3,712人増加した。また、起訴率は、昭和62年に大幅に低下して以降、平成23年までは低下傾向にあったが、24年からは緩やかな上昇傾向にあり、令和５年は14.2％（前年比0.7pt上昇）であった。道交違反では、起訴・不起訴人員に占める略式命令請求人員の割合は、平成22年以降低下傾向にあり、令和５年は43.5％（同3.5pt 低下）であった。略式命令請求人員は、平成10年以降減少傾向にある。起訴率も、昭和60年以降低下傾向にあり、令和５年は46.8％と、平成16年（83.3％）と比べて36.5pt 低下した（CD-ROM 参照）。

4-1-3-2図　過失運転致死傷等・道交違反 起訴・不起訴人員（処理区分別）等の推移

（平成16年～令和５年）

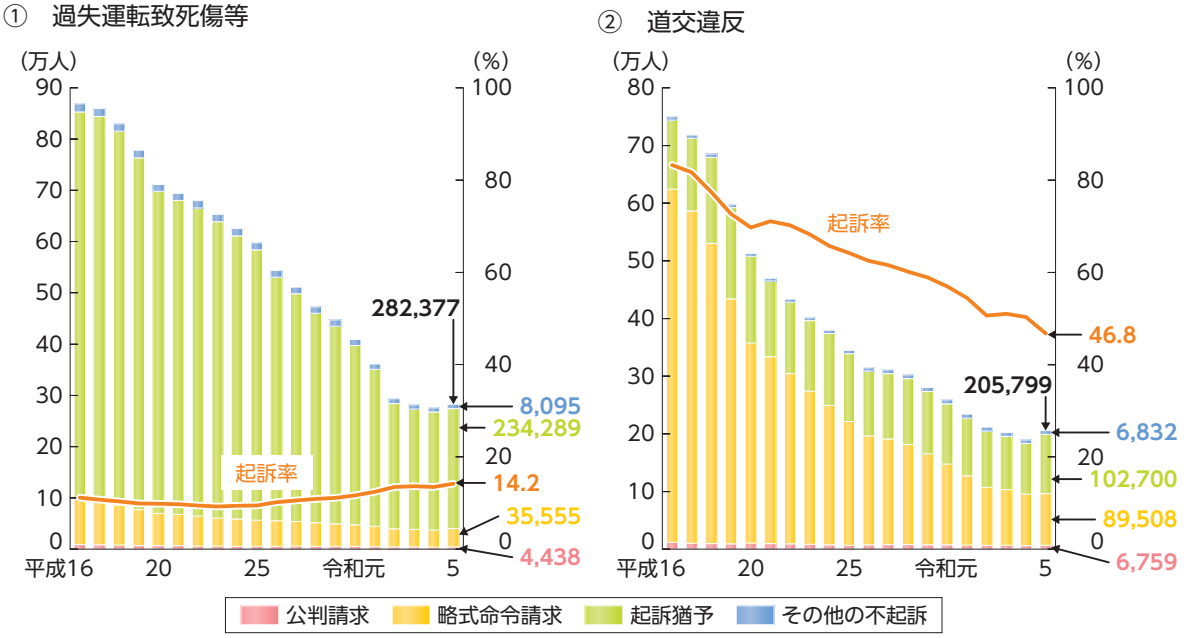

注　検察統計年報による。

令和５年における危険運転致死傷の公判請求人員について、態様別に見ると、**4-1-3-3表**のとおりである。なお、「無免許」の者（14人）については、無免許運転で、「飲酒等影響」（２人）、「赤信号無視」（10人）又は「飲酒等影響運転支障等」（２人）の各態様による危険運転致死傷を犯した者である（検察統計年報による。）。

4-1-3-3表　危険運転致死傷による公判請求人員（態様別）

（令和５年）

総　数	飲酒等影響	高速度等	妨害行為	赤信号無視	通行禁止道路進行	飲酒等影響運転支障等	無免許
378	155	20	13	72	3	101	14

注　1　検察統計年報による。
2　「飲酒等影響」は、自動車運転死傷処罰法２条１号に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の２第１項前段に規定する罪をいう。
3　「高速度等」は、自動車運転死傷処罰法２条２号及び３号に規定する罪並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の２第１項後段に規定する罪をいう。
4　「妨害行為」は、自動車運転死傷処罰法２条４号、５号及び６号に規定する罪並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の２第２項前段に規定する罪をいう。
5　「赤信号無視」は、自動車運転死傷処罰法２条７号に規定する罪、令和２年法律第47号による改正前の自動車運転死傷処罰法２条５号に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の２第２項後段に規定する罪をいう。
6　「通行禁止道路進行」は、自動車運転死傷処罰法２条８号に規定する罪及び令和２年法律第47号による改正前の自動車運転死傷処罰法２条６号に規定する罪をいう。
7　「飲酒等影響運転支障等」は、自動車運転死傷処罰法３条に規定する罪をいう。
8　「無免許」は、自動車運転死傷処罰法６条１項及び２項に規定する罪をいう。

2　裁判

令和５年に交通事件（保管場所法違反を除く。以下この項において同じ。）により通常第一審で懲役又は禁錮を言い渡された者について、これらの罪名ごとの科刑状況を見ると、4-1-3-4表のとおりである。危険運転致死傷（自動車運転死傷処罰法２条及び３条並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の２に規定する罪に限る。）事件について見ると、言渡しを受けた者のうち実刑の者の割合は、同致傷事件では10.9％（無免許危険運転致傷（自動車運転死傷処罰法６条１項及び２項に規定する罪）事件では31.3％）だったのに対し、同致死事件では96.9％であった。同致死事件では、言渡しを受けた者32人のうち22人の刑は５年を超えている。過失運転致死傷（自動車運転死傷処罰法５条及び平成25年法律第86号による改正前の刑法211条２項に規定する罪に限る。）事件について見ると、言渡しを受けた者のうち実刑の者の割合は、同致傷事件では1.9％（無免許過失運転致傷事件では13.3％）だったのに対し、同致死事件では5.7％（無免許過失運転致死事件では68.8％）であった。道路交通法違反について見ると、言渡しを受けた者のうち実刑の者の割合は16.0％であった。道路交通法違反では、言渡しを受けた者のうち１年未満の刑の者の割合は76.1％であったが、３年を超える刑の者も４人いた。

令和５年に交通事件で一部執行猶予付判決の言渡しを受けた者は、道路交通法違反につき２人であった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

なお、自動車運転死傷処罰法違反及び道交違反について、第一審における罰金・科料の科刑状況は、2-3-3-4表参照。

4-1-3-4表 交通事件 通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の科刑状況

（令和５年）

罪名	総数	10年を超える	10年以下	7年以下	5年以下	3年		2年以上		1年以上		6月以上		6月未満	
						実刑	全部執行猶予	実刑	全部執行猶予	実刑	全部執行猶予	実刑	全部執行猶予	実刑	全部執行猶予
危険運転致傷	312	－	－	1	8	2 (－)	12	13 (－)	58	9 (－)	175	1 (－)	33	－	－
危険運転致死	32	1	13	8	5	2 (－)	－	2 (－)	－	－	1	－	－	－	－
無免許危険運転致傷（6条1項）	14	－	－	－	1	－	2	1 (－)	6	2 (－)	2	－	－	－	－
無免許危険運転致傷（6条2項）	2	－	－	－	1	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－
無免許危険運転致死（6条2項）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
過失運転致傷	2,316	－	－	－	1	1 (－)	24	5 (－)	156	13 (－)	1,451	23 (－)	634	－	8
過失運転致死	969	－	－	－	4	8 (－)	104	31 (－)	248	11 (－)	548	1 (－)	13	－	1
過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱	43	－	－	－	－	－	－	－	11	1 (－)	29	－	2	－	－
過失運転致死アルコール等影響発覚免脱	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
無免許過失運転致傷	472	－	－	－	3	1 (－)	9	6 (－)	27	25 (－)	158	24 (－)	198	4 (－)	17
無免許過失運転致死	16	－	－	－	4	1 (－)	3	4 (－)	2	1 (－)	－	1 (－)	－	－	－
無免許過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱	2	－	－	－	－	－	－	－	1	－	1	－	－	－	－
無免許過失運転致死アルコール等影響発覚免脱	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
道路交通法	4,833	－	－	－	4	6 (－)	24	15 (－)	81	135 (1)	891	433 (1)	2,432	182 (－)	630

注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
2 「危険運転致傷」及び「危険運転致死」は、自動車運転死傷処罰法２条及び３条並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の２に規定する罪に限る。
3 「過失運転致傷」及び「過失運転致死」は、自動車運転死傷処罰法５条及び平成25年法律第86号による改正前の刑法211条２項に規定する罪に限る。
4 罪名区分の（ ）内は、自動車運転死傷処罰法の該当条文である。
5 刑期区分の（ ）内は、一部執行猶予付判決の言渡しを受けた人員で、内数であり、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。

3 矯正

令和５年における交通犯罪（危険運転致死傷、過失運転致死傷等及び道路交通法違反をいう。以下この節において同じ。）の入所受刑者人員は986人（前年比4.3％減）であり、その内訳は危険運転致死傷が56人、過失運転致死傷等が186人、道路交通法違反が744人であった。なお、同年における交通犯罪の入所受刑者人員のうち、懲役受刑者の占める比率は95.3％であった。禁錮受刑者は46人であり、その内訳は過失運転致死傷等が45人、道路交通法違反が１人であった（矯正統計年報による。）。

4 保護観察

令和５年における交通犯罪の保護観察開始人員は、保護観察処分少年が2,960人（うち、交通短期保護観察の対象者は1,541人（3-2-5-1図参照）。なお、交通短期保護観察の対象者には、交通犯罪以外の非行名（保管場所法、道路運送法、道路運送車両法及び自動車損害賠償保障法の各違反）によるものを含む。）、少年院仮退院者が113人、仮釈放者が573人、保護観察付全部・一部執行猶予者が144人（うち一部執行猶予者が５人）であった。同年の保護観察開始人員について、罪名・非行名が危険運転致死傷の者は、保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。）が17人、少年院仮退院者が６人、仮釈放者が48人、保護観察付全部・一部執行猶予者が８人（うち一部執行猶予者はいなかった。）であった（保護統計年報による。）。

第2章 薬物犯罪

第1節 ■ 犯罪の動向

1 覚醒剤取締法違反

覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下この項において同じ。）の検挙人員（特別司法警察員が検挙した者を含む。）の推移（昭和50年以降）は、**4-2-1-1図**のとおりである。29年（５万5,664人）をピークとして減少した後、増減を繰り返していたが、45年から増加傾向となり、59年には31年以降最多となる２万4,372人を記録した。その後、減少傾向にあったが、平成７年から増加に転じ、９年には１万9,937人に達した。13年からは、減少傾向にあり、令和５年は6,073人（前年比3.4％減）で、５年連続で１万人を下回った（CD-ROM 参照。なお、検察庁新規受理人員については、CD-ROM 資料**1-4**参照）。

なお、覚醒剤取締法違反の検挙人員に占める同一罪名再犯者の比率については、20歳以上につき**5-1-4図①**、20歳未満につき**5-5-2図①**を、それぞれ参照。

4-2-1-1図　覚醒剤取締法違反 検挙人員の推移

（昭和50年～令和５年）

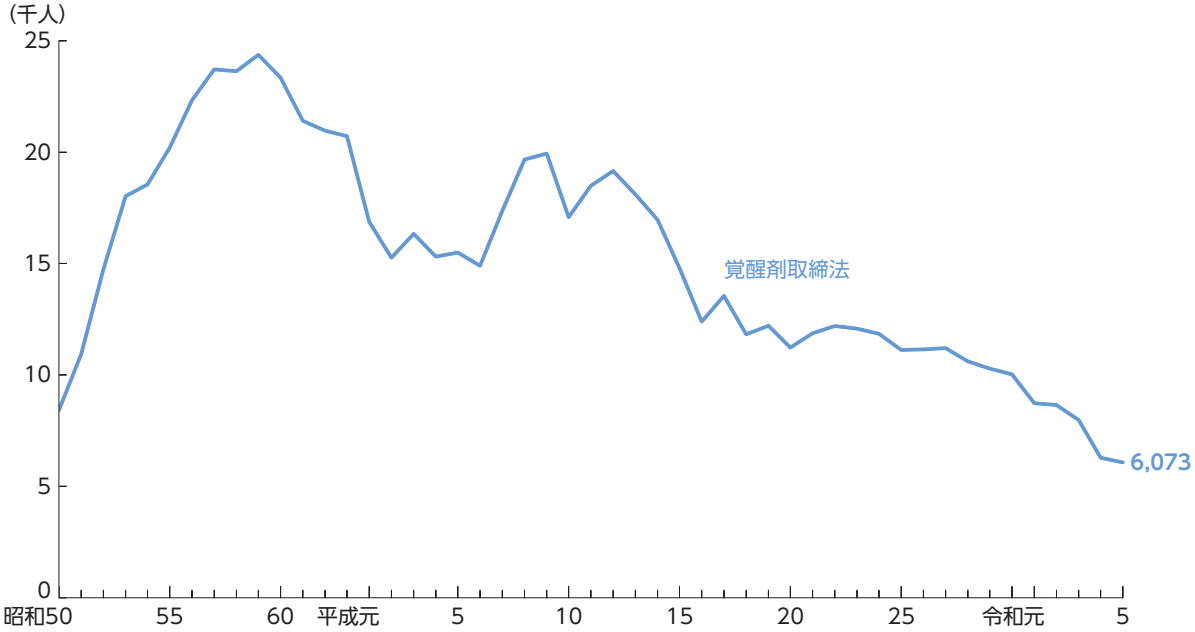

注　1　厚生労働省医薬局の資料による。ただし、平成19年までは、厚生労働省医薬食品局、警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により、20年から27年までは、内閣府の資料による。
　　2　覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含む。
　　3　警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。

覚醒剤取締法違反の年齢層別の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）の推移（最近20年間）は、4-2-1-2図のとおりである。平成29年以降、20歳未満はおおむね横ばいで推移しているが、それ以外の年齢層ではおおむね減少傾向にある。令和５年の検挙人員の年齢層別構成比を見ると、50歳以上が最も多く（32.2％）、次いで、40歳代（30.5％）、30歳代（21.6％）、20歳代（13.9％）、20歳未満（1.8％）の順であった。

なお、令和５年の覚醒剤取締法違反の検挙人員（就学者に限る。）を就学状況別に見ると、大学生が24人（前年比12人増）であり、高校生が８人（同４人減）、中学生は３人（同２人増）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

4-2-1-2図　覚醒剤取締法違反 検挙人員の推移（年齢層別）

（平成16年～令和５年）

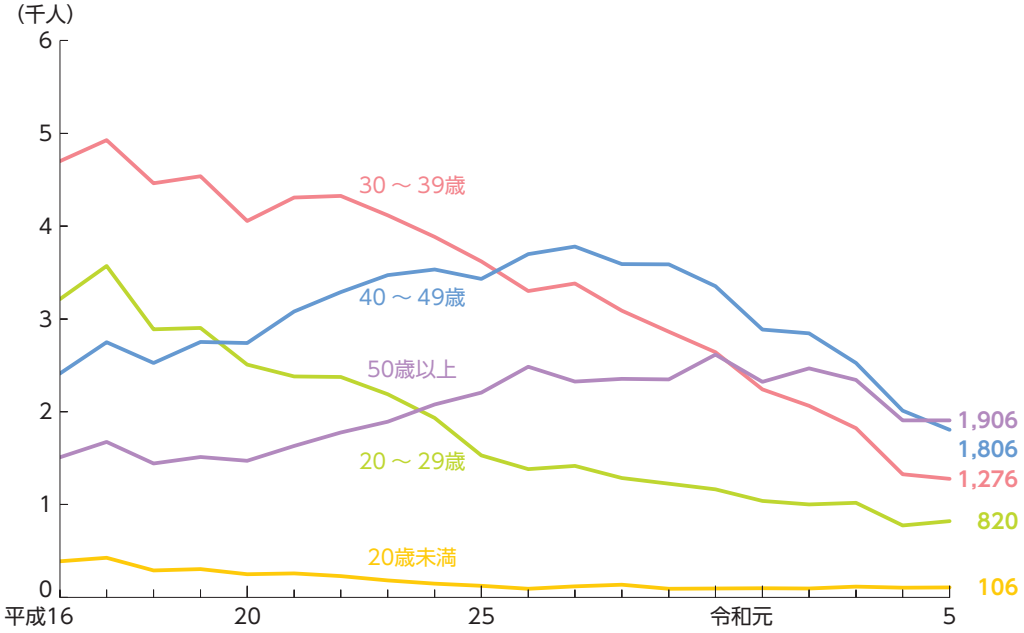

注　1　警察庁刑事局の資料による。
　　2　犯行時の年齢による。
　　3　覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。

4-2-1-3表は、令和５年に覚醒剤取締法違反により検挙された者（警察が検挙した者に限る。）のうち、営利犯で検挙された者及び暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下この項において同じ。）の各人員を違反態様別に見たものである。同年の営利犯で検挙された者の比率は10.2％であり、暴力団構成員等の比率は32.9％であった。

4-2-1-3表　覚醒剤取締法違反 営利犯・暴力団構成員等の検挙人員（違反態様別）

（令和５年）

区　　分	総　数	密輸入	所　持	譲渡し	譲受け	使　用	その他
総　　数	5,914	275	1,865	205	71	3,293	205
営　利　犯	603 (10.2)	262 (95.3)	246 (13.2)	85 (41.5)	2 (2.8)	－	8 (3.9)
暴力団構成員等	1,947 (32.9)	51 (18.5)	627 (33.6)	102 (49.8)	21 (29.6)	1,102 (33.5)	44 (21.5)

注　1　警察庁刑事局の資料による。
　　2　覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。
　　3　「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
　　4　（　）内は、各違反態様による検挙人員に「営利犯」又は「暴力団構成員等」の人員がそれぞれ占める比率である。

覚醒剤取締法違反の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）のうち、外国人の比率は、平成20年以降、５～８％台で推移しており、令和５年は8.8％（521人）であった。国籍等別に見ると、韓国・朝鮮（86人、16.5％）が最も多く、次いで、ブラジル（65人、12.5％）、カンボジア（47人、9.0％）、ベトナム（46人、8.8％）の順であった（警察庁刑事局の資料による。）。なお、これら国籍等別の検挙人員を見るに当たっては、各国籍等別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある（本編第９章第１節参照）。

2 大麻取締法違反等

大麻取締法（昭和23年法律第124号）及び麻薬取締法の各違反（それぞれ、大麻及び麻薬・向精神薬に係る麻薬特例法違反を含む。以下この項において同じ。）の検挙人員（特別司法警察員が検挙した者を含む。）の推移（昭和50年以降）は、4-2-1-4図のとおりである（検察庁新規受理人員については、CD-ROM資料1-4参照）。大麻取締法違反は、平成６年（2,103人）と21年（3,087人）をピークとする波が見られ、26年から８年連続で増加し、29年から令和３年までは、昭和46年以降における最多を記録し続け、令和４年はやや減少したものの、５年は再び増加し、6,703人（前年比20.9％増）であった（CD-ROM参照）。なお、同年12月、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和５年法律第84号）が成立し、これにより、大麻等の不正な施用、所持、譲渡、譲受、輸入等についても、他の規制薬物と同様に、麻薬取締法における麻薬として禁止規定及び罰則が適用されることとなった（６年12月12日施行）。

なお、大麻取締法違反の検挙人員に占める同一罪名再犯者の比率については、20歳以上につき5-1-4図②、20歳未満につき5-5-2図②を、それぞれ参照。

4-2-1-4図 大麻取締法違反等 検挙人員の推移（罪名別）

（昭和50年～令和５年）

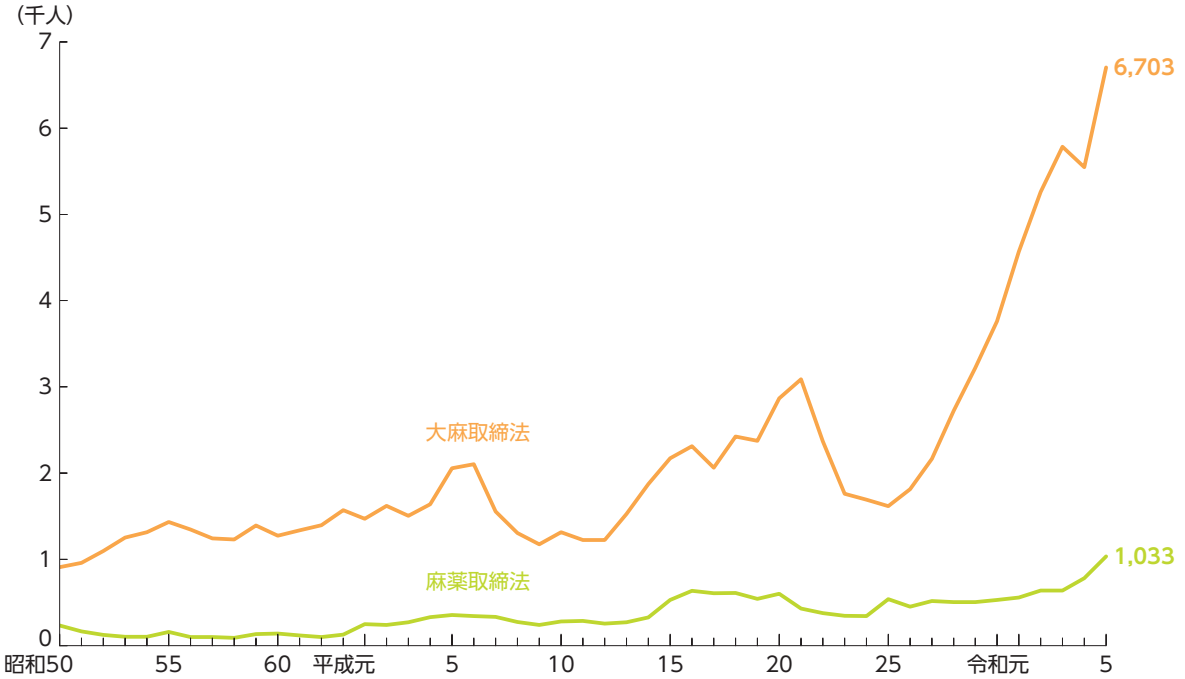

注　1　厚生労働省医薬局の資料による。ただし、平成19年までは、厚生労働省医薬食品局、警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により、20年から27年までは、内閣府の資料による。
2　大麻及び麻薬・向精神薬に係る各麻薬特例法違反の検挙人員を含む。
3　警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。
4　「大麻取締法」は、大麻リキッドに係る検挙人員を含む。

大麻取締法違反の年齢層別の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）の推移（最近10年間）は、4-2-1-5図のとおりである。20歳代の検挙人員は、平成26年から増加し続けており、令和５年は3,545人（前年比24.3％増）で過半数を占めた（54.7％）。20歳未満の検挙人員も、平成26年以降増加傾向にあり、令和５年は1,222人（前年比34.0％増）であった。

なお、令和５年の大麻取締法違反の検挙人員（就学者に限る。）を就学状況別に見ると、大学生が235人（前年比75人増）、高校生が214人（同64人増）、中学生が21人（同10人増）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

4-2-1-5図　大麻取締法違反 検挙人員の推移（年齢層別）

（平成26年～令和５年）

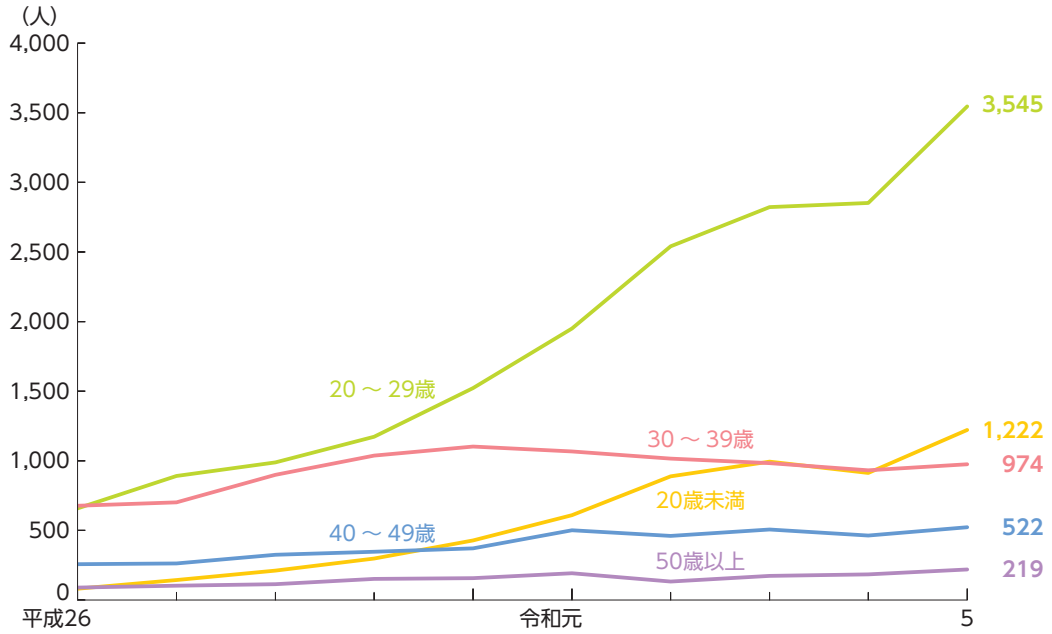

注　1　警察庁刑事局の資料による。
　　2　犯行時の年齢による。
　　3　大麻に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。
　　4　大麻リキッドに係る検挙人員を含む。

毒劇法違反の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）は、昭和50年代後半は３万人台で推移し、60年代以降も２万7,000人台から３万1,000人台で推移していたが、平成３年からは減少傾向が続き、令和５年は116人（前年比8.7％減）であった（警察庁の統計による。）。

あへん法（昭和29年法律第71号）違反（あへんに係る麻薬特例法違反を含む。）の検挙人員（特別司法警察員が検挙した者を含む。）は、昭和46年以降、100人台から400人台で推移していたが、60年（443人）をピークとして、その後大きく減少し、平成20年以降は30人未満で推移しており、令和５年は６人（前年比３人増）であった（4-2-1-4図 CD-ROM 参照）。

3 危険ドラッグに係る犯罪

いわゆる**危険ドラッグ**（規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬、あへん及びけしがらをいう。以下この項において同じ。）又は指定薬物（医薬品医療機器等法２条15項に規定する指定薬物をいう。以下この項において同じ。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。以下この項において同じ。）に係る犯罪の検挙人員（警察が検挙した者に限る。以下この項において同じ。）の推移（最近５年間）を適用法令別に見ると、**4-2-1-6表**のとおりである。

令和５年の指定薬物に係る医薬品医療機器等法違反の検挙人員は320人で、前年（242人）の約1.3倍に増加した。そのうち270人（前年比77人増）は、指定薬物の単純所持・使用等の検挙人員（同法84条28号に規定される所持・使用・購入・譲受けに係る罪による検挙人員のうち、販売目的等の供給者側の検挙人員を除く。）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

4-2-1-6表 危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員の推移（適用法令別）

（令和元年～５年）

適用法令	元年	2年	3年	4年	5年
総数	182	150	145	279	424
医薬品医療機器等法(薬事法)	165	131	111	242	320
麻薬取締法	17	19	34	37	104
交通関係法令	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－

注 1 警察庁刑事局の資料による。
2 警察が検挙した人員に限る。
3 複数罪名で検挙した場合は、法定刑が最も重い罪名に計上している。
4 「危険ドラッグ」は、規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬、あへん及びけしがらをいう。）又は指定薬物（医薬品医療機器等法２条15項に規定する指定薬物をいう。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。
5 「医薬品医療機器等法（薬事法）」は、危険ドラッグから指定薬物が検出された場合の検挙人員である。
6 「麻薬取締法」は、危険ドラッグから麻薬が検出された場合の検挙人員である。
7 「交通関係法令」は、危険運転致死傷、過失運転致死傷等、道路交通法違反の検挙人員である。

令和５年における危険ドラッグ乱用者の検挙人員（危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員のうち、危険ドラッグの販売等により検挙された供給者側の検挙人員を除いたものをいう。）は、395人であり、年齢層別では、20歳代（207人、52.4％）が最も多かった（警察庁刑事局の資料による。）。

第2節 ■ 取締状況

1 覚醒剤等の押収量の推移

覚醒剤等の薬物の押収量（警察、税関、海上保安庁及び麻薬取締部がそれぞれ押収した薬物の合計量）の推移（最近５年間）は、4-2-2-1表のとおりである（あへんについては、CD-ROM 参照）。覚醒剤の押収量は、令和元年に過去最多の2,649.7kg を記録し、２年（824.4kg）に前年の３分の１以下に急減して以降、1,000kg未満で推移していたが、５年は増加に転じ、1,601.6kg で前年の約3.4倍であった（CD-ROM 参照）。

4-2-2-1表 覚醒剤等の押収量の推移

（令和元年～５年）

年　次	覚醒剤	乾燥大麻	大麻樹脂	コカイン	ヘロイン	MDMA 等錠剤型合成麻薬
元年	2649.7	430.1	14.8	639.9	16.7	73,915
2	824.4	299.1	3.6	821.7	14.8	106,308
3	998.7	377.2	2.9	15.1	0.0	80,623
4	475.3	330.7	5.6	42.8	0.0	95,614
5	1601.6	850.0	1.0	56.2	0.0	169,743

（単位は、kg。ただし、MDMA 等錠剤型合成麻薬は錠）

注　1　厚生労働省医薬局の資料による。
　　2　押収量は、警察、税関、海上保安庁及び麻薬取締部がそれぞれ押収した合計量である。
　　3　「乾燥大麻」は、大麻たばこを含み、「大麻樹脂」は、大麻リキッドを含まない。
　　4　「MDMA 等錠剤型合成麻薬」は、１錠未満切捨てである。

2 密輸入事案の摘発の状況

覚醒剤（覚醒剤原料を含む。以下この項において同じ。）及び大麻の密輸入事案（税関が関税法（昭和29年法律第61号）違反で摘発した事件に限る。ただし、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。以下この項において同じ。）の摘発件数の推移（最近５年間）を形態別に見ると、4-2-2-2表のとおりである。覚醒剤の「航空機旅客（航空機乗組員を含む。以下この項において同じ。）による密輸入」は、令和元年の約10分の１に急減した２年に引き続き、３年も大きく減少したが、４年からは増加に転じ、５年は88件（前年比45件増）であった。同年においては、覚醒剤の「国際郵便物を利用した密輸入」（102件）及び「航空貨物（別送品を含む。）を利用した密輸入」（99件）は、前年より減少した（前年比26件減、同28件減）。大麻の「航空機旅客による密輸入」も、元年の約３分の１に急減した２年に引き続き、３年も大きく減少したが、４年からは増加に転じ、５年は63件（前年比38件増）であった。大麻の「国際郵便物を利用した密輸入」は、３年の約２分の１に減少した４年に引き続き、５年も減少し、49件（同27件減）であった。

航空機旅客による覚醒剤及び大麻の密輸入事案の摘発件数は、いわゆるコロナ禍において入国者数が減少した影響を受けて（本編第９章第１節１項参照）、令和２年に急減した可能性が考えられるが、４年からはいずれも増加に転じている。

4-2-2-2表 覚醒剤等の密輸入事案の摘発件数の推移（形態別）

（令和元年～５年）

① 覚醒剤

形態	元年	2年	3年	4年	5年
総数	425 (2,587)	72 (811)	95 (1,014)	301 (665)	296 (1,978)
航空機旅客による密輸入	229 (427)	23 (54)	5 (35)	43 (108)	88 (406)
国際郵便物を利用した密輸入	85 (188)	23 (14)	33 (62)	128 (154)	102 (132)
商業貨物を利用した密輸入	109 (367)	26 (743)	57 (917)	130 (402)	105 (1,440)
航空貨物	107 (325)	20 (103)	50 (266)	127 (375)	99 (491)
海上貨物	2 (43)	6 (639)	7 (650)	3 (28)	6 (949)
船員等による密輸入	2 (1,605)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	1 (－)

② 大麻

形態	元年	2年	3年	4年	5年
総数	242 (82)	204 (126)	199 (153)	138 (473)	132 (142)
航空機旅客による密輸入	60 (28)	21 (0)	6 (10)	25 (3)	63 (87)
国際郵便物を利用した密輸入	167 (49)	144 (77)	159 (80)	76 (68)	49 (38)
商業貨物を利用した密輸入	11 (5)	39 (48)	34 (63)	37 (401)	20 (16)
航空貨物	10 (5)	36 (48)	27 (63)	32 (101)	20 (16)
海上貨物	1 (0)	3 (0)	7 (0)	5 (301)	－ (－)
船員等による密輸入	4 (0)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)

注 1 財務省関税局の資料による。
2 税関が関税法違反で摘発した事件である。ただし、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
3 「覚醒剤」は、その原料を含み、「大麻」は、大麻リキッド等の大麻製品を含む。
4 （ ）内は押収量であり、単位は kg である。
5 「航空機旅客」は、航空機乗組員を含む。
6 「商業貨物」は、別送品を含む。
7 「船員等」は、洋上取引及び船舶旅客を含む。

令和５年における覚醒剤の密輸入事犯の摘発件数を仕出地別に見ると、地域別では、北米（112件）が最も多く、次いで、アジア（76件）、中南米（32件）の順であり、国・地域別では、米国（75件）が最も多く、次いで、カナダ（37件）、タイ（31件）、メキシコ（29件）の順であった（財務省関税局の資料による。）。

3 麻薬特例法の運用

麻薬特例法違反の検挙件数及び第一審における没収・追徴金額の推移（最近10年間）は、4-2-2-3図のとおりである。

4-2-2-3図 麻薬特例法違反 検挙件数・没収・追徴金額の推移

（平成26年～令和５年）

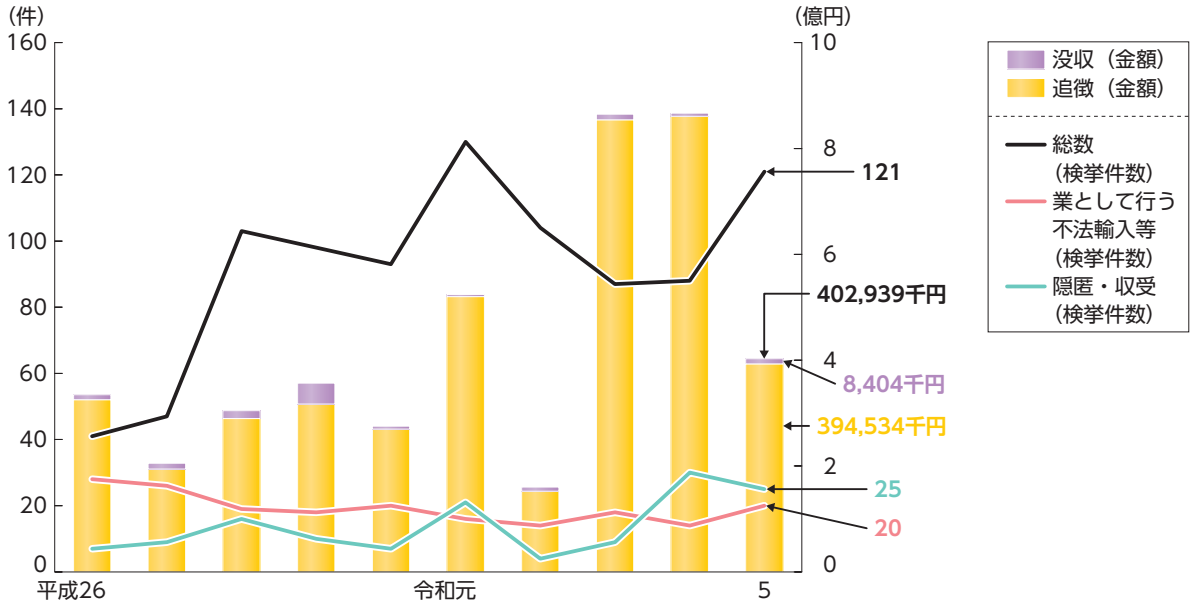

注　1　検挙件数は、厚生労働省医薬局の資料による。
　　2　没収・追徴金額は、法務省刑事局の資料による。
　　3　警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。
　　4　「総数」は、麻薬特例法５条（業として行う不法輸入等）、６条（薬物犯罪収益等隠匿）、７条（薬物犯罪収益等収受）及び９条（あおり又は唆し）の各違反の検挙件数の合計である。
　　5　「没収」及び「追徴」は、第一審における金額の合計であり、千円未満切捨てである。
　　6　共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。
　　7　外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算している。

第3節 ■ 処遇

1 検察・裁判

令和５年における起訴率及び起訴猶予率は、それぞれ覚醒剤取締法違反では70.5％、10.3％、大麻取締法違反では44.1％、36.4％、麻薬取締法違反では60.1％、14.6％であり、覚醒剤取締法違反及び麻薬取締法違反の起訴猶予率は、道交違反を除く特別法犯全体（同年は47.8％。2-2-4-4図参照）と比較して顕著に低かった（起訴・不起訴人員等については、CD-ROM 資料4-2参照）。なお、同年における麻薬特例法違反の起訴率は37.3％、起訴猶予率は51.8％であった。もっとも、同法違反のうち、「業として行う不法輸入等」について見ると、起訴率は55.6％（起訴10人、起訴猶予２人及びその他の不起訴６人）であった。同年において、あへん法違反で起訴された者はいなかった（検察統計年報による。）。

覚醒剤取締法違反及び大麻取締法違反について、令和５年の地方裁判所における有期の懲役の科刑状況別構成比を見ると、4-2-3-1図のとおりである（地方裁判所における罪名別の科刑状況については CD-ROM 資料2-3を、覚醒剤取締法違反の科刑状況の推移については CD-ROM 資料4-3をそれぞれ参照）。

4-2-3-1図 覚醒剤取締法違反等 地方裁判所における有期刑（懲役）科刑状況別構成比

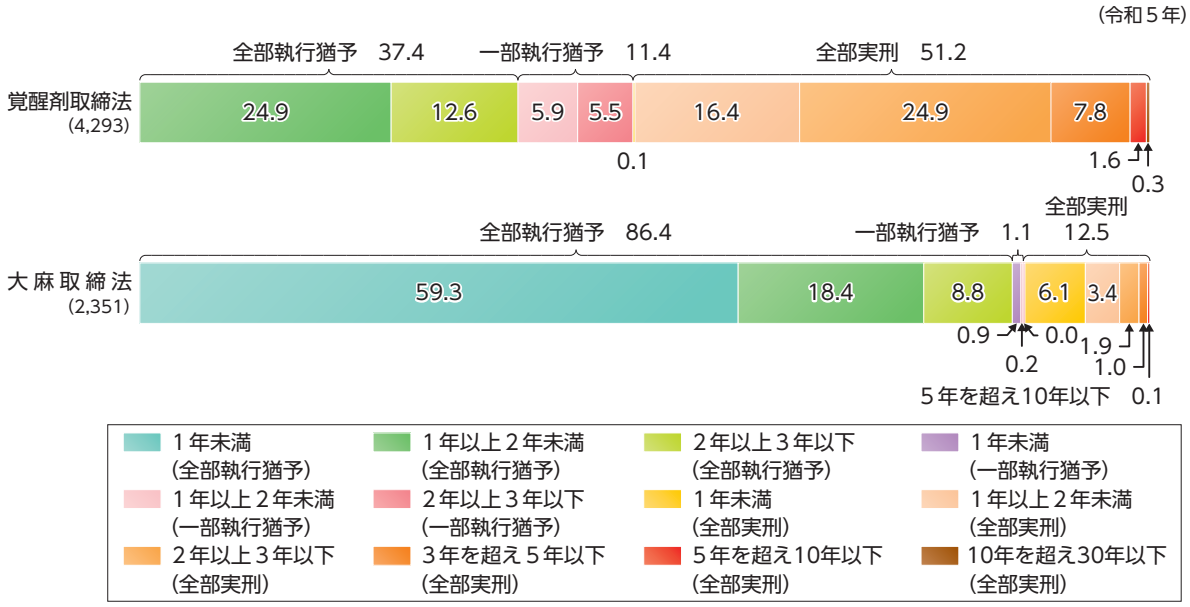

注　1　司法統計年報による。
　　2　「一部執行猶予」は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
　　3　（　）内は、実人員である。

令和５年における覚醒剤取締法違反の少年保護事件について、家庭裁判所終局処理人員を処理区分別に見ると、少年院送致が29人（59.2％）と最も多く、次いで、保護観察12人（24.5％）、検察官送致（刑事処分相当）４人（8.2％）、検察官送致（年齢超過）２人（4.1％）、不処分及び審判不開始がそれぞれ１人（2.0％）の順であった。なお、児童自立支援施設・児童養護施設送致及び都道府県知事・児童相談所長送致はいなかった（司法統計年報による。）。

2 矯正

覚醒剤取締法違反の入所受刑者人員の推移（最近20年間）は、4-2-3-2図のとおりである。令和５年における同法違反の入所受刑者人員は、2,641人（前年比625人減）であり、そのうち一部執行猶予受刑者は489人（同138人減）であった（CD-ROM 参照）。

4-2-3-2図 覚醒剤取締法違反 入所受刑者人員の推移

（平成16年～令和５年）

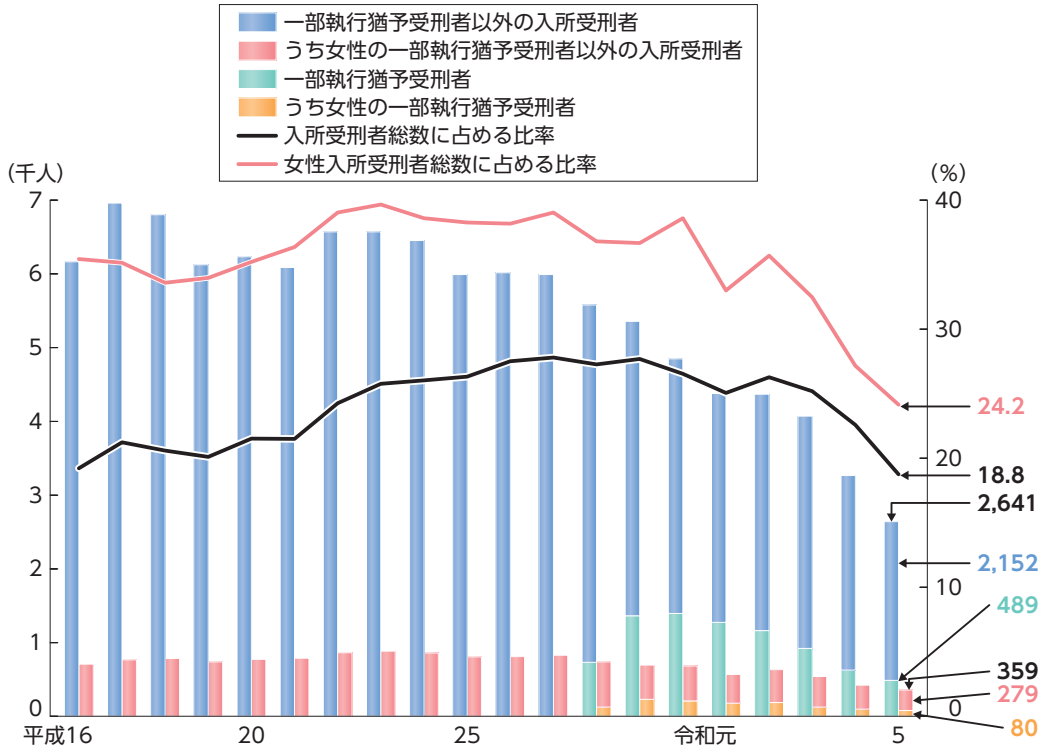

注　1　矯正統計年報による。
　　2　「一部執行猶予受刑者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

令和５年における覚醒剤取締法違反の入所受刑者の年齢層別構成比を男女別に見ると、4-2-3-3図のとおりである。

4-2-3-3図 覚醒剤取締法違反 入所受刑者の年齢層別構成比（男女別）

（令和５年）

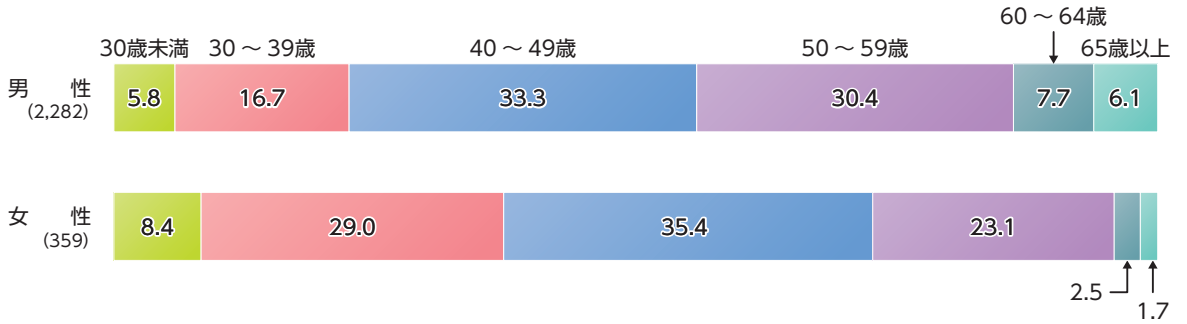

注　1　矯正統計年報による。
　　2　入所時の年齢による。
　　3　（　）内は、実人員である。

覚醒剤取締法違反の入所受刑者人員の推移（最近20年間）を男女別に見るとともに、これを入所度数別に見ると、**4-2-3-4図**のとおりである。令和５年の男性の入所受刑者は、2,282人（前年比562人減）であり、３度以上の者が63.4％を占め、同年の女性の入所受刑者は、359人（同63人減）であり、３度以上の者が44.0％を占めた。男性は、入所受刑者全体のうち入所度数が３度以上の者の割合が一貫して最も高いのに対し、女性は、３年までは初入者の割合が一貫して最も高かったが、４年以降は３度以上の者の割合が最も高い（CD-ROM 参照）。

なお、覚醒剤取締法違反の出所受刑者の出所事由別５年以内再入率については**5-3-8図⑧**を、２年以内再入率の推移については**5-3-10図③**をそれぞれ参照。

4-2-3-4図　覚醒剤取締法違反 入所受刑者人員の推移（男女別、入所度数別）

（平成16年～令和５年）

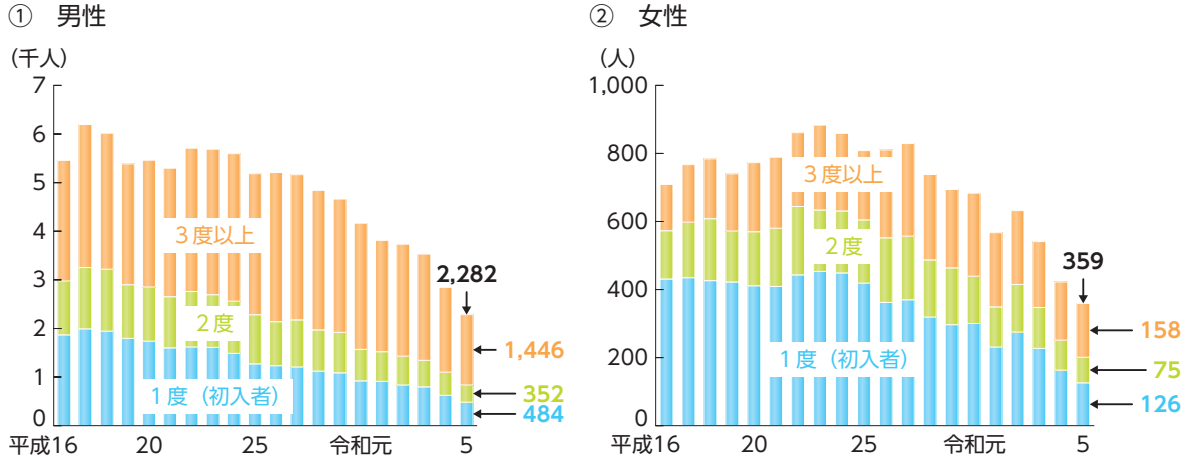

注　矯正統計年報による。

3 保護観察

覚醒剤取締法違反の仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員等の推移（最近20年間）は、4-2-3-5図のとおりである。平成30年から、仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）の保護観察開始人員は減少傾向にあり、令和４年はやや増加したが、５年は再び減少し、2,927人（前年比267人減）であった。仮釈放率は、平成21年から上昇傾向が続いていたところ、令和５年は、前年より低下し、70.6％（前年比0.4pt 低下）であったが、出所受刑者全体の仮釈放率（2-5-2-1図参照）と比べると7.5pt 高かった。保護観察付全部執行猶予者の保護観察開始人員は、平成28年から減少傾向にあり、令和５年は160人（前年比38人減）であった。全部執行猶予者の保護観察率は、平成29年以降10％前後で推移しており、令和５年は10.5％であった。保護観察付一部執行猶予者は、刑の一部執行猶予制度が開始された翌年の平成29年（208人）から増加し続けていたが、令和３年から減少に転じ、５年は826人（同318人減）であった。

令和５年の保護観察終了者のうち、覚醒剤取締法違反の仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の取消率（再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は保護観察付全部・一部執行猶予が取り消された者の占める比率をいう。）は、それぞれ4.2％、3.1％、22.0％、21.1％であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。なお、取消・再処分率の推移等については、5-4-3図 CD-ROM 参照）。

4-2-3-5図 覚醒剤取締法違反 保護観察開始人員等の推移

（平成16年～令和５年）

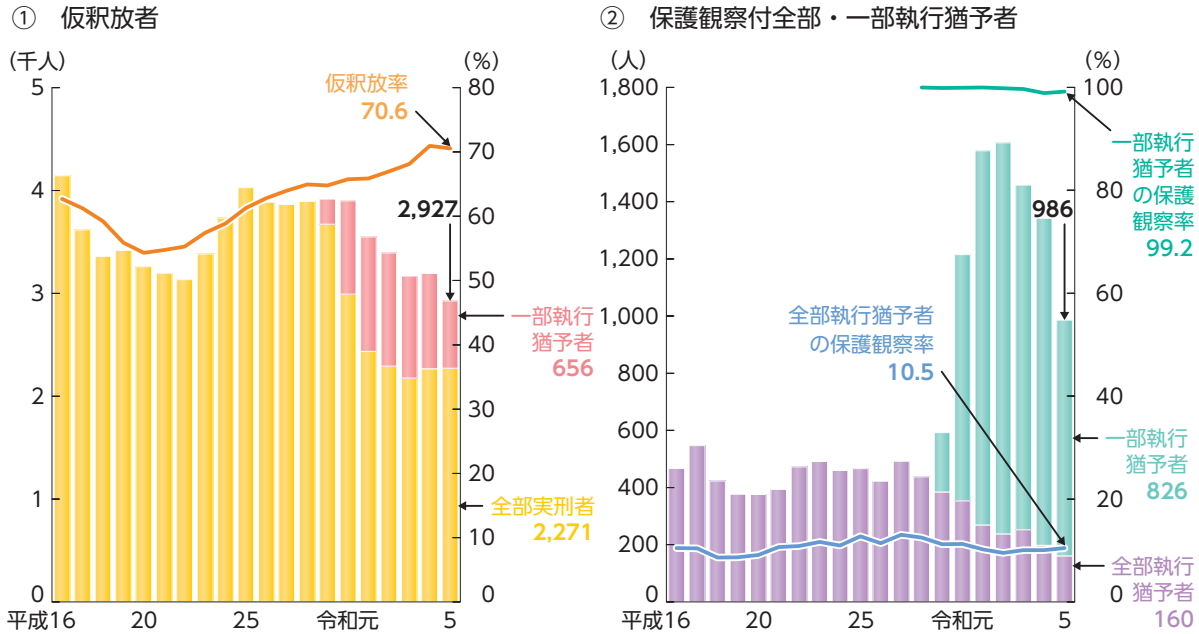

注 1 保護統計年報、検察統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 「一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

第3章 組織的犯罪・暴力団犯罪

第1節 ■ 組織的犯罪

組織的犯罪処罰法違反の検察庁新規受理人員及び通常第一審における没収・追徴金額の推移（最近10年間）は、4-3-1-1図のとおりである。

令和５年における組織的犯罪処罰法違反の検察庁新規受理人員のうち、暴力団関係者（集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及びこれに準ずる者をいう。）は29人（2.7％）であった（検察統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

なお、平成29年法律第67号による組織的犯罪処罰法の改正により、テロ等準備罪が新設された（平成29年７月施行）が、同罪の新設から令和５年まで、同罪の受理人員はない。

4-3-1-1図 組織的犯罪処罰法違反 検察庁新規受理人員・没収・追徴金額の推移

（平成26年～令和５年）

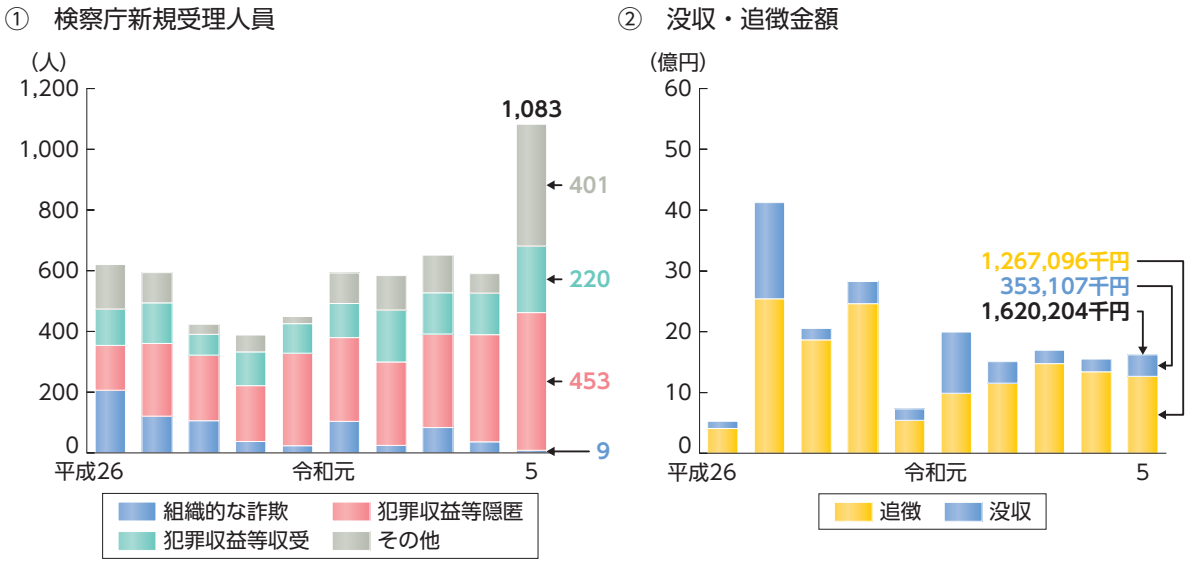

注　1　検察統計年報及び法務省刑事局の資料による。
　　2　「没収」及び「追徴」は、通常第一審における金額の合計であり、千円未満切捨てである。共犯者に重複して言い渡された没収・追徴については、重複部分を控除した金額を計上している。
　　3　外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算している。

第2節 ■ 暴力団犯罪

1 組織の動向

暴力団構成員及び準構成員等（暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）の人員の推移（最近20年間）は、4-3-2-1図のとおりである。

4-3-2-1図　暴力団構成員・準構成員等の人員の推移

（平成16年～令和５年）

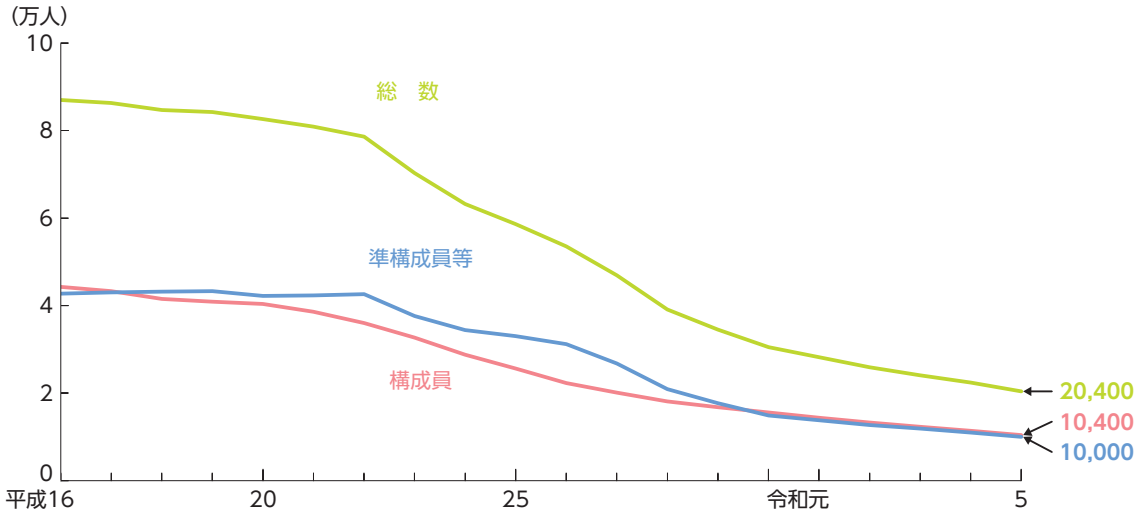

注　1　警察庁刑事局の資料による。
　　2　人員は、各年末現在の概数であり、「構成員」と「準構成員等」の合計は「総数」と必ずしも一致しない。
　　3　「準構成員等」は、暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。

暴力団対策法により、令和５年末現在、25団体が**指定暴力団**として指定されており、六代目山口組、神戸山口組、絆會、池田組、住吉会及び稲川会に所属する暴力団構成員は、同年末現在、約7,700人（前年末比約800人減）であり、全暴力団構成員の約４分の３を占めている（警察庁刑事局の資料による。）。

令和５年に暴力団対策法に基づき発出された中止命令は964件（前年比87件増）、再発防止命令は30件（同２件減）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

また、平成24年法律第53号による暴力団対策法の改正により導入された、特定抗争指定暴力団等の指定や特定危険指定暴力団等の指定を含む、市民生活に対する危険を防止するための規定に基づき、令和６年６月30日現在、４団体が特定抗争指定暴力団等に指定され、１団体が特定危険指定暴力団等として指定されている（官報による。）。

従来から、集団的又は常習的に暴行、傷害等の事件を起こしている集団の中には、暴力団のような明確な組織構造は有しないが、暴力団等の犯罪組織との密接な関係がうかがわれるものも存在しており、こうした集団は、暴力団に準ずる集団として「準暴力団」と位置付けられている。また、準暴力団に加え、SNS や求人サイト等を利用して実行犯を募集する手口により特殊詐欺等を広域に敢行するなどの集団も存在しており、同集団は、SNS を通じるなどした緩やかな結び付きで離合集散を繰り返すなど、そのつながりが流動的であり、また、匿名性の高い通信手段等を活用しながら役割を細分化したり、特殊詐欺や強盗等の違法な資金獲得活動によって蓄えた資金を基に、更なる違法活動や風俗営業等の事業活動に進出したりするなど、その活動実態を匿名化・秘匿化する状況が見られる。準暴力団を含むこうした集団は「**匿名・流動型犯罪グループ**」と位置付けられており、同グループの中には、資金の一部を暴力団に上納するなど、暴力団と関係を持つ実態も認められるほか、暴力団構成員が匿名・流動型犯罪グループと共謀して犯罪を行っている事例もある（警察庁刑事局の資料による。）。

2 犯罪の動向

（1）検挙人員

暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下（1）において同じ。）の検挙人員等の推移（最近20年間）を刑法犯と特別法犯（交通法令違反を除く。）の別に見ると、4-3-2-2図のとおりである。

4-3-2-2図 暴力団構成員等 検挙人員等の推移（刑法犯・特別法犯別）

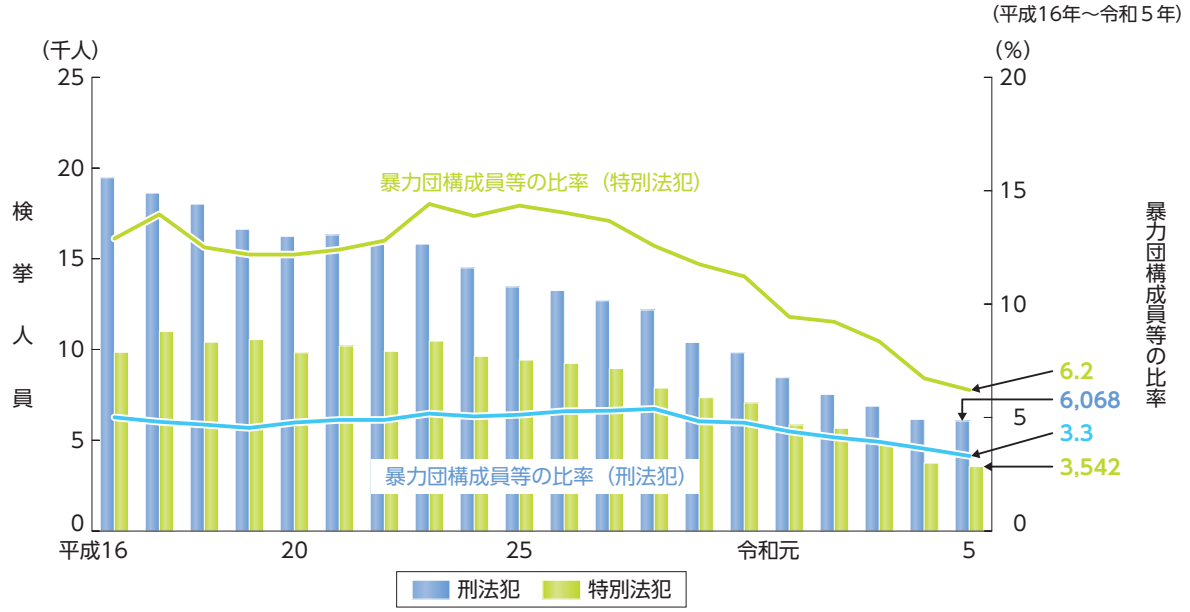

注 1 警察庁の統計による。
2 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
3 特別法犯は、交通法令違反を除く。
4 「暴力団構成員等の比率」は、検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率である。

令和５年における暴力団構成員等の検挙人員及び全検挙人員に占めるその比率を罪名別に見ると、4-3-2-3表のとおりである。

4-3-2-3表　暴力団構成員等 検挙人員（罪名別）

（令和５年）

罪名	全検挙人員	暴力団構成員等	
総数	240,285	9,610	(4.0)
刑法犯	183,269	6,068	(3.3)
殺人	808	56	(6.9)
強盗	1,601	237	(14.8)
不同意性交等	1,875	37	(2.0)
暴行	25,305	527	(2.1)
傷害	19,902	1,186	(6.0)
脅迫	3,254	289	(8.9)
恐喝	1,363	460	(33.7)
窃盗	85,535	889	(1.0)
詐欺	9,761	1,332	(13.6)
賭博	422	152	(36.0)
公務執行妨害	1,604	110	(6.9)
逮捕監禁	355	106	(29.9)
器物損壊	4,593	140	(3.0)
暴力行為等処罰法	31	4	(12.9)
特別法犯	57,016	3,542	(6.2)
暴力団対策法	6	5	(83.3)
暴力団排除条例	34	34	(100.0)
競馬法	–	–	
風営適正化法	1,029	105	(10.2)
売春防止法	381	15	(3.9)
児童福祉法	92	5	(5.4)
銃刀法	4,283	80	(1.9)
麻薬取締法	894	102	(11.4)
大麻取締法	6,243	705	(11.3)
覚醒剤取締法	5,727	1,912	(33.4)
職業安定法	43	5	(11.6)

注　1　警察庁の統計による。
　　2　「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
　　3　特別法犯は、交通法令違反を除く。
　　4　（　）内は、全検挙人員に占める暴力団構成員等の比率である。

（2）銃器犯罪

ア　対立抗争事件

暴力団相互の対立抗争事件数及び銃器（拳銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃。以下（2）において同じ。）の使用率（対立抗争事件数に占める銃器が使用された事件数の比率）の推移（最近10年間）は、**4-3-2-4表**のとおりである。

4-3-2-4表　暴力団対立抗争事件 事件数・銃器使用率の推移

（平成26年～令和５年）

年　次	対立抗争事件数	銃器使用事件数	銃器使用率
26年	18	9	50.0
27	－	－	…
28	42	6	14.3
29	9	1	11.1
30	8	1	12.5
元	14	3	21.4
2	10	5	50.0
3	3	1	33.3
4	21	4	19.0
5	6	1	16.7

注　1　警察庁刑事局の資料による。
　　2　「対立抗争事件数」は、暴力団間の対立抗争に起因するとみられる事件を計上している。
　　3　「銃器使用率」は、対立抗争事件数に占める銃器が使用された事件数の比率である。

イ　銃器使用事件

銃器発砲事件数及びこれによる死亡者数の推移（最近10年間）は、**4-3-2-5図**のとおりである。

4-3-2-5図　銃器発砲事件 事件数・死亡者数の推移

（平成26年～令和５年）

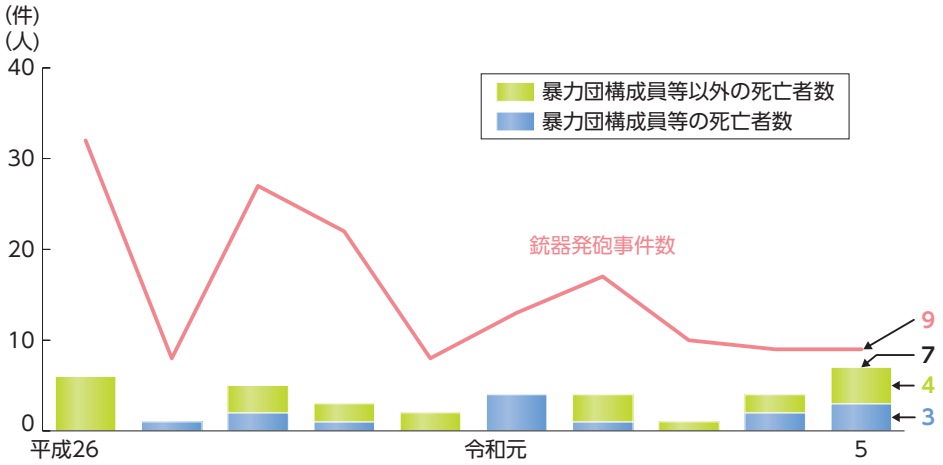

注　1　警察庁刑事局の資料による。
　　2　「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。

銃器使用犯罪の検挙件数の推移（最近10年間）を拳銃とそれ以外の銃器の別に見ると、4-3-2-6表のとおりである。

4-3-2-6表　銃器使用犯罪 検挙件数の推移（使用銃器別）

（平成26年～令和５年）

年　次	総　数	暴力団構成員等によるもの	拳銃使用	暴力団構成員等によるもの	その他の銃器使用	暴力団構成員等によるもの
26年	64	14	25	14	39	－
27	25	13	15	13	10	－
28	27	11	14	11	13	－
29	28	14	16	14	12	－
30	22	8	12	8	10	－
元	25	12	14	12	11	－
2	21	12	10	9	11	3
3	20	10	14	9	6	1
4	18	9	9	8	9	1
5	29	3	12	3	17	－

注　1　警察庁刑事局の資料による。
　　2　犯罪供用物として銃器を使用した事件を計上している。ただし、模造拳銃等によるものを除く。
　　3　「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。

ウ　拳銃の押収状況

拳銃の押収丁数の推移（最近10年間）は、4-3-2-7図のとおりである。

4-3-2-7図　拳銃押収丁数の推移

（平成26年～令和５年）

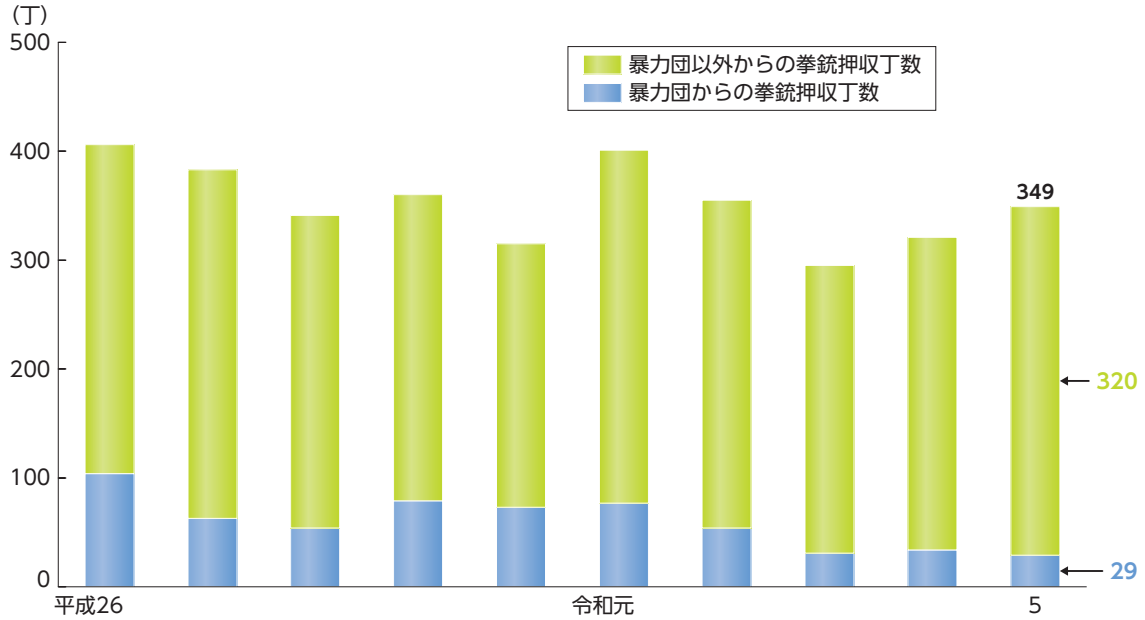

注　1　警察庁刑事局の資料による。
　　2　「暴力団からの拳銃押収丁数」は、暴力団の管理と認められる拳銃の押収丁数をいう。
　　3　「暴力団以外からの拳銃押収丁数」には、被疑者が特定できないものを含む。

3 処遇

（1）検察

令和５年における暴力団関係者（集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及びこれに準ずる者をいう。）の起訴率を罪名別に見ると、4-3-2-8図のとおりである。

4-3-2-8図　暴力団関係者の起訴率（罪名別）

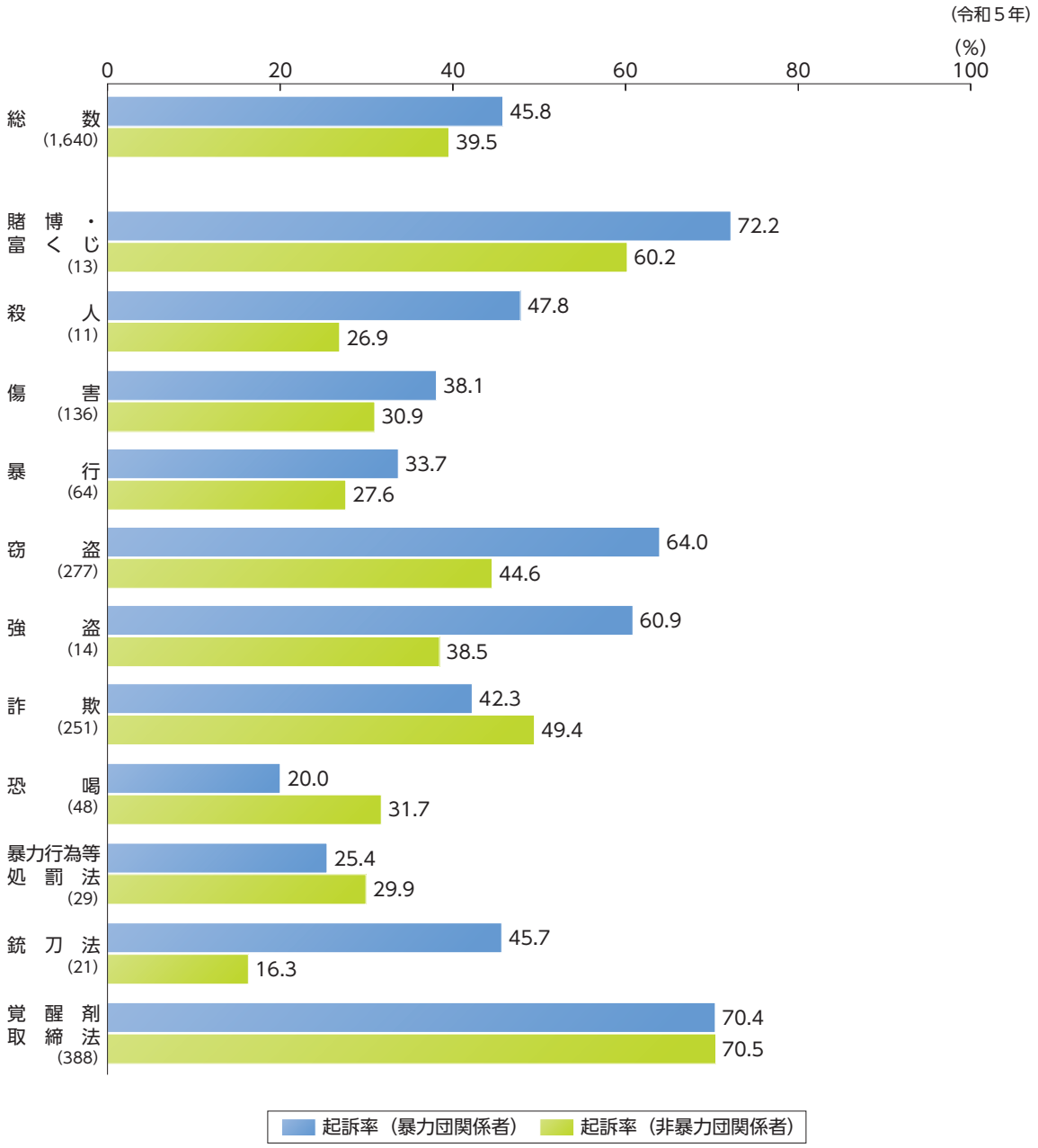

注　1　検察統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
　　2　「暴力団関係者」は、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及びこれに準ずる者をいう。
　　3　「総数」は、過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
　　4　（　）内は、暴力団関係者に係る起訴人員である。

（2）矯正

ア　暴力団関係者の入所受刑者人員の推移

暴力団関係者（犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に加入していた者及びこれに準ずる者をいう。以下（2）において同じ。）の入所受刑者人員及び暴力団関係者率（入所受刑者人員に占める暴力団関係者の比率をいう。）の推移（最近20年間）は、4-3-2-9図のとおりである。暴力団関係者の入所受刑者人員は、平成18年以降一貫して減少していたが、令和５年は前年と比べて増加し、654人（前年比50人増）であった。同年の入所受刑者中の暴力団関係者について、その地位別内訳を見ると、幹部183人、組員391人、地位不明の者80人であった（矯正統計年報による。）。

4-3-2-9図　暴力団関係者の入所受刑者人員・暴力団関係者率の推移

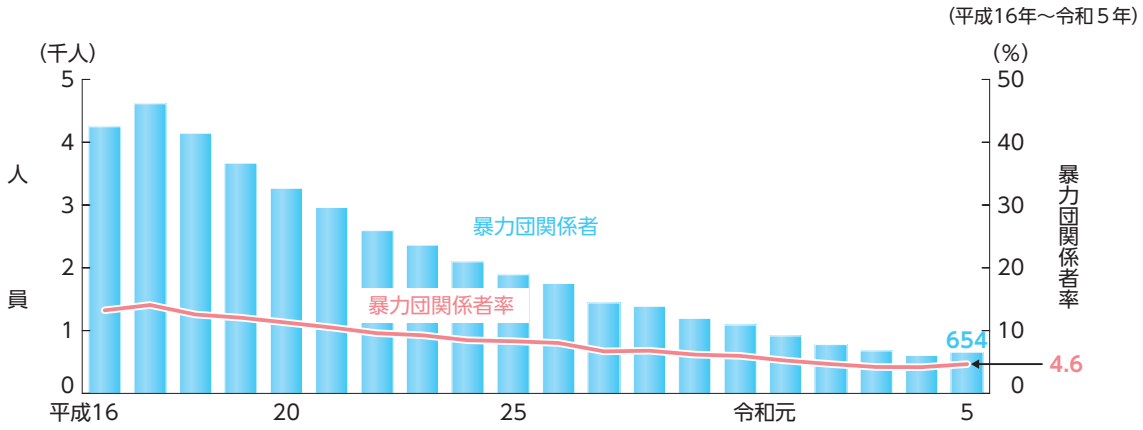

注　1　矯正統計年報による。
　　2　「暴力団関係者」は、犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に加入していた者及びこれに準ずる者をいう。
　　3　「暴力団関係者率」は、入所受刑者人員に占める暴力団関係者の比率である。

イ　入所受刑者中の暴力団関係者の特徴

令和５年における入所受刑者のうち、暴力団関係者の年齢層別構成比を見ると、50歳代が33.6％と最も高く、次いで、40歳代（26.0％）、30歳代（15.0％）、20歳代（11.2％）、60歳代（9.9％）、70歳以上（4.3％）の順であった（矯正統計年報による。）。

令和５年における入所受刑者の罪名別・刑期別・入所度数別の構成比を暴力団関係者とそれ以外の者とに分けて見ると、4-3-2-10図のとおりである。

4-3-2-10図 入所受刑者の構成比（暴力団関係者・非関係者別）

（令和５年）

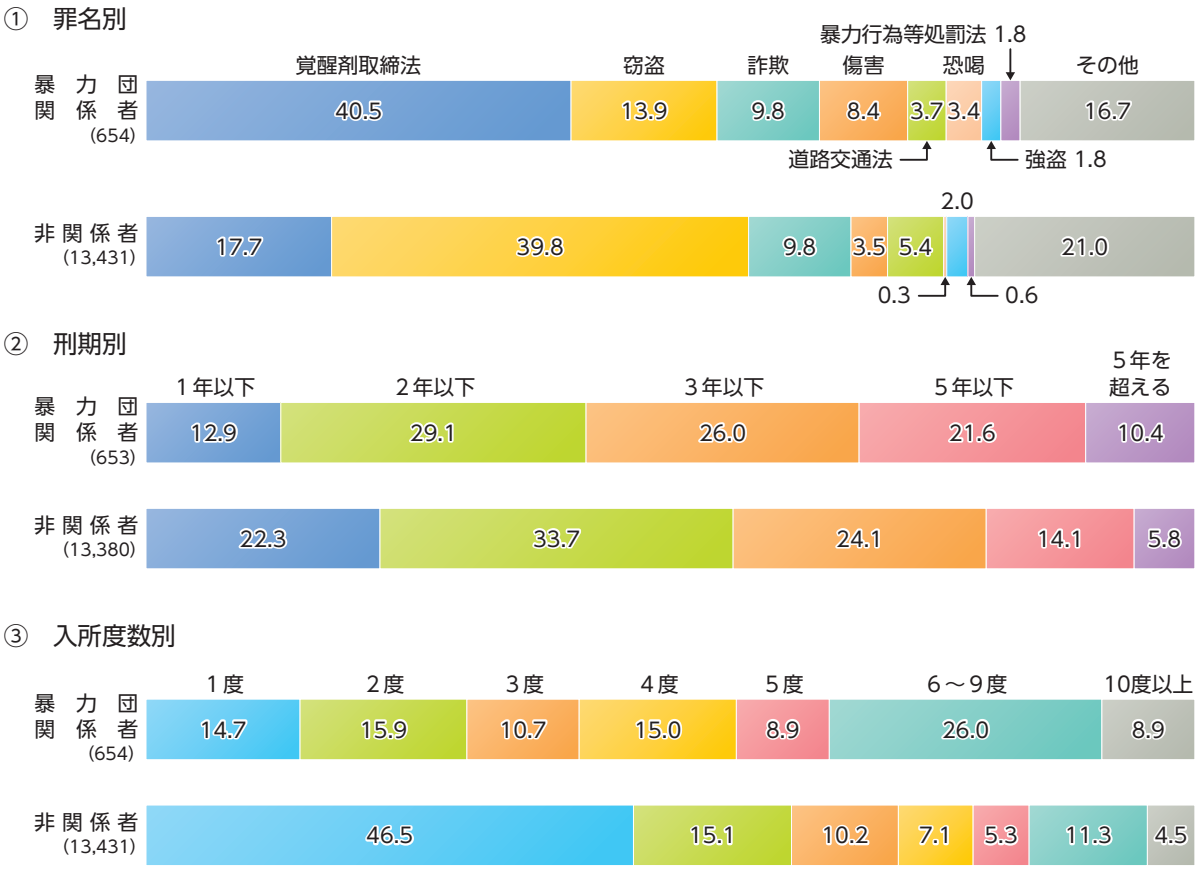

注 1 矯正統計年報による。
2 「暴力団関係者」は、犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に加入していた者及びこれに準ずる者をいう。
3 「②刑期別」について、入所受刑者は、懲役刑の者に限る。
4 「②刑期別」について、不定期刑は、刑期の長期による。
5 「②刑期別」について、一部執行猶予の場合、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
6 「②刑期別」について、「５年を超える」は、無期を含む。
7 （ ）内は、実人員である。

（３）保護観察

令和５年の仮釈放者の保護観察開始人員のうち、暴力団関係者（保護観察開始時までに暴力団対策法に規定する指定暴力団等との交渉があったと認められる者をいう。以下（３）において同じ。）の人員及び仮釈放者の総数に占める比率は、718人、7.0％（前年比0.5pt 低下）であり、そのうち、一部執行猶予者の暴力団関係者は75人であった。同年の保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員のうち、暴力団関係者の人員及び保護観察付全部・一部執行猶予者の総数に占める比率は、127人、4.9％（同2.1pt 低下）であり、そのうち、保護観察付一部執行猶予者の暴力団関係者は98人であった（保護統計年報による。）。

第4章　財政経済犯罪

この章で取り上げる財政経済犯罪の起訴・不起訴の人員は、CD-ROM資料4-4参照。通常第一審での懲役刑の科刑状況は、CD-ROM資料4-5参照。令和５年に財政経済犯罪により一部執行猶予付判決の言渡しを受けた者はいなかった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

第１節 ■ 税法違反

相続税法（昭和25年法律第73号）、地方税法（昭和25年法律第226号）、所得税法（昭和40年法律第33号）、法人税法（昭和40年法律第34号）及び消費税法（昭和63年法律第108号）の各違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、4-4-1-1図のとおりである。消費税法違反については、金の密輸入事件の増加の影響もあり、平成28年から30年にかけて急増した後、令和元年から減少に転じ、４年は再び増加したが、５年は減少し、69人（前年比5.5％減）であった。

4-4-1-1図　税法違反 検察庁新規受理人員の推移

（平成16年～令和５年）

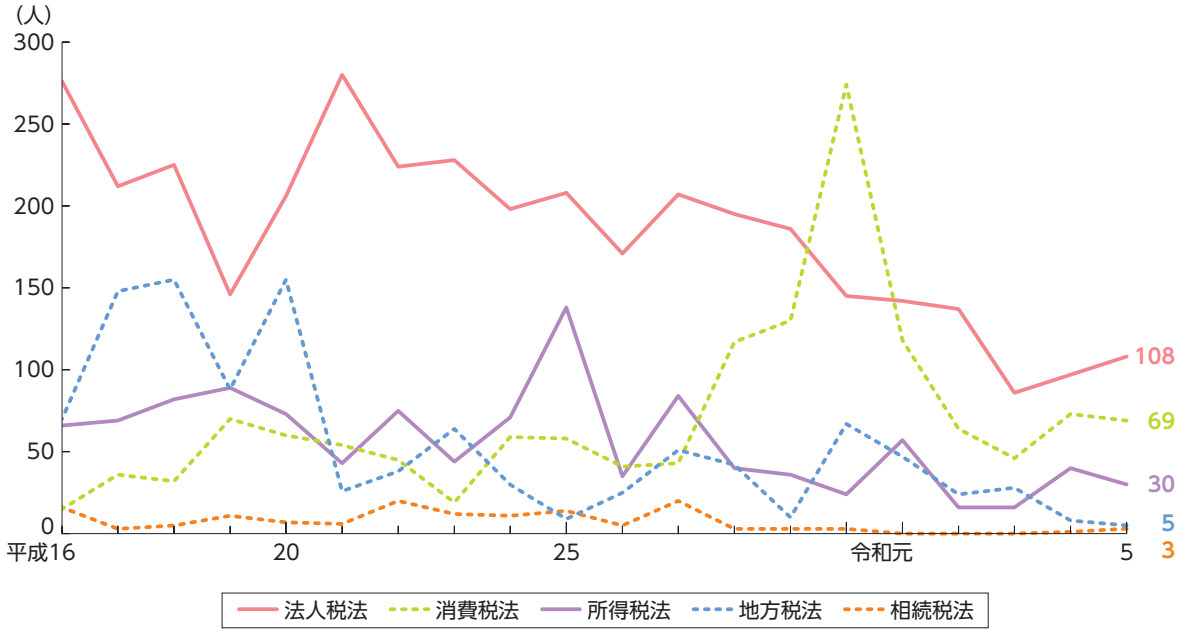

注　検察統計年報による。

国税当局から検察官に告発された税法違反事件の件数及び１件当たりの脱税額の推移（最近５年間）を見ると、**4-4-1-2表**のとおりである。

4-4-1-2表 税法違反 告発件数・１件当たりの脱税額の推移

（令和元年度～５年度）

年　度	所得税法		法人税法		相続税法		消費税法	
	件　数	１件当たりの脱税額	件　数	１件当たりの脱税額	件　数	１件当たりの脱税額	件　数	１件当たりの脱税額
元年度	20	83	64	88	－	…	32	62
2	10	107	55	70	－	…	18	113
3	11	82	43	82	－	…	21	79
4	20	122	47	91	2	144	34	89
5	14	87	59	97	1	152	27	68

（金額の単位は、百万円）

注　1　国税庁の資料による。
　　2　「脱税額」は、加算税額を含む。
　　3　「所得税法」は、源泉所得税に係る違反を含む。

金の密輸入事件について、令和４事務年度（令和４年７月１日から５年６月30日まで）における処分（税関長による通告処分又は税関長等による告発）件数は、前事務年度（13件）から急増し、125件であった（財務省関税局の資料による。）。

第２節 ■ 経済犯罪

強制執行妨害（刑法96条の２、96条の３及び96条の４に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の刑法96条の２に規定する罪を含む。）、**公契約関係競売入札妨害**（刑法96条の６第１項に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の刑法96条の３第１項に規定する罪を含む。）、**談合**、**破産法**（平成16年法律第75号。同法による廃止前の大正11年法律第71号を含む。）違反及び**入札談合等関与行為防止法**違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、**4-4-2-1図**のとおりである。

4-4-2-1図　強制執行妨害等 検察庁新規受理人員の推移

（平成16年～令和５年）

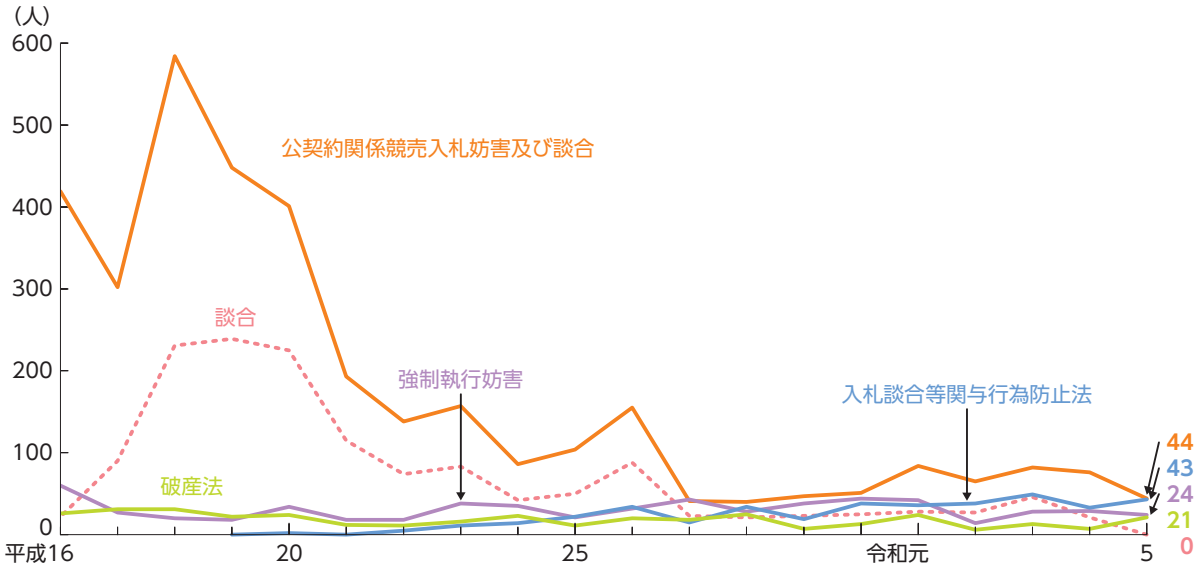

注　1　検察統計年報による。
　　2　「公契約関係競売入札妨害」は、刑法96条の６第１項に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の刑法96条の３第１項に規定する罪を含む。
　　3　「談合」は、「公契約関係競売入札妨害及び談合」の内数である。
　　4　「強制執行妨害」は、刑法96条の２、96条の３及び96条の４に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の刑法96条の２に規定する罪を含む。
　　5　「破産法」（平成16年法律第75号）は、同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）違反を含む。

会社法（平成17年法律第86号）・平成17年法律第87号による改正前の**商法**（明治32年法律第48号）、**独占禁止法**及び**金融商品取引法**（昭和23年法律第25号。平成18年法律第65号による改正前の題名は「証券取引法」）の各違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、**4-4-2-2図**のとおりである。

独占禁止法違反については、令和元年６月の改正により、事業者による調査協力を促進して適切な課徴金を課することができるものとすることなどを通じ、不当な取引制限等を一層抑止し、公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進を図るため、①課徴金減免制度の改正（減免申請による課徴金の減免に加えた、事業者が事件の解明に資する資料の提出等をした場合に、**公正取引委員会**が課徴金の額を減額する仕組み（調査協力減算制度）の導入、減額対象事業者数の上限の廃止等）、②課徴金の算定方法の見直し（課徴金の算定基礎の追加、算定期間の延長等）、③罰則規定の見直し（検査妨害等の罪に係る法人等に対する罰金の上限額の引上げ等）等が行われた（令和元年法律第45号。①及び②は２年12月施行、③は元年７月施行）。５年度における公正取引委員会による同法違反の告発はなかった（公正取引委員会の資料による。）。

また、金融商品取引法違反については、令和５年度における**証券取引等監視委員会**による同法違反の告発は、４件・11人（法人を含む。）であり、その内訳は、「インサイダー取引」１件・１人、「相場操縦」１件・１人、「風説の流布・偽計、暴行・脅迫」１件・３人、「虚偽有価証券報告書等提出」１件・６人であった（証券取引等監視委員会の資料による。）。

4-4-2-2図 会社法・商法違反等 検察庁新規受理人員の推移

(平成16年～令和５年)

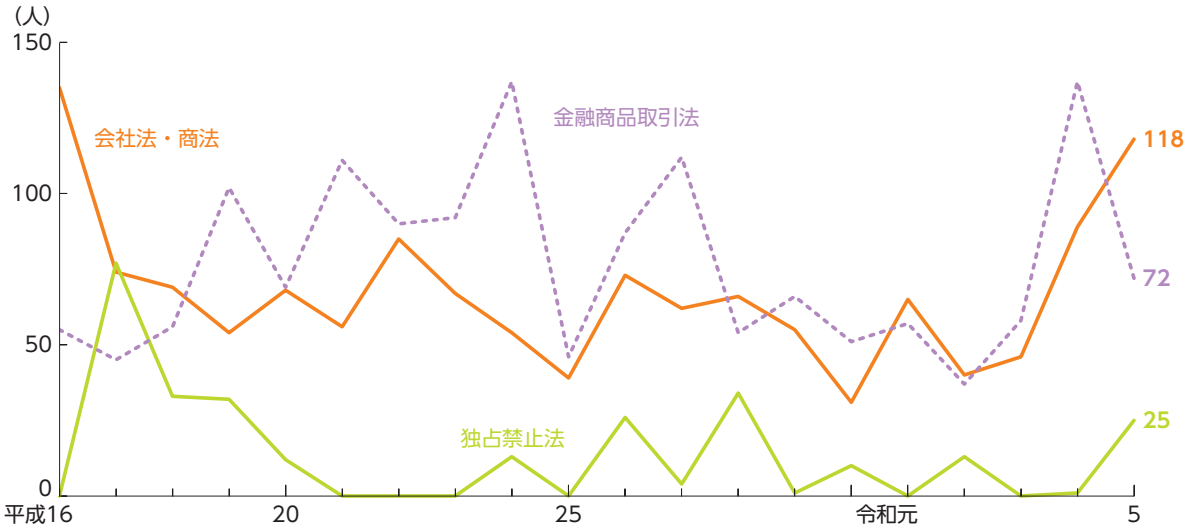

注　1　検察統計年報による。
　　2　「会社法・商法」は、会社法（平成17年法律第86号）違反及び平成17年法律第87号による改正前の商法（明治32年法律第48号）違反である。

なお、不正競争防止法について、令和５年６月の改正により、不正競争行為として規制されている商品形態の模倣行為に関して、規制対象行為としてデジタル空間における他人の商品形態を模倣した商品の提供行為を追加し、また、外国公務員に対する贈賄に関して、自然人及び法人に対する法定刑を引き上げるとともに、外国人従業員が海外において単独で外国公務員贈賄罪に該当する行為を行った場合に、その所属する法人等に両罰規定を適用できることを明確化するなどの規律の強化等が行われた（令和５年法律第51号。６年４月施行）。

出資法及び**貸金業法**（昭和58年法律第32号。平成18年法律第115号による改正前の題名は「貸金業の規制等に関する法律」）の各違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、4-4-2-3図のとおりである。

4-4-2-3図 出資法違反等 検察庁新規受理人員の推移

(平成16年～令和５年)

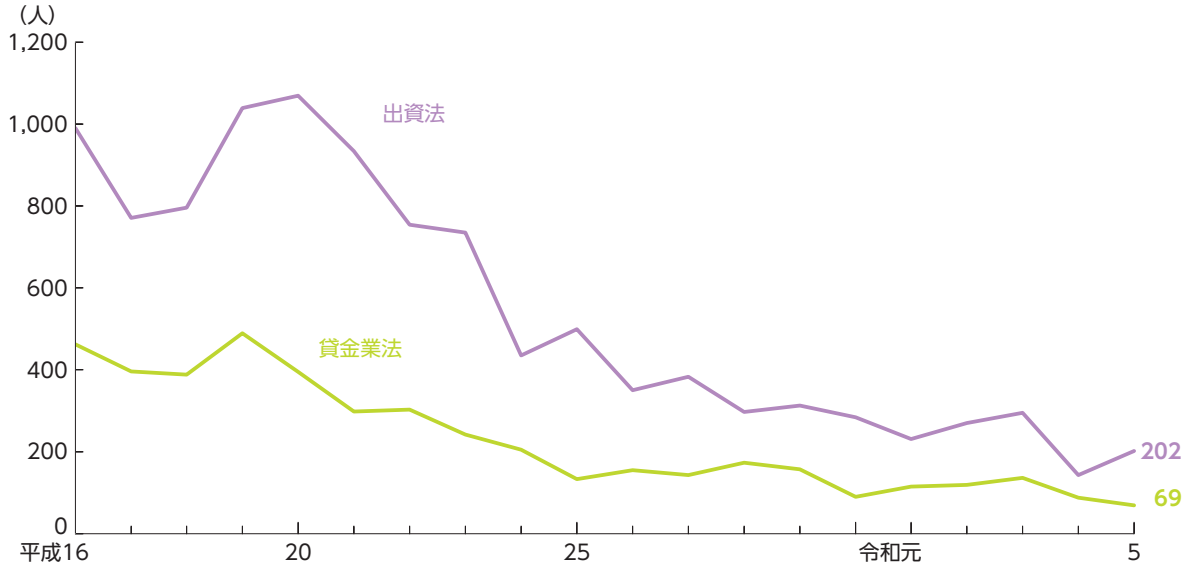

注　検察統計年報による。

第3節 ■ 知的財産関連犯罪

商標法（昭和34年法律第127号）及び**著作権法**（昭和45年法律第48号）の各違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、4-4-3-1図のとおりである。

なお、令和２年６月、著作権法が改正され（令和２年法律第48号）、インターネット上のいわゆる海賊版対策の強化として、いわゆるリーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツ（違法にアップロードされた著作物等）へのリンクを提供する行為やリーチサイトの運営行為・リーチアプリの提供行為に対する罰則が新設された（同年10月施行）。また、同改正により、違法にアップロードされた著作物のダウンロード規制について、その対象を著作物全般に拡大し、違法にアップロードされたものと知りながら侵害コンテンツをダウンロードする行為を、一定の要件の下で私的使用目的であっても違法とし、このうち正規版が有償提供されている侵害コンテンツのダウンロードを継続的に又は反復して行う行為に対する罰則が新設された（３年１月施行）。

4-4-3-1図 商標法違反等 検察庁新規受理人員の推移

（平成16年～令和５年）

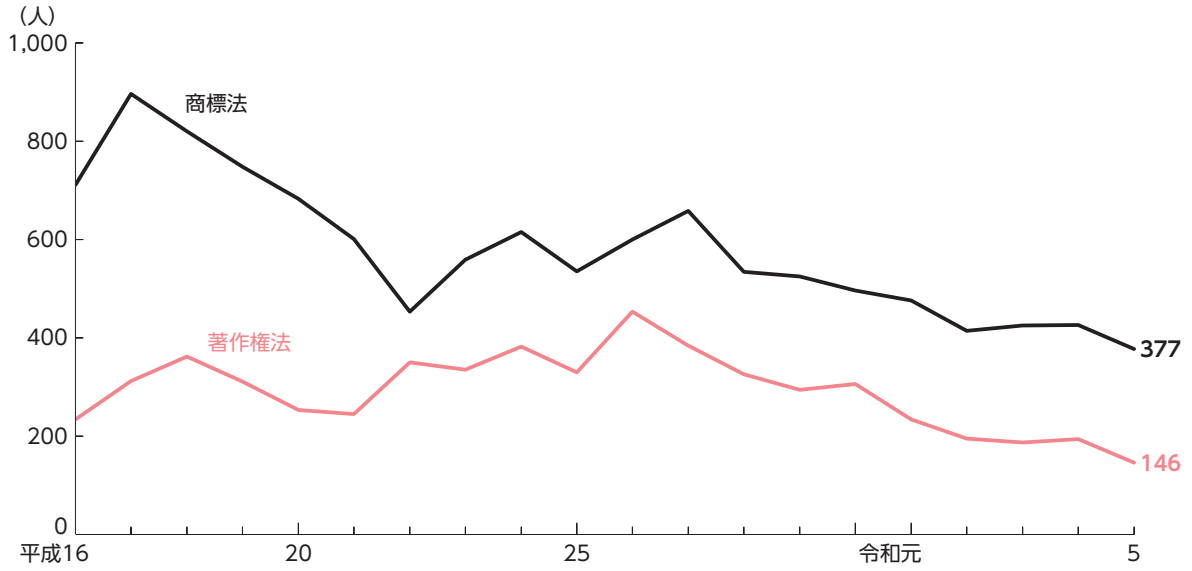

注　検察統計年報による。

第5章 サイバー犯罪

第1節 ■ 概説

サイバー犯罪（不正アクセス禁止法違反、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪、その他犯罪の実行に不可欠な手段として高度情報通信ネットワークを利用する犯罪をいう。）の検挙件数の推移（最近20年間）は、4-5-1-1図のとおりである（不正アクセス禁止法違反、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪については、本章第２節参照。その他のサイバー犯罪については、本章第３節参照）。サイバー犯罪の検挙件数は、平成16年以降増加傾向にあり、令和５年は１万2,479件（前年比110件（0.9％）増）であった。

令和５年は、不正アクセス禁止法違反の関係で、行政機関、学術研究機関等において情報窃取を企図したとみられる不正アクセス等が多数発生したほか、インターネットバンキングに係る不正送金の被害件数・被害額ともに過去最多となった。また、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪の関係では、ランサムウェア（感染するとパソコン等に保存されているデータを暗号化して使用できない状態にした上で、そのデータを元に戻す対価（金銭や暗号資産）を要求するプログラムをいう。）による被害の件数が高水準で推移するなど、サイバー空間をめぐる脅威は極めて深刻な情勢が続いている（警察庁サイバー警察局の資料による。）。なお、近年におけるインターネットを利用した犯罪の動向については、コラム７参照。

4-5-1-1図 サイバー犯罪の検挙件数の推移

（平成16年～令和５年）

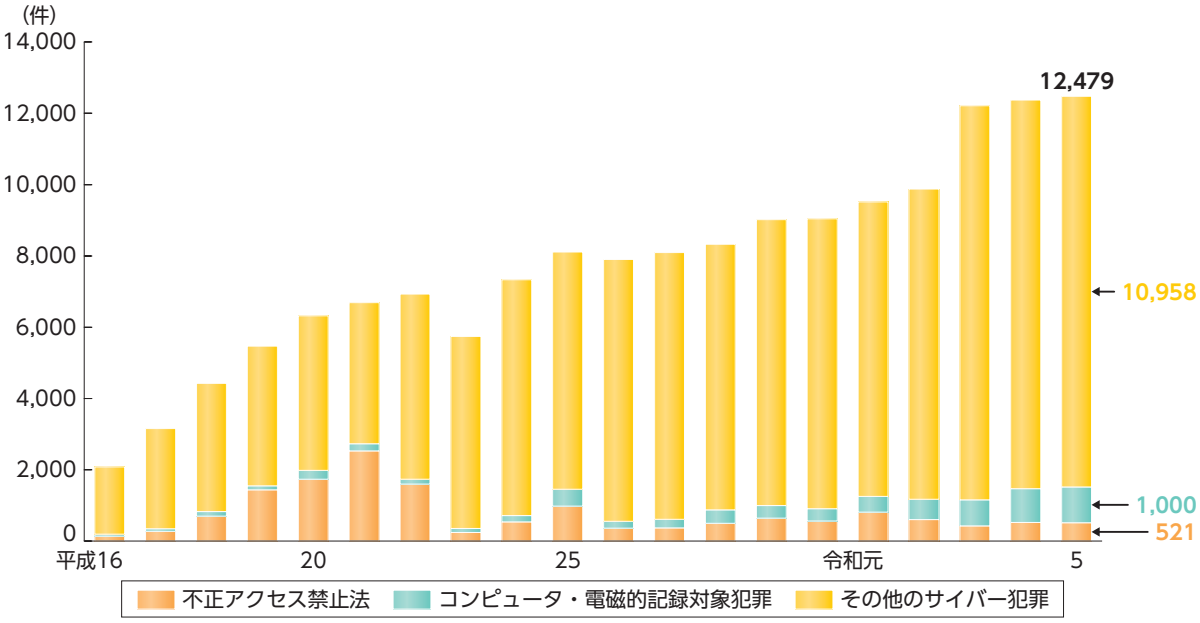

注　1　警察庁サイバー警察局の資料による。
　　2　「コンピュータ・電磁的記録対象犯罪」は、電磁的記録不正作出・毀棄等（支払用カード電磁的記録不正作出を含む）、電子計算機損壊等業務妨害、電子計算機使用詐欺及び刑法第２編第19章の２の罪をいう。
　　3　「その他のサイバー犯罪」は、詐欺、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等のサイバー犯罪である。

第2節 ■ 不正アクセス行為等

4-5-2-1図は、**不正アクセス行為**（不正アクセス禁止法11条に規定する罪をいう。）の認知件数の推移（同法が施行された平成12年以降）を見たものである。不正アクセス行為の認知件数については、増減を繰り返しながら推移していたが、令和５年は大きく増加し6,312件（前年比4,112件（186.9％）増）であった。

4-5-2-1図 不正アクセス行為 認知件数の推移

（平成12年～令和５年）

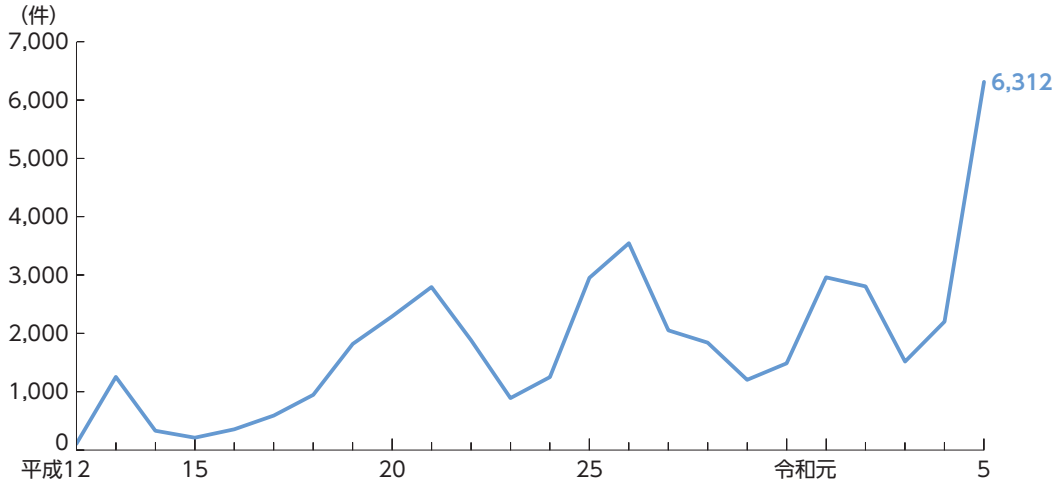

注　1　警察庁サイバー警察局、総務省サイバーセキュリティ統括官及び経済産業省商務情報政策局の資料による。
　　2　認知件数は、不正アクセス被害の届出を受理して確認した事実のほか、余罪として新たに確認した不正アクセス行為の事実、報道を踏まえて事業者等から確認した不正アクセス行為の事実その他関係資料により確認した不正アクセス行為の事実中、犯罪構成要件に該当する被疑者の行為の数である。
　　3　平成12年は、不正アクセス禁止法の施行日である同年２月13日以降の件数である。

令和５年の不正アクセス行為の認知件数について、不正アクセス後に行われた行為別に内訳を見ると、「インターネットバンキングでの不正送金等」が最も多く（5,598件、88.7％）、次いで、「メールの盗み見等の情報の不正入手」（204件、3.2％）、「インターネットショッピングでの不正購入」（93件、1.5％）、「オンラインゲーム・コミュニティサイトの不正操作」（83件、1.3％）の順であった。前年と比較して減少している行為もある中で、「インターネットバンキングでの不正送金等」は大きく増加し、前年比4,502件（前年比410.8％）増であった（警察庁サイバー警察局、総務省サイバーセキュリティ統括官及び経済産業省商務情報政策局の資料による。）。

コンピュータ・電磁的記録対象犯罪（電磁的記録不正作出・毀棄等、電子計算機損壊等業務妨害、電子計算機使用詐欺及び不正指令電磁的記録作成等）、不正アクセス禁止法違反等の検挙件数の推移（最近５年間）は、**4-5-2-2表**のとおりである。電子計算機使用詐欺の検挙件数は、令和５年は950件（前年比3.5％増）と、平成12年以降最多であった。

なお、罪名ごと（罪名別の統計が存在するものに限る。）の検察庁終局処理人員は、CD-ROM資料**4-6**参照。

4-5-2-2表 コンピュータ・電磁的記録対象犯罪等 検挙件数の推移

(令和元年～５年)

年次	コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	電磁的記録不正作出・毀棄等	電子計算機損壊等業務妨害	電子計算機使用詐欺	不正指令電磁的記録作成等	支払用カード電磁的記録に関する罪	不正アクセス禁止法
元年	436	83	12	325	16	286	816
2	563	15	17	511	20	91	609
3	729	14	13	692	10	61	429
4	948	12	11	918	7	−	522
5	1,000	20	16	950	14	4	521

注 1 警察庁の統計及び警察庁サイバー警察局の資料による。
2 「電磁的記録不正作出・毀棄等」は、「支払用カード電磁的記録に関する罪」の検挙件数のうち、支払用カード電磁的記録不正作出の検挙件数を含めて計上している。
3 「不正指令電磁的記録作成等」は、刑法第２編第19章の２の罪をいう。

第３節 ■ その他のサイバー犯罪

サイバー犯罪のうち、不正アクセス禁止法違反及びコンピュータ・電磁的記録対象犯罪以外の犯罪（インターネットを利用した詐欺、脅迫や児童買春・児童ポルノ禁止法違反等、犯罪の実行に不可欠な手段として高度情報通信ネットワークを利用する犯罪）の検挙件数の推移（最近５年間）は、**4-5-3-1表**のとおりである。検挙件数は、平成29年から増加傾向にあり、令和５年は１万958件（前年比0.5％増）であった（CD-ROM 参照）。同年の検挙件数を罪名別に見ると、前年と比べ、犯罪収益移転防止法違反は86.5％、ストーカー規制法違反は27.7％、名誉毀損は26.2％、脅迫は12.2％増加した。一方、わいせつ物頒布等は27.2％、青少年保護育成条例違反は14.7％、詐欺は13.6％、児童買春・児童ポルノ禁止法違反は9.4％減少した。

4-5-3-1表 その他のサイバー犯罪 検挙件数の推移（罪名別）

(令和元年～５年)

区分	元年	2年	3年	4年	5年
総数	8,267	8,703	11,051	10,899	10,958
詐欺	977	1,297	3,457	3,304	2,854
脅迫	349	408	387	410	460
名誉毀損	230	291	315	286	361
わいせつ物頒布等	792	803	859	782	569
児童買春・児童ポルノ禁止法	2,281	2,015	2,009	2,113	1,915
児童買春	706	577	544	553	498
児童ポルノ所持、提供等	1,575	1,438	1,465	1,560	1,417
青少年保護育成条例	1,038	1,013	952	781	666
商標法	327	306	344	297	…
著作権法	451	363	…	…	…
ストーカー規制法	325	347	325	364	465
犯罪収益移転防止法	…	…	350	584	1,089
不正作出私電磁的記録供用	…	…	…	…	313
その他	1,497	1,860	2,053	1,978	2,266

注 1 警察庁サイバー警察局の資料による。
2 「その他」は、売春防止法違反等であり、令和２年以前は犯罪収益移転防止法違反を、３年以降は著作権法違反を、５年は商標法違反を含む。

令和５年におけるSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス。ただし、通信ゲームを含み届出のある出会い系サイトを除く。)に起因する事犯の被害児童数の総数は1,665人（前年比3.9％減）であり、主な罪名別に見ると、児童買春・児童ポルノ禁止法違反のうちの児童ポルノ所持、提供等（592人）が最も多く、次いで、青少年保護育成条例違反（534人）、児童買春・児童ポルノ禁止法違反のうちの児童買春（290人）の順であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

コラム７　インターネットと犯罪

本章でも述べたとおり、令和５年においては、ランサムウェアを用いた金銭等の要求やインターネットバンキングにおける不正送金の被害が深刻な情勢となっている。

ランサムウェアによる被害については、従来、ランサムウェアを用いてデータを暗号化して使用できないようにした上、元に戻す対価を要求する手口によるものであったところ、最近では、企業・団体等に対し、ランサムウェアを用いて前記要求を行うだけでなく、暗号化前のデータを不正に取得しておいた上で、同企業・団体等に対し、「対価を支払わなければ当該データを公開する。」などと要求するダブルエクストーション（二重恐喝）が多く行われている。

企業・団体等におけるランサムウェアによる被害の報告件数は、令和４年は230件、５年は197件と高い水準にある。５年におけるランサムウェア被害のうち手口を確認できたものは175件あり、従来型が45件、ダブルエクストーションの手口によるものが130件であった（警察庁サイバー警察局の資料による。）。

令和５年における被害企業・団体等の業種別構成比は図６のとおりであり、その業種を問わず被害が発生している。

図６　ランサムウェア被害の報告件数の業種別構成比

（令和５年）

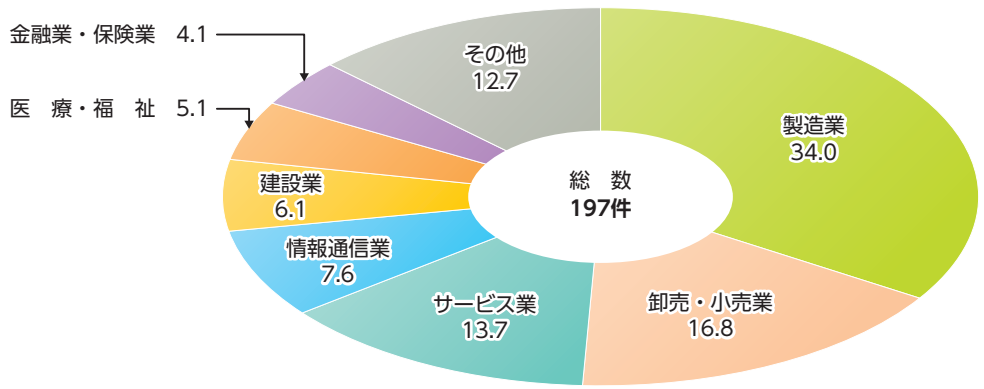

注　警察庁サイバー警察局の資料に基づき、構成比を算出した。

また、最近の事例では、企業・団体等のネットワークに侵入した後、データを暗号化する（ランサムウェアを用いる）ことはせずに、データを不正に取得した上で、企業・団体等に対し、当該データを公開しないことの対価を要求する手口（ノーウェアランサム）による被害も確認されている。

他方、インターネットバンキングに係る不正送金事犯の主な手口は、実在する銀行を装った偽のショートメッセージや電子メール等（フィッシングメール）を犯人が送りつけ、それらを受信したインターネットバンキングの利用者を同銀行のウェブサイトに見せかけた偽のログインサイト（フィッシングサイト）へと誘導した上、当該利用者にインターネットバンキングの

IDやパスワード等の情報を入力させて不正に取得し、その後、それらを用いて銀行預金口座から預金を不正に送金するというものである。

インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数及び被害額の推移は図7のとおりであり、いずれも令和2年から3年にかけて減少していたものの、4年に増加へと転じ、5年には発生件数が5,578件、被害額が約87億3,130万円へと急増し、いずれも過去最多となっている。

こうした不正送金による被害者の大部分は個人であり、そのうち40代から60代の被害者が約6割を占めている（警察庁サイバー警察局の資料による。）。

図7 インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数及び被害額の推移

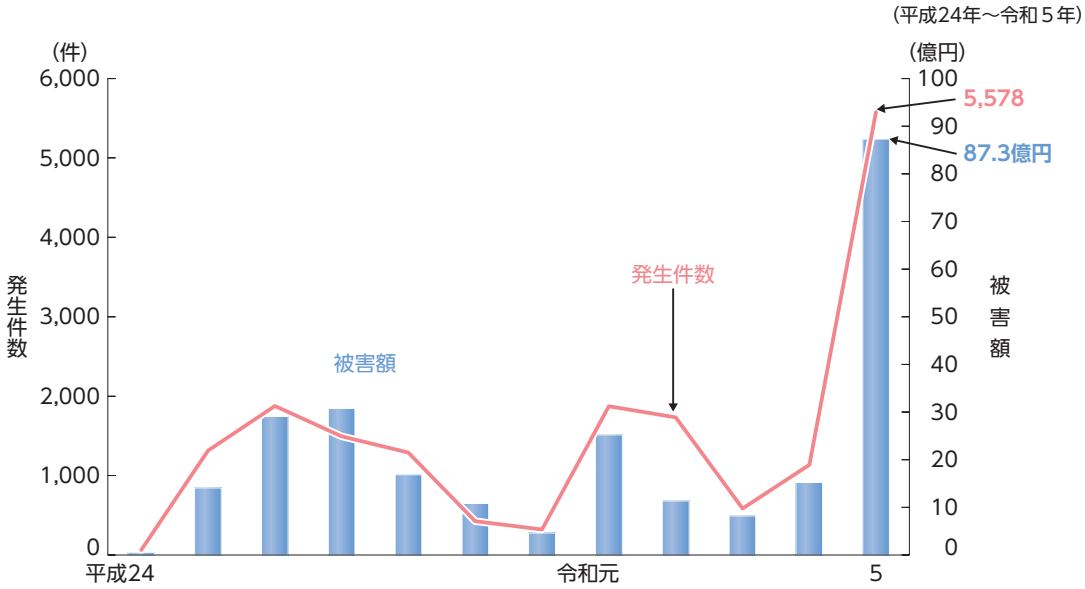

注 1 警察庁サイバー警察局の資料による。
2 本図は、資料を入手し得た平成24年以降の数値で作成した。
3 「被害額」は、概数である。

これらのほかにも、SNS型投資詐欺（相手方が、主としてSNSその他の非対面での連絡手段を用いた欺罔行為により投資を勧め、投資名目で金銭等をだまし取る詐欺）及びSNS型ロマンス詐欺（相手方が、外国人又は海外居住者を名乗り、SNSその他の非対面での連絡手段を用いて被害者と複数回やり取りすることで恋愛感情や親近感を抱かせ、金銭等をだまし取る詐欺）による被害が令和5年下半期に顕著に増加しており、5年は、それぞれ、認知件数が2,271件（被害額約277億9,000万円）、1,575件（同約177億3,000万円）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

さらに、インターネットと犯罪との関わりに広く目を向けると、インターネット上には、仕事の内容を明らかにすることなく、著しく高額な報酬の支払を示唆して、犯罪の実行者を募集する情報が氾濫しており、そうした募集は、「闇バイト」などと呼ばれ、とりわけ、少年が目先の利益を手に入れるため、安易に応募し、特殊詐欺や強盗等の重大犯罪に加担してしまうことが大きな社会問題となっている。また、こうした犯行には、匿名・流動型犯罪グループ（第4編第3章第2節1項参照）等が関与している場合があり、応募してきた者の個人情報を入手し、実行犯として犯行に加担させるのみならず、約束した報酬を支払わず、場合によってはその個人情報を基に応募者を脅迫することもある（警察庁生活安全局、警察庁刑事局及び警察庁サイ

バー警察局の各資料による。)。

こうした犯罪情勢を受け、犯罪対策閣僚会議は、令和６年６月、特殊詐欺、SNS 型投資・ロマンス詐欺及びフィッシング等を対象とした「国民を詐欺から守るための総合対策」を策定し、SNS 事業者等による実効的な広告審査等の推進、SNS 公式アカウント開設時の SNS 事業者による本人確認強化、フィッシングサイトの閉鎖促進等の対策を講じるとともに、こうした犯罪への関与が疑われる匿名・流動型犯罪グループに対する取締り及び実態解明を推進するものとしている。

第6章 児童虐待・配偶者からの暴力・ストーカー等に係る犯罪

第1節 ■ 児童虐待に係る犯罪

児童虐待（保護者によるその監護する18歳未満の児童に対する虐待の行為。児童虐待防止法２条参照）については、従来から、**児童虐待防止法**を始めとする関係法令の整備等によって、これを防止するための制度の充実が図られてきた。児童虐待防止法について、平成29年法律第69号による改正では、都道府県知事等が、保護者に対し、児童の身辺につきまとったりしてはならないことなどを命ずる、いわゆる接近禁止命令の対象が拡大された（平成30年４月施行）。また、令和元年法律第46号による改正では、親権者が児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことなどが明記された（令和２年４月施行）。

4-6-1-1図は、児童虐待に係る事件（刑法犯等として検挙された事件のうち、児童虐待防止法２条に規定する児童虐待が認められたものをいう。以下この節において同じ。）について、罪名別の検挙件数及び検挙人員総数の推移を見たものである（罪名別の検挙人員については、CD-ROM 参照）。検挙件数及び検挙人員は、平成26年以降大きく増加し、令和５年は2,385件（前年比9.4％増）、2,419人（同8.9％増）であり、それぞれ平成16年（284件、311人）と比べると、約8.4倍、約7.8倍であった。その中で、罪名別では、特に、暴行や不同意わいせつが顕著に増加している。なお、不同意わいせつについては、平成29年法律第72号による刑法の改正によって対象が拡大した（監護者わいせつが新設された。）点に留意する必要がある（第１編第１章第２節２項参照）。

4-6-1-1図 児童虐待に係る事件 検挙件数・検挙人員の推移（罪名別）

（平成16年～令和５年）

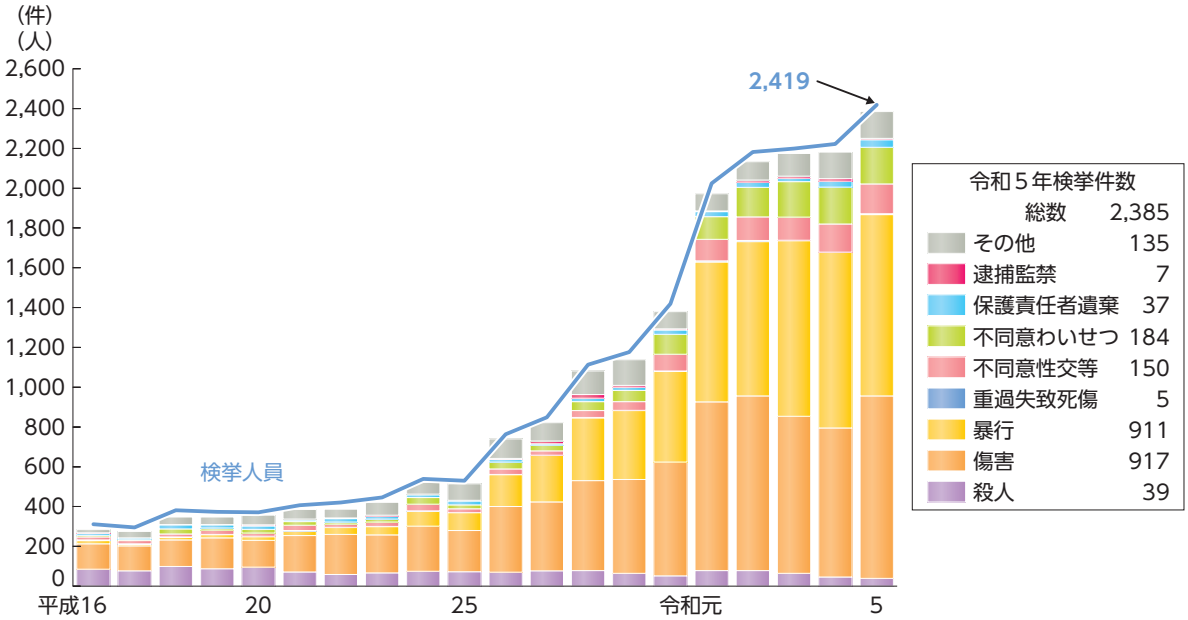

注 1 警察庁生活安全局の資料による。
2 「殺人」は、無理心中及び出産直後の事案を含む。
3 「保護責任者遺棄」及び「重過失致死傷」は、いずれも出産直後の事案を含む。
4 「傷害」は、暴力行為等処罰法１条の２及び１条の３に規定する加重類型を、「暴行」は、同法１条及び１条の３に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
5 「その他」は、暴力行為等処罰法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、未成年者拐取等である。

4-6-1-2表は、令和５年の児童虐待に係る事件の検挙人員について、被害者と加害者の関係別及び罪名別に見たものである。総数では、父親等の割合が71.0％を占めたが、罪名別に見ると、殺人及び保護責任者遺棄では、母親等の割合がそれぞれ83.7％、66.7％であった。また、加害者別に罪名の内訳を見ると、父親等のうち、実父では傷害及び暴行が８割強を占め、不同意性交等及び不同意わいせつは１割強（なお、両罪名における実父の割合は、それぞれ約４割）であったが、実父以外では傷害及び暴行が６割強であり、不同意性交等及び不同意わいせつが３割強を占めた。

4-6-1-2表　児童虐待に係る事件 検挙人員（被害者と加害者の関係別、罪名別）

（令和５年）

加害者	総数	殺人	傷害	傷害致死	暴行	逮捕監禁	不同意性交等	不同意わいせつ	児童買春・児童ポルノ禁止法	保護責任者遺棄	未成年者拐取	その他
総数	2,419	43	932	7	914	8	150	187	26	42	18	99
父親等	1,718	7	659	3	621	7	148	182	21	14	13	46
実父	1,068	4	412	1	462	3	55	75	7	10	10	30
養父・継父	390	1	136	－	98	3	68	71	9	1	－	3
母親の内縁の夫	167	1	82	1	40	1	14	17	4	3	1	4
その他(男性)	93	1	29	1	21	－	11	19	1	－	2	9
母親等	701	36	273	4	293	1	2	5	5	28	5	53
実母	650	32	248	4	277	－	2	5	5	26	5	50
養母・継母	17	－	12	－	5	－	－	－	－	－	－	－
父親の内縁の妻	6	－	2	－	3	1	－	－	－	－	－	－
その他(女性)	28	4	11	－	8	－	－	－	－	2	－	3

注　1　警察庁生活安全局の資料による。
　　2　「殺人」は、無理心中及び出産直後の事案を含む。
　　3　「保護責任者遺棄」は、出産直後の事案を含む。
　　4　「傷害」は、暴力行為等処罰法１条の２及び１条の３に規定する加重類型を、「暴行」は、同法１条及び１条の３に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
　　5　加害者の「その他」は、祖父母、伯（叔）父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。
　　6　罪名の「その他」は、暴力行為等処罰法違反、児童福祉法違反、重過失致死傷等である。

第2節 ■ 配偶者からの暴力に係る犯罪

配偶者暴力防止法は、被害者からの申立てを受けて裁判所が加害者に対して発した、被害者の身辺へのつきまといをすることなどを禁止する保護命令に違反する行為（保護命令違反行為）等に対して罰則を設けている。令和元年法律第46号による改正では、被害者保護のために相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明記された（令和２年４月施行）。また、令和５年法律第30号による改正では、保護命令制度が拡充されるとともに、保護命令違反行為に対する法定刑の引上げが行われた。具体的には、①接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者として、配偶者からの身体に対する暴力や生命又は身体に対する加害の告知による脅迫を受けた者に加え、自由、名誉又は財産に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加するとともに、②接近禁止命令及び電話等禁止命令による対象行為の禁止期間を６か月間から１年間に伸長し、③電話等禁止命令の対象行為に、緊急時以外の連続した文書の送付・SNS 等の送信、緊急時以外の深夜早朝の SNS 等の送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得等を追加し、④被害者と同居する未成年の子への電話等禁止命令を可能とするなど、所要の規定が整備された（一部を除き６年４月施行）。

なお、令和５年法律第66号による刑法の一部改正では、配偶者間において不同意性交等罪などが成立することが明確化された（令和５年７月施行。同改正の詳細については、第２編第１章１項（３）参照）。

配偶者からの暴力事案等の検挙件数の推移（平成22年以降）を見ると、**4-6-2-1図**のとおりである。配偶者暴力防止法に係る保護命令違反の検挙件数は、27年以降減少傾向にあり、令和５年は49件（前年比３件増）であった。その一方、刑法等の他法令による検挙件数の総数は、平成23年以降増加しており、令和２年から３年連続減少したものの、５年は8,636件（同101件増）であり、平成22年と比較すると約3.7倍であった。特に、暴行及び傷害の検挙件数が大きく増加している。また、令和５年における不同意性交等の検挙件数は、12件（同２件増）であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

なお、令和５年における配偶者からの暴力事案等に関する相談等件数（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数をいう。）は、８万8,619件（前年比4.9％増）であり、被害者の性別の内訳を見ると、女性が６万2,444件（70.5％）、男性が２万6,175件（29.5％）であった。被害者と加害者の関係別に見ると、婚姻関係が６万4,766件（73.1％）と最も多く、次いで、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係１万7,774件（20.1％）、内縁関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。）6,079件（6.9％）の順であった（いずれも、元々その関係にあったものを含む。警察庁生活安全局の資料による。）。

4-6-2-1図　配偶者からの暴力事案等の検挙件数の推移（罪名別）

（平成22年～令和５年）

① 配偶者暴力防止法（保護命令違反に限る）

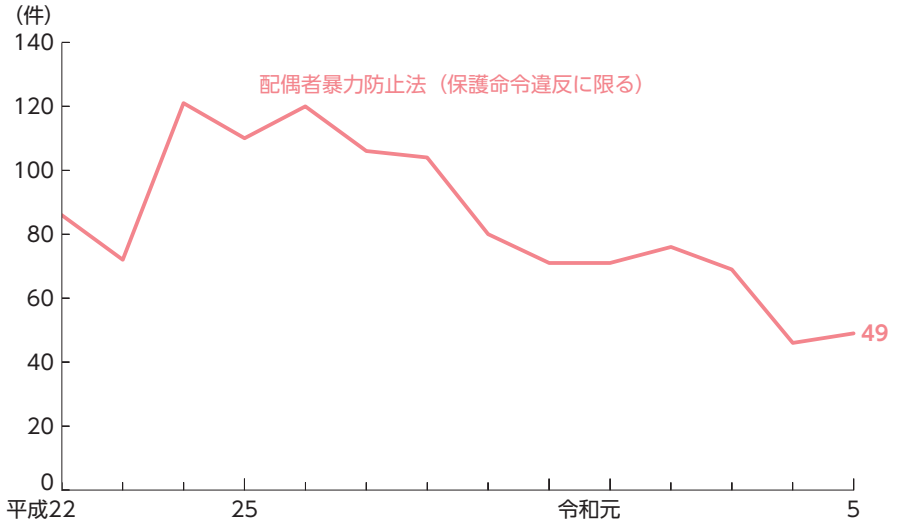

② 他法令

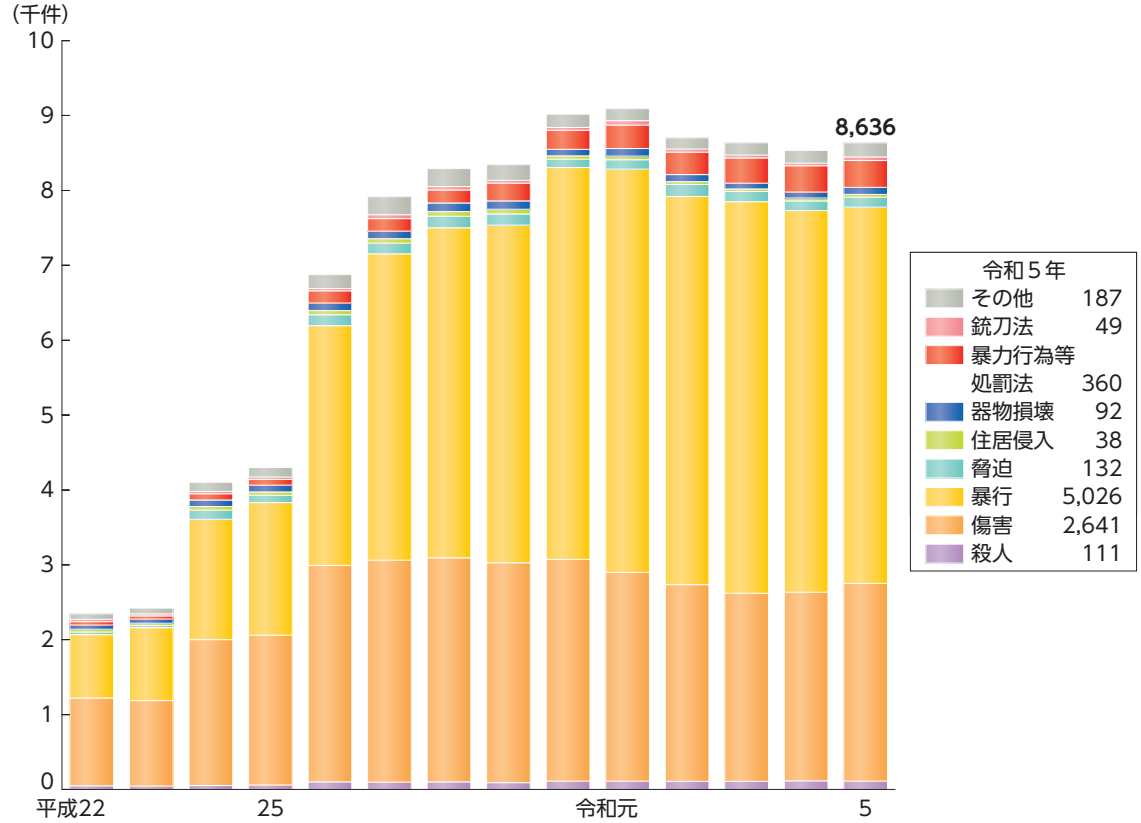

注　1　警察庁生活安全局の資料による。
2　「①配偶者暴力防止法（保護命令違反に限る）」による検挙件数は、同法に係る保護命令違反で検挙した件数全てを計上している。
3　「②他法令」による検挙件数は、刑法犯及び特別法犯（配偶者暴力防止法を除く。）の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。
4　「②他法令」について、未遂のある罪は未遂を含む。
5　「傷害」は、暴力行為等処罰法１条の２及び１条の３に規定する加重類型を、「暴行」、「脅迫」及び「器物損壊」は、同法１条及び１条の３に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
6　「その他」は、公務執行妨害、現住建造物等放火等である。

第3節 ■ ストーカー犯罪等

ストーカー犯罪等には、加害者と被害者とが配偶者や交際相手等の一定の関係にない事案も含まれるが、再被害の防止等に特段の配慮を要するなどの配偶者からの暴力に係る犯罪等との共通点に鑑み、この章で取り上げる。

1 ストーカー犯罪

ストーカー規制法は、ストーカー行為（同一の者に対し、恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、恋愛感情等の対象者又はその配偶者等に対し、同法に規定された「つきまとい等」又は「位置情報無承諾取得等」を反復してすること）を処罰するなどストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めている。

警察署長等は、申出を受けた場合に、つきまとい等をして相手方に不安を覚えさせる行為があり、かつ、更に反復のおそれがあると認めるときには、当該行為をした者に対し、更に反復して当該行為をしてはならない旨を**警告**することができる。また、平成28年法律第102号による改正により、急に加害者の行為が激化して重大事件に発展するおそれがあるなどのストーカー事案の特徴を踏まえて、都道府県公安委員会は、警告の存在を要件とせずに**禁止命令等**をすることなどが可能となった（警告前置の廃止及び緊急禁止命令等。平成29年６月施行）。同改正では、住居等の付近をみだりにうろつく行為、拒まれたにもかかわらず連続してSNSを利用してメッセージを送信する行為、ブログ等の個人ページにコメント等を書き込む行為等が「つきまとい等」に追加されるとともに、ストーカー行為罪の非親告罪化、ストーカー行為罪等についての法定刑の引上げがなされた（同年１月施行）。

令和３年法律第45号による改正では、相手方が現に所在する場所の付近における見張り等や拒まれたにもかかわらず連続して文書を送付する行為が「つきまとい等」に追加される（令和３年６月施行）とともに、相手方の承諾なく、その所持する位置情報記録・送信装置（GPS機器等）に係る位置情報を取得する行為及び相手方の承諾なく、その所持する物にGPS機器等を取り付けるなどの行為が「位置情報無承諾取得等」として規制対象行為に加えられるなどした（同年８月施行）。

ストーカー規制法による警告等の件数の推移（最近20年間）は、**4-6-3-1図**のとおりである。警告の件数は、平成29年から減少傾向にあり、令和５年は1,534件（前年比17.9％減）であった。禁止命令等の件数は、前記平成28年法律第102号が施行されたことにより、平成29年から急増し、令和５年は1,963件（同12.6％増。うち緊急禁止命令等は1,179件）であった。なお、前記令和３年法律第45号による改正により新たに規制対象に加えられた行為について、５年における警告及び禁止命令等の件数は、相手方が現に所在する場所の付近における見張り等及び拒まれたにもかかわらず連続して文書を送付する行為について、警告が37件、禁止命令等が93件、位置情報無承諾取得等の行為について、警告が10件、禁止命令等が32件であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

4-6-3-1図　ストーカー規制法による警告等の件数の推移

（平成16年～令和５年）

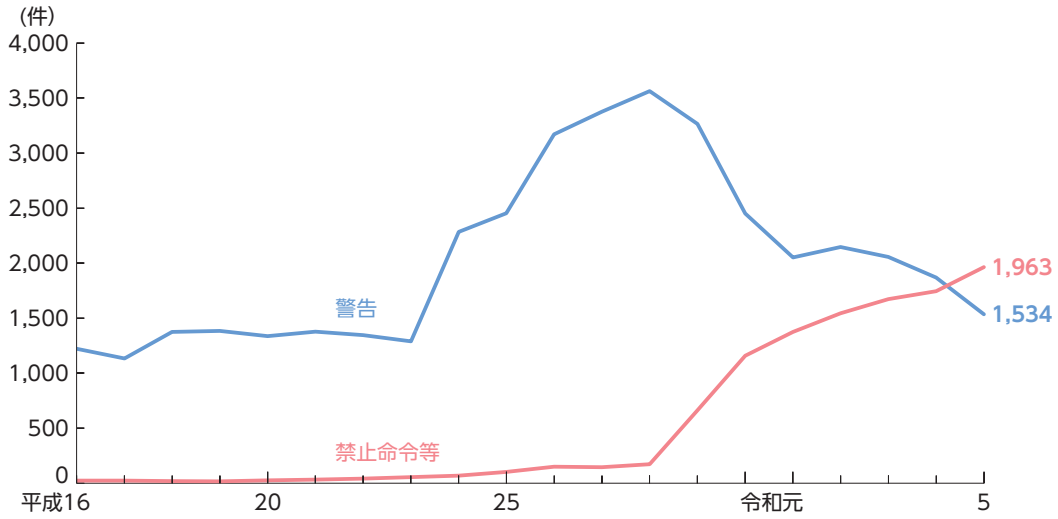

注　警察庁生活安全局の資料による。

ストーカー規制法違反として、ストーカー行為又は禁止命令等違反行為が処罰対象であるほか、ストーカー行為をしている者による行為が殺人、傷害等の刑法その他の法律上の犯罪に該当する場合は、それらによっても処罰されることになる。ストーカー事案の検挙件数の推移を罪名別に見ると、4-6-3-2図のとおりである。

ストーカー規制法違反の検挙件数は、平成24年から著しく増加し、30年から令和４年までは増減を繰り返していたが、５年は1,081件（前年比5.2％増）で、著しく増加した平成24年の前年である23年と比べると約5.3倍であった。また、刑法等の他法令による検挙件数の総数も、24年に著しく増加し、同年以降は1,490件台から1,910件台で推移しており、令和５年は1,708件（同3.5％増）で、同様に平成23年と比べると約2.2倍であった。

4-6-3-2図　ストーカー事案の検挙件数の推移（罪名別）

（平成16年～令和５年）

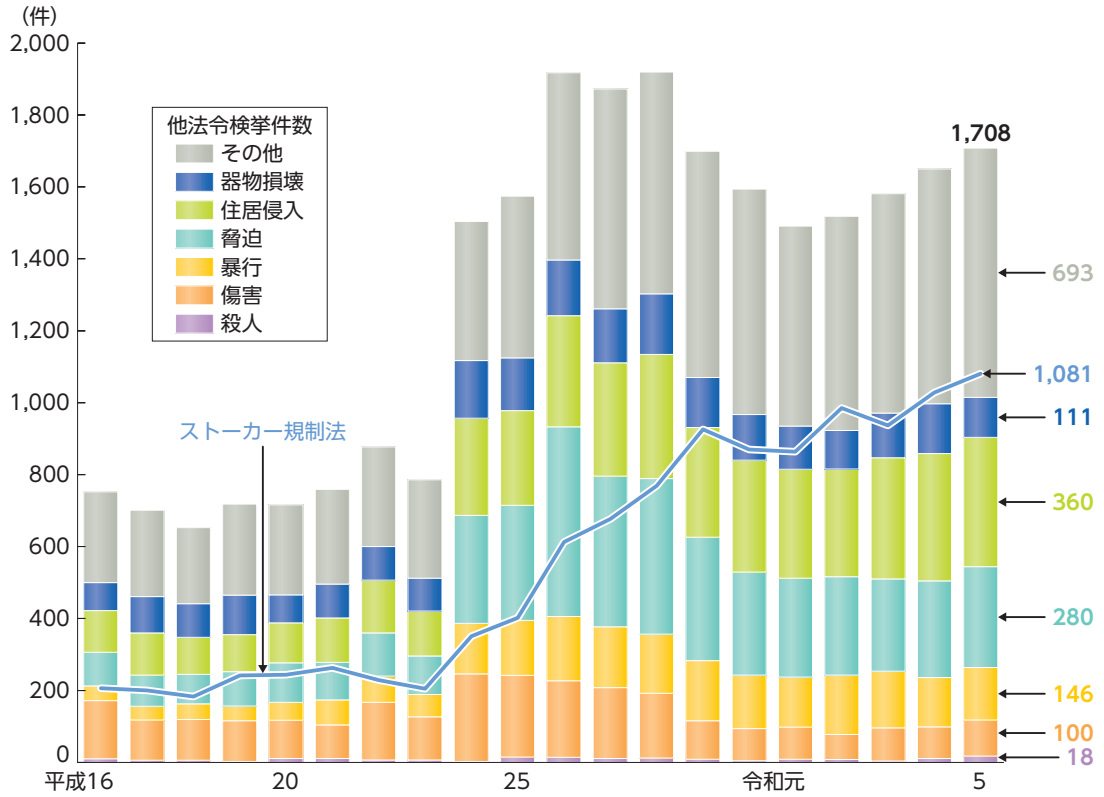

注　1　警察庁生活安全局の資料による。
　　2　「ストーカー規制法」による検挙件数は、同法違反で検挙した件数全てを計上している。
　　3　「他法令検挙件数」は、刑法犯及び特別法犯（ストーカー規制法を除く。）の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。
　　4　未遂のある罪は未遂を含む。
　　5　「傷害」は、暴力行為等処罰法１条の２及び１条の３に規定する加重類型を、「暴行」、「脅迫」及び「器物損壊」は、同法１条及び１条の３に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
　　6　「その他」は、迷惑防止条例違反、窃盗、不同意わいせつ、銃刀法違反等である。

なお、令和５年におけるストーカー事案に関する相談等件数（ストーカー規制法その他の刑罰法令に抵触しないものも含む。）は、１万9,843件（前年比3.7％増）であり、被害者と加害者の関係別に見ると、交際相手（元交際相手を含む。）が7,389件（37.2％）と最も多く、次いで、知人・友人2,750件（13.9％）、勤務先同僚・職場関係2,653件（13.4％）、関係（行為者）不明1,911件（9.6％）、面識なし1,756件（8.8％）、その他（芸能人とファン、医者と患者、従業員と客、近隣住民等）1,632件（8.2％）、配偶者（内縁関係及び元配偶者を含む。）1,353件（6.8％）の順であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

2 私事性的画像被害に係る犯罪（リベンジポルノ等）

私事性的画像被害に係る事案は、**私事性的画像被害防止法**違反で処罰されるほか、脅迫、強要等の刑法その他の法律上の犯罪に該当する場合は、それらによっても処罰されることになる。平成27年以降の私事性的画像被害に係る事案の検挙件数の推移を罪名別に見ると、4-6-3-3図のとおりである。

4-6-3-3図 私事性的画像被害に係る事案の検挙件数の推移（罪名別）

（平成27年～令和５年）

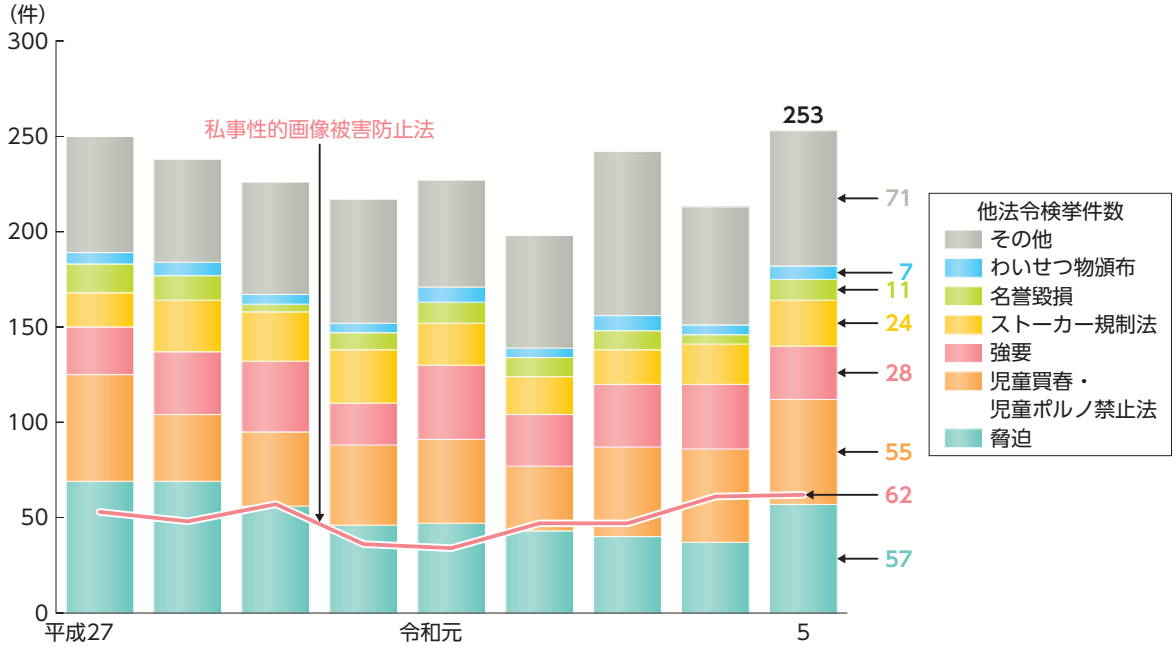

注 1 警察庁生活安全局の資料による。
2 「私事性的画像被害防止法」による検挙件数は、同法違反で検挙した件数全てを計上している。
3 「他法令検挙件数」は、刑法犯及び特別法犯（私事性的画像被害防止法違反を除く。）の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。
4 「脅迫」は、強要を含まない。また、暴力行為等処罰法１条及び１条の３に規定する加重類型を含まない。
5 「その他」は、暴行、傷害、恐喝、不同意性交等である。
6 私事性的画像被害防止法は、平成26年11月27日に施行され、同法３条の規定（第三者が撮影対象者を特定することができる方法で私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供する行為等に対する罰則）は同年12月17日に施行されており、同年における検挙件数は、同法違反０件、他法令７件であった。

なお、令和５年における私事性的画像被害に係る事案に関する相談等件数（私事性的画像被害防止法その他の刑罰法令に抵触しないものも含む。）は、1,812件であり、被害者と加害者の関係別に見ると、交際相手（元交際相手を含む。）が880件（48.6％）と最も多く、次いで、知人・友人（インターネット上のみの関係）383件（21.1％）、知人・友人（インターネット上のみの関係以外）230件（12.7％）、関係（行為者）不明107件（5.9％）、配偶者（元配偶者を含む。）70件（3.9％）、職場関係者32件（1.8％）の順であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

第7章 女性による犯罪・非行

第1節 ■ 犯罪・非行の動向

4-7-1-1図は、女性の刑法犯について、検挙人員及び女性比の推移（昭和21年以降）を見たものである（罪名別の刑法犯検挙人員及び女性比については、1-1-1-6表参照）。女性の検挙人員は、平成17年に戦後最多の８万4,162人を記録した後、18年から減少傾向にあるところ、令和５年は３万9,370人（前年比2,349人（6.3％）増）であった。女性の検挙人員の人口比も、平成18年から低下傾向にある（CD-ROM 参照）。検挙人員の女性比は、近年20～22％で推移しており、令和５年は21.5％であった。

女性の検挙人員の少年比は、平成10年に55.2％を記録した後、低下傾向にあるところ、令和５年は7.3％（前年比1.2pt 上昇）であった（CD-ROM 参照。なお、少年による刑法犯検挙人員の女子人口比については3-1-1-4図、少年による刑法犯の罪名別検挙人員及び女子比については3-1-1-6表をそれぞれ参照）。

4-7-1-1図 女性の刑法犯 検挙人員・女性比の推移

（昭和21年～令和５年）

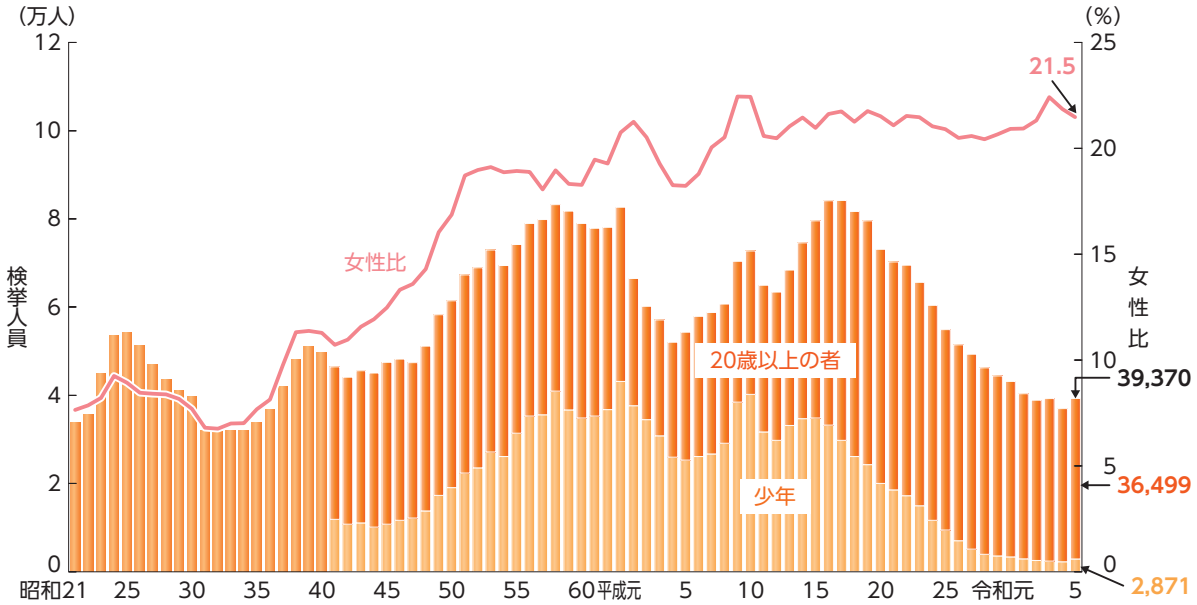

注 1 警察庁の統計による。
2 犯行時の年齢による。
3 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
4 昭和40年以前は、業務上（重）過失致死傷を含まない。
5 20歳以上の者と少年の区分については、統計の存在する昭和41年以降の数値を示した。

4-7-1-2図は、女性の刑法犯検挙人員について、年齢層別構成比の推移（最近20年間）を見たものである。65歳以上の高齢者の構成比は、平成14年（10.9%）以降、急激に上昇し続け、29年に34.3%に達した後、30年からやや低下傾向にあり、令和５年は32.5%（前年比0.7pt 低下）であった。これは、男性（19.7%）と比べて顕著に高く、高齢者の刑法犯検挙人員（４万1,099人）の約３人に１人が女性であった。なお、全年齢では、女性は約５人に１人であった（**1-1-1-5図** CD-ROM 参照）。

4-7-1-2図　女性の刑法犯 検挙人員の年齢層別構成比の推移

（平成16年～令和５年）

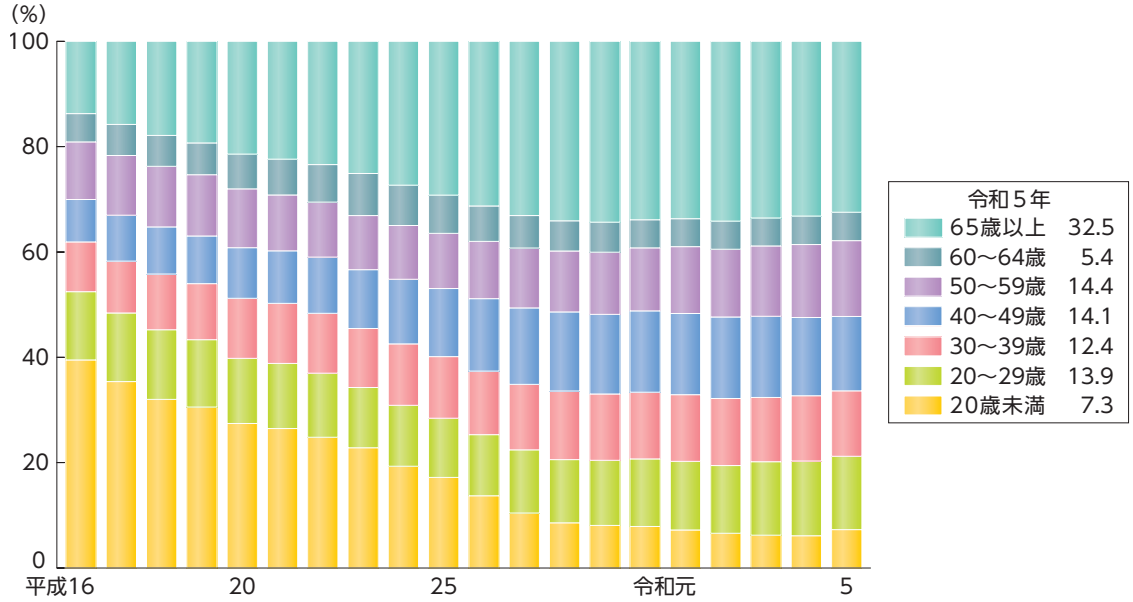

注　1　警察庁の統計による。
　　2　犯行時の年齢による。

4-7-1-3図は、令和５年における刑法犯検挙人員について、罪名別構成比を男女別に見たものである。男女共に、窃盗の構成比が最も高いが、女性は約７割を占め、男性と比べて顕著に高く、特に、万引きによる者の構成比が高い。中でも、女性高齢者については、その傾向が顕著である（高齢者の刑法犯検挙人員の罪名別構成比については、**4-8-1-3図**参照）。

4-7-1-3図　刑法犯 検挙人員の罪名別構成比（男女別）

（令和５年）

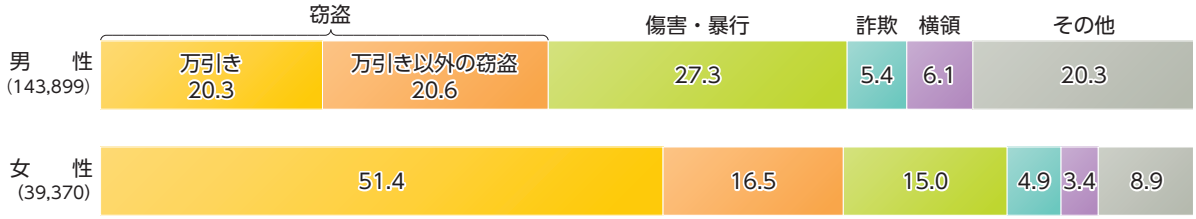

注　1　警察庁の統計による。
　　2　「横領」は、遺失物等横領を含む。
　　3　（　）内は、人員である。

第2節 ■ 処遇

1 検察

4-7-2-1図は、令和５年における検察庁終局処理人員（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この項において同じ。）の罪名別構成比を、男女別に見たものである。

4-7-2-1図 検察庁終局処理人員の罪名別構成比（男女別）

（令和５年）

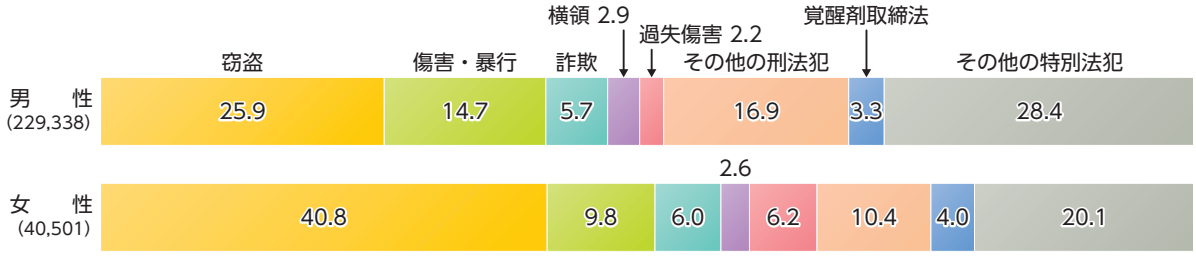

注 1 検察統計年報による。
2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
4 （ ）内は、人員である。

4-7-2-2図は、令和５年における検察庁終局処理人員の処理区分別構成比を、男女別に見たものである。同年の起訴猶予率は、男性が49.6％、女性が60.8％であった（CD-ROM 参照）。

4-7-2-2図 検察庁終局処理人員の処理区分別構成比（男女別）

（令和５年）

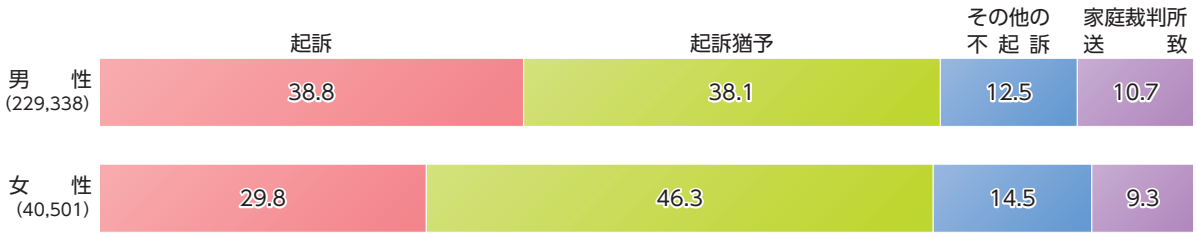

注 1 検察統計年報による。
2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
3 （ ）内は、人員である。

2 矯正

（1）受刑者

ア　女性受刑者の収容状況

令和６年４月１日現在、女性受刑者の収容施設として指定されている刑事施設（医療刑務所及び拘置所を除く。以下（１）において「女性刑事施設」という。）は、栃木、笠松、和歌山、岩国及び麓の各刑務所、札幌、福島、豊橋及び西条の各刑務支所並びに喜連川社会復帰促進センター、加古川刑務所及び美祢社会復帰促進センターの各女性収容棟である。

4-7-2-3図は、刑事施設における女性被収容者の年末収容人員の推移（最近20年間）を見たものである。女性被収容者の年末収容人員は、平成23年まで増加傾向にあったが、24年からは減少し続けている。令和５年末現在において、女性の収容定員は6,599人（このうち既決の収容定員は4,905人、未決の収容定員は1,694人）であるところ、その収容率（収容人員の収容定員に対する比率）は53.1％（既決60.3％、未決32.1％）であった（CD-ROM 資料2-5参照）。

4-7-2-3図　刑事施設の年末収容人員の推移（女性）

（平成16年～令和５年）

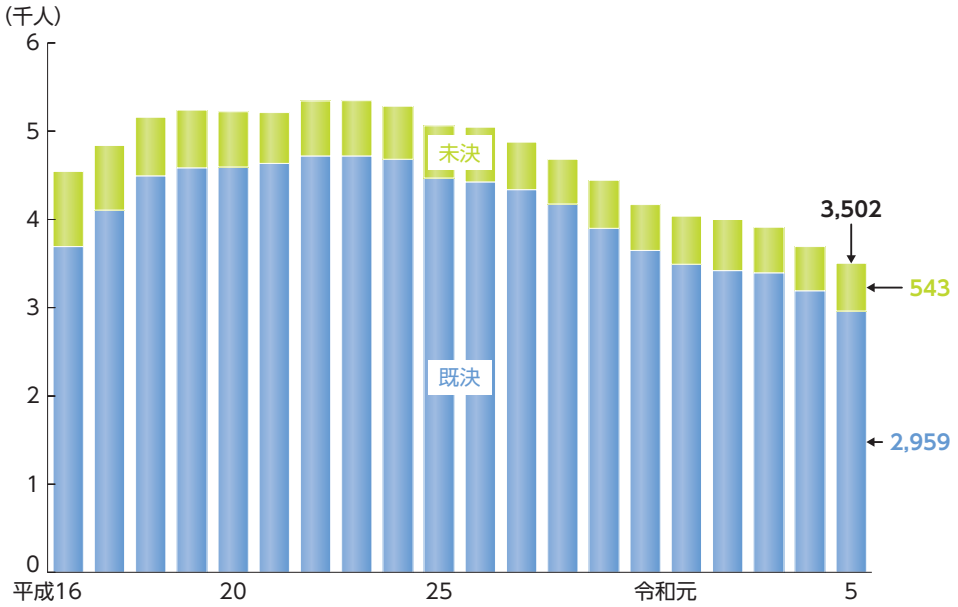

注　1　法務省矯正局の資料及び矯正統計年報による。
　　2　「年末収容人員」は、各年末現在における収容人員である。
　　3　「既決」は、労役場留置者及び被監置者を含む。
　　4　「未決」は、死刑確定者、引致状による留置者及び観護措置の仮収容者を含む。

4-7-2-4図は、女性入所受刑者の人員（罪名別）及び女性比の推移（最近20年間）を見たものである。女性入所受刑者の人員は、平成18年（2,333人）まで増加し続け、19年に若干減少した後はおおむね横ばいで推移した後、28年から減少傾向にあり、令和５年は1,486人（前年比68人（4.4％）減）であった。罪名別に見ると、平成24年以降は、窃盗が覚醒剤取締法違反を上回っており、令和５年（823人）は、平成16年（568人）の約1.4倍であった。詐欺は、平成23年以降90人台から130人台で推移しており、令和５年は100人であった。女性比は、平成27年（9.9％）まで上昇し続け、28年から横ばいとなっていたが、令和２年に再び上昇して以降、10％台が続いており、５年は10.6％であった（なお、入所受刑者の女性人口比については、**2-4-2-2図**参照）。

4-7-2-4図　女性入所受刑者の人員（罪名別）・女性比の推移

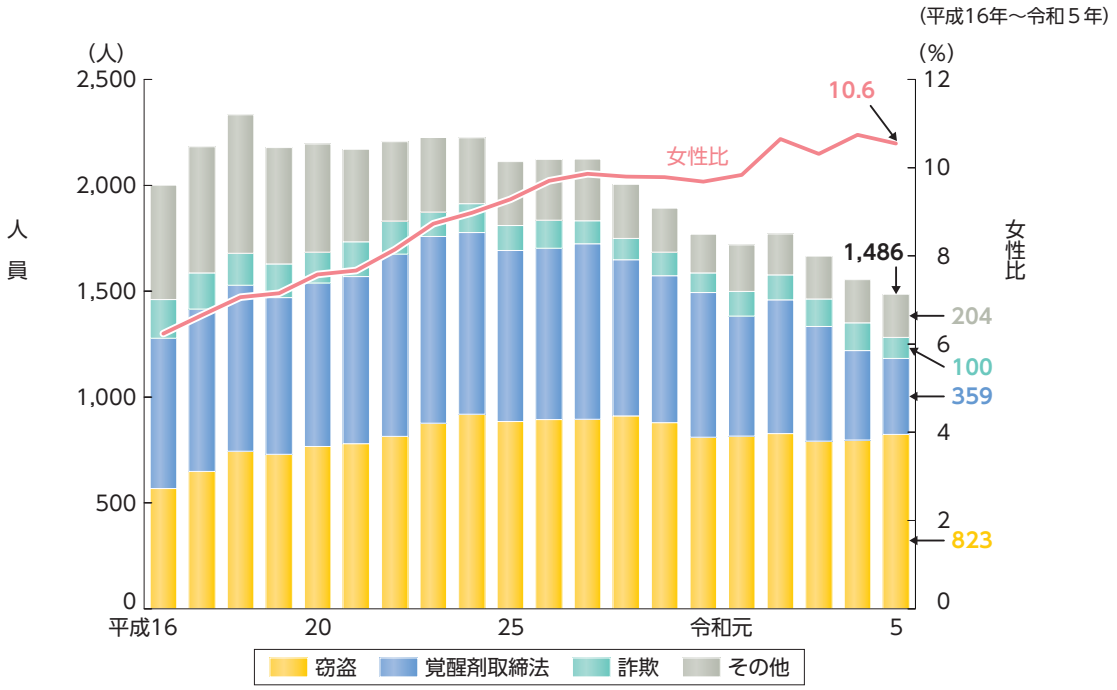

注　矯正統計年報による。

4-7-2-5図は、女性入所受刑者の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を見たものである（入所受刑者の男女別の年齢層別構成比については、**2-4-2-4図**参照）。30歳未満の若年者層は、平成25年以降は８～11％台で推移し、他の年齢層と比べて構成比が低い。16年から23年までは30歳代が他の全ての年齢層と比べて構成比が最も高かったが、24年以降は40歳代が他の全ての年齢層と比べて構成比が最も高くなり、令和５年は23.3％であった。50歳代は、平成30年以降上昇傾向にあり、令和５年は22.3％であった。60～64歳は、平成16年以降４～７％台で上昇下降を繰り返しているのに対し、65歳以上の高齢者層は、17年以降上昇傾向にあり、令和５年（22.7％）は平成16年（5.4％）の約4.2倍であった（CD-ROM 参照）。なお、令和５年における女性高齢者の罪名別構成比を見ると、窃盗が約９割を占めている（**4-8-2-3図**参照）。

4-7-2-5図　女性入所受刑者の年齢層別構成比の推移

（平成16年～令和５年）

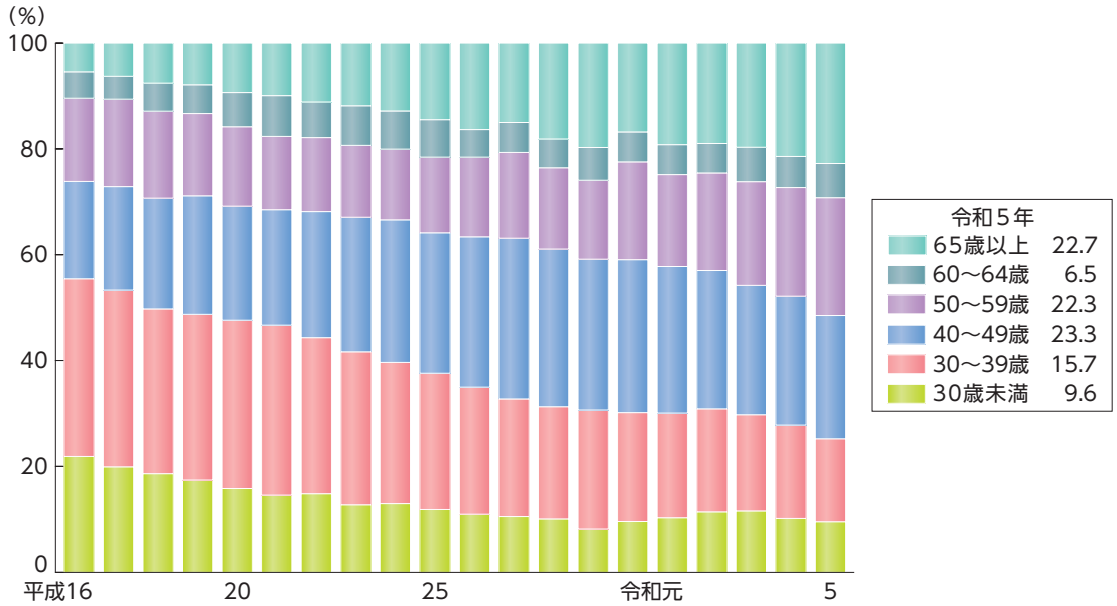

注　1　矯正統計年報による。
　　2　入所時の年齢による。

4-7-2-6図は、令和５年における出所受刑者（出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者に限る。）の帰住先別構成比を男女別に見たものである。

4-7-2-6図　出所受刑者の帰住先別構成比（男女別）

（令和５年）

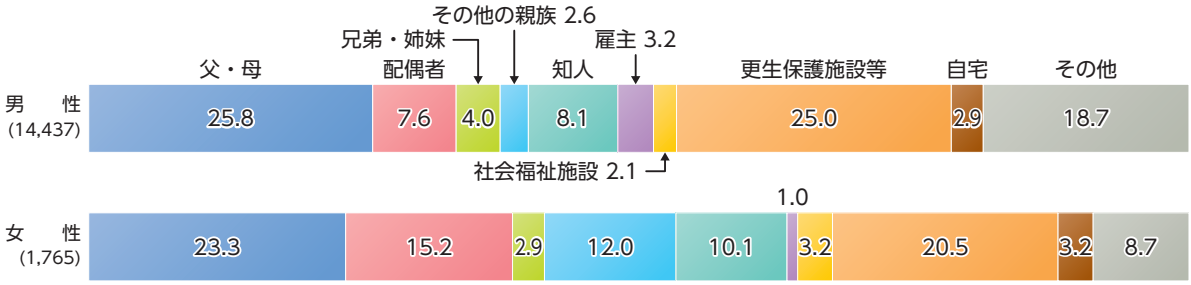

注　1　矯正統計年報による。
　　2　出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者に限る。
　　3　「帰住先」は、刑事施設出所後に住む場所である。
　　4　「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
　　5　「更生保護施設等」は、就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホームを含む。
　　6　「自宅」は、帰住先が父・母、配偶者等以外で、かつ、自宅に帰住する場合である。
　　7　「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、出入国在留管理庁への身柄引渡し等である。
　　8　（　）内は、実人員である。

イ　女性受刑者の処遇

女性受刑者の処遇に関する取組については、第７編第４章第１節参照。

（２）少年院入院者

女子の少年院入院者は、女子のみを収容する少年院（９庁（分院４庁を含む。））又は男女を分隔する施設がある第３種少年院（２庁）のいずれかに収容される。

4-7-2-7図は、女子少年院入院者の人員（非行名別）及び女子比の推移（最近20年間）を見たものである。女子の少年院入院者の人員は、平成18年から減少傾向にあるところ、令和４年から２年連続で増加し、５年は134人（前年比５人（3.9％）増）であった。女子比は、平成18年以降上昇低下を繰

り返しており、令和５年は8.2％（同1.5pt 低下）であった（男子の少年院入院者の人員については、3-2-4-1図参照）。非行名別に見ると、平成17年までは覚醒剤取締法違反の人員が他の非行名と比べて最も多かったが、その人員は16年以降減少傾向にあり、令和５年（13人）は平成16年（108人）の１割程度であった（少年院入院者の非行名別構成比については、3-2-4-3図参照）。

なお、女子の少年院入院者は、男子と比べ、保護者等からの被虐待経験があるとする者の割合が高い（3-2-4-8図参照）。

女子の少年院入院者の処遇に関しては、平成28年度以降試行されてきた「女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム」が、令和４年11月から本格的に運用されている。同プログラムには、①女子在院者に共通する処遇ニーズに対応して全在院者を対象として行う「基本プログラム」（㋐自他を尊重した自己表現を学ぶことで、より良い人間関係を築くことを目的とした「アサーション・トレーニング」及び㋑呼吸の観察等を通じて衝動性の低減や自己統制力の向上等を目的とした「マインドフルネス」によって構成）と、②特に自己を害する程度の深刻な問題行動を有する在院者を対象として行う「特別プログラム」（性、摂食障害及び自傷行為に関するプログラム）があり、基本プログラムに、個別の処遇の必要性に応じて特別プログラムを組み合わせて実施している。

4-7-2-7図　女子少年院入院者の人員（非行名別）・女子比の推移

（平成16年～令和５年）

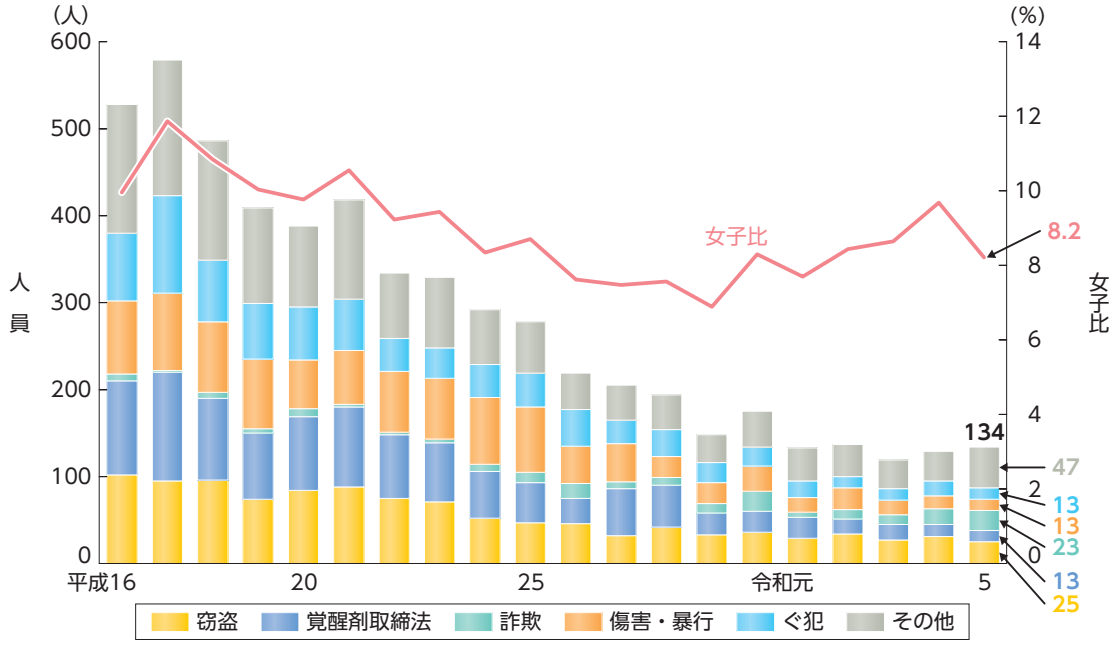

注　矯正統計年報及び少年矯正統計年報による。

3　保護観察

4-7-2-8図は、女性の保護観察開始人員及び女性比の推移（最近20年間）を、保護観察の種別ごとに見たものである。保護観察処分少年（交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者の人員は、いずれも近年は減少傾向にあるところ、保護観察処分少年の人員については、令和５年は846人（前年比137人（19.3％）増）であった。女子比を見ると、保護観察処分少年については、平成28年に10％を下回った後、29年からは10～12％台で推移している。少年院仮退院者については、30年に6.9％まで低下した後、令和元年からは７～９％台で推移している。仮釈放者の人員は、平成20年まで増加し続けた後、若干の増減を経て、26年から減少傾向にあるところ、令和５年は1,367人（前年比55人（4.2％）増）であった。女性比は、平成29年（12.5％）まで上昇傾向にあり、その後は、12％前後で推移していたが、令和５年は13.4％（前年比1.1pt 上昇）

であった。保護観察付全部・一部執行猶予者の人員は、平成22年からの緩やかな増加と28年からの減少を経て、30年に保護観察付一部執行猶予者の増加を受けて増加し、令和２年まで500人台で推移していたが、３年以降減少し、５年は419人（前年比７人減）であった。女性比は、平成23年以降14～16％台で推移している（CD-ROM 参照）。

なお、女性の仮釈放率は、令和５年は77.5％であり、平成16年（76.6％）と比べて0.8pt 上昇している上、男性の仮釈放率（令和５年は61.3％）と比べて相当に高い（**2-5-2-1図** CD-ROM 参照）。

4-7-2-8図　女性の保護観察開始人員・女性比の推移

（平成16年～令和５年）

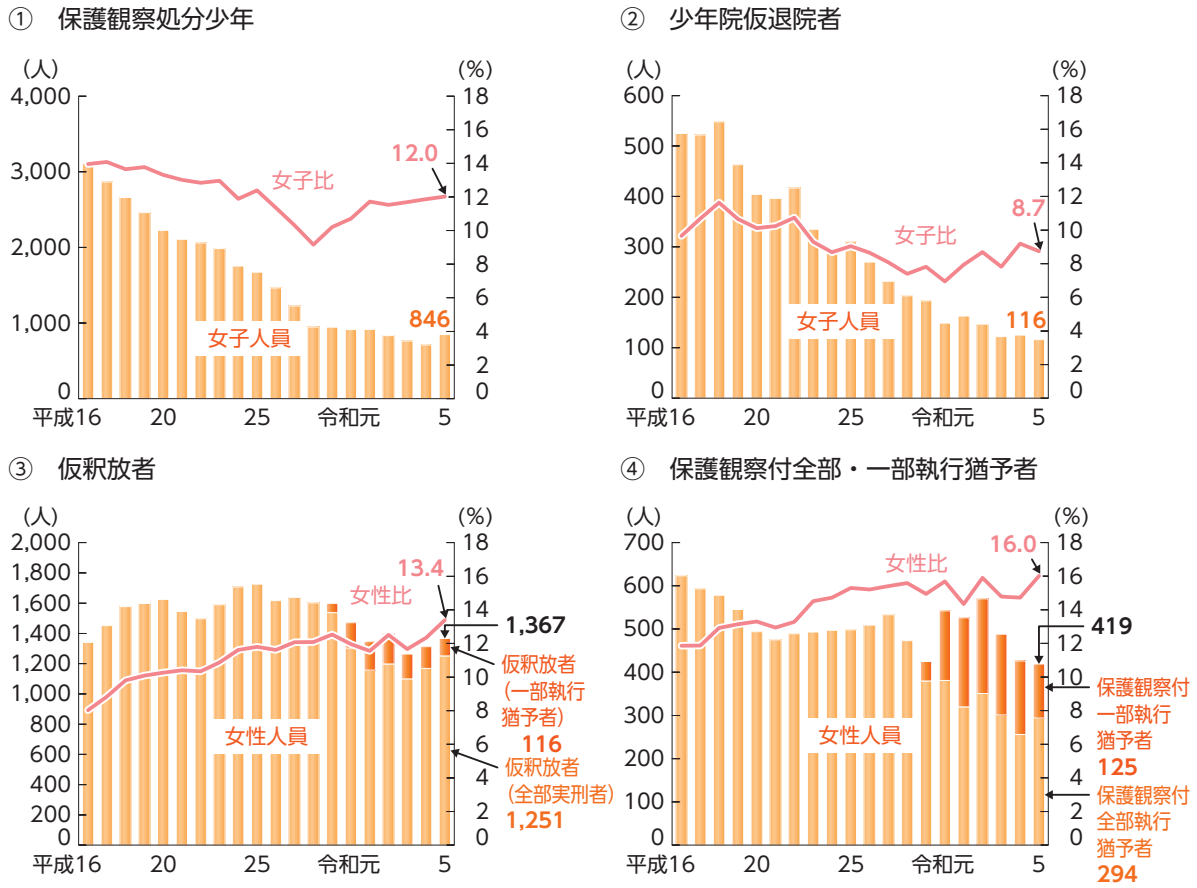

注　1　保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
　　2　保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
　　3　「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

女性の保護観察対象者の処遇に関する取組については、第７編第４章第２節参照。

第8章 高齢者による犯罪

我が国の総人口は、令和５年10月１日現在、１億2,435万人で、65歳以上の高齢者人口は3,623万人（総人口に占める割合は29.1％）であり、このうち70歳以上は2,889万人（同23.2％）である（総務省統計局の人口資料による。）。

第１節 ■ 犯罪の動向

年齢層別の刑法犯検挙人員及び高齢者率（刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。以下この節において同じ。）の推移（最近20年間）を見ると、4-8-1-1図のとおりである。

高齢者の検挙人員は、平成20年（４万8,786人）をピークとして高止まりの状況が続いた後、28年から令和４年まで減少し続けたが、５年は４万1,099人（前年比5.0％増）であった。高齢者率について見ると、他の年齢層の検挙人員の減少傾向が高齢者層と比べて大きいことから、平成28年以降も上昇傾向にあったが、令和５年は、高齢者だけでなく他の年齢層の検挙人員も増加（同9.1％増）したことから、高齢者率は低下し、22.4％（同0.7pt 低下）であった。

女性高齢者の検挙人員は、平成24年（１万6,502人）をピークとして高止まりの状況が続いた後、28年から令和４年まで減少し続けたが、５年は１万2,781人（前年比4.0％増）であった。女性の高齢者率は、平成10年から29年（34.3％）まで上昇し続けた後は横ばいで推移し、令和５年は32.5％（前年比0.7pt 低下）であった（1-1-1-5図 CD-ROM 参照）。

4-8-1-1図 刑法犯 検挙人員（年齢層別）・高齢者率の推移（総数・女性）

（平成16年～令和５年）

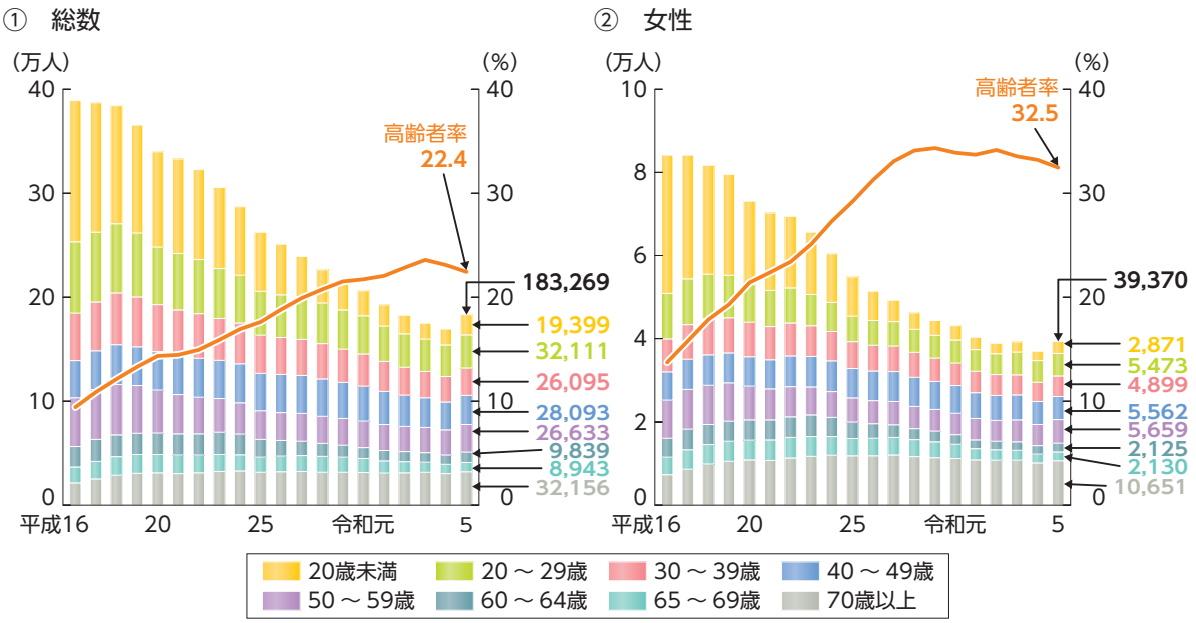

注 1 警察庁の統計による。
2 犯行時の年齢による。
3 「高齢者率」は、総数及び女性の各刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。

刑法犯検挙人員の年齢層別人口比の推移（最近20年間）を見ると、4-8-1-2図のとおりである。

平成23年以降、高齢者の検挙人員のうち70歳以上は65％以上を占めているが（1-1-1-5図 CD-ROM 参照）、人口比では一貫して65～69歳を下回っており、令和５年は111.3（前年比5.8上昇）であった。一方、70歳以上の女性の検挙人員は、平成17年以降女性高齢者の検挙人員の65％以上を占め（1-1-1-5図 CD-ROM 参照）、人口比でも27年以降65～69歳を上回っており、令和５年は63.6（同2.7上昇）であった。

4-8-1-2図　刑法犯 検挙人員の年齢層別人口比の推移（総数・女性）

（平成16年～令和５年）

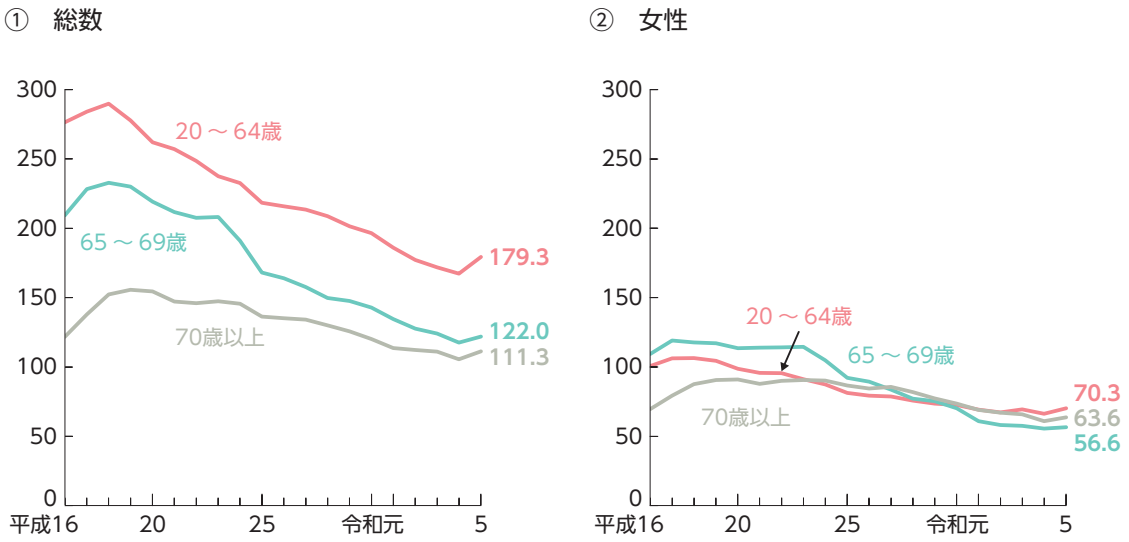

注　1　警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
　　2　犯行時の年齢による。
　　3　「人口比」は、各年齢層10万人当たりの刑法犯検挙人員をいう。

4-8-1-3図は、令和５年における高齢者の刑法犯検挙人員の罪名別構成比を男女別に見たものである。全年齢層と比べ、高齢者は窃盗の構成比が高いが、特に、女性高齢者は、約９割が窃盗であり、そのうち万引きによるものの構成比が約８割と顕著に高い。

4-8-1-3図　刑法犯 高齢者の検挙人員の罪名別構成比（男女別）

（令和５年）

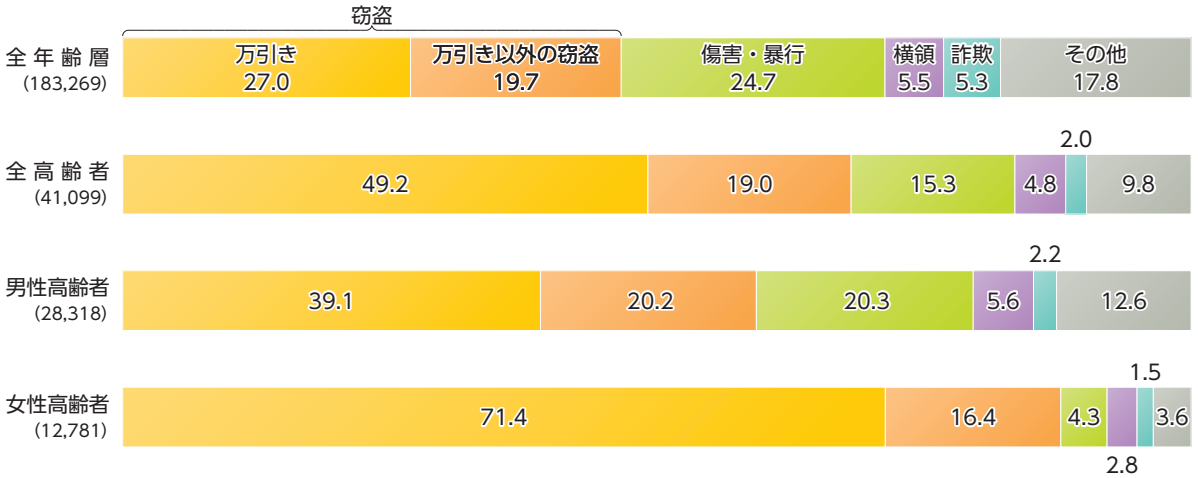

注　1　警察庁の統計による。
　　2　犯行時の年齢による。
　　3　「横領」は、遺失物等横領を含む。
　　4　（　）内は、人員である。

刑法犯検挙人員の人口比の推移（最近20年間）を主な罪名別で見るとともに、これを年齢層別で見ると、4-8-1-4図のとおりである。

4-8-1-4図 刑法犯 検挙人員の年齢層別人口比の推移（罪名別）

（平成16年～令和５年）

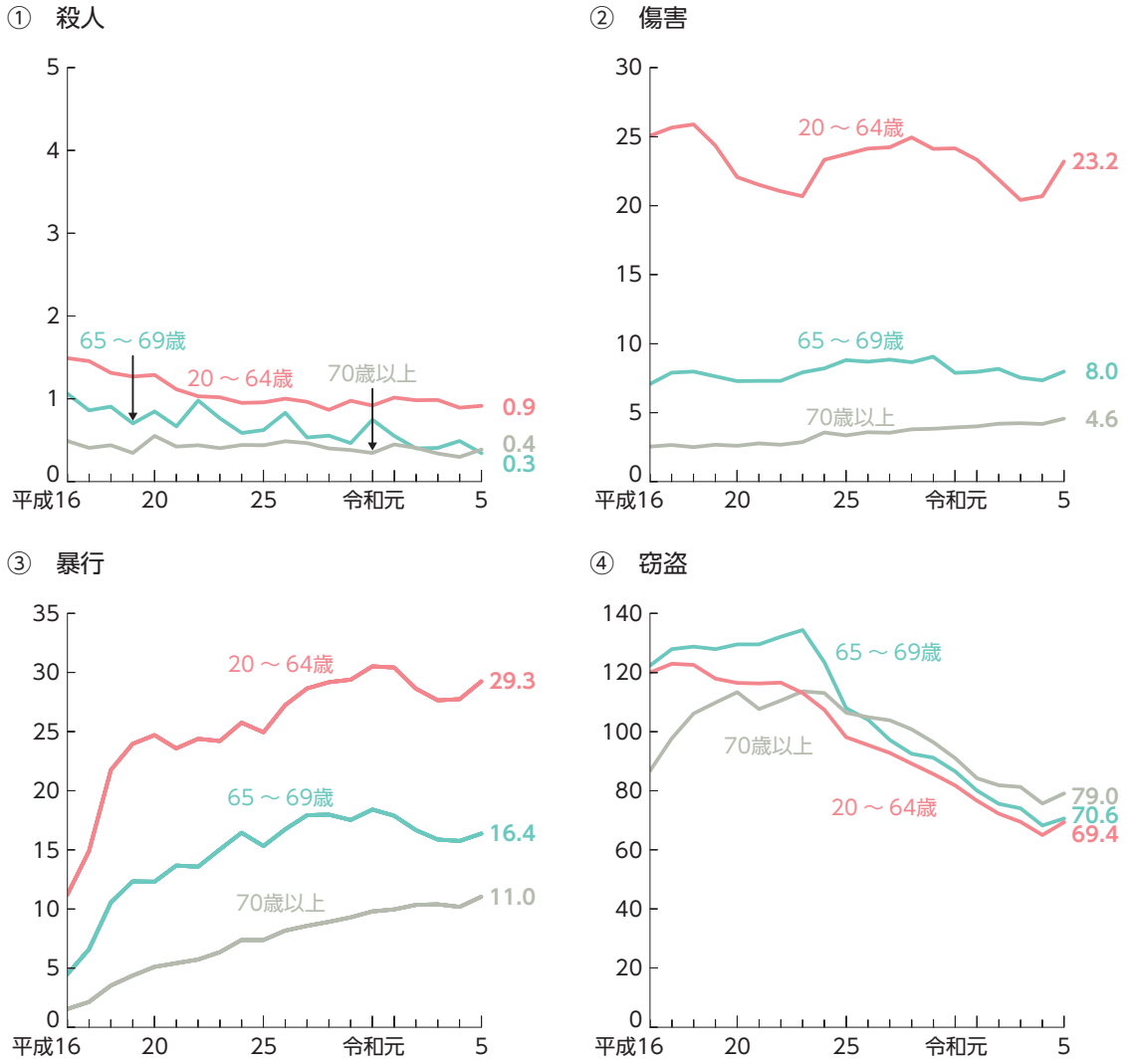

注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
2 犯行時の年齢による。
3 「人口比」は、各年齢層10万人当たりの各罪名の検挙人員をいう。

第2節 ■ 処遇

1 検察

令和５年の起訴猶予率を罪名別に見るとともに、これを年齢層別に見ると、4-8-2-1図のとおりである。

刑法犯及び特別法犯（道交違反を除く。）における65～69歳及び70歳以上の起訴猶予率は、他の年齢層より高く、特に70歳以上では全体の起訴猶予率よりも12.7pt 高い。

このうち刑法犯で見ると、高齢者の起訴猶予率は、他の年齢層より高く、特に70歳以上では全体の起訴猶予率よりも12.4pt 高い。

罪名別で見ると、65～69歳の起訴猶予率は、傷害、暴行共に、全体の起訴猶予率と同程度であり、70歳以上の起訴猶予率は、傷害では、他の年齢層よりも高いが、暴行では、全体の起訴猶予率と同程

度である。窃盗について、男女別に見ると、70歳以上の男性の起訴猶予率は、他の年齢層よりも顕著に高く、女性の起訴猶予率は、年齢層による差が男性ほど大きくないものの、70歳以上は他の年齢層よりも高い。窃盗は、高齢者の刑法犯検挙人員の約７割を占める罪名であり（4-8-1-3図参照）、前記において高齢者の起訴猶予率が他の年齢層と比べて高いのは、こうした状況を反映したものであると考えられる。

4-8-2-1図　起訴猶予率（罪名別、年齢層別）

（令和５年）

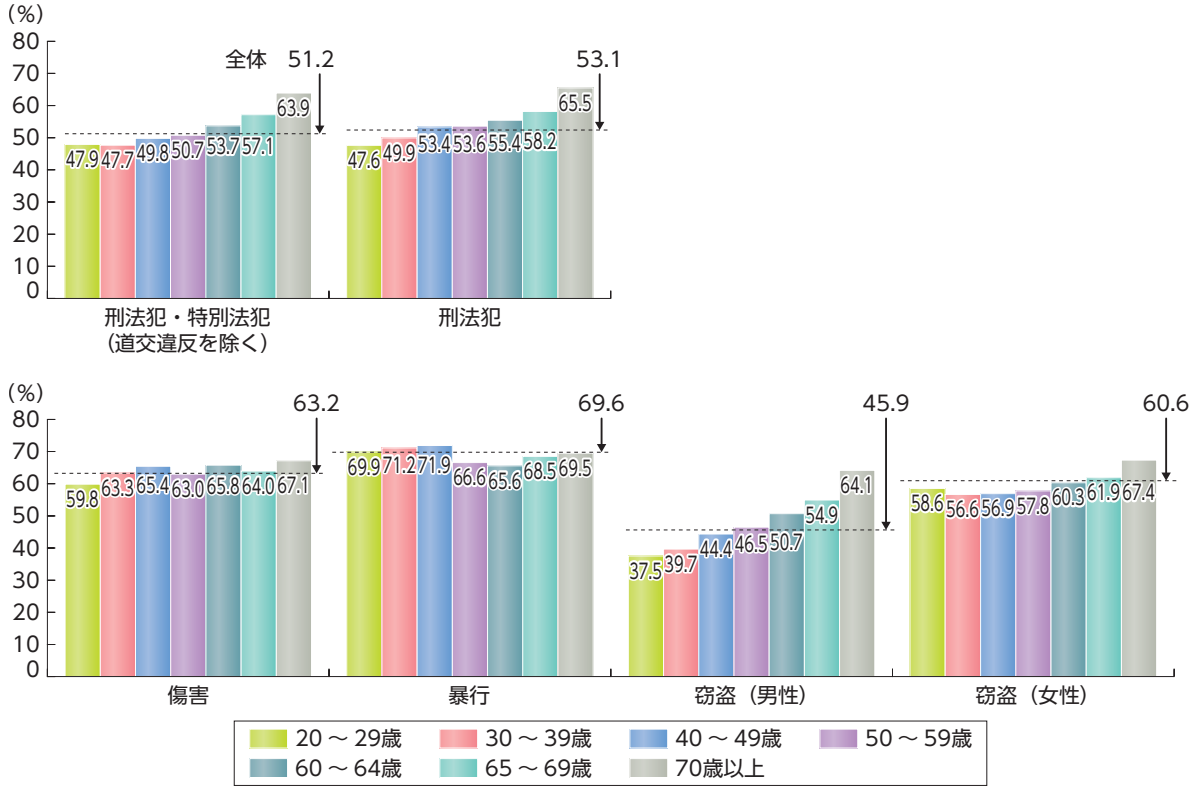

注　1　検察統計年報による。
　　2　犯行時の年齢による。
　　3　被疑者が法人である事件を除く。
　　4　年齢が不詳の者を除く。
　　5　各グラフ上の点線は、全体（20歳未満の者を含む。）の起訴猶予率である。

2　矯正

4-8-2-2図は、年齢層別の入所受刑者人員及び高齢者率（入所受刑者に占める高齢者の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。

高齢入所受刑者の人員は、平成28年（2,498人）に元年以降で最多となった後、29年以降は2,000人台から2,200人台で推移している。令和５年は2,009人（前年比0.8％減）で、平成16年と比べると約1.5倍であり、70歳以上の入所受刑者人員については、同年と比べて約2.6倍であった。他の年齢層の多くが減少傾向にあることから、高齢者率は上昇傾向にあり、令和５年は14.3％で、平成16年と比べて10.0pt 上昇した。

女性の高齢入所受刑者の人員は、平成29年（373人）に元年以降で最多となった後、30年以降は290人台から330人台で推移しており、令和５年は338人（前年比1.5％増）で、平成16年と比べると約3.1倍であった。70歳以上の女性の入所受刑者人員は、20年以降に大きく増加し、22年以降は一貫して65～69歳の入所受刑者人員を上回り、令和５年は252人（同1.6％減）で、平成16年の約5.9倍であった。女性の高齢者率も上昇傾向にあり、令和５年は22.7％で、平成16年と比べて17.3pt 上昇した（CD-ROM 参照）。

4-8-2-2図 入所受刑者の人員（年齢層別）・高齢者率の推移

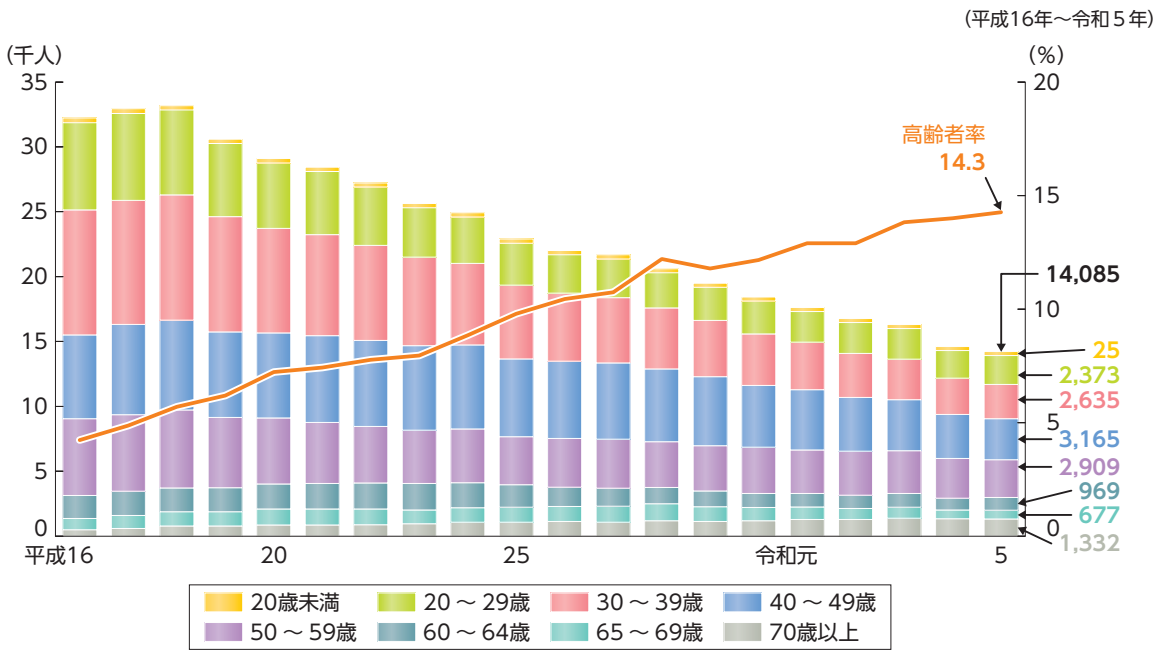

注 1 矯正統計年報による。
2 入所時の年齢による。ただし、少年時に刑の言渡しを受けた者は、言渡し時の年齢によることとし、入所時に20歳以上であっても、20歳未満に計上している。
3 「高齢者率」は、入所受刑者総数に占める高齢者の比率をいう。

令和５年における入所受刑者の人口比を年齢層別に見ると、20～64歳が17.6であったのに対し、65～69歳は9.2、70歳以上は4.6であった。同年における女性の入所受刑者の人口比を年齢層別に見ると、20～64歳が3.4であったのに対し、65～69歳は2.3、70歳以上は1.5であった（矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。）。

4-8-2-3図は、令和５年における高齢の入所受刑者の罪名別構成比を男女別に見たものである。罪名別構成比について全高齢者で見ると、窃盗が最も高く、次いで、道路交通法違反、覚醒剤取締法違反の順であった。女性高齢者は、男性高齢者と比べて窃盗の構成比が顕著に高い（女性入所受刑者の罪名別人員の推移については、4-7-2-4図参照）。

4-8-2-3図 高齢入所受刑者の罪名別構成比（男女別）

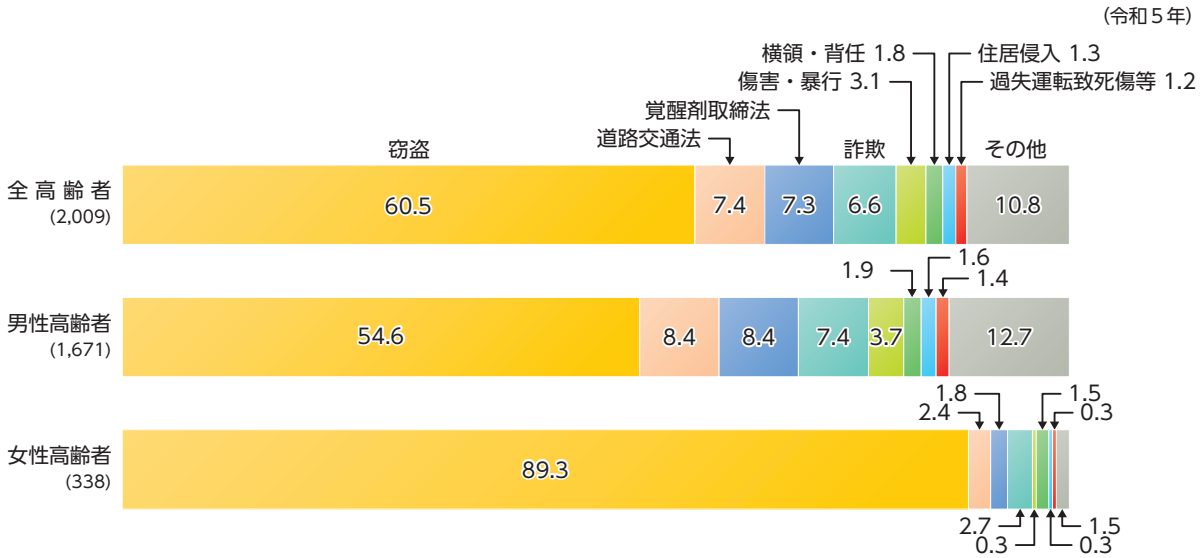

注 1 矯正統計年報による。
2 入所時の年齢による。
3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
4 （ ）内は、実人員である。

平成30年４月から、各矯正管区の基幹施設（札幌刑務所、宮城刑務所、府中刑務所、名古屋刑務所、大阪刑務所、広島刑務所、高松刑務所及び福岡刑務所）において、令和元年８月からは、これらに加え栃木刑務所及び和歌山刑務所において、５年４月からは、市原青年矯正センターを除く全ての刑事施設において、入所受刑者のうち、刑執行開始時の年齢が65歳以上の者などに対して、認知症スクリーニング検査を実施し、認知症が疑われると判定された者には医師による診察を実施する取組を行っている。同年においては、2,096人に対して検査を実施し、そのうち、医師による診察を受けた者が312人、認知症と診断された者が125人であった（法務省矯正局の資料による。）。

3 保護観察

高齢の仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、保護観察開始人員及び高齢者率（保護観察開始人員に占める高齢者の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を見ると、4-8-2-4図のとおりである（仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者のうち、一部執行猶予者の人員の動向については、CD-ROM 参照）。

高齢の仮釈放者の保護観察開始人員については、平成28年（1,206人）に元年以降で最多となった後、29年以降は1,000人から1,100人台で推移している。令和５年は1,106人（前年比2.5％減）で、平成16年と比べると約2.1倍であり、特に70歳以上については、同年と比べて約3.9倍に増加している。仮釈放者の高齢者率については上昇傾向にあり、令和５年は10.8％で、平成16年と比べて7.7pt 上昇した。

高齢の保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員については、平成26年（309人）に元年以降最多となった後、減少傾向にある。令和５年は186人（前年比17.7％減）で、平成16年と同水準であったが、70歳以上については、同年と比べて約1.6倍であった。保護観察付全部・一部執行猶予者の高齢者率については、26年及び28年に9.2％に達した後、低下傾向にあるが、令和５年は7.1％で、平成16年と比べると3.5pt 上昇している。

令和５年における保護観察付一部執行猶予者の保護観察開始人員を年齢層別に見ると、20～64歳は904人、65～69歳は13人、70歳以上は18人となっている（CD-ROM 参照）。

4-8-2-4図 高齢者の保護観察開始人員・高齢者率の推移

（平成16年～令和５年）

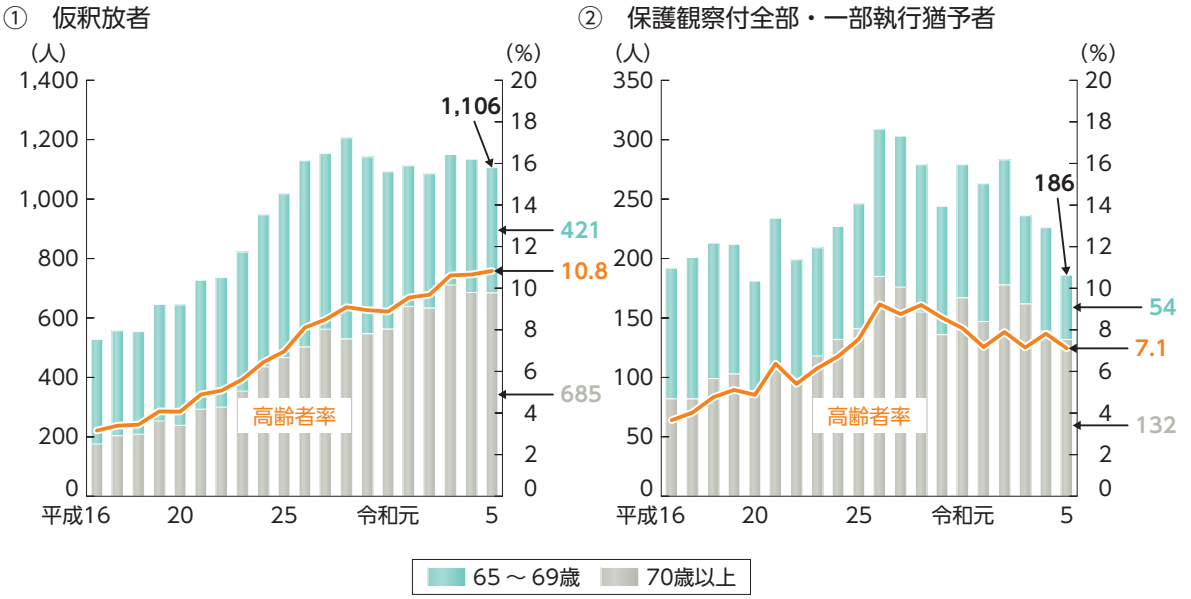

注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 保護観察に付された日の年齢による。
3 「高齢者率」は、保護観察開始人員に占める高齢者の比率をいう。
4 「仮釈放者」のうち一部執行猶予の実刑部分について仮釈放となった者及び「保護観察付全部・一部執行猶予者」のうち保護観察付一部執行猶予者は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

令和５年における仮釈放による出所受刑者の人口比を年齢層別に見ると、20～64歳が13.3であったのに対し、65～69歳は5.7、70歳以上は2.4であった（保護統計年報及び総務省統計局の人口資料による。）。

令和５年の高齢出所受刑者の仮釈放率は、45.2％であり、出所受刑者全体の仮釈放率（63.0％）よりも17.9pt 低い（出所受刑者全体の仮釈放率については、**2-5-2-1図** CD-ROM 参照）。年齢層別に見ると、65～69歳は51.5％（前年比3.7pt 上昇）、70歳以上は42.0％（同0.8pt 上昇）であった。５年の女性の高齢出所受刑者の仮釈放率は、70.4％であり、高齢出所受刑者全体の仮釈放率よりも25.3pt 高く、年齢層別に見ると、65～69歳は76.5％（同4.2pt 上昇）であり、70歳以上は68.2％（同2.8pt 上昇）であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

第9章　外国人による犯罪・非行

第1節 ■ 外国人の在留状況等

1 外国人新規入国者等

外国人新規入国者数は、平成25年以降急増し、令和元年には約2,840万人に達したが、２年２月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、入管法に基づき入国拒否を行う対象地域の指定を始めとした水際対策が開始されたことにより、同年は約358万人（前年比87.4％減）、３年は約15万人（同95.8％減）と２年連続で大幅に減少した。４年３月以降、水際対策の段階的な緩和等により、同年は前年の約22.6倍に増加し、５年は前年の約6.9倍である2,375万1,693人と、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前である元年の83.6％の水準まで回復した。５年における外国人新規入国者数を国籍・地域別に見ると、韓国が681万987人と最も多く、次いで、台湾が407万3,135人、香港（中国国籍を有する者で、香港特別行政区旅券を所持する者（有効期間内の旧香港政庁発給身分証明書を所持する中国国籍者を含む。））が202万9,810人の順であった。在留資格別の構成比は、観光等を目的とする短期滞在が97.4％と最も高く、次いで、技能実習（0.8％）、留学（0.6％）の順であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

在留外国人の年末人員（中長期在留者と特別永住者の合計数）は、平成27年以降過去最多を更新し続けた後、令和２年から２年連続で減少したが、４年から増加し、５年は341万992人（前年比10.9％増）となり、過去最多を更新した。同年における在留外国人の人員を国籍・地域別に見ると、中国（台湾を除く。82万1,838人）が最も多く、次いで、ベトナム（56万5,026人）、韓国（41万156人）の順であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

2 不法残留者

我が国の不法残留者（在留期間を経過して我が国に滞在している者）数（平成３年から８年までは各年５月１日現在の、９年以降は各年１月１日現在の各推計値）は、５年に過去最多の29万8,646人を記録した後、徐々に減少し、その後も厳格な入国審査や関係機関の連携による摘発等の総合的対策の効果もあって、26年には６万人を下回り、５年の５分の１未満にまで減少した。27年からは６年連続で増加した後、令和３年から２年連続で減少したものの、５年から再び増加し、６年は７万9,113人（前年比12.2％増）であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

3 退去強制

不法残留等の入管法違反者に対しては、我が国から退去させる退去強制手続（平成16年12月２日以降は出国命令手続を含む。以下この項において同じ。）が執られることになる。令和５年に入管法違反により退去強制手続が執られた外国人は、１万8,198人（前年比76.7％増）であった。これを違反事由別に見ると、不法残留が１万6,949人（93.1％）と最も多く、次いで、刑罰法令違反422人（2.3％）、資格外活動175人（1.0％）、不法上陸172人（0.9％）、不法入国168人（0.9％）の順であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

第2節 ■ 犯罪の動向

1 刑法犯

外国人による刑法犯の検挙件数は、平成17年（４万3,622件）をピークに18年からは減少傾向にあったが、令和５年は前年より2,594件増加し、１万5,541件（前年比20.0％増）であった。また、外国人による刑法犯の検挙人員は、平成11年から増加し、17年に１万4,786人を記録した後、18年からは減少傾向にあったが、令和５年は前年より増加し、9,726人（同11.8％増）であった（4-9-2-1図 CD-ROM参照）。同年における刑法犯検挙人員総数（18万3,269人）に占める外国人の比率は、5.3％であった（警察庁の統計による。）。

4-9-2-1図は、外国人による刑法犯の検挙件数及び検挙人員の推移（平成元年以降）を、来日外国人とその他の外国人の別に見たものである。来日外国人による刑法犯の検挙件数は、５年からその他の外国人を上回って、17年（３万3,037件）のピーク後に減少し続け、29年に一旦増加に転じたものの、30年から再び減少傾向にあったが、令和５年は前年より1,492件増加し、１万40件（同17.5％増）であった。来日外国人による刑法犯の検挙人員は、平成16年（8,898人）をピークに24年まで減少傾向にあったが、25年からは増減を繰り返しており、令和５年は5,735人（同14.4％増）であった。

4-9-2-1図 外国人による刑法犯 検挙件数・検挙人員の推移

（平成元年～令和５年）

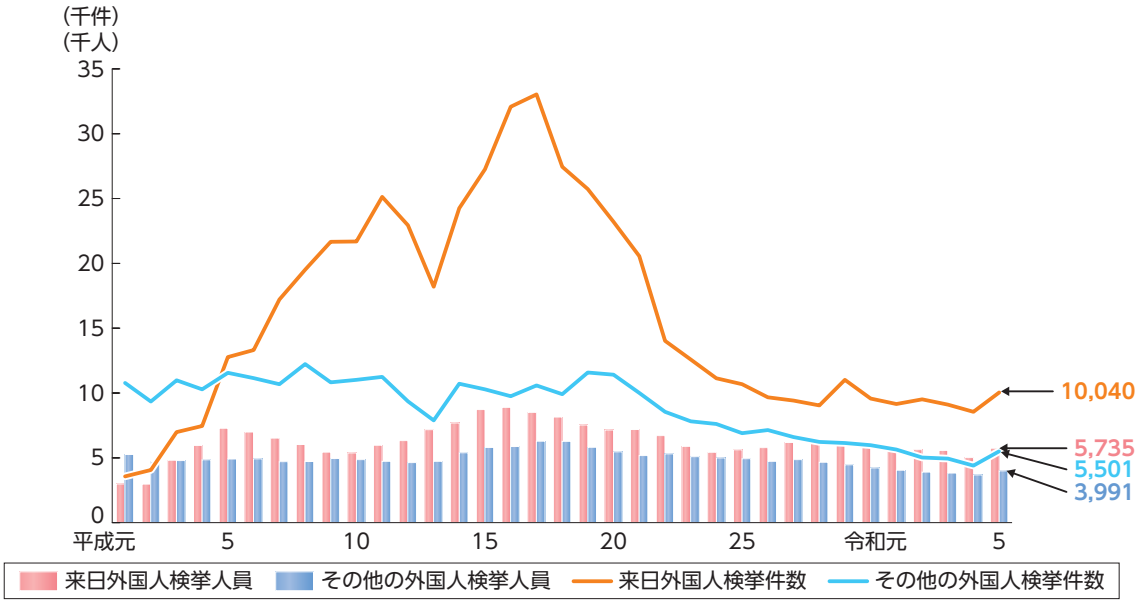

注　警察庁の統計による。

4-9-2-2図は、令和５年における来日外国人による刑法犯の検挙件数の罪名別構成比を見たものである。なお、殺人は0.5％（55件）、強盗は0.8％（82件）であった（警察庁の統計による。）。

4-9-2-2図　来日外国人による刑法犯 検挙件数の罪名別構成比

（令和５年）

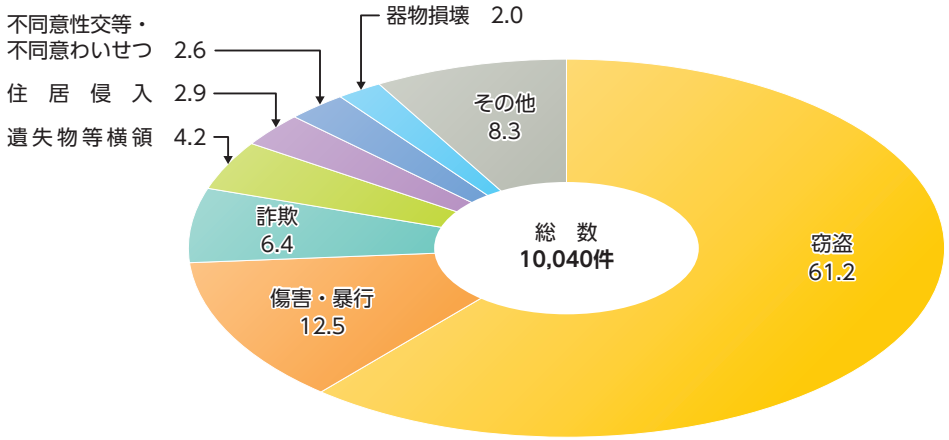

注　警察庁の統計による。

4-9-2-3図は、来日外国人による窃盗、強盗、傷害・暴行等について、検挙件数の推移（最近20年間）を見たものである。

令和５年における来日外国人による窃盗及び傷害・暴行の検挙件数を国籍別に見ると、窃盗は、ベトナムが3,130件（検挙人員836人）と最も多く、次いで、中国1,039件（同571人）、ブラジル229件（同122人）、フィリピン203件（同148人）の順であった。傷害・暴行は、中国が294件（同329人）と最も多く、次いで、ベトナム166件（同181人）、ブラジル113件（同113人）、フィリピン100件（同116人）の順であった（警察庁の統計による。）。なお、これら国籍別の検挙件数等を見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

4-9-2-3図 来日外国人による刑法犯 検挙件数の推移（罪名別）

（平成16年～令和５年）

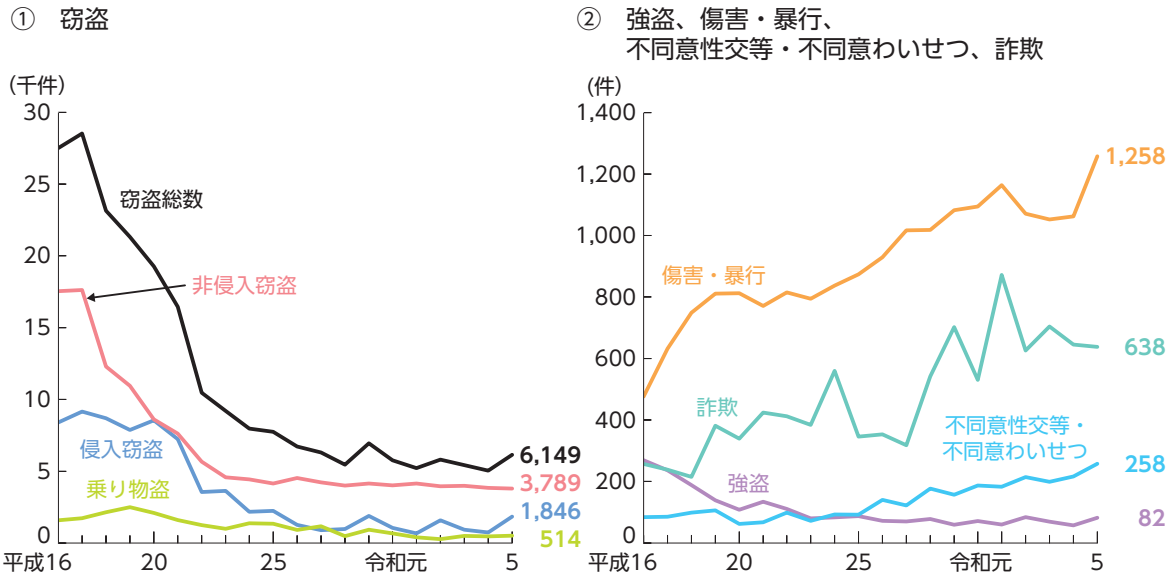

注　警察庁の統計及び警察庁刑事局の資料による。

2 特別法犯

4-9-2-4図は、外国人による特別法犯（交通法令違反を除く。以下この項において同じ。）の検挙件数及び検挙人員の推移（平成元年以降）を、来日外国人とその他の外国人の別に見たものである。来日外国人による特別法犯の検挙件数及び検挙人員は、いずれも、16年をピークに24年まで減少した後、25年からの増減を経て、28年から５年連続で増加し、令和３年から２年連続で減少したものの、５年は、検挙件数8,048件（前年比31.6％増）、検挙人員5,799人（同27.9％増）であった。

4-9-2-4図 外国人による特別法犯 検挙件数・検挙人員の推移

（平成元年～令和５年）

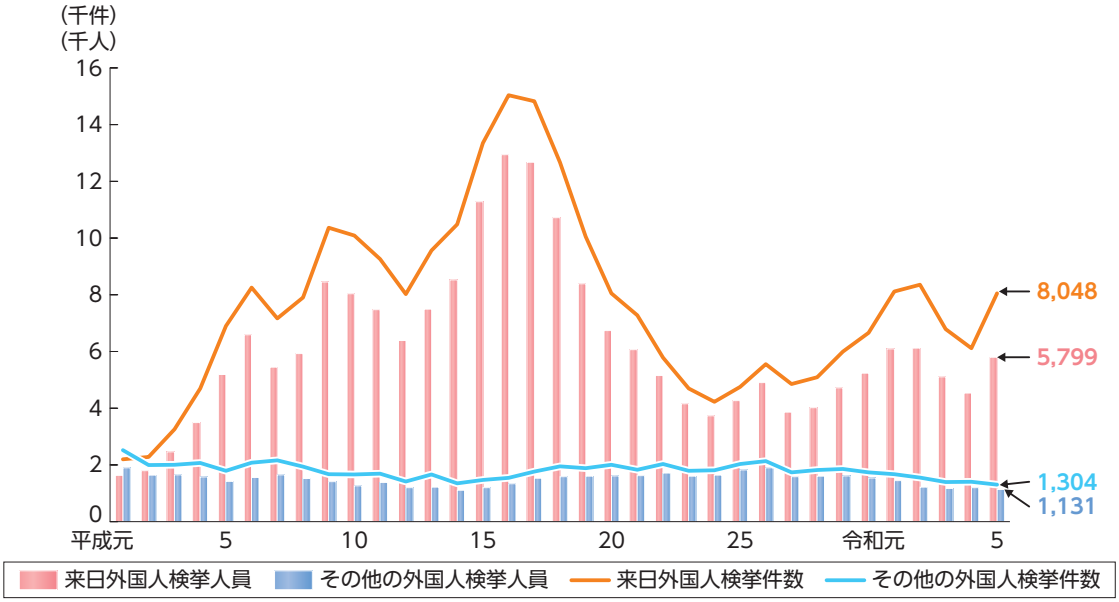

注　1　警察庁の統計による。
　　2　交通法令違反を除く。

4-9-2-5図は、来日外国人による特別法犯の主な罪名・罪種について、検挙件数の推移（最近20年間）を見たものである。

入管法違反の検挙件数は、平成17年から減少していたところ、25年以降増加傾向にあり、令和３年から２年連続で減少したものの、５年は5,782件（前年比45.6％増）であった。５年における入管法違反の検挙件数を違反態様別に見ると、不法残留が3,864件と最も多く、次いで、旅券等不携帯・提示拒否（在留カード不携帯・提示拒否及び特定登録者カード不携帯・提示拒否を含む。）1,083件、偽造在留カード所持等（偽造在留カード行使及び提供・収受を含む。）387件の順であった（警察庁刑事局の資料による。）。

令和５年における来日外国人による入管法違反及び覚醒剤取締法違反の検挙件数を国籍別に見ると、入管法違反は、総数が5,782件（検挙人員3,906人）であり、ベトナムが3,255件（同2,056人）と最も多く、次いで、中国644件（同447人）、タイ541件（同419人）の順であった。覚醒剤取締法違反は、総数が435件（同357人）であり、タイが52件（同32人）と最も多く、次いで、ブラジル51件（同40人）、中国46件（同46人）、ベトナム43件（同42人）の順であった（警察庁の統計による。）。なお、これら国籍別の検挙件数等を見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

4-9-2-5図　来日外国人による主な特別法犯 検挙件数の推移

（平成16年～令和５年）

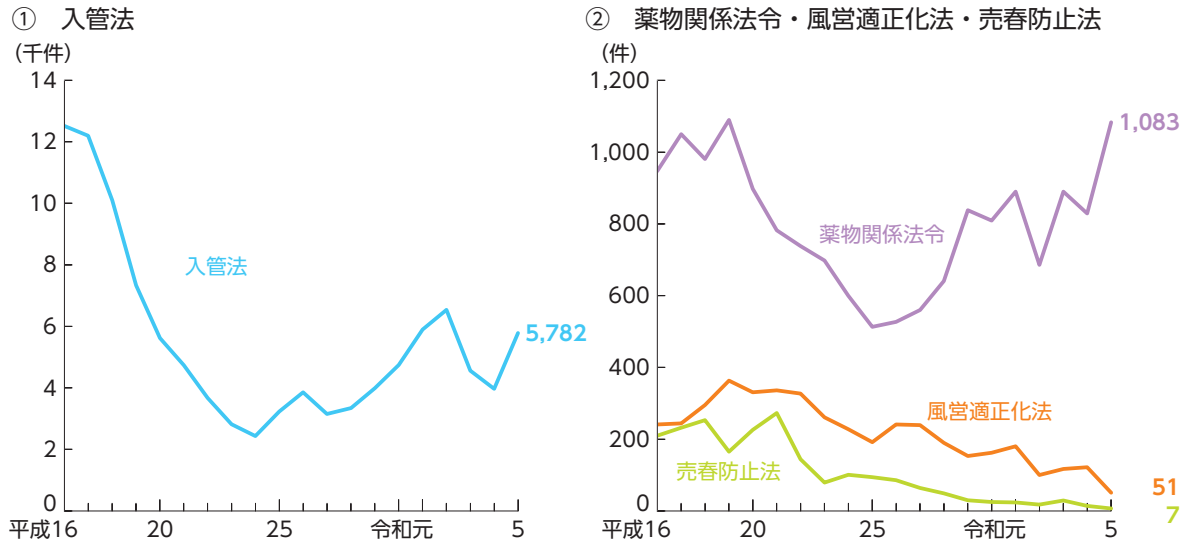

注　1　警察庁の統計及び警察庁刑事局の資料による。
　　2　「薬物関係法令」は、覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び麻薬特例法の各違反である。

第3節 ■ 処遇

1 検察

（1）受理状況

令和５年における来日外国人被疑事件（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この項において同じ。）の検察庁新規受理人員の地域・国籍別構成比は、4-9-3-1図のとおりである。統計の存在する平成５年以降一貫して最も高かった中国の構成比を、令和元年にベトナムが上回り、５年も引き続き、ベトナムが37.9％と最も高く、次いで、中国（18.9％）、ブラジル（5.3％）の順であった（CD-ROM 参照）。罪名を国籍別に見ると、ベトナムは、入管法違反が3,426人と最も多く、次いで、窃盗（1,288人）、麻薬取締法違反（200人）の順であり、中国は、窃盗が786人と最も多く、次いで、入管法違反（708人）、傷害（333人）の順であり、ブラジルは、窃盗が272人と最も多く、次いで、傷害（129人）、大麻取締法違反（120人）の順であった（検察統計年報による。）。なお、これら地域・国籍別の検察庁新規受理人員を見るに当たっては、各地域・国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

4-9-3-1図 来日外国人被疑事件 検察庁新規受理人員の地域・国籍別構成比

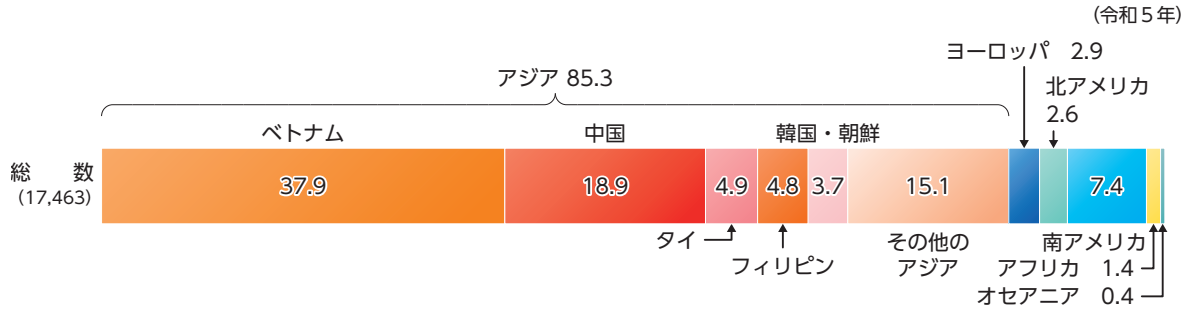

注 1 検察統計年報による。
2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
3 国籍不詳の者を含まない。
4 （ ）内は、実人員である。

（2）処理状況

4-9-3-2図は、来日外国人被疑事件の検察庁終局処理人員の推移（最近20年間）を処理区分別に見たものである。その人員は、平成17年から減少傾向にあった後、23年以降はおおむね横ばいで推移し、29年から増加しており、令和３年及び４年は減少したものの、５年は１万7,512人と、前年比で27.4％増加した（CD-ROM 資料4-7参照）。なお、同年における来日外国人被疑事件の検察庁終局処理人員は、日本人を含めた全終局処理人員総数（28万5,423人）の6.1％、外国人被疑事件の終局処理人員（２万1,852人）の80.1％を占めている（CD-ROM 資料4-8参照）。

4-9-3-2図　来日外国人被疑事件 検察庁終局処理人員（処理区分別）の推移

（平成16年～令和５年）

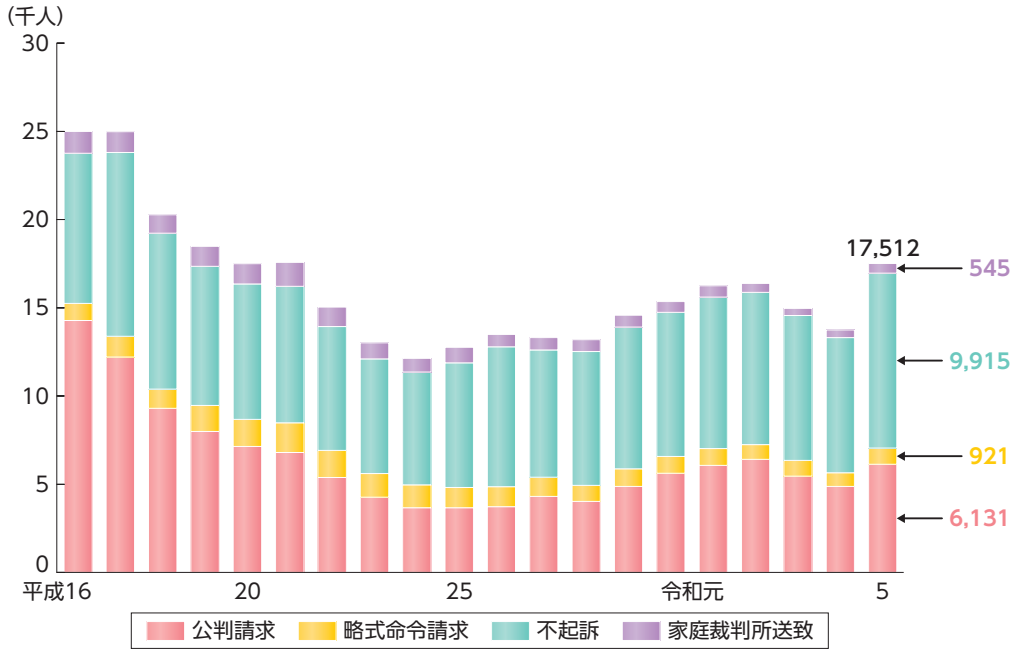

注　1　検察統計年報による。
　　2　過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
　　3　無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。

令和５年における来日外国人被疑事件の検察庁終局処理状況を罪名別に見ると、**4-9-3-3表**のとおりである。来日外国人の起訴率は、日本人を含めた全終局処理人員と比較すると、刑法犯では4.2pt高く、特別法犯では3.5pt低く、入管法違反を除いた特別法犯では0.1pt低い（CD-ROM資料**2-2**及び**4-8**参照）。

4-9-3-3表 来日外国人被疑事件 検察庁終局処理状況（罪名別）

（令和５年）

罪名	全終局処理人員	[起訴率]	来日外国人終局処理人員		[起訴率]
総数	285,423	[39.6]	17,512	(100.0)	[41.6]
刑法犯	199,220	[36.9]	7,932	(45.3)	[41.1]
住居侵入	6,101	[41.3]	314	(1.8)	[28.8]
文書偽造	2,309	[33.0]	146	(0.8)	[51.7]
不同意わいせつ	4,500	[33.7]	181	(1.0)	[34.1]
不同意性交等	2,105	[33.4]	91	(0.5)	[29.7]
殺人	953	[27.4]	36	(0.2)	[25.0]
傷害	38,177	[29.5]	1,487	(8.5)	[25.1]
窃盗	80,322	[44.7]	3,471	(19.8)	[53.0]
強盗	1,858	[38.8]	74	(0.4)	[61.8]
詐欺	15,831	[49.1]	684	(3.9)	[57.2]
横領	7,789	[22.4]	193	(1.1)	[9.9]
毀棄・隠匿	7,526	[22.9]	225	(1.3)	[22.9]
特別法犯	86,203	[45.4]	9,580	(54.7)	[41.9]
風営適正化法	1,454	[48.2]	122	(0.7)	[36.9]
銃刀法	5,294	[16.6]	206	(1.2)	[18.4]
売春防止法	533	[38.3]	19	(0.1)	[36.8]
大麻取締法	9,478	[44.1]	502	(2.9)	[49.6]
覚醒剤取締法	9,455	[70.5]	573	(3.3)	[65.0]
関税法	558	[72.9]	289	(1.7)	[78.5]
入管法	6,752	[40.2]	6,187	(35.3)	[39.8]

注 1 検察統計年報による。
2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
3 「来日外国人」は、無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。
4 「文書偽造」は、刑法第２編第17章の罪をいい、「毀棄・隠匿」は、同編第40章の罪をいう。また、「傷害」は、暴行及び凶器準備集合を含み、「横領」は、遺失物等横領を含む。
5 （ ）内は、構成比である。

2 裁判

令和５年における外国人事件（外国人が被告人となった事件）の通常第一審での有罪人員は、4,481人（前年比9.9％増）であり、有罪人員総数に占める比率は、10.1％であった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

令和５年における被告人通訳事件（被告人に通訳・翻訳人の付いた外国人事件をいう。以下この項において同じ。）の終局人員は、3,852人（前年比11.0％増）であった。通訳言語は43に及び、内訳を見ると、ベトナム語が1,558人（40.4％）と最も多く、次いで、中国語621人（16.1％）、タイ語281人（7.3％）、タガログ語238人（6.2％）、ポルトガル語211人（5.5％）、英語146人（3.8％）、インドネシア語123人（3.2％）の順であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

令和５年における被告人通訳事件の通常第一審での有罪人員（懲役・禁錮に限る。）は、3,560人（前年比12.6％増）であり、全部執行猶予率は、全罪名では86.1％、入管法違反を除くと78.0％であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。なお、同年における被告人通訳事件で、一部執行猶予付判決の言渡しを受けた人員は、２人であった（CD-ROM 資料4-9参照）。

3 矯正

令和５年における外国人の入所受刑者は、728人（前年比6.0％増）であった（矯正統計年報による。）。

日本人と異なる処遇を必要とする者は、**F指標受刑者**として、その文化、生活習慣等に応じた処遇を行っている（2-4-3-2表参照）。F指標入所受刑者人員の推移（最近20年間）は、4-9-3-4図のとおりである。その人員は、平成17年から減少傾向にあり、近年は400人前後で推移していたところ、令和５年は459人（前年比14.8％増）であった。同年におけるF指標入所受刑者を国籍別に見ると、ベトナムが179人と最も多く、次いで、中国65人、ブラジル50人の順であった（CD-ROM資料4-10参照）。罪名別に見ると、窃盗が157人と最も多く、次いで、覚醒剤取締法違反が68人であった（矯正統計年報による。）。なお、これらF指標入所受刑者人員を国籍別に見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

令和５年末現在、F指標受刑者の収容人員は、1,388人（男性1,175人、女性213人）であり、前年末比で0.9％減少した（矯正統計年報による。）。

4-9-3-4図 F指標入所受刑者人員の推移（男女別）

（平成16年～令和５年）

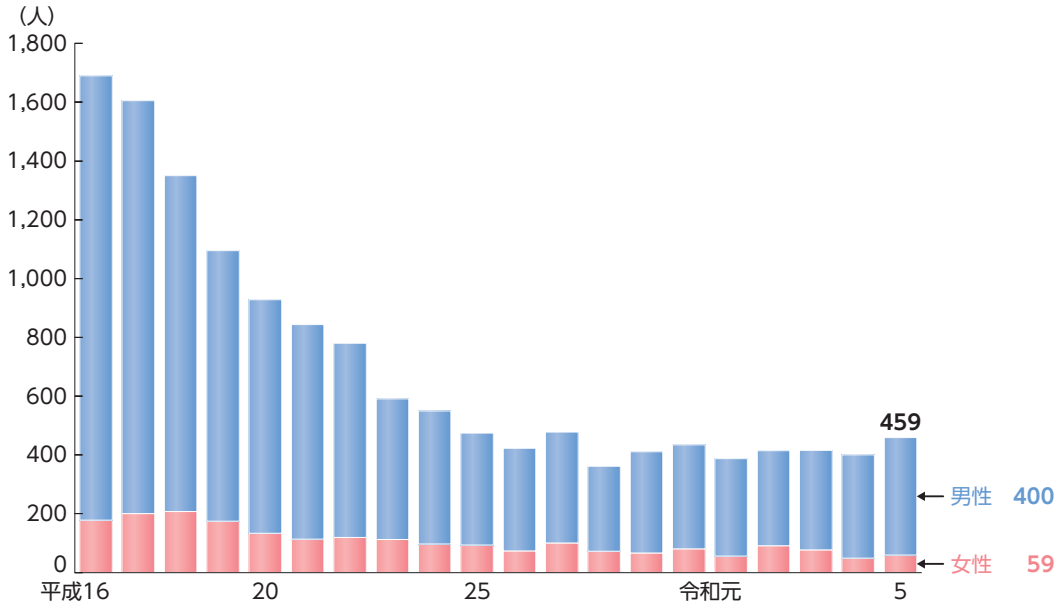

注　矯正統計年報による。

4 保護観察

令和５年における外国人の仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員は、489人（前年比29.0％増）であった（うち、保護観察付一部執行猶予者の保護観察開始人員は15人であった。）。国籍別に見ると、韓国・朝鮮が157人と最も多く、次いで、中国88人、ブラジル49人の順であった（CD-ROM資料4-11参照）。来日外国人に限ると、303人（同82.5％増）であり、その内訳は、仮釈放者が281人、保護観察付全部執行猶予者が17人、保護観察付一部執行猶予者が５人であった（保護統計年報による。）。なお、外国人の仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員を国籍別に見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

令和５年末現在、外国人（永住者及び特別永住者を除く。）の保護観察係属人員は、仮釈放者172人、保護観察付全部執行猶予者41人、保護観察付一部執行猶予者８人の合計221人（前年末比76.8％増）であった（法務省保護局の資料による。）。なお、外国人の保護観察係属人員については、仮釈放

者のうち、150人は退去強制事由に該当し、国外退去済みの者が110人、退去強制手続により収容中の者が31人、仮放免中の者が９人であった（法務省保護局の資料による。）。

第４節 ■ 外国人非行少年の動向と処遇

1 外国人犯罪少年の動向

4-9-4-1図は、検察庁における外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を来日外国人少年とその他の外国人少年の別に見たものである。

4-9-4-1図 外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員の推移

（平成16年～令和５年）

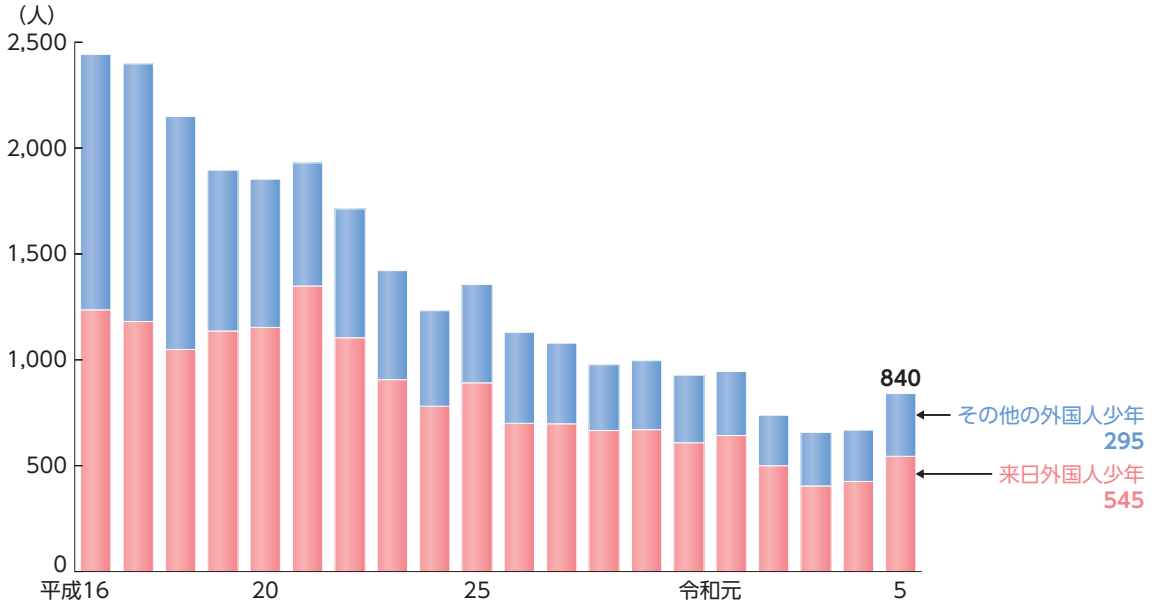

注 1 検察統計年報による。
2 検察官の送致に係るものに限る。
3 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
4 無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。

令和５年における来日外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員を国籍別に見ると、ブラジルが139人（25.5％）と最も多く、次いで、フィリピン108人（19.8％）、中国96人（17.6％）、ベトナム46人（8.4％）、ペルー28人（5.1％）の順であった。また、罪名別に見ると、窃盗が280人（51.4％）と最も多く、次いで、傷害（暴行及び凶器準備集合を含む。）50人（9.2％）、横領（遺失物等横領を含む。）32人（5.9％）の順であった（検察統計年報による。）。なお、これら来日外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員を国籍別に見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

2 外国人非行少年の処遇

（1）矯正

外国人の少年院入院者の人員の推移（最近20年間）を見ると、4-9-4-2図のとおりである。令和５年における外国人の少年院入院者を国籍別に見ると、ブラジルが24人と最も多く、次いで、中国10人、フィリピン及び韓国・朝鮮いずれも５人の順であった（CD-ROM 参照）。なお、これら外国人の少年院入院者の人員を国籍別に見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

4-9-4-2図　外国人の少年院入院者の人員の推移

（平成16年～令和５年）

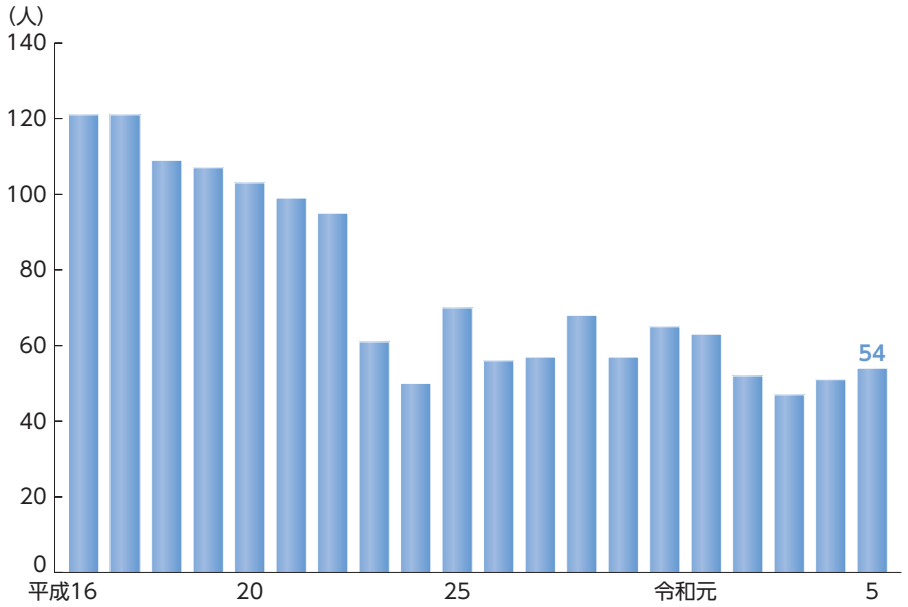

注　矯正統計年報及び少年矯正統計年報による。

少年院では、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者を、社会適応課程Ⅲ（A3）又は社会適応課程Ⅴ（A5）に編入し、日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種指導を行っている（3-2-4-9表参照）。

（2）保護観察

令和５年における外国人の保護観察処分少年（交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。）及び少年院仮退院者の保護観察開始人員は、230人であった。その内訳は、保護観察処分少年180人、少年院仮退院者50人であった。国籍別に見ると、ブラジルが67人と最も多く、次いで、フィリピン62人、中国22人の順であった（CD-ROM 資料4-11参照）。なお、これら外国人の保護観察処分少年及び少年院仮退院者の保護観察開始人員を国籍別に見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

令和５年末現在、外国人少年（永住者及び特別永住者を除く。）の保護観察係属人員は、保護観察処分少年132人、少年院仮退院者31人であった（法務省保護局の資料による。）。

第10章 精神障害のある者による犯罪等

第1節 ■ 犯罪の動向

4-10-1-1表は、令和５年における精神障害者等（精神障害者及び精神障害の疑いのある者をいう。以下この節において同じ。）による刑法犯の検挙人員と、検挙人員総数に占める精神障害者等の比率を罪名別に見たものである。同年における刑法犯の検挙人員総数のうち、精神障害者等の比率は、0.7％であったが、罪名別で見ると、放火（11.3％）及び殺人（5.9％）において高かった。

4-10-1-1表 精神障害者等による刑法犯 検挙人員（罪名別）

（令和５年）

区分	総数	殺人	強盗	放火	不同意性交等・不同意わいせつ	傷害・暴行	脅迫	窃盗	詐欺	その他
検挙人員総数（A）	183,269	808	1,601	576	5,679	45,207	3,254	85,535	9,761	30,848
精神障害者等（B）	1,286	48	18	65	30	422	73	232	34	364
精神障害者	1,021	36	15	52	22	339	62	174	23	298
精神障害の疑いのある者	265	12	3	13	8	83	11	58	11	66
B／A（％）	0.7	5.9	1.1	11.3	0.5	0.9	2.2	0.3	0.3	1.2

注 1 警察庁の統計による。
2 「精神障害者等」は、「精神障害者」（統合失調症、精神作用物質による急性中毒若しくはその依存症、知的障害、精神病質又はその他の精神疾患を有する者をいい、精神保健指定医の診断により医療及び保護の対象となる者に限る。）及び「精神障害の疑いのある者」（精神保健福祉法23条の規定による都道府県知事への通報の対象となる者のうち、精神障害者以外の者）をいう。

第2節 ■ 処遇

1 検察・裁判

令和５年に検察庁において心神喪失を理由に不起訴処分に付された被疑者（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。）は、353人であった（2-2-4-3表参照）。また、同年に、通常第一審において心神喪失を理由に無罪となった者は、４人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

2 矯正

令和５年における入所受刑者及び少年院入院者の人員のうち、精神障害を有すると診断された者の人員と、入所受刑者及び少年院入院者の人員の総数に占める比率を精神障害の種別ごとに見ると、**4-10-2-1表**のとおりである（矯正施設被収容者に対する福祉的支援については、第２編第４章第３節４項（２）及び第３編第２章第４節３項（５）参照）。

4-10-2-1表 精神障害を有すると診断された入所受刑者・少年院入院者の人員

（令和５年）

種　別	総　数	うち精神障害を有する者		知的障害		人格障害		神経症性障害		発達障害		統合失調症		その他の精神障害	
入所受刑者	14,085	2,877	(20.4)	276	(2.0)	68	(0.5)	278	(2.0)	80	(0.6)	196	(1.4)	1,979	(14.1)
少年院入院者	1,632	521	(31.9)	136	(8.3)	6	(0.4)	3	(0.2)	279	(17.1)	－		97	(5.9)

注　1　矯正統計年報及び少年矯正統計年報による。
　　2　「精神障害を有する者」は、刑事施設等において、知的障害、人格障害、神経症性障害、発達障害、統合失調症及びその他の精神障害（精神作用物質使用による精神及び行動の障害、気分障害等を含む。）を有すると診断された者をいう。
　　3　（　）内は、総数に占める精神障害を有する者の比率である。

3 保護観察

保護観察対象者のうち、類型別処遇（第２編第５章第３節２項（２）及び第３編第２章第５節３項（１）参照）における「精神障害」の類型に認定された者は、令和５年末現在、4,137人（このうち、「発達障害」は1,454人、「知的障害」は866人）であり、保護観察対象者全体（交通短期保護観察、短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。）に占める比率は19.4％である（**2-5-3-6表** CD-ROM 及び **3-2-5-6表** CD-ROM 参照）。保護観察所では、この類型の保護観察対象者について、必要に応じ適切な医療や福祉上の措置が受けられるように、対象者に助言するほか、医療・福祉機関や家族との連携も図っている（保護観察対象者等に対する福祉的支援については、第２編第５章第２節２項及び第６節２項参照）。

4 精神保健福祉法による通報

精神保健福祉法により、精神障害者に適時適切な医療及び保護を提供する趣旨から、警察官、検察官、保護観察所の長及び矯正施設の長に対し、通報義務が課せられている。すなわち、①警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、②検察官は、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、又は裁判（懲役若しくは禁錮の刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをせず、又は拘留の刑を言い渡す裁判を除く。）が確定したときは、心神喪失者等医療観察制度（本章第３節参照）の申立てをしない限り、速やかに、その旨を、③保護観察所の長は、保護観察に付されている者が精神障害者又はその疑いのある者であることを知ったときは、速やかに、その旨を、④矯正施設の長は、精神障害者又はその疑いのある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは、あらかじめ、本人の帰住地、氏名等を、それぞれ都道府県知事に（警察官は最寄りの保健所長を経て。矯正施設の長は本人の帰住地（帰住地がない場合は当該矯正施設の所在地）の都道府県知事に。）通報しなければならない。

令和４年度における精神保健福祉法に基づく都道府県知事への通報件数は、警察官の通報が１万8,307件、検察官の通報が2,857件、保護観察所の長の通報が８件、矯正施設の長の通報が4,938件であった（厚生労働省政策統括官の資料による。）。

第3節 ■ 心神喪失者等医療観察制度

心神喪失者等医療観察制度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療及びその確保のために必要な観察・指導を行うことによって、病状の改善とこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することを目的として、心神喪失者等医療観察法に基づいて運用されている。その手続の流れは、4-10-3-1図のとおりである。

4-10-3-1図 心神喪失者等医療観察法による手続の流れ

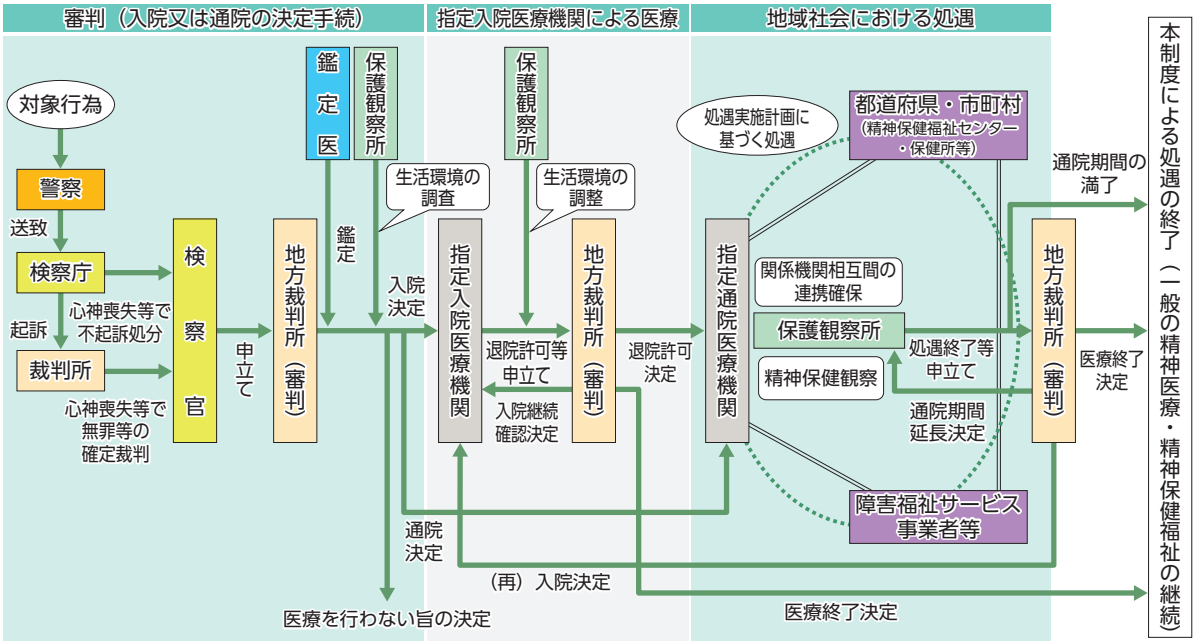

1 審判

心神喪失者等医療観察制度の対象となるのは、①対象行為（放火、不同意わいせつ及び不同意性交等、殺人、強盗（これらの未遂を含む。）並びに傷害）を行い、心神喪失又は心神耗弱であることが認められ、不起訴処分となった者、②対象行為について、心神喪失を理由に無罪の確定裁判を受けた者、又は、心神耗弱を理由に刑を減軽する旨の確定裁判（懲役又は禁錮の刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをしない裁判であって、執行すべき刑期があるものを除く。）を受けた者である。これらの対象者については、原則として、検察官の申立てにより審判が行われる。その審判は、地方裁判所において、裁判官と精神保健審判員（精神科医）の合議体により行われ、心神喪失者等医療観察法に基づく医療の要否・内容が決定される。審判に当たり、裁判所は、保護観察所の長に対し、対象者の**生活環境の調査**を求めることができる。令和５年における生活環境の調査の開始件数は、272件であった（保護統計年報による。）。

令和５年における検察官申立人員及び審判の終局処理人員を対象行為別に見ると、4-10-3-2表のとおりである。

4-10-3-2表 検察官申立人員・地方裁判所の審判の終局処理人員（対象行為別）

（令和５年）

対象行為	検察官申立人員				終局処理人員							
	総数	不起訴	確定裁判		総数	入院決定	通院決定	医療を行わない旨の決定	却下		取下げ	申立て不適法による却下
			無罪	全部執行猶予等					対象行為を行ったとは認められない	心神喪失者等ではない		
総数	269	246	3	20	253	199	15	33	1	5	−	−
放火	78	72	−	6	75	57	7	10	−	1	−	−
不同意性交等	15	12	−	3	12	9	−	3	−	−	−	−
殺人	63	51	3	9	60	50	3	7	−	−	−	−
傷害	105	103	−	2	101	80	5	12	−	4	−	−
強盗	8	8	−	−	5	3	−	1	1	−	−	−

注 1 司法統計年報、法務省刑事局及び最高裁判所事務総局の各資料による。
2 「対象行為」は、一定の刑法の罰条に規定する行為に当たるものをいう（心神喪失者等医療観察法２条１項参照）。
3 「放火」は、現住建造物等放火、非現住建造物等放火及び建造物等以外放火に当たる行為（ただし、予備に当たる行為を除く。）をいい、消火妨害に当たる行為を含まない。
4 「不同意性交等」は、不同意わいせつに当たる行為を含む。
5 「殺人」は、殺人予備に当たる行為を含まない。
6 「傷害」は、現場助勢に当たる行為を含まない。
7 「強盗」は、強盗及び事後強盗に当たる行為（ただし、予備に当たる行為を除く。）をいい、昏酔強盗に当たる行為を含まない。
8 「全部執行猶予等」は、懲役又は禁錮の実刑判決であって、執行すべき刑期がないものを含む。
9 複数の対象行為が認められた事件は、法定刑の最も重いものに、複数の対象行為の法定刑が同じ場合には対象行為の欄において上に掲げられているものに計上している。

2 指定入院医療機関による医療

（1）入院による医療

裁判所の入院決定を受けた者は、指定入院医療機関（厚生労働大臣が指定する。令和６年４月１日現在、全国に35の機関がある（厚生労働省社会・援護局の資料による。）。）に入院し、心神喪失者等医療観察制度に基づく専門的で手厚い医療を受ける。

保護観察所は、対象者の円滑な社会復帰を図るため、入院当初から、退院に向けた**生活環境の調整**を行う。令和５年における生活環境の調整の開始件数（移送によるものを除く。）は199件、同年末現在の生活環境の調整の係属件数は776件であった（保護統計年報による。）。

（2）退院又は入院継続

指定入院医療機関の管理者は、対象者について、入院を継続させて医療を行う必要があると認める場合は、６月ごとに、入院継続の確認の申立てをしなければならず、他方、入院を継続させて医療を行う必要があると認めることができなくなった場合は、直ちに退院の許可の申立てをしなければならない。対象者又はその保護者若しくは弁護士である付添人は、いつでも、退院の許可又は医療の終了の申立てをすることができる。これらの申立てを受けて、裁判所は、医療継続の要否等を審判により決定する。令和５年には、指定入院医療機関の管理者による退院許可の申立て（回付によるものを除く。）が250件、対象者等による退院許可・医療終了の申立て（回付によるものを除く。）が90件受理された。また、同年における退院許可決定（退院を許可するとともに入院によらない医療を受けさせる旨の決定をいう。以下この節において同じ。）は227件、医療終了決定は40件であった（司法統計年報による。）。

3　地域社会における処遇

裁判所の通院決定（入院によらない医療を受けさせる旨の決定）又は退院許可決定を受けた者は、原則として３年間、指定通院医療機関（厚生労働大臣が指定する。令和６年４月１日現在、全国に4,174の機関がある（厚生労働省社会・援護局の資料による。）。）による、入院によらない医療を受けるとともに、その期間中、継続的な医療を確保することを目的として、保護観察所による**精神保健観察**に付される。

精神保健観察の実施に当たって、保護観察所は、指定通院医療機関や都道府県、市町村等の精神保健福祉関係機関の関係者と協議の上、対象者ごとに処遇の実施計画を定める。各関係機関は、これに基づき、相互に連携を図りながら地域社会における処遇を実施する。処遇の経過に応じて、保護観察所は、処遇に携わる関係機関の参加を得て「ケア会議」を開催し、処遇の実施状況等の情報を共有して処遇方針の統一を図るとともに、処遇の実施計画についても必要な見直しを行う。

令和５年における精神保健観察の開始件数（移送によるものを除く。）は232件（このうち退院許可決定によるものは217件）、終結件数（移送によるものを除く。）は207件（このうち通院期間の満了によるものは134件）、同年末現在の精神保健観察の係属件数は609件であった（保護統計年報による。）。入院によらない医療を受けている者の医療の終了（ただし、通院期間の満了を除く。）や指定入院医療機関への（再）入院についても、裁判所が審判により決定する。同年における医療終了決定は59件、（再）入院決定は５件であった（司法統計年報による。）。

なお、保護観察所に社会復帰調整官が置かれ、生活環境の調査及び調整、精神保健観察の実施、関係機関相互の連携確保等の事務に従事している。

第11章　公務員による犯罪

公務員による犯罪には、収賄のように公務員の職務に関してなされるものと、勤務時間外における過失運転致死傷等のように職務に関係なくなされるものとがあるが、この章では、両者を併せて扱う。

令和５年における公務員による犯罪の罪名別の検察庁新規受理人員及び終局処理人員は、4-11-1表のとおりである。

4-11-1表　公務員による犯罪 検察庁新規受理・終局処理人員（罪名別）

（令和５年）

区分	新規受理			終局処理							
	総数	司法警察員から	検察官認知・直受	総数	起訴	公判請求	略式命令請求	不起訴	起訴猶予	その他	家庭裁判所送致
総数	14,797	12,230	2,567	14,754	2,080	518	1,562	12,564	8,649	3,915	110
窃盗	450	427	23	445	125	96	29	306	271	35	14
詐欺	154	115	39	144	42	40	2	102	38	64	－
横領	100	82	18	100	14	11	3	84	60	24	2
収賄	89	81	8	88	24	24	－	64	－	64	－
偽造	542	207	335	528	13	11	2	514	70	444	1
職権濫用	1,361	233	1,128	1,346	－	－	－	1,346	37	1,309	－
その他の刑法犯	2,723	1,780	943	2,675	393	179	214	2,254	662	1,592	28
過失運転致死傷等	8,324	8,323	1	8,343	1,074	52	1,022	7,212	7,019	193	57
特別法犯	1,054	982	72	1,085	395	105	290	682	492	190	8

注　1　法務省刑事局の資料による。
　　2　法令により公務に従事する職員とみなされる者は含まない。
　　3　道交違反を除く。
　　4　「横領」は、遺失物等横領を含む。

令和５年における収賄の検察庁新規受理人員及び終局処理人員は、4-11-2表のとおりである。

4-11-2表　収賄 検察庁新規受理・終局処理人員

（令和５年）

区分	新規受理			終局処理							
	総数	司法警察員から	検察官認知・直受	総数	起訴	公判請求	略式命令請求	不起訴	起訴猶予	その他	家庭裁判所送致
総数	93	85	8	92	26	26	－	66	2	64	－
国会議員	1	－	1	1	1	1	－	－	－	－	－
地方公共団体の議会の議員	1	1	－	1	－	－	－	1	－	1	－
国家公務員	5	5	－	5	4	4	－	1	－	1	－
地方公共団体職員	82	75	7	81	19	19	－	62	－	62	－
みなす公務員	4	4	－	4	2	2	－	2	2	－	－

注　1　法務省刑事局の資料による。
　　2　罪名に「収賄」を含む全ての事件を計上している。
　　3　「地方公共団体職員」は、地方公共団体の首長を含む。
　　4　警察職員は、国家公務員である者も含め「地方公共団体職員」に計上している。
　　5　「みなす公務員」は、法令により公務に従事する職員とみなされる者をいう。

再犯防止啓発月間ポスター
【画像提供：法務省大臣官房秘書課】

令和５年版再犯防止推進白書の表紙
【画像提供：法務省大臣官房秘書課】

再犯防止推進白書特設ページ

第５編　再犯・再非行

第１章　検挙
第２章　検察・裁判
第３章　矯正
第４章　保護観察
第５章　少年の再非行・再犯

第1章 検挙

政府は、平成28年12月に成立した**再犯防止推進法**やこれを受けた**再犯防止推進計画**等に基づき、これまで様々な再犯防止施策を実施してきたところ、今後も、国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯の防止等に向けた取組を更に深化させ、推進していくため、令和５年３月、第二次再犯防止推進計画を閣議決定した。この編では、我が国における再犯の現状を把握するため、警察、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階における再犯・再非行の動向について概観する。

【再犯防止推進計画特設ページ】

1 刑法犯により検挙された再犯者

刑法犯により検挙された者のうち、再犯者（前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。以下この項において同じ。）の人員及び**再犯者率**（刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）は、5-1-1図のとおりである（再非行少年については、本編第５章１項参照）。再犯者の人員は、平成８年（８万1,776人）を境に増加し、18年（14万9,164人）をピークとして、その後は漸減状態にあったが、令和５年（８万6,099人）は前年より6.1％増加した。他方、初犯者の人員は、平成12年（20万5,645人）を境に増加し、16年（25万30人）をピークとして、その後は減少し続けていたが、令和５年（９万7,170人）は前年より10.1％増加した。再犯者率は、再犯者の人員が減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員が減少し続けたこともあり、平成９年以降上昇傾向にあったが、令和３年から３年連続で低下し、５年は47.0％（前年比0.9pt 低下）であった（CD-ROM 参照）。

5-1-1図 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

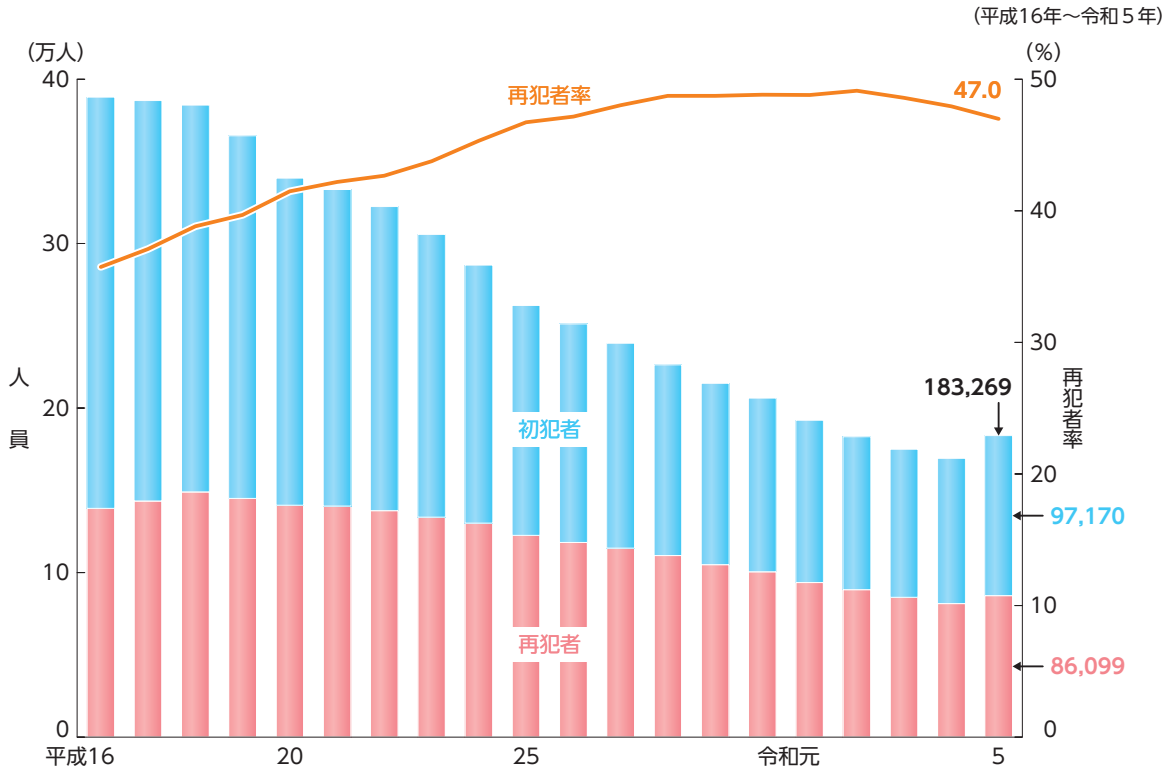

注　1　警察庁の統計による。
　　2　「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
　　3　「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

2 刑法犯により検挙された20歳以上の有前科者

刑法犯により検挙された20歳以上の者のうち、有前科者（道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。以下この項において同じ。）の人員（前科数別）及び有前科者率（20歳以上の刑法犯検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）は、5-1-2図のとおりである。有前科者の人員は、平成18年（７万7,832人）をピークに令和４年まで減少し続け、５年は４万4,312人（前年比5.4％増）と増加したものの、20歳以上の刑法犯検挙人員総数が同様に増減していることもあり、有前科者率は、平成９年以降27～29％台でほぼ一定している。令和５年の有前科者を見ると、前科数別では、有前科者人員のうち、前科１犯の者の構成比が最も高いが、前科５犯以上の者も21.2％を占め、また、同一前科の有無別では、有前科者のうち、同一罪名の前科を有する者は51.1％であった（CD-ROM 参照）。

暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。）について、令和５年における20歳以上の刑法犯検挙人員の有前科者率を見ると、70.1％と相当高い（警察庁の統計による。）。なお、暴力団関係者・非関係者別に見た入所受刑者の入所度数別構成比については、4-3-2-10図③参照。

5-1-2図 刑法犯 20歳以上の検挙人員中の有前科者人員（前科数別）・有前科者率等の推移

（平成16年～令和５年）

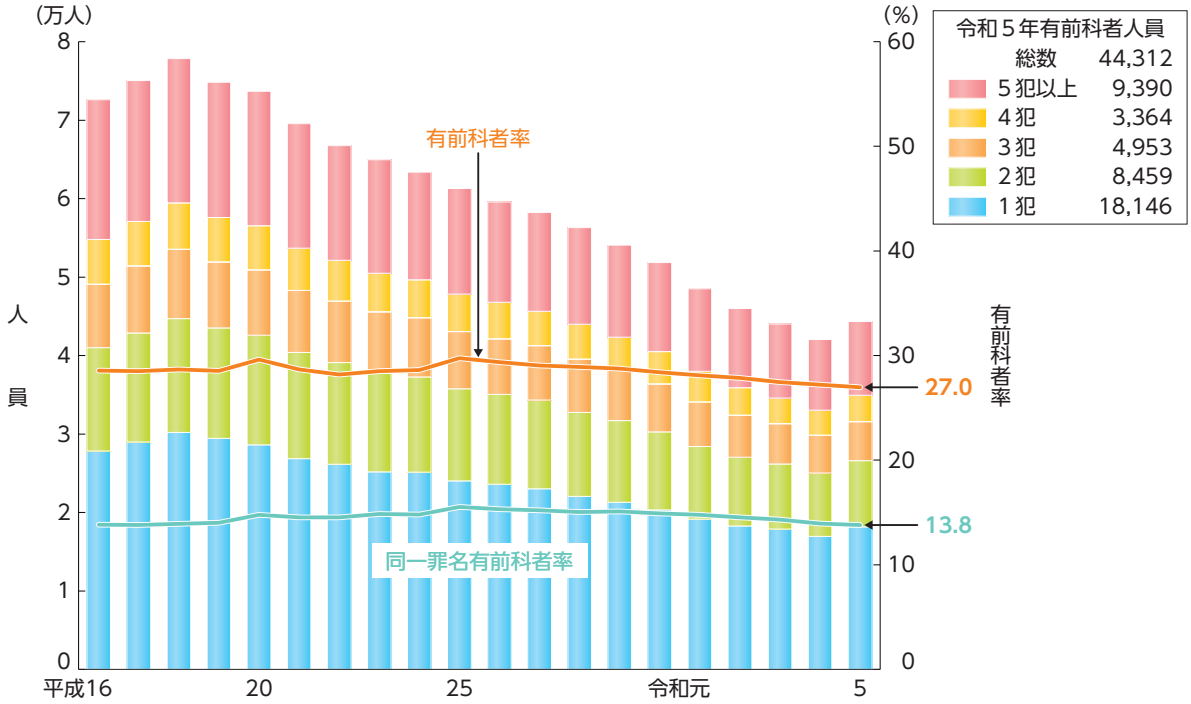

注 1 警察庁の統計による。
2 検挙時の年齢による。
3 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。
4 「有前科者率」は、20歳以上の刑法犯検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
5 「同一罪名有前科者率」は、20歳以上の刑法犯検挙人員に占める、同一罪名の前科を有する者の人員の比率をいう。

5-1-3図は、令和５年における20歳以上の刑法犯検挙人員の前科の有無別構成比を罪名別に見たものである。

5-1-3図 刑法犯 20歳以上の検挙人員の前科の有無別構成比（罪名別）

（令和５年）

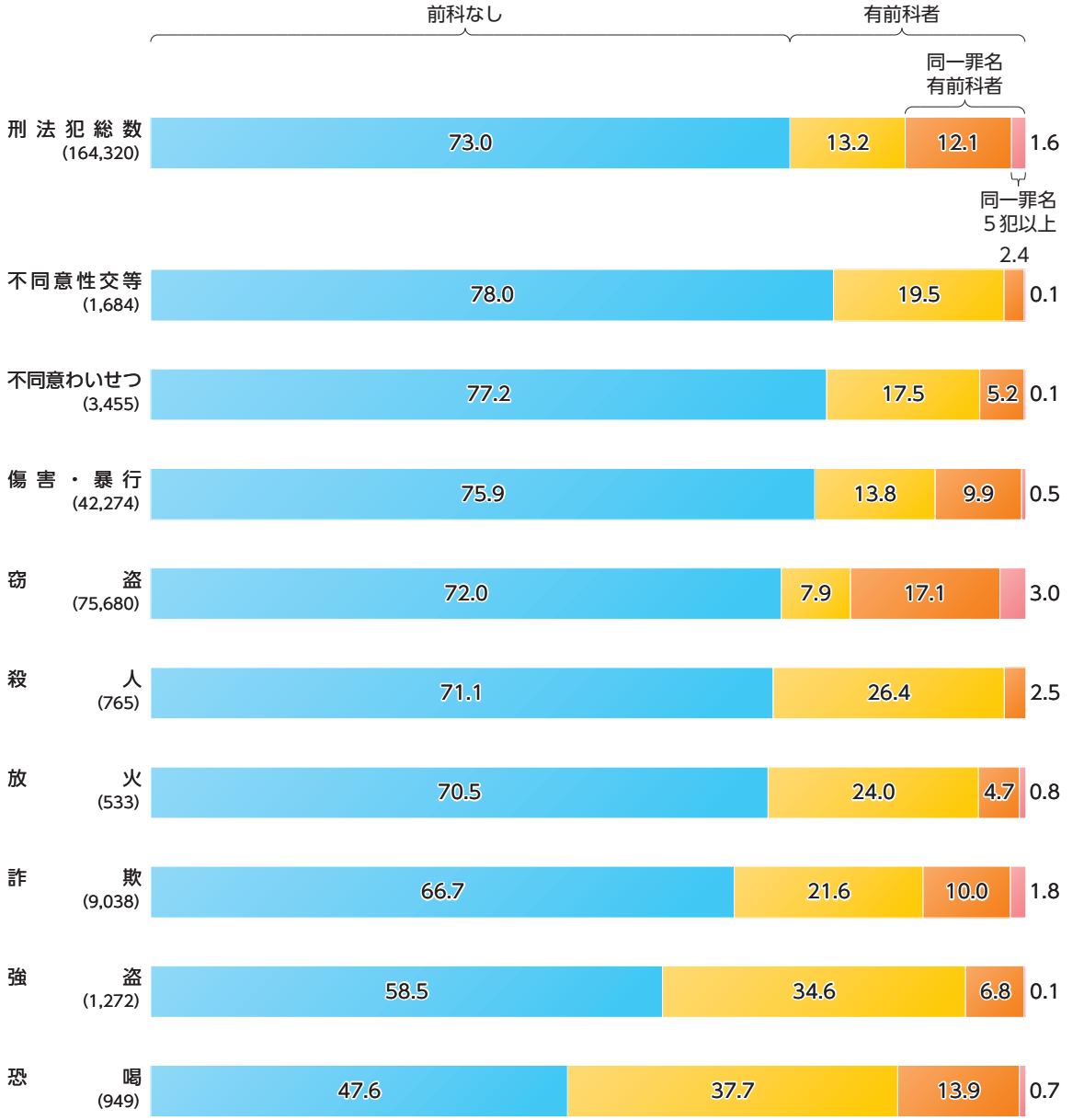

注　1　警察庁の統計による。
　　2　検挙時の年齢による。
　　3　「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。
　　4　「同一罪名有前科者」は、同一罪名の前科を有する者をいい、「同一罪名５犯以上」は、同一罪名の前科を５犯以上有する者をいう。
　　5　（　）内は、人員である。

3 薬物犯罪により検挙された20歳以上の同一罪名再犯者

（1）覚醒剤取締法違反により検挙された20歳以上の同一罪名再犯者

5-1-4図①は、20歳以上の覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下（1）において同じ。）検挙人員のうち、同一罪名再犯者（前に覚醒剤取締法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された者をいう。以下（1）において同じ。）の人員及び同一罪名再犯者率（20歳以上の覚醒剤取締法違反検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。以下（1）において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。同一罪名再犯者率は、平成24年以降上昇傾向にあったが、令和５年は前年比で2.2pt 低下した67.0％であった。

（2）大麻取締法違反により検挙された20歳以上の同一罪名再犯者

5-1-4図②は、20歳以上の大麻取締法違反（大麻に係る麻薬特例法違反を含む。以下（2）において同じ。）検挙人員のうち、同一罪名再犯者（前に大麻取締法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された者をいう。以下（2）において同じ。）の人員及び同一罪名再犯者率（20歳以上の大麻取締法違反検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。以下（2）において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。同一罪名再犯者率は、平成17年（13.3％）から上昇傾向にあり、令和５年は前年比で0.5pt 上昇した26.7％であった。

5-1-4図 薬物犯罪 20歳以上の検挙人員中の同一罪名再犯者人員等の推移

（平成16年～令和５年）

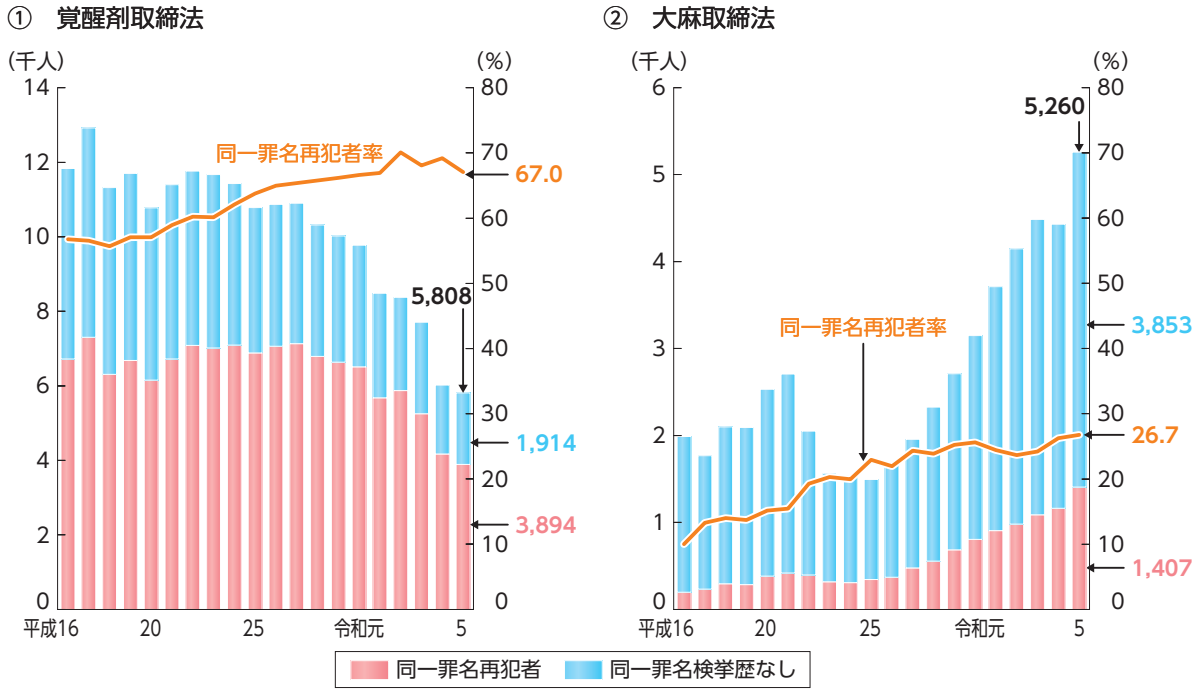

注 1 警察庁刑事局の資料による。
2 検挙時の年齢による。
3 ①の「同一罪名再犯者」は、前に覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び覚醒剤取締法違反で検挙された者をいい、「同一罪名再犯者率」は、20歳以上の同法違反検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。
4 ②の「同一罪名再犯者」は、前に大麻取締法違反（大麻に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び大麻取締法違反で検挙された者をいい、「同一罪名再犯者率」は、20歳以上の同法違反検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。

コラム８　特別法犯の再犯者率
～検挙人員を含めた動向から見えてくる実態の一例～

特別法は、その時々の社会・犯罪情勢を踏まえて制定・改正されるものであり、特別法犯の再犯の状況を把握することは、今後の効果的な刑事政策を講じていく上でも重要である。

本章では、再犯の実態を把握するための指標の一つとして、刑法犯により検挙された者に占める再犯者（刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者）の人員の比率を「再犯者率」として、その推移等に言及しているところ（5-1-1図参照）、このコラムでは、特別法犯（交通法令違反を除く。以下このコラムにおいて同じ。）により検挙された者について、令和５年版犯罪白書に掲載した同様のコラムに引き続き、その再犯者の人員及び再犯者率の推移を概観する。その上で、再犯者率に係る分析の視点は様々あるところ、その解釈に当たって留意を要する点について、個別の特別法犯を例に取り上げて解説を行う。

特別法犯の再犯者率については、特別法犯により検挙された者に占める再犯者（特別法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者）の人員の比率とする。

図８は、特別法犯について、検挙人員及び再犯者率の推移（最近５年間）を見たものである。特別法犯により検挙された者のうち、再犯者の人員は、令和元年（２万5,818人）以降緩やかな減少傾向にあったが、５年は増加し、２万2,772人（前年比315人（1.4%）増）であった。また、その初犯者の人員についても、元年（３万5,996人）以降同様の減少傾向にあったが、５年は３万4,244人（同1,062人（3.2%）増）であった。再犯者率について見ると、特別法犯は、元年（41.8%）からおおむね横ばいであり、５年は39.9%（前年比0.4pt 低下）であったところ、元年以降いずれの年においても、刑法犯の再犯者率（５年は47.0%）よりも約６～８ pt 低かった。

図８

（令和元年～５年）

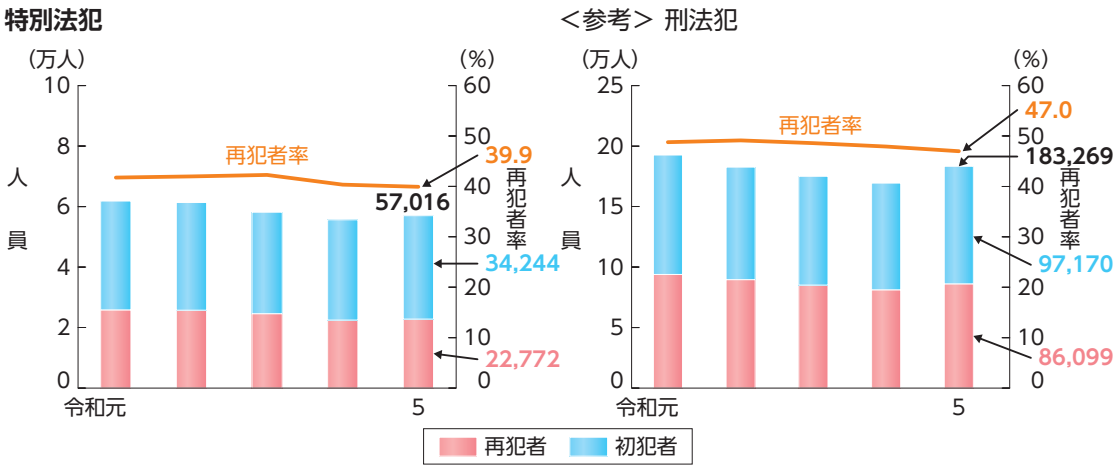

注　1　警察庁の統計及び警察庁刑事局の資料による。
　　2　特別法犯における「再犯者」は、交通法令違反を除く特別法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
　　3　刑法犯における「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
　　4　各「再犯者率」は、各検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

法務総合研究所においては、令和２年版犯罪白書特集「薬物犯罪」等において、薬物事犯者については同種事犯を繰り返す者が少なくないことを指摘しており、本章では、個別の特別法

犯の再犯者の状況として、覚醒剤取締法違反及び大麻取締法違反の同一罪名再犯者率（定義については、第３項参照）を取り上げている（5-1-4図参照）。

覚醒剤取締法違反及び大麻取締法違反について、同一罪名再犯者率の推移を見ると、いずれも緩やかな上昇傾向にあり、令和５年は、それぞれ67.0%、26.7%であるが、検挙人員の推移を見ると、両者の意味合いは大きく異なり、数値の解釈に当たっては留意が必要である。まず、覚醒剤取締法違反では、同一罪名再犯者の検挙人員自体は平成12年（9,335人）をピークとして減少しており、令和５年は3,894人と、平成12年の４割程度に減少している。検挙人員そのものが減少しているにもかかわらず同一罪名再犯者率が上昇しているのは、同一罪名再犯者の検挙人員の減少幅が同一罪名検挙歴のない者の検挙人員の減少幅に比べて小さいことによるものといえる。他方、大麻取締法違反について見ると、同一罪名再犯者の検挙人員自体（令和５年は1,407人）は、同一罪名再犯者率が同年と同程度である平成30年（25.6%・806人）と比べると相当増加しているが、それが同一罪名再犯者率の大幅な上昇につながっていないのは、同一罪名検挙歴のない者の検挙人員も同様に相当増加していることによるものといえる（5-1-4図 CD-ROM 参照）。

なお、本編第５章１項においては、20歳未満の覚醒剤取締法違反及び大麻取締法違反についても、同一罪名再非行少年率の推移等を取り上げているところ（5-5-2図参照）、令和５年における同一罪名再非行少年率は、覚醒剤取締法違反では22.6%（前年比2.3pt 上昇）、大麻取締法違反では11.5%（同2.2pt 低下）であった。この数値のみを見ると、大麻取締法違反については、同一罪名再非行少年の検挙人員が減少したのではないかと楽観的に捉えられそうであるが、実際には増加（前年比15人（12.0%）増）している。他方、同法違反については、同一罪名検挙歴のない少年の検挙人員が大幅に増加（同295人（37.5%）増）しており、このことが、同法違反の同一罪名再非行少年率の数値に影響を与えているものであり、同一罪名再非行少年率の解釈には留意が必要である（5-5-2図 CD-ROM 参照）。

こうした一連の状況からは、覚醒剤取締法違反については、改めて再犯防止策が重要であること、また、大麻取締法違反については、再犯防止策が重要であることに加え、新たに大麻に手を出そうとする初犯者の増加を食い止めるための犯罪予防の施策を推進することも喫緊の課題であることが示唆される。この点、令和５年８月に薬物乱用対策推進会議が策定した第六次薬物乱用防止五か年戦略では、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる各関係機関の連携を更に強化するため、「薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止」を目標に掲げ、また、特に大麻について、インターネット等を通じて、有害性がないとの誤った情報が流布している状況等に鑑み、「青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止」を目標に掲げており、前記で示した各統計は、これら施策の必要性を裏付けているといえる。

このように、特別法犯の再犯者率（少年については、再非行少年率）は、再犯の実態を把握するための指標の一つとして重要なものであるところ、個別の犯罪における再犯の実態を捉えるためには、単年の数値や再犯者率の傾向のみを評価するのではなく、その人員を含めた当該犯罪の全体の動向を見ることも必要である。

冒頭で述べたとおり、特別法は、社会や犯罪情勢等を反映したものである。今回焦点を当てた大麻取締法に関しても、若年層における大麻乱用の拡大を受け、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和５年法律第84号）により、大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備等が行われたところであり、施行後の各法律違反に係る統計の変化に注目していく必要がある。

第2章 検察・裁判

1 起訴人員中の有前科者

5-2-1表は、令和５年に起訴された者（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この節において同じ。）のうち、有前科者（前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。）の人員及び有前科者率（起訴人員に占める有前科者の人員の比率をいう。）を起訴罪名別に見たものである。

5-2-1表 起訴人員中の有前科者の人員・有前科者率（罪名別）

（令和５年）

罪名	起訴人員	有前科者の人員	前科の処分内容				有前科者率
			懲役・禁錮			罰金	
			実刑	一部執行猶予	全部執行猶予		
総数	100,959	42,525	17,287	144	12,183	12,911	42.1
刑法犯	64,685	29,108	12,013	40	8,576	8,479	45.0
放火	248	76	37	−	21	18	30.6
住居侵入	2,072	905	360	4	261	280	43.7
不同意わいせつ	1,400	448	150	3	111	184	32.0
不同意性交等	653	185	64	−	62	59	28.3
贈収賄	95	10	3	−	2	5	10.5
殺人	255	76	37	−	15	24	29.8
傷害	5,770	2,266	781	1	621	863	39.3
暴行	4,491	1,729	482	−	439	808	38.5
脅迫	824	367	153	1	99	114	44.5
窃盗	30,373	16,152	7,356	19	4,848	3,929	53.2
強盗	620	234	117	−	80	37	37.7
詐欺	7,296	2,590	1,074	7	904	605	35.5
恐喝	448	178	87	−	57	34	39.7
横領	1,389	520	160	−	188	172	37.4
暴力行為等処罰法	559	320	168	−	60	92	57.2
その他	8,192	3,052	984	5	808	1,255	37.3
道交違反以外の特別法犯	36,274	13,417	5,274	104	3,607	4,432	37.0
公職選挙法	135	37	5	−	5	27	27.4
軽犯罪法	986	309	47	−	73	189	31.3
風営適正化法	615	216	35	−	48	133	35.1
銃刀法	845	384	140	−	87	157	45.4
売春防止法	182	52	8	−	17	27	28.6
児童福祉法	76	21	4	−	4	13	27.6
医薬品医療機器等法	102	17	4	−	6	7	16.7
大麻取締法	3,748	1,122	299	7	547	269	29.9
麻薬取締法	1,070	294	99	1	140	54	27.5
覚醒剤取締法	6,610	4,998	3,497	88	1,195	218	75.6
毒劇法	107	89	54	−	14	21	83.2
その他	21,798	5,878	1,082	8	1,471	3,317	27.0

注 1 検察統計年報による。
2 過失運転致死傷等又は道交違反により起訴された者、法人及び前科の有無が不詳の者を除く。
3 「有前科者」は、前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。
4 「有前科者率」は、起訴人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
5 複数の前科がある場合は、懲役・禁錮（実刑）、懲役・禁錮（一部執行猶予）、懲役・禁錮（全部執行猶予）、罰金の順序により、最初に該当する刑名をその者の前科として計上している。
6 「実刑」には「一部執行猶予」を含まない。
7 「横領」は、遺失物等横領を含む。

5-2-2表は、令和５年に起訴された者のうち、犯行時に全部執行猶予中、一部執行猶予中、仮釈放中又は保釈中であった者の人員を起訴罪名別に見たものである。全部執行猶予中の犯行により起訴された者の人員は、5,647人（前年比394人増）であり、保釈中の犯行により起訴された者の人員は、145人（同17人増）であった（CD-ROM 参照）。

5-2-2表　起訴人員中の犯行時の身上別人員（罪名別）

（令和５年）

罪名	犯行時の身上								
	全部執行猶予中		保護観察中	一部執行猶予中		保護観察中	仮釈放中		保釈中
総数	5,647	(13.3)	751	404	(1.0)	394	545	(1.3)	145
刑法犯	4,193	(14.4)	560	127	(0.4)	120	389	(1.3)	96
放火	10	(13.2)	1	–		–	–		–
住居侵入	119	(13.1)	17	5	(0.6)	5	10	(1.1)	2
不同意わいせつ	39	(8.7)	14	4	(0.9)	3	5	(1.1)	1
不同意性交等	22	(11.9)	2	4	(2.2)	4	2	(1.1)	–
贈収賄	–		–	–		–	–		–
殺人	5	(6.6)	–	–		–	1	(1.3)	–
傷害	207	(9.1)	25	10	(0.4)	10	10	(0.4)	3
暴行	112	(6.5)	16	2	(0.1)	2	7	(0.4)	3
脅迫	35	(9.5)	5	4	(1.1)	4	3	(0.8)	1
窃盗	2,748	(17.0)	372	68	(0.4)	64	288	(1.8)	64
強盗	42	(17.9)	4	2	(0.9)	2	5	(2.1)	1
詐欺	419	(16.2)	49	10	(0.4)	10	33	(1.3)	5
恐喝	37	(20.8)	3	1	(0.6)	1	5	(2.8)	–
横領	78	(15.0)	8	2	(0.4)	1	4	(0.8)	–
暴力行為等処罰法	35	(10.9)	4	1	(0.3)	1	–		1
その他	285	(9.3)	40	14	(0.5)	13	16	(0.5)	15
道交違反以外の特別法犯	1,454	(10.8)	191	277	(2.1)	274	156	(1.2)	49
公職選挙法	–		–	–		–	–		–
軽犯罪法	16	(5.2)	4	2	(0.6)	1	–		–
風営適正化法	18	(8.3)	1	–		–	1	(0.5)	–
銃刀法	20	(5.2)	5	2	(0.5)	2	1	(0.3)	–
売春防止法	3	(5.8)	–	–		–	1	(1.9)	1
児童福祉法	3	(14.3)	1	–		–	–		–
医薬品医療機器等法	1	(5.9)	–	–		–	–		–
大麻取締法	242	(21.6)	19	16	(1.4)	16	10	(0.9)	5
麻薬取締法	99	(33.7)	12	2	(0.7)	2	3	(1.0)	2
覚醒剤取締法	591	(11.8)	79	243	(4.9)	241	121	(2.4)	32
毒劇法	8	(9.0)	1	2	(2.2)	2	–		–
その他	453	(7.7)	69	10	(0.2)	10	19	(0.3)	9

注　1　検察統計年報による。
　　2　過失運転致死傷等又は道交違反により起訴された者及び法人を除く。
　　3　「横領」は、遺失物等横領を含む。
　　4　（　）内は、犯行時に全部若しくは一部執行猶予中又は仮釈放中であった者の人員の、有前科者（前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。）の人員に対する比率である。

2 全部及び一部執行猶予の取消し

5-2-3表は、全部執行猶予を言い渡された者について、保護観察の有無別の人員及び取消事由別の取消人員等の推移（最近10年間）を見たものである。再犯により禁錮以上の実刑に処せられたことを理由に全部執行猶予を取り消された者は、平成５年以降毎年増加していたところ、19年から減少に転じ、令和５年は2,773人（前年比27人減）であったが、全部執行猶予取消人員の93.9％を占めている（CD-ROM 参照）。同年における再犯を事由とする全部執行猶予取消人員の全部執行猶予言渡人員に対する比率は、10.1％であった（なお、取消人員は、当該年に全部執行猶予を取り消された者であり、当該年よりも前に全部執行猶予の言渡しを受けた者も含まれる。このため、厳密には取消人員の言渡人員に対する比率は、実際の全部執行猶予の取消しの比率を意味しないが、そのおおよその傾向を見ることができる。）。

5-2-3表 全部執行猶予の言渡人員（保護観察の有無別）・取消人員（取消事由別）の推移

（平成26年～令和５年）

年次	全部執行猶予の言渡人員 (A)	保護観察付 (B)	単純執行猶予 (C)	全部執行猶予の取消人員 (D)	取消事由 再犯 保護観察中 (E)	取消事由 再犯 その他 (F)	取消事由 余罪	取消事由 遵守事項違反	取消事由 その他	D/A (%)	E/B (%)	F/C (%)
26年	33,208	3,337	29,871	4,559	713	3,600	158	82	6	13.7	21.4	12.1
27	34,692	3,462	31,230	4,478	763	3,490	163	52	10	12.9	22.0	11.2
28	33,975	3,023	30,952	4,346	696	3,397	162	73	18	12.8	23.0	11.0
29	32,266	2,591	29,675	4,135	689	3,222	155	59	10	12.8	26.6	10.9
30	31,937	2,484	29,453	3,957	600	3,160	127	63	7	12.4	24.2	10.7
元	31,068	2,244	28,824	3,695	541	2,950	117	73	14	11.9	24.1	10.2
2	29,858	2,086	27,772	3,458	494	2,768	121	68	7	11.6	23.7	10.0
3	29,531	1,967	27,564	3,357	451	2,731	117	49	9	11.4	22.9	9.9
4	26,650	1,661	24,989	2,949	436	2,364	99	45	5	11.1	26.2	9.5
5	27,451	1,677	25,774	2,952	372	2,401	122	52	5	10.8	22.2	9.3

注 1 検察統計年報による。
2 懲役、禁錮及び罰金の全部執行猶予に関するものである。
3 「全部執行猶予の言渡人員」は、裁判が確定したときの人員であり、控訴審又は上告審におけるものを含む。
4 「単純執行猶予」は、全部執行猶予のうち、保護観察の付かないものをいう。
5 「保護観察」は、売春防止法17条１項の規定による補導処分を含む。
6 「取消事由」の「再犯」は刑法26条１号に、「余罪」は同条２号に、「遵守事項違反」は同法26条の２第２号に、「その他」は同法26条３号、26条の２第１号若しくは第３号又は26条の３のいずれかに、それぞれ該当する事由である。
7 「全部執行猶予の取消人員」は、同一人について一つの裁判で２個以上の刑の全部執行猶予の言渡しが同時に取り消された場合も１人として計上している。
8 「取消事由」の「再犯」の「その他」は、単純執行猶予中の者のほか、仮解除中の者等を含む。

一部執行猶予を言い渡された者のうち、令和５年に同猶予を取り消された者は、281人（前年比77人減）であった。このうち、再犯により禁錮以上の実刑に処せられたことを理由に同猶予を取り消された者は、198人（同91人減。うち保護観察中の者は190人（同85人減））、余罪により禁錮以上の実刑に処せられたことを理由に同猶予を取り消された者は、９人（同７人増）であった（検察統計年報による。）。

第3章　矯正

1 再入者

5-3-1図は、入所受刑者人員のうち、再入者の人員及び**再入者率**（入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率をいう。以下同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。再入者の人員は、平成11年から毎年増加した後、18年をピークにその後は減少傾向にあり、令和５年は7,748人（前年比5.3％減）であった。再入者率は、平成16年から28年まで毎年上昇し続けた後、低下傾向にあり、令和５年は55.0％（同1.6pt 低下）であった（CD-ROM 参照）。

女性について見ると、再入者の人員は、平成11年以降増加傾向にあったが、26年（996人）をピークにその後は一貫して減少し、令和５年は714人（前年比4.5％減）であった（CD-ROM 参照）。同年における再入者率は、48.0％（同0.1pt 低下）であり、男性と比べると低い（罪名別・男女別の再入者人員については、CD-ROM 資料5-1参照）。

5-3-1図　入所受刑者人員中の再入者人員・再入者率の推移（総数・女性）

（平成16年～令和５年）

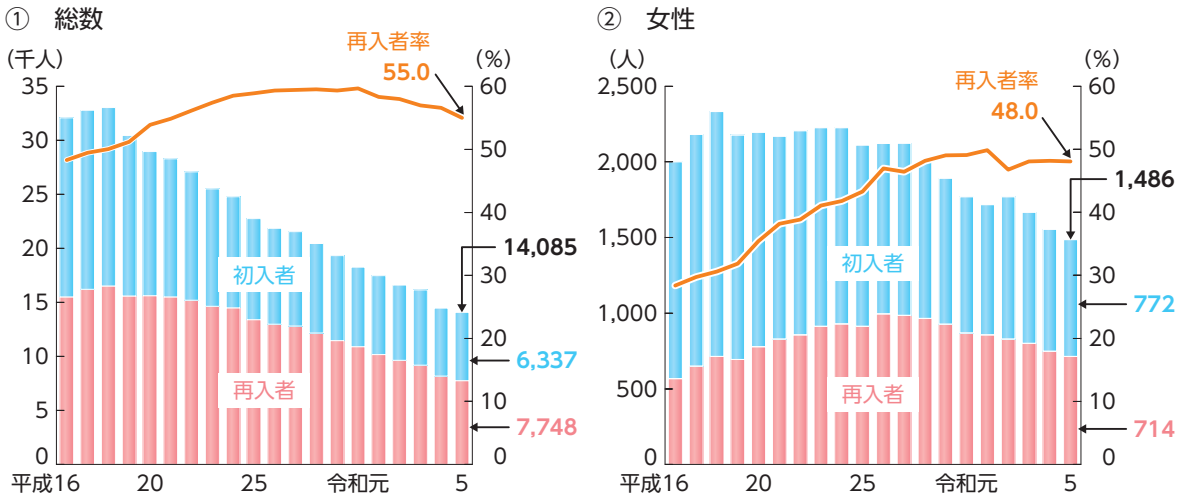

注　矯正統計年報による。

5-3-2図は、令和５年における入所受刑者の入所度数別構成比を総数・男女別に見たものである（罪名別・入所度数別の入所受刑者の人員については、CD-ROM 資料5-2参照）。

5-3-2図　入所受刑者の入所度数別構成比（総数・男女別）

（令和５年）

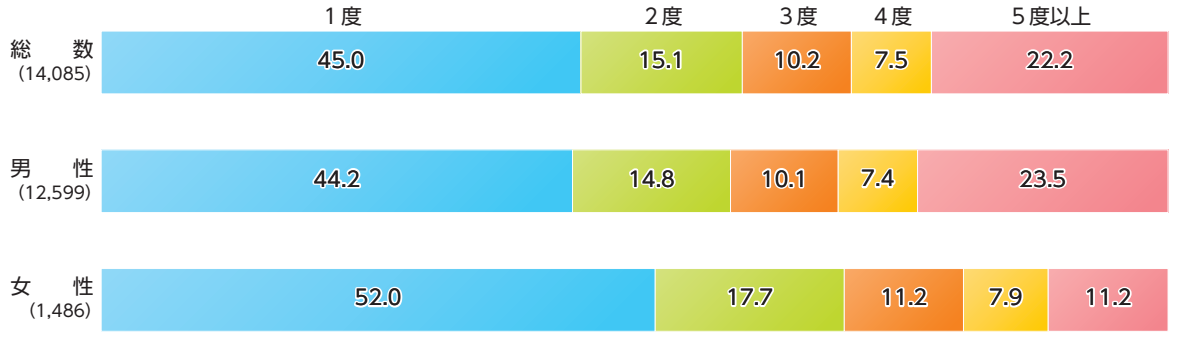

注　1　矯正統計年報による。
　　2　（　）内は、実人員である。

5-3-3図は、令和５年における入所受刑者の保護処分歴別構成比を初入者・再入者別に見るとともに、これを年齢層別に見たものである。

5-3-3図 入所受刑者の保護処分歴別構成比（初入者・再入者別、年齢層別）

（令和５年）

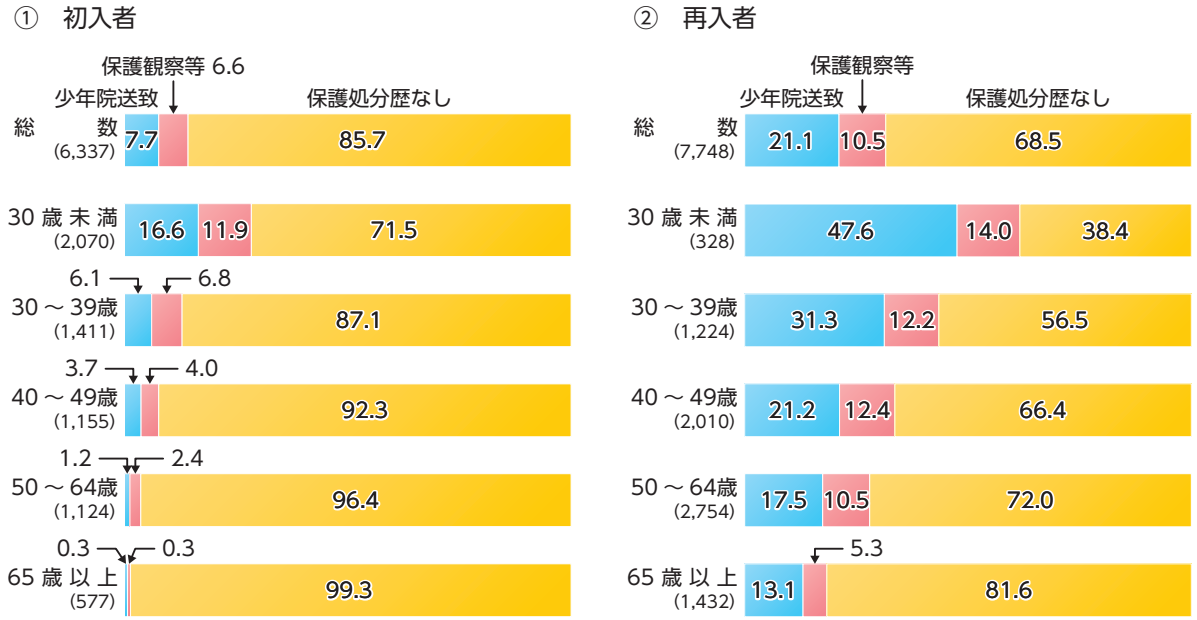

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 入所時の年齢による。
3 「保護観察等」は、保護観察及び児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
4 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者は「保護観察等」に計上している。
5 （ ）内は、実人員である。

5-3-4図は、令和５年における入所受刑者の就労状況別構成比を男女別に見るとともに、これを初入者・再入者別に見たものである。

5-3-4図 入所受刑者の就労状況別構成比（男女別、初入者・再入者別）

（令和５年）

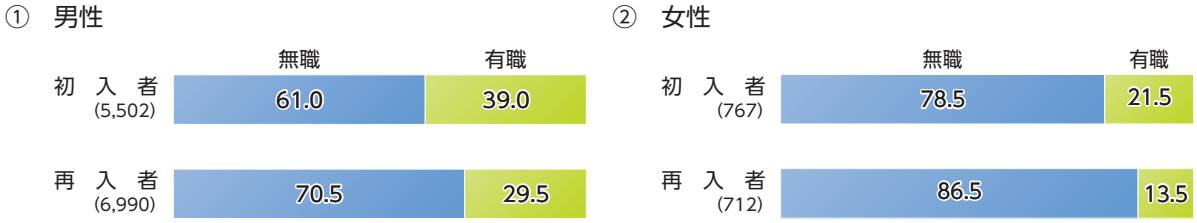

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 犯行時の就労状況による。
3 「無職」は、定収入のある無職者を含む。
4 学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。
5 （ ）内は、実人員である。

5-3-5図は、令和５年における入所受刑者の居住状況別構成比を男女別に見るとともに、これを初入者・再入者別に見たものである。

5-3-5図　入所受刑者の居住状況別構成比（男女別、初入者・再入者別）

（令和５年）

注　1　法務省大臣官房司法法制部の資料による。
　　2　犯行時の居住状況による。
　　3　来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。
　　4　（　）内は、実人員である。

2　出所受刑者の再入所状況

この項では、出所受刑者（平成27年以前は、満期釈放又は仮釈放により刑事施設を出所した者に限り、28年以降は、満期釈放若しくは一部執行猶予の実刑部分の刑期終了又は仮釈放により刑事施設を出所した者に限る。以下この節において同じ。）の再入所状況について概観する。ここで、出所受刑者の**再入率**とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所後の犯罪により、受刑のため刑事施設に再入所した者の人員の比率をいう（以下同じ。）。また、**２年以内再入率**とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所年を１年目として、２年目、すなわち翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう（以下同じ。）。５年以内及び10年以内の各再入率も、同様に、各年の出所受刑者人員のうち、出所年を１年目として、それぞれ５年目及び10年目の各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう（以下同じ。）。なお、同一の出所受刑者について、出所後、複数回の刑事施設への再入所がある場合には、その最初の再入所を計上している。

5-3-6図は、令和元年及び平成26年の各出所受刑者について、５年以内又は10年以内の再入率を出所事由別（満期釈放等又は仮釈放の別をいう。以下この節において同じ。）に見たものである。いずれの出所年の出所受刑者においても、満期釈放者等（満期釈放等により刑事施設を出所した者をいう。以下この節において同じ。）は、仮釈放者よりも再入率が高い。また、令和元年の出所受刑者について見ると、総数の２年以内再入率は15.7％、５年以内再入率は34.1％と、３割を超える者が５年以内に再入所し、そのうち約半数の者が２年以内に再入所している。平成26年の出所受刑者について見ると、10年以内再入率は、満期釈放者では54.5％、仮釈放者では37.6％であるが、そのうち５年以内に再入所した者が、10年以内に再入所した者のそれぞれ約９割、約８割を占めている。

5-3-6図 出所受刑者の出所事由別再入率

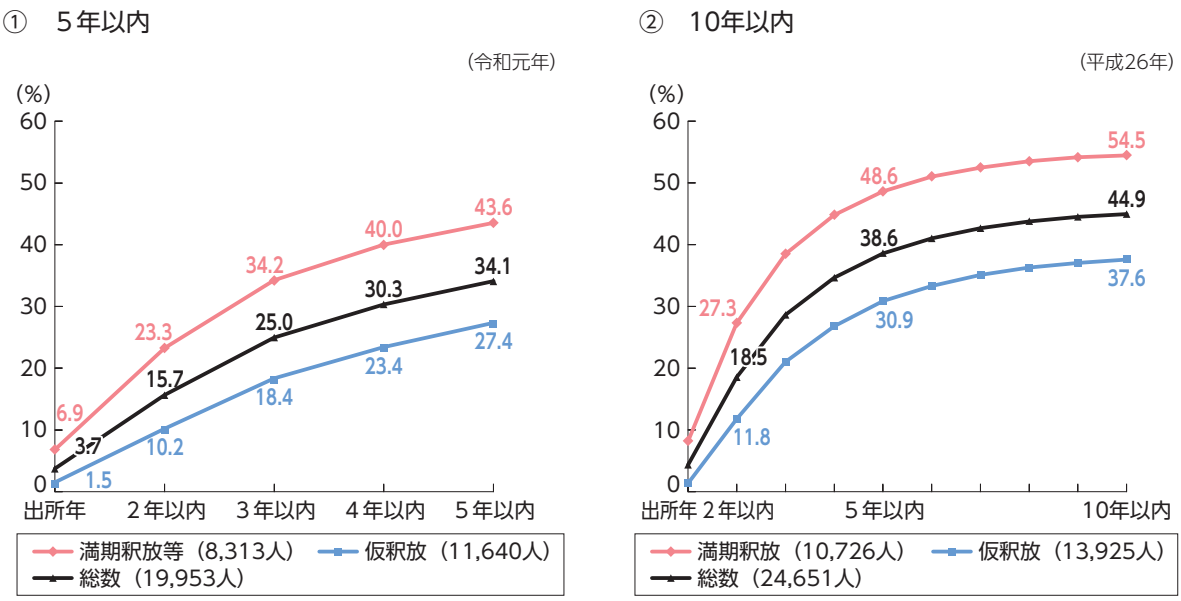

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
3 「再入率」は、①では令和元年の、②では平成26年の、各出所受刑者の人員に占める、それぞれ当該出所年から令和５年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

5-3-7図は、令和元年及び平成26年の各出所受刑者について、５年以内又は10年以内の再入率を入所度数別に見たものである。入所度数が多いほど再入率は高く、特に入所度数が１度の者（初入者）と２度の者の差が顕著である。

5-3-7図 出所受刑者の入所度数別再入率

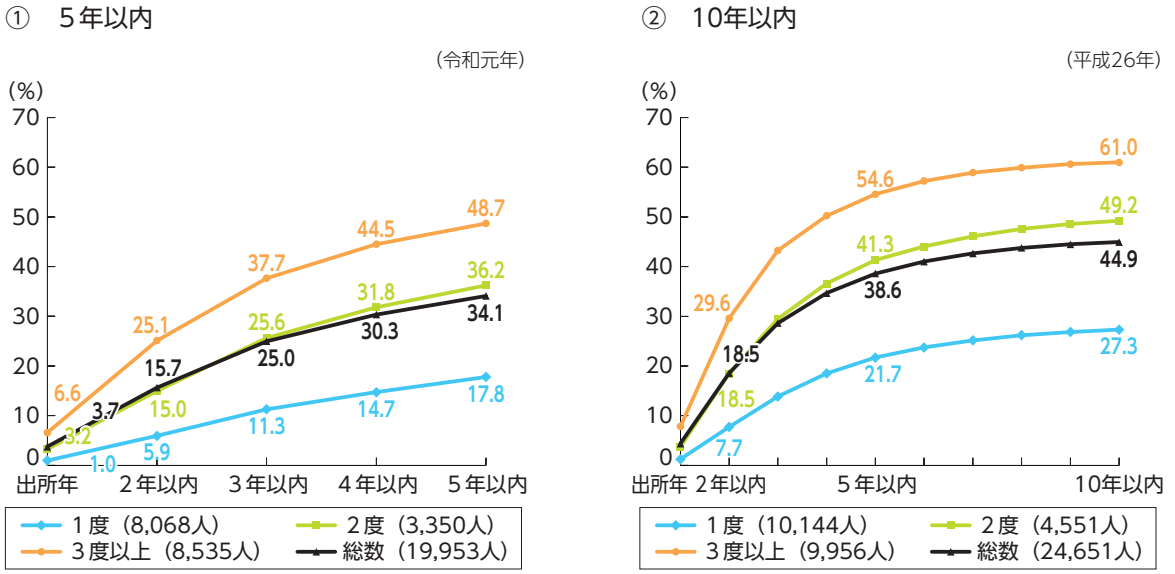

注 5-3-6図の脚注に同じ。

5-3-8図は、令和元年の出所受刑者について、出所事由別の５年以内再入率を罪名別に見たものである。満期釈放者等、仮釈放者共に、窃盗、覚醒剤取締法違反、傷害・暴行、詐欺、強盗、不同意性交等・不同意わいせつの順に５年以内再入率が高い。

5-3-8図 出所受刑者の出所事由別５年以内再入率（罪名別）

（令和元年）

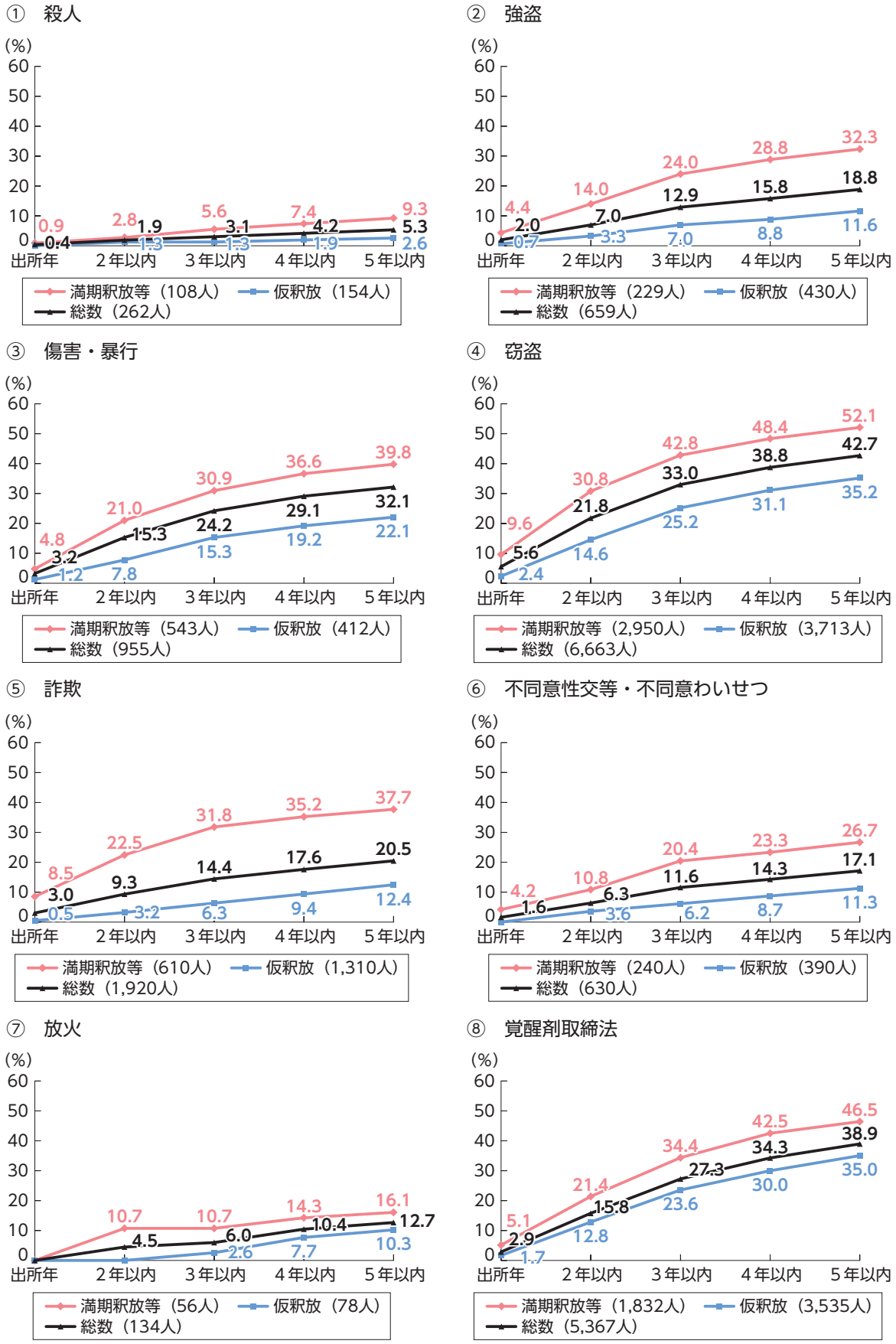

注　1　5-3-6図の脚注１及び２に同じ。
　　2　「再入率」は、令和元年の出所受刑者の人員に占める、同年から５年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。
　　3　殺人及び不同意性交等・不同意わいせつについては、令和元年に仮釈放により出所した者のうち、同年末までに再入所した者はいなかった。また、放火については、元年に満期釈放等により出所した者のうち、同年末までに再入所した者はおらず、同年に仮釈放により出所した者のうち、２年末までに再入所した者はいなかった。

3 出所受刑者の再入率の推移

5-3-9図①は、平成15年から令和４年の各年の出所受刑者について、２年以内再入率の推移を出所事由別に見たものである。総数の２年以内再入率は、平成11年に23.4％を記録した後、低下傾向にあり、令和元年に15.7％と初めて16％を下回り、４年は13.0％（前年比1.2pt 低下）であった。満期釈放者等も、平成11年に33.9％を記録した後、低下傾向にあり、20年以降は30％を下回り、令和４年は20.2％（同1.4pt 低下）であった。仮釈放者の２年以内再入率は、平成23年以降わずかながら上昇し、25年から28年までは11％台で推移していたが、29年から低下し続け、令和４年は8.6％（同0.8pt 低下）であった。４年の出所受刑者の２年以内再入率を、平成15年の出所受刑者と比べると、総数では7.8pt、満期釈放者等では11.4pt、仮釈放者では3.7pt、いずれも低下している。なお、令和４年の出所受刑者のうち一部執行猶予受刑者は1,188人であり、そのうち２年以内再入者は82人であった（CD-ROM 参照）。

5-3-9図②は、平成12年から令和元年の各年の出所受刑者について、５年以内再入率の推移を出所事由別に見たものである。元年の出所受刑者の５年以内再入率は、平成12年の出所受刑者と比べ、総数では11.8pt、満期釈放者等では15.0pt、仮釈放者では8.6pt、いずれも低下している。

5-3-9図 出所受刑者の出所事由別再入率の推移

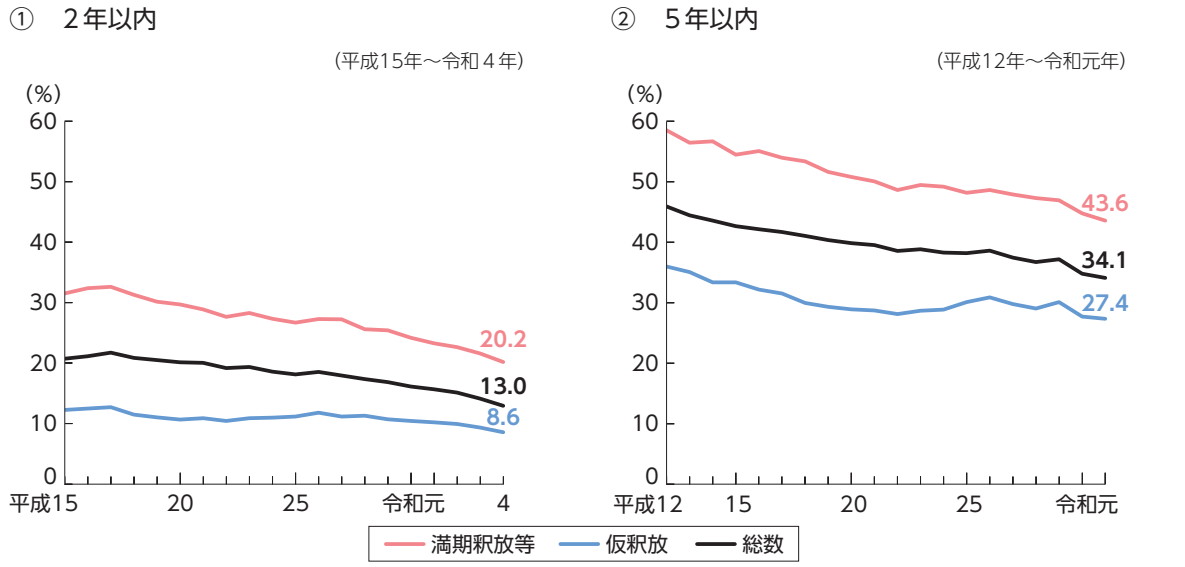

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
3 「再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年を１年目として、①では２年目（翌年）の、②では５年目の、それぞれ年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

5-3-10図は、平成15年から令和４年の各年の出所受刑者について、２年以内再入率の推移を男女別、年齢層別及び罪名別に見たものである。

男性の２年以内再入率は、女性と比べて一貫して高いものの、平成15年以降緩やかに低下しており、令和４年は13.2％と、平成15年と比べて8.1pt 低下している。一方、女性の２年以内再入率は、21年に15年以降で最も高い14.4％を記録したものの、令和４年は10.8％と、平成21年に次いで高かった28年（14.2％）と比べて3.4pt 低下しており、出所年によって変動がある。

年齢層別の２年以内再入率は、30歳未満が一貫して最も低い。50～64歳及び65歳以上は、30歳未満及び30～49歳と比べると一貫して高いものの、65歳以上は、出所年によって変動が大きく、令和４年は18.3％と、前年と比べて1.4pt、平成15年と比べて11.1pt、それぞれ低下している（なお、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～64歳の各年齢層の２年以内再入率の推移については、CD-ROM 参照）。

罪名別の２年以内再入率は、平成15年以降、窃盗が他の罪名と比べて一貫して最も高いものの、低

下傾向にあり、令和４年は19.4％と、平成15年と比べて10.5pt 低下している。覚醒剤取締法違反は、27年まで20％前後で推移していたが、以降は低下傾向を示し、令和４年は10.6％と、前年と比べて2.2pt、平成15年と比べて8.7pt、それぞれ低下している。傷害・暴行は、出所年によって変動が大きく、令和４年は11.5％と、平成15年と比べて7.8pt 低下している。詐欺は、出所年によって変動があるものの、おおむね低下傾向にあり、令和４年は7.0％と、平成15年と比べて19.1pt 低下している。

5-3-10図　出所受刑者の２年以内再入率の推移（男女別、年齢層別、罪名別）

（平成15年～令和４年）

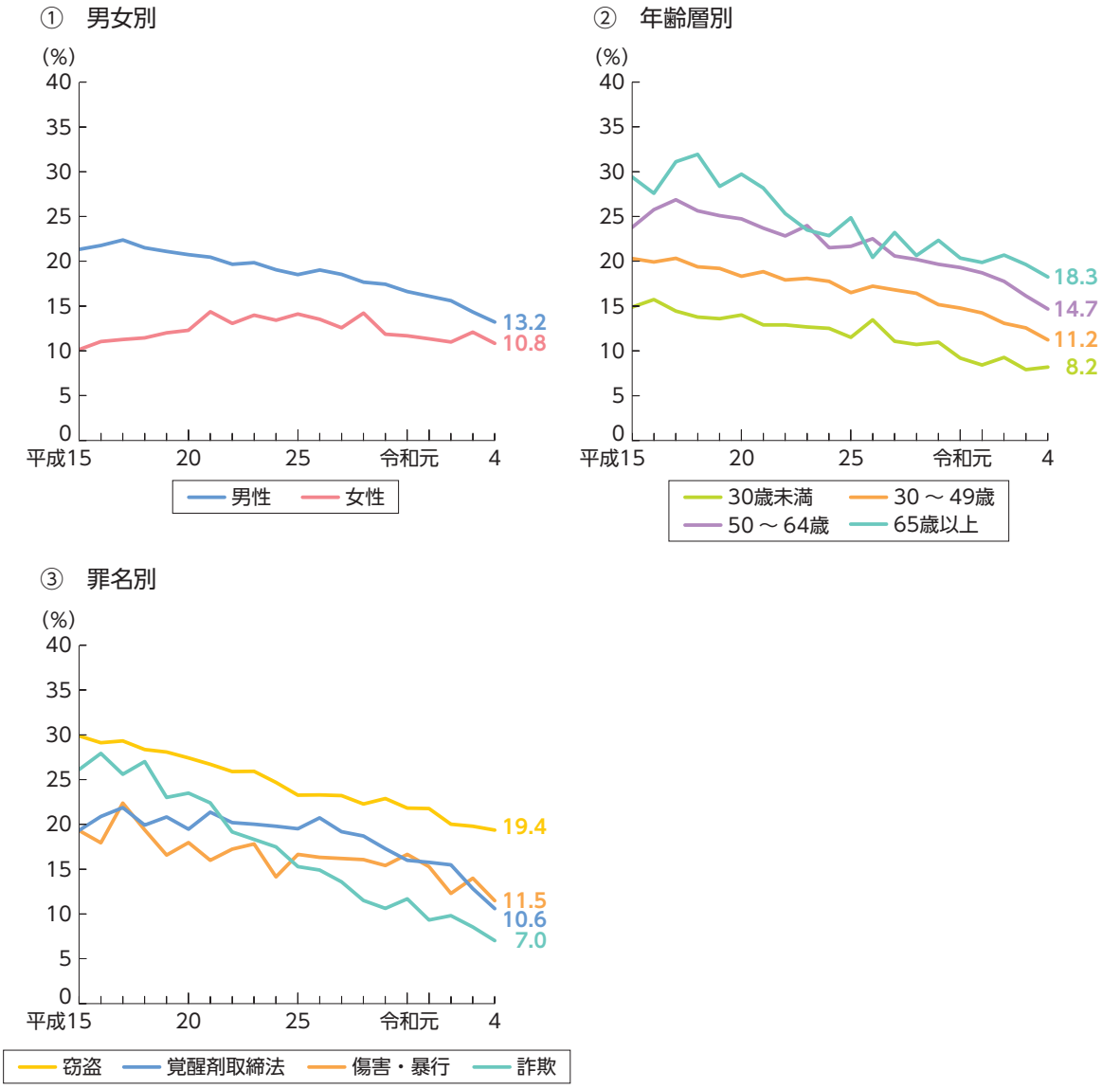

注　1　5-3-9図の脚注１及び２に同じ。
　　2　「２年以内再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年の翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。
　　3　②の「年齢層」は、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時の年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。

4 再入者の再犯期間

5-3-11図は、令和５年の入所受刑者のうち、再入者の**再犯期間**（前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。）別の構成比を見たものである。再入者のうち、前刑出所日から２年未満で再犯に至った者が５割以上を占めている。出所から１年未満で再犯に至った者は33.5％であり、３月未満というごく短期間で再犯に至った者も9.1％いる。また、再入者のうち、前回の刑において一部執行猶予者で仮釈放となった者は294人、実刑部分の刑期終了により出所した者は94人であり、そのうち出所から１年未満で再犯に至った者は、それぞれ66人（22.4％）、30人（31.9％）であった（矯正統計年報による。）。

なお、再入者の再犯期間別人員（前刑罪名別）については、CD-ROM 資料5-3参照。

5-3-11図 再入者の再犯期間別構成比

（令和５年）

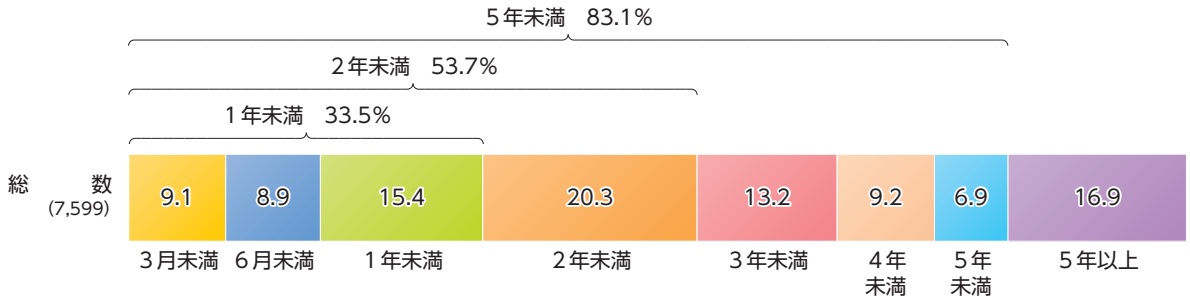

注 1 矯正統計年報による。
2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
3 「再犯期間」は、前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。
4 （ ）内は、実人員である。

第4章　保護観察

1　保護観察開始人員中の有前科者

平成16年から令和５年までの間に保護観察を開始した仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、有前科者（今回の保護観察に係る処分を除き、保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。以下この項において同じ。）と前科のない者の別に、保護観察開始人員の推移を見るとともに、有前科者率（保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。）の推移を見ると、5-4-1図のとおりである。

5-4-1図　保護観察開始人員（前科の有無別）・有前科者率の推移

（平成16年～令和５年）

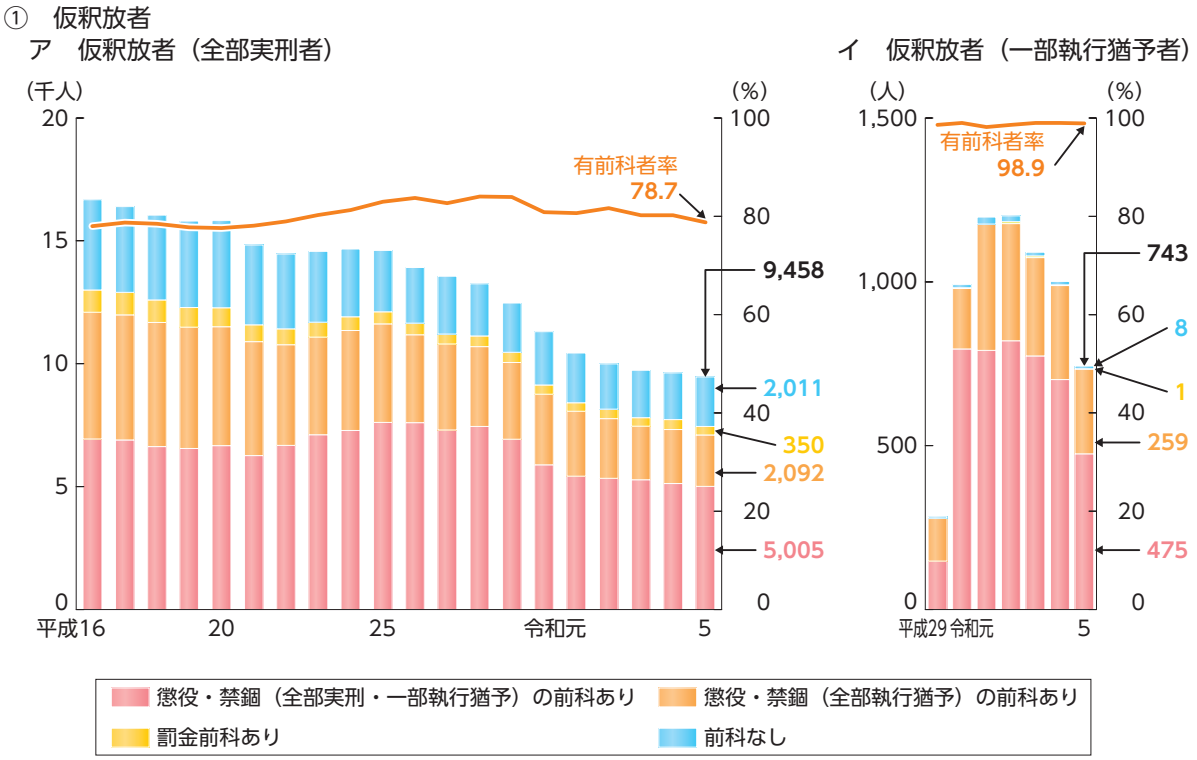

② 保護観察付全部・一部執行猶予者

ア 保護観察付全部執行猶予者　　イ 保護観察付一部執行猶予者

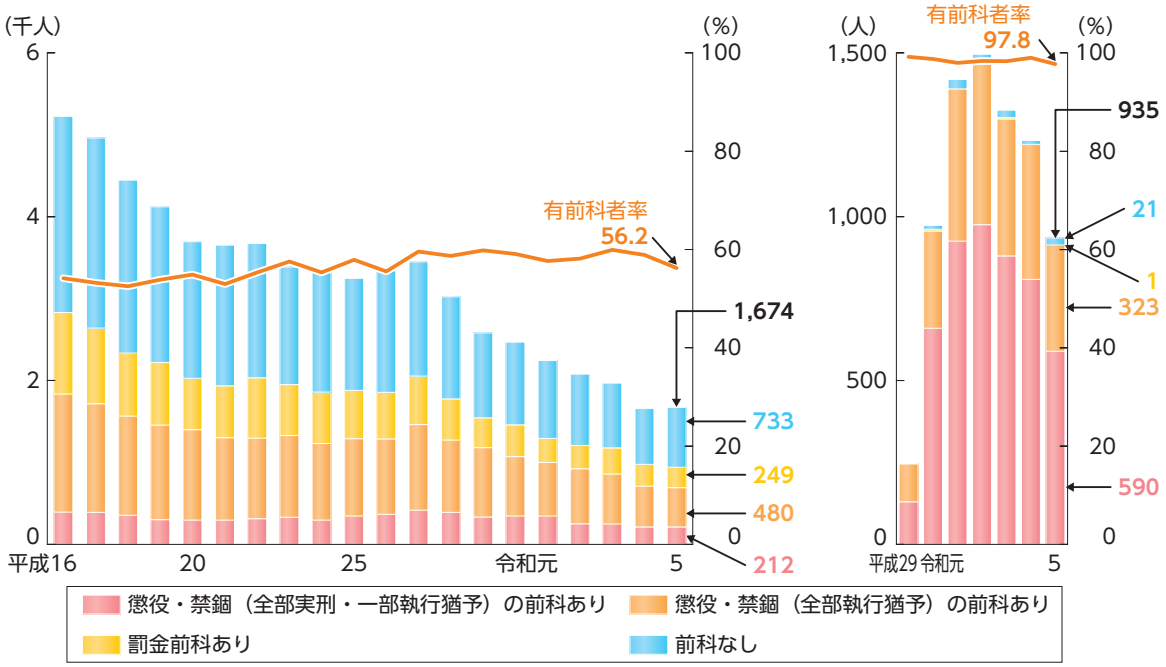

注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 「有前科者」は、今回の保護観察に係る処分を除き、保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。
3 「有前科者率」は、保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
4 前科の有無が不詳の者を除く。
5 複数の前科を有する場合、懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科あり」に、懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科がなく、かつ懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科あり」に、罰金の前科のみがある者は「罰金前科あり」に、それぞれ計上している。
6 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年はいなかった。

2 保護観察対象者の再処分等の状況

平成16年から令和５年までの間に保護観察が終了した仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者について、①**再処分率**（保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の占める比率をいう。）、②**取消率**（再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は保護観察付全部執行猶予を取り消された者の占める比率をいう。）及び③**取消・再処分率**（取消又は再処分のいずれかに該当する者（双方に該当する場合は１人として計上される。）の占める比率をいう。）の推移を見ると、**5-4-2図**のとおりである。

取消率は、仮釈放者（全部実刑者）、保護観察付全部執行猶予者共に、平成15年以降低下傾向にある（CD-ROM 参照）。仮釈放者（全部実刑者）の取消率は、20年に4.5％に低下した後、３～４％台で推移しており、令和５年は3.8％であった。保護観察付全部執行猶予者の取消率は、平成30年に20.5％に低下した後、21％台で推移していたが、令和５年は22.5％であった。なお、仮釈放者の再処分率が極めて低いのは、仮釈放者が再犯に及んで刑事裁判を受けることになった場合であっても、仮釈放期間中には刑事裁判が確定しないことが多いことなどが関係していると考えられる。

令和５年に保護観察が終了した仮釈放者（一部執行猶予者）の取消率は2.9％であり、保護観察付一部執行猶予者の取消率は20.7％であった（CD-ROM 参照）。

5-4-2図　保護観察終了者の再処分率・取消率等の推移

（平成16年～令和５年）

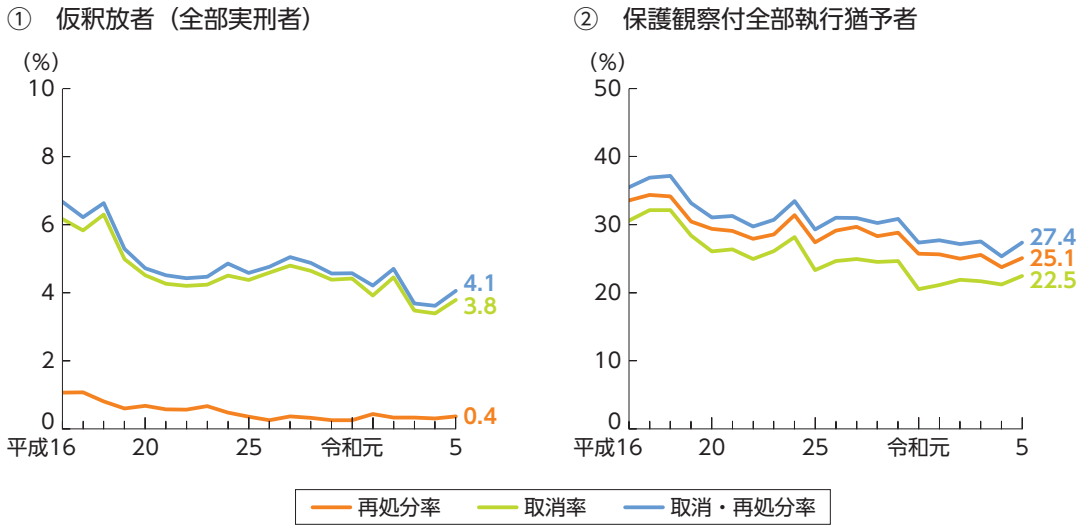

注　1　保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2　「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員の占める比率をいう。
3　「取消率」は、保護観察終了人員のうち、再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は保護観察付全部執行猶予を取り消された者の人員の占める比率をいう。
4　「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放若しくは保護観察付全部執行猶予を取り消された者、又は保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員（双方に該当する場合は１人として計上される。）の占める比率をいう。

仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者の取消・再処分率の推移を、男女別・年齢層別・罪名別・就労状況別に見ると、5-4-3図のとおりである（仮釈放者（一部執行猶予者）及び保護観察付一部執行猶予者についてはCD-ROM参照）。

仮釈放者（全部実刑者）を男女別に見ると、おおむね男性の方が高く、令和５年は男性が4.1％、女性が4.0％であった。年齢層別に見ると、近年いずれも同程度の水準で推移していたが、４年に30歳未満が平成10年以降で初めて３％を下回り、令和５年は2.8％であった。また、罪名別に見ると、窃盗は、近年７％前後で推移していたが、３年に６％を下回り、５年は5.7％であった。覚醒剤取締法違反は、近年４％前後で推移しており、５年は4.3％であった。

保護観察付全部執行猶予者は、男女別に見ると、近年おおむね同程度の水準で推移しており、令和５年は男性が27.5％、女性が26.7％であった（保護観察付一部執行猶予者について見ると、５年は男性が25.3％、女性が18.5％であった（CD-ROM参照）。）。年齢層別に見ると、30歳未満の取消・再処分率が一貫して高い。

5-4-3図 保護観察終了者の取消・再処分率の推移（男女別、年齢層別、罪名別、就労状況別）

（平成16年～令和５年）

① 仮釈放者（全部実刑者）

ア 男女別

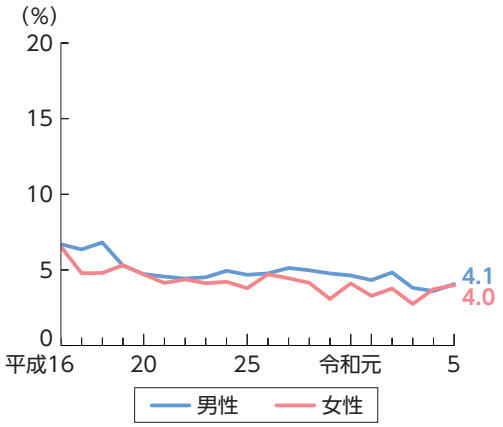

イ 年齢層別

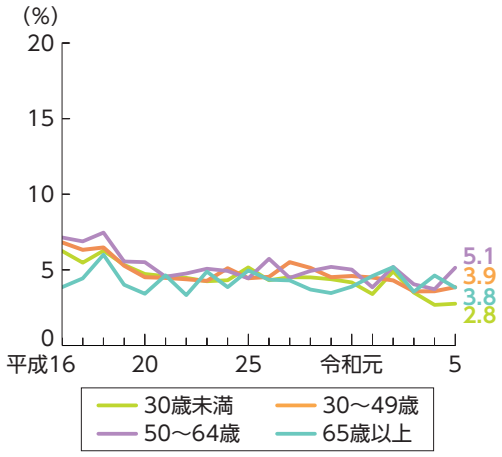

ウ 罪名別

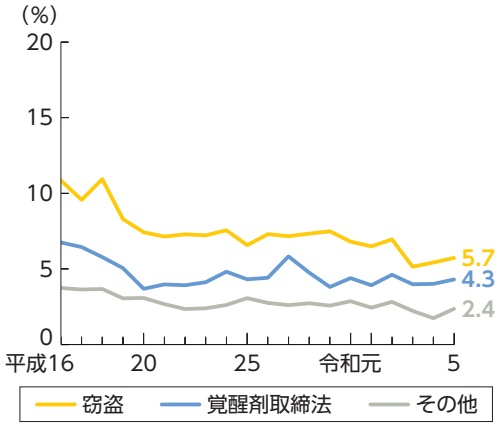

エ 就労状況別

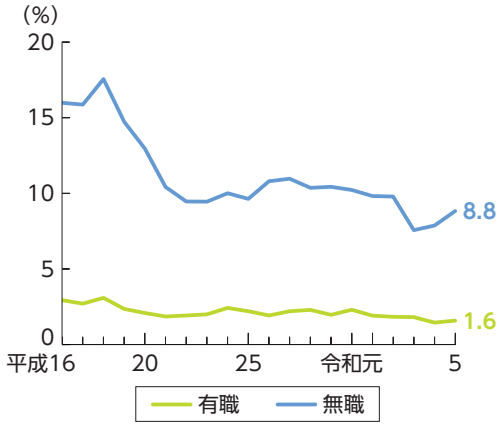

② 保護観察付全部執行猶予者

ア 男女別

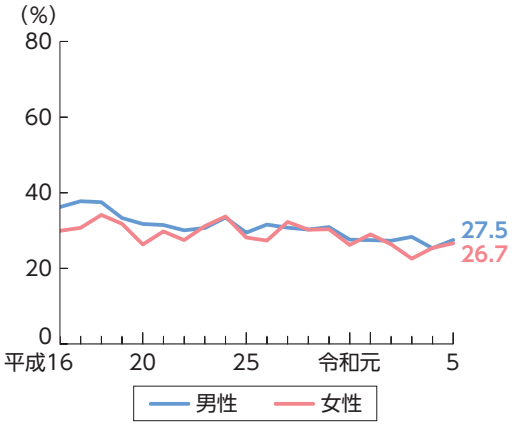

イ 年齢層別

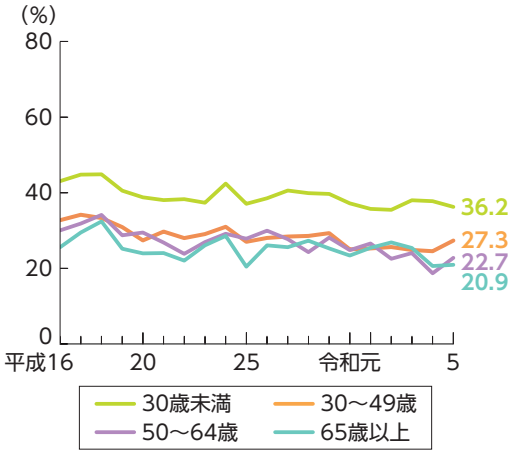

ウ 罪名別

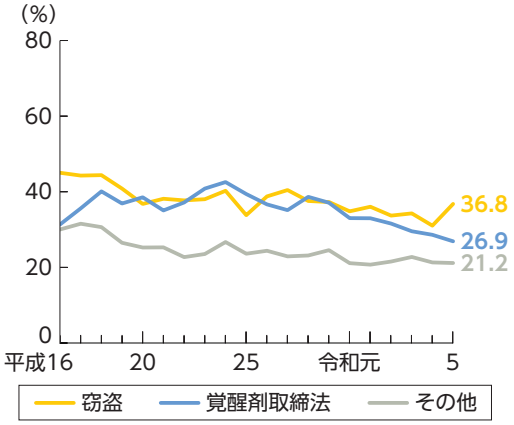

エ 就労状況別

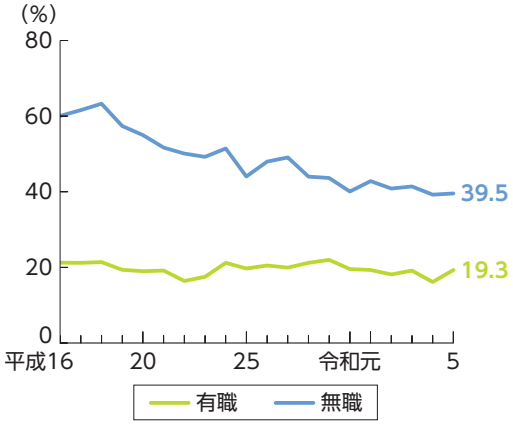

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放若しくは保護観察付全部執行猶予を取り消された者、又は保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員（双方に該当する場合は１人として計上される。）の占める比率をいう。
3 イの「年齢層」は、保護観察終了時の年齢による。
4 エの「就労状況」は、保護観察終了時の就労状況により、就労状況が不詳の者を除く。「無職」は、学生・生徒、家事従事者及び定収入のある無職者を除く。

5-4-4表は、平成26年から令和５年に保護観察が開始された仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、保護観察が開始された年ごとに、保護観察が開始された日から５年以内に再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者の人員を見たものである。平成26年から30年の各年に保護観察が開始された仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者について見ると、各年とも、保護観察が開始された日から５年以内に仮釈放又は刑の全部執行猶予の言渡しを取り消された者の比率は、それぞれ４％台、24～25％台であった。

5-4-4表 仮釈放・保護観察付全部・一部執行猶予の取消状況

（平成26年～令和５年）

① 仮釈放者

ア 仮釈放者（全部実刑者）

年次	保護観察開始人員(A)	仮釈放を取り消された者の人員											B/A(%)
		26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	計(B)	
26年	13,925	402	189	23	7	4	1	…	…	…	…	626	4.5
27	13,570	…	445	176	11	6	–	2	…	…	…	640	4.7
28	13,260	…	…	416	172	12	3	1	–	…	…	604	4.6
29	12,477	…	…	…	364	148	13	5	3	1	…	534	4.3
30	11,307	…	…	…	…	341	136	11	1	–	–	489	4.3
元	10,442	…	…	…	…	…	267	152	10	2	3	[434]	[4.2]
2	9,994	…	…	…	…	…	…	281	116	9	2	[408]	[4.1]
3	9,740	…	…	…	…	…	…	…	211	97	11	[319]	[3.3]
4	9,635	…	…	…	…	…	…	…	…	223	103	[326]	[3.4]
5	9,468	…	…	…	…	…	…	…	…	…	241	[241]	[2.5]

イ 仮釈放者（一部執行猶予者）

年次	保護観察開始人員(A)	仮釈放を取り消された者の人員											B/A(%)
		26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	計(B)	
28年	–	…	…	–	–	–	–	–	–	…	…	–	…
29	283	…	…	…	3	1	–	–	–	–	…	4	1.4
30	992	…	…	…	…	20	9	–	–	1	–	30	3.0
元	1,198	…	…	…	…	…	16	9	–	–	2	[27]	[2.3]
2	1,201	…	…	…	…	…	…	29	8	1	–	[38]	[3.2]
3	1,090	…	…	…	…	…	…	…	20	8	–	[28]	[2.6]
4	1,001	…	…	…	…	…	…	…	…	13	6	[19]	[1.9]
5	743	…	…	…	…	…	…	…	…	…	16	[16]	[2.2]

② 保護観察付全部・一部執行猶予者

ア 保護観察付全部執行猶予者

年次	保護観察開始人員(A)	全部執行猶予を取り消された者の人員											B/A(%)
		26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	計(B)	
26年	3,348	103	320	200	148	37	13	…	…	…	…	821	24.5
27	3,460	…	112	331	232	130	53	14	…	…	…	872	25.2
28	3,034	…	…	106	303	198	116	51	5	…	…	779	25.7
29	2,595	…	…	…	70	236	159	115	46	15	…	641	24.7
30	2,481	…	…	…	…	66	232	170	110	46	14	638	25.7
元	2,248	…	…	…	…	…	69	181	141	84	34	[509]	[22.6]
2	2,088	…	…	…	…	…	…	48	172	153	68	[441]	[21.1]
3	1,976	…	…	…	…	…	…	…	51	161	140	[352]	[17.8]
4	1,660	…	…	…	…	…	…	…	…	33	153	[186]	[11.2]
5	1,682	…	…	…	…	…	…	…	…	…	47	[47]	[2.8]

イ 保護観察付一部執行猶予者

年次	保護観察開始人員(A)	一部執行猶予を取り消された者の人員											B/A(%)
		26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	計(B)	
28年	–	…	…	–	–	–	–	–	–	…	…	–	…
29	248	…	…	…	–	34	25	–	–	–	…	59	23.8
30	974	…	…	…	…	24	141	113	9	–	–	287	29.5
元	1,419	…	…	…	…	…	46	163	148	12	1	[370]	[26.1]
2	1,496	…	…	…	…	…	…	45	186	136	7	[374]	[25.0]
3	1,325	…	…	…	…	…	…	…	46	157	123	[326]	[24.6]
4	1,233	…	…	…	…	…	…	…	…	32	112	[144]	[11.7]
5	935	…	…	…	…	…	…	…	…	…	17	[17]	[1.8]

注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 保護観察が開始された日から５年以内に、仮釈放、保護観察付全部執行猶予又は保護観察付一部執行猶予を取り消された者（仮釈放者については、刑法29条２項の規定により、仮釈放中に一部執行猶予の言渡しを取り消され、仮釈放が失効した人員は含まない。）の人員を年次別に計上している。なお、[ ] 内は、開始された日から５年に満たない各年の累積人員及び比率である。
3 余罪（刑法29条１項２号・３号）により仮釈放を取り消された者を除く。
4 余罪（刑法26条２号・３号、26条の２第３号又は27条の４第２号・３号）により保護観察付全部執行猶予又は保護観察付一部執行猶予を取り消された者を除く。

第5章　少年の再非行・再犯

1 少年の再非行

刑法犯により検挙された少年のうち、再非行少年（前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。）の人員及び**再非行少年率**（少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。）の推移（最近20年間）は、5-5-1図のとおりである。再非行少年の人員は、平成９年から増加傾向にあり、16年以降は毎年減少していたところ、令和５年は5,721人（前年比21.3％増）であった。再非行少年率は、平成10年から28年まで上昇し続けた後、29年以降は低下傾向にあり、令和５年は30.2％（同1.5pt 低下）であった（CD-ROM 参照）。

5-5-1図　少年の刑法犯 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の推移

（平成16年～令和５年）

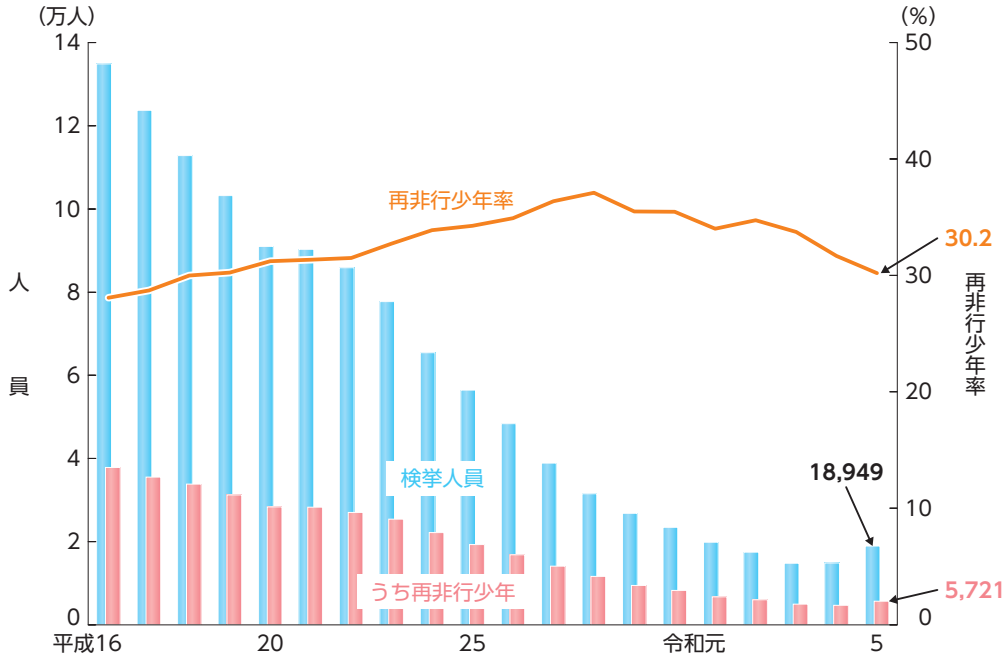

注　1　警察庁の統計による。
　　2　犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
　　3　触法少年の補導人員を含まない。
　　4　「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。
　　5　「再非行少年率」は、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

5-5-2図①は、20歳未満の覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下この段落において同じ。）検挙人員のうち、同一罪名再非行少年（前に覚醒剤取締法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された少年をいう。以下この段落において同じ。）の人員及び同一罪名再非行少年率（20歳未満の覚醒剤取締法違反検挙人員に占める同一罪名再非行少年の人員の比率をいう。以下この段落において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。同一罪名再非行少年率は、平成21年に18.7％を記録した後、増減を繰り返しており、令和５年は前年比で2.3pt 上昇した22.6％であった。

5-5-2図②は、20歳未満の大麻取締法違反（大麻に係る麻薬特例法違反を含む。以下この段落において同じ。）検挙人員のうち、同一罪名再非行少年（前に大麻取締法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された少年をいう。以下この段落において同じ。）の人員及び同一罪名再非行少年率（20歳未満の大麻取締法違反検挙人員に占める同一罪名再非行少年の人員の比率をいう。以下この段落において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。同一罪名再非行少年率は、平成21年までおおむね上昇傾向にあった後、24年まで低下し、その後は再び上昇傾向となったが、令和５年は前年比で2.2pt 低下した11.5％（同一罪名再非行少年の検挙人員は前年比12.0％増）であった。

5-5-2図　薬物犯罪 20歳未満の検挙人員中の同一罪名再非行少年の人員等の推移

（平成16年～令和５年）

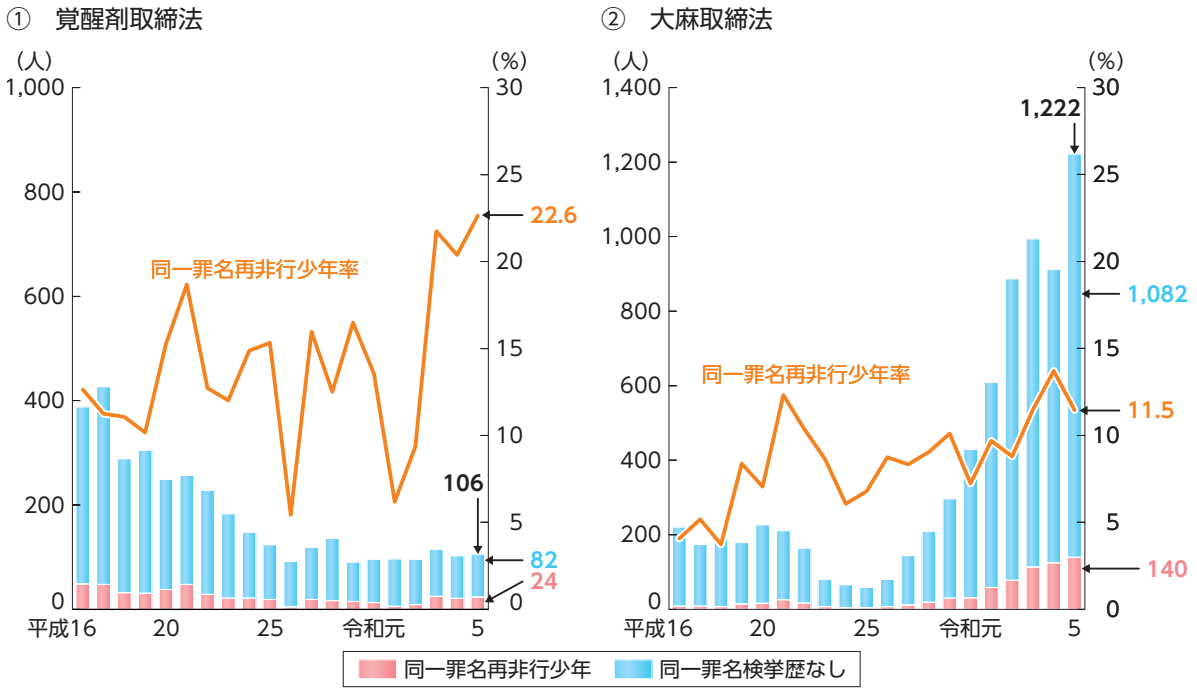

注　1　警察庁刑事局の資料による。
　　2　検挙時の年齢による。
　　3　①の「同一罪名再非行少年」は、前に覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び覚醒剤取締法違反で検挙された少年をいい、「同一罪名再非行少年率」は、20歳未満の同法違反検挙人員に占める同一罪名再非行少年の人員の比率をいう。
　　4　②の「同一罪名再非行少年」は、前に大麻取締法違反（大麻に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び大麻取締法違反で検挙された少年をいい、「同一罪名再非行少年率」は、20歳未満の同法違反検挙人員に占める同一罪名再非行少年の人員の比率をいう。

2 保護観察処分少年及び少年院入院者の保護処分歴

令和５年における保護観察処分少年（同年中に保護観察が開始された者に限り、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。）及び少年院入院者の保護処分歴別構成比を男女別に見ると、5-5-3図のとおりである。

5-5-3図 保護観察処分少年・少年院入院者の保護処分歴別構成比（男女別）

（令和５年）

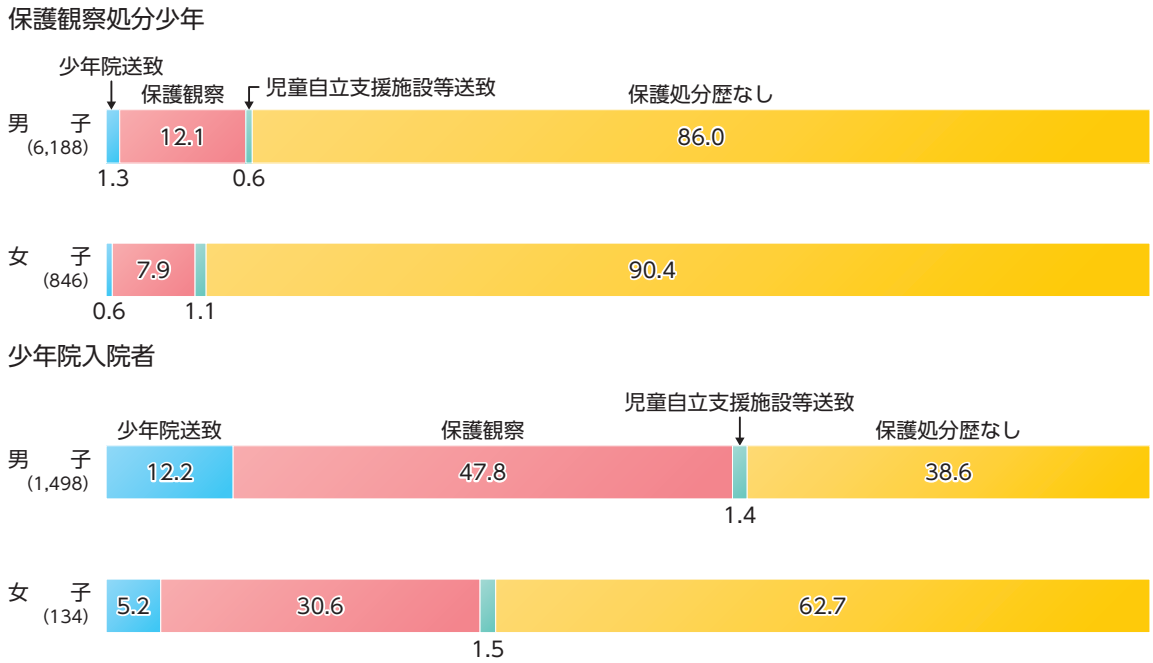

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
3 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
4 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち保護観察歴がある者は「保護観察」に、児童自立支援施設等送致歴のみがある者は「児童自立支援施設等送致」に計上している。
5 （ ）内は、実人員である。

3 少年院出院者の再入院等の状況

この項では、少年院出院者の再入院又は刑事施設への入所の状況について概観する。ここで、**再入院率**とは、各年の少年院出院者人員のうち、一定の期間内に、新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいい、**再入院・刑事施設入所率**とは、各年の少年院出院者人員のうち、一定の期間内に、新たな少年院送致の決定により再入院した者と初入者として刑事施設に入所した者の合計人員の比率をいう（以下この項において同じ。）。例えば、２年以内再入院・刑事施設入所率とは、各年の少年院出院者人員のうち、出院年を１年目として、２年目、すなわち翌年の年末までに再入院した者又は初入者として刑事施設に入所した者の人員の比率をいい、このうち再入院した者に限ったものを２年以内再入院率という。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

5-5-4図は、令和元年の少年院出院者について、５年までの各年における再入院率及び再入院・刑事施設入所率を見たものである。再入院率は、２年以内では10.1％、５年以内では14.2％であり、５年以内に再入院した者のうち、約７割の者が２年以内に再入院している（CD-ROM参照）。もっとも、一定の期間が経過した後の再入院率に関しては、出院後の期間の経過に伴い、20歳に達する者が多くなり、そのような者が再犯（再非行）に及んだとしても、通常は保護処分ではなく、刑事処分の対象となるため、再入院には至らないことがある点に留意する必要がある。そこで、再入院・刑事施設入所率を見ると、２年以内では11.1％であるが、その後も上昇しており、５年以内では21.2％であった。

5-5-4図 少年院出院者５年以内の再入院率と再入院・刑事施設入所率

（令和元年）

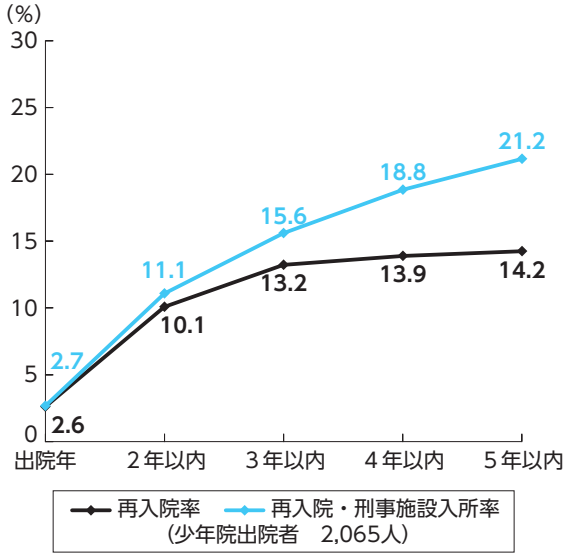

注　1　少年矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
　　2　「再入院率」は、令和元年の少年院出院者の人員に占める、同年から５年までの各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいう。
　　3　「再入院・刑事施設入所率」は、令和元年の少年院出院者の人員に占める、同年から５年までの各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

5-5-5図①は、平成15年から令和４年までの各年の少年院出院者について、２年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率の推移を見たものである。再入院率は７～12％台で、再入院・刑事施設入所率は８～13％台でそれぞれ推移している。なお、４年の少年院出院者について、２年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率を男女別に見ると、それぞれ、男子が9.1％、10.2％、女子が8.7％、9.4％であった（少年矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

5-5-5図②は、平成12年から令和元年までの各年の少年院出院者について、５年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率の推移を見たものである。再入院率は13～17％台で、再入院・刑事施設入所率は21～24％台でそれぞれ推移している。なお、元年の少年院出院者について、５年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率を男女別に見ると、それぞれ、男子が14.4％、21.8％、女子が12.2％、14.0％であった（少年矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

5-5-5図　少年院出院者 再入院率と再入院・刑事施設入所率の推移

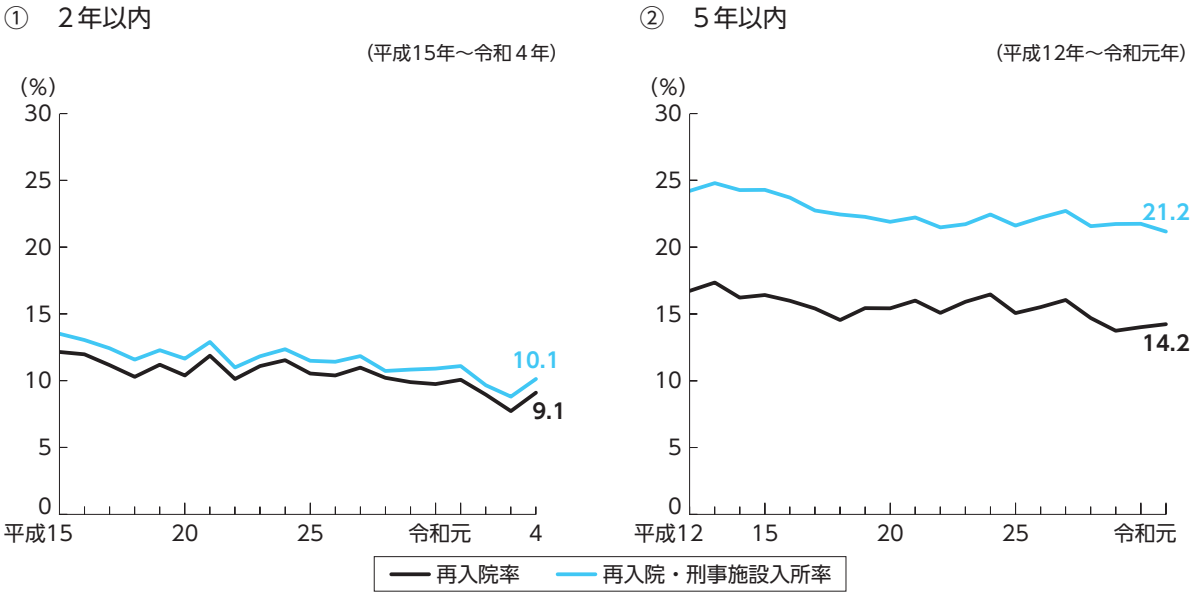

注　1　矯正統計年報、少年矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2　「再入院率」は、各年の少年院出院者（第５種少年院出院者を除く。）の人員に占める、出院年を１年目として、①では２年目（翌年）の、②では５年目の、それぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいう。
3　「再入院・刑事施設入所率」は、各年の少年院出院者（第５種少年院出院者を除く。）の人員に占める、出院年を１年目として、①では２年目（翌年）の、②では５年目の、それぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

4 少年の保護観察対象者の再処分の状況

5-5-6表は、平成26年から令和５年までの間に保護観察が終了した保護観察処分少年（交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者について、**再処分率**（保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員の占める比率をいう。以下同じ。）の推移を見たものである。保護観察処分少年の再処分率は、16～20％台で推移しており、５年は20.1％（前年比2.3pt 上昇）であった。また、少年院仮退院者の再処分率は、16～22％台で推移しており、５年は21.1％（同4.4pt 上昇）であった。

5-5-6表 保護観察対象少年の再処分率の推移

（平成26年～令和５年）

① 保護観察処分少年

年次	保護観察終了人員	再処分率	処分内容							
			懲役・禁錮			罰金		少年院送致	保護観察	その他
			実刑	一部執行猶予	全部執行猶予	一般	交通			
26年	13,782	16.4	0.2	…	0.4	0.2	0.6	8.1	6.8	0.1
27	13,213	17.1	0.2	…	0.6	0.2	0.6	8.1	7.3	0.1
28	11,728	17.5	0.2	－	0.6	0.3	0.7	8.0	7.7	0.1
29	10,584	17.2	0.2	－	0.5	0.2	0.7	8.3	7.1	0.2
30	9,533	16.5	0.2	0.0	0.6	0.3	0.6	8.1	6.5	0.2
元	8,556	16.8	0.2	0.0	0.8	0.2	0.7	7.6	7.1	0.2
2	7,659	16.3	0.2	0.0	0.6	0.3	0.7	7.9	6.3	0.2
3	7,570	16.1	0.2	－	0.9	0.4	0.9	7.3	6.3	0.2
4	6,566	17.8	0.3	0.0	1.0	0.3	0.8	8.5	6.7	0.2
5	5,905	20.1	0.4	0.1	1.0	0.3	0.8	10.0	7.3	0.3

② 少年院仮退院者

年次	保護観察終了人員	再処分率	処分内容							
			懲役・禁錮			罰金		少年院送致	保護観察	その他
			実刑	一部執行猶予	全部執行猶予	一般	交通			
26年	3,312	20.8	0.3	…	0.4	0.2	0.6	13.7	5.7	－
27	3,250	20.4	0.1	…	0.3	0.1	0.8	12.8	6.2	0.1
28	3,169	22.0	0.1	－	0.4	0.2	0.6	13.9	6.6	0.2
29	2,859	20.1	－	－	0.2	－	0.8	13.4	5.5	0.1
30	2,672	20.4	0.1	－	0.3	0.0	0.6	12.8	6.3	0.3
元	2,292	18.8	0.1	－	0.1	－	0.4	12.1	5.9	0.1
2	2,144	19.5	0.2	－	0.2	0.0	0.4	13.5	5.0	0.0
3	1,808	17.5	－	－	0.1	0.1	0.6	11.8	5.0	－
4	1,677	16.8	0.2	－	0.2	0.2	0.7	10.1	5.1	0.2
5	1,156	21.1	0.3	0.1	0.6	0.3	0.8	14.6	4.4	0.1

注 1 保護統計年報による。
2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
3 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員の占める比率をいう。「処分内容」の数値は、各処分内容別の再処分率である。
4 「罰金」のうち、「交通」は、過失運転致死傷等（車両の運転による刑法第211条の罪を含む。）並びに交通関係４法令及び道路運送法の各違反によるものであり、「一般」は、それ以外の罪によるものである。
5 「その他」は、拘留、科料、起訴猶予、児童自立支援施設・児童養護施設送致等である。

令和５年に保護観察が終了した保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、再処分率を保護観察終了時の就学・就労状況別に見ると、5-5-7図のとおりである。保護観察処分少年は、無職（51.1％）が最も高く、次いで、有職（18.3％）、学生・生徒（12.8％）の順であった。少年院仮退院者も、無職（31.5％）が最も高く、次いで、有職（18.4％）、学生・生徒（13.9％）の順であった。

5-5-7図　保護観察対象少年の再処分率（終了時の就学・就労状況別）

（令和５年）

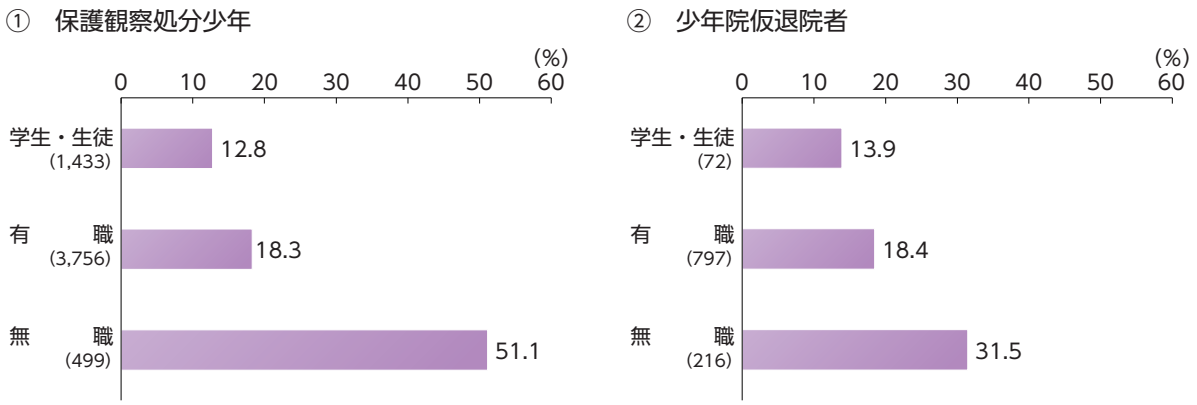

注　1　法務省大臣官房司法法制部の資料による。
　　2　保護観察処分少年は、交通短期保護観察及び更生指導の対象者を除く。
　　3　保護観察終了時の就学・就労状況による。ただし、犯罪又は非行により身柄を拘束されたまま保護観察が終了した者については、身柄を拘束される直前の就学・就労状況による。
　　4　「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員の占める比率をいう。
　　5　家事従事者、定収入のある無職者及び不詳の者を除く。
　　6　（　）内は、実人員である。

法テラスの犯罪被害者支援専用 Web ページ
【画像提供：法務省大臣官房司法法制部】

法テラスの犯罪被害者支援
「カプセルガチャの部屋」（YouTube 動画）
【画像提供：法務省大臣官房司法法制部】

第 6 編　犯罪被害者

第１章　統計上の犯罪被害
第２章　刑事司法における被害者への配慮

第1章 統計上の犯罪被害

この章において、「被害者」とは、犯罪により害を被った者をいうが、放火や公務執行妨害等の社会的・国家的法益が保護法益である犯罪については、家屋の放火により害を被った所有者や居住者等、公務執行妨害では暴行を受けた公務員等を「被害者」として扱う。

第1節 ■ 被害件数

6-1-1-1図は、人が被害者となった刑法犯の認知件数及び男女別の被害発生率（人口10万人当たりの認知件数をいう。以下この章において同じ。）の推移（最近30年間）を見たものである。平成14年に認知件数248万6,055件、被害発生率1,950.1を記録した後、いずれも、減少・低下し続けていたが、令和４年から２年連続して増加・上昇し、５年は元年の約９割の水準にまで達した。

6-1-1-1図 人が被害者となった刑法犯 認知件数・被害発生率（男女別）の推移

（平成６年～令和５年）

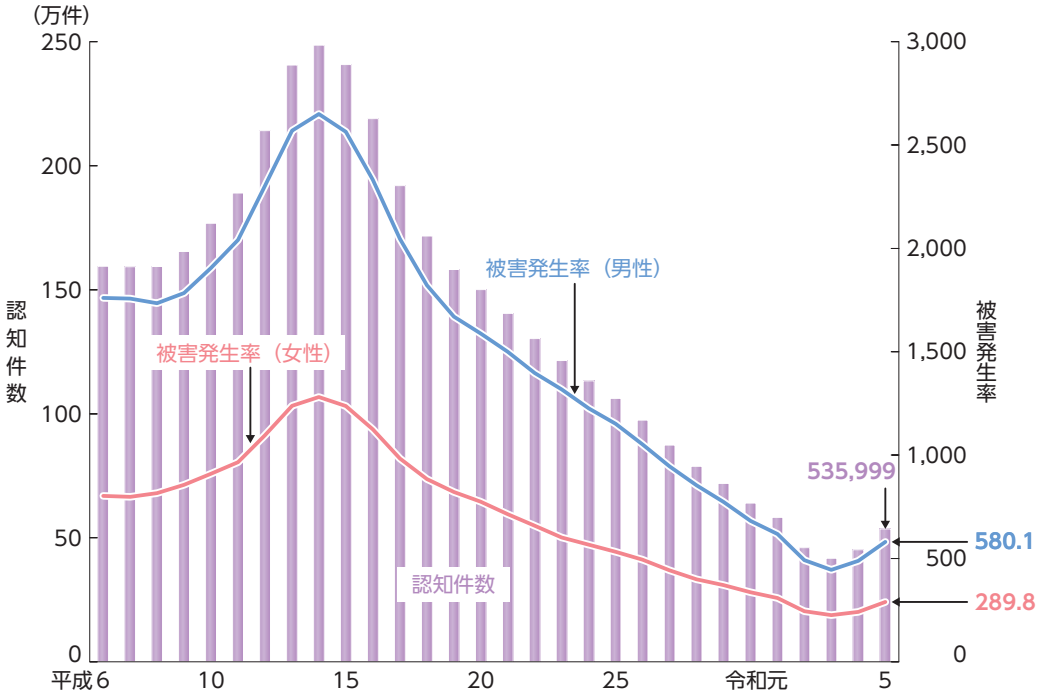

注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
2 被害者が法人その他の団体である場合を除く。
3 「被害発生率」は、人口10万人当たりの認知件数（男女別）をいう。
4 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。

6-1-1-2表は、令和５年における、人が被害者となった刑法犯の認知件数を主な罪名別に見るとともに、これを主たる被害者の年齢層別に見たものである。総数に占める65歳以上の割合は、15.4％であり、これを罪名別に見ると、放火（44.6％）、詐欺（41.3％）、殺人（26.0％）の順に高い。

各年齢層別に女性被害者が占める割合が最も高いのは、65歳以上であった。年齢層ごとに女性が被害者となった認知件数を見ると、全ての年齢層において、窃盗が最も多く、次いで、13歳未満及び13～19歳では不同意わいせつ、50～64歳及び65歳以上では詐欺、それ以外の年齢層では暴行の順であった。

6-1-1-2表　人が被害者となった刑法犯 認知件数（主な罪名別、被害者の年齢層別）

（令和５年）

罪名	総数		13歳未満		13～19歳		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～64歳		65歳以上	
		女子・女性		女子		女子		女性		女性		女性		女性		女性
総数	532,259 (100.0)	185,093 〔34.8〕	11,953 (2.2)	4,692 〔39.3〕	83,220 (15.6)	26,458 〔31.8〕	107,775 (20.2)	40,588 〔37.7〕	74,296 (14.0)	24,914 〔33.5〕	76,475 (14.4)	24,099 〔31.5〕	96,601 (18.1)	29,627 〔30.7〕	81,939 (15.4)	34,715 〔42.4〕
殺人	901	368	43	17	44	18	146	46	116	45	131	52	187	64	234	126
強盗	1,251	425	3	3	87	24	306	119	184	45	199	53	278	104	194	77
放火	536	174	1	－	2	1	27	12	31	9	80	21	156	39	239	92
不同意性交等	2,711	2,611	239	216	880	833	1,035	1,017	323	316	149	145	63	62	22	22
暴行	30,196	12,918	1,292	442	2,976	1,184	6,489	3,310	5,478	2,495	5,274	2,169	5,638	1,962	3,049	1,356
傷害	22,169	8,253	1,126	372	2,467	618	4,889	2,124	3,791	1,526	3,662	1,370	3,898	1,292	2,336	951
脅迫	4,509	2,126	59	29	521	304	901	525	762	357	839	358	951	356	476	197
恐喝	1,537	296	12	－	441	67	497	94	190	35	164	40	166	42	67	18
窃盗	352,628	107,416	7,336	2,269	68,825	18,869	75,791	24,145	47,856	13,988	47,479	13,466	57,932	16,671	47,409	18,008
詐欺	36,755	19,453	9	3	750	477	4,114	2,251	3,594	1,576	4,637	1,912	8,472	3,595	15,179	9,639
横領	689	149	1	1	18	6	98	29	119	26	157	16	185	30	111	41
不同意わいせつ	6,096	5,840	895	790	1,689	1,619	2,172	2,124	690	674	382	374	210	203	58	56
性的姿態撮影等処罰法	2,538	2,425	131	115	930	905	881	852	309	294	166	149	106	97	15	13
略取誘拐・人身売買	526	411	204	133	265	246	31	22	17	7	6	1	2	1	1	1
その他	69,217	22,228	602	302	3,325	1,287	10,398	3,918	10,836	3,521	13,150	3,973	18,357	5,109	12,549	4,118

注　1　警察庁の統計による。
　　2　一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。
　　3　年齢不明のものを除く。
　　4　（　）内は、各年齢層の構成比である。
　　5　〔　〕内は、女子比又は女性比である。

第2節 ■ 生命・身体への被害

6-1-2-1図は、生命・身体に被害をもたらした刑法犯について、被害者（死傷者）の人員及び人口比の推移（最近20年間）を見たものである。死傷者総数は平成16年（４万8,190人）をピークに翌年から減少傾向にあったが、令和５年は２万6,149人と、前年と比べて3,032人増加した。死亡者数は平成16年（1,397人）以降減少傾向にある。令和５年の死傷者総数は平成16年と比べて約２分の１、令和５年の死亡者数は平成16年と比べて２分の１以下であった。死傷者総数に占める女性の比率は、上昇傾向にあり、令和５年は37.8％（平成16年比8.9pt 上昇）であった。

6-1-2-1図 生命・身体に被害をもたらした刑法犯 被害者数・人口比の推移（総数・女性）

（平成16年～令和５年）

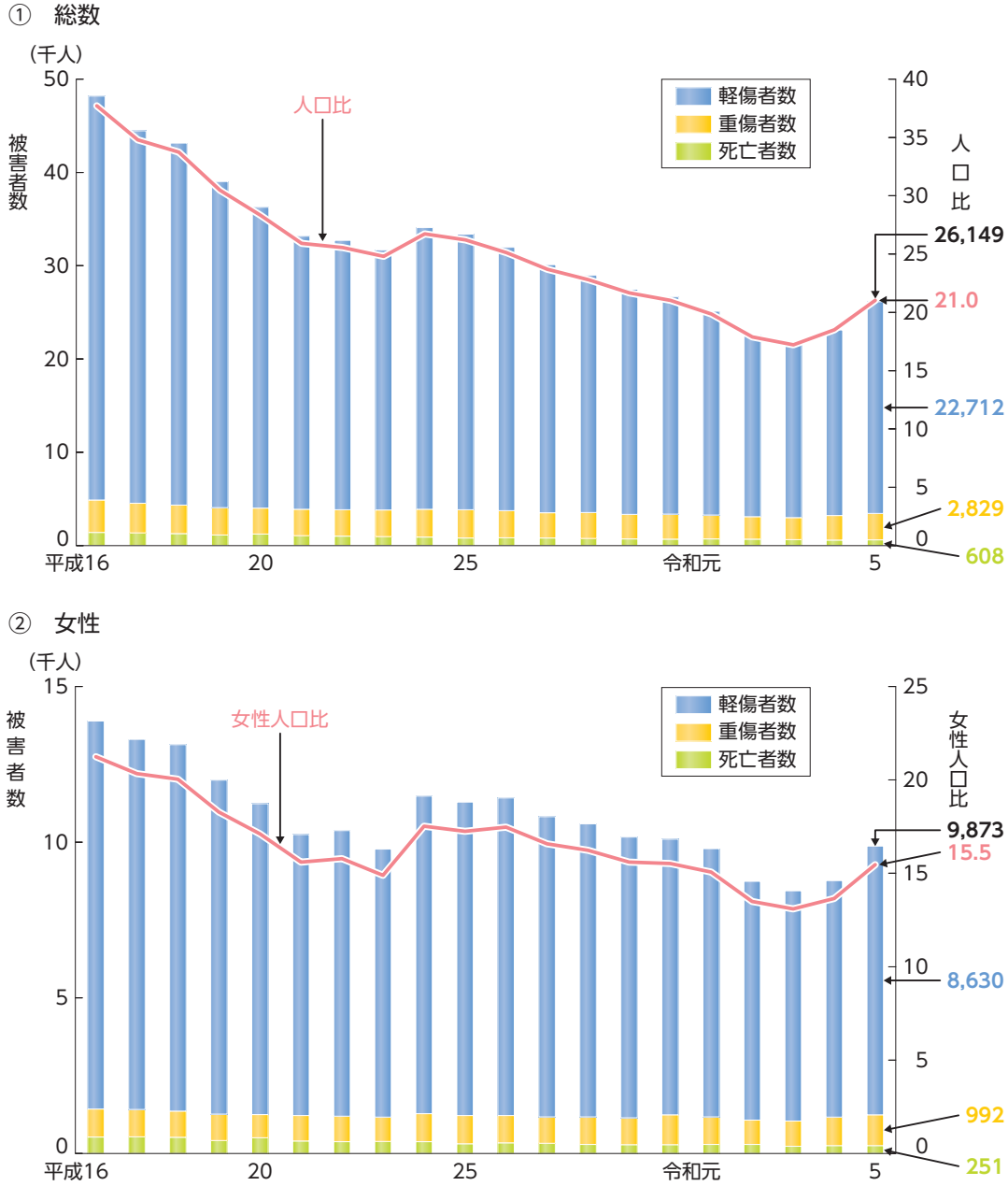

注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
2 「重傷者」は、全治１か月以上の負傷者をいい、「軽傷者」は、全治１か月未満の負傷者をいう。
3 「人口比」は、人口10万人当たりの死傷者総数であり、「女性人口比」は、女性の人口10万人当たりの女性の死傷者総数である。

第3節 ■ 性犯罪被害

6-1-3-1表は、不同意性交等・不同意わいせつの認知件数及び被害発生率の推移（最近10年間）を見たものである（なお、性犯罪に係る刑法改正のうち、平成29年法律第72号によるものについては第１編第１章第２節２項を、令和５年法律第66号によるものについては第２編第１章１項（３）をそれぞれ参照）。

6-1-3-1表 不同意性交等・不同意わいせつ 認知件数・被害発生率の推移

（平成26年～令和５年）

年次	不同意性交等				不同意わいせつ			
	女性		男性		女性		男性	
	認知件数	被害発生率	認知件数	被害発生率	認知件数	被害発生率	認知件数	被害発生率
26年	1,250	1.9	…	…	7,186	11.0	214	0.3
27	1,167	1.8	…	…	6,596	10.1	159	0.3
28	989	1.5	…	…	5,941	9.1	247	0.4
29	1,094	1.7	15	0.0	5,610	8.6	199	0.3
30	1,251	1.9	56	0.1	5,152	7.9	188	0.3
元	1,355	2.1	50	0.1	4,761	7.3	139	0.2
2	1,260	1.9	72	0.1	3,995	6.2	159	0.3
3	1,330	2.1	58	0.1	4,111	6.4	172	0.3
4	1,591	2.5	64	0.1	4,503	7.0	205	0.3
5	2,611	4.1	100	0.2	5,840	9.1	256	0.4

注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
2 「被害発生率」は、人口10万人当たりの認知件数（男女別）をいう。
3 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。
4 男性の「不同意性交等」は、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が施行された平成29年７月以降のものである。

第4節 ■ 財産への被害

6-1-4-1表は、強盗、窃盗、詐欺、恐喝、横領及び遺失物等横領（被害者が法人その他の団体である場合を含む。以下この節において「財産犯」と総称する。）について、認知件数（被害者がない場合を含む。）及び被害額の推移（最近10年間）を見たものである。令和５年の被害総額は、約2,519億円（現金被害額は約1,804億円）であり、これを罪名別に見ると、詐欺によるものが財産犯による被害総額全体の64.5％を占め、次いで、窃盗によるものが28.8％であった。同年の現金被害額は、詐欺によるものが最も多く、財産犯による現金被害総額の８割以上を占めた（CD-ROM 参照。特殊詐欺の被害総額等の推移については、**1-1-2-10図**参照）。

6-1-4-1表 財産犯 認知件数・被害額（罪名別）の推移

（平成26年～令和５年）

年次	強盗			窃盗			詐欺			恐喝			横領			遺失物等横領		
	認知件数	被害額	現金被害額	認知件数	被害額	現金被害額	認知件数	被害額	現金被害額	認知件数	被害額	現金被害額	認知件数	被害額	現金被害額	認知件数	被害額	現金被害額
26年	3,056	6.8	5.4	897,259	814.6	176.2	41,523	846.3	810.4	3,041	7.0	6.5	1,723	142.2	132.0	29,534	3.5	1.4
27	2,426	4.5	2.3	807,560	766.6	184.7	39,432	760.9	687.4	2,614	14.2	8.6	1,536	63.2	55.1	26,500	3.5	1.6
28	2,332	8.4	4.0	723,148	706.0	186.1	40,990	665.3	639.3	2,162	9.2	7.0	1,513	80.6	73.4	22,979	3.6	1.7
29	1,852	9.6	7.1	655,498	666.6	182.1	42,571	609.8	570.8	1,946	7.9	7.2	1,413	54.6	46.7	20,408	3.1	1.5
30	1,787	7.3	5.7	582,141	579.7	167.5	38,513	622.9	463.4	1,753	11.2	8.7	1,449	77.3	55.3	18,522	3.6	2.0
元	1,511	4.0	3.0	532,565	633.2	191.3	32,207	469.5	426.0	1,629	9.9	9.1	1,397	72.7	63.6	15,857	3.9	2.5
2	1,397	3.8	2.2	417,291	501.6	167.8	30,468	640.1	592.5	1,446	4.9	3.9	1,388	113.4	102.0	14,154	3.2	1.7
3	1,138	4.9	2.9	381,769	474.0	154.7	33,353	763.0	707.7	1,237	5.8	5.3	1,282	75.5	65.9	11,746	3.3	1.9
4	1,148	10.0	3.6	407,911	585.3	159.9	37,928	876.8	779.9	1,290	5.8	5.0	1,432	126.1	114.1	12,335	4.0	2.1
5	1,361	8.5	1.8	483,695	725.8	182.2	46,011	1,625.8	1,485.6	1,567	7.8	6.7	1,916	141.8	124.9	13,879	9.4	2.7

（金額の単位は、億円）

注 1 警察庁の統計による。
2 被害者が法人その他の団体である場合を含む。
3 「認知件数」は、被害者がない場合を含む。

第5節 ■ 被害者と被疑者の関係

6-1-5-1図は、令和５年における検挙件数（捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。）について、主な罪名ごとに、被害者と被疑者との関係別の構成比を見たものである。

6-1-5-1図 刑法犯 被害者と被疑者の関係別検挙件数構成比（罪名別）

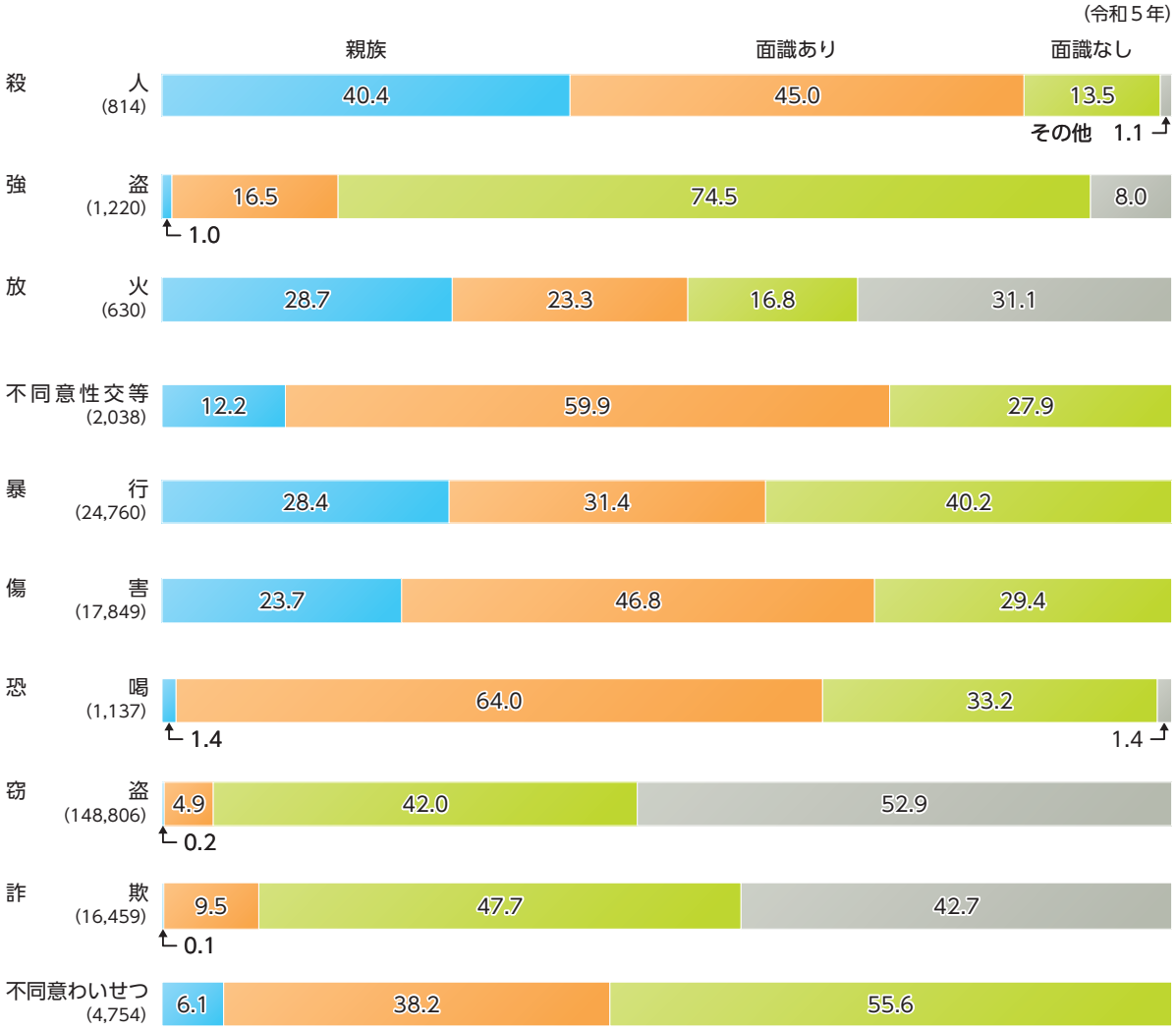

注 1 警察庁の統計による。
2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
3 「その他」は、被害者が法人その他の団体である場合及び被害者がない場合である（殺人の「その他」は、全て殺人予備におけるものである。）。
4 （ ）内は、件数である。

第6節 ■ 国外における日本人の犯罪被害

在外公館が邦人援護業務を通じて把握した国外における日本人の犯罪被害件数は、令和４年（2022年）は1,122件（前年比57.4％増）で、その被害者数は1,205人（同47.9％増）であり、いずれも前年より大きく増加したが、元年の水準には至っていない（外務省領事局の資料による。）。犯罪被害件数を罪名別に見ると、6-1-6-1表のとおりであり、令和４年（2022年）は、窃盗（前年比107.0％増）、詐欺（同8.6％増）、強盗（同41.5％増）の順に多かった。

6-1-6-1表 国外における日本人の犯罪被害件数

（令和元年（2019年）～令和４年（2022年））

年次	総数	殺人	傷害・暴行	強制性交等・強制わいせつ	脅迫・恐喝	強盗	窃盗	詐欺	誘拐	その他
元年	4,823 (100.0)	11 (0.2)	69 (1.4)	25 (0.5)	61 (1.3)	215 (4.5)	4,039 (83.7)	320 (6.6)	－	83 (1.7)
2	1,309 (100.0)	5 (0.4)	53 (4.0)	10 (0.8)	24 (1.8)	80 (6.1)	942 (72.0)	154 (11.8)	－	41 (3.1)
3	713 (100.0)	11 (1.5)	60 (8.4)	9 (1.3)	16 (2.2)	53 (7.4)	343 (48.1)	187 (26.2)	1 (0.1)	33 (4.6)
4	1,122 (100.0)	3 (0.3)	43 (3.8)	17 (1.5)	15 (1.3)	75 (6.7)	710 (63.3)	203 (18.1)	－	56 (5.0)

注　1　外務省領事局の資料による。
　　2　「その他」は、テロを含む。
　　3　（　）内は、構成比である。

令和４年（2022年）における国外での日本人の犯罪被害による死亡者数は４人（前年比８人減）、負傷者数は70人（同13人増）であった（外務省領事局の資料による。）。

国外においてテロの被害に遭った日本人の死傷者数の推移（最近10年間）は、6-1-6-2表のとおりである。

6-1-6-2表 国外における日本人のテロ被害 死傷者数の推移

（平成25年（2013年）～令和４年（2022年））

区分	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	２年	３年	４年
総数	11	－	10	10	－	－	6	－	－	－
死亡者数	10	－	6	7	－	－	2	－	－	－
負傷者数	1	－	4	3	－	－	4	－	－	－

注　外務省領事局の資料による。

第2章 刑事司法における被害者への配慮

刑事司法の各分野においては、**犯罪被害者等基本法**（平成16年法律第161号）に基づき、令和３年３月に策定された**第４次犯罪被害者等基本計画**を踏まえながら、犯罪被害者等のための各種の施策・取組を実施している。

第４次犯罪被害者等基本計画における五つの重点課題

1	損害回復・経済的支援等への取組	37施策
2	精神的・身体的被害の回復・防止への取組	87施策
3	刑事手続への関与拡充への取組	41施策
4	支援等のための体制整備への取組	84施策
5	国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	30施策

【第４次犯罪被害者等基本計画】

第１節 ■ 刑事手続における被害者の関与

1 被害申告及び告訴

被害者は、捜査機関に対して被害届を提出するなどして被害を申告することができるほか、検察官又は司法警察員に対して、犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求めて告訴をすることができる。被害の申告及び告訴は、いずれも捜査機関等にとって捜査の端緒となるものであるが、名誉毀損、器物損壊等の親告罪については、告訴が訴訟条件とされており、告訴がなされない場合又は告訴がなされた後に取り消された場合は、検察官は、公訴を提起することができない。親告罪の告訴については、原則として犯人を知った日から６か月の期間を経過したときはこれをすることができないと定められている。

2 起訴・不起訴等に関する被害者等への通知

検察官は、告訴等があった事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分（不起訴処分）をしたときは、速やかにその旨を告訴人等に通知しなければならず、また、不起訴処分をした場合において、告訴人等から請求があるときは、速やかにその理由を告げなければならない。

さらに、検察官等は、被害者が死亡した事件又はこれに準ずる重大な事件や検察官等が被害者等の取調べ等を実施した事件において、被害者等が希望する場合には、事件の処理結果、公判期日及び裁判結果に関する事項について通知を行っている（**被害者等通知制度**）。また、被害者等が特に希望し、相当と認めるときは、公訴事実の要旨、不起訴理由の骨子、公判経過等についても通知を行っている。令和５年においては、事件の処理結果について延べ６万2,338件、公判期日について延べ２万4,835件、裁判結果について延べ４万3,781件の各通知が行われた（目撃者等に対する通知を含む。法務省刑事局の資料による。）。

3 不起訴処分に対する不服申立制度

公訴権は、原則として検察官に付与されているが、検察官の不起訴処分に対する不服申立制度として、検察審査会に対する審査申立て及び管轄地方裁判所に対する付審判請求（「準起訴手続」ともいう。）の制度がある。

（1）検察審査会に対する審査申立て

検察審査会（現在、全国に165か所が設置されている。）は、選挙人名簿に基づきくじで選定された11人の検察審査員（任期６か月）により組織され、申立てにより又は職権で、検察官の不起訴処分の審査を行い、「起訴相当」、「不起訴不当」又は「不起訴相当」の議決を行う。

検察審査会法（昭和23年法律第147号）の改正（平成16年法律第62号。平成21年５月施行）により、検察審査会が「起訴相当」の議決を行った事件につき、検察官が再度不起訴処分にした場合又は一定期間内に公訴を提起しなかった場合には、検察審査会は、再審査を行わなければならず、その結果、「起訴をすべき旨の議決」（起訴議決）を行ったときは、公訴が提起されることとなる。この場合、公訴の提起及びその維持に当たる弁護士（指定弁護士）が裁判所により指定され、この指定弁護士が、起訴議決に係る事件について、検察官の職務を行う。

検察審査会における事件（再審査に係るものを含まない。）の受理・処理人員の推移（最近５年間）は、6-2-1-1表のとおりである。令和５年における受理人員のうち、刑法犯（平成25年法律第86号による改正前の刑法211条２項に規定する自動車運転過失致死傷を含む。）は2,345人であり、罪名別に見ると、職権濫用が929人と最も多く、次いで、文書偽造（299人）、傷害（176人）、詐欺（166人）の順であった。特別法犯（自動車運転死傷処罰法違反を含む。）は377人であり、同法違反が125人と最も多かった（いずれも延べ人員。最高裁判所事務総局の資料による。）。

6-2-1-1表　検察審査会の事件の受理・処理人員の推移

（令和元年～５年）

年次	受理			処理					未済
	総数	申立て	職権	総数	起訴相当	不起訴不当	不起訴相当	その他	
元年	1,797	1,733	64	2,068	9	134	1,640	285	596
2	2,141	2,116	25	1,742	11	104	1,400	227	995
3	3,862	3,835	27	3,511	140	242	2,821	308	1,346
4	4,086	4,041	45	4,405	30	137	2,555	1,683	1,027
5	2,735	2,705	30	2,482	5	69	2,153	255	1,280

注　1　最高裁判所事務総局の資料による。
　　2　被疑者数による延べ人員であり、再審査に係るものを除く。
　　3　「その他」は、審査打切り、申立却下及び移送である。
　　4　「未済」は、各年末現在の人員である。

検察審査会において起訴相当又は不起訴不当の議決がされた事件について、検察官が執った事後措置の推移（最近５年間）を、原不起訴処分の理由別に見ると、6-2-1-2表のとおりである。

6-2-1-2表　起訴相当・不起訴不当議決事件 事後措置状況の推移（原不起訴処分の理由別）

（令和元年～５年）

年次	措置済総人員				原不起訴処分											
					起訴猶予				嫌疑不十分				その他			
	総数	起訴	不起訴維持	起訴率	総数	起訴	不起訴維持	起訴率	総数	起訴	不起訴維持	起訴率	総数	起訴	不起訴維持	起訴率
元年	110	21	89	19.1	13	4	9	30.8	92	17	75	18.5	5	－	5	－
2	102	24	78	23.5	18	9	9	50.0	84	15	69	17.9	－	－	－	…
3	136	34	102	25.0	37	15	22	40.5	97	19	78	19.6	2	－	2	－
4	421	151	270	35.9	290	137	153	47.2	130	14	116	10.8	1	－	1	－
5	128	28	100	21.9	14	6	8	42.9	71	22	49	31.0	43	－	43	－

注　1　最高裁判所事務総局の資料による。
　　2　「総数」、「起訴」及び「不起訴維持」は、被疑者数による延べ人員である。
　　3　「起訴猶予」、「嫌疑不十分」及び「その他」は、原不起訴処分の理由である。「その他」は、嫌疑なし、罪とならず、刑事未成年、心神喪失、時効完成等である。

検察審査会法施行後の昭和24年から令和５年までの間、検察審査会では、合計で延べ18万9,545人の処理がされ、延べ１万9,330人（10.2％）について起訴相当又は不起訴不当の議決がされており、このうち、検察官により起訴された人員は、延べ1,859人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

検察審査会の起訴相当の議決がされた後、検察官が不起訴維持の措置を執り、検察審査会が再審査した事件のうち、平成21年から令和５年までに再審査が開始されたのは、延べ60人であり、起訴議決に至ったものは延べ16人、起訴議決に至らなかった旨の議決は延べ44人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

昭和24年から令和５年までの間、検察審査会の議決後起訴された人員（指定弁護士による公訴提起を含む。）の第一審裁判では、1,554人が有罪（自由刑555人、罰金刑999人）、107人が無罪（免訴及び公訴棄却を含む。）を言い渡された（最高裁判所事務総局の資料による。）。このうち、平成21年から令和５年までの間、検察審査会の起訴議決があり、指定弁護士による公訴提起がなされて裁判が確定した事件の人員は、11人（有罪２人（自由刑１人、財産刑１人）、無罪（免訴及び公訴棄却を含む。）９人）であった（法務省刑事局の資料による。）。

（２）付審判請求

付審判請求は、公務員による各種の職権濫用等の罪について告訴又は告発をした者が、不起訴処分に不服があるときに、事件を裁判所の審判に付するよう管轄地方裁判所に請求することを認める制度である。地方裁判所は、その請求に理由があるときは、事件を裁判所の審判に付する旨の決定を行い、この決定により、その事件について公訴の提起があったものとみなされ、公訴の維持に当たる弁護士（指定弁護士）が裁判所により指定され、この指定弁護士が、その事件について検察官の職務を行う。

令和５年における付審判請求の新規受理人員は1,393人、処理人員は538人であり、付審判決定があった者はいなかった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

また、刑事訴訟法施行後の昭和24年から令和５年までの間に付審判決定があり、公訴の提起があったとみなされた事件の裁判が確定した件数は22件であり、うち13件が無罪（免訴を含む。）であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

4　公判段階における被害者等の関与

（１）被害者参加制度

被害者参加制度により、一定の犯罪に係る被告事件の被害者等は、裁判所の決定により被害者参加人として刑事裁判に参加し、公判期日に出席できるほか、検察官の訴訟活動に意見を述べること、情状事項に関して証人を尋問すること、自らの意見陳述のために被告人に質問すること、事実・法律適用に関して意見を述べることなどができる。そして、被害者参加人が公判期日等に出席する場合において、裁判所は、被害者参加人と被告人や傍聴人との間を遮へいする措置を採ったり、適当と認める者を被害者参加人に付き添わせたりすることができる。

被害者参加人は、刑事裁判への参加を弁護士に委託する場合、資力に応じて、法テラスを経由して裁判所に国選被害者参加弁護士の選定を請求することができる。また、公判期日等に出席した被害者参加人は、被害者参加旅費等の支給を受けることができる（同旅費等に関する事務は法テラスが行う。）。

通常第一審における被害者参加制度の実施状況の推移（最近５年間）は、**6-2-1-3表**のとおりである。

6-2-1-3表　通常第一審における被害者参加制度の実施状況の推移

（令和元年～５年）

年次	被害者参加		証人尋問	被告人質問	論告・求刑	遮へい	付添い	弁護士への委託	国選弁護士への委託
元年	1,466	(320)	204	623	723	318	106	1,157	602
2	1,378	(301)	205	569	688	337	135	1,116	614
3	1,523	(356)	241	681	783	407	149	1,246	697
4	1,476	(324)	246	610	651	432	151	1,175	655
5	1,517	(302)	205	612	678	380	109	1,212	650

注　1　司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
　　2　「被害者参加」は、通常第一審において被害者参加の申出があった事件について、それぞれの被害者参加制度において、参加が許可された被害者等の数（延べ人員）であり、当該事件の終局日を基準に計上している。（　）内は、裁判員の参加する合議体において審理及び裁判された事件におけるものであり、内数である。
　　3　「論告・求刑」は、刑事訴訟法316条の38に規定された事実・法律適用に関する意見陳述をした被害者等の数（延べ人員）である。

（２）被害者等・証人に配慮した制度

ア　被害者等の意見陳述・証人の保護等

被害者等は、公判期日において、被害に関する心情その他の被告事件に関する意見を陳述し、又は、これに代えて意見を記載した書面を提出することができる。

公判廷における証人を保護するための制度としては、証人尋問の際に、証人と被告人や傍聴人との間を遮へいする措置を採る制度、証人を別室に在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法（ビデオリンク方式）によって尋問する制度、適当と認める者を証人に付き添わせる制度がある。これらの制度は、被害者等が公判期日において意見を陳述する場合においても適用される。

刑事手続において被害者の氏名等の情報を保護するための制度としては、**被害者特定事項秘匿決定**及び証拠開示の際の被害者特定事項の秘匿要請がある。

被害者特定事項秘匿決定は、性犯罪に係る事件や犯行の態様、被害の状況その他の事情により、氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項（以下アにおいて「被害者特定事項」という。）が公開の法廷で明らかにされることにより被害者等の名誉等が著しく害されるおそれがあると認められる事件について、被害者等からの申出があり、裁判所が、それを相当と認めるときに、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨を決定するものである。証拠開示の際の被害者特定事項の秘匿要請は、被害者特定事項が明らかにされることにより、被害者等の名誉等が著しく害されるおそれがあると認められるなどの場合に、検察官が、証拠を開示する際に、弁護人に対し、その旨を告げ、被害者特定事項が被告人の防御に関し必要がある場合を除き、被告人等に知られないように求めるものである。

また、平成28年法律第54号による刑事訴訟法の改正により、①**証人等特定事項秘匿決定**（証人等からの申出により、裁判所が、証人等の氏名、住所等の証人等特定事項を公開の法廷で明らかにしないこととする決定）の制度、②証人等の氏名等の開示について、証人等の身体又は財産に対する加害行為等のおそれがあるときは、防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、検察官が弁護人に当該氏名等を開示した上で、これを被告人に知らせてはならない旨の条件を付することができ、特に必要があるときは、弁護人にも開示せず、代替的な呼称等を知らせることができるとする制度が導入された上、③一定の場合には、証人を同一構内（裁判官等の在席する場所と同一の構内）以外の場所に出頭させてビデオリンク方式により証人尋問を行うことができるようになった。

さらに、令和５年法律第28号による刑事訴訟法等の改正（第２編第１章１項（２）参照）により、犯罪被害者等の個人特定事項の記載がない起訴状抄本等を被告人に送達する措置等が導入された（同措置等に係る規定は令和６年２月施行）。

意見陳述、意見陳述に代えた書面の提出、証人の保護（遮へい、ビデオリンク及び付添い）、被害者

特定事項秘匿決定及び証人等特定事項秘匿決定の実施状況の推移（最近５年間）は、**6-2-1-4表**のとおりである。

イ　刑事和解及び損害賠償命令制度

刑事被告事件の被告人と被害者等は、両者間の当該被告事件に関連する民事上の争いについて合意が成立した場合には、共同して、その合意の内容を当該被告事件の公判調書に記載することを求める申立てができる。これが公判調書に記載された場合には、その記載は裁判上の和解と同一の効力を有し（**刑事和解**）、被告人がその内容を履行しないときは、被害者等はこの公判調書を利用して強制執行の手続を執ることができる。

また、一定の重大犯罪について、被害者等が刑事事件の係属している裁判所に損害賠償命令の申立てを行い、裁判所が有罪判決の言渡しを行った後に引き続き審理を行い、刑事裁判の訴訟記録を取り調べるなどして申立てに対する決定を行う制度（**損害賠償命令制度**）が実施されている。

刑事和解及び損害賠償命令制度の実施状況の推移（最近５年間）は、**6-2-1-4表**のとおりである。

ウ　記録の閲覧・謄写

裁判所は、被害者等には原則として公判記録の閲覧・謄写を認めることとされている上、いわゆる同種余罪の被害者等についても、損害賠償請求権の行使のために必要があり、相当と認めるときは、閲覧・謄写を認めることとされている。被害者等が公判記録の閲覧・謄写をした事例数の推移（最近５年間）は、**6-2-1-4表**のとおりである。

不起訴事件の記録については、原則として非公開であるが、被害者等が民事訴訟において損害賠償請求権その他の権利を行使するために実況見分調書等の客観的証拠が必要と認められる場合等には、検察官は、関係者のプライバシーを侵害するなど相当でないと認められる場合を除き、これらの証拠の閲覧・謄写を許可している。また、被害者参加制度の対象事件については、被害者等が「事件の内容を知ること」等を目的とする場合であっても、不起訴事件の記録中の客観的証拠については、原則として、閲覧が認められている。

6-2-1-4表　被害者等・証人に配慮した制度の実施状況の推移

（令和元年～５年）

年　次	意見陳述	意見陳述に代えた書面の提出	証人の保護			被害者特定事項秘匿決定	証人等特定事項秘匿決定	刑事和解	損害賠償命令	公判記録の閲覧・謄写
			遮へい	ビデオリンク	付添い					
元年	1,130	544	1,505	341　(23)	118	4,025	240	18	318	1,180
2	920	536	1,237	302　(38)	107	3,923	156	25	289	1,140
3	995	638	1,335	412　(92)	133	4,266	182	19	344	1,333
4	947	679	1,374	417　(85)	139	4,081	192	19	281	1,178
5	972	738	1,425	483　(90)	102	4,382	221	17	282	1,201

注　1　司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
2　「意見陳述」、「意見陳述に代えた書面の提出」、「証人の保護」、「被害者特定事項秘匿決定」、「証人等特定事項秘匿決定」、「刑事和解」及び「公判記録の閲覧・謄写」の数値については、当該事件の終局日を基準に計上している。
3　「意見陳述」、「意見陳述に代えた書面の提出」、「証人の保護」、「被害者特定事項秘匿決定」及び「証人等特定事項秘匿決定」は、いずれも高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における被害者等又は証人の数（延べ人員）である。
4　「刑事和解」は、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において、被告人と被害者等の間で成立した民事上の争いについての合意内容を公判調書に記載した事例数である。
5　「損害賠償命令」は、地方裁判所において、被害者等からの損害賠償命令の申立てを受けた事件の終局件数である。
6　「公判記録の閲覧・謄写」は、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において、被害者等が公判記録の閲覧・謄写をした事例数である。
7　「ビデオリンク」内の（　）は、証人を同一構内以外の場所に出頭させ証人尋問が行われた証人の数であり、内数である。

5 矯正・更生保護段階等における被害者等の関与

被害者等が加害者たる受刑者の処遇状況等の通知を希望し、これが相当と認められる場合には、検察官は、刑事施設の長からの通知に基づき、受刑者の処遇状況等に関する事項を当該被害者等に通知している（**被害者等通知制度**）。令和５年は、刑の執行終了予定時期について延べ１万5,957件（目撃者等に対する通知を含む。）、刑事施設における処遇状況について延べ１万8,017件、受刑者の釈放について延べ2,746件（目撃者等に対する通知を含む。）、全部又は一部執行猶予の言渡しの取消しについて延べ165件の通知がそれぞれ行われた（法務省刑事局の資料による。）。

また、再被害防止の観点から転居等の措置を講じる必要があるため、被害者等が特に通知を希望する場合で、検察官が相当と認めるときには、受刑者の釈放予定時期及び帰住予定地等についての通知を行う制度も実施されており、令和５年は432人に対して通知が行われた（目撃者等に対する通知を含む。法務省刑事局の資料による。）。加えて、被害者等通知制度の一環として、２年10月から、被害者等からの希望に基づき、それらの者に対し、死刑を執行した事実を通知することとされた。

さらに、令和４年法律第67号による刑事収容施設法の改正（第２編第１章１項（１）参照）により、被害者等の心情等の考慮に係る規定が整備された（令和５年12月１日施行）。これにより、刑事施設の長は、①被害者等から被害に関する心情等を述べたい旨の申出があったときは、当該心情等を聴取すること、②受刑者の処遇要領（同編第４章第３節１項（１）参照）を策定し、矯正処遇及び社会復帰支援を行うに当たっては、被害者等の心情等を考慮すること、③被害者等から聴取した心情等を受刑者に伝達することを希望する旨の申出があったときは、改善指導（同節３項（２）参照）を行うに当たり、当該心情等を受刑者に伝達すること、などとされた。

刑事施設において、前記の規定施行後の令和５年12月中に、**被害者等の心情等の聴取・伝達制度**（前記①及び③）により、被害者等から心情等を聴取した件数は４件、伝達件数は０件であった（法務省矯正局の資料による。）。

更生保護における被害者等施策については、平成19年12月から導入されており、①**被害者等通知制度**として、地方更生保護委員会が仮釈放審理の開始・結果に関する事項について、また、保護観察所の長が仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察の開始・処遇状況・終了に関する事項について、それぞれ被害者等に通知を行うもの、②**意見等聴取制度**として、地方更生保護委員会が、刑事施設からの仮釈放、少年院からの仮退院の審理又は収容中の特定保護観察処分少年の退院の審理において、被害者等から仮釈放・仮退院等、生活環境の調整、保護観察に関する意見等を聴取するもの、③**心情等伝達制度**として、保護観察所が、被害者等から被害に関する心情等を聴取し、被害者等から希望がある場合に保護観察中の加害者に伝達するもの、④**相談・支援**の制度として、主に保護観察所が、被害者等からの相談に応じ、その相談内容に応じて、更生保護における犯罪被害者等施策についての説明や関係機関等の紹介等を行うものが、それぞれ実施されている。

令和５年における運用状況は、前記①のうち、仮釈放審理に関する事項について延べ4,099件、保護観察状況に関する事項について延べ6,418件（保護処分を受けた少年の仮退院審理・保護観察状況に関する通知については、本節６項参照）、前記②が延べ305件（うち仮退院の審理における件数24件）、前記③が延べ154件（うち加害者が保護処分のものの件数29件）、前記④が延べ1,488件であった（法務省保護局の資料による。）。

また、更生保護においては、これらの被害者等施策に加え、令和４年法律第67号による更生保護法の改正（第２編第１章１項（１）参照）により、被害者等の心情等を踏まえた処遇等についての規定が整備された（令和５年12月１日施行）。これにより、①更生保護法の規定によりとる措置は、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等を十分に考慮して行うこととされ、②地方更生保護委員会が行う被害者等からの意見等の聴取事項として、対象者の仮釈放中の保護観察及び生活環境の調整に関する意見が加えられ、③心情等伝達制度に、保護観察対象者への伝達を前提としないで被害者等の心情等を聴取する制度が新たに設けられ（**心情等聴取・伝達制度**）、④指導監督の方法

として、被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう必要な指示等の措置をとることが追加されるなどとされた。

心神喪失者等医療観察法に定める対象行為（第４編第10章第３節１項参照）の被害者等については、平成30年７月から、保護観察所において、当該被害者等が希望する場合には、被害者等に対し、対象者の処遇段階等に関する情報を提供しており、令和５年における情報提供件数は29件であった（法務省保護局の資料による。）。

6　少年事件における被害者等への配慮

少年事件については、少年法により、被害者等による少年事件記録の閲覧・謄写の制度、被害者等からの意見の聴取の制度、被害者等に対する審判結果等の通知の制度、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度及び家庭裁判所が被害者等に対して審判の状況を説明する制度がある。令和５年に、被害者等から申出がなされた人員は、少年事件記録の閲覧・謄写が延べ950人（うち相当と認められた人員926人）、意見の聴取が延べ289人（同279人）、審判結果等の通知が延べ938人（同927人）であった。また、同年に、少年審判の傍聴が認められた件数・人員は19件・40人であり、審判状況の説明が認められた被害者等の人員は374人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

このほか、保護処分を受けた少年の処遇状況等に関する事項についても、被害者等が通知を希望し、これが相当と認められる場合には、少年院の長は、加害少年が収容されている少年院の名称、少年院における教育状況、出院年月日・出院事由等について、地方更生保護委員会は、仮退院審理の開始・結果に関する事項について、保護観察所の長は、保護観察処分少年及び少年院仮退院者の保護観察の開始・再開・処遇状況・終了に関する事項について、それぞれ通知を行っている。令和５年においては、少年院での処遇に関する事項について191件、仮退院審理に関する事項について延べ115件、保護観察状況に関する事項について延べ431件の各通知が行われた（法務省矯正局及び保護局の資料による。）。なお、４年４月以降、保護処分時に特定少年であり、２年の保護観察に付された者が少年院に収容された場合にも、それぞれ同様の通知を行うこととしている。

また、令和４年法律第67号による少年院法の改正（第２編第１章１項（１）参照）により、被害者等の心情等の考慮に係る規定が整備された（令和５年12月１日施行）。これにより、少年院の長は、①被害者等から被害に関する心情等を述べたい旨の申出があったときは、当該心情等を聴取すること、②在院者の個人別矯正教育計画（第３編第２章第４節３項（１）参照）を策定し、矯正教育及び社会復帰支援を行うに当たっては、被害者等の心情等を考慮すること、③被害者等から聴取した心情等を在院者に伝達することを希望する旨の申出があったときは、生活指導（同章第４節３項（２）ア参照）を行うに当たり、当該心情等を在院者に伝達すること、などとされた。少年院において、前記の規定施行後の５年12月中に、**被害者等の心情等の聴取・伝達制度**（前記①及び③）により、被害者等から心情等を聴取した件数は２件、伝達件数は０件であった（法務省矯正局の資料による。）。

更生保護においては、少年事件においても、意見等聴取、心情等聴取・伝達及び相談・支援の各制度が実施されている（制度の概要及び運用状況については、本節５項参照）。なお、前記更生保護法の改正（本節５項参照）によって整備された規定の内容は、少年についても同様に適用される（ただし、地方更生保護委員会が行う被害者等からの意見等の聴取事項に関して記載した前記②のうち、「対象者の仮釈放中」は、「対象者の少年院からの仮退院中（特定保護観察処分少年は退院後）」となる。）。

7　法テラスによる被害者等に対する支援

法テラス（第２編第１章２項参照）は、被害者等に対する支援業務を行っている。その業務内容は、コールセンター及び各地方事務所を通じて、刑事手続への適切な関与、損害の回復や苦痛の軽減を図るための制度に関する情報提供を行うほか、被害者等の支援を行っている機関・団体の支援内容や相

談窓口を案内し、被害者等の支援について経験や理解のある弁護士の紹介等を行うものである。また、法テラスは、被害者参加制度が開始されてからは、被害者参加人が法テラスを経由して裁判所に国選被害者参加弁護士の選定請求をするに当たり、法テラスと契約している弁護士を国選被害者参加弁護士の候補に指名して裁判所に通知するなどの業務も行っている。

法テラスにおける被害者等に対する支援の実施状況の推移（最近10年間）については、6-2-1-5図のとおりである。令和５年度における犯罪被害者支援ダイヤルでの受電件数は２万3,363件（前年度比2,474件増）、地方事務所での犯罪被害・刑事手続等の問合せ件数は１万5,481件（同837件増）であり、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介した件数は2,516件（同987件増）であった。また、同年度の被害者参加人からの国選被害者参加弁護士選定請求件数は、726件（請求人員延べ848人）であり、罪名別にその件数を見ると、不同意性交等・不同意わいせつ等446件（61.4％）、傷害104件（14.3％）、殺人（自殺関与・同意殺人を含まない。）62件（8.5％）、過失運転致死傷等（業務上（重）過失致死傷を含む。）52件（7.2％）であった（法テラスの資料による。）。

6-2-1-5図　法テラスにおける被害者等に対する支援の実施状況の推移

（平成26年度～令和５年度）

① 被害者等支援業務

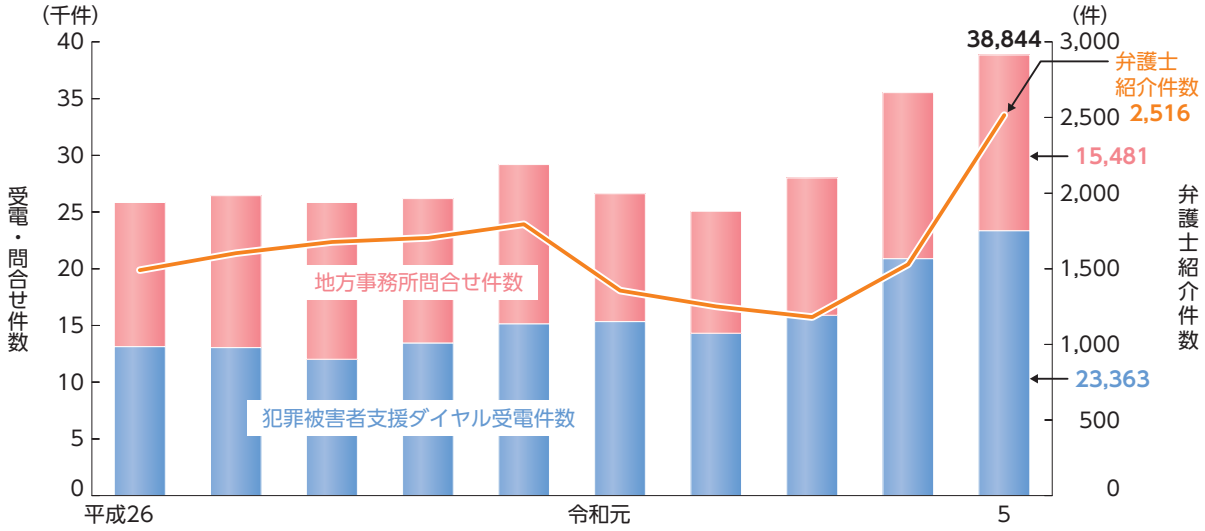

② 国選被害者参加弁護士選定請求件数（罪名別）・請求延べ人員

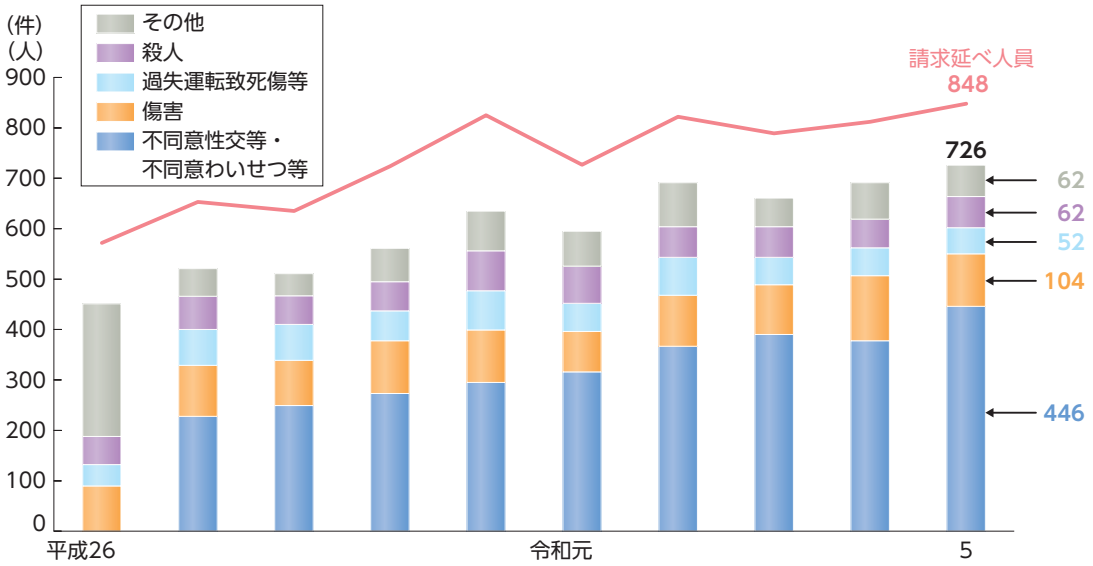

注　1　法テラスの資料による。
　　2　「殺人」は、自殺関与・同意殺人を含まない。
　　3　「過失運転致死傷等」は、業務上（重）過失致死傷を含む。

また、平成28年法律第53号による総合法律支援法（平成16年法律第74号）の改正により、平成30年１月から、法テラスにおいて、ストーカー規制法上の「つきまとい等」、児童虐待防止法上の「児童虐待」及び配偶者暴力防止法上の「配偶者からの暴力」の被害者に対し、必要な法律相談を実施することを内容とする「DV 等被害者法律相談援助」が実施されている（児童虐待・配偶者からの暴力・ストーカー等に係る犯罪については、第４編第６章参照）。令和５年度における DV 等被害者法律相談援助の実施件数は1,570件（前年度比278件増）であった（法テラスの資料による。）。

なお、令和６年４月に総合法律支援法の一部を改正する法律（令和６年法律第19号）が成立し、犯罪被害者やその家族を早期の段階から包括的かつ継続的に援助するための制度（**犯罪被害者等支援弁護士制度**）が導入されることとなった（８年４月までに施行）。同法の施行により、法テラスの業務に、一定の被害者等であって、必要な費用の支払により生活の維持が困難となるおそれがあるものについて、必要な法律相談を実施すること及び契約弁護士等にこれらに必要な法律事務等を取り扱わせることが追加されることとなる。

8　地方公共団体における被害者支援に向けた取組

令和３年度以降、第４次犯罪被害者等基本計画の下、地方公共団体に設置された、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の充実・周知の促進や、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定及び計画・指針の策定が行われている。平成31年４月以降、全ての地方公共団体に総合的対応窓口が設置されている上、令和５年４月１日現在、46都道府県、13指定都市及び606市区町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下この章において同じ。）において、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例が制定され、46都道府県、13指定都市及び186市区町村において、犯罪被害者等支援に関する計画・指針が策定されている（警察庁長官官房の資料による。）。

第２節 ■ 犯罪被害者等に対する給付金の支給制度等

1　犯罪被害給付制度

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）に基づき、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償を得られない犯罪被害者及びその遺族に対し、**犯罪被害者等給付金**が支給される。令和５年度の犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る犯罪被害者数は337人（裁定件数403件）であり、裁定総金額は13億8,376万円であった（警察庁長官官房の資料による。）。なお、６年６月14日に「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布され（翌15日施行）、犯罪被害者等給付金における、遺族給付基礎額、休業加算基礎額及び障害給付基礎額の最低額が引き上げられたほか、遺族給付基礎額の算定において新たな加算額が設けられた。

2　国外犯罪被害弔慰金等の支給制度

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）に基づき、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により死亡した日本国籍を有する者（日本国外の永住者を除く。以下同じ。）の遺族（日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に対し、**国外犯罪被害弔慰金**として被害者一人当たり200万円が、当該犯罪行為により障害等級第１級相当の障害が残った日本国籍を有する者に対し、**国外犯罪被害障害見舞金**として一人当たり100万円が、それぞれ支給される。令和５年度において、国外犯罪被害弔慰金等の支給裁定に係る国外犯罪

被害者数は、１人（裁定件数２件）であり、裁定総金額は200万円であった（警察庁長官官房の資料による。）。

3 被害回復給付金支給制度

組織的犯罪処罰法により、財産犯等の犯罪行為により犯人が被害者から得た財産等（犯罪被害財産）について、一定の場合にその没収・追徴を行うことができ、また、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）により、没収・追徴した犯罪被害財産や外国から譲与を受けたこれに相当する財産を用いて、被害者等に対し、**被害回復給付金**が支給される。令和５年に被害回復給付金支給手続の開始決定が行われたのは23件であり、開始決定時における給付資金総額は約12億8,724万円であった（官報による。）。

4 被害回復分配金支払制度

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）は、預金口座等への振込を利用して行われた詐欺等の犯罪行為の被害者に対する**被害回復分配金**の支払等のため、預金等債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定めており、これにより、特殊詐欺等による財産的被害の迅速な回復が図られている。令和５年度に金融機関から被害者に対して支払われた被害回復分配金の総額は、約24億1,134万円であった（預金保険機構の資料による。）。

5 自動車損害賠償保障制度

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）は、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図ることなどを目的としている。自動車損害賠償保障制度の中核となっているのは、自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済（以下この項において「自賠責保険等」という。）である。

さらに、自賠責保険等を補完するものとして、政府が行っている自動車損害賠償保障事業がある。これは、加害者を特定できない「ひき逃げ事故」や有効な自賠責保険等が締結されていない「無保険」（無共済を含む。以下この項において同じ。）の自動車による事故の場合には、自賠責保険等による救済を受けられないため、政府が被害者に対して損害額を塡（てん）補するものであり、その保障金は、同事業が行う損害の塡補の基準に基づき支払われる。令和５年度の自動車損害賠償保障事業による保障金は、ひき逃げ事故について235人、無保険車による事故について98人に支払われた。支払額は、死亡者一人当たり平均約1,703万円、負傷者一人当たり平均約105万円であった（国土交通省物流・自動車局の資料による。）。

なお、政府においては、自動車損害賠償保障事業のほか、自動車事故対策事業として、被害者支援及び事故防止に関する事業を実施しており、令和４年６月、自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和４年法律第65号）により、同事業が「被害者保護増進等事業」として新たに位置付けられた。これにより、５年４月から自動車損害賠償保障事業と被害者保護増進等事業を、一体として新たな自動車事故対策事業として実施することとし、安定的・持続的に事業を実施できる仕組みへの転換が図られた。

6 地方公共団体による見舞金制度等

一部の地方公共団体は、犯罪被害者等に対する見舞金支給制度や生活資金の貸付制度を導入している。令和５年４月１日時点で、犯罪被害者等を対象とする見舞金支給制度を導入している地方公共団体は、16都県、14指定都市及び631市区町村であり、貸付制度を導入している地方公共団体は、３県、１指定都市及び10市区町であった（警察庁長官官房の資料による。）。

第3節 ■ 人身取引被害者保護

人身取引は重大な人権侵害であり、令和４年12月、犯罪対策閣僚会議において、近年の人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となった総合的かつ包括的な人身取引対策を更に推進するため、人身取引対策行動計画2014を改定した**人身取引対策行動計画2022**が策定され、潜在的被害者に対する被害申告先、被害者保護施策の周知、外国語による窓口対応の強化、技能実習生等に対する労働搾取を目的とした人身取引の取締りの徹底等の施策が掲げられた。

発見された女性の人身取引被害者については、必要に応じ、女性相談支援センター（令和６年４月から婦人相談所が名称変更）が一時保護を行い、又は民間シェルター等に一時保護を委託するなどして、その保護を行っている。４年度においては、婦人相談所が一時保護を行った被害者数は２人であり、平成13年度から令和４年度までに一時保護された被害者数（婦人相談所が民間シェルター等に一時保護を委託した者を含む。）は、累計481人であった（厚生労働省社会・援護局の資料による。）。また、外国人の人身取引被害者については、被害者が不法残留等の入管法違反の状態にあっても、在留特別許可による法的地位の安定化を図っており、令和４年には、入管法違反の状態にあった人身取引被害者１人（平成17年以降の累計で195人）に在留特別許可がなされた。令和５年には、人身取引被害者８人を保護したが、いずれも在留資格を有していた（出入国在留管理庁の資料による。）。

このほか、**国際移住機関（IOM）**は、警察、出入国在留管理庁、女性相談支援センター等と連携し、人身取引被害者に対する帰国支援等の事業を行っており、令和５年には１か国７人（同事業が開始された平成17年５月以降の累計で９か国362人）に対する帰国・社会復帰支援が行われた（国際移住機関の資料による。）。

女子施設地域連携事業（介護福祉士による居室内清掃等指導）の様子
【写真提供：法務省矯正局】

女性の更生保護施設の外観
【写真提供：法務省保護局】

第7編　女性犯罪者の実態と処遇

第１章　はじめに
第２章　女性を取り巻く社会状況等
第３章　女性による犯罪の動向等
第４章　女性犯罪者の処遇・支援
第５章　特別調査
第６章　おわりに

第1章　はじめに

女性の刑法犯の検挙人員は、平成18年以降減少傾向にあり、令和５年は３万9,370人と、平成17年の約２分の１であった（7-3-1-1図参照）。また、女性入所受刑者の人員は、平成19年以降減少傾向にあり、令和５年は1,486人と、平成18年の約５分の３であった（7-3-3-1図参照）。このように、女性の刑法犯の検挙人員及び女性入所受刑者の人員はいずれも減少傾向にあるものの、他方で平成元年以降の女性入所受刑者の再入者率を見ると、３年まで上昇し49.9％となった後、翌年以降低下傾向となり、16年には28.4％まで低下したものの、翌年から令和元年まで再び上昇傾向に転じ、以降も高止まりの状況にある（5-3-1図参照）。

これまで女性犯罪者に関しては、再犯防止に向けた総合対策（平成24年７月犯罪対策閣僚会議決定）において、女性特有の問題に着目した指導及び支援を強化することが重点施策の一つとして掲げられていたほか、再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）においては、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組として、女性の抱える問題に応じた指導等を行うこととされ、続く第二次再犯防止推進計画（令和５年３月17日閣議決定）においても、女性受刑者等の困難に応じた指導・支援のほか、矯正施設在所中から関係機関等と連携した切れ目のない社会復帰支援等を行うことが求められている。

法務総合研究所では、女性犯罪者に関し、平成４年版犯罪白書特集「女子と犯罪」、平成25年版犯罪白書特集「女子の犯罪・非行」等において、公的統計に基づいた動向分析等を行ってきたところであるが、いずれも各調査時点から相応の年数が経過している。各調査時点以降の女性入所受刑者の罪名別人員及び年齢層別人員に着目すると、まず、女性入所受刑者総数に占める窃盗及び覚醒剤取締法違反の人員の合計の割合は、平成25年には８割を超え、以降も高止まりが続いている。また、23年までは覚醒剤取締法違反の人員が窃盗の人員を上回っていたものの、翌年以降は逆転している（7-3-3-2図参照）。さらに、女性入所受刑者総数に占める65歳以上の比率を見ると、平成21年までは10％以下であったものの、令和５年には22.7％と大幅に上昇している（7-3-3-1図参照）。このように、各調査時点以降の女性入所受刑者の傾向にも変化が見られる。

そこで、特に女性犯罪者の再犯防止や円滑な社会復帰に着目し、近年における女性犯罪者の実態及びそのニーズを把握するため、受刑者等（女性受刑者に加え、比較対象のための男性受刑者等を含む。）を対象とする特別調査を行い、男性受刑者との比較による分析に加えて、女性受刑者の入所罪名の多くを占める窃盗事犯及び薬物事犯という二つの犯罪類型に着目し、分析を行うこととした。

本特集は、前記特別調査の結果に加え、各種統計資料に基づく女性による犯罪の動向や、女性犯罪者に対する処遇・支援の現状を紹介することで、女性犯罪者に対するより効果的なアセスメントや処遇・支援の在り方等の検討に資する資料を提供することを目指した。本特集は、女性受刑者に見られる傾向・特徴と女性犯罪者の再犯等との因果関係を示すことを狙いとしたものではない。女性受刑者に見られる傾向・特徴は、女性犯罪者が抱えていると考えられる様々な背景事情と関連し、それが心理面や社会生活に影響を及ぼしているのではないかとの問題意識に立ち、女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を図る上で留意すべき点を整理することにより、女性犯罪者に対する処遇・支援の在り方を考えるための基礎資料を提供することを目的としている。

本編の構成は、以下のとおりである。

第２章では、女性犯罪者をめぐる刑事政策の動向及び近年の社会生活の状況を概観する。女性犯罪者の処遇・支援の在り方を考えるに当たっては、刑事政策の動向、すなわち現在の女性犯罪者に対してどのような施策に基づく処遇・支援が行われているかを知る必要がある。さらに、第５章で特別調査の結果を基に女性受刑者の生活状況や周囲との関わりを見るための前提として、近年の社会生活の

状況、すなわち14歳以上の年齢層別人口の推移、年齢層別就業率及び雇用形態別構成比の推移、並びに世帯構造別世帯数及び高齢者の家族形態別構成比の推移等をいずれも男女別に紹介する。

第３章では、各種統計資料に基づき、刑事手続の各段階における女性による犯罪の動向等を概観する。なお、第４編第７章の「女性による犯罪・非行」は、主として令和５年の女性による犯罪・非行の動向を中心として紹介しているのに対し、本章は、近年の女性による犯罪の動向を経年で比較するとともに男女別に見ることで、女性犯罪者の実態を明らかにすることを目指した。

第４章では、女性犯罪者に対する施設内及び社会内での処遇・支援の現状を紹介する。

第５章では、特別調査の結果を踏まえ、主として男性受刑者との比較により、女性受刑者の意識や実情に係る傾向・特徴を明らかにする。その上で、女性受刑者の中でも割合が高く、かつ女性犯罪者に特有の問題点や特徴が見受けられる薬物事犯者及び窃盗事犯者について、それぞれ比較・分析を行った結果等を紹介する。その際、薬物事犯者については、生活状況及び交友関係の二つの側面から、窃盗事犯者については、経済的状況及び周囲との関わりの二つの側面から、それぞれ特徴的な傾向が見られた項目について取り上げる。

以上を踏まえ、第６章では、近年の女性犯罪者の特性等を踏まえた処遇・支援の更なる充実に向けた課題や展望等について総括する。

第2章　女性を取り巻く社会状況等

平成４年版犯罪白書では、特集として「女子と犯罪」を取り上げ、我が国の女性による犯罪の動向及び女性犯罪者に対する処遇の実情を報告するとともに、女性による犯罪の増加と女性の社会進出との関連を否定し、女性による犯罪の大半は、女性の社会進出が進む以前と変わらない犯罪類型であることを明らかにした。かつては、女性の社会進出の進行に伴い、犯罪も男性並みになるのではないかと推測されていたが、実際には、近年のより一層の女性の社会的活躍の中でも、女性による犯罪の動向は、著しい変化を見せるには至っていない。

もっとも、平成22年には女性入所受刑者の人員が４年の約2.4倍となり、女性の再入者の人員も12年から増加傾向にあったことなどから、平成25年版犯罪白書では、特集として「女子の犯罪・非行」を取り上げた。同特集では、女性受刑者の中でも多くの割合を占める窃盗事犯者及び覚醒剤事犯者に焦点を当て、窃盗事犯者については、女性特有の問題の存在がうかがわれることからこれを解明していく必要があると指摘し、覚醒剤事犯者についても、特性に応じた処遇が重要であり、当時、試行されていた薬物依存回復プログラム等の着実な実施と効果検証の重要性を指摘した上で、過剰収容が続く女性刑事施設の状況を踏まえ、民間の支援・助力を最大限に活用するとともに、施設の拡充を含む処遇体制の充実・強化を図るべきであると指摘した。

近年においては、本編第１章でも述べたとおり、女性入所受刑者について、その人員は減少傾向にある一方、女性入所受刑者総数に占める窃盗事犯者の割合は上昇傾向にあり、65歳以上の高齢者の割合も上昇傾向にあるなど、女性刑事施設における状況は更に変化している。このように、女性犯罪者については、その時代ごとに問題とされる点が異なることから、今後の女性犯罪者の再犯防止や円滑な社会復帰のための方策を考えるに当たっては、近年の女性犯罪者をめぐる刑事政策の動向や、社会における一般的な生活状況についても知る必要がある。

そこで、この章では、まず近年の女性犯罪者をめぐる刑事政策の動向について見た後、近年の社会生活の状況について概観する。

1　女性犯罪者をめぐる刑事政策の動向

まず刑法犯の動向について見ると、刑法犯の検挙人員は、昭和25年に戦後最多の60万7,769人を記録した後、緩やかな減少傾向にあり、55年から59年まで増加傾向に転じたものの、再び、緩やかな減少傾向を経て、平成13年から増加に転じ、16年には38万9,027人を記録したが、17年からは減少傾向にある（**1-1-1-1図**参照）。一方、女性の刑法犯の検挙人員は、昭和25年、39年、58年をピークとする三つの波を描いて推移した後、平成17年に戦後最多の８万4,162人を記録し、18年からは減少傾向にある。刑法犯の検挙人員のうち平成元年以降の20歳以上の女性について見ると、２年に最も少ない２万5,737人を記録した後、翌年からは増加傾向にあり、18年には５万5,537人とピークを迎え、翌年からは減少傾向が続いており、令和５年は３万6,499人であった（**4-7-1-1図**参照）。

さらに、刑事施設の状況に目を向け、平成元年以降の刑事施設における被収容者の収容率（収容人員の収容定員に対する比率）の推移について見ると、５年以降増加し、13年以降18年までは100％を超えていたものの、翌年から100％を下回り、低下している。刑事施設における被収容者のうち女性被収容者の年末収容人員を見ると、同じく５年以降増加し、23年に5,345人とピークを迎えた後、翌年からは減少に転じ、令和５年は3,502人であった。なお、女性被収容者の収容率の推移を見ると、平成13年以降18年までは収容率が100％を超えており、その後も24年までは既決の収容率が100％を超えていたが、翌年からはいずれも低下傾向にあり、令和５年の収容率は53.1％であった（既決60.3％、未決32.1％）（CD-ROM 資料**2-5**参照）。このように、平成25年以降、女性の刑法犯の検挙

人員及び女性被収容者の年末収容人員はいずれも減少傾向にあり、収容率も低下傾向にある。

平成元年以降の女性入所受刑者の罪名別人員について見ると、23年までは、覚醒剤取締法違反の構成比が最も高く、次いで、窃盗の順であったが、24年以降は、窃盗が覚醒剤取締法違反を上回るようになり、令和５年には窃盗823人、覚醒剤取締法違反359人と、窃盗の人員が覚醒剤取締法違反の人員を大幅に上回っている（4-7-2-4図及び7-3-3-2図参照）。また、女性入所受刑者総数に占める65歳以上の人員の構成比を見ると、平成元年以降上昇傾向にあり、22年には10％、令和４年には20％を超え、５年は22.7％であった（4-7-2-5図及び7-3-3-1図参照）。

このような中、刑事政策の動きについて見ると、平成24年に行われた犯罪対策閣僚会議では「近年における女性受刑者の増加に対し、薬物事犯者の占める割合の高さや高齢者における窃盗の占める割合の高さ等、女性に特徴的な傾向を分析し、更に効果的な指導・支援方策を検討する。また、過去の被虐待体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている者に対し、社会生活への適応のための支援方策を検討する。」とされ、女性特有の問題に着目した指導及び支援が再犯防止のための重点施策の一つとして掲げられた。翌25年には、女子刑務所のあり方研究委員会が発足し、26年度から、地域の医療・福祉等の専門家の協力を得ながら女性受刑者特有の問題に着目した処遇を行う、女子施設地域支援モデル事業を開始した。同モデル事業は、29年度から、女子施設地域連携事業として女性刑事施設10庁において実施されるに至った。同年12月には、再犯防止推進法に基づく再犯防止推進計画が閣議決定され、女性の抱える問題に応じた指導等の充実を図るよう求められており、特に、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題等を抱える女性に配慮した指導や、関係機関等と連携した社会復帰支援等を行うこととされた。令和５年３月に閣議決定された第二次再犯防止推進計画においても、女性受刑者等は、妊娠・出産等の事情を抱えている場合があること、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷、依存症・摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合が多いことなどから、これらの困難に応じた指導・支援のほか、矯正施設在所中から関係機関等と連携した切れ目のない社会復帰支援等を行うこととされた。

そして、女性による犯罪のうち多くを占める窃盗及び覚醒剤取締法違反に関連する法律の状況について見ると、平成18年４月、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成18年法律第36号）が成立し、同年５月に施行された。同法は、窃盗等の犯罪に関する情勢等に鑑み、これらの犯罪に適正に対処するために刑法等を改正したもので、窃盗等の罪に罰金刑が新設されるなどした。また、25年６月に成立した刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）により、刑の一部執行猶予制度が新設され、28年６月から施行された。これにより、薬物事犯者等について、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、その刑の一部の執行を猶予することができるようになった。さらに、女性犯罪者に対する処遇に関する大きな変更として、売春防止法（昭和31年法律第118号）５条（勧誘等）の罪を犯して補導処分に付された満20歳以上の女性は、婦人補導院に収容されることとなっていたが、令和４年５月に成立した困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第52号）により、売春防止法が改正されて補導処分の規定が削除され、婦人補導院も６年４月１日に廃止された。

7-2-1表　女性犯罪者をめぐる刑事政策の動向等

年　次	刑法犯・特別法犯の動向	刑事施設の動向	刑事政策の動き
昭和25年（1950年）	刑法犯検挙人員 戦後最多（607,769人） 女性の刑法犯検挙人員 戦後第一のピーク（54,278人）		
昭和33年（1958年）			売春防止法（昭和31年法律第118号）施行
昭和39年（1964年）	女性の刑法犯検挙人員 戦後第二のピーク（51,183人）		
昭和58年（1983年）	女性の刑法犯検挙人員 戦後第三のピーク（83,200人） 女性の窃盗の検挙人員 戦後最多（70,487人）		
昭和59年（1984年）	女性の覚醒剤取締法違反の検挙人員 昭和45年以降最多（4,384人）		
平成９年（1997年）	刑法犯検挙人員の女性比 戦後最大（22.4%）		
平成13年（2001年）		刑事施設における全体収容率 100%を超える 女性の刑事施設における収容率 100%を超える	
平成16年（2004年）	刑法犯検挙人員 平成におけるピーク（389,027人）		
平成17年（2005年）	女性の刑法犯検挙人員 戦後最多（84,162人）		
平成18年（2006年）	20歳以上の女性の刑法犯検挙人員 平成におけるピーク（55,537人）		刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成18年法律第36号）施行
平成19年（2007年）		刑事施設における全体収容率 100%を下回る	
平成22年（2010年）		女性入所受刑者の年齢層別構成比 65歳以上が10%を超える	
平成23年（2011年）		女性の刑事施設における収容人員 戦後最多（5,345人）	
平成24年（2012年）		女性入所受刑者 窃盗が覚醒剤取締法違反を上回る	犯罪対策閣僚会議「再犯防止に向けた総合対策」
平成25年（2013年）		女性の刑事施設における既決収容率 100%を下回る	「女子刑務所のあり方研究委員会」発足
平成26年（2014年）			「女子施設地域支援モデル事業」開始
平成28年（2016年）			刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）施行 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）施行
平成29年（2017年）			女性刑事施設10庁で「女子施設地域連携事業」実施 「再犯防止推進計画」閣議決定
令和４年（2022年）		入所受刑者の女性比 戦後最大（10.7%） 女性入所受刑者の年齢層別構成比 65歳以上が20%を超える	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第52号）成立
令和５年（2023年）			「第二次再犯防止推進計画」閣議決定

注　1　検挙人員及び検挙件数は、警察庁の統計による。
　　2　入所受刑者の人員は、行政統計年報及び矯正統計年報による。
　　3　刑事施設の収容率は、法務省矯正局の資料による。
　　4　刑法犯の検挙人員について、昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含み、昭和40年以前は、業務上（重）過失致死傷を含まない。
　　5　女性の覚醒剤取締法違反の検挙人員は、資料を入手し得た昭和45年以降の数値で作成した。
　　6　女性の刑事施設における収容率は、資料を入手し得た平成13年以降の数値で作成した。

2 近年の社会生活の状況

我が国の総人口は、平成17年に戦後初めて前年を下回った後、20年にピークとなり、23年以降、13年連続で減少している。令和５年10月１日現在の総人口は１億2,435万２千人であり、総人口を男女別にみると、女性は6,385万９千人（総人口に占める割合51.4％）と、前年と比べ33万人（0.5％）減少しており、男性は6,049万２千人（同48.6％）と、前年と比べ26万５千人（0.4％）減少している。人口性比（女性100人に対する男性の数をいう。）は94.7となっており、女性が男性よりも336万７千人多くなっている（総務省統計局の人口資料による）。

7-2-2図は、14歳以上の年齢層別人口の推移を男女別に見たものである。男女共に14～19歳及び20～29歳の人口はいずれも減少傾向にあるのに対し、65歳以上の人口は平成６年以降増加傾向にあり、令和５年は女性が約2,051万人、男性が約1,571万人と、いずれも平成６年の約２倍であった。

7-2-2図 14歳以上の年齢層別人口の推移（男女別）

（平成６年～令和５年）

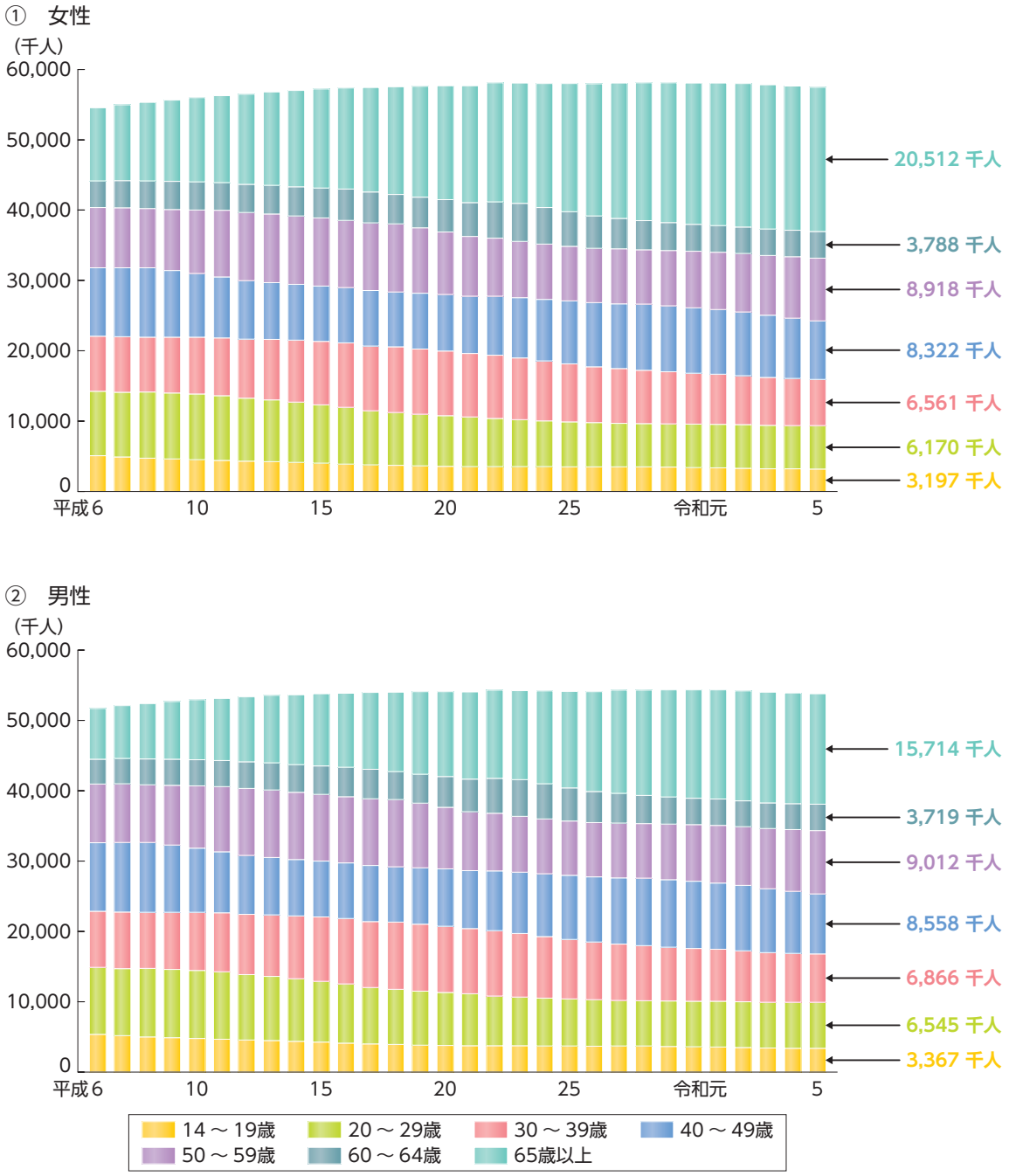

注　総務省統計局の人口資料による。

7-2-3図は、年齢層別就業率及び雇用形態別構成比の推移を男女別に見たものである。就業率について見ると、男女共に55～64歳の就業率が上昇している。また、女性はいずれの年齢層においても男性よりも就業率が低く、令和５年では、男性の就業率は25～34歳、35～44歳、45～54歳及び55～64歳のいずれも９割前後であるのに対し、女性の就業率はいずれも７～８割程度となっている。雇用形態別構成比について見ると、平成16年から令和５年までの間に大きな変化はなく、女性では、「正規」及び「パート・アルバイト」がいずれも40％台であるのに対し、男性では、「正規」が70～80％台を占め、「パート・アルバイト」は10％前後である。

7-2-3図　年齢層別就業率・雇用形態別構成比の推移（男女別）

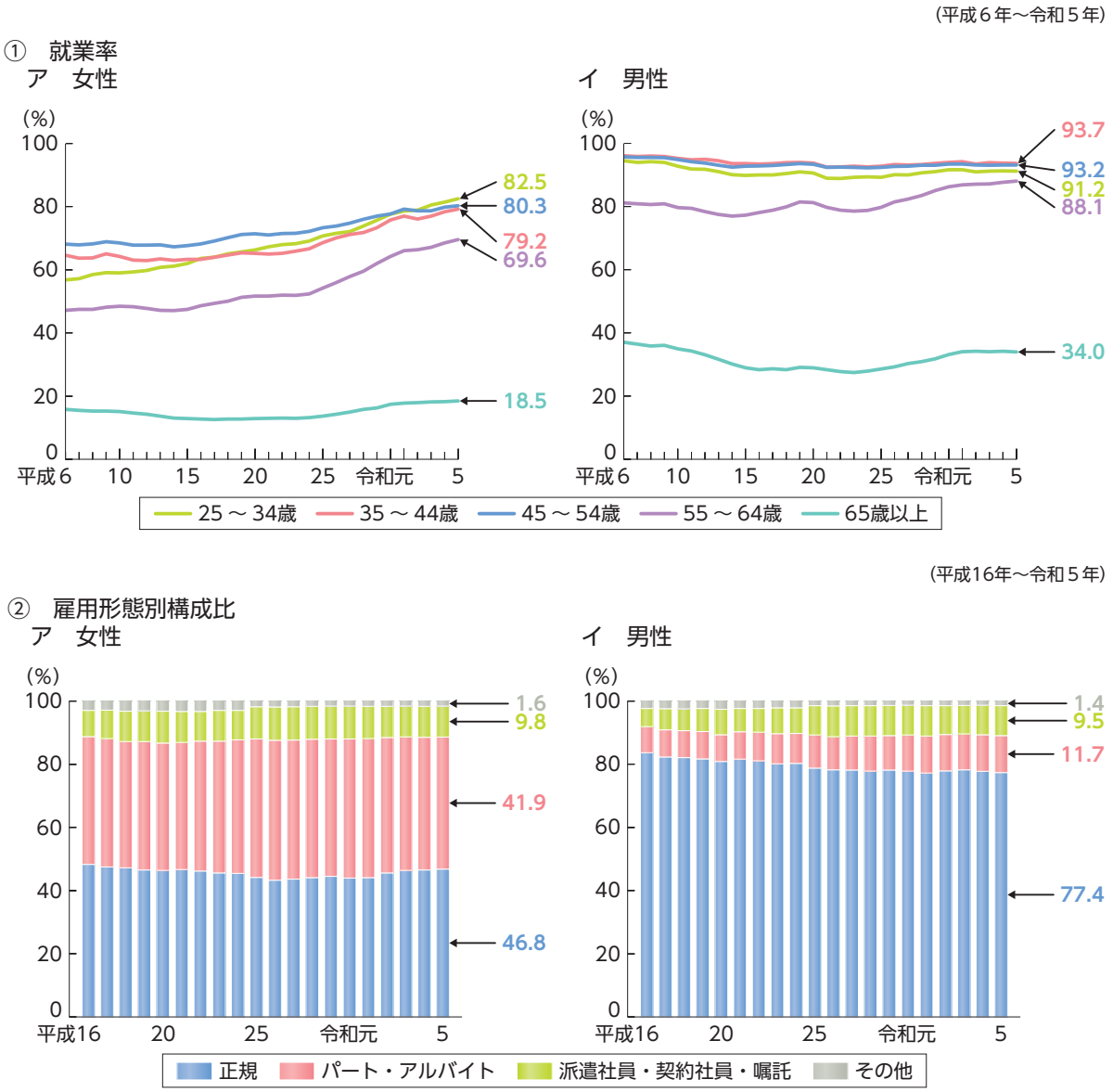

注　1　総務省統計局の資料による。
　　2　「就業率」は、15歳以上の人口に占める就業者の割合である。
　　3　平成23年の数値は、補完的に推計した値である。

7-2-4図①は、世帯数の推移を世帯構造別に見たもの、7-2-4図②は、65歳以上の高齢者の家族形態別構成比の推移を男女別に見たものである。

7-2-4図①を見ると、世帯数の総数は、平成10年から増加傾向にあり、令和４年は5,431万世帯であった。単独世帯及び夫婦のみの世帯は、いずれも増加傾向にあり、平成10年はそれぞれ1,062万７千世帯（世帯総数の約23.9％）、878万１千世帯（同19.7％）であったが、令和４年はそれぞれ1,785万２千世帯（同32.9％）、1,333万世帯（同24.5％）であった。他方、三世代世帯は、減少傾向にあ

り、平成10年は512万５千世帯（同11.5％）であったが、令和４年は208万６千世帯（同3.8％）であった。

7-2-4図②を見ると、男女共に、単独世帯及び夫婦のみの世帯の者の構成比はいずれも上昇傾向にあるが、子と同居世帯の者の構成比は低下傾向にある。令和４年の単独世帯及び夫婦のみの世帯の者の構成比は、女性ではそれぞれ25.3％、34.8％、男性ではそれぞれ17.2％、47.7％であった。

7-2-4図　世帯構造別世帯数・高齢者の家族形態別構成比（男女別）の推移

（平成10年・13年・16年・19年・22年・25年・28年・令和元年・４年）

① 世帯構造別世帯数

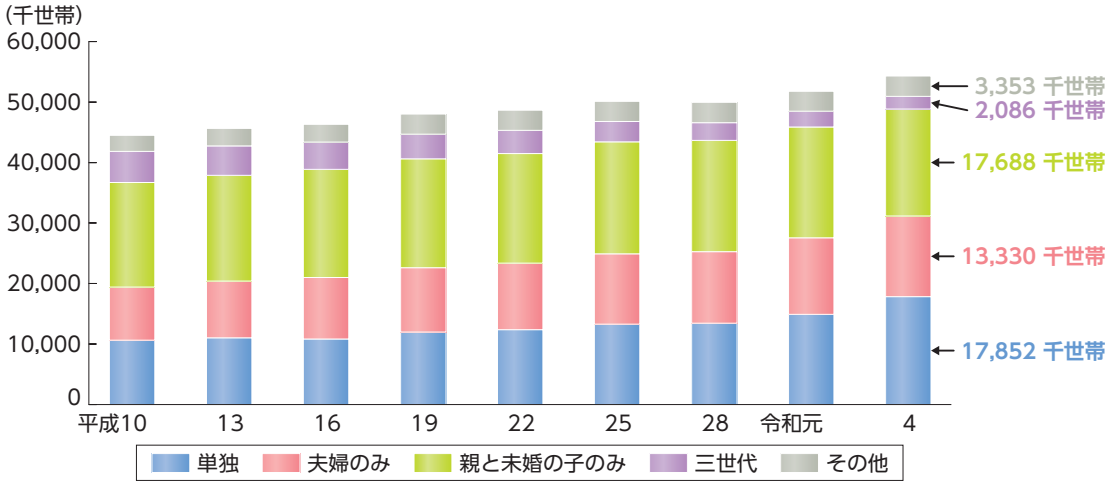

② 高齢者の家族形態別構成比

ア 女性

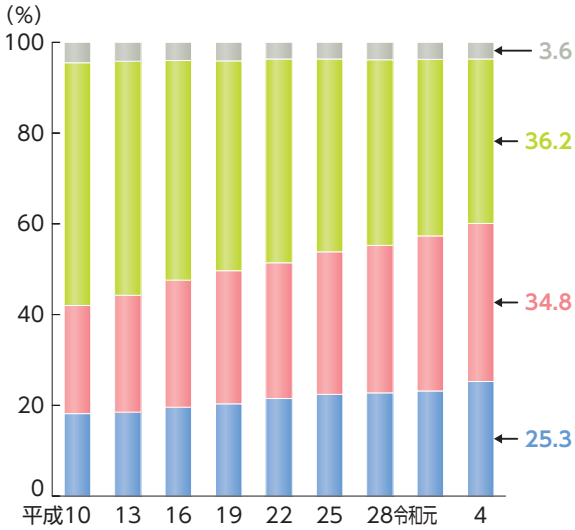

イ 男性

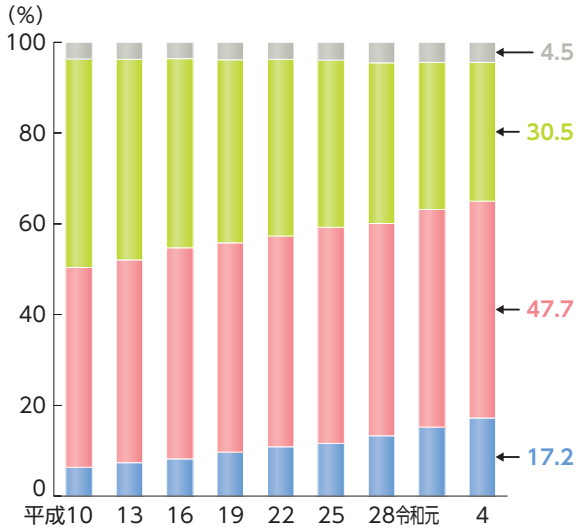

単独　夫婦のみ　子と同居　その他

注　1　厚生労働省政策統括官の資料による。
　　2　「高齢者」は、65歳以上の者をいう。
　　3　平成28年は、熊本県の数値を除いたものである。

7-2-5図は、内閣官房孤独・孤立対策担当室（当時）が16歳以上の個人を対象に実施した「人々のつながりに関する基礎調査（令和５年）」の調査結果を基に孤独の状況について男女別に見たものである。これは、孤独という主観的な感情を間接質問により数値的に測定するために考案された「UCLA孤独感尺度」（Russell DW、1996）の日本語版（舛田他、2012）の３項目短縮版（Arimoto A & Tadaka E、2019）に基づく質問で、「あなたは、自分には人とのつきあいがないと感じることがありますか。」、「あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。」、「あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。」の３項目に関して、「決してない」、「ほとんどない」、「時々ある」、「常にある」の４件法で回答を求めた上で、回答の結果について、「決してない」を１点、「ほとんどない」を２点、「時々ある」を３点、「常にある」を４点としてスコア化し、その合計スコアについて、「10～12点（常にある）」、「７～９点（時々ある）」、「４～６点（ほとんどない）」、「３点（決してない）」の４区分に整理したものである。

女性は「４～６点（ほとんどない）」の構成比が最も高く、次いで「７～９点（時々ある）」、「３点（決してない）」の順であった。男性は「７～９点（時々ある）」の構成比が最も高く、次いで「４～６点（ほとんどない）」、「３点（決してない）」の順であった。

7-2-5図　孤独の状況（男女別）

（令和５年）

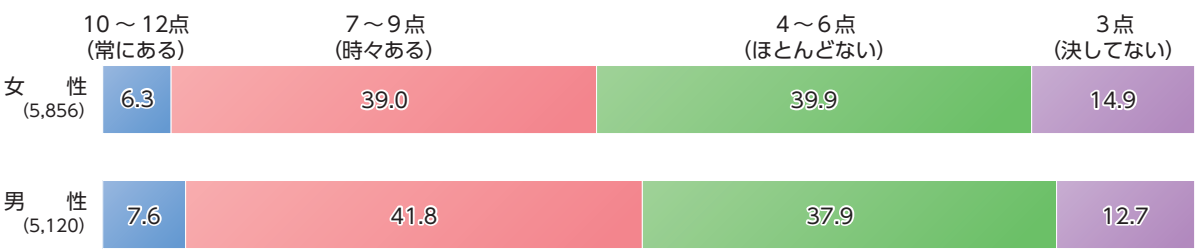

注　1　内閣官房孤独・孤立対策担当室（当時）の資料を基に法務総合研究所が作成した。
　　2　無回答を除く。
　　3　（　）内は、実人員である。

7-2-6図は、内閣府男女共同参画局が18歳以上59歳以下の男女を対象に実施した「男女間における暴力に関する調査（令和５年度）」の調査結果を基に配偶者及び交際相手からの暴力の被害経験の有無を男女別に見たものである。なお、暴力とは、「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」及び「性的強要」をいう。①配偶者からの被害経験は、同調査の対象者のうち、これまでに結婚したことのある人に対し、これまでに配偶者から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」、「性的強要」の各被害を受けたことがあるかにつきそれぞれ回答を求めたものである。②交際相手からの被害経験は、同調査の対象者のうち、交際相手がいた（いる）人に対し、これまでに交際相手から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」、「性的強要」の各被害を受けたことがあるかにつきそれぞれ回答を求めたものである。

男女共に、配偶者からの被害経験及び交際相手からの被害経験のいずれも、全ての項目で「まったくない」の構成比は８～９割程度であり、女性は男性と比べて「ある」の構成比が高かった。また、各項目について、総じて配偶者からの被害経験の方が、交際相手からの被害経験よりも、「ある」の構成比が高かった。

7-2-6図　配偶者・交際相手からの暴力の被害経験の有無（男女別）

（令和５年度）

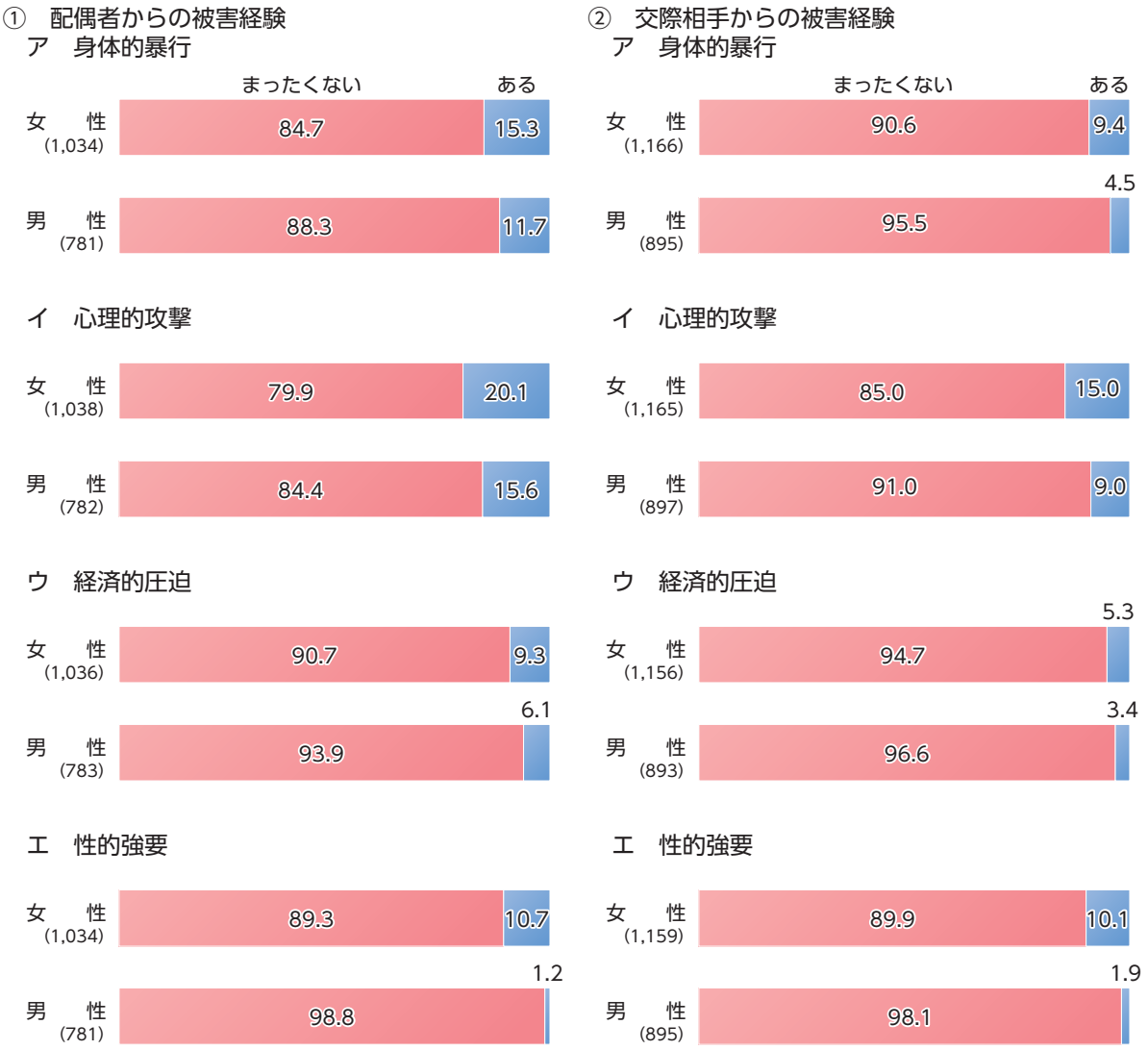

注　1　内閣府男女共同参画局の資料を基に法務総合研究所が作成した。
　　2　無回答を除く。
　　3　配偶者には、事実婚、別居中の夫婦及び元配偶者を含む。
　　4　交際相手には、同性の交際相手を含み、婚姻届を出していない事実婚は含まない。また、現在結婚している者は結婚前の状況を対象としている。
　　5　「ある」は、①について「何度もあった」又は「１、２度あった」に回答した者の構成比であり、②について「10歳代にあった」、「20歳代にあった」又は「30歳代以上にあった」のいずれかに回答した者の構成比である。
　　6　（　）内は、実人員である。

第3章 女性による犯罪の動向等

第４編第７章では、各種統計資料等に基づき、主として令和５年における女性による犯罪・非行の動向を示した。この章では、女性犯罪者の実態を探るべく、各種統計資料等に基づき、男性との比較を行いつつ、近年の女性による犯罪の動向及び女性犯罪者の処遇の各段階における人員の推移等について概観する。

第１節 ■ 検挙

1 刑法犯及び特別法犯の検挙人員等

刑法犯及び特別法犯の検挙人員並びに人口比の推移（最近30年間）を男女別に見ると、**7-3-1-1図**のとおりである。刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数は、女性では平成17年（９万5,760人）、男性では18年（37万4,125人）をピークにその後はいずれも減少傾向にあるところ、令和５年は、女性では４万6,813人、男性では19万3,472人と、いずれもピーク時の約２分の１であった。また、女性は、一貫して男性より検挙人員総数が少なく、令和５年の男女を合わせた検挙人員総数（24万285人）のうち、女性の占める比率は19.5％と、約５分の１であった（CD-ROM 参照。なお、女性の刑法犯検挙人員に占める少年の検挙人員については、**4-7-1-1図**参照）。

検挙人員の人口比（14歳以上の男女別10万人当たりの検挙人員をいう。以下この項において同じ。）について見ると、女性は、刑法犯では平成17年の147.0、特別法犯では７年の23.1をピークにその後はいずれも低下傾向にあるところ、令和５年の女性人口比は、刑法犯では68.5、特別法犯では13.0と、いずれもピーク時の約２分の１であった。他方、男性は、一貫して女性より人口比が高く、刑法犯では平成16年の566.3、特別法犯では19年の138.3をピークにその後はいずれも低下傾向にあるところ、令和５年の男性人口比は、刑法犯では267.6、特別法犯では92.2と、それぞれピーク時の約２分の１、約３分の2であった。

7-3-1-1図 刑法犯・特別法犯 検挙人員・人口比の推移（男女別）

（平成６年～令和５年）

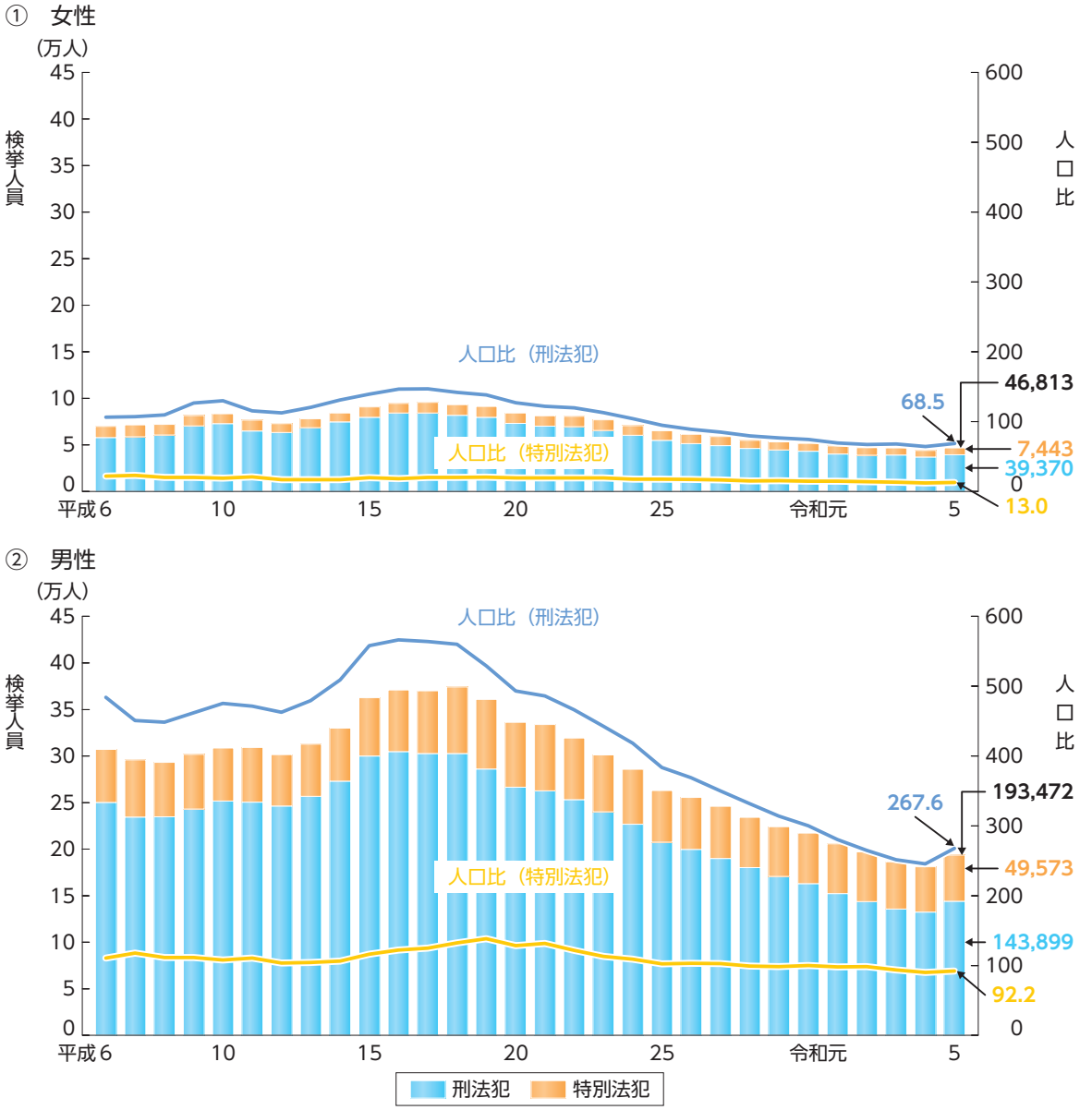

注　1　警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
　　2　「人口比」は、14歳以上の男女別10万人当たりの検挙人員である。
　　3　特別法犯は、平成15年までは交通関係４法令違反を除き、16年以降は交通法令違反を除く。

2 窃盗の検挙人員等

刑法犯のうち窃盗の検挙人員について、刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数に占める比率並びに態様・手口別人員の推移（最近30年間）を男女別に見ると、7-3-1-2図のとおりである。窃盗の検挙人員について見ると、女性では平成17年（６万462人）、男性では16年（13万5,023人）に６年以降で最多を記録したが、その後はいずれも減少傾向にあるところ、令和５年は、女性では２万6,712人、男性では５万8,823人であった。刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数に占める比率について見ると、女性では平成９年（67.8％）、男性では10年（40.6％）をピークにその後はいずれも上昇低下を繰り返していたが、男女共に24年から低下傾向にあるところ、令和５年は、女性では57.1％、男性では30.4％であった。

態様・手口別人員について見ると、万引きは、男女共に平成17年（女性５万249人、男性６万3,704人）をピークにその後は減少傾向にあるものの、女性では、６年以降、一貫して窃盗の検挙人員の75％以上を占めており、令和５年は75.7％に相当する２万228人であるのに対し、男性では、平成20年以降、窃盗の検挙人員の５割程度を占めるにとどまっており、令和５年は49.6％に相当する２万9,171人であった。なお、男性では、平成６年には窃盗の検挙人員で最も多く４割以上を占めていた乗り物盗が翌年以降減少傾向にあるところ、令和５年は6,565人と、平成６年の約10分の１であった。また、20年以降、万引き以外の非侵入窃盗が、窃盗の検挙人員の２割から３割程度を占めており、令和５年は１万8,171人であった（CD-ROM 参照）。

7-3-1-2図　窃盗 検挙人員等の推移（男女別）

（平成６年～令和５年）

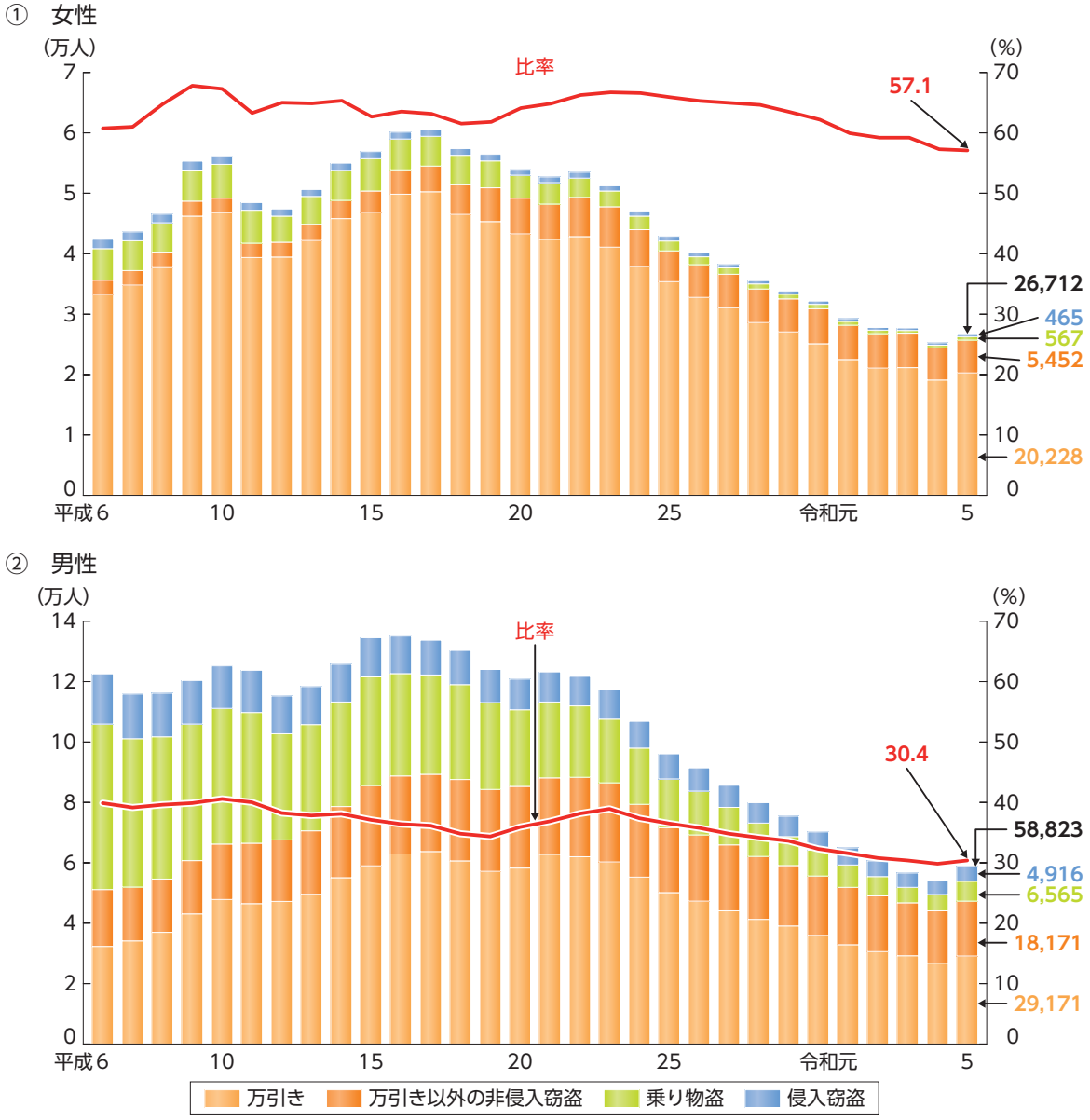

注　1　警察庁の統計による。
　　2　「比率」は、刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数に占める窃盗の検挙人員の比率である。

窃盗のうち万引きについて、送致別検挙人員及び微罪処分率（万引きの検挙人員に占める微罪処分により処理された人員の比率をいう。）の推移（最近30年間）を男女別に見ると、7-3-1-3図のとおりである。送致別検挙人員について見ると、微罪処分は、女性では平成17年（２万4,122人）、男性では16年（２万6,980人）をピークにその後はいずれも減少傾向にあるものの、11年以降、男女共に送致別検挙人員総数の中で一貫して最も多く、令和５年は、女性では9,806人、男性では１万1,238人であった。書類送致は、女性では平成17年（１万5,041人）、男性では22年（１万9,986人）をピークにその後はいずれも減少傾向にあるものの、女性では15年以降、男性では14年以降、それぞれ送致別検挙人員総数の中で一貫して微罪処分に次いで多く、令和５年は、女性では7,634人、男性では１万571人であった。身柄付送致は、女性では平成27年（2,873人）、男性では21年（9,248人）をピークにその後はいずれも減少傾向にあるものの、令和５年は、女性では2,340人と、平成６年（349人）と比べて６倍以上に増加し、男性では6,392人と、同年（1,514人）と比べて４倍以上に増加した。

微罪処分率について見ると、女性は、平成６年以降、一貫して男性より高く、17年以降、27年（51.7％）をピークに48～51％台で推移しており、令和５年は48.5％であった。他方、男性は、平成15年（43.8％）をピークにその後は低下傾向にあり、令和５年は38.5％と、女性よりも10.0pt低かった。

7-3-1-3図 万引き 送致別検挙人員・微罪処分率の推移（男女別）

（平成６年～令和５年）

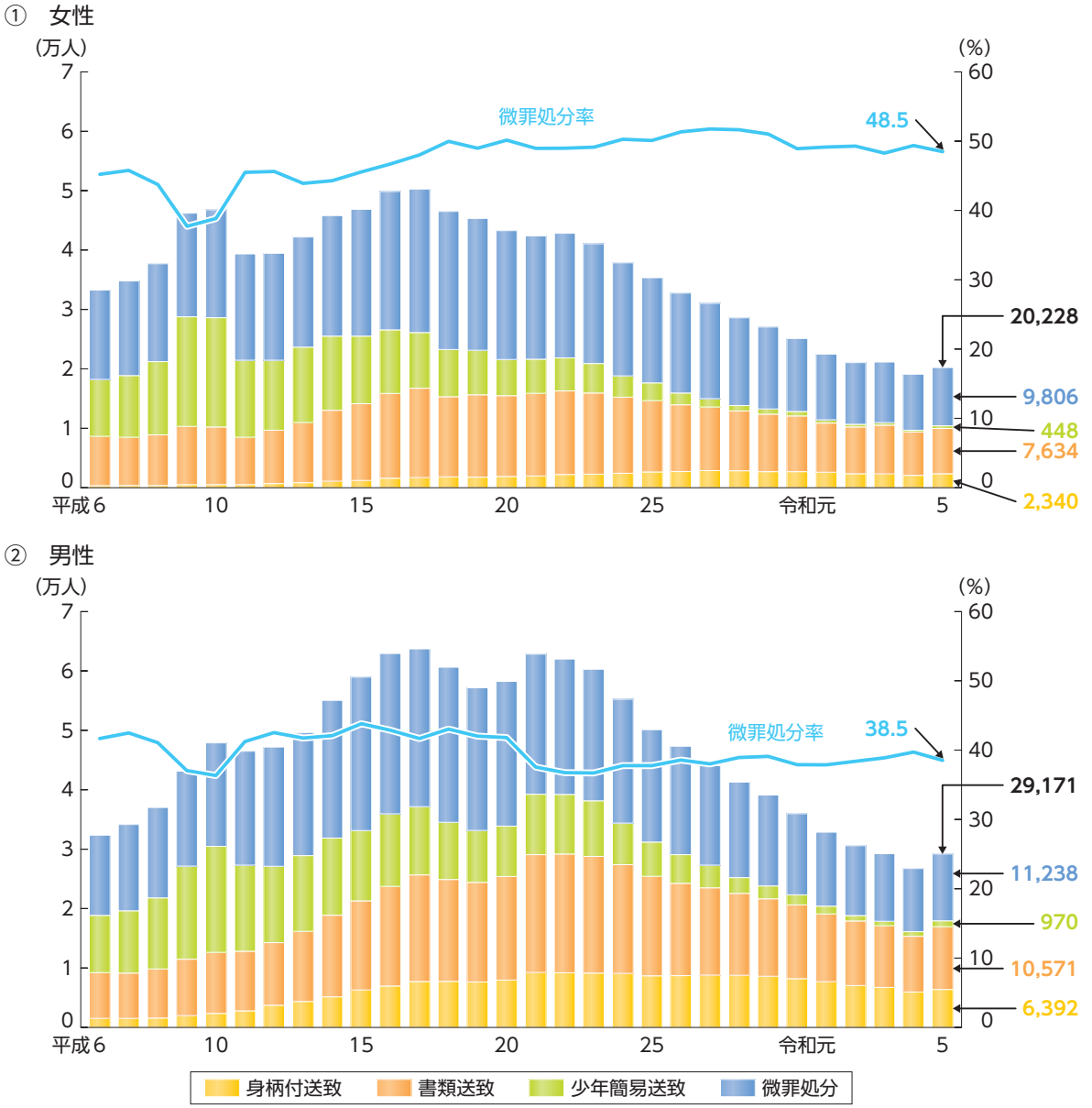

注　1　警察庁刑事局の資料による。
　　2　「微罪処分率」は、万引きの検挙人員に占める微罪処分により処理された人員の比率である。

3 薬物事犯の検挙人員等

特別法犯のうち薬物事犯（覚醒剤取締法違反、大麻取締法違反、麻薬取締法違反、あへん法違反、毒劇法違反及び麻薬特例法違反をいう。以下この項において同じ。）の検挙人員について、刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数に占める比率並びに罪名別人員の推移（最近30年間）を男女別に見ると、7-3-1-4図のとおりである。薬物事犯の検挙人員について見ると、男女共に平成６年（女性6,474人、男性２万3,760人）に最多を記録したが、その後はいずれも減少傾向にあるところ、令和５年は、女性では1,895人、男性では１万1,551人であった。刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数に占める比率について見ると、女性では平成６年（9.3%）、男性では８年（8.1%）をピークにその後はいずれも低下傾向にあったが、男女共に24年（女性3.7%、男性4.0%）から緩やかな上昇傾向に転じており、令和５年は、女性では4.0%、男性では6.0%であった。

罪名別人員について見ると、女性では、覚醒剤取締法違反が平成９年の3,834人（薬物事犯の検挙人員に占める比率66.5％）をピークにその後は減少傾向にあるものの、７年以降、一貫して最も多く、薬物事犯の検挙人員の５割以上を占めており、令和５年は1,105人（同58.3％）であった。また、大麻取締法違反は、平成６年以降増減を繰り返していたが、27年から増加傾向にあり、令和５年は581人（同30.7％）と、覚醒剤取締法違反の約２分の１にとどまっている。他方、男性では、覚醒剤取締法違反は、平成９年の１万5,857人（同69.6％）をピークにその後は減少傾向にあり、令和４年には薬物事犯の検挙人員に占める比率が５割を下回り、５年は4,622人（同40.0％）であった。また、大麻取締法違反は、平成６年以降増減を繰り返していたが、26年から増加傾向にあり、令和５年は5,662人（同49.0％）と、覚醒剤取締法違反を上回った（CD-ROM 参照）。

7-3-1-4図　薬物事犯 検挙人員等の推移（男女別）

（平成６年～令和５年）

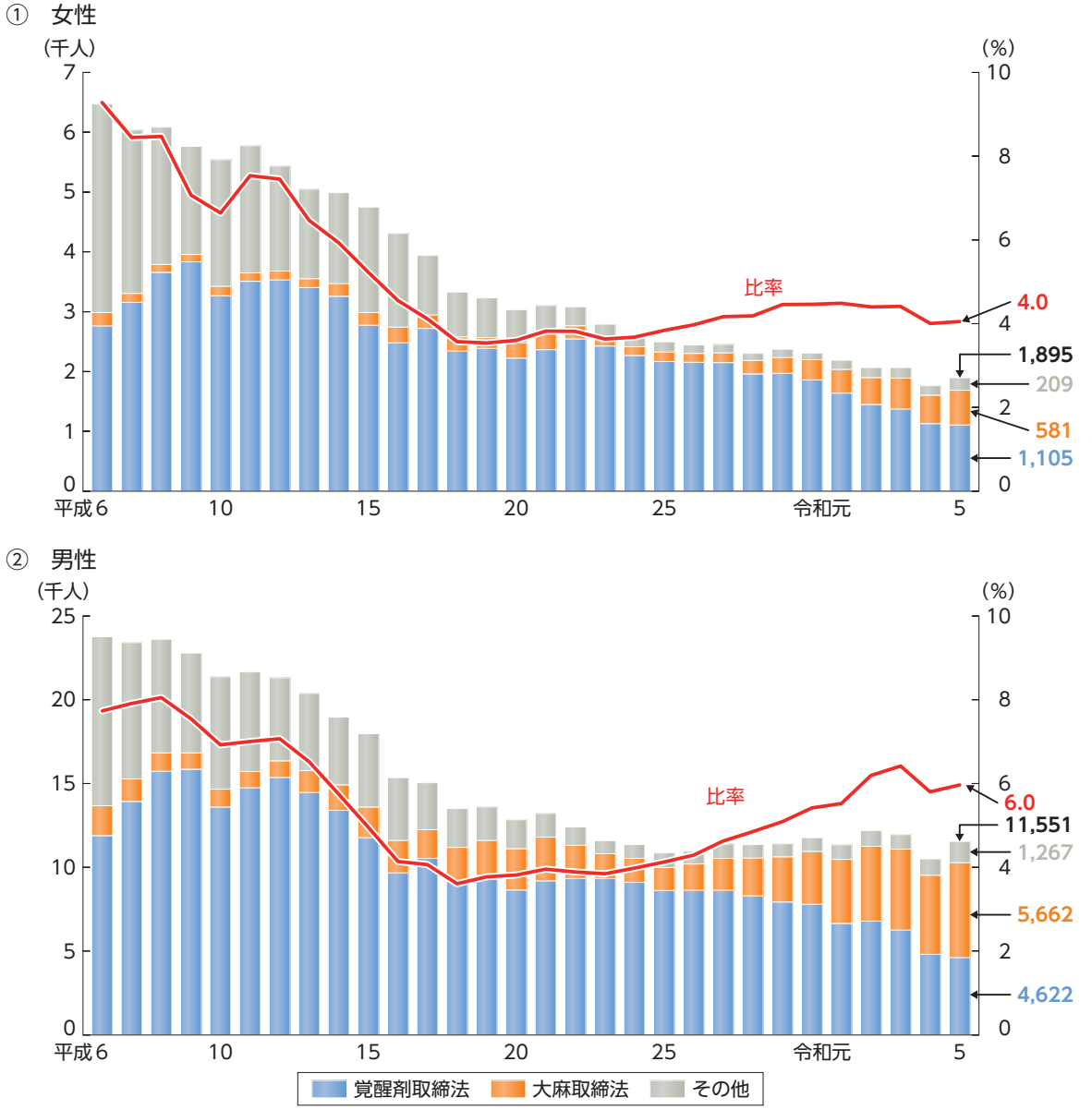

注　1　警察庁の統計による。
　　2　「その他」は、麻薬取締法、あへん法、毒劇法及び麻薬特例法の各違反である。
　　3　「比率」は、刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数に占める薬物事犯の検挙人員の比率である。

第2節 ■ 検察

検察庁既済事件（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この節において同じ。）について、起訴・起訴猶予人員及び起訴猶予率の推移（最近20年間）を男女別に見ると、7-3-2-1図のとおりである。

起訴人員総数について見ると、女性では、平成16年以降増加し、19年の１万7,785人をピークにその後は減少傾向にあるところ、令和５年は１万2,089人（前年比7.0％増）と、平成19年の約３分の２であった。男性では、17年の16万5,798人をピークにその後は減少傾向にあるところ、令和５年は８万8,876人（同7.3％増）と、平成17年の約２分の１であった。

総数の起訴猶予率について見ると、女性では、平成16年以降、50～60％台で推移しており、令和５年は60.8％であった。男性では、平成16年以降20年まで30％台で推移した後、翌年以降は上昇傾向にあり、令和５年は49.6％であった。女性の起訴猶予率は、平成16年以降、一貫して男性の起訴猶予率を上回っている。

窃盗の起訴人員について見ると、女性では、平成16年以降増加傾向にあったが、24年の6,707人をピークにその後は減少傾向にあるところ、令和５年は5,464人（前年比9.7％増）と、平成24年の約８割であった。男性では、16年の４万863人をピークにその後は減少傾向にあるところ、令和５年は２万4,909人（同11.0％増）と、平成16年の約６割であった。

窃盗の起訴猶予率について見ると、女性では、平成17年に74.7％とピークを迎えた後、19年以降は60％前後で推移しており、令和５年は60.5％であった。男性では、平成16年以降、30％台で推移した後、22年以降は40％台で推移しており、令和５年は45.9％であった。女性の起訴猶予率は、平成16年以降、一貫して男性の起訴猶予率を上回っている。

覚醒剤取締法違反の起訴人員について見ると、女性では、平成17年の3,210人をピークに翌年から増減を繰り返した後、28年以降は減少傾向にあるところ、令和５年は1,087人（前年比1.7％増）と、平成17年の約３分の１であった。男性では、17年の１万6,488人をピークに翌年から減少傾向にあるところ、令和５年は5,523人（同2.9％減）と、平成17年の約３分の１であった。

覚醒剤取締法違反の起訴猶予率について見ると、女性では、平成16年以降、６～10％台で上昇低下を繰り返した後、令和２年以降は上昇し続けていたが、５年は11.3％と前年比2.0pt 低下した。男性では、平成16年以降、上昇低下を繰り返しながら全体としては緩やかに上昇しており、令和５年は10.0％であった。女性の起訴猶予率は、平成16年以降、一貫して男性の起訴猶予率を上回っている。

7-3-2-1図　起訴・起訴猶予人員、起訴猶予率の推移（男女別）

（平成16年～令和５年）

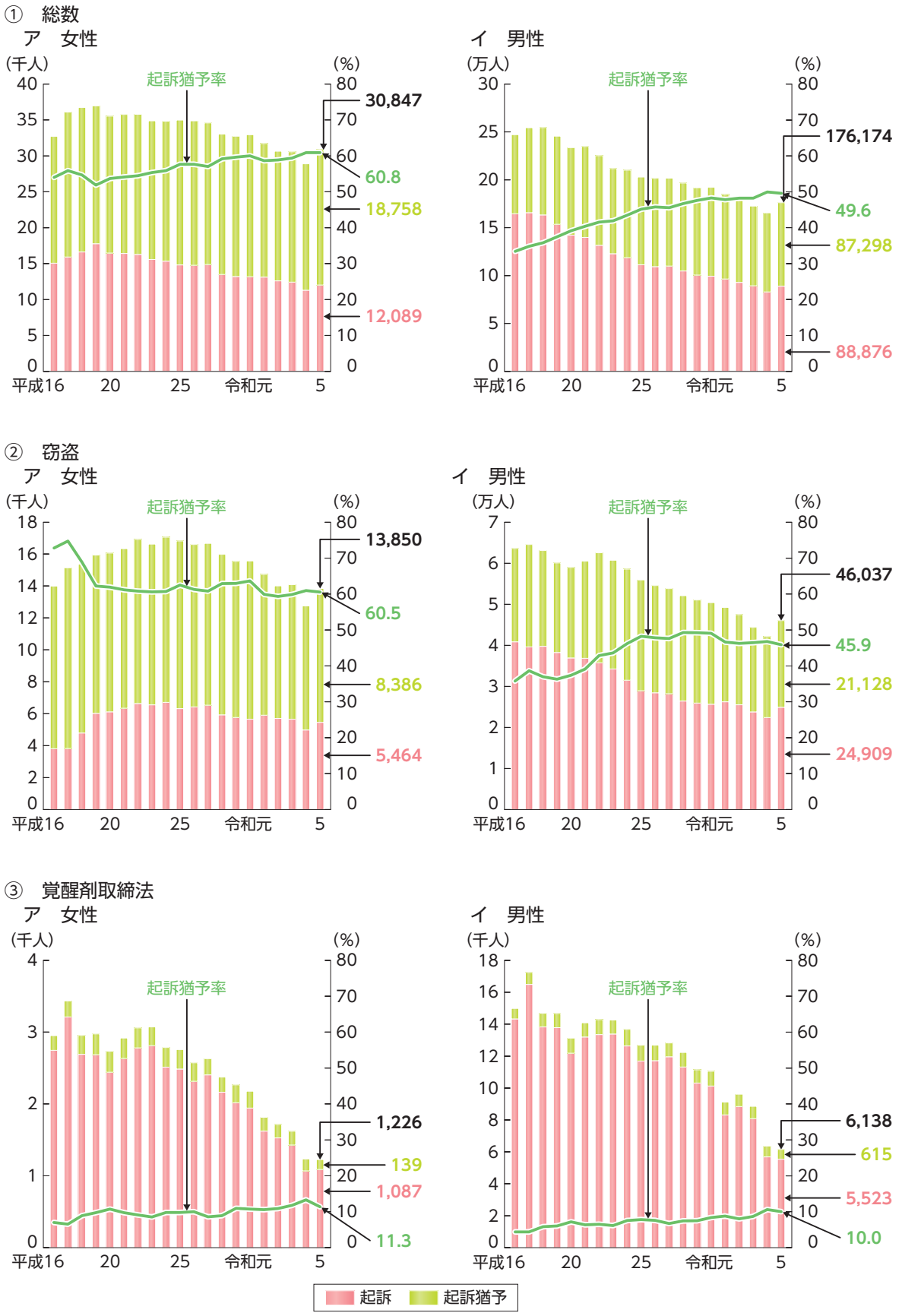

注　1　検察統計年報による。
　　2　「起訴猶予率」は、起訴人員及び起訴猶予人員の合計に占める起訴猶予人員の比率をいう。
　　3　過失運転致死傷等及び道交違反を除く。

第3節 ■ 矯正

1 入所受刑者

（1）人員・年齢層

入所受刑者の人員及び年齢層別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見ると、7-3-3-1図のとおりである。女性入所受刑者の人員は、平成18年の2,333人をピークに翌年からおおむね横ばいで推移した後、28年からは減少傾向にあり、令和５年は1,486人（前年比68人（4.4％）減）であった。他方、男性入所受刑者の人員は、平成18年の３万699人をピークに翌年から減少しており、令和５年は１万2,599人（前年比307人（2.4％）減）であった。入所受刑者の年齢層別構成比について見ると、女性入所受刑者では、30歳未満の構成比は平成16年以降低下傾向にあり、令和元年以降は９～11％台と低い傾向にある。また、30～39歳の構成比も平成16年以降低下傾向が続いている。これに対し、65歳以上の構成比は同年には5.4％であったところ、翌年以降上昇傾向が続いており、令和５年は22.7％と、平成16年の約4.2倍であった。50～59歳の構成比は平成16年以降低下傾向にあったが、25年からは上昇傾向にあり、令和５年は22.3％と、平成16年の約1.4倍であった。なお、令和５年における65歳以上の構成比は30歳未満の構成比の約2.4倍であった。他方、男性入所受刑者では、30歳未満の構成比は平成16年以降低下傾向にあったが、令和２年以降は緩やかな上昇が続いており、５年は17.9％であった。30～39歳の構成比は平成16年以降低下傾向が続いており、令和５年は19.1％であった。50～59歳の構成比は平成26年以降緩やかな上昇が続いており、令和５年は20.5％であった。65歳以上の構成比を見ると、平成16年には4.1％であったところ、翌年以降上昇傾向が続いており、令和５年は13.3％と、平成16年の約3.2倍であった。同年以降、女性入所受刑者の65歳以上の構成比は男性入所受刑者よりも一貫して高い。

7-3-3-1図　入所受刑者の人員・年齢層別構成比の推移（男女別）

（平成16年～令和５年）

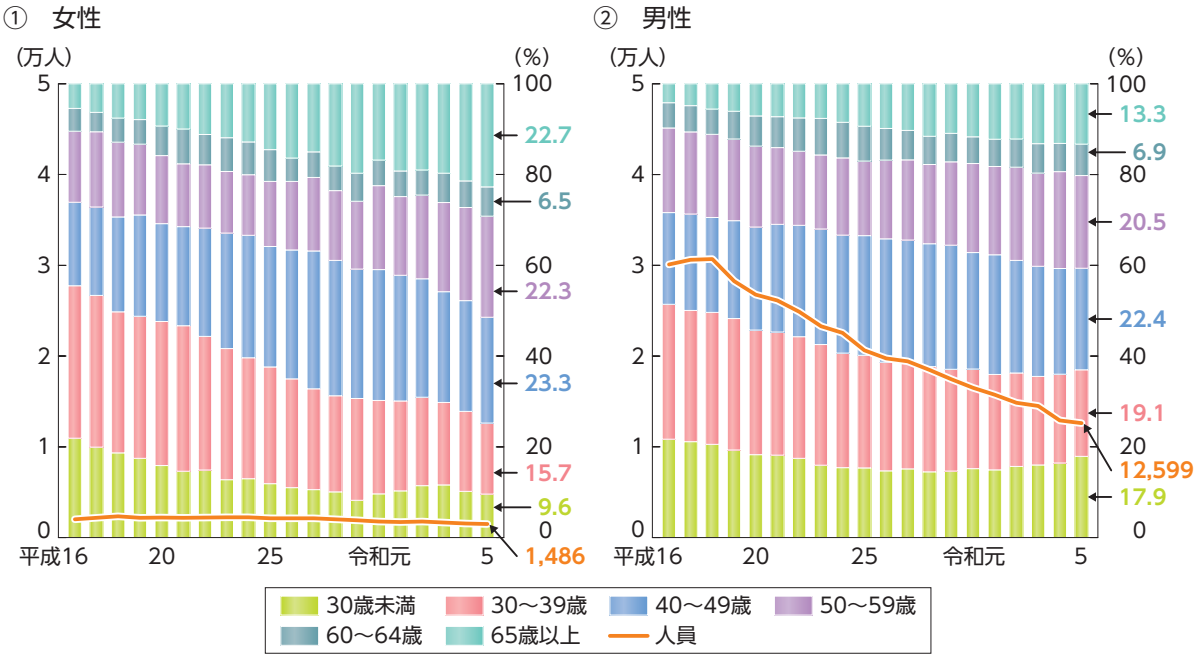

注　1　矯正統計年報による。
　　2　入所時の年齢による。

（2）罪名別人員

入所受刑者の罪名別人員の推移（最近20年間）を男女別に見ると、7-3-3-2図のとおりである。入所受刑者総数に占める窃盗及び覚醒剤取締法違反の人員の合計の割合は、女性入所受刑者では、平成16年以降一貫して６割を超えており、特に23年以降、その割合は８割前後であるのに対し、男性入所受刑者では、16年以降一貫して６割未満にとどまっている。女性入所受刑者では、16年から23年まで覚醒剤取締法違反の人員が最も多かったものの、24年以降、窃盗の人員が覚醒剤取締法違反の人員を上回っており、女性入所受刑者総数のうち窃盗が４～５割、覚醒剤取締法違反が２～４割程度を占めている。男性入所受刑者では、平成16年以降、一貫して窃盗の人員が覚醒剤取締法違反の人員を上回っている。なお、令和５年の窃盗及び覚醒剤取締法違反以外の罪名について見ると、女性入所受刑者では、詐欺（6.7％）、道路交通法違反（2.6％）、殺人（1.5％）の順に構成比が高く、男性入所受刑者では、詐欺（10.1％）、道路交通法違反（5.6％）、傷害（4.0％）の順であった（令和５年における入所受刑者の罪名別構成比（男女別）については、2-4-2-5図参照）。

7-3-3-2図　入所受刑者の罪名別人員の推移（男女別）

（平成16年～令和５年）

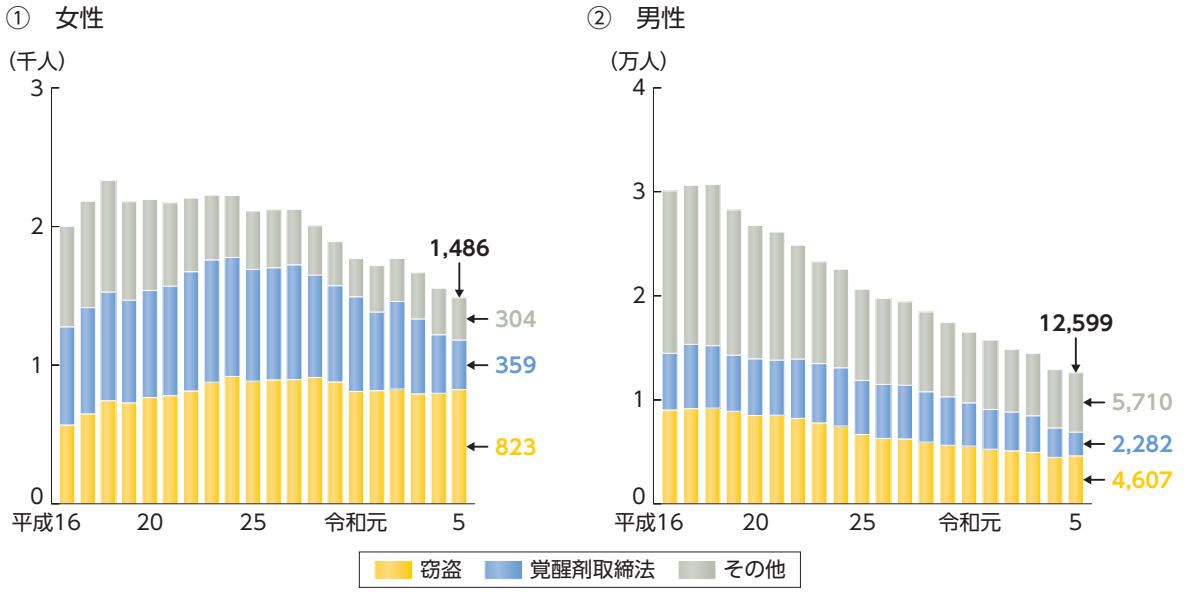

注　矯正統計年報による。

（3）入所度数

入所受刑者の入所度数別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見ると、7-3-3-3図のとおりである。女性入所受刑者では、「１度」の構成比は平成16年以降低下しているものの、27年からは50～53％台で推移しており、令和５年は52.0％と、なお全体の半分以上を占めている。一方、「２～３度」、「４～５度」及び「６～９度」の各構成比は平成16年以降いずれも上昇傾向にあり、令和５年はそれぞれ28.9％、12.4％、5.9％であった。男性入所受刑者では、「１度」の構成比は平成17年以降50％を下回っており、令和５年は44.2％であった。一方、「４～５度」の構成比は平成16年以降24年までは上昇傾向にあったが、25年以降令和４年までは14～15％台で推移しており、５年は13.1％であった。「６～９度」の構成比は平成16年以降上昇傾向にあり、令和５年は12.7％であった。平成16年以降、男性入所受刑者の「４～５度」、「６～９度」及び「10度以上」の構成比は、いずれも女性入所受刑者よりも一貫して高かった。

7-3-3-3図 入所受刑者の入所度数別構成比の推移（男女別）

（平成16年～令和５年）

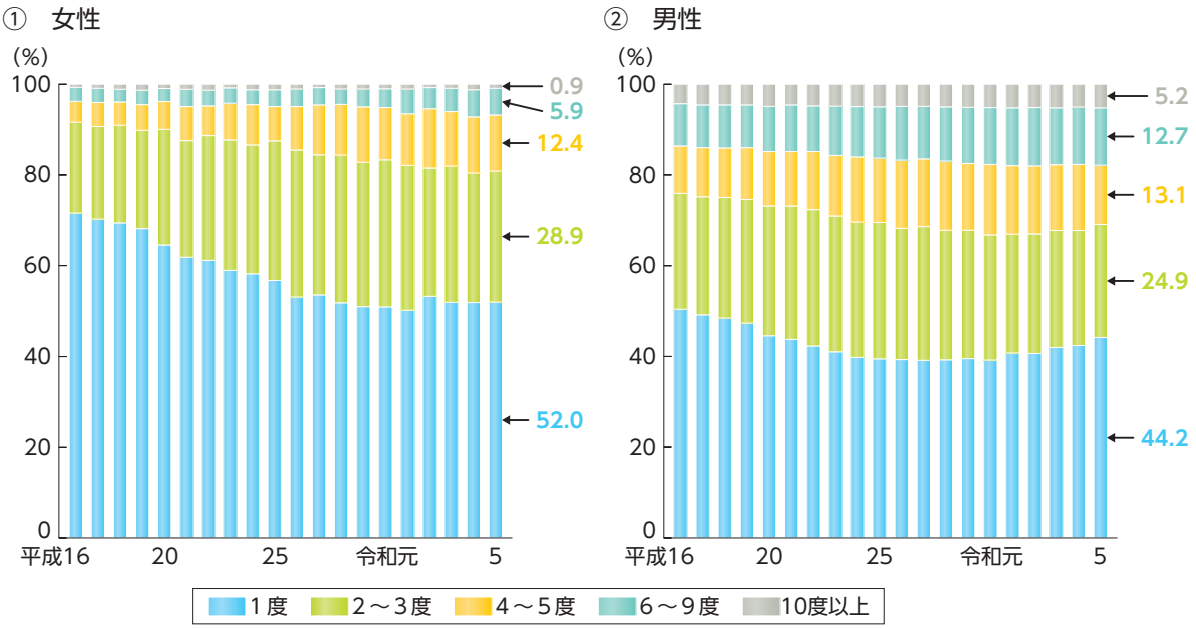

注　矯正統計年報による。

（４）刑期

入所受刑者（懲役）の刑期別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見ると、7-3-3-4図のとおりである。女性入所受刑者では、「１年以下」の構成比は、平成16年には15.5％であったところ、翌年以降上昇傾向にあり、令和５年は27.3％であった。「２年以下」の構成比は、平成16年から24年までは41～46％台で推移し、25年の47.2％をピークにその後は低下傾向にあり、令和５年は37.9％であった。平成16年以降、「３年以下」の構成比は、20～25％台で上昇低下を繰り返しながら推移し、「５年以下」の構成比は、低下傾向にあり、「５年を超える」の構成比は、上昇低下を繰り返しながら推移している。一方、男性入所受刑者では、同年以降、「１年以下」の構成比は19～22％台、「２年以下」の構成比は32～37％台、「５年以下」の構成比は11～15％台、「５年を超える」の構成比は５～７％台で、いずれも上昇低下を繰り返しながら推移する一方、「３年以下」の構成比は上昇傾向にあったが、29年の25.9％をピークにその後は高止まりの状況にある。女性入所受刑者の「１年以下」の構成比は、26年以降、「２年以下」の構成比は、16年以降、男性入所受刑者よりも一貫して高い。女性入所受刑者は、令和５年の「１年以下」及び「２年以下」の構成比の合計が全体の６割以上を占めているのに対し、男性入所受刑者は６割を下回っている。女性入所受刑者の「３年以下」の構成比は、平成23年以降、「５年以下」の構成比は、16年以降、一貫して男性入所受刑者よりも低く、女性入所受刑者の「５年を超える」の構成比は、同年以降、男性入所受刑者よりも総じて低い傾向にある。

7-3-3-4図　入所受刑者（懲役）の刑期別構成比の推移（男女別）

（平成16年～令和５年）

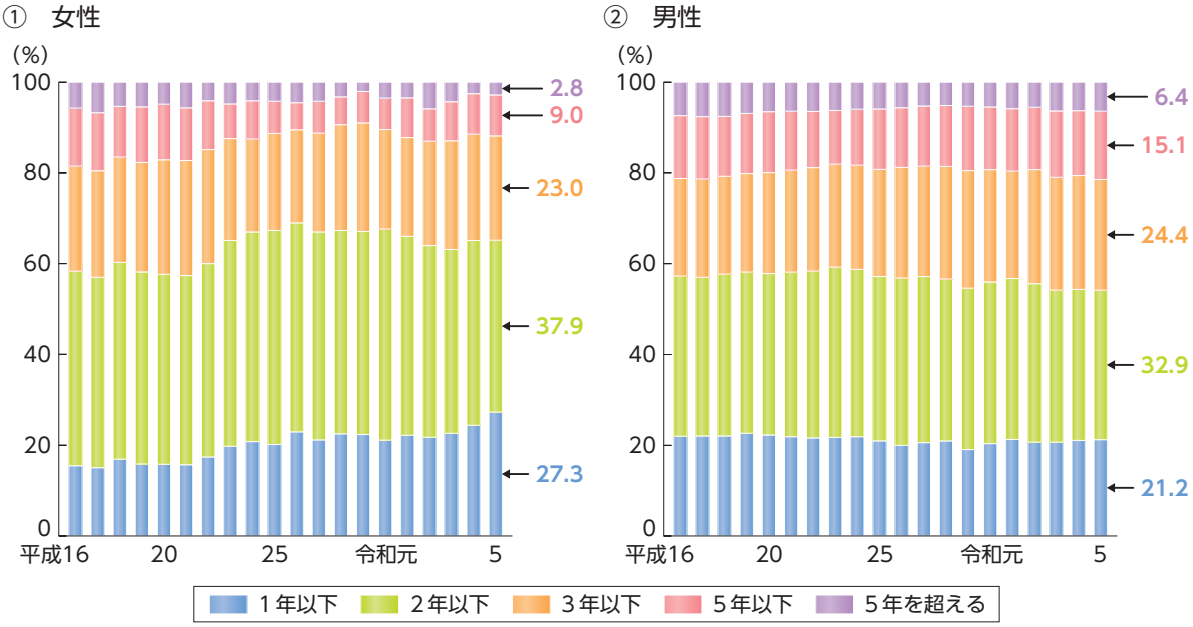

注　1　矯正統計年報による。
　　2　不定期刑は、刑期の長期による。
　　3　一部執行猶予の場合は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
　　4　「５年を超える」は、無期を含む。

（５）就労状況

入所受刑者の就労状況別人員及び有職者率（入所受刑者中の犯行時における有職者及び無職者人員の合計に占める有職者人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を男女別に見ると、7-3-3-5図のとおりである。有職者率について見ると、平成16年以降、女性入所受刑者は男性入所受刑者よりも一貫して低い水準で推移している。女性入所受刑者の有職者率は、同年以降23年までは低下傾向にあったが、24年以降は17～18％台の横ばいで推移している。男性入所受刑者の有職者率は、平成19年に35.9％とピークを迎えた後、21年からは31～33％台の横ばいで推移している。

7-3-3-5図　入所受刑者の就労状況別人員・有職者率の推移（男女別）

（平成16年～令和５年）

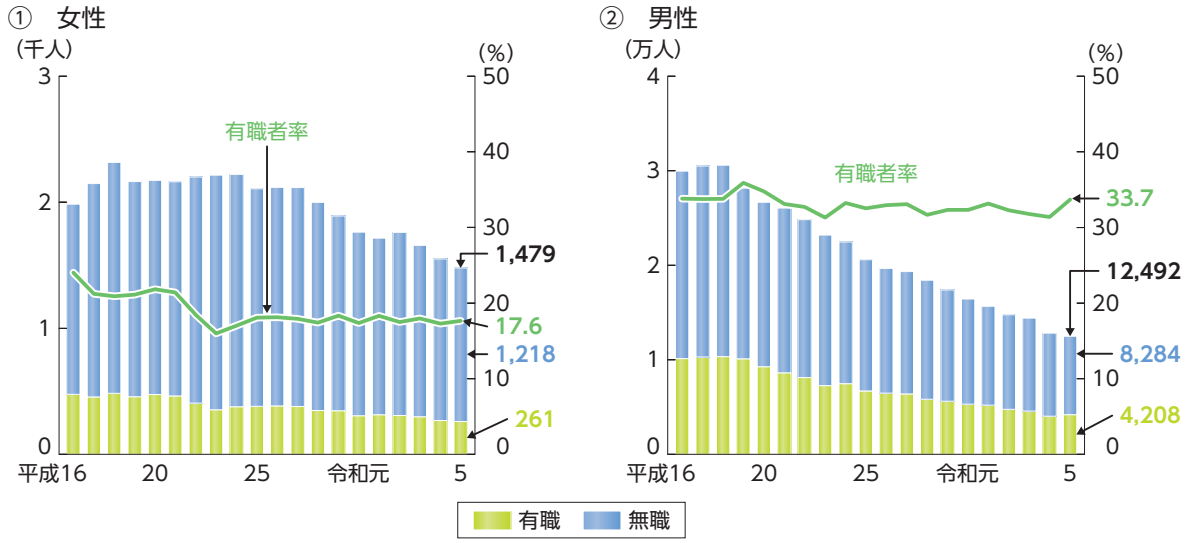

注　1　矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
　　2　犯行時の就労状況による。
　　3　「無職」は、定収入のある無職者を含む。
　　4　学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。

（6）婚姻状況

入所受刑者の婚姻状況別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見ると、7-3-3-6図のとおりである。平成16年以降、女性入所受刑者の「未婚」の構成比は18～26％台、男性入所受刑者の「未婚」の構成比は41～45％台で推移しており、女性入所受刑者の「未婚」の構成比は、男性入所受刑者よりも一貫して低い。一方、女性入所受刑者の「有配偶」の構成比は30～39％台、男性入所受刑者の「有配偶」の構成比は16～22％台でいずれも低下傾向にあり、女性入所受刑者の「有配偶」の構成比は、男性入所受刑者よりも一貫して高い。女性入所受刑者の「死別」の構成比は４～８％台で上昇傾向にあるのに対し、男性入所受刑者の「死別」の構成比は１％台で推移しており、女性入所受刑者の「死別」の構成比は、男性入所受刑者よりも一貫して高い。「離別」の構成比は、女性入所受刑者は34～41％台、男性入所受刑者は32～39％台で推移しており、両者に大きな差は見られない。

7-3-3-6図　入所受刑者の婚姻状況別構成比の推移（男女別）

（平成16年～令和５年）

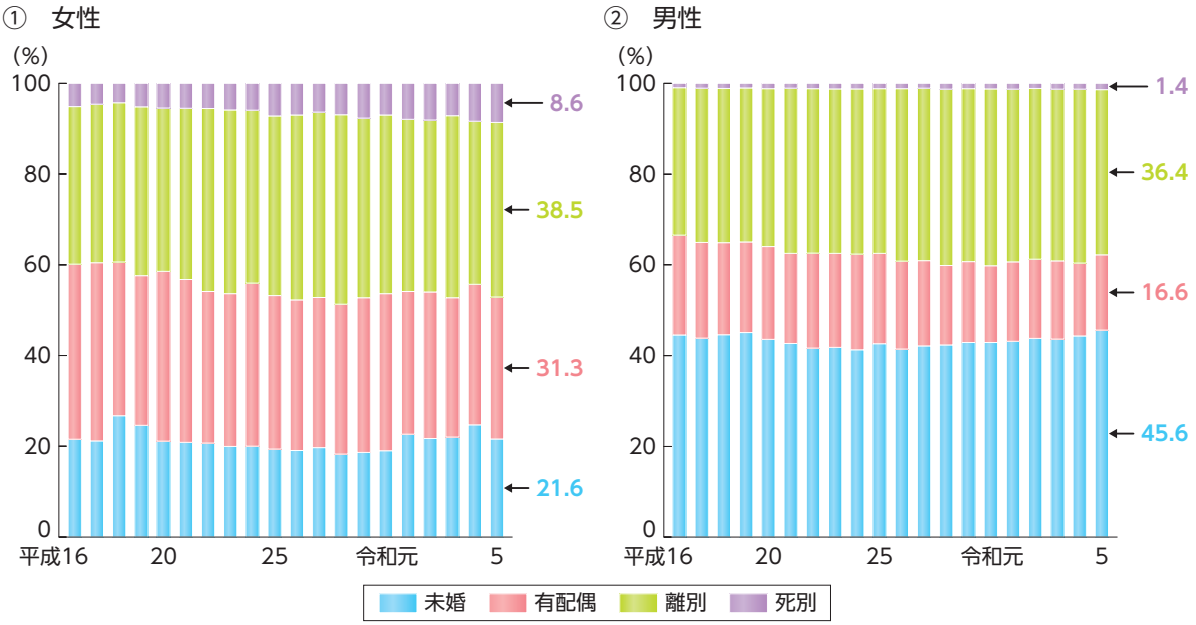

注　1　矯正統計年報による。
　　2　犯行時の状況による。
　　3　「有配偶」は、内縁関係にあるものを含む。
　　4　婚姻状況が不詳の者を除く。

2　出所受刑者

（1）人員・仮釈放率

出所受刑者（仮釈放又は満期釈放等により刑事施設を出所した者に限る。以下この項において同じ。）の人員及び仮釈放率の推移（最近20年間）を男女別に見ると、7-3-3-7図のとおりである。出所受刑者の人員について見ると、女性出所受刑者は、平成25年の2,345人をピークにその後は減少傾向にあり、令和５年は1,765人であった。男性出所受刑者は、平成20年の２万9,388人をピークにその後は減少しており、令和５年は１万4,437人であった。仮釈放率について見ると、女性出所受刑者は、平成16年以降69～79％台で上昇低下を繰り返しながら推移し、令和５年は77.5％（前年比3.5pt 上昇）であった。男性出所受刑者は、平成16年以降21年までは低下していたが、翌年からは上昇傾向にあり、令和５年は61.3％（前年比0.5pt 上昇）であった。平成16年以降、女性出所受刑者の仮釈放率は、男性出所受刑者（47～61％台）よりも一貫して高い。

7-3-3-7図　出所受刑者の人員・仮釈放率の推移（男女別）

（平成16年～令和５年）

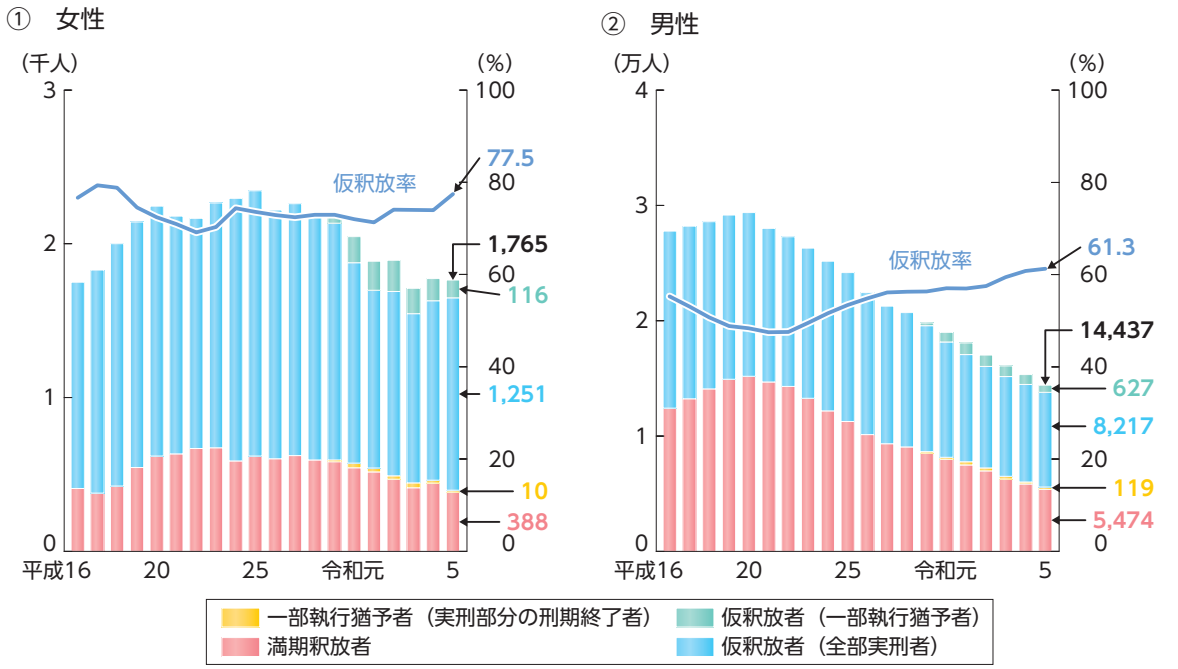

注　1　矯正統計年報による。
　　2　「一部執行猶予者（実刑部分の刑期終了者）」及び「仮釈放者（一部執行猶予者）」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

（２）帰住先

出所受刑者の帰住先別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見ると、**7-3-3-8図**のとおりである。平成16年以降、「父・母」の構成比は、女性出所受刑者は22～38％台、男性出所受刑者は25～31％台でいずれも緩やかな低下傾向にあり、26年以降、女性出所受刑者の構成比は、男性出所受刑者よりも低い。一方、女性出所受刑者の「配偶者」の構成比は12～15％台、「その他の親族」の構成比は９～14％台で推移しているのに対し、男性出所受刑者の「配偶者」の構成比は７～12％台、「その他の親族」の構成比は２～３％台で推移しており、女性出所受刑者の「配偶者」及び「その他の親族」の各構成比は、男性出所受刑者よりも一貫して高い。16年以降、女性出所受刑者の「父・母」、「配偶者」、「兄弟姉妹」及び「その他の親族」の各構成比の合計を見ると、53～66％台で推移しており、男性出所受刑者（40～54％台）よりも一貫して高い。

7-3-3-8図 出所受刑者の帰住先別構成比の推移（男女別）

（平成16年～令和５年）

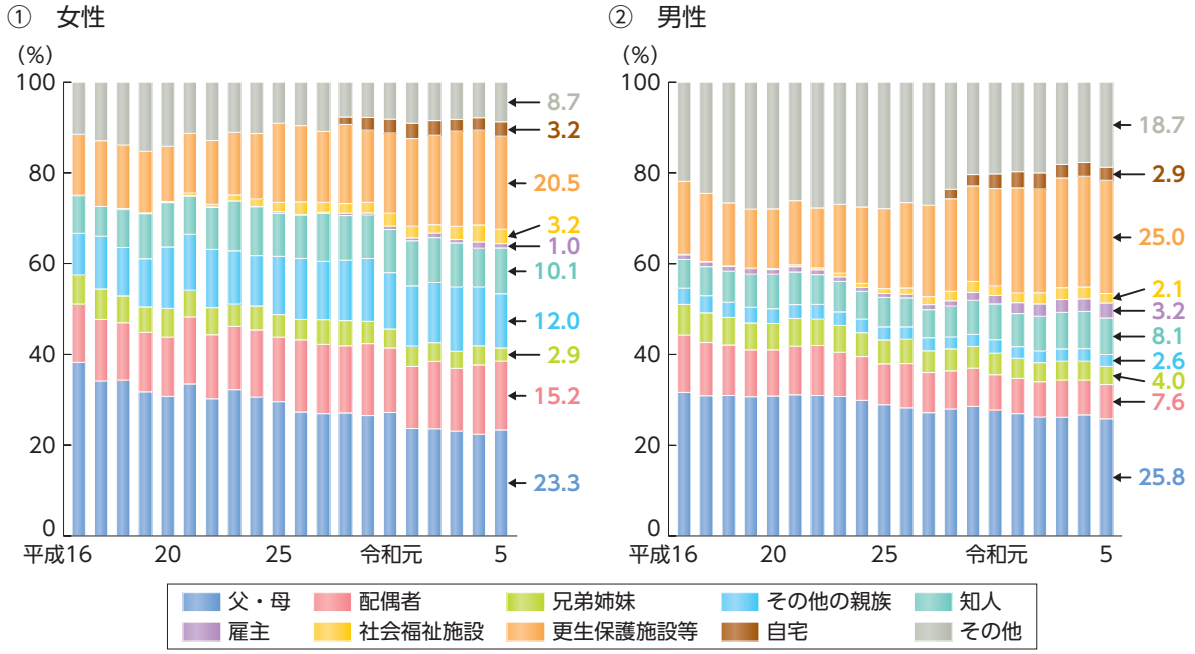

注 1 矯正統計年報による。
2 出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者に限る。
3 「帰住先」は、刑事施設出所後に住む場所である。
4 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
5 「更生保護施設等」は、平成19年までは更生保護施設（更生保護会）に限り、20年以降は、更生保護施設のほか就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホームを含む。
6 「自宅」は、帰住先が父・母、配偶者等以外で、かつ、自宅に帰住する場合であり、平成27年までは統計上の項目として存在しない。
7 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、出入国在留管理庁への身柄引渡し等であり、平成27年までは「自宅」を含む。

第4節 ■ 保護観察

1 保護観察の開始

仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員（男女別）並びに女性比の推移（最近20年間）を見ると、7-3-4-1図のとおりである。仮釈放者の人員総数は、平成17年から減少傾向にあり、令和５年は１万211人であった（CD-ROM 参照）。女性の仮釈放者の人員は、平成20年まで増加し続けた後、若干の増減を経て、25年の1,726人をピークに翌年以降減少傾向にあるところ、令和５年は1,367人であった。男性の仮釈放者の人員は、平成16年の１万5,349人をピークに減少傾向にあり、令和５年は8,844人であった。女性比は、平成29年（12.5％）まで上昇傾向にあったものの、その後は12％前後で推移しており、令和５年は13.4％（前年比1.1pt 上昇）であった。また、保護観察開始人員に占める仮釈放者の比率は、平成16年以降、女性では、68～79％台、男性では、76～82％台で推移している（CD-ROM 参照）。保護観察付全部・一部執行猶予者の人員総数は、平成16年以降減少傾向にあり、30年から増加に転じたものの、令和２年からは再び減少に転じ、５年は2,617人であった（CD-ROM 参照）。女性の保護観察付全部・一部執行猶予者の人員は、平成16年の623人をピークに翌年以降増減を繰り返し、30年に保護観察付一部執行猶予者の増加を受けて増加した後、令和２年まで500人台で推移していたが、３年以降減少し、５年は419人（前年比７人減）であった。男性の保護観察付全部・一部執行猶予者の人員は、平成16年の4,628人をピークに29年まで増減を繰り返した後、30年に保護観察付一部執行猶予者の増加を受けて増加したが、２年以降減少し、令和５年は2,198人であった。女性比は、平成23年以降14～16％

台で推移しており、令和５年は16.0％であった。なお、平成16年以降、仮釈放者の女性比は、一貫して保護観察付全部・一部執行猶予者の女性比よりも低い。

7-3-4-1図　保護観察開始人員（男女別）・女性比の推移

（平成16年～令和５年）

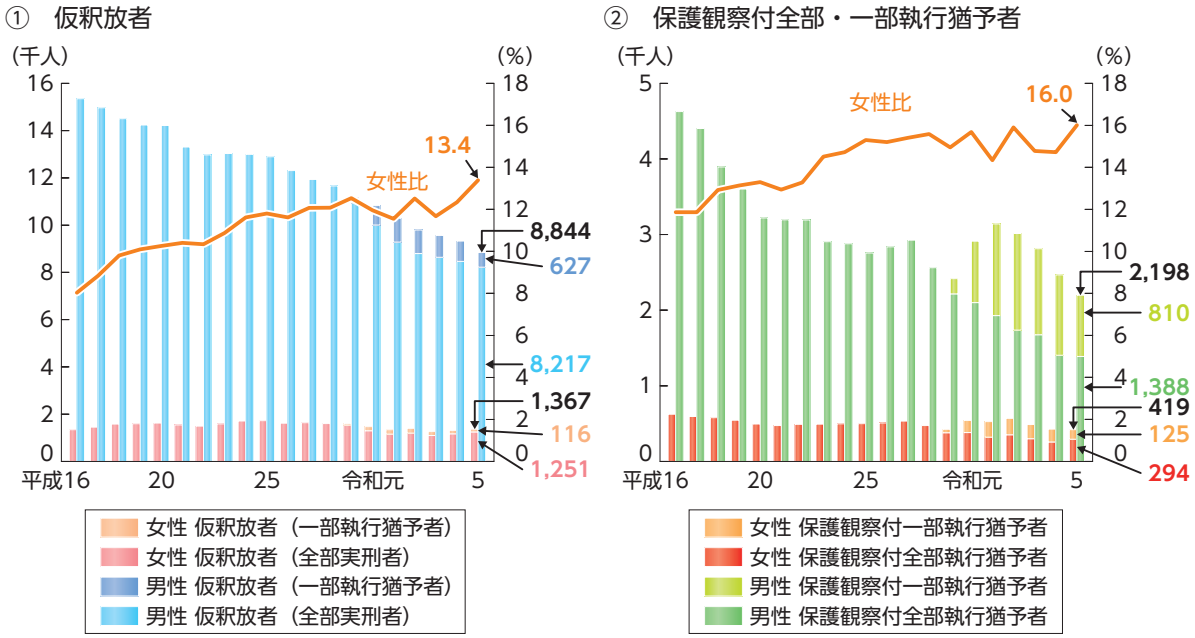

注　1　保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
　　2　「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

2　保護観察の終了

仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察終了人員における終了事由別構成比の推移を男女別に見ると、7-3-4-2図のとおりである。仮釈放者（全部実刑者）の終了事由のうち、「期間満了」の構成比は、男女共に、平成16年以降90％台で推移しており、令和５年は女性が96.2％、男性が95.6％であった。一方、「仮釈放の取消し」の構成比は、男女共に、平成20年以降２～４％台で推移している。仮釈放者（一部執行猶予者）の終了事由のうち、「期間満了」の構成比は、29年以降、男女共に90％台で推移しており、「仮釈放の取消し」の構成比は、30年以降、男女共に２～３％台で推移している。保護観察付全部執行猶予者の終了事由のうち、「期間満了」の構成比は、女性では平成16年以降上昇低下を繰り返しており、令和５年は73.0％であった。男性では平成16年以降緩やかな上昇傾向にあり、令和５年は73.5％であった。「刑の執行猶予の取消し」の構成比は、男女共に、平成25年以降おおむね低下傾向にあり、近年は20％前後で推移している。保護観察付一部執行猶予者の終了事由のうち、「期間満了」の構成比は、男女共に、令和元年以降上昇傾向にあり、５年は女性が82.0％、男性が76.1％であった。「刑の執行猶予の取消し」の構成比は、男女共に、低下傾向にあり、５年は女性が16.3％、男性が21.6％であった。

7-3-4-2図 保護観察終了人員の終了事由別構成比の推移（男女別）

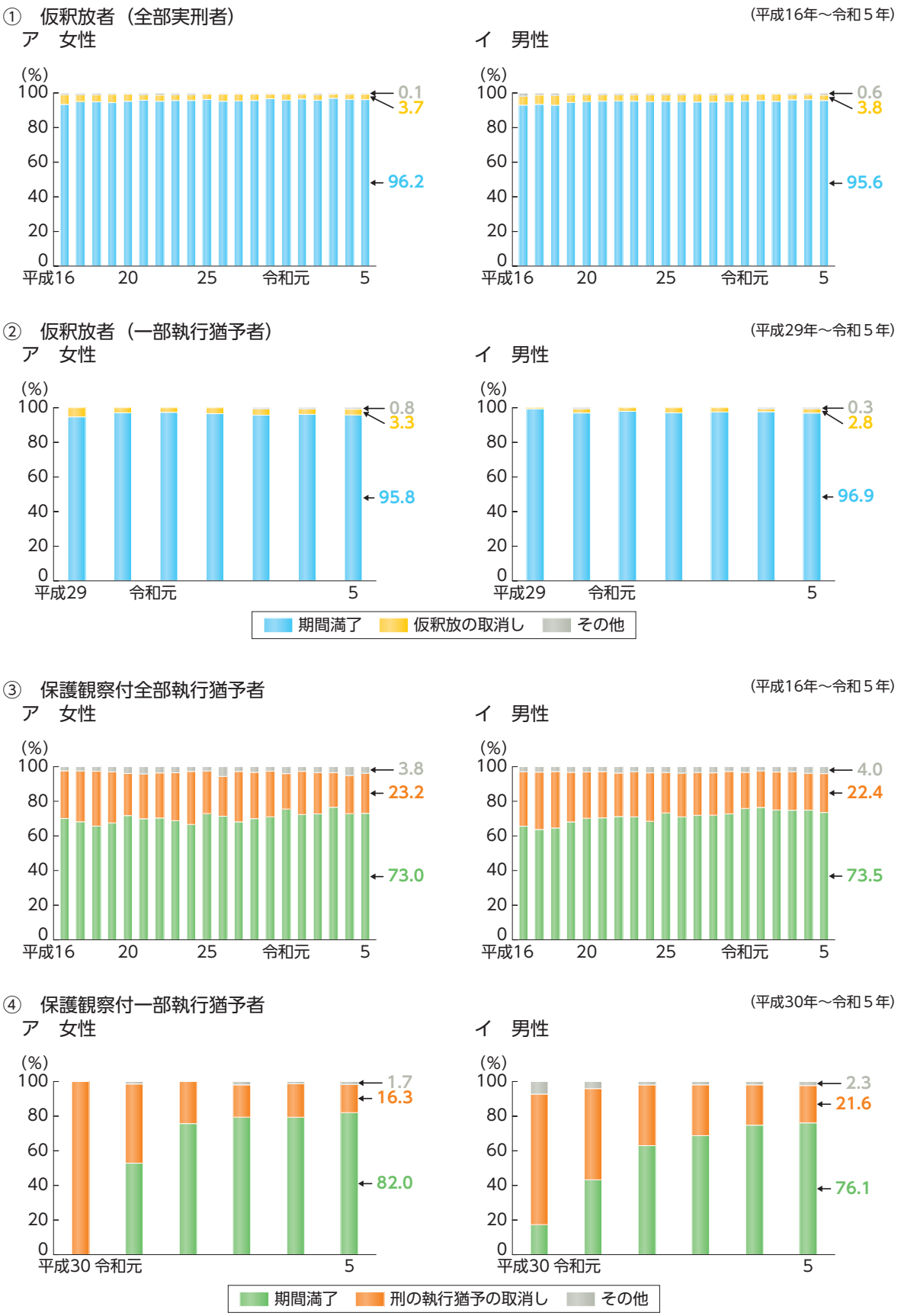

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 仮釈放者の「その他」は、保護観察停止中時効完成及び死亡等であり、保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者の「その他」は、死亡等である。
3 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。
4 平成28年の仮釈放者（一部執行猶予者）及び28～29年の保護観察付一部執行猶予者の該当はなかった。

第4章　女性犯罪者の処遇・支援

第1節■施設内処遇・支援

女性受刑者の収容施設として指定されている刑事施設（医療刑務所及び拘置所を除く。以下この節において「女性刑事施設」という。）においては、女性受刑者の特性に応じた処遇の充実を図るため、様々な取組が積極的に実施されている。そこで、本節では、女性刑事施設で実施されている各取組に着目し、①**女子施設地域連携事業**、②**女子依存症回復支援事業**、③女性受刑者特有の課題に係る処遇プログラム、④摂食障害を有する受刑者への対応、⑤高齢受刑者への対応及び⑥社会復帰支援を取り上げて概説する。

1　女子施設地域連携事業

女子施設地域連携事業は、各女性刑事施設において、地方公共団体、看護協会、助産師会、社会福祉協議会等の協力の下、当該女性刑事施設が所在する地域の医療、保健、福祉、介護等の専門家とネットワークを作り、各専門家の助言・指導を得て女性受刑者特有の問題に着目した処遇の充実等を図るものである。令和６年１月１日現在、喜連川社会復帰促進センター及び美祢社会復帰促進センターを除く女性刑事施設において事業が展開されている。

具体的には、女性刑事施設において、地方公共団体、看護協会等の関係機関と定期的に会議を行い、施設の実状やニーズを踏まえた上で、地域の看護師、助産師、保健師、介護福祉士等の専門家を非常勤職員として採用し、当該専門家による職員研修（高齢者、性差医療、摂食障害など）を実施しているほか、女性受刑者への指導として、看護師、保健師による健康管理指導、助産師による妊産婦に対する個別面接、保健師等による母親教育、社会福祉士等による高齢者に対する個別面接、介護福祉士等による高齢者に対する入浴指導などを実施している。

2　女子依存症回復支援事業

刑事施設においては、覚醒剤などの薬物に対する依存がある受刑者に対し、特別改善指導の一つとして薬物依存離脱指導を実施している（第２編第４章第３節３項（２）参照）ところ、同指導に関連し、薬物犯罪の女性受刑者に対する処遇の新たな取組として、札幌刑務支所において、女子依存症回復支援事業が実施されている。同事業は、令和元年度から５か年の事業計画により試行された女子依存症回復支援モデル事業での成果を踏まえ、同モデル事業を移行する形で令和６年４月１日から開始された。

女子依存症回復支援事業では、同刑務支所に設置された女子依存症回復支援センターにおいて、女子依存症回復支援プログラムが実施されている。同プログラムにおける指導は、女性特有の問題に着目し、受刑者に自身の薬物使用の背景への気付きを促し、再使用に至らないための具体的な方策について考えさせることを目的としている。その指導の一つである「コアプログラム」は、薬物使用に至った女性受刑者の傾向として、生活環境、異性等との対人関係、家族関係、心身の疾患、不定愁訴、DV等の被害経験等の問題を抱える者が多く、これらが出所後の薬物依存からの回復を困難にしている要因であると考えられるため、このような問題に着目して構成されている。テキストは「回復支援センター編」と「地域生活編」で構成されており、このうち「回復支援センター編」は受刑中に実施される。受刑者は、出所時に同テキストを持ち帰り、「地域生活編」を出所後に実施することができる。さらに、同センターでの処遇環境は、「出所後の生活に近い環境を」というコンセプトの下に整備されており、居室棟の居住等は全て個室で多くの居室が施錠されておらず、棟内を自由に往来できるほか、

共用スペースとして余暇時間に読書や談話ができるホールが設けられている。

3 女性受刑者特有の課題に係る処遇プログラム

女性刑事施設における女性受刑者特有の課題に係る処遇プログラムとして、一般改善指導の枠組みの中で、①窃盗防止指導、②自己理解促進指導（関係性重視プログラム）、③自立支援指導、④高齢者指導及び⑤家族関係講座の５種類のプログラムの中から施設において選択の上、実施されている。

平成24年以降、女性入所受刑者の４割以上を占めている窃盗について、一部の施設では、①の窃盗防止指導を「窃盗による得失」、「自己理解」、「被害者理解」、「自己表現とコミュニケーション」、「窃盗をやめるための具体策」などの項目に基づいて行っており、各項目の具体的な内容は、各施設の状況を踏まえて策定、実施されている。また、一部の施設では暴力事犯者を対象とした感情コントロール指導も実施している。

4 摂食障害を有する受刑者への対応

第二次再犯防止推進計画においては、女性受刑者は摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合が多い旨指摘されている。刑事施設では、受刑者の再犯防止及び円滑な社会復帰のために、各種教育や改善指導、職業訓練を実施しているが、これらが適切に行われるには受刑者の健康が適切に管理されていることが前提となる。そのため、刑事施設には、医師その他医療専門職員が配置されており、診療等に従事している。また、専門的に医療を行う刑事施設である医療専門施設が全国に４庁設置されているほか、医療専門職員や医療機器を重点的に配置した医療重点施設も９庁設置されている（第２編第４章第４節２項参照）。このように、刑事施設に収容中の受刑者が疾病に罹患した場合には、当該受刑者が、収容されている施設において治療を受け、あるいは病状に応じて医療重点施設又は医療専門施設におけるより専門的な治療を受けることができるよう体制が整えられている。

刑事施設では、摂食障害を有する者が収容されると、個別に処遇方針を作成するなどして対応している。例えば、女性刑事施設の一つである西条刑務支所では、医師から摂食障害を有する受刑者に対し、体重減少などの状況に応じて食事や行動制限、経鼻経管栄養等の必要な措置を執る場合があることを説明した上で、定期的な体重測定などを行い、その結果、治療が必要と判断されれば行動療法と食事プログラムを併用した治療を行っている。

摂食障害を有する受刑者のうち、医療を主として行う必要がある者については、東日本成人矯正医療センター、西日本成人矯正医療センター（令和６年３月以前は大阪医療刑務所）又は北九州医療刑務所の各医療専門施設に移送・収容される。一部の医療専門施設では、摂食障害を有する受刑者に対し、行動療法、心を育てる医療、チーム医療といった要素を組み合わせた「摂食障害治療プログラム」に基づく処遇を行っている。

7-4-1-1図は、刑事施設における医療専門施設、医療重点施設及び女性収容施設の所在地を示したものである。

7-4-1-1図　刑事施設における医療専門施設・医療重点施設・女性収容施設の所在地

（令和６年４月１日現在）

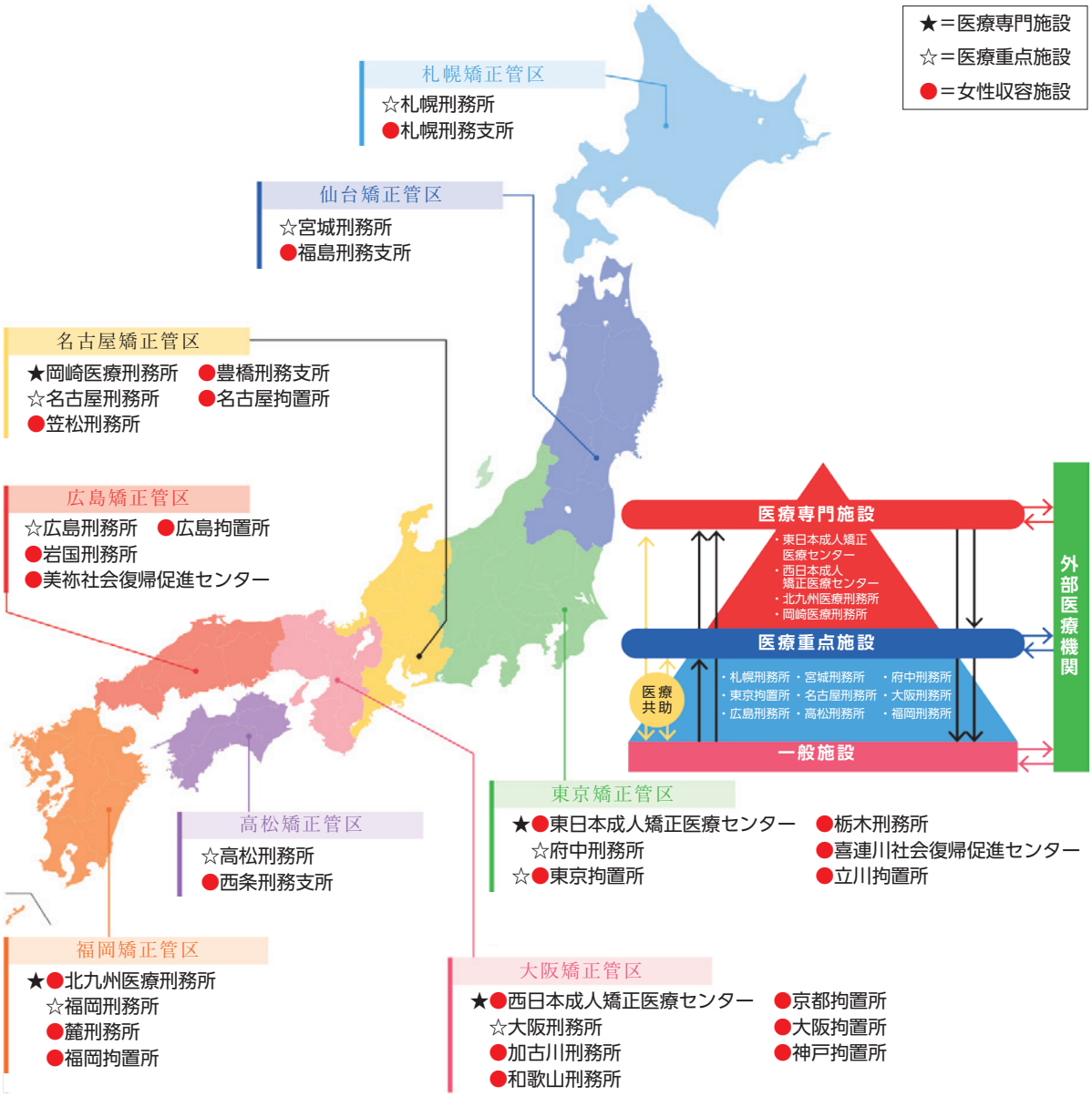

注　法務省矯正局の資料を基に法務総合研究所が作成した。

5　高齢受刑者への対応

各女性刑事施設においては、女性受刑者の高齢化に対応した処遇環境の改善も行われている。一般に、刑事施設では作業、運動、食事、入浴は、それぞれ別の場所で実施しているところ、高齢による身体機能の低下に伴い移動に時間がかかるなど、他の受刑者と共に集団で行動することが困難となる受刑者が増加してきたことから、一部の施設では、一つの工場の中に食堂及び介護用のシャワーを設置するとともに、トイレをバリアフリー化するなどして、高齢女性受刑者の負担を軽減している。

6　社会復帰支援

（１）就労支援及び就労準備指導

法務省は、厚生労働省と連携し、受刑者等の出所時における就労の確保に向けた取組として、**刑務所出所者等総合的就労支援対策**を実施している。（第２編第４章第３節４項（１）参照）。また、受刑者の刑執行開始時における指導の時点から、当該受刑者に対し、出所後の就労に向けた準備について

意識付けを行うために、就労支援希望についてのアンケートを実施するなど、様々な機会を通じて就労支援の周知に取り組んでいる。加えて、日本財団職親プロジェクト（第２編第４章第３節４項（１）参照）が、矯正施設内において「仕事フォーラム」を実施し、職親企業の経営者による職業講話などを行っているほか、職親企業による職業訓練の指導等も行っている。これらの就労支援は、女性刑事施設においても行われている。

そのほかにも、刑事施設では、就労意欲を喚起するとともに、職場の人間関係に適応するのに必要な心構え及び行動様式を身に付けさせることを目的として、特別改善指導としての就労準備指導（令和５年11月以前は就労支援指導）を実施している。就労準備指導の対象者は、①稼働能力を有し、②円滑な社会復帰のために就労することが必要であり、③同指導を受講することにより、就労意欲の喚起が期待できる者で、かつ④就労に関する知識及び経験の不足等により、就労習慣が身に付いておらず、⑤具体的な就労予定及びその見込みがなく、⑥釈放の見込み日までの期間がおおむね６か月以上の者であり、同指導は、グループワーク、講義、ゲストスピーカーによる講話等を組み合わせて実施される。

7-4-1-2図は、就労準備指導が必要と判定された人員等の推移を男女別に見たものである。各年の出所受刑者のうち、矯正処遇の判定を受けた人員に占める就労準備指導が必要と判定された人員の比率を見ると、ほぼ一貫して女性が男性を上回っており、就労準備指導を必要とする女性受刑者が多いことがうかがえる。

7-4-1-2図　就労準備指導が必要と判定された人員等の推移（男女別）

（平成18年～令和５年）

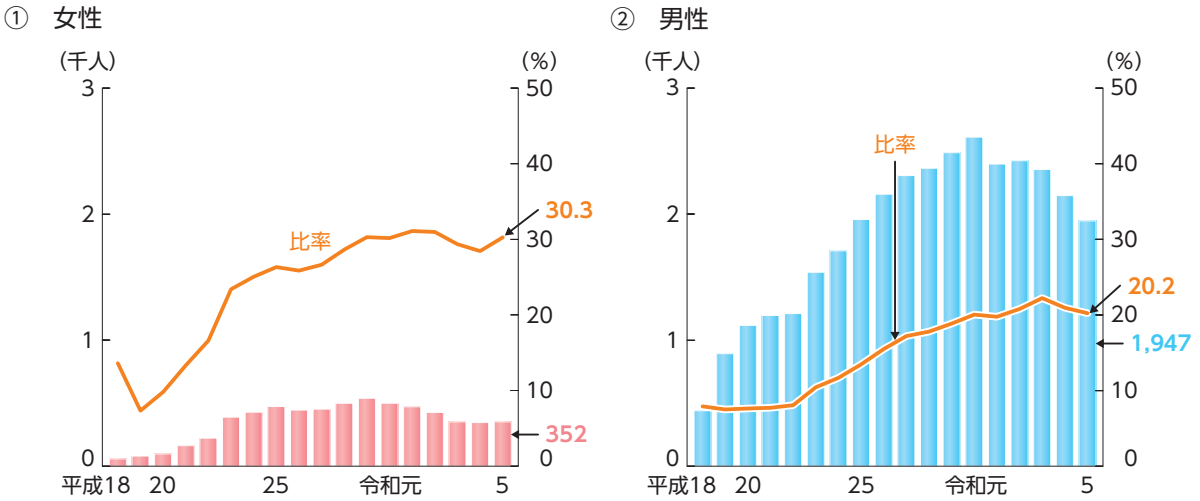

注　1　矯正統計年報による。
2　「比率」は、各年の出所受刑者のうち、矯正処遇の判定を受けた人員に占める就労準備指導（令和５年11月以前は就労支援指導）が必要と判定された人員の比率である。
3　矯正処遇の判定を複数有する場合は、その種類を全て計上している。なお、矯正処遇の種類のうち、一般作業、職業訓練及び一般改善指導は計上していない。
4　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）が施行された平成18年以降の数値で作成した。

（２）特別調整

法務省は、厚生労働省と連携し、高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者について、釈放後速やかに適切な介護、医療、年金等の福祉サービス等を受けることができるようにするための取組として、**特別調整**を実施している。（第２編第４章第３節４項（２）、同編第５章第２節２項及びコラム９参照）。法務総合研究所が令和５年６月に実施した栃木県地域生活定着支援センターの職員からの聞き取り調査によると、特別調整の対象となる女性受刑者は、高齢者、再犯者、窃盗事犯者が多いという特徴が見られ、家族がいる者や自宅がある者も多いが、犯罪を繰り返す中で引受けを拒否されるようになったケースも多いという。

第2節 ■ 社会内処遇・支援

保護観察所を始めとする様々な機関・団体においては、女性犯罪者の特性に応じた処遇・支援の充実を図るため、各機関・団体の特色を生かした様々な取組が実施されている。そこで、本節では、各機関・団体に着目し、女性による犯罪の中でも多くを占める窃盗及び薬物に関する再犯防止の取組を軸としながら、①保護観察所、②更生保護施設並びに③薬物依存症リハビリテーション施設及び自助グループについて概説する。

1 保護観察所

女性の保護観察開始人員・女性比は、4-7-2-8図及び7-3-4-1図のとおりであるところ、令和５年の開始人員のうち、窃盗が占める構成比は、仮釈放者で44.4％（607人）、保護観察付全部・一部執行猶予者で37.0％（155人）、また、覚醒剤取締法違反が占める構成比は、仮釈放者で35.3％（483人）、保護観察付全部・一部執行猶予者で39.4％（165人）であった（CD-ROM 資料2-10参照）。

このように、女性の保護観察対象者に多い犯罪類型である窃盗事犯者及び薬物事犯者に対する処遇として、保護観察所では以下の取組を行っている。

（１）窃盗事犯者に対する処遇

保護観察所においては、処分の罪名に窃盗が含まれ、かつ、窃盗を繰り返してきた者のうち、所持金があるのに窃盗をした者、窃盗に至った経緯を自覚していなかった者、窃盗に伴う満足感や感情の高揚を得ていた者、ストレス解消のために窃盗をした者など、財物そのものを得ることのみを目的とせずに犯行に及んだ者を嗜癖（し）的な窃盗事犯者としている。嗜癖的な窃盗事犯者は、男性よりも女性に多いことが指摘されているところ、保護観察所では、令和２年に作成された「窃盗事犯者指導ワークブック」を活用するなどして保護観察を実施している（第２編第５章第３節２項（７）参照）。同ワークブックには、保護観察対象者自身に、生まれてから現在までの生活歴の中で経験してきたことや事件当時の生活状況を自由に記載させる部分があり、その記載を基に、窃盗の背景要因や窃盗をしないための具体的な対処方法を考えさせるなどして再犯防止の指導を行っている。また、法務総合研究所が令和５年６月に実施した宇都宮保護観察所の保護観察官からの聞き取り調査では「女性の窃盗事犯者の場合、高齢者が多く、ある程度年齢を重ねてから窃盗をし始めたという者が多い。摂食障害にまつわるものも多いが、金銭的にさほど困窮していないのにやめられないというケースが多い。」との所感を得ているところ、保護観察所では、摂食障害や精神的な問題を抱える者に対しては、必要に応じて通院を勧めたり、医療扶助の申請に同伴するなどの支援を行っている。

（２）薬物事犯者に対する処遇

保護観察所では、依存物質の使用を反復する傾向を有する者に対して**薬物再乱用防止プログラム**（第２編第５章第３節２項（３）参照）を実施している。女性の保護観察対象者に対する薬物再乱用防止プログラム実施の際には、女性に限定した集団処遇を実施することで、女性ならではの課題や問題を話題にしやすいよう工夫したり、性別を限定せずに処遇を実施する場合であっても、保護観察官による個別面接を並行して実施するなどして、女性の課題や問題に応じた助言指導を行っている。同プログラムについては、令和５年度に改訂を行い、ステップアッププログラム中の女性の保護観察対象者向けの課程を拡充した。この課程では、セルフケアや薬物と食行動の関係など、女性の薬物事犯者に特に考えてほしい項目について取り扱っている。また、保護観察所において民間の薬物依存症リハビリテーション施設等に委託し、**薬物依存回復訓練**も実施している。さらに、法務省及び厚生労働省は、平成27年に策定された「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、保護観察所と地方公共団体、保健所、精神保健福祉センター、医療機関その他関係機関と

が定期的に連絡会議を開催するなどして、地域における支援体制の構築を図っており、例えば精神保健福祉センター等が行う薬物依存からの回復プログラムや薬物依存症リハビリテーション施設等におけるグループミーティング等の支援につなげるなどして、保護観察対象者が保護観察を終了した後も、薬物依存からの回復のための必要な支援を受けることができるようにしている（第２編第５章第３節２項（６）参照）。そのほかにも、保護観察所においては、刑事施設等に入所中の者で生活環境調整の対象となっている者の引受人又は家族の協力を得て引受人・家族会を開催し、あるいは保護観察対象者と引受人又は家族との面接を実施する際に引受人又は家族に各支援機関等の情報を提供するなどしている。

薬物再乱用防止プログラムによる処遇の開始人員の推移（最近５年間）を男女別に見ると、**7-4-2-1図**のとおりである。

7-4-2-1図　薬物再乱用防止プログラムによる処遇の開始人員の推移（男女別）

（令和元年～５年）

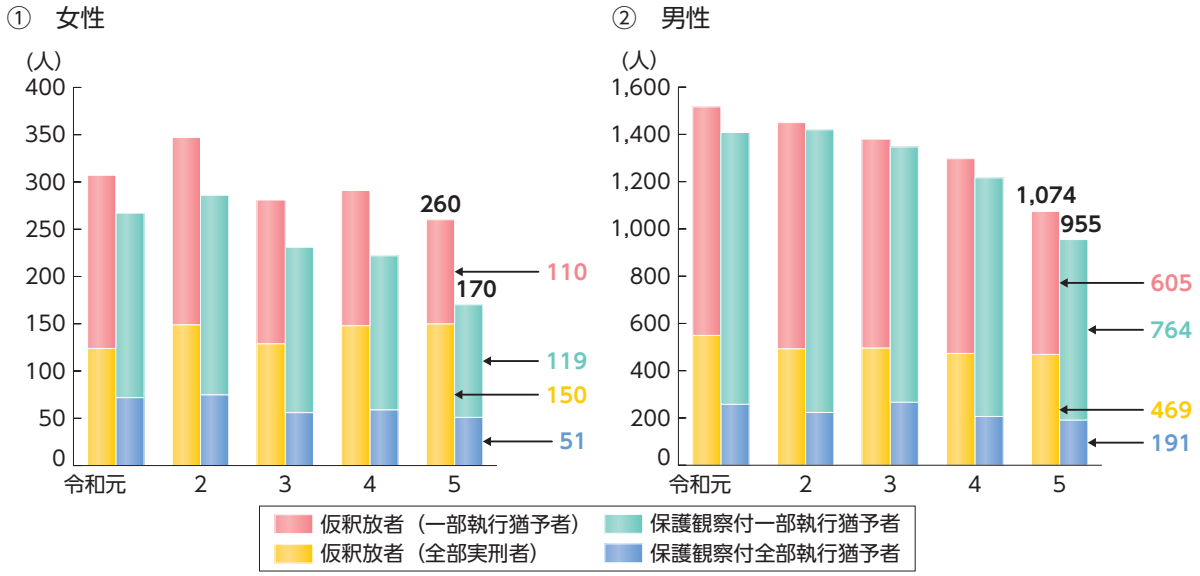

注　1　法務省保護局の資料による。
　　2　本図は、資料を入手し得た令和元年以降の数値で作成した。
　　3　仮釈放期間満了後、一部執行猶予期間を開始した保護観察付一部執行猶予者については、「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」の両方に計上している。

令和元年度から札幌刑務支所において試行された女子依存症回復支援モデル（本章第１節２項参照）では、更生保護官署も刑事施設と連携して処遇・支援を行っている。具体的には、札幌刑務支所に設置された女子依存症回復支援センターに入所中の女性受刑者について生活環境の調整を行う際、同女性受刑者の生活環境の調整に関わる各機関・団体等が参加して行うケア会議に、札幌刑務支所に駐在する地方更生保護委員会の保護観察官や、保護観察所の保護観察官も参加するなどし、出所後の支援の枠組みの整備を行っている。同ケア会議においては、薬物依存からの「回復」に焦点を当て、出所後の支援体制構築に必要な社会資源等の調査や、各機関・団体が行う支援の調整などを行っている。これに関し、法務総合研究所が令和４年10月に実施した札幌保護護観察所の保護観察官からの聞き取り調査では「同センターから出所してきた者は、他の保護観察対象者と比べると、断薬に向けての動機付けが高いように感じる。薬物への脆弱性はあるものの、対処スキルを身に付けているように思う。一方で、中には、保護観察中のプログラムに対して、「もうプログラムは十分にやってきたから。」とあまり乗ってこない者もいる。」との所感を得た。なお、女子依存症回復支援モデルは、令和６年４月１日から女子依存症回復支援事業となったが、保護観察所の参加状況等に大きな変化はない。

（3）アセスメントに基づく保護観察処遇の実施

嗜癖的窃盗事犯者や薬物事犯者の女性の中には、過去の傷付き体験から心理的な問題や対人関係の葛藤を抱え、窃盗を繰り返すに至ったり、あるいは薬物依存症となった者も少なくない。そこで、保護観察対象者のうち一定の基準を満たす者については、処遇の実効性を高めるため、**CFP**（Case Formulation in Probation/Parole）を活用した**アセスメントに基づく保護観察**（第２編第５章第３節２項（１）参照）を実施している。アセスメントの結果、専門医による治療が必要と考えられる保護観察対象者については、必要に応じて精神科医療機関や福祉関係機関との連携を図り、治療を受けさせるなどの支援等を行っている。これに関し、前記法務総合研究所が実施した札幌保護観察所の保護観察官からの聞き取り調査では、「女性の保護観察対象者には、薬物依存症の問題と他の精神疾患の問題の両方を抱えている対象者が多く、摂食障害を抱えている者も少なくない。また、男性と比較して、より複合的な問題が多く、犯罪以外にもケアしなければならない問題が多いと感じる。さらに、女性は、トラウマ体験を抱えている者も多いと思うが、トラウマ体験を更生保護施設や社会内処遇で安全に取り扱うのは相当難しいと感じている。」との所感を得た。

2 更生保護施設

7-4-2-2図は、全国の更生保護施設の所在地を男女別に見たものである。令和６年４月１日現在、全国に102施設があるが、そのうち女性の施設７、男女施設８である（第２編第５章第６節２項参照）。また、全国の更生保護施設のうち、25施設が**薬物処遇重点実施更生保護施設**として指定されているところ（第２編第５章第６節２項参照）、そのうち女性の施設４、男女施設３である。さらに、全国の更生保護施設のうち、77施設が特別処遇を実施する**指定更生保護施設**として指定されているところ（第２編第５章第６節２項参照）、そのうち女性の施設６、男女施設８である。なお、平成29年度から、女性を受け入れる更生保護施設においては職員を１人増配置し、女性の特性に配慮した指導・支援を推進している。例えば、薬物処遇重点実施更生保護施設として指定され、かつ特別処遇を実施する指定更生保護施設としても指定されている更生保護施設栃木明徳会は、女性20名を入所定員とする施設であるところ、同会では、薬物再乱用防止プログラム及び簡易薬物検出検査のほか、女性の特性に配慮した指導・支援として、寺院住職による法話、作業療法士によるコミュニケーションワーク、更生保護女性会による料理作り等を実施している。また、更生保護施設栃木明徳会では、入所者のうち精神疾患を有する者については、近隣の病院を受診させるなどしてその服薬管理も行っている。加えて、同会においては、平成29年度のフォローアップ事業や令和３年度の訪問支援事業が開始される前から、施設職員が退所者の居宅等の訪問をするなどの施設退所後の支援も行っている（フォローアップ事業及び訪問支援事業については、第２編第５章第６節２項参照）。このほか、女性の更生保護施設の一部では、定期的に、民間の薬物依存症リハビリテーション施設の女性スタッフを招き、薬物依存からの回復について実体験を交えての助言を受ける機会を設けているほか、更生保護施設職員が司会となって、様々な依存症や嗜癖問題についてのミーティングを実施し、あるいは精神科医師、保健師、臨床心理士、弁護士、産婦人科医師等を招くなどして、女性の特性に配慮し、心身の健康を維持していくための講義を実施している。

7-4-2-2図 更生保護施設の所在地（男女別）

（令和６年１月１日現在）

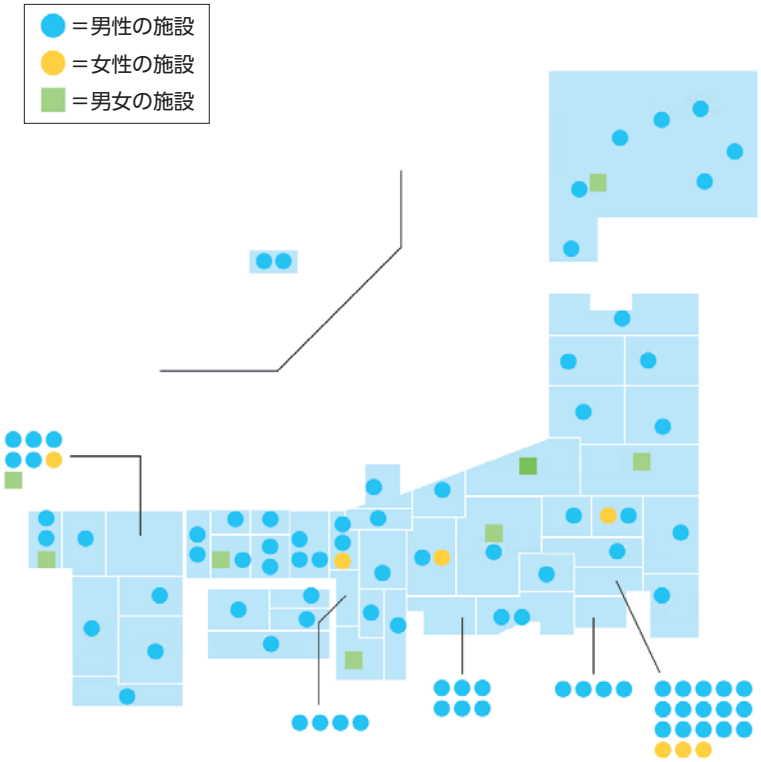

注　法務省保護局の資料による。

保護観察開始時における更生保護施設等（更生保護施設及び更生保護施設以外の委託先（自立準備ホームなど））の居住人員の推移（最近10年間）を男女別に見ると、7-4-2-3図のとおりである。居住人員の多くは仮釈放者であり、令和５年は、女性の居住人員のうち仮釈放者の比率は95.2％、男性の居住人員のうち仮釈放者の比率は93.4％である。

7-4-2-3図 保護観察開始時における更生保護施設等の居住人員の推移（男女別）

（平成26年～令和５年）

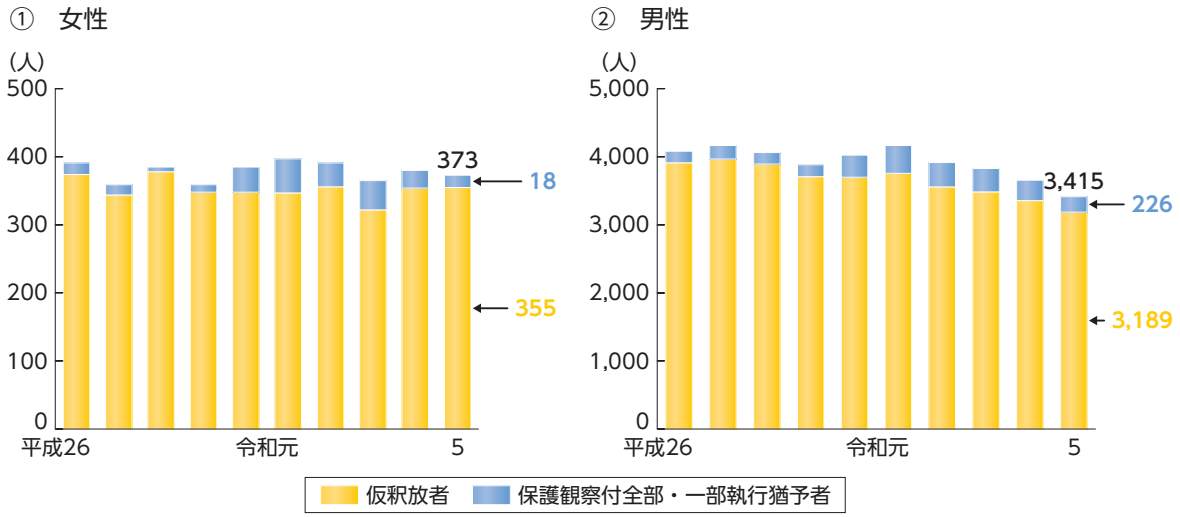

注　1　法務省大臣官房司法法制部の資料による。
　　2　保護観察開始時の居住状況による。
　　3　「仮釈放者」及び「保護観察付全部・一部執行猶予者」には、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年からの一部執行猶予者を含む。
　　4　「更生保護施設等」は、更生保護施設及び更生保護施設以外の委託先である。

令和５年における更生緊急保護による宿泊供与の委託終了者について、更生保護施設等入所回数、入所事由、宿泊保護日数及び委託終了事由を男女別に見ると、**7-4-2-4表**のとおりである。更生保護施設等入所事由について見ると、「親族が引受けを拒否」及び「親族と同居を望まず」の構成比は、女性は男性よりも高く（それぞれ女性が13.2％、8.2％、男性が7.0％、7.6％）、「頼るべき親族なし」の構成比は、女性よりも男性の方が高い（女性が75.9％、男性が81.3％）。また、委託終了事由について見ると、「自立」及び「勧告・無断・事故退所」の構成比は、女性よりも男性の方が高く（それぞれ女性が55.0％、8.6％、男性が55.9％、13.2％）、「福祉施設等へ」の構成比は、女性は男性よりも高い（女性17.3％、男性12.5％）。

7-4-2-4表　更生緊急保護による宿泊供与の委託終了者の状況（男女別）

（令和５年）

区分	総数	女性		男性	
更生保護施設等入所回数					
総数	3,675	219	(100.0)	3,456	(100.0)
初回	2,389	166	(75.8)	2,223	(64.3)
2回	710	38	(17.4)	672	(19.4)
3回	277	10	(4.6)	267	(7.7)
4回以上	299	5	(2.3)	294	(8.5)
更生保護施設等入所事由					
総数	3,710	220	(100.0)	3,490	(100.0)
頼るべき親族なし	3,003	167	(75.9)	2,836	(81.3)
親族が引受けを拒否	272	29	(13.2)	243	(7.0)
親族と同居を望まず	284	18	(8.2)	266	(7.6)
生活訓練を受けるため	75	5	(2.3)	70	(2.0)
その他	76	1	(0.5)	75	(2.1)
宿泊保護日数					
総数	3,710	220	(100.0)	3,490	(100.0)
1月以内	1,171	68	(30.9)	1,103	(31.6)
3月以内	986	64	(29.1)	922	(26.4)
6月以内	1,553	88	(40.0)	1,465	(42.0)
委託終了事由					
総数	3,710	220	(100.0)	3,490	(100.0)
自立	2,071	121	(55.0)	1,950	(55.9)
福祉施設等へ	475	38	(17.3)	437	(12.5)
勧告・無断・事故退所	481	19	(8.6)	462	(13.2)
種別異動	379	23	(10.5)	356	(10.2)
その他	304	19	(8.6)	285	(8.2)

注　1　保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
　　2　「更生保護施設等」は、更生保護施設及び更生保護施設以外の委託先である。
　　3　更生保護施設等入所回数が不詳の者を除く。
　　4　本表における「種別異動」は、保護観察付全部執行猶予の言渡しを受けたが裁判の確定していない者において、裁判の確定後に保護観察が開始される場合等である。
　　5　（　）内は、各区分における構成比である。

女性の保護観察対象者又は更生緊急保護対象者（以下この節において「保護観察対象者等」という。）が更生保護施設から自立する場合、様々な問題が生じることがある。例えば、刑事施設で取得した資格を生かすことができる介護職などは、更生保護施設が現住所になっていると雇用されにくいなどの実情があるほか、保護観察対象者等の女性は、男性と比べて就労先が限られるなどの理由から、就労先が決まるまでに時間がかかることもある。また、保護観察対象者等が自立するための住居を借りる際、保証人がいないために賃貸契約の締結ができないという問題もある。さらに、女性の保護観察対象者等の中には、家族との関係が絶たれており、子供がいたとしても疎遠になっているため、子供との関わりを持てない者もいる。

このように、女性の保護観察対象者等については、就労や自立を困難にする事情がある場合や退所後に頼ることのできる家族等がいない場合もあることから、とりわけそのフォローアップも重要になってくる。法務総合研究所が令和５年２月に実施した更生保護施設の職員からの聞き取り調査では「女性の保護観察対象者等の社会復帰における課題は、孤独・孤立をいかに防ぐかである。」との指摘があった。

3 薬物依存症リハビリテーション施設及び自助グループ

依存症の当事者が主体となり、グループミーティングを中心とした取組を行う等して依存症からの回復を目指す施設である**薬物依存症リハビリテーション施設**では、薬物依存症の問題を抱える仲間同士で共同生活を送りながら、薬物をやめ続けることに成功している人が、今やめられずに困っている人の手助けをすることにより、共に薬物を使わない生活を目指している。薬物依存症リハビリテーション施設には女性専用の施設があり、就労、子育てに関する支援等も行っている。全国各地にある民間の施設として、**ダルク**（**DARC**：Drug Addiction Rehabilitation Center）が知られており、その多くが依存症から回復した経験を持つ職員によって運営されている。

また、薬物やアルコール依存症など同じ問題を抱える人たちが自発的に集まり、相互理解や支援をし合う**自助グループ**もある。薬物依存症者の自助グループとして、**ナルコティクス・アノニマス**（**NA**：Narcotics Anonymous）が知られている。NA は、全国各地に多くのグループがあり、回復プログラムに基づくミーティング等を行っている。また、女性に限定したミーティングも各地で行われている。

コラム９　特別調整と地域生活定着支援センターの業務

本編第４章第１節で述べたとおり、法務省は、厚生労働省と連携して、高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービス等を受けることができるようにするための取組として、平成21年４月から特別調整を実施している。地域生活定着支援センターは、この特別調整において福祉関係機関等との連携の中心としての役割を担っている（第２編第４章第３節４項（２）及び同編第５章第２節２項参照）。

平成20年12月22日、犯罪対策閣僚会議において、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が策定され、翌年から、厚生労働省による地域生活定着支援センターの整備が始まった。

各都道府県の設置する地域生活定着支援センターは、犯罪をした者等のうち、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とするものに対し、刑事司法関係機関及び地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援している。令和６年

４月１日現在、全国に48の地域生活定着支援センターが設置されている。

特別調整の流れは次のとおりである。まず、①新たに生活環境の調整を実施する対象者となる者のうち、同対象者を収容する矯正施設の長又は同矯正施設の所在地を管轄する地方更生保護委員会（以下「所在地委員会」という。）が特別調整候補者に選定した者、あるいは②特別調整対象者に選定されていない者で生活環境の調整を実施する対象者となっているもののうち、㋐保護観察所の長及び同対象者を収容する矯正施設の長のいずれもが特別調整候補者に選定すると認めた者又は㋑所在地委員会が同矯正施設の長と協議して特別調整候補者に選定した者につき、同矯正施設の所在地を管轄する保護観察所（以下「所在地保護観察所」という。）の長において、必要な調査を行った後、特別調整の対象に該当するか否かを判断する。同保護観察所の長が特別調整の対象に該当すると認めた場合、特別調整対象候補者の同意を得た上で、同人を特別調整対象者とする（生活環境の調整については、第２編第５章第２節２項参照）。

特別調整対象者に対しては、以下のとおり生活環境の調整を行う。まず、所在地保護観察所において生活環境の調整を行い、同対象者が釈放後に生活することを希望する地域（以下「帰住希望地域」という。）が矯正施設所在地とは異なる都道府県にある場合には、帰住希望地域に対応する保護観察所においても生活環境の調整を行う。同調整の結果、帰住希望地域において帰住予定地が確保された場合には、確保された帰住予定地を管轄する保護観察所が生活環境の調整を継続して実施する。また、対象者について同帰住予定地での居住が困難となる事情が生じた場合には、所在地保護観察所の生活環境の調整において、再び特別調整の当初の手続から行う。これらの生活環境の調整の際には、各保護観察所の長は、同保護観察所の所在する都道府県に設置されている地域生活定着支援センターの長に対して協力を求める。保護観察所の長から協力依頼を受けた地域生活定着支援センターは、特別調整対象者の退所後に必要となる福祉サービス等の内容を確認した上で、受入先の調整等の支援を行う。

地域生活定着支援センターは、このような特別調整対象者に対する支援だけでなく、一般調整対象者（適当な釈放後の住居があるものの、高齢又は障害により釈放後に当該住居に居住しながら福祉サービス等を受けることが必要であると認められ、そのための生活環境の調整を実施する対象者）や高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする被疑者等に対する支援も行っている。特別調整対象者も含めたこれらの者に対する支援の方法として、現在、地域生活定着支援センターでは、主として以下の五つの業務を行っている。①「コーディネート業務」は、矯正施設を退所する予定の人への帰住地調整支援を行うもの、②「フォローアップ業務」は、矯正施設を退所した人を受け入れた施設等への助言等を行うもの、③「被疑者等支援業務」は、被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な助言等を行うもの、④「相談支援業務」は、犯罪をした人・非行のある人やその家族等からの福祉サービス等についての相談に対する支援を行うもの、⑤「関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」は、司法関係機関、福祉関係機関、地方公共団体その他関係機関等と連携を保つために、研修や協議会等を開催し、犯歴の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人について、地域において必要な福祉的支援が受けられるようにするための環境づくりや支援のためのネットワーク構築を行うものである。特別調整対象者に対する支援は、①コーディネート業務及び②フォローアップ業務を中心に、また、一般調整対象者に対する支援も、特別調整対象者に対する支援に準じて①コーディネート業務及び②フォローアップ業務を中心に、被疑者等に対する支援は、③被疑者等支援業務を中心にそれぞれ行われている。そして、これらの業務には、いずれも対象者が必要な福祉サービス等を受けられるよう支援等を行うことが含まれており、

必要に応じて、対象者の介護保険又は障害者自立支援の認定手続に関する支援や、療育手帳又は障害者手帳を取得するための手続に関する支援を行っている。

令和５年度の地域生活定着支援センターによる支援状況は次のとおりである（いずれも厚生労働省社会・援護局の資料による。）。

①コーディネート業務による支援の結果、矯正施設を退所して受入先に帰住した者は790人（うち女性104人）であり、主な受入先は、更生保護施設・自立準備ホーム、自宅・アパート・公営住宅等であった。また、同業務による支援の結果、矯正施設を退所して受入先に帰住した者のうち、矯正施設入所中に、介護保険又は障害者自立支援の認定手続を行った者は男女合わせて335人、療育手帳又は障害者手帳を取得した者は同130人であった。他方、コーディネート業務を実施したものの、「福祉を受けたくない」といったことや疾病悪化などを理由として支援を辞退する者もおり、こうして支援を辞退した者は149人（うち女性14人）であった。

②フォローアップ業務を実施した受入施設等における同業務の対象となる被受入者は2,492人（うち女性342人）であり、そのうち支援が終了した被受入者は841人（同126人）、支援継続中の被受入者は1,651人（同216人）であった。また、同業務の対象となる被受入者のうち、支援中に、介護保険又は障害者自立支援の認定を受けた者は男女合わせて378人、療育手帳又は障害者手帳を取得した者は同124人であった。

③被疑者等支援業務による支援を実施した者は486人（うち女性68人）であり、そのうち支援が終了した者は238人（同34人）、支援継続中の者は248人（同34人）であった。また、同業務による支援を実施した者のうち、支援中に、介護保険又は障害者自立支援の認定を受けた者は男女合わせて49人、療育手帳又は障害者手帳を取得した者は同17人であった。

④相談支援業務による支援を実施した者は1,565人（うち女性263人）であり、そのうち支援が終了した者は785人（同137人）、支援が継続中の者は780人（同126人）であった。また、同業務による支援を実施した者のうち、支援中に、介護保険又は障害者自立支援の認定を受けた者は男女合わせて79人、療育手帳又は障害者手帳を取得した者は同31人であった。

第二次再犯防止推進計画においては、高齢者又は障害のある者等への支援等の現状について、矯正施設在所中の段階からこれらの者に対する必要な指導を実施してきたほか、関係各機関が連携して特別調整等を実施するなどした結果、矯正施設から出所する者が年々減少する中にあって、特別調整の対象者数や地域生活定着支援センターによる支援の実施件数が増加するなど、福祉的支援に向けた取組は着実に実績を積み重ねている旨指摘されている。今後の課題としては、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合などもあることから、このような場合における福祉的支援の在り方が問われており、また、特別調整を始めとする高齢者又は障害のある者等への支援等の取組については、矯正施設、地方更生保護委員会、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の連携が必要不可欠であることから、その更なる充実強化が求められているといえよう。

第5章　特別調査

前章までに、女性を取り巻く社会状況等、女性による犯罪の動向等、女性犯罪者の処遇・支援について概観した。

さらに、法務総合研究所では、女性犯罪者の実態を明らかにし、女性犯罪者に対する適切かつ効果的なアセスメントや指導・支援の在り方等の検討に資する基礎資料を提供することを目的として、女性受刑者に関する特別調査を実施し、その結果を分析した。調査の実施に当たっては、女性受刑者の特徴を男性受刑者との比較によって捉えるため、女性受刑者及び男性受刑者に対してそれぞれ調査を行った。

この章においては、同調査の内容及び明らかになった事項について紹介する。

第1節 ■ 調査の概要

特別調査の対象者は、以下のとおりである。**7-5-1-1表**は、調査対象者の属性等を示したものである。

1 調査対象者及び調査方法

全国22庁（主として男性を収容する施設11庁、主として女性を収容する施設９庁、男女を分隔して収容する施設２庁）の刑事施設において、令和４年７月１日から同年12月31日までの間に、新たに処遇施設として刑執行開始時調査を実施した受刑者を調査対象者とした。なお、調査を行う施設の選定については、主として女性を収容する施設は全ての施設（医療刑務所、拘置所及び令和４年度から女性の収容を開始した喜連川社会復帰促進センターを除く。）を対象とし、主として男性を収容する施設に関しては、調査対象となる女性受刑者の処遇指標の構成、人員及び地域性を踏まえ、これらとの著しい相違や偏りが生じないよう配慮して全国から11庁を選定し、対象とした。

調査対象者への質問紙の配布・回収は各施設の職員が行い、施設内の適宜の場所（居室、教室等）において回答を求めた。質問紙には、調査の協力が任意であり、協力の許諾の有無や回答内容によって不利益を被ることはないことを明示して、調査協力に同意が得られた者について無記名で実施し、その回答結果を分析した。

2 調査の内容

今回の特別調査に使用した調査票は、法務総合研究所が作成した合計29問から成る自記式の質問紙（「健康と生活に関する意識調査」）であり、質問の内容は、年齢、性別、今回受刑することになった事件の概要、動機・理由等の基本情報のほか、逮捕前の生活状況、生活・行動歴、生活意識・価値観・心理的側面等に関するものであった。

なお、刑事施設入所時の罪名等の情報については、別途、把握している統計情報に基づき抽出し、符号化を経た上で使用した。

3 分析対象及び分析方法等

本研究では、女性受刑者の逮捕前の生活状況、生活歴、意識等について、主として男性受刑者との比較から、その特徴等を明らかにし、女性犯罪者全般に対するより効果的な指導及び支援を検討するための基礎資料を提供しようとするものであるところ、戸籍上の性別と自認する性別が一致しない者については、それぞれ個別の事情により、その者の処遇上のニーズや必要とされる配慮は大きく異な

るものと考えられること等から、戸籍上の性別と自認する性別が一致する者908人（女性の刑事施設入所者461人、男性の刑事施設入所者447人）を分析の対象とすることとした。

その上で、今回の特別調査は、女性犯罪者について広く総合的にその特徴を明らかにすることに主眼を置いているところ、これまで見てきたとおり、女性による犯罪の中では薬物事犯及び窃盗事犯の占める割合が高いことから、特別調査の結果については、男女の比較に加え、女性犯罪者の特徴をつかむための一つの手がかりとして、薬物事犯者及び窃盗事犯者に関する分析結果を見ることとした。なお、近年における女性の刑法犯検挙人員の罪名別構成比を見ると、傷害・暴行や詐欺の構成比が上昇傾向にあるものの（令和５年は、それぞれ15.0％、4.9％であった。**4-7-1-3図**参照）、今回の調査結果における女性受刑者の罪名について見ると、傷害４名、暴行０名、詐欺41名といずれも少なく、これらの罪名を個々に取り上げることによって女性受刑者全体の特徴を示すことは困難であると判断したため、これらの罪名については個別の分析の対象としないこととした。

7-5-1-1表　基本的属性等（男女別）

① 属性等

属性等	区分	総数		女性受刑者		男性受刑者	
総数		908	(100.0)	461	(100.0)	447	(100.0)
年齢	20～29歳	157	(17.4)	52	(11.3)	105	(23.8)
	30～39歳	171	(19.0)	78	(17.0)	93	(21.0)
	40～49歳	209	(23.2)	112	(24.3)	97	(21.9)
	50～59歳	172	(19.1)	95	(20.7)	77	(17.4)
	60～64歳	54	(6.0)	31	(6.7)	23	(5.2)
	65歳以上	139	(15.4)	92	(20.0)	47	(10.6)
刑名	懲役	840	(92.7)	426	(92.4)	414	(93.0)
	懲役（一部執行猶予付）	66	(7.3)	35	(7.6)	31	(7.0)
刑期	1年以下	192	(21.1)	99	(21.5)	93	(20.8)
	2年以下	323	(35.6)	185	(40.1)	138	(30.9)
	3年以下	234	(25.8)	115	(24.9)	119	(26.6)
	5年以下	102	(11.2)	47	(10.2)	55	(12.3)
	5年を超える	57	(6.3)	15	(3.3)	42	(9.4)
刑事施設への入所回数	1回	492	(54.2)	236	(51.2)	256	(57.3)
	2回以上	416	(45.8)	225	(48.8)	191	(42.7)
犯行時の身上	仮釈放（全部実刑）中	19	(2.1)	10	(2.2)	9	(2.1)
	保護観察付全部執行猶予中	27	(3.0)	18	(4.0)	9	(2.1)
	単純執行猶予中	199	(22.4)	98	(21.8)	101	(23.1)
	仮釈放（一部執行猶予）中	20	(2.3)	8	(1.8)	12	(2.7)
	保護観察付一部執行猶予中	9	(1.0)	6	(1.3)	3	(0.7)
	その他	613	(69.1)	310	(68.9)	303	(69.3)
刑の執行猶予歴	なし	211	(23.8)	83	(18.5)	128	(29.3)
	単純執行猶予	525	(59.3)	288	(64.1)	237	(54.2)
	保護観察付全部執行猶予	123	(13.9)	64	(14.3)	59	(13.5)
	保護観察付一部執行猶予	27	(3.0)	14	(3.1)	13	(3.0)
保護処分歴	なし	727	(83.2)	402	(90.5)	325	(75.6)
	児童自立支援施設等送致	4	(0.5)	3	(0.7)	1	(0.2)
	保護観察	55	(6.3)	18	(4.1)	37	(8.6)
	少年院送致	88	(10.1)	21	(4.7)	67	(15.6)
婚姻状況	未婚	316	(35.5)	103	(22.9)	213	(48.3)
	有配偶	219	(24.6)	159	(35.4)	60	(13.6)
	離別	321	(36.1)	158	(35.2)	163	(37.0)
	死別	34	(3.8)	29	(6.5)	5	(1.1)
教育程度	中学校卒業	221	(25.0)	107	(23.9)	114	(26.1)
	高等学校中退	206	(23.3)	100	(22.4)	106	(24.3)
	高等学校卒業	326	(36.9)	171	(38.3)	155	(35.6)
	大学在学・中退・卒業	130	(14.7)	69	(15.4)	61	(14.0)
就労状況	有職	253	(28.0)	83	(18.1)	170	(38.4)
	無職	649	(72.0)	376	(81.9)	273	(61.6)
精神状況	精神障害なし	666	(76.5)	304	(69.9)	362	(83.0)
	知的障害	9	(1.0)	2	(0.5)	7	(1.6)
	人格障害	9	(1.0)	7	(1.6)	2	(0.5)
	神経症性障害	33	(3.8)	22	(5.1)	11	(2.5)
	その他の精神障害	154	(17.7)	100	(23.0)	54	(12.4)

② 罪名

区分	罪名	総数		女性受刑者		男性受刑者	
総数		908	(100.0)	461	(100.0)	447	(100.0)
刑法犯	総数	583	(64.2)	291	(63.1)	292	(65.3)
	殺人	15	(1.7)	5	(1.1)	10	(2.2)
	強盗	18	(2.0)	2	(0.4)	16	(3.6)
	傷害	13	(1.4)	4	(0.9)	9	(2.0)
	傷害致死	6	(0.7)	4	(0.9)	2	(0.4)
	暴行	3	(0.3)	−		3	(0.7)
	窃盗	373	(41.1)	223	(48.4)	150	(33.6)
	詐欺	97	(10.7)	41	(8.9)	56	(12.5)
	恐喝	1	(0.1)	−		1	(0.2)
	横領・背任	17	(1.9)	7	(1.5)	10	(2.2)
	強制性交等・強制わいせつ	21	(2.3)	−		21	(4.7)
	放火	2	(0.2)	−		2	(0.4)
	公務執行妨害	2	(0.2)	−		2	(0.4)
	住居侵入	8	(0.9)	3	(0.7)	5	(1.1)
	その他	13	(1.4)	6	(1.3)	7	(1.6)
危険運転致死傷	総数	5	(0.6)	1	(0.2)	4	(0.9)
過失運転致死傷等	総数	6	(0.7)	1	(0.2)	5	(1.1)
特別法犯	総数	314	(34.6)	168	(36.4)	146	(32.7)
	覚醒剤取締法	232	(25.6)	144	(31.2)	88	(19.7)
	道路交通法	41	(4.5)	16	(3.5)	25	(5.6)
	その他	41	(4.5)	8	(1.7)	33	(7.4)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 各属性等が不詳の者を除く。ただし、総数にはそれぞれ不詳の者を含む。
3 「年齢」は、調査時の年齢により、質問紙調査の結果である。
4 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設送致・児童養護施設送致であり、平成10年３月31日までの教護院・養護施設送致を含む。
5 少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち児童自立支援施設等送致歴がある者は「児童自立支援施設等送致」に、保護観察歴のみがある者は「保護観察」に計上している。
6 「婚姻状況」は、犯行時による。
7 「教育程度」は、犯行時における最終学歴又は就学状況である。
8 「就労状況」は、犯行時により、学生・生徒及び家事従事者を除く。また、「無職」は、定収入のある無職者を含む。
9 「精神状況」は、入所時の精神診断の結果による。
10 複数の罪名を有する場合は、法定刑の最も重いものに計上している。
11 「傷害致死」は、傷害の内数である。
12 （ ）内は、各属性等の総数又は調査対象者の男女別の人員における構成比である。

第２節 ■ 調査の結果（男女別）

この節では、調査の結果について男女別に比較することにより、女性受刑者に特徴的な傾向を明らかにする。

1 事件の概要

（1）今回受刑することになった事件

ア 薬物犯罪

今回受刑することになった事件中の薬物犯罪（覚醒剤、大麻、その他の違法薬物や危険ドラッグ等の使用・所持・譲渡等（営利目的を含む）をいう。以下この編において同じ。）の有無について、男女別に見ると、7-5-2-1図のとおりである。なお、同図は、本調査において、調査対象者が自ら答えた結果に基づくものである。女性受刑者は、男性受刑者よりも「あり」の構成比が高かった。

7-5-2-1図　今回受刑することになった事件中の薬物犯罪の有無（男女別）

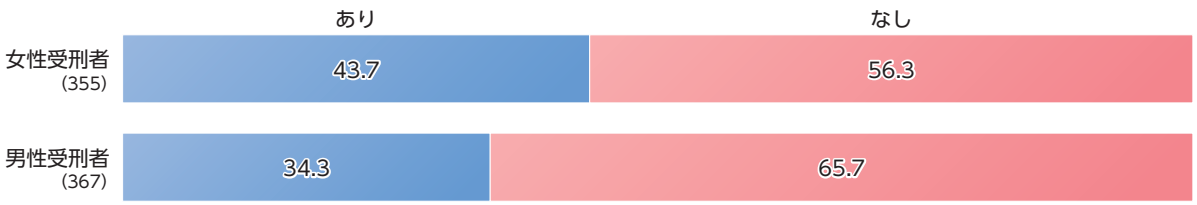

注　1　法務総合研究所の調査による。
　　2　今回受刑することになった事件中の薬物犯罪の有無が不詳の者を除く。
　　3　「薬物犯罪」は、覚醒剤、大麻、その他の違法薬物や危険ドラッグ等の使用・所持・譲渡等（営利目的を含む）をいう。
　　4　（　）内は、実人員である。

イ　窃盗

今回受刑することになった事件中の窃盗の有無について、男女別に見ると、7-5-2-2図のとおりである。なお、同図は、本調査において、調査対象者が自ら答えた結果に基づくものである。女性受刑者は、男性受刑者よりも「あり」の構成比が高かった。

7-5-2-2図　今回受刑することになった事件中の窃盗の有無（男女別）

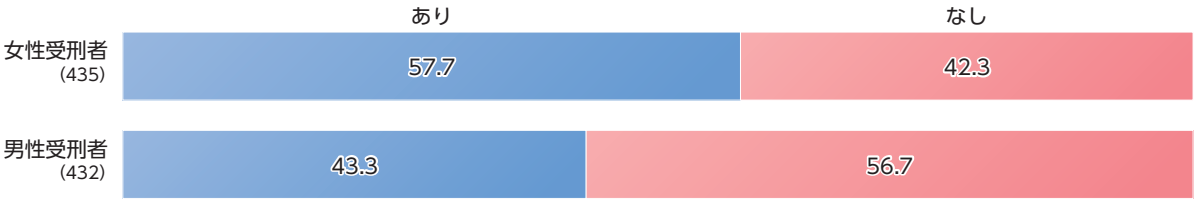

注　1　法務総合研究所の調査による。
　　2　今回受刑することになった事件中の窃盗の有無が不詳の者を除く。
　　3　（　）内は、実人員である。

（2）再入者の前刑罪名

調査対象者のうち、再入者について、薬物事犯者（今回受刑することになった事件中に薬物犯罪が含まれる者をいう。以下この編において同じ。）及び窃盗事犯者（今回受刑することになった事件中に窃盗が含まれる者をいう。以下この編において同じ。）の前刑罪名を男女別に見ると、7-5-2-3図のとおりである。薬物事犯者では、女性受刑者及び男性受刑者のいずれも、覚醒剤取締法違反の構成比が最も高く、次いで、窃盗、詐欺の順であった。また、女性受刑者は、男性受刑者よりも覚醒剤取締法違反の構成比が高かった。なお、前刑罪名について覚醒剤取締法違反以外の薬物犯罪の有無を確認することはできなかった。窃盗事犯者では、女性受刑者は窃盗の構成比が最も高く、次いで、覚醒剤取締法違反、詐欺の順であった。男性受刑者は窃盗の構成比が最も高く、次いで、覚醒剤取締法違反、住居侵入の順であった。

7-5-2-3図 再入者の前刑罪名（男女別）

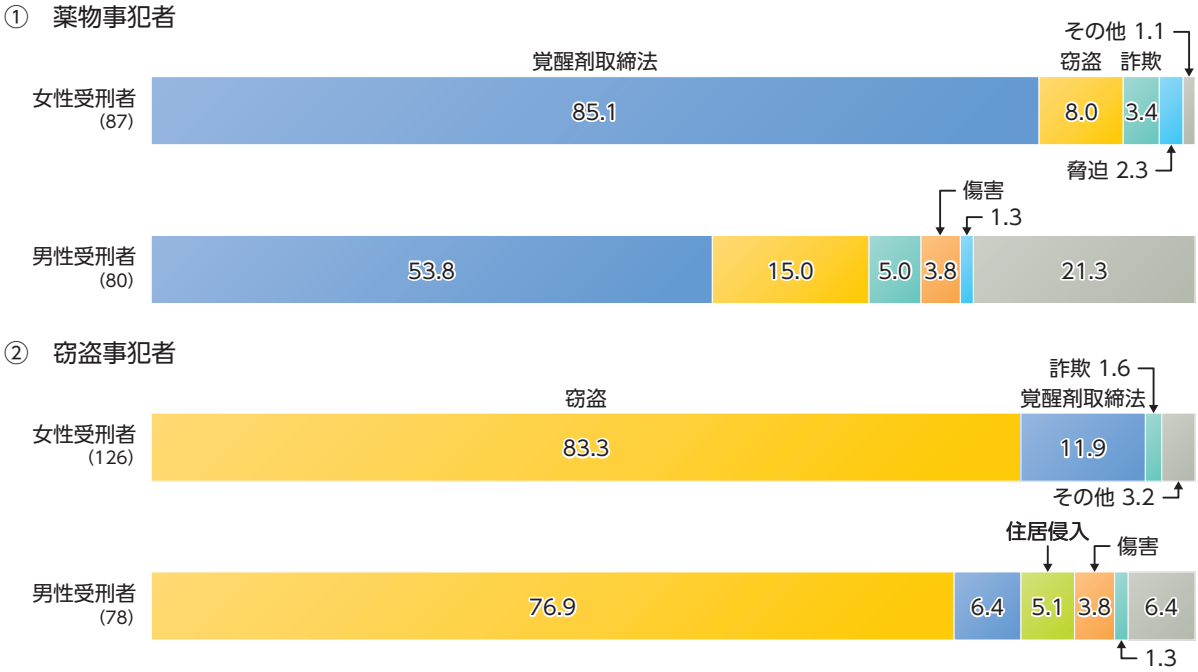

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 前刑罪名が不詳の者を除く。
3 （ ）内は、実人員である。

2 生活状況

（1）収入源

逮捕などで身柄を拘束される直前の１年間において、生活費をどのように得ていたか（重複計上による。）について、男女別に見るとともに、これを65歳未満と65歳以上の年齢別（年齢が不詳であった者を除く。）に見ると、7-5-2-4図のとおりである。65歳未満では、女性受刑者及び男性受刑者のいずれも「自分が働いて得た収入」の該当率が最も高く、次いで、「家族や親族等の収入や仕送り」、「生活保護」の順であった。65歳以上では、女性受刑者は「公的年金」の該当率が最も高く、次いで、「自分が働いて得た収入」、「家族や親族等の収入や仕送り」の順であった。男性受刑者は「自分が働いて得た収入」及び「生活保護」の該当率が最も高く、次いで、「公的年金」の順であった。65歳未満では、女性受刑者は、男性受刑者よりも「家族や親族等の収入や仕送り」及び「生活保護」の該当率が高く、男性受刑者は、女性受刑者よりも「自分が働いて得た収入」の該当率が高かった。65歳以上では、女性受刑者は、男性受刑者よりも「家族や親族等の収入や仕送り」、「公的年金」及び「預貯金」の該当率が高く、男性受刑者は、女性受刑者よりも「生活保護」の該当率が高かった。

7-5-2-4図 収入源（男女別）

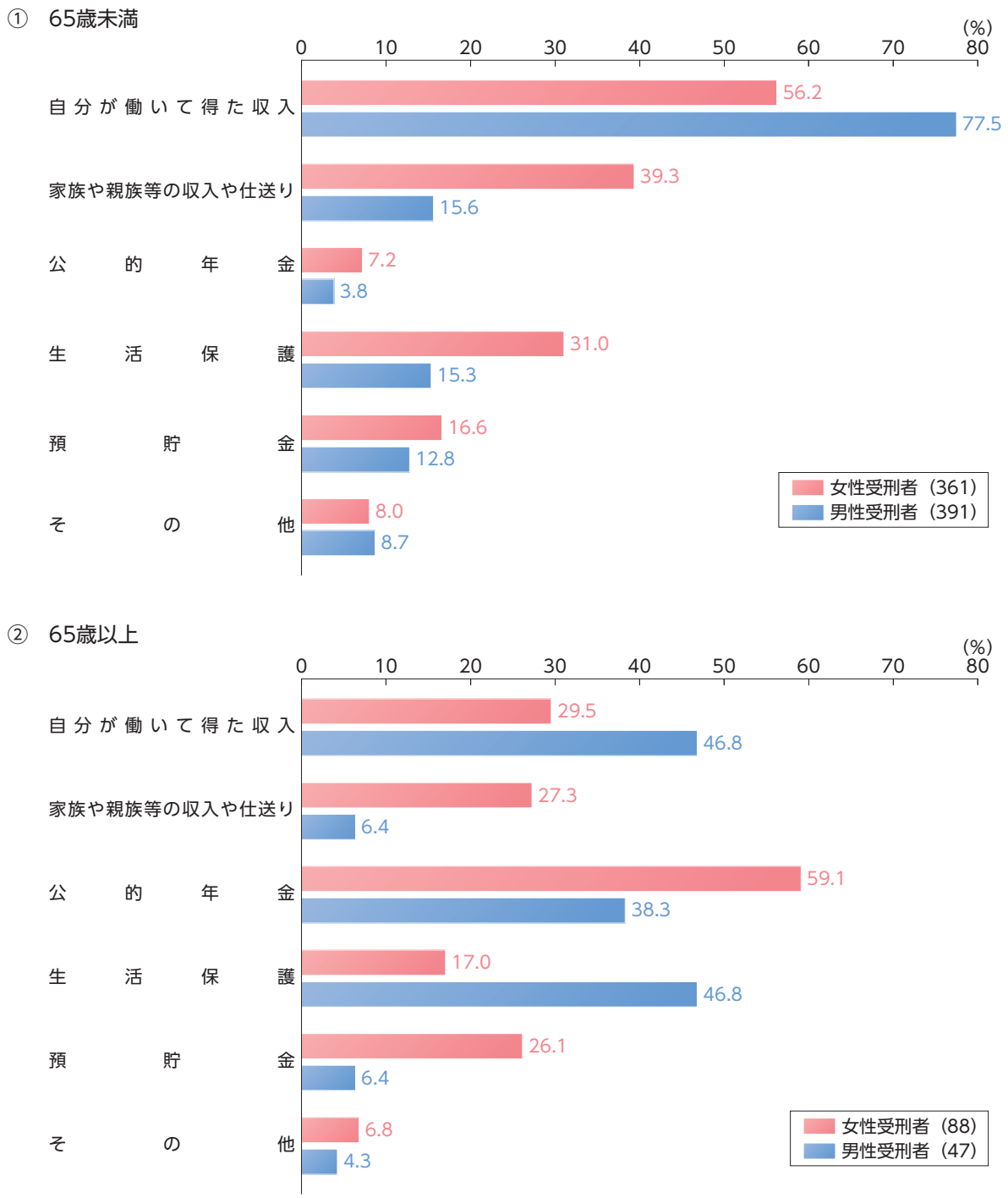

注　1　法務総合研究所の調査による。
　　2　収入源が不詳の者を除く。
　　3　年齢は、調査時により、質問紙調査の結果である。
　　4　各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
　　5　「家族や親族等の収入や仕送り」は、「家族や親族（離婚した配偶者を除く）の収入や仕送り」又は「家族や親族以外の収入や仕送り」のいずれかに該当した者の比率である。
　　6　（　）内は、実人員である。

（2）自分の収入だけで生活できるという感覚

逮捕などで身柄を拘束される直前の１年間において、自分の収入だけで生活できるという感覚がどの程度あったかについて、男女別に見るとともに、これを65歳未満と65歳以上の年齢別に見ると、7-5-2-5図のとおりである。「なかった」の構成比は、65歳未満では、女性受刑者は６割程度であったのに対し、男性受刑者は５割を下回った。65歳以上では、女性受刑者は５割で、男性受刑者は４割程度であった。

7-5-2-5図 自分の収入だけで生活できるという感覚（男女別）

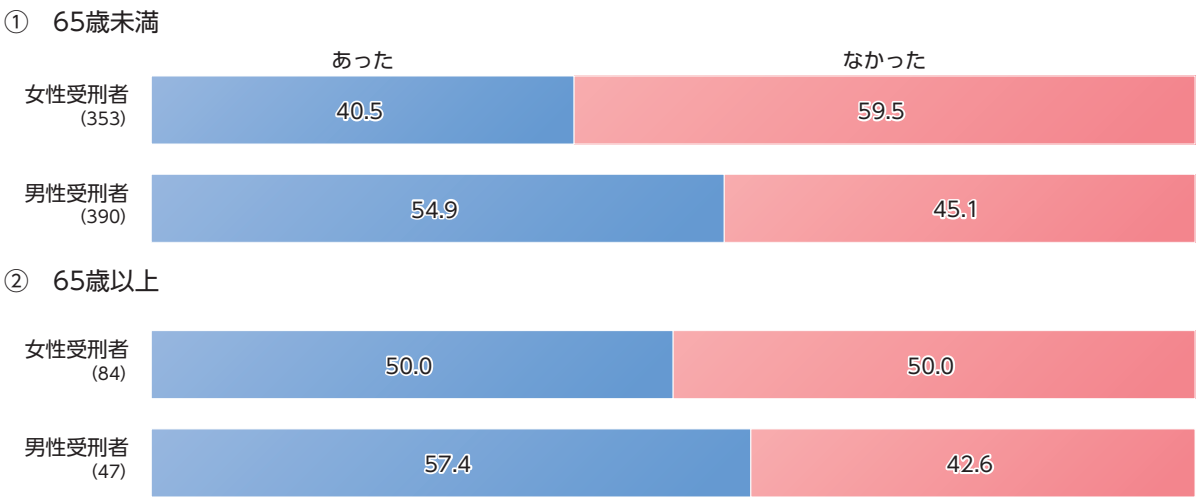

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 自分の収入だけで生活できるという感覚が不詳の者を除く。
3 年齢は、調査時により、質問紙調査の結果である。
4 「あった」は、「かなりあった」及び「ややあった」を合計した構成比であり、「なかった」は、「あまりなかった」及び「全くなかった」を合計した構成比である。
5 （ ）内は、実人員である。

（3）就労状況

逮捕などで身柄を拘束される直前の１年間における就労状況を男女別に見るとともに、これを65歳未満と65歳以上の年齢別に見ると、**7-5-2-6図**のとおりである。65歳未満では、女性受刑者は「無職」の構成比が最も高く、次いで、「パートタイム（アルバイトを含む）」、「フルタイム（正社員・正職員）の仕事」の順であった。男性受刑者は「フルタイム（正社員・正職員）の仕事」の構成比が最も高く、次いで、「自営業（手伝いを含む）」、「無職」の順であった。また、男性受刑者は「専業主婦・主夫」の該当がなかった。65歳以上では、女性受刑者は「無職」の構成比が最も高く、次いで、「パートタイム（アルバイトを含む）」、「専業主婦・主夫」の順であった。男性受刑者は「自営業（手伝いを含む）」及び「無職」の構成比が最も高く、次いで、「パートタイム（アルバイトを含む）」の順であった。65歳未満では、女性受刑者は、男性受刑者よりも「パートタイム（アルバイトを含む）」、「専業主婦・主夫」及び「無職」の構成比が高く、男性受刑者は、女性受刑者よりも「フルタイム（正社員・正職員）の仕事」及び「自営業（手伝いを含む）」の構成比が高かった。65歳以上では、女性受刑者は、男性受刑者よりも「専業主婦・主夫」の構成比が高く、男性受刑者は、女性受刑者よりも「自営業（手伝いを含む）」の構成比が高かった。

なお、同図は、本調査において、調査対象者が、逮捕などで身柄を拘束される直前の１年間における就労状況を振り返り、自ら答えた結果に基づくものである。一方、本章第１節**7-5-1-1表**の基本的属性等（男女別）中の「就労状況」は、法務省で把握している統計情報（矯正施設職員が、各種資料に基づき、その区分を判断して作成した調査票によるもの）の中の「職業」（犯行時における職業の有無や職業名）に基づくものであることに留意する必要がある。

7-5-2-6図　就労状況（男女別）

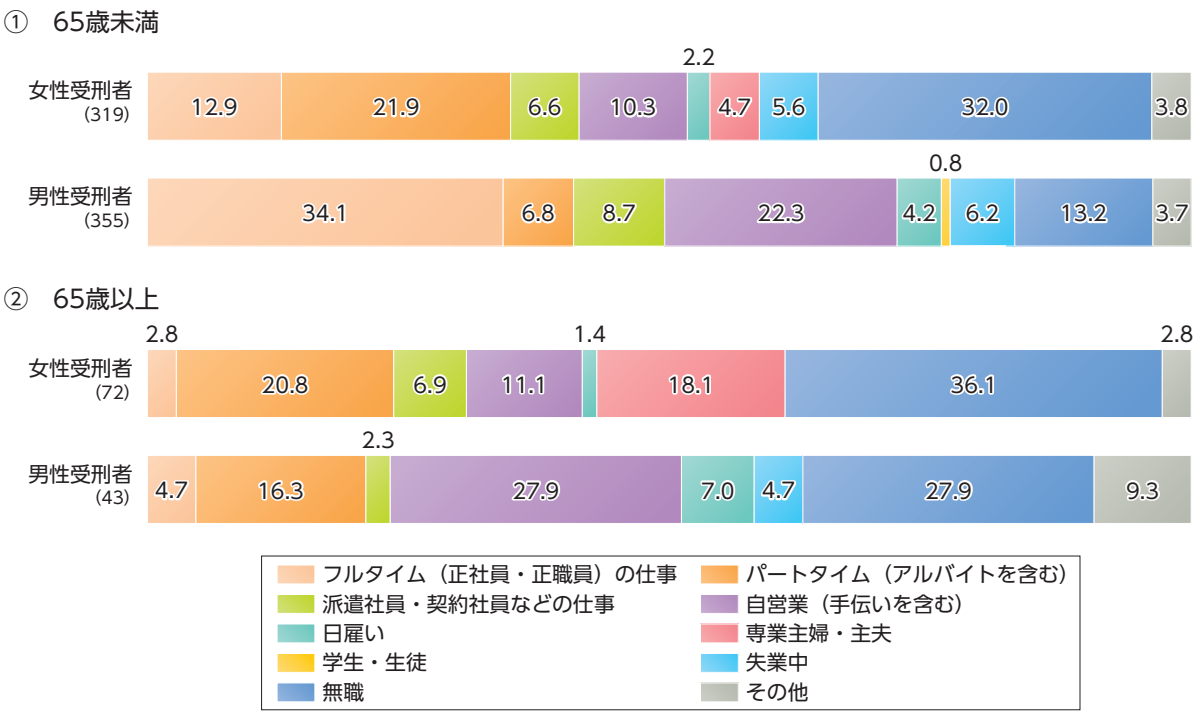

注　1　法務総合研究所の調査による。
　　2　就労状況が不詳の者を除く。
　　3　年齢は、調査時により、質問紙調査の結果である。
　　4　（　）内は、実人員である。

（4）働いていなかった理由

前記（3）において「失業中」又は「無職」と回答した65歳未満の者について、働いていなかった理由（重複計上による。）を男女別に見ると、7-5-2-7図のとおりである。女性受刑者は「健康上の理由から」の該当率が最も高く、次いで、「子育てや介護等の家庭の事情から」、「どこにも採用されなかったから」の順であった。男性受刑者は「健康上の理由から」の該当率が最も高く、次いで、「働くのが嫌だったから」、「特にやりたいことがなかったから」及び「人間関係がうまくいかなかったから」の順であった。女性受刑者は、男性受刑者よりも「健康上の理由から」の該当率が高く、男性受刑者は、女性受刑者よりも「特にやりたいことがなかったから」、「希望する業種、職種での採用がなかったから」、「人間関係がうまくいかなかったから」及び「働くのが嫌だったから」の該当率が高かった。

7-5-2-7図 働いていなかった理由（男女別）

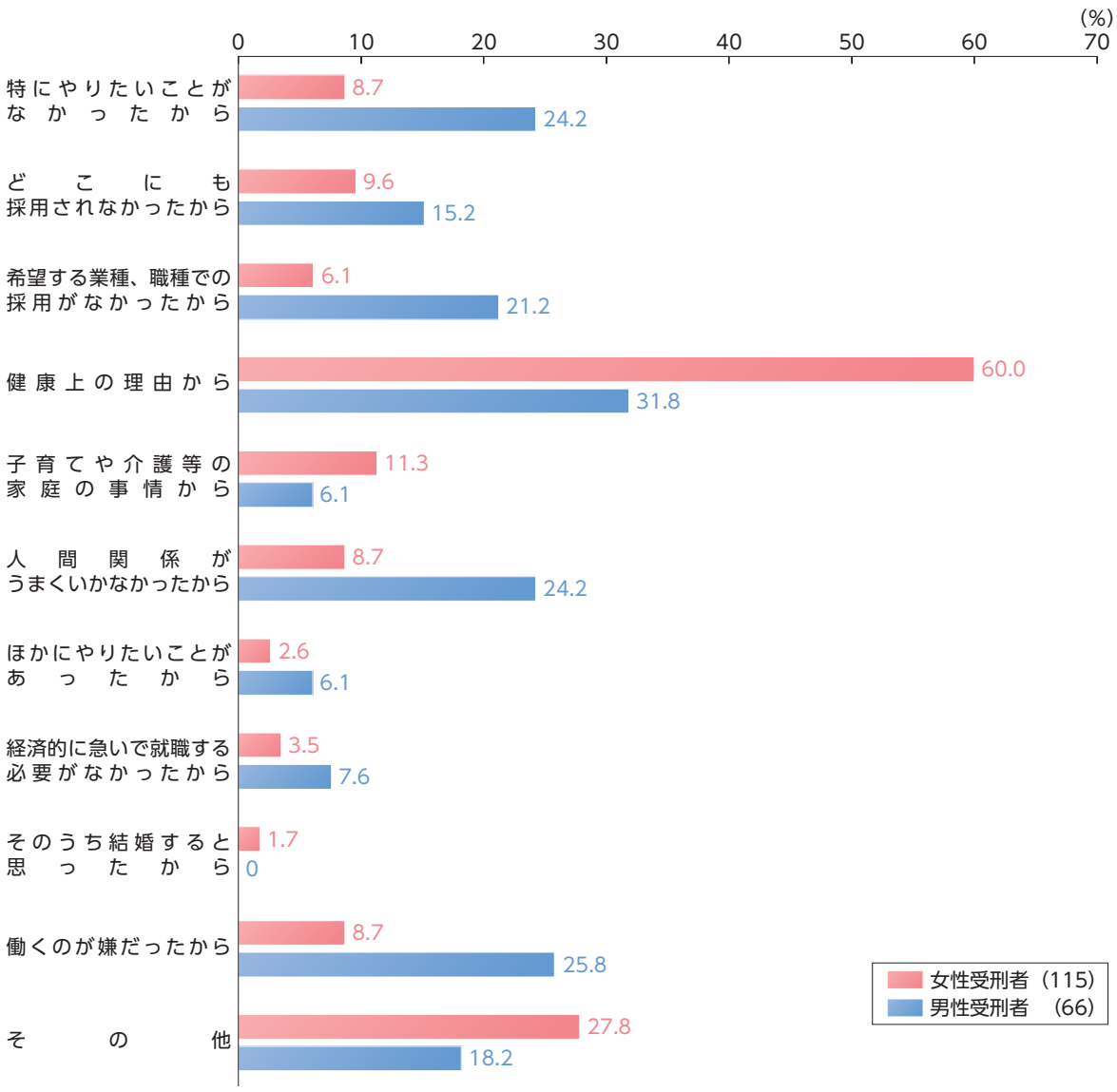

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 就労状況について、「失業中」又は「無職」と回答した65歳未満の者に限る。
3 働いていなかった理由が不詳の者を除く。
4 年齢は、調査時により、質問紙調査の結果である。
5 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
6 （ ）内は、実人員である。

（5）慢性疾患の有無

逮捕などで身柄を拘束される直前の１年間において、治療や投薬を受けていた慢性疾患の有無を男女別に見ると、7-5-2-8図のとおりである。なお、質問紙には、慢性疾患の例として「糖尿病、高血圧、ガンなどの身体の病気」を挙げ、「慢性疾患とは、病気の経過が半年ないし１年以上にわたる疾患のことです。」と注意書きを付した上で回答を求めた。慢性疾患「あり」の構成比は、女性受刑者が約４割であったのに対し、男性受刑者は約３割であった。

7-5-2-8図　慢性疾患の有無（男女別）

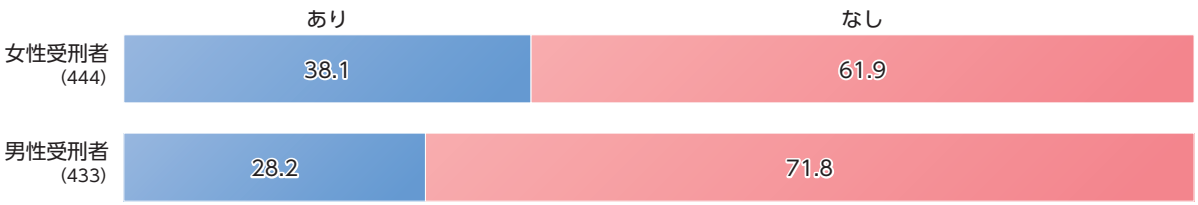

注　1　法務総合研究所の調査による。
　　2　慢性疾患の有無が不詳の者を除く。
　　3　（　）内は、実人員である。

（6）精神疾患の有無

逮捕などで身柄を拘束される直前の１年間において、治療や投薬を受けていた精神疾患の有無を男女別に見ると、7-5-2-9図のとおりである。なお、質問紙には「精神疾患とは、気分の落ち込みや幻覚・妄想など、心身に様々な影響が出る疾患のことです。」と注意書きを付した上で回答を求めた。精神疾患「あり」の構成比は、女性受刑者は５割を超えていたのに対し、男性受刑者は２割程度であった。

7-5-2-9図　精神疾患の有無（男女別）

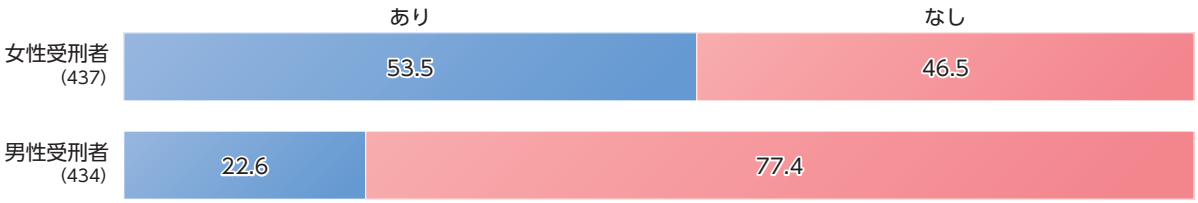

注　1　法務総合研究所の調査による。
　　2　精神疾患の有無が不詳の者を除く。
　　3　（　）内は、実人員である。

（7）精神疾患の病名

前記（6）において精神疾患「あり」と回答した者について、精神疾患の病名（重複計上による。）を男女別に見ると、7-5-2-10図のとおりである。なお、「病名はわからない」に該当する者は、同項目に当てはまる旨回答した者であり、回答自体が不詳の者とは異なる。女性受刑者は「うつ病・双極性障害（躁うつ病）」の該当率が最も高く、次いで、「不安障害（パニック障害など）」、「依存症（薬物・アルコール・ギャンブルなど）」の順であった。男性受刑者は「うつ病・双極性障害（躁うつ病）」の該当率が最も高く、次いで、「依存症（薬物・アルコール・ギャンブルなど）」、「統合失調症」の順であった。また、女性受刑者は、男性受刑者よりも「うつ病・双極性障害（躁うつ病）」、「不安障害（パニック障害など）」、「摂食障害」及び「パーソナリティ障害」の該当率が高かった。

7-5-2-10図 精神疾患の病名（男女別）

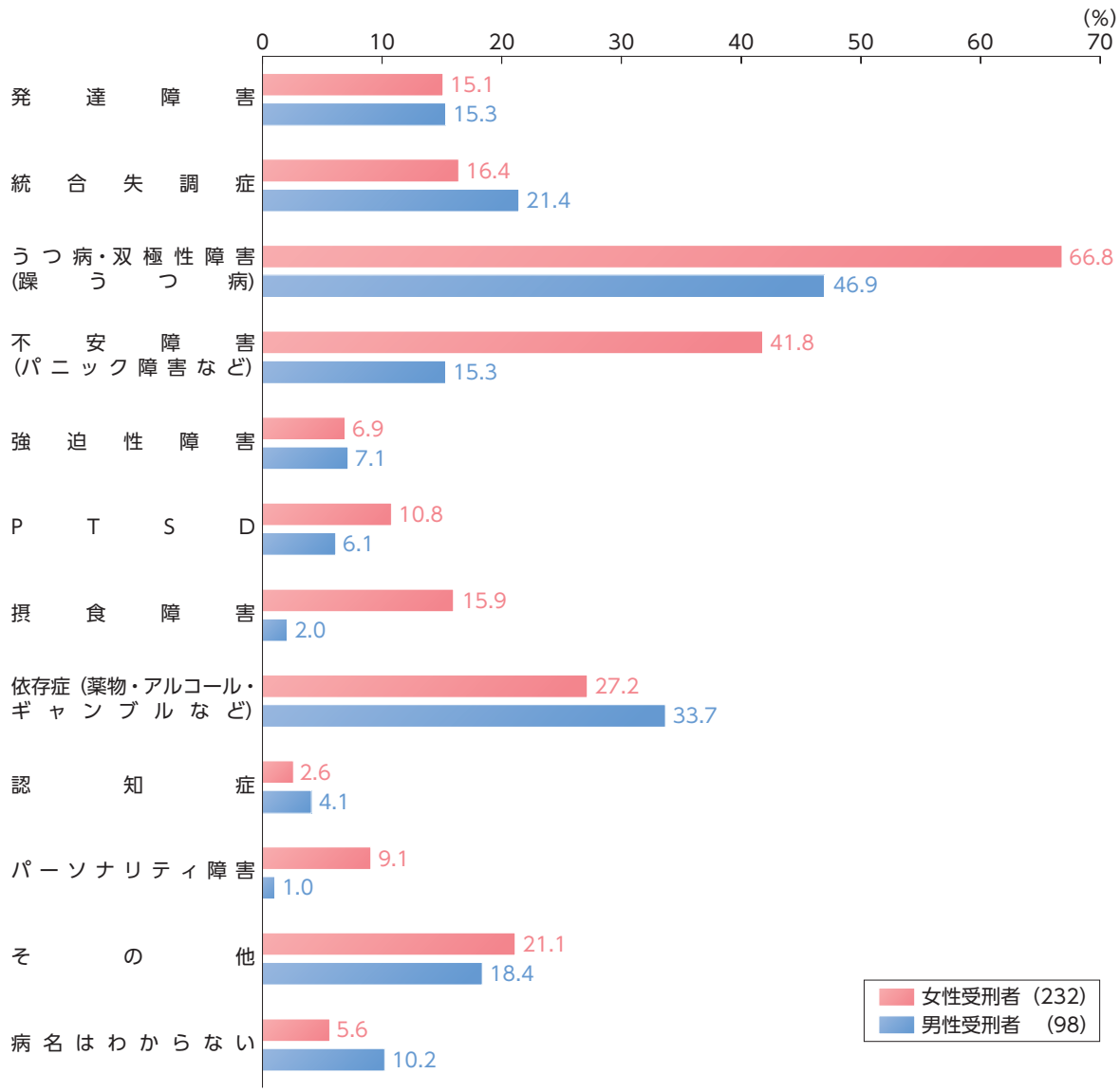

注　1　法務総合研究所の調査による。
　　2　精神疾患の病名に係る回答が不詳の者を除く。
　　3　精神疾患「あり」と回答した者に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
　　4　（　）内は、実人員である。

3 周囲との関わり

（1）一緒に暮らしていた者

逮捕などで身柄を拘束される直前の１年間において、一緒に暮らしていた者（重複計上による。）について男女別に見ると、7-5-2-11図のとおりである。女性受刑者は「配偶者（内縁関係や事実婚を含む）や交際相手」の該当率が最も高く、次いで、「子（内縁関係や事実婚の配偶者の連れ子を含む）」、「いない（一人暮らし）」の順であった。男性受刑者は「いない（一人暮らし）」の該当率が最も高く、次いで、「配偶者（内縁関係や事実婚を含む）や交際相手」、「親族（父、母、兄弟姉妹）」の順であった。女性受刑者は、男性受刑者よりも「配偶者（内縁関係や事実婚を含む）や交際相手」及び「子（内縁関係や事実婚の配偶者の連れ子を含む）」の該当率が高く、男性受刑者は、女性受刑者よりも「いない（一人暮らし）」及び「親族（父、母、兄弟姉妹）」の該当率が高かった。

7-5-2-11図　一緒に暮らしていた者（男女別）

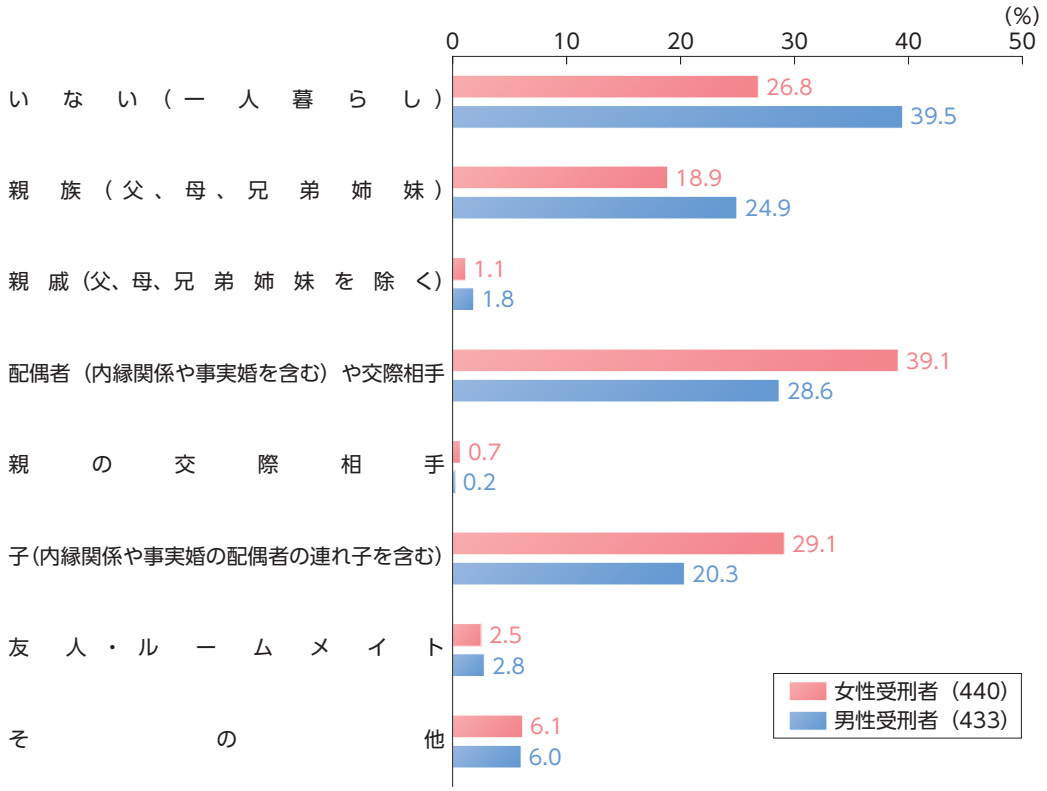

注　1　法務総合研究所の調査による。
　　2　一緒に暮らしていた者が不詳の者を除く。
　　3　各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
　　4　「親族（父、母、兄弟姉妹）」は、「父」、「母」又は「兄弟姉妹」のいずれかに該当した者の比率である。
　　5　（　）内は、実人員である。

（2）孤独感得点

7-5-2-12図は、逮捕などで身柄を拘束される直前の１年間において、どのくらいの頻度で孤独を感じていたかを男女別に見たものである。孤独という主観的な感情を間接質問により数値的に測定するために考案された「UCLA 孤独感尺度」（Russell DW、1996）の日本語版（舛田他、2012）の３項目短縮版（Arimoto A ＆ Tadaka E、2019）に基づくもので、「あなたは、自分には人とのつきあいがないと感じることがありましたか。」、「あなたは、自分は取り残されていると感じることがありましたか。」、「あなたは、自分が他の人たちから孤立していると感じることがありましたか。」の３項目に関して、「決してなかった」、「ほとんどなかった」、「時々あった」、「常にあった」の４件法で回答を求めた上で、回答の結果について、「決してなかった」を１点、「ほとんどなかった」を２点、「時々あった」を３点、「常にあった」を４点としてスコア化した後、「10～12点（常にあった）」、「７～９点（時々あった）」、「４～６点（ほとんどなかった）」、「３点（決してなかった）」の４カテゴリーに統合した。女性受刑者及び男性受刑者のいずれも「７～９点（時々あった）」、「４～６点（ほとんどなかった）」の順に構成比が高い点は共通しているが、女性受刑者は、次いで、「10～12点（常にあった）」の構成比が高いのに対し、男性受刑者は、次いで、「３点（決してなかった）」の構成比が高かった。また、男性受刑者は、女性受刑者よりも「３点（決してなかった）」の構成比が高かった。

7-5-2-12図 孤独感得点（男女別）

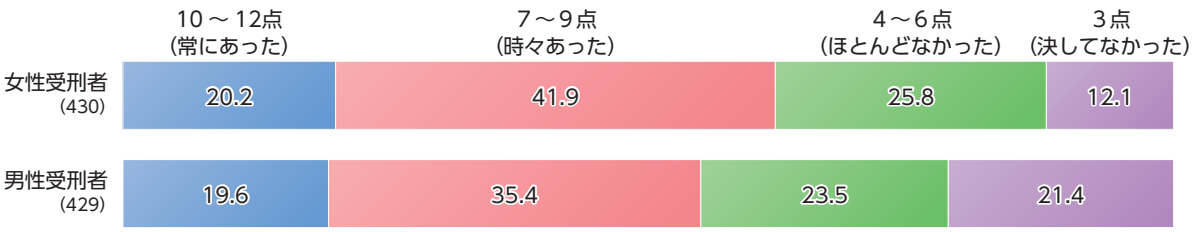

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 孤独感得点が不詳の者を除く。
3 （ ）内は、実人員である。

（3）相談の有無

逮捕などで身柄を拘束される直前の１年間に悩んだり不安に思ったりしていた内容（※注）として、「特に悩んだり困ったりしていない」以外の項目を選択した者について、当時、悩みや不安が生じた場合の相談の有無を男女別に見ると、7-5-2-13図のとおりである。女性受刑者は、男性受刑者よりも「相談した」の構成比が高かった。

※注 16項目（「経済的なこと」、「仕事のこと」、「健康上のこと」、「妊娠や出産のこと」、「育児のこと」、「介護のこと」、「人間関係（配偶者（内縁関係や事実婚を含む）、交際相手）」、「人間関係（親、兄弟姉妹）」、「人間関係（子）」、「人間関係（友人・知人）」、「犯罪行為をしていること」、「これまでに受けた保護処分や刑事処分のこと」、「家族から受けた暴力等の被害のこと」、「犯罪の被害に遭ったこと」、「その他」、「特に悩んだり困ったりしていない」）のうち該当するもの全てを選択するように回答を求めた（重複計上による。）ものである（7-5-3-11図①参照）。

7-5-2-13図 相談の有無（男女別）

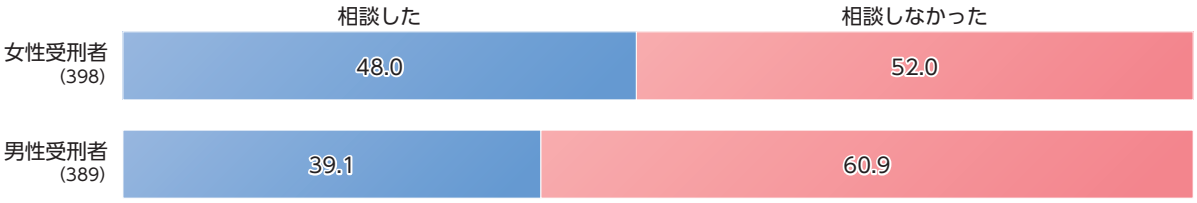

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 困りごとの内容に係る質問について「特に悩んだり困ったりしていない」以外の項目に該当した者に限る。
3 相談の有無が不詳の者を除く。
4 （ ）内は、実人員である。

（4）相談先

前記（3）において「相談した」と回答した者について、悩みや不安を相談した相手（機関・団体含む、重複計上による。）を男女別に見ると、7-5-2-14図のとおりである。女性受刑者は「家族または親族」の該当率が最も高く、次いで、「友人または知人」、「病院」の順であった。男性受刑者は「友人または知人」の該当率が最も高く、次いで、「家族または親族」、「交際相手」の順であった。女性受刑者及び男性受刑者のいずれも「家族または親族」及び「友人または知人」の該当率が高く、それぞれ５割を超えていたのに対し、「行政機関」の該当率は１割程度であり、「自治会・町内会・近所の人」及び「NPO 等の民間団体またはボランティア団体」の該当率はそれぞれ１割以下であった。女性受刑者は、男性受刑者よりも「病院」の該当率が高く、男性受刑者は、女性受刑者よりも「学校や職場の関係者」の該当率が高かった。

7-5-2-14図 相談先（男女別）

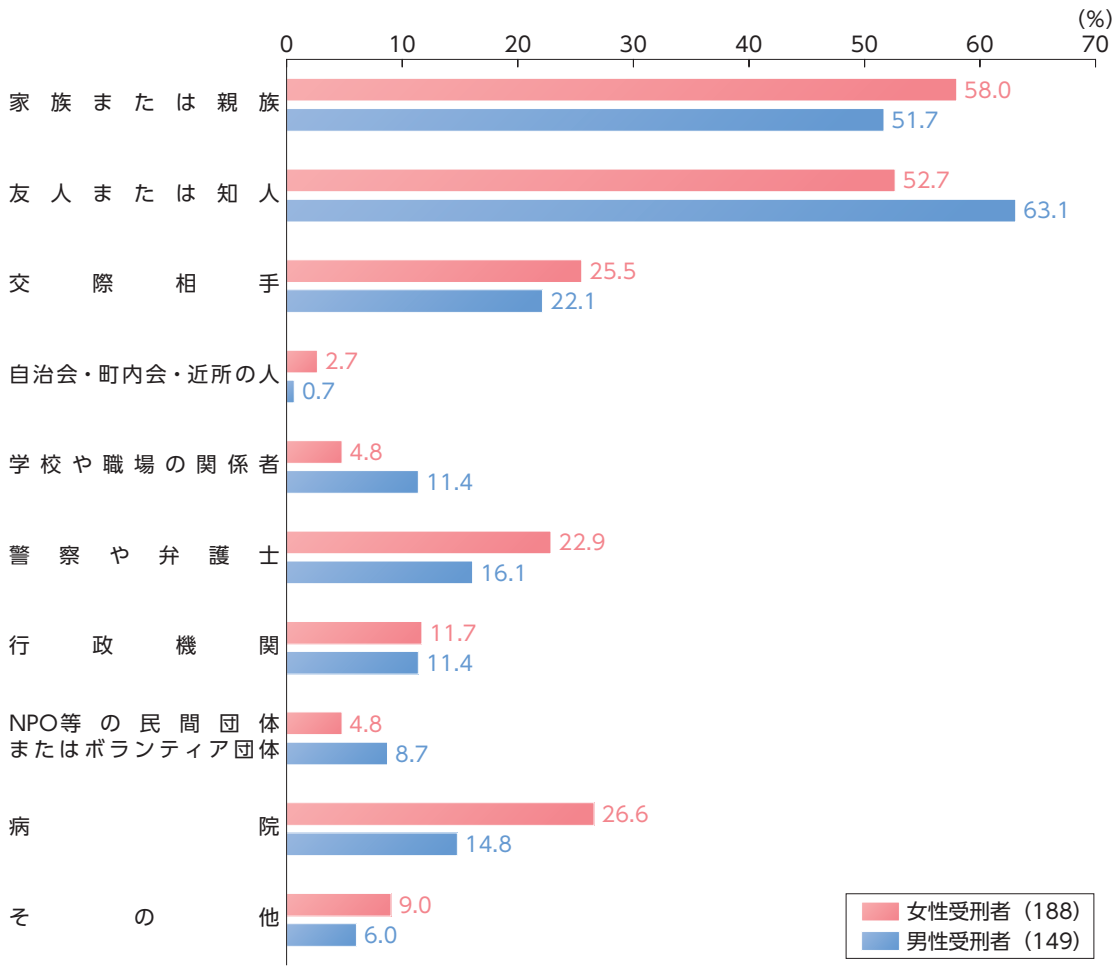

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 困りごとの内容に係る質問について「特に悩んだり困ったりしていない」以外の項目に該当した者に限る。
3 相談先が不詳の者を除く。
4 相談の有無に係る質問について「相談した」に該当した者に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
5 （ ）内は、実人員である。

（5）支援機関等への相談に対する考え

支援機関等（国や自治体、民間団体やボランティア、病院等）への相談に対する考え（出所後社会に戻ったとき、どのような状況であれば相談する気になるか）（重複計上による。）を男女別に見ると7-5-2-15図のとおりである。女性受刑者は「家族や交際相手などの大事な人が理解・協力してくれれば」の該当率が最も高く、次いで、「専門的な助言をもらえれば」、「刑務所や保護観察所等から具体的な支援機関の場所、連絡先、支援内容などを教えてもらえれば」の順であった。男性受刑者は「自分の力では問題を改善できないと感じれば」の該当率が最も高く、次いで、「家族や交際相手などの大事な人が理解・協力してくれれば」、「専門的な助言をもらえれば」の順であった。女性受刑者は、男性受刑者よりも「家族や交際相手などの大事な人が理解・協力してくれれば」及び「誰かに一緒に行ってもらえれば」の該当率が高く、男性受刑者は、女性受刑者よりも「自分の信頼する友人・知人から紹介してもらえれば」、「お金に余裕ができれば」、「時間に余裕ができれば」及び「どんな状況でも支援は受けない」の該当率が高かった。

7-5-2-15図 支援機関等への相談に対する考え（男女別）

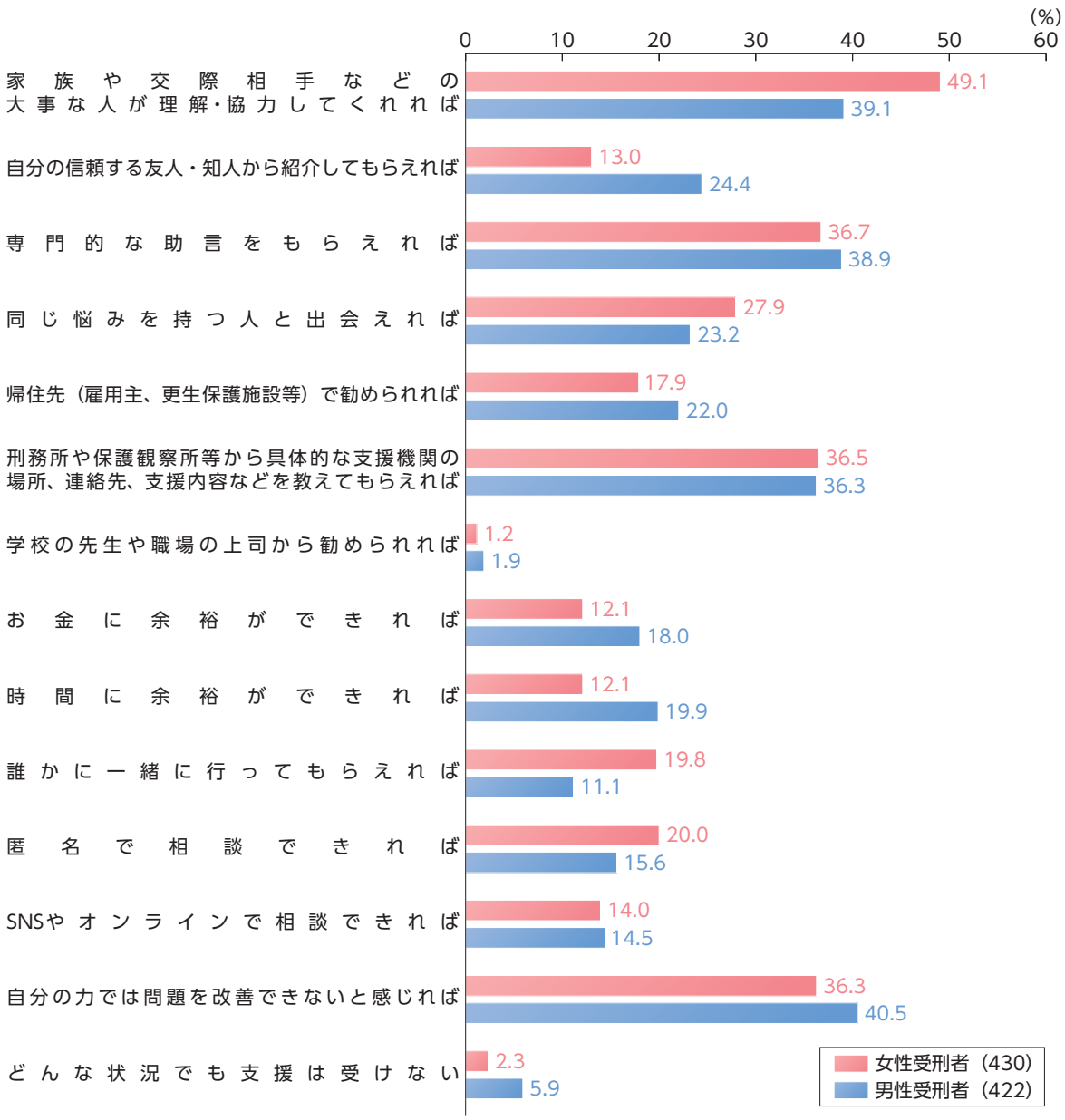

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 支援機関等への相談に対する考えが不詳の者を除く。
3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
4 （ ）内は、実人員である。

第3節 ■ 調査の結果（薬物事犯者）

この節では、薬物事犯者の女性に特徴的な傾向を明らかにするため、調査対象となった受刑者の総数の男女別と薬物事犯者の男女別の比較を行う。受刑者に対する調査結果のうち、主として生活状況及び交友関係の二つの側面から、薬物事犯者の男女別に特徴的な傾向が見られた項目について取り上げる。

1 調査対象者の属性等（薬物事犯者）

（1）基本的属性等

薬物事犯者の年齢、刑名、刑期、刑事施設への入所回数等は、**7-5-3-1表**のとおりである。年齢層別の構成比を見ると、女性受刑者と男性受刑者の年齢分布に大きな偏りはなく、20歳から39歳までが４割近くを占めたほか、65歳以上は５％を下回った。

7-5-3-1表　基本的属性等（薬物事犯者）

属性等	区分	総数		女性受刑者		男性受刑者	
総数		281	(100.0)	155	(100.0)	126	(100.0)
年齢	20～29歳	44	(15.8)	26	(16.9)	18	(14.4)
	30～39歳	63	(22.6)	34	(22.1)	29	(23.2)
	40～49歳	90	(32.3)	54	(35.1)	36	(28.8)
	50～59歳	61	(21.9)	32	(20.8)	29	(23.2)
	60～64歳	14	(5.0)	5	(3.2)	9	(7.2)
	65歳以上	7	(2.5)	3	(1.9)	4	(3.2)
刑名	懲役	218	(77.6)	121	(78.1)	97	(77.0)
	懲役（一部執行猶予付）	63	(22.4)	34	(21.9)	29	(23.0)
刑期	1年以下	22	(7.8)	4	(2.6)	18	(14.3)
	2年以下	118	(42.0)	70	(45.2)	48	(38.1)
	3年以下	89	(31.7)	53	(34.2)	36	(28.6)
	5年以下	41	(14.6)	24	(15.5)	17	(13.5)
	5年を超える	11	(3.9)	4	(2.6)	7	(5.6)
刑事施設への入所回数	1回	111	(39.5)	66	(42.6)	45	(35.7)
	2回以上	170	(60.5)	89	(57.4)	81	(64.3)
犯行時の身上	仮釈放（全部実刑）中	3	(1.1)	2	(1.4)	1	(0.8)
	保護観察付全部執行猶予中	8	(3.0)	6	(4.1)	2	(1.6)
	単純執行猶予中	50	(18.5)	29	(19.7)	21	(16.9)
	仮釈放（一部執行猶予）中	5	(1.8)	1	(0.7)	4	(3.2)
	保護観察付一部執行猶予中	8	(3.0)	5	(3.4)	3	(2.4)
	その他	197	(72.7)	104	(70.7)	93	(75.0)
刑の執行猶予歴	なし	33	(12.2)	14	(9.5)	19	(15.3)
	単純執行猶予	177	(65.3)	105	(71.4)	72	(58.1)
	保護観察付全部執行猶予	40	(14.8)	18	(12.2)	22	(17.7)
	保護観察付一部執行猶予	21	(7.7)	10	(6.8)	11	(8.9)
保護処分歴	なし	186	(69.4)	113	(77.9)	73	(59.3)
	児童自立支援施設等送致	2	(0.7)	1	(0.7)	1	(0.8)
	保護観察	30	(11.2)	13	(9.0)	17	(13.8)
	少年院送致	50	(18.7)	18	(12.4)	32	(26.0)
婚姻状況	未婚	79	(29.0)	32	(21.6)	47	(37.9)
	有配偶	79	(29.0)	62	(41.9)	17	(13.7)
	離別	111	(40.8)	52	(35.1)	59	(47.6)
	死別	3	(1.1)	2	(1.4)	1	(0.8)
教育程度	中学校卒業	84	(31.2)	45	(30.6)	39	(32.0)
	高等学校中退	96	(35.7)	55	(37.4)	41	(33.6)
	高等学校卒業	68	(25.3)	35	(23.8)	33	(27.0)
	大学在学・中退・卒業	21	(7.8)	12	(8.2)	9	(7.4)
就労状況	有職	91	(32.5)	27	(17.4)	64	(51.2)
	無職	189	(67.5)	128	(82.6)	61	(48.8)
精神状況	精神障害なし	196	(73.7)	93	(64.6)	103	(84.4)
	知的障害	1	(0.4)	1	(0.7)	－	
	人格障害	4	(1.5)	3	(2.1)	1	(0.8)
	神経症性障害	9	(3.4)	7	(4.9)	2	(1.6)
	その他の精神障害	56	(21.1)	40	(27.8)	16	(13.1)

注　1　法務総合研究所の調査による。
2　各属性等が不詳の者を除く。ただし、総数にはそれぞれ不詳の者を含む。
3　「年齢」は、調査時の年齢により、質問紙調査の結果である。
4　「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設送致・児童養護施設送致であり、平成10年３月31日までの教護院・養護施設送致を含む。
5　少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち児童自立支援施設等送致歴がある者は「児童自立支援施設等送致」に、保護観察歴のみがある者は「保護観察」に計上している。
6　「婚姻状況」は、犯行時による。
7　「教育程度」は、犯行時における最終学歴又は就学状況である。
8　「就労状況」は、犯行時により、学生・生徒及び家事従事者を除く。また、「無職」は、定収入のある無職者を含む。
9　「精神状況」は、入所時の精神診断の結果による。
10　（　）内は、各属性等の総数又は調査対象者の男女別の人員における構成比である。

（2）初めて処分を受けた年齢

今回の受刑より前に処分（実刑、執行猶予、少年院送致、保護観察処分及び児童自立支援施設・児童養護施設送致）を受けたことがあると回答した受刑者について、初めて処分を受けた年齢を男女別に見ると、7-5-3-2図のとおりである。総数、薬物事犯者のいずれも、女性受刑者は「20～29歳」の構成比が最も高く、男性受刑者は「20歳未満」の構成比が最も高かった。また、薬物事犯者の女性受刑者では、総数の場合よりも「20歳未満」及び「20～29歳」の若年層の構成比が高かった。

7-5-3-2図　初めて処分を受けた年齢（薬物事犯者）

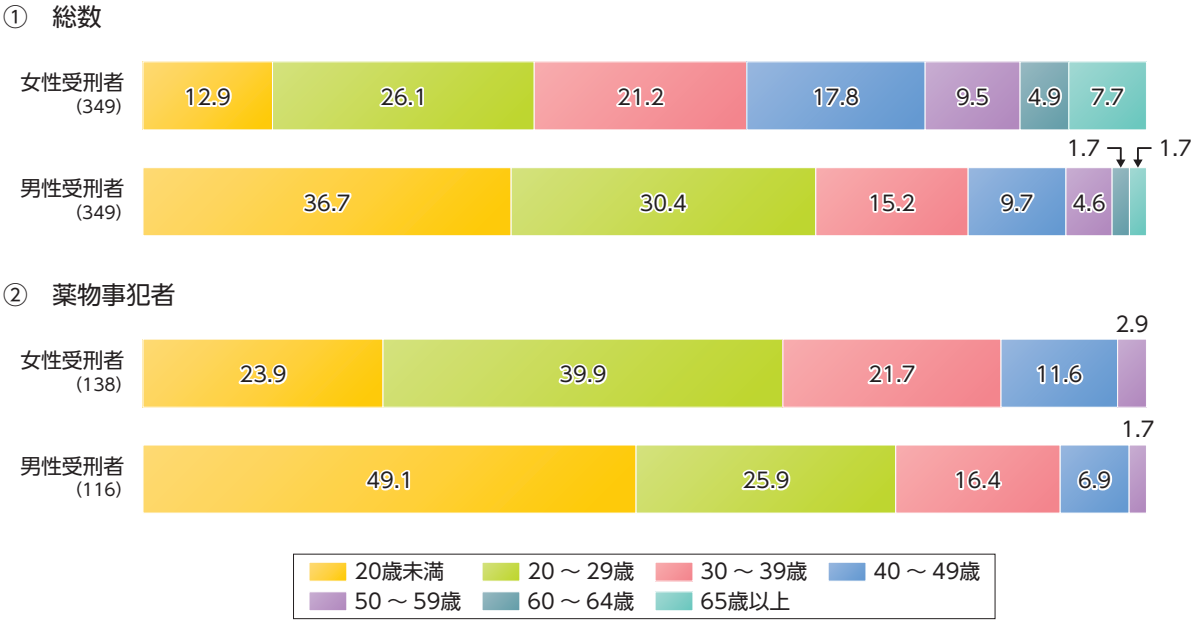

注　1　法務総合研究所の調査による。
　　2　今回の受刑より前に処分を受けたことがあると回答した者に限る。
　　3　初めて処分を受けた年齢が不詳の者を除く。
　　4　「処分」は、実刑、執行猶予、少年院送致、保護観察処分及び児童自立支援施設・児童養護施設送致をいう。
　　5　（　）内は、実人員である。

2　薬物事犯者の生活状況

（1）市販薬等の目的外使用経験の有無

これまでの人生において、処方薬・市販薬を本来の目的や方法から外れて使用した経験の有無について、男女別に見ると、7-5-3-3図のとおりである。総数、薬物事犯者のいずれも、女性受刑者は、男性受刑者と比べ、「あり」の構成比が高かった。また、薬物事犯者の女性受刑者では、総数の場合よりも「あり」の構成比が高かった。

7-5-3-3図　市販薬等の目的外使用経験の有無（薬物事犯者）

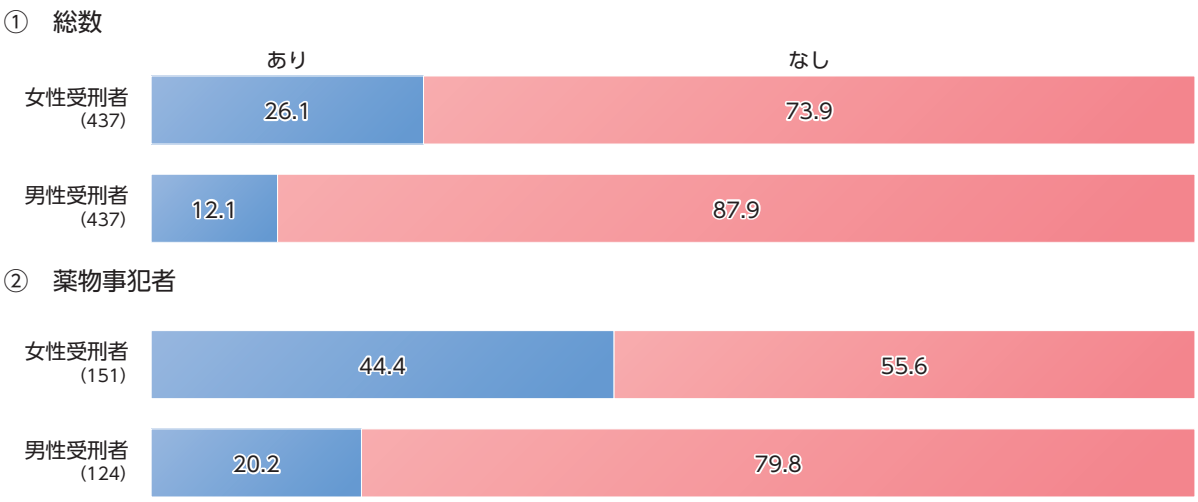

注　1　法務総合研究所の調査による。
　　2　市販薬等の目的外使用経験の有無が不詳の者を除く。
　　3　（　）内は、実人員である。

（2）自傷行為の経験

これまでの人生において、自傷行為として、「わざと、刃物や鋭利なもので自分の身体を切ったこと」、「わざと、シャーペンやコンパスのような尖ったもので自分の身体を刺したこと」、「わざと、自分のこぶしで自分の身体や硬い壁を殴ったこと」、「わざと、自分の頭を壁にぶつけたこと」、「わざと、血が出るほどはげしく、自分の皮膚をかきむしったこと」、「わざと、内出血してしまうほど強く、自分の皮膚をつねったこと」、「わざと、自分の身体をかんだこと」及び「わざと、火のついたタバコを自分の皮膚に押しつけたり、ライターの火であぶったりするような、自分にやけどさせる行動をしたこと」の８項目いずれかの経験の有無について、男女別に見ると、**7-5-3-4図**のとおりである。総数では、女性受刑者及び男性受刑者のいずれも、全ての項目に「なし」と回答した者の構成比が約５割を占めたが、薬物事犯者の女性受刑者では、いずれかの項目で「あり（９回以下）」又は「あり（10回以上）」と回答した者の構成比が「なし」を上回った。項目別に「あり（９回以下）」又は「あり（10回以上）」と回答した者の構成比を見ると、総数、薬物事犯者のいずれも、女性受刑者は「わざと、刃物や鋭利なもので自分の身体を切ったこと」（総数29.6％、薬物事犯者41.4％）の構成比が最も高く、男性受刑者は「わざと、自分のこぶしで自分の身体や硬い壁を殴ったこと」（総数37.8％、薬物事犯者37.4％）の構成比が最も高かった。

7-5-3-4図 自傷行為の経験（薬物事犯者）

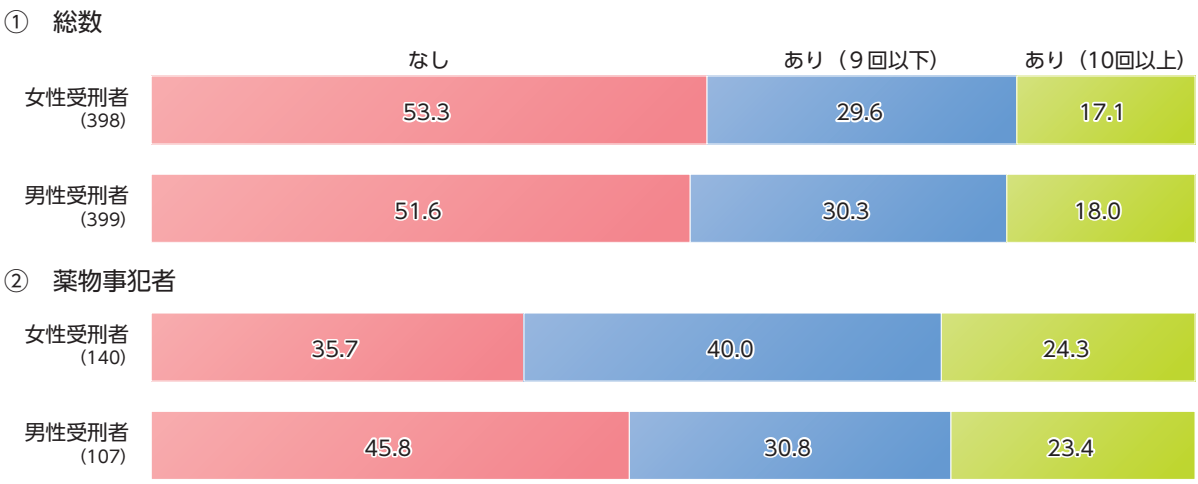

注　1　法務総合研究所の調査による。
　　2　自傷行為の経験に係る全ての項目に回答した者に限り、自傷行為の経験が不詳の者を除く。
　　3　「なし」は、全ての項目に「なし」と回答した者の構成比であり、「あり（９回以下)」は、いずれかの項目で「あり（９回以下)」と回答した者（いずれかの項目で「あり（10回以上)」と回答した者を除く。）の構成比であり、「あり（10回以上)」は、いずれかの項目で「あり（10回以上)」と回答した者の構成比である。
　　4　（　）内は、実人員である。

（３）配偶者・交際相手間の加害・被害経験

配偶者（事実婚、別居中の夫婦及び元配偶者を含む。）や交際相手間での加害経験及び被害経験について、男女別に見ると、7-5-3-5図のとおりである。総数、薬物事犯者のいずれも、全ての項目で、女性受刑者は、男性受刑者と比べ、「加害・被害なし」の構成比が低く、「加害なし・被害あり」及び「加害・被害あり」の構成比が高かった。また、薬物事犯者の女性受刑者では、総数の場合よりも、全ての項目で「加害・被害なし」の構成比が低く、「加害なし・被害あり」及び「加害・被害あり」の構成比が高かった。とりわけ身体的暴行については、薬物事犯者の女性受刑者では、「加害・被害なし」は２割弱にとどまり、心理的攻撃の「加害・被害なし」も３割弱にとどまった。

なお、配偶者・交際相手からの暴力の被害経験の有無を男女別に見た7-2-6図の調査は、今回の特別調査の結果とは調査等の前提（例えば、今回の特別調査では、20歳以上の女性受刑者及び男性受刑者が対象となっているのに対し、7-2-6図の調査では、18歳以上59歳以下の男女が対象となっていること）に相違があることに留意する必要があるものの、同図を見ると、女性では、全ての項目で、被害経験が「まったくない」の構成比が８～９割程度であるという傾向が見られた。

7-5-3-5図 配偶者・交際相手間の加害・被害経験（薬物事犯者）

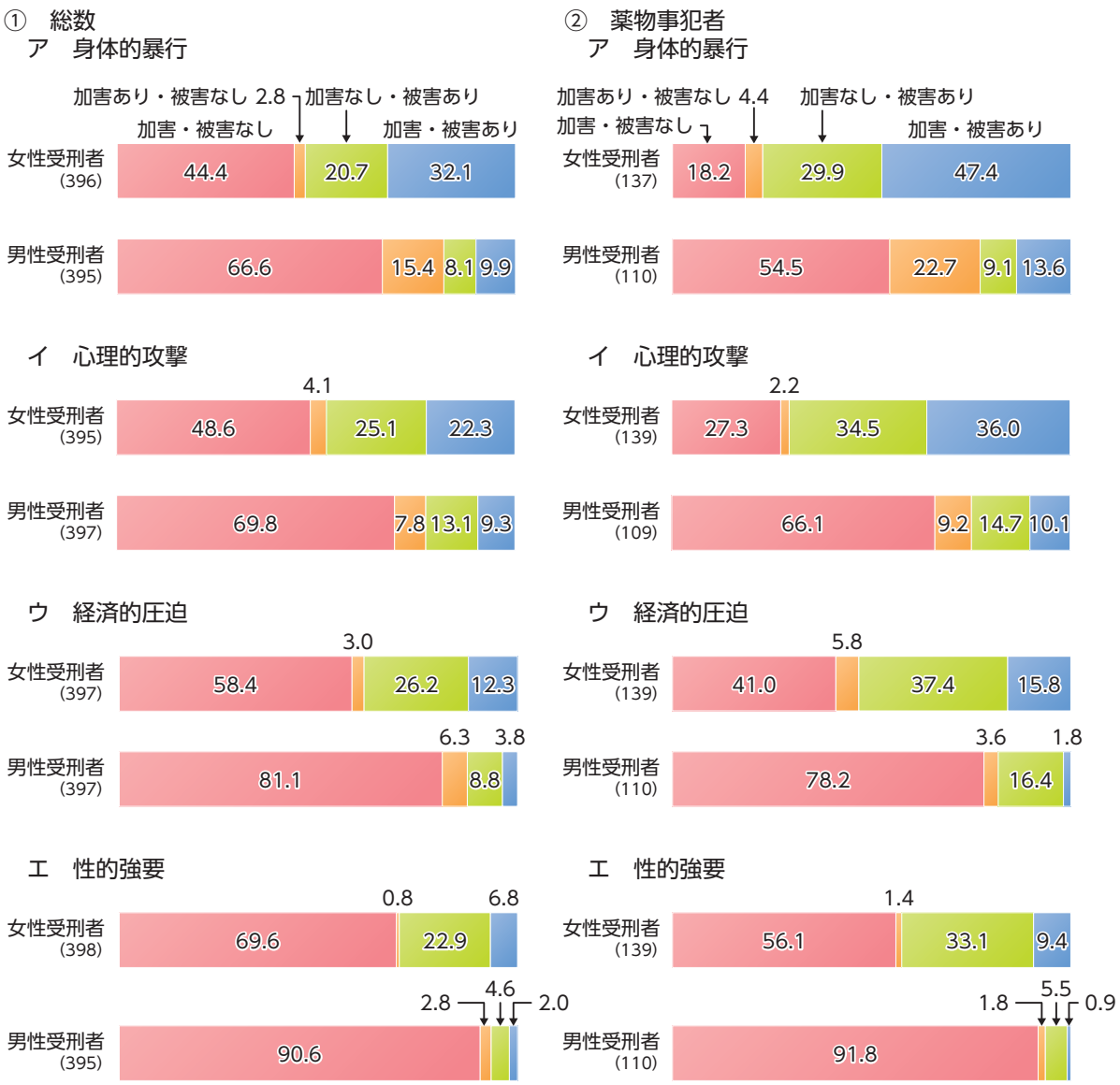

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 配偶者・交際相手間の加害及び被害経験が不詳の者を除く。
3 加害及び被害経験は、加害又は被害がそれぞれ「1、2度あった」及び「何度もあった」を合計した構成比である。
4 配偶者には事実婚、別居中の夫婦及び元配偶者を含む。
5 （ ）内は、実人員である。

（4）小児期逆境体験（ACE）の経験の有無

18歳までの小児期逆境体験（Adverse Childhood Experiences。以下この編において「ACE」という。）の経験の有無（重複計上による。）について、各項目の該当率を男女別に見ると、7-5-3-6図のとおりである。総数では、女性受刑者と男性受刑者のいずれも「親が亡くなったり離婚したりした」、「家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた」、「家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた」の３項目において、「あり」の該当率が30％を超えた。薬物事犯者の女性受刑者は、前記３項目に加え「母親（義理の母親も含む）が、父親（義理の父親や母親の恋人も含む）から、暴力を受けていた」の「あり」の該当率も30％を超えた。また、薬物事犯者の女性受刑者は、総数の場合及び薬物事犯者の男性受刑者よりも「あり」の該当率が総じて高い傾向が見られた。

7-5-3-6図 小児期逆境体験（ACE）の経験の有無（薬物事犯者）

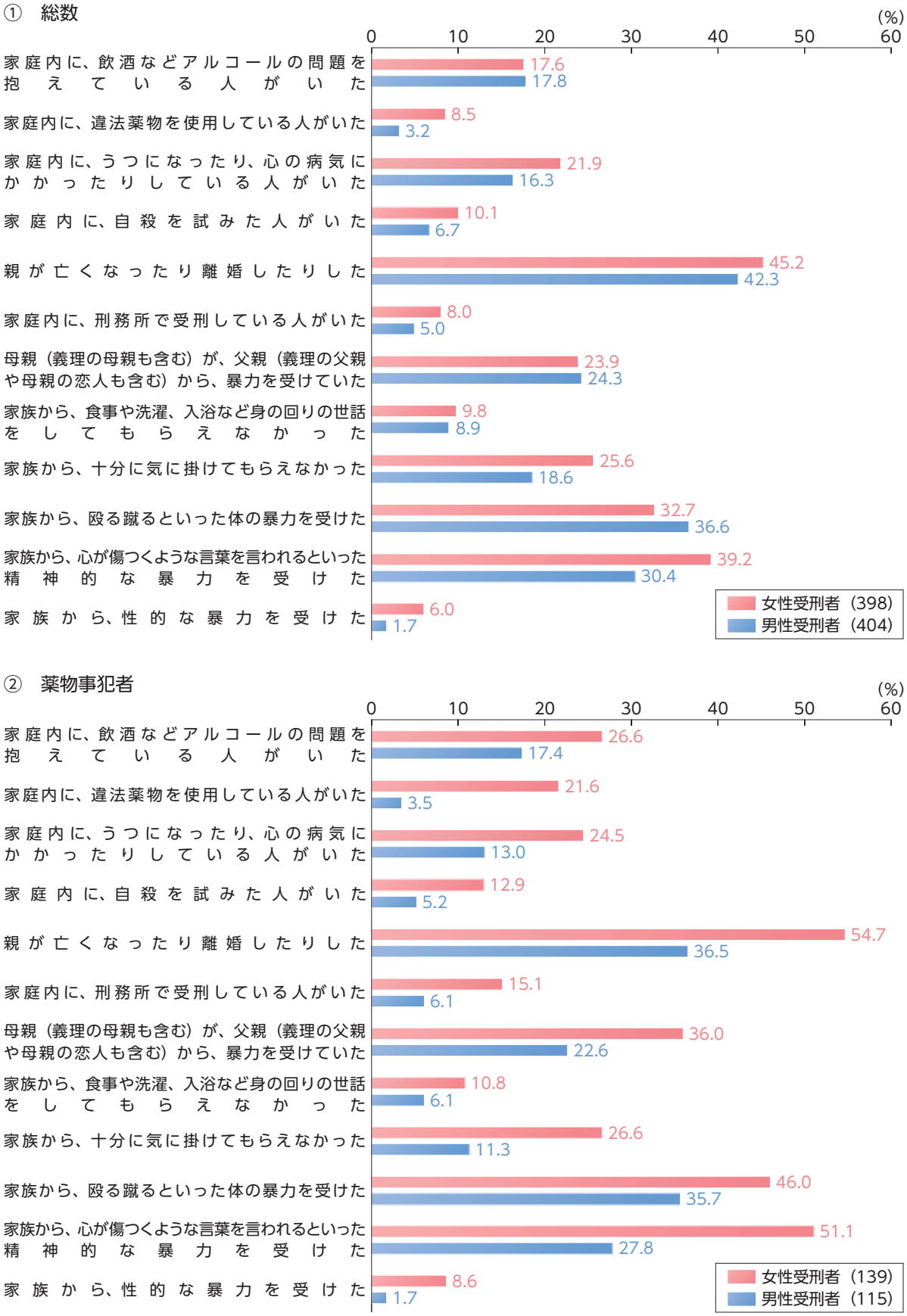

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 いずれかの項目が不詳の者を除く。
3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
4 （ ）内は、実人員である。

3 薬物事犯者の交友関係

（1）共犯者の有無

今回受刑することになった事件における共犯者の有無について、男女別に見ると、7-5-3-7図のとおりである。「あり」の構成比は、総数では、女性受刑者と男性受刑者のいずれも20％台であったが、薬物事犯者では、女性受刑者は４割近くを占め、男性受刑者と比べて高かった。なお、複数の事件があった場合には、いずれかの事件で共犯者がいれば「あり」に計上しているため、薬物事犯者における「あり」は、必ずしも薬物事犯において共犯者がいる場合に限らないことに留意が必要である。

7-5-3-7図　共犯者の有無（薬物事犯者）

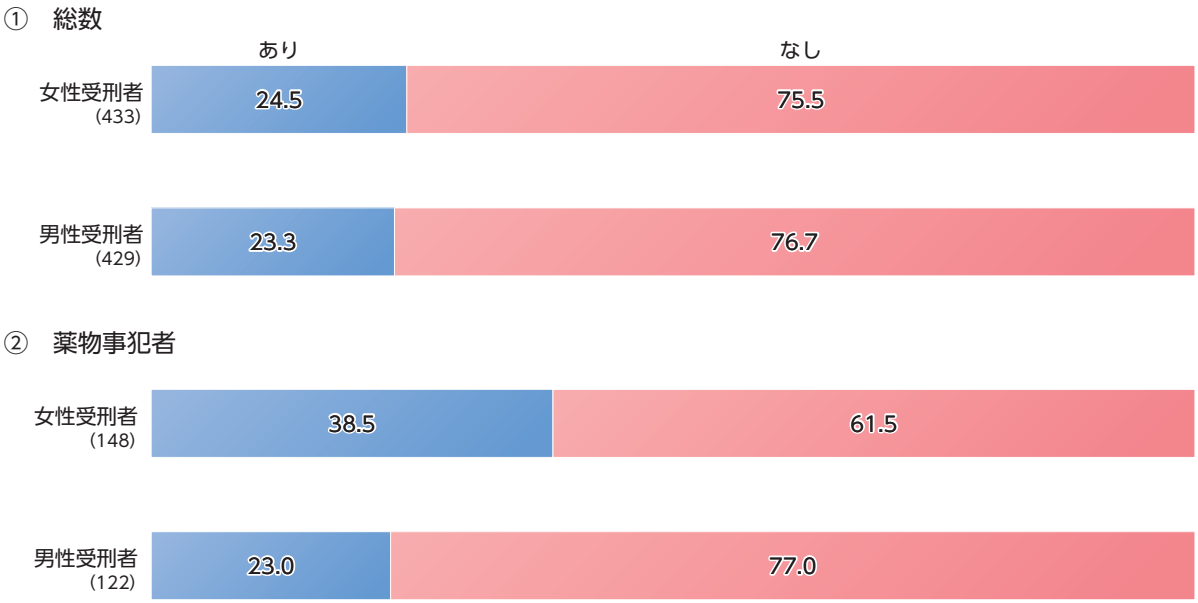

注　1　法務総合研究所の調査による。
　　2　共犯者の有無が不詳の者を除く。
　　3　（　）内は、実人員である。

（2）共犯者との関係

前記（1）において共犯者がいると回答した受刑者について、事件当時の共犯者との関係（自分から見た共犯者の立場）（重複計上による。）を男女別に見ると、7-5-3-8図のとおりである。総数、薬物事犯者のいずれも、女性受刑者は「配偶者・交際相手」の該当率が最も高く、男性受刑者は「友人・知人」の該当率が最も高かった。また、薬物事犯者の女性受刑者では、総数の場合よりも「配偶者・交際相手」の該当率が更に高かった。

7-5-3-8図 共犯者との関係（薬物事犯者）

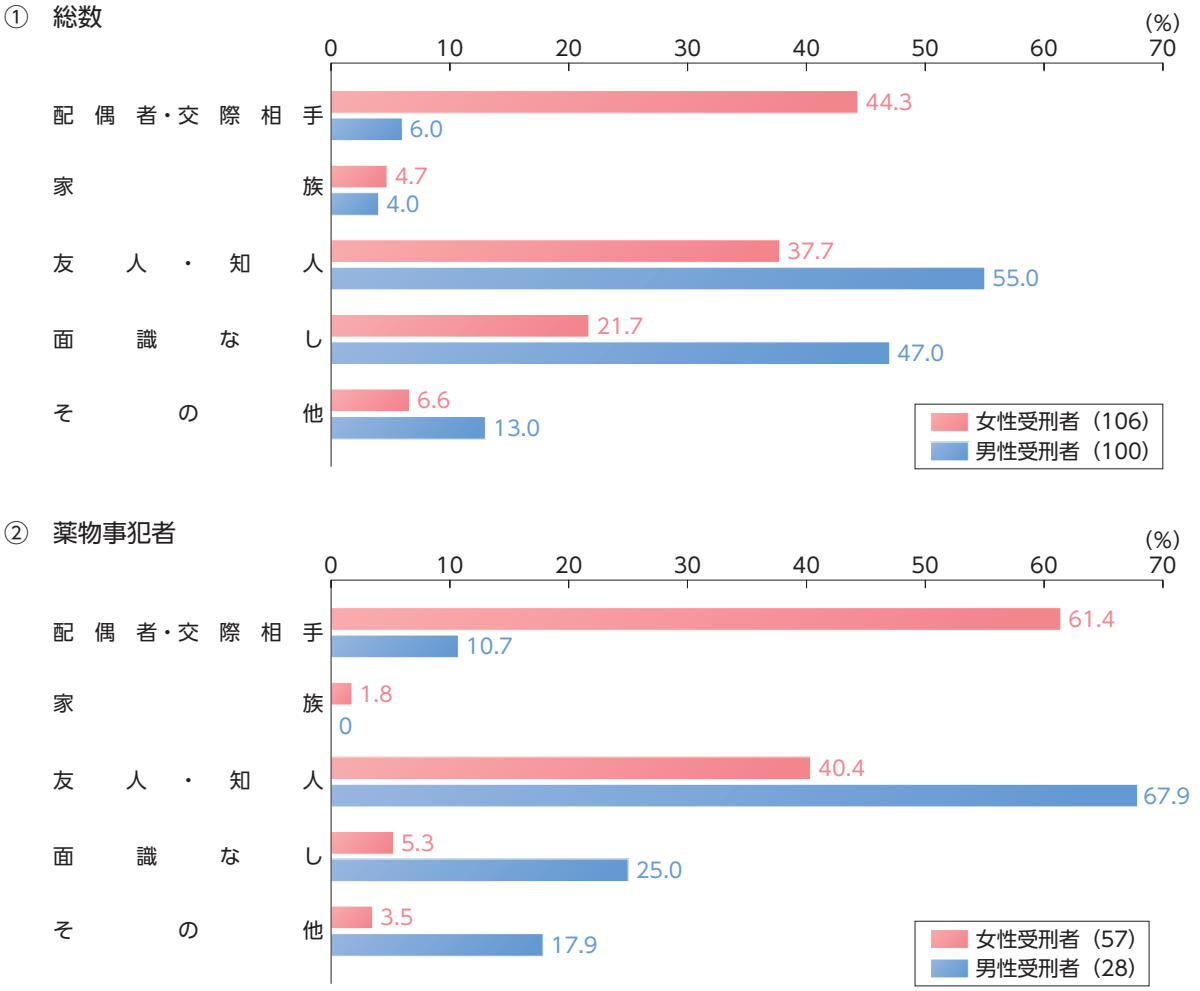

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 共犯者がいると回答した者に限る。
3 「配偶者」は、内縁関係や事実婚を含む。
4 「家族」は「親」、「子（内縁関係や事実婚の配偶者の連れ子を含む）」又は「兄弟姉妹」のいずれかに該当した者の比率である。
5 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
6 （ ）内は、実人員である。

（3）反社会的行為をする者との関わりの有無等

逮捕などで身柄を拘束される直前の１年間における「警察に捕まるような行為をする者との日常的な関わり（日常的に一緒にいたり、頻繁に連絡を取り合ったりしていた家族・交際相手・友人の中で、警察に捕まるような行為をする者との関わり）」、「暴力団関係者との関わり（暴力団の組員やその周辺者との関わり）」及び「暴力団以外の反社会的集団に属する者との関わり（暴力団以外の反社会的集団に属する者またはその周辺者との関わり）」の有無について、男女別に見ると、7-5-3-9図のとおりである。「警察に捕まるような行為をする者との日常的な関わり」の「あり」の構成比は、総数では、女性受刑者と男性受刑者のいずれも30％前後であったが、薬物事犯者では、女性受刑者は７割近くに達し、男性受刑者と比べて高かった。また、薬物事犯者は男女共に、総数の場合よりも全ての項目で「あり」の構成比が高かった。

7-5-3-9図　反社会的行為をする者との関わりの有無等（薬物事犯者）

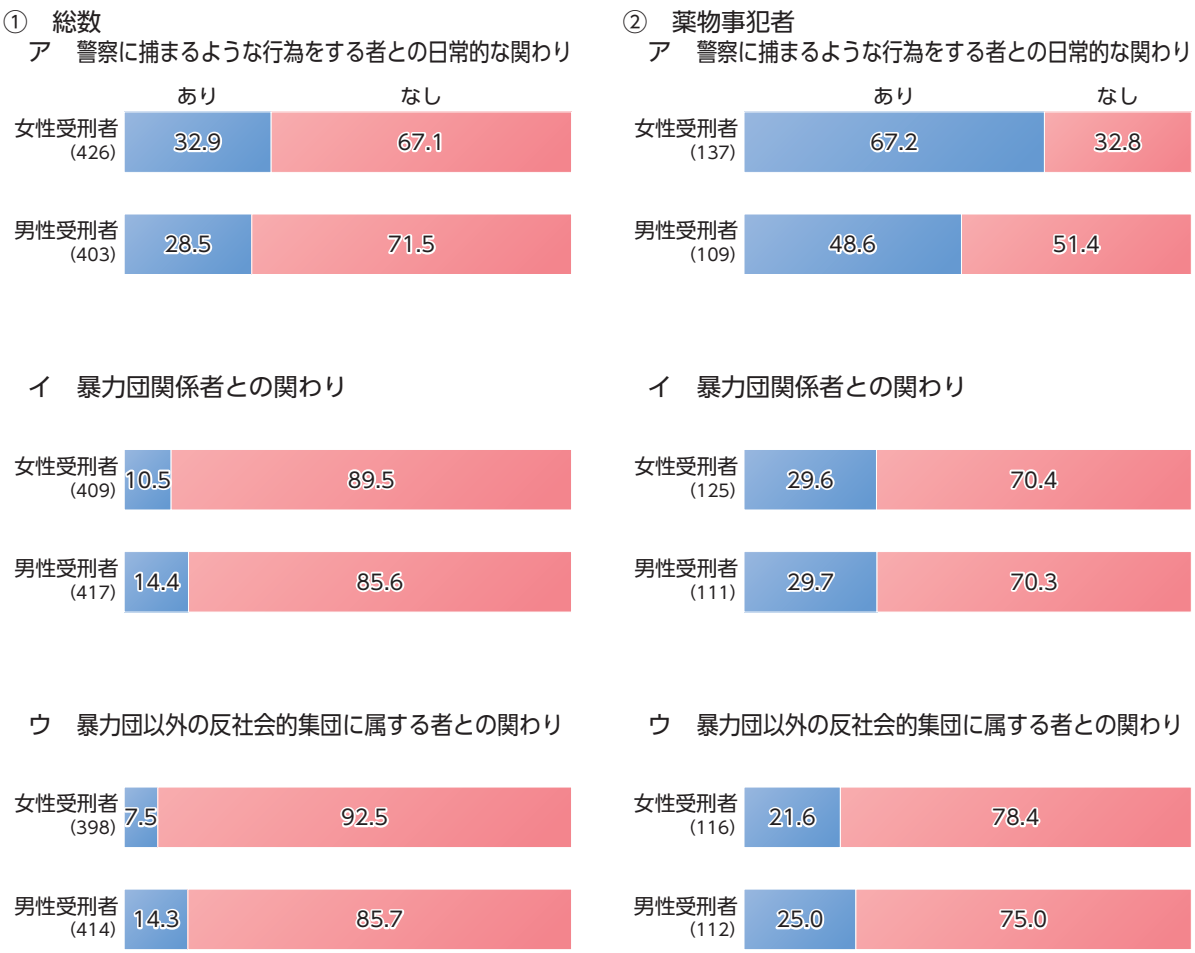

注　1　法務総合研究所の調査による。
　　2　反社会的行為をする者との関わりの有無等が不詳の者及び反社会的行為をする者との関わりに係る質問において「答えない」と回答した者を除く。
　　3　（　）内は、実人員である。

（4）不特定かつ多数の者との性交理由・目的

これまでの人生において、不特定かつ多数の者との性交経験があると回答した受刑者について、その理由・目的（重複計上による。）を男女別に見ると、7-5-3-10図のとおりである。総数、薬物事犯者のいずれも、女性受刑者は「仕事として」の該当率が最も高かったほか、「金ほしさ」、「他人から強制されて」、「人から必要とされていると感じたくて」及び「やむを得ない事情で仕方なく」の該当率が男性受刑者よりも高かった。男性受刑者は「性的欲求の解消」及び「遊び感覚」の該当率が高かった。また、薬物事犯者の女性受刑者では、総数の場合よりも「遊び感覚」の該当率が高かった。薬物事犯者の女性受刑者は、薬物事犯者の男性受刑者よりも「相手から誘われ断れなくて」の該当率が高かった。

7-5-3-10図 不特定かつ多数の者との性交理由・目的（薬物事犯者）

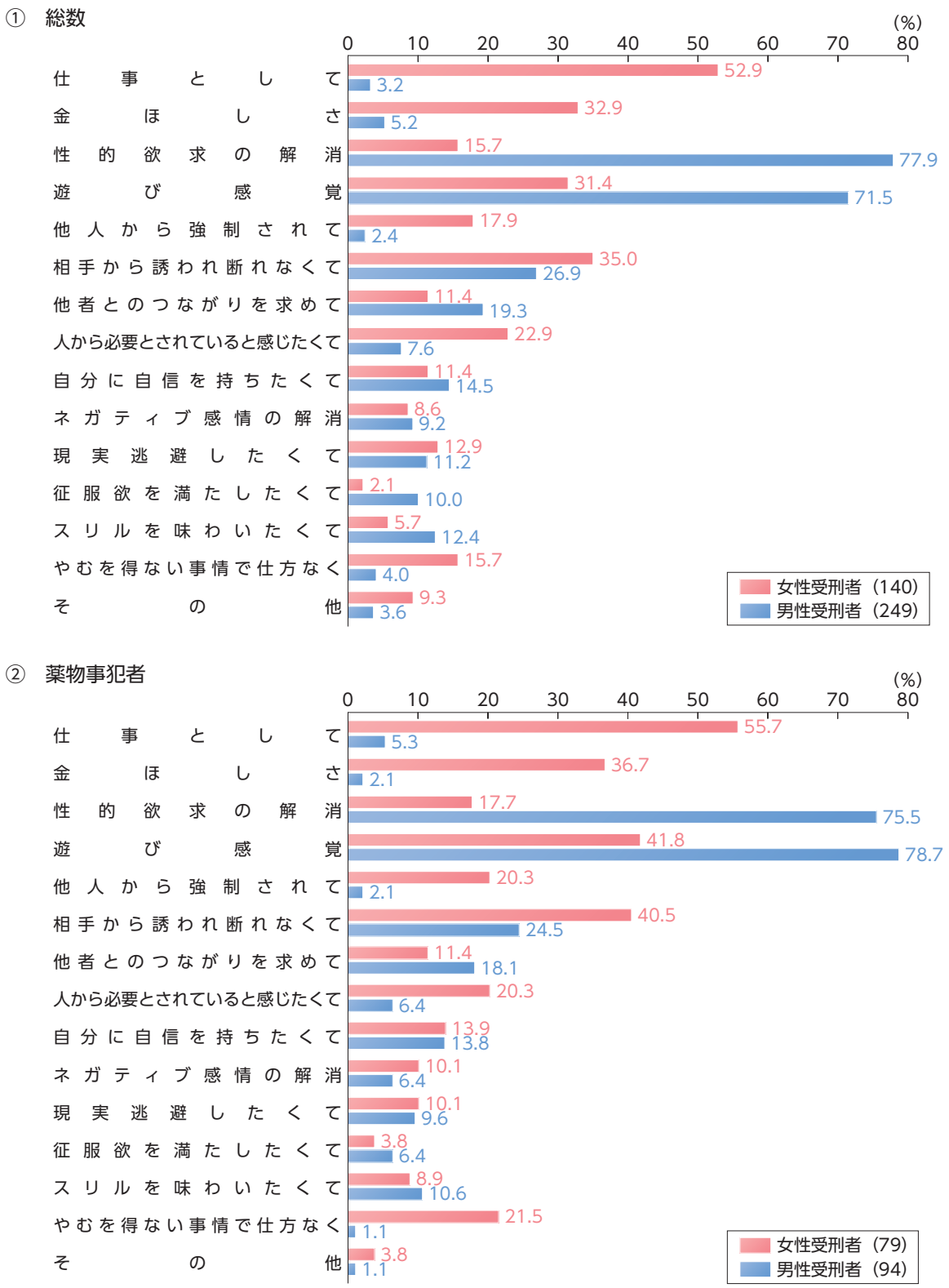

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 不特定かつ多数の者との性交経験があると回答した者に限る。
3 不特定かつ多数の者との性交理由・目的が不詳の者を除く。
4 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
5 （ ）内は、実人員である。

（5）困りごとの内容

逮捕などで身柄を拘束される直前の１年間において、悩んだり不安に思ったりしていた内容（重複計上による。）について、男女別に見ると、7-5-3-11図のとおりである。総数、薬物事犯者のいずれも、女性受刑者は「人間関係」の該当率が最も高く、次いで、「経済的なこと」であり、男性受刑者は「経済的なこと」及び「仕事のこと」の該当率が高かった。また、薬物事犯者の女性受刑者では、総数の場合よりも「人間関係」の該当率が更に高く、70％を超えた。

7-5-3-11図　困りごとの内容（薬物事犯者）

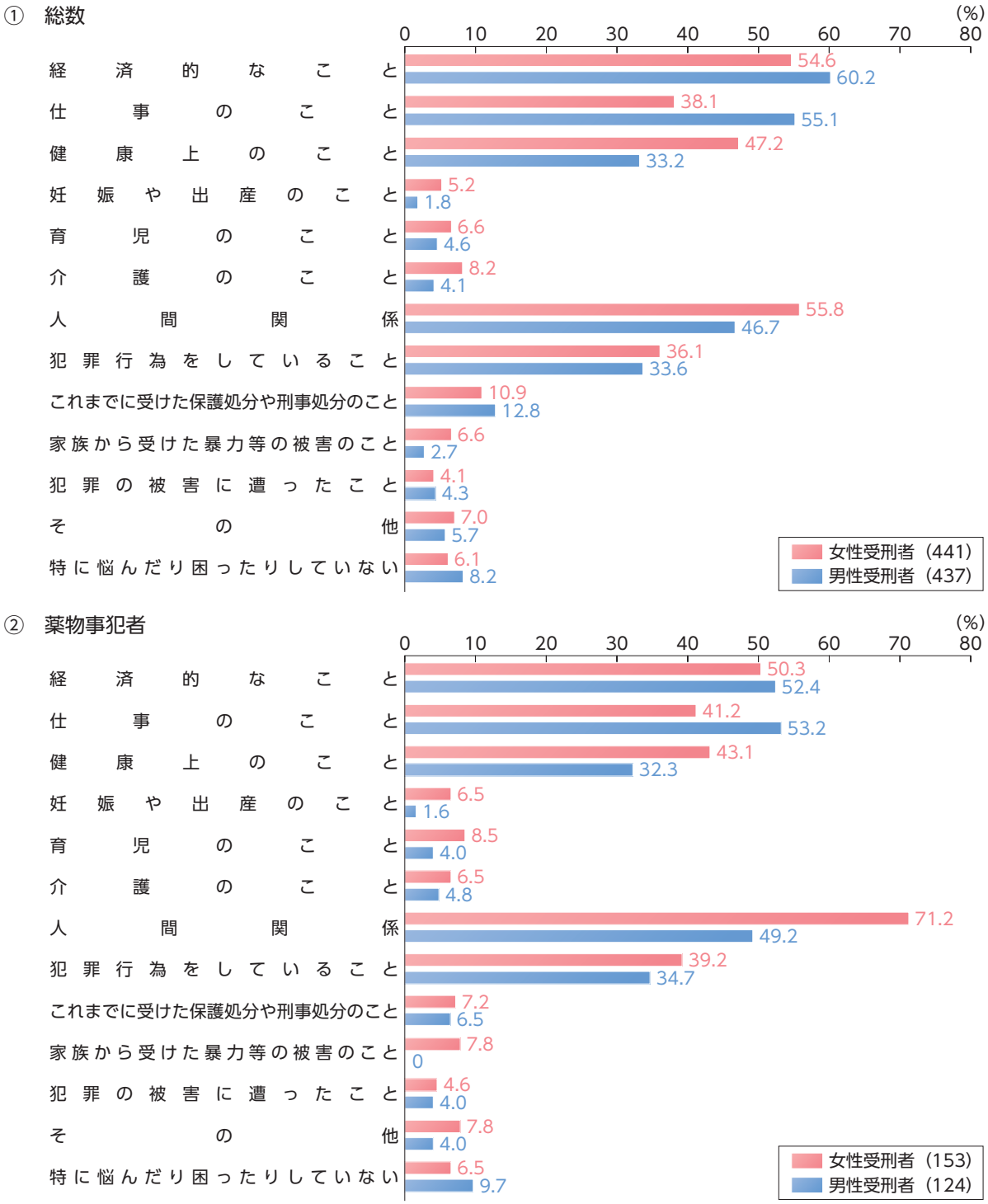

注　1　法務総合研究所の調査による。
　　2　困りごとの内容が不詳の者を除く。
　　3　各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
　　4　「人間関係」は、「人間関係（配偶者（内縁関係や事実婚を含む）、交際相手）」、「人間関係（親、兄弟姉妹）」、「人間関係（子）」又は「人間関係（友人・知人）」のいずれかに該当した者の比率である。
　　5　（　）内は、実人員である。

第4節 ■ 調査の結果（窃盗事犯者）

調査対象者のうち窃盗事犯者を年齢層別に見ると、女性は男性よりも60歳以上の割合が高く、40歳未満の割合が低く、薬物事犯者と比べて年齢層に偏りがある。また、窃盗事犯者の背景の一つとして経済的状況が考えられるところ、これは就労可能年齢を始めとする年齢による影響も大きいことから、この節では、今回受刑することになった事件に窃盗が含まれる者について、男女別に加え、年齢による違いも考慮した上で比較を行うことにより、特に高年齢の女性窃盗事犯者に特徴的な傾向を明らかにする。受刑者に対する調査結果のうち、主として経済的状況及び周囲との関わりの二つの側面から、窃盗事犯者の男女別、年齢別に特徴的な傾向が見られた項目について取り上げる。なお、年齢については、男女別及び年齢別の傾向の違いが明らかであった60歳以上と60歳未満に分けることとする。

1 調査対象者の属性等（窃盗事犯者）

（1）基本的属性等

調査対象者のうち、窃盗事犯者の総数は、年齢が不詳であった者を除くと435名であった。そのうち、調査時の年齢（質問紙調査の結果である。以下この節において同じ。）が60歳以上の女性受刑者（以下この節において「女性受刑者（60歳以上）」という。）は100人（女性受刑者総数の39.8％）、60歳未満の女性受刑者（以下この節において「女性受刑者（60歳未満）」という。）は151人（60.2％）、60歳以上の男性受刑者（以下この節において「男性受刑者（60歳以上）」という。）は31人（16.8％）、60歳未満の男性受刑者（以下この節において「男性受刑者（60歳未満）」という。）は153人（83.2％）であった。

なお、この節において、調査結果を見るに当たっては、窃盗事犯者の男女の60歳以上・60歳未満の人数の分布に偏りがあることに留意する必要がある。

窃盗事犯者の刑名、刑期、刑事施設への入所回数等について、男女別及び年齢別に見ると、**7-5-4-1表**のとおりである。

7-5-4-1表　基本的属性等（窃盗事犯者）

属性等	区分	総数		女性受刑者(60歳以上)		女性受刑者(60歳未満)		男性受刑者(60歳以上)		男性受刑者(60歳未満)	
総数		435	(100.0)	100	(100.0)	151	(100.0)	31	(100.0)	153	(100.0)
年齢	20～29歳	59	(13.6)	−		16	(10.6)	−		43	(28.1)
	30～39歳	78	(17.9)	−		36	(23.8)	−		42	(27.5)
	40～49歳	78	(17.9)	−		47	(31.1)	−		31	(20.3)
	50～59歳	89	(20.5)	−		52	(34.4)	−		37	(24.2)
	60～64歳	27	(6.2)	21	(21.0)	−		6	(19.4)	−	
	65歳以上	104	(23.9)	79	(79.0)	−		25	(80.6)	−	
刑名	懲役	430	(99.1)	100	(100.0)	148	(98.0)	31	(100.0)	151	(99.3)
	懲役（一部執行猶予付）	4	(0.9)	−		3	(2.0)	−		1	(0.7)
刑期	1年以下	111	(25.5)	36	(36.0)	39	(25.8)	9	(29.0)	27	(17.6)
	2年以下	160	(36.8)	44	(44.0)	59	(39.1)	9	(29.0)	48	(31.4)
	3年以下	110	(25.3)	15	(15.0)	35	(23.2)	9	(29.0)	51	(33.3)
	5年以下	41	(9.4)	5	(5.0)	15	(9.9)	4	(12.9)	17	(11.1)
	5年を超える	13	(3.0)	−		3	(2.0)	−		10	(6.5)
刑事施設への入所回数	1回	229	(52.6)	44	(44.0)	78	(51.7)	7	(22.6)	100	(65.4)
	2回以上	206	(47.4)	56	(56.0)	73	(48.3)	24	(77.4)	53	(34.6)
犯行時の身上	仮釈放（全部実刑）中	10	(2.3)	1	(1.0)	5	(3.3)	−		4	(2.7)
	保護観察付全部執行猶予中	17	(4.0)	2	(2.0)	10	(6.7)	2	(6.5)	3	(2.1)
	単純執行猶予中	112	(26.3)	30	(30.3)	28	(18.7)	7	(22.6)	47	(32.2)
	仮釈放（一部執行猶予）中	7	(1.6)	−		3	(2.0)	−		4	(2.7)
	保護観察付一部執行猶予中	2	(0.5)	−		2	(1.3)	−		−	
	その他	278	(65.3)	66	(66.7)	102	(68.0)	22	(71.0)	88	(60.3)
刑の執行猶予歴	なし	80	(18.8)	10	(10.1)	22	(14.8)	8	(25.8)	40	(27.2)
	単純執行猶予	269	(63.1)	69	(69.7)	97	(65.1)	12	(38.7)	91	(61.9)
	保護観察付全部執行猶予	69	(16.2)	18	(18.2)	27	(18.1)	11	(35.5)	13	(8.8)
	保護観察付一部執行猶予	8	(1.9)	2	(2.0)	3	(2.0)	−		3	(2.0)
保護処分歴	なし	377	(89.8)	95	(96.9)	140	(95.2)	27	(87.1)	115	(79.9)
	児童自立支援施設等送致	1	(0.2)	−		−		1	(3.2)	−	
	保護観察	17	(4.0)	2	(2.0)	3	(2.0)	−		12	(8.3)
	少年院送致	25	(6.0)	1	(1.0)	4	(2.7)	3	(9.7)	17	(11.8)
婚姻状況	未婚	161	(37.6)	10	(10.1)	52	(35.1)	13	(41.9)	86	(57.3)
	有配偶	97	(22.7)	38	(38.4)	44	(29.7)	4	(12.9)	11	(7.3)
	離別	144	(33.6)	31	(31.3)	49	(33.1)	12	(38.7)	52	(34.7)
	死別	26	(6.1)	20	(20.2)	3	(2.0)	2	(6.5)	1	(0.7)
教育程度	中学校卒業	97	(22.8)	29	(29.3)	24	(16.2)	17	(56.7)	27	(18.2)
	高等学校中退	76	(17.9)	9	(9.1)	26	(17.6)	2	(6.7)	39	(26.4)
	高等学校卒業	175	(41.2)	50	(50.5)	60	(40.5)	5	(16.7)	60	(40.5)
	大学在学・中退・卒業	77	(18.1)	11	(11.1)	38	(25.7)	6	(20.0)	22	(14.9)
就労状況	有職	80	(18.6)	9	(9.2)	29	(19.2)	3	(9.7)	39	(25.8)
	無職	351	(81.4)	89	(90.8)	122	(80.8)	28	(90.3)	112	(74.2)
精神状況	精神障害なし	323	(76.9)	83	(86.5)	90	(62.9)	26	(83.9)	124	(82.7)
	知的障害	5	(1.2)	−		−		−		5	(3.3)
	人格障害	3	(0.7)	−		2	(1.4)	−		1	(0.7)
	神経症性障害	17	(4.0)	2	(2.1)	12	(8.4)	−		3	(2.0)
	その他の精神障害	72	(17.1)	11	(11.5)	39	(27.3)	5	(16.1)	17	(11.3)

注　1　法務総合研究所の調査による。
2　各属性等が不詳の者を除く。ただし、総数にはそれぞれ不詳の者を含む。
3　「年齢」は、調査時の年齢により、質問紙調査の結果である。
4　「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設送致・児童養護施設送致であり、平成10年３月31日までの教護院・養護施設送致を含む。
5　少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち児童自立支援施設等送致歴がある者は「児童自立支援施設等送致」に、保護観察歴のみがある者は「保護観察」に計上している。
6　「婚姻状況」は、犯行時による。
7　「教育程度」は、犯行時における最終学歴又は就学状況である。
8　「就労状況」は、犯行時により、学生・生徒及び家事従事者を除く。また、「無職」は、定収入のある無職者を含む。
9　「精神状況」は、入所時の精神診断の結果による。
10　（　）内は、各属性等の総数又は調査対象者の身分別の人員における構成比である。

（2）今回受刑することになった窃盗の態様・手口

今回受刑することになった窃盗の態様・手口（重複計上による。）について、男女別及び年齢別に見ると、7-5-4-2図のとおりである。女性受刑者（60歳以上）は「万引き」の該当率が95.9％と顕著に高かった。女性受刑者（60歳未満）及び男性受刑者（60歳以上）でも「万引き」の該当率が最も高かったが、男性受刑者（60歳未満）は「万引き以外の非侵入窃盗」の該当率が最も高かった。以下、この節における男女別及び年齢別の比較においては、窃盗の態様・手口の人数の分布が異なることについても留意が必要である。

7-5-4-2図　今回受刑することになった窃盗の態様・手口（窃盗事犯者）

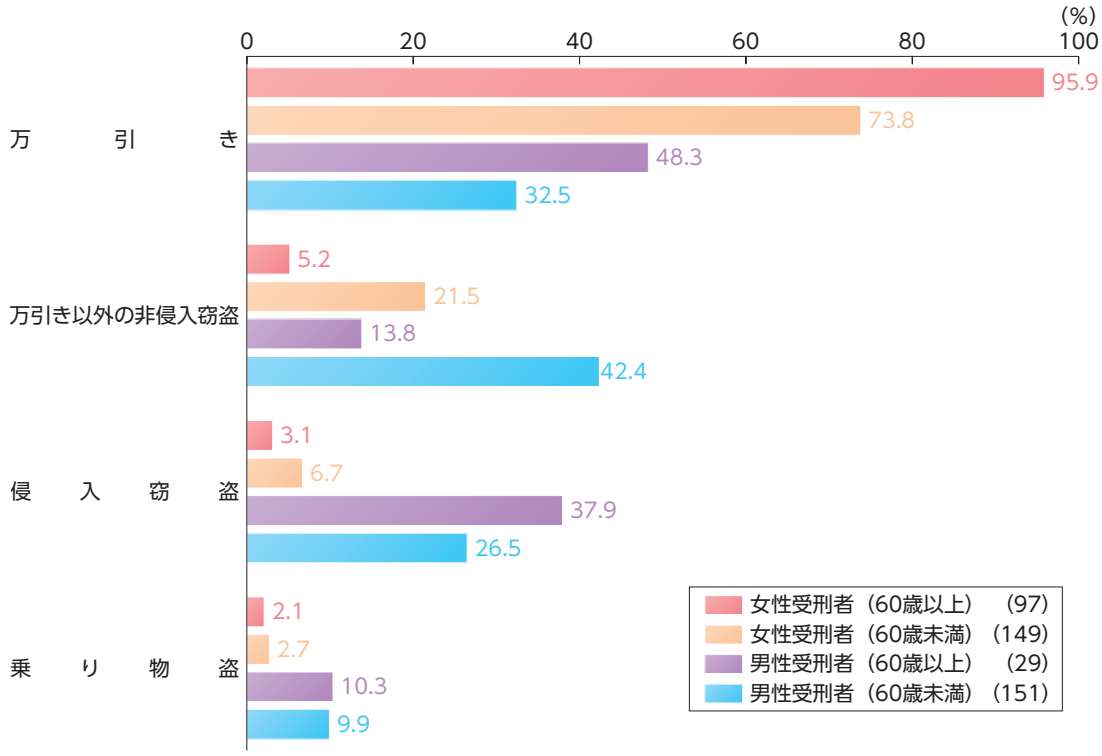

注　1　法務総合研究所の調査による。
　　2　今回受刑することになった窃盗の態様・手口が不詳の者を除く。
　　3　各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
　　4　（　）内は、実人員である。

2　窃盗事犯者の経済的状況

（1）事件の動機・理由

今回受刑することになった事件をした動機及び理由（重複計上による。）について、男女別及び年齢別に見ると、7-5-4-3図のとおりである。いずれの群も「生活費に困っていたから」の該当率が最も高かったが、男性受刑者（60歳未満）では該当率が60％を上回ったことと比較すると、女性受刑者（60歳以上）の該当率は低く、40％を下回った。女性受刑者（60歳以上）は「わからない」の該当率が他の群よりも高かった。

警察庁の統計によれば、令和４年における窃盗の主たる被疑者の犯行の動機・原因について、「生活困窮」の該当率は、男女総数で30.2％、女性のみでは22.4％であり、女性の方が低いという傾向は一致していた。

7-5-4-3図　事件の動機・理由（窃盗事犯者）

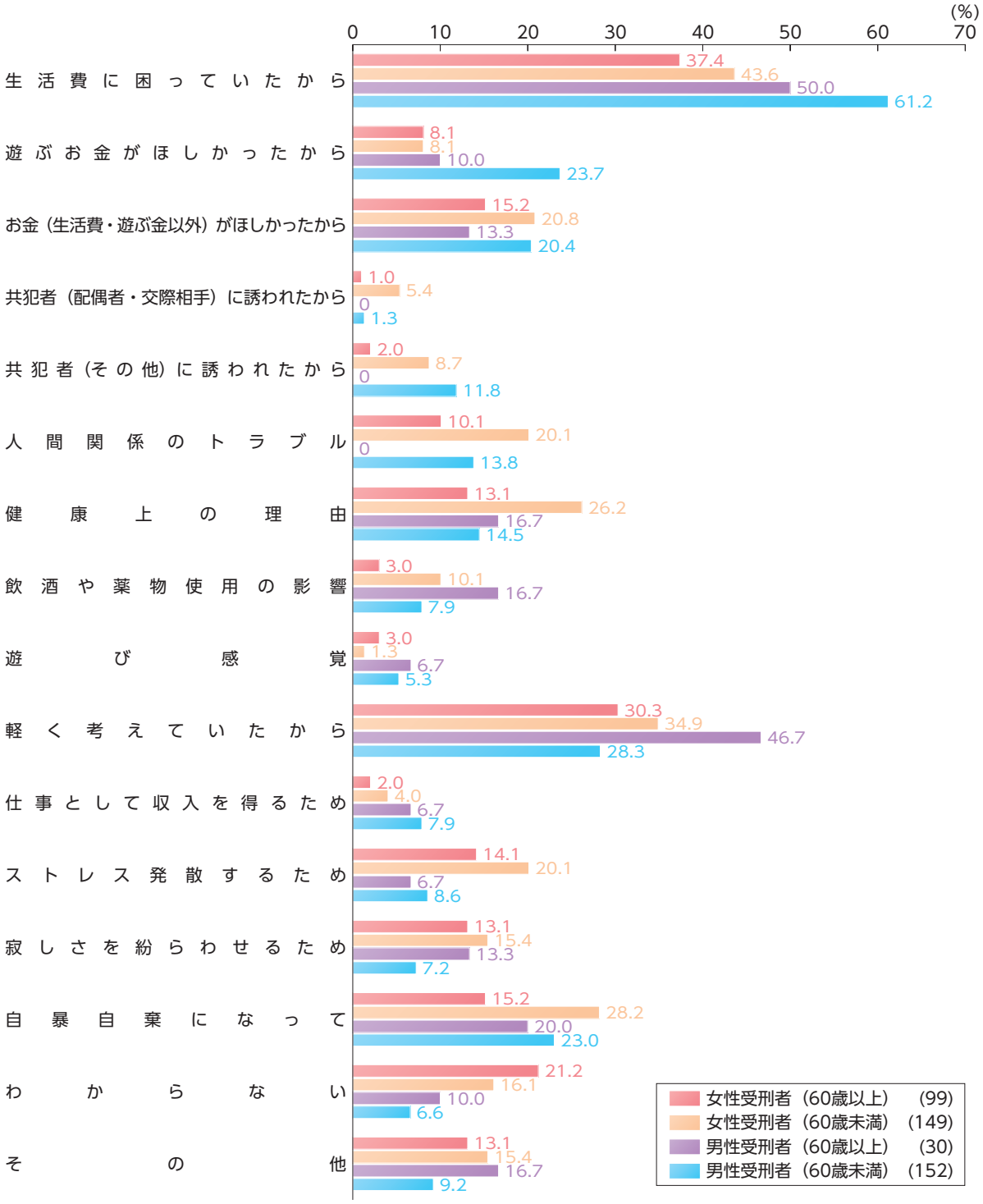

注　1　法務総合研究所の調査による。
　　2　事件の動機・理由が不詳の者を除く。
　　3　各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
　　4　「共犯者（その他）に誘われたから」は、「共犯者（友人・知人）に誘われたから」又は「共犯者（面識なし）に誘われたから」のいずれかに該当した者の比率、「人間関係のトラブル」は、「人間関係のトラブル（親子、兄弟姉妹）」、「人間関係のトラブル（配偶者（内縁関係や事実婚を含む）、交際相手）」又は「人間関係のトラブル（友人・知人）」のいずれかに該当した者の比率、「健康上の理由」は、「健康上の理由（依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等））」、「健康上の理由（摂食障害）」又は「健康上の理由（依存症・摂食障害を除く）」のいずれかに該当した者の比率、「その他」は、「所属組織の方針だから」又は「その他」のいずれかに該当した者の比率である。
　　5　（　）内は、実人員である。

（2）収入源

逮捕などで身柄を拘束される直前の１年間において、生活費をどのように得ていたか（重複計上による。）について、男女別及び年齢別に見ると、7-5-4-4図のとおりである。女性受刑者（60歳以上）では「公的年金」、女性受刑者（60歳未満）及び男性受刑者（60歳未満）では「自分が働いて得た収入」、男性受刑者（60歳以上）では「生活保護」の該当率が、それぞれ最も高かった。女性受刑者（60歳以上）は、「預貯金」の該当率が他の群よりも高かった。

7-5-4-4図　収入源（窃盗事犯者）

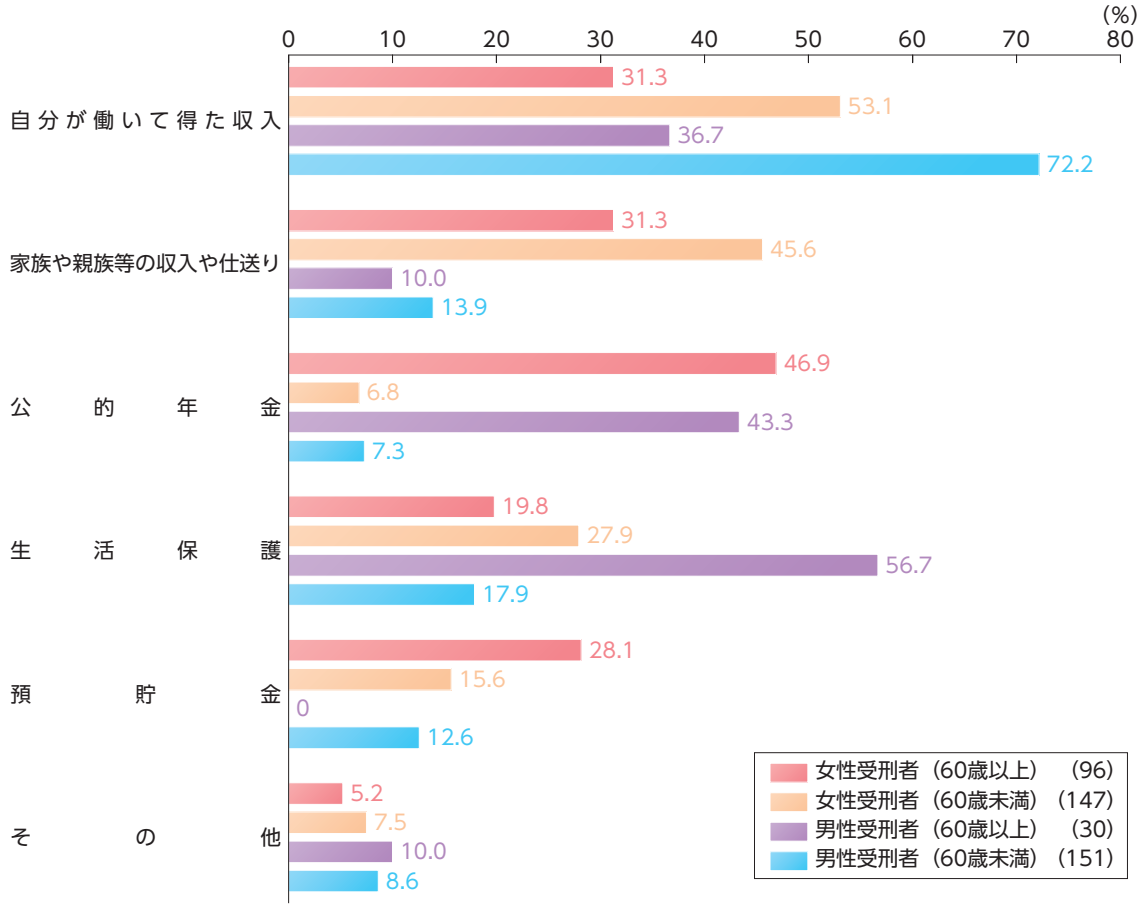

注　1　法務総合研究所の調査による。
　　2　収入源が不詳の者を除く。
　　3　各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
　　4　「家族や親族等の収入や仕送り」は、「家族や親族（離婚した配偶者を除く）の収入や仕送り」又は「家族や親族以外の収入や仕送り」のいずれかに該当した者の比率である。
　　5　（　）内は、実人員である。

（3）困りごとの内容

逮捕などで身柄を拘束される直前の１年間において、悩んだり不安に思ったりしていた内容（重複計上による。）について、男女別及び年齢別に見ると、7-5-4-5図のとおりである。女性受刑者（60歳以上）及び男性受刑者（60歳以上）では「健康上のこと」、女性受刑者（60歳未満）及び男性受刑者（60歳未満）では「経済的なこと」の該当率が、それぞれ最も高かった。女性受刑者（60歳以上）は、「経済的なこと」、「仕事のこと」、「妊娠や出産のこと」、「人間関係」及び「犯罪行為をしていること」の該当率が他の群よりも低かった。また、女性受刑者（60歳以上）の約１割が、「特に悩んだり困ったりしていない」と回答した。

7-5-4-5図　困りごとの内容（窃盗事犯者）

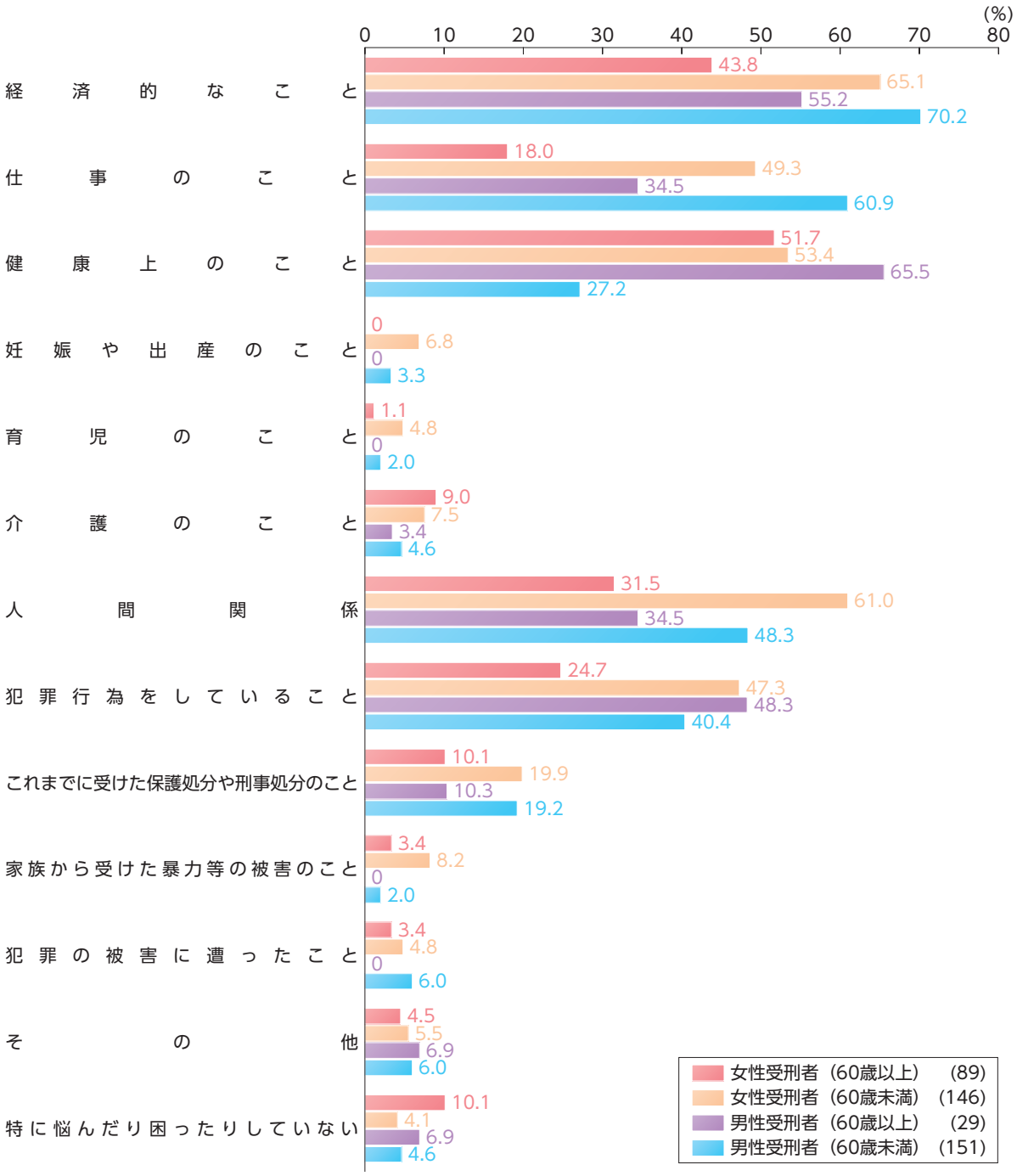

注　1　法務総合研究所の調査による。
　　2　困りごとの内容が不詳の者を除く。
　　3　各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
　　4　「人間関係」は、「人間関係（配偶者（内縁関係や事実婚を含む）、交際相手）」、「人間関係（親、兄弟姉妹）」、「人間関係（子）」又は「人間関係（友人・知人）」のいずれかに該当した者の比率である。
　　5　（　）内は、実人員である。

3 窃盗事犯者の周囲との関わり

（1）一緒に暮らしていた者

逮捕などで身柄を拘束される直前の１年間において、一緒に暮らしていた者（重複計上による。）について、男女別及び年齢別に見ると、7-5-4-6図のとおりである。女性受刑者（60歳以上）、男性受刑者（60歳以上）及び男性受刑者（60歳未満）では「いない（一人暮らし）」、女性受刑者（60歳未満）では「配偶者（内縁関係や事実婚を含む）や交際相手」の該当率が、それぞれ最も高かった。女性受刑者（60歳以上）は、次いで、「配偶者（内縁関係や事実婚を含む）や交際相手」、「子（内縁関係や事実婚の配偶者の連れ子を含む）」の該当率が高く、いずれも30％前後であった。

7-5-4-6図　一緒に暮らしていた者（窃盗事犯者）

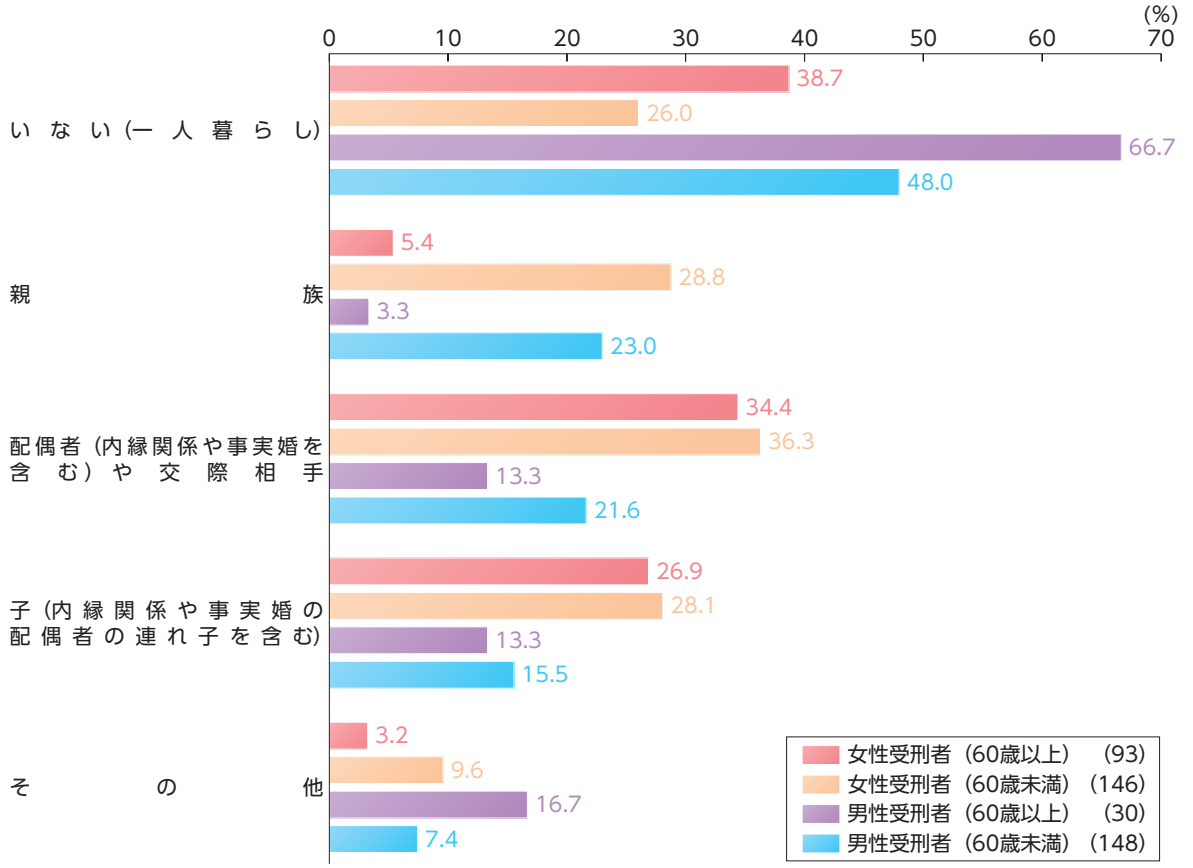

注　1　法務総合研究所の調査による。
　　2　一緒に暮らしていた者が不詳の者を除く。
　　3　各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
　　4　「親族」は、「父」、「母」、「兄弟姉妹」又は「親戚（父、母、兄弟姉妹を除く）」のいずれかに該当した者の比率、「その他」は、「親の交際相手」、「友人・ルームメイト」又は「その他」のいずれかに該当した者の比率である。
　　5　（　）内は、実人員である。

（2）孤独感得点

孤独感得点（本章第２節３項（２）参照）について、男女別及び年齢別に見ると、7-5-4-7図のとおりである。女性受刑者（60歳以上）、女性受刑者（60歳未満）及び男性受刑者（60歳以上）では「７～９点（時々あった）」、男性受刑者（60歳未満）では「10～12点（常にあった）」の構成比が、それぞれ最も高かった。女性受刑者（60歳以上）は、「10～12点（常にあった）」の構成比が他の群よりも低かった。

7-5-4-7図　孤独感得点（窃盗事犯者）

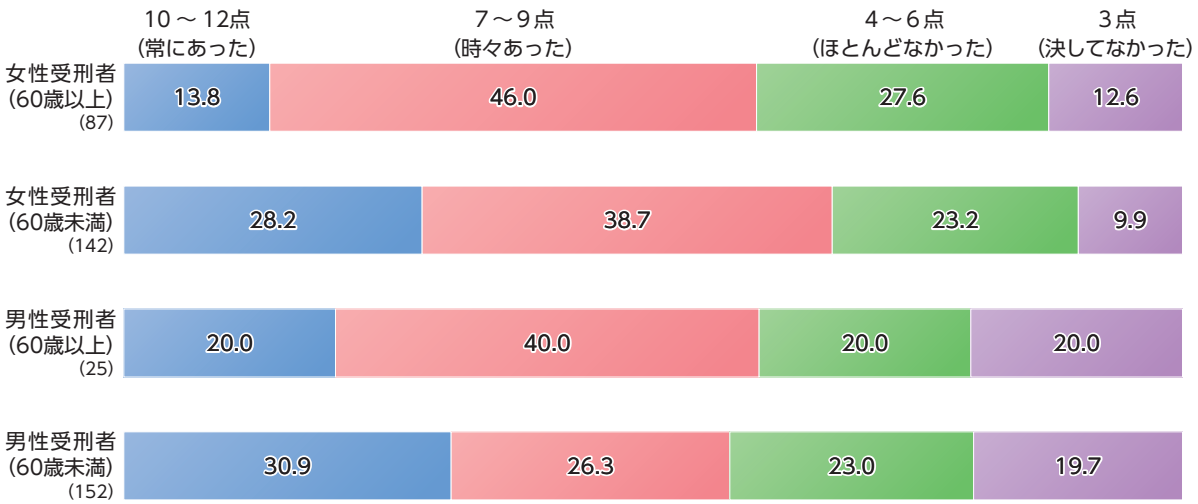

注　1　法務総合研究所の調査による。
　　2　孤独感得点が不詳の者を除く。
　　3　（　）内は、実人員である。

（3）相談の有無

本節２項（３）において「特に悩んだり困ったりしていない」以外の項目を選択した者について、当時、悩みや不安が生じた場合の相談の有無を男女別及び年齢別に見ると、7-5-4-8図のとおりである。女性受刑者（60歳以上）は、「相談した」の構成比が約５割を占め、他の群よりも高かった。

7-5-4-8図　相談の有無（窃盗事犯者）

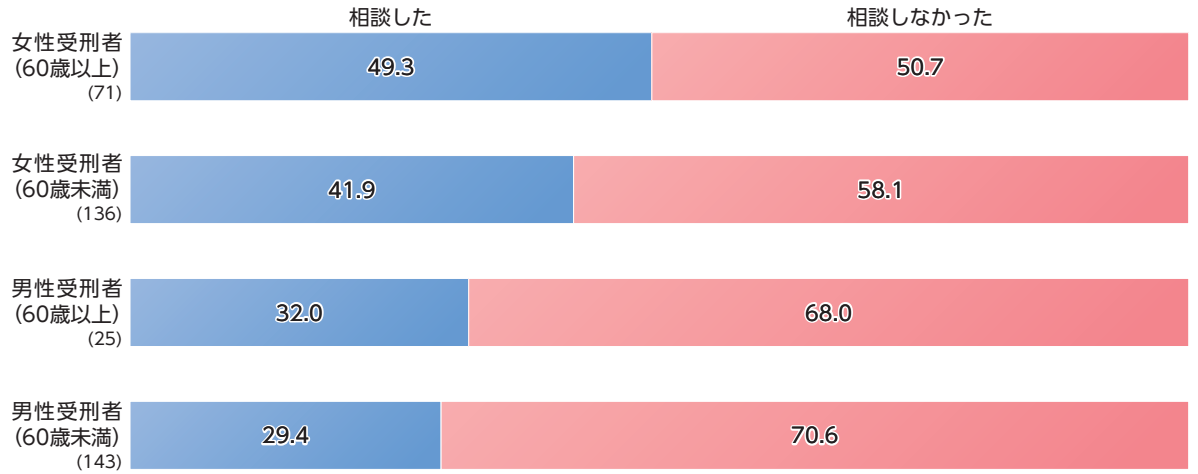

注　1　法務総合研究所の調査による。
　　2　困りごとの内容に係る質問について「特に悩んだり困ったりしていない」以外の項目に該当した者に限る。
　　3　相談の有無が不詳の者を除く。
　　4　（　）内は、実人員である。

（4）相談先

前記（3）において「相談した」と回答した者について、悩みや不安を相談した相手（機関・団体含む、重複計上による。）を男女別及び年齢別に見ると、7-5-4-9図のとおりである。女性受刑者（60歳以上）及び女性受刑者（60歳未満）では「家族または親族」、男性受刑者（60歳以上）では「友人または知人」、男性受刑者（60歳未満）では「家族または親族」及び「友人または知人」の該当率が、それぞれ最も高かった。女性受刑者（60歳以上）は、「友人または知人」の該当率が他の群よりも低かった。

7-5-4-9図　相談先（窃盗事犯者）

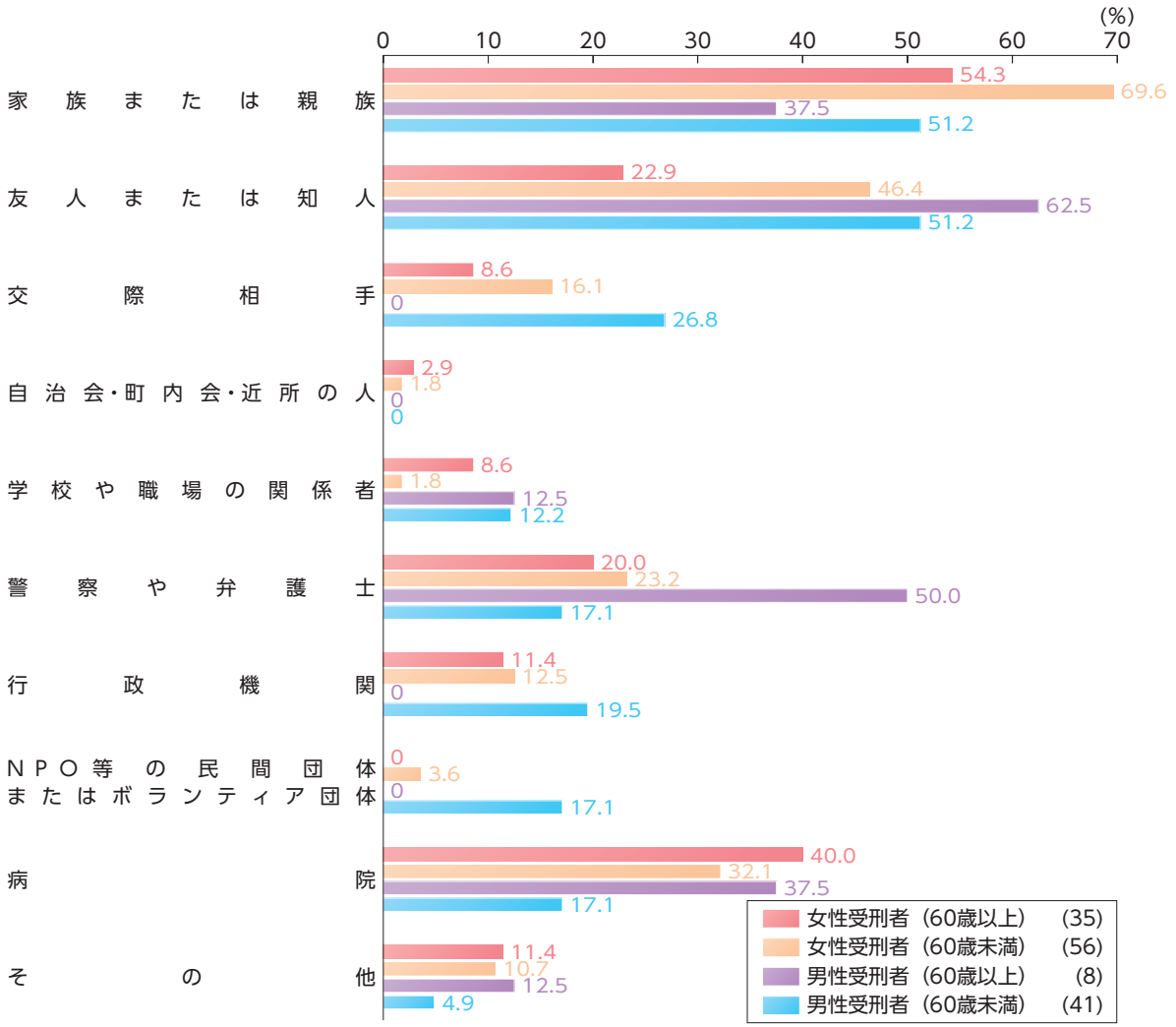

注　1　法務総合研究所の調査による。
　　2　困りごとの内容に係る質問について「特に悩んだり困ったりしていない」以外の項目に該当した者に限る。
　　3　相談先が不詳の者を除く。
　　4　相談の有無に係る質問について「相談した」に該当した者に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
　　5　（　）内は、実人員である。

（5）相談しなかった理由

前記（3）において「相談しなかった」と回答した者について、不安や悩みを相談しなかった理由（重複計上による。）を男女別及び年齢別に見ると、7-5-4-10図のとおりである。女性受刑者（60歳以上）及び男性受刑者（60歳以上）では「相談する相手がいなかった」、女性受刑者（60歳未満）及び男性受刑者（60歳未満）では「悩みや不安の内容を知られたくなかった」の該当率が、それぞれ最も高かった。女性受刑者（60歳以上）は、「相談してもむだだと思った」の該当率が他の群よりも低かった。

7-5-4-10図　相談しなかった理由（窃盗事犯者）

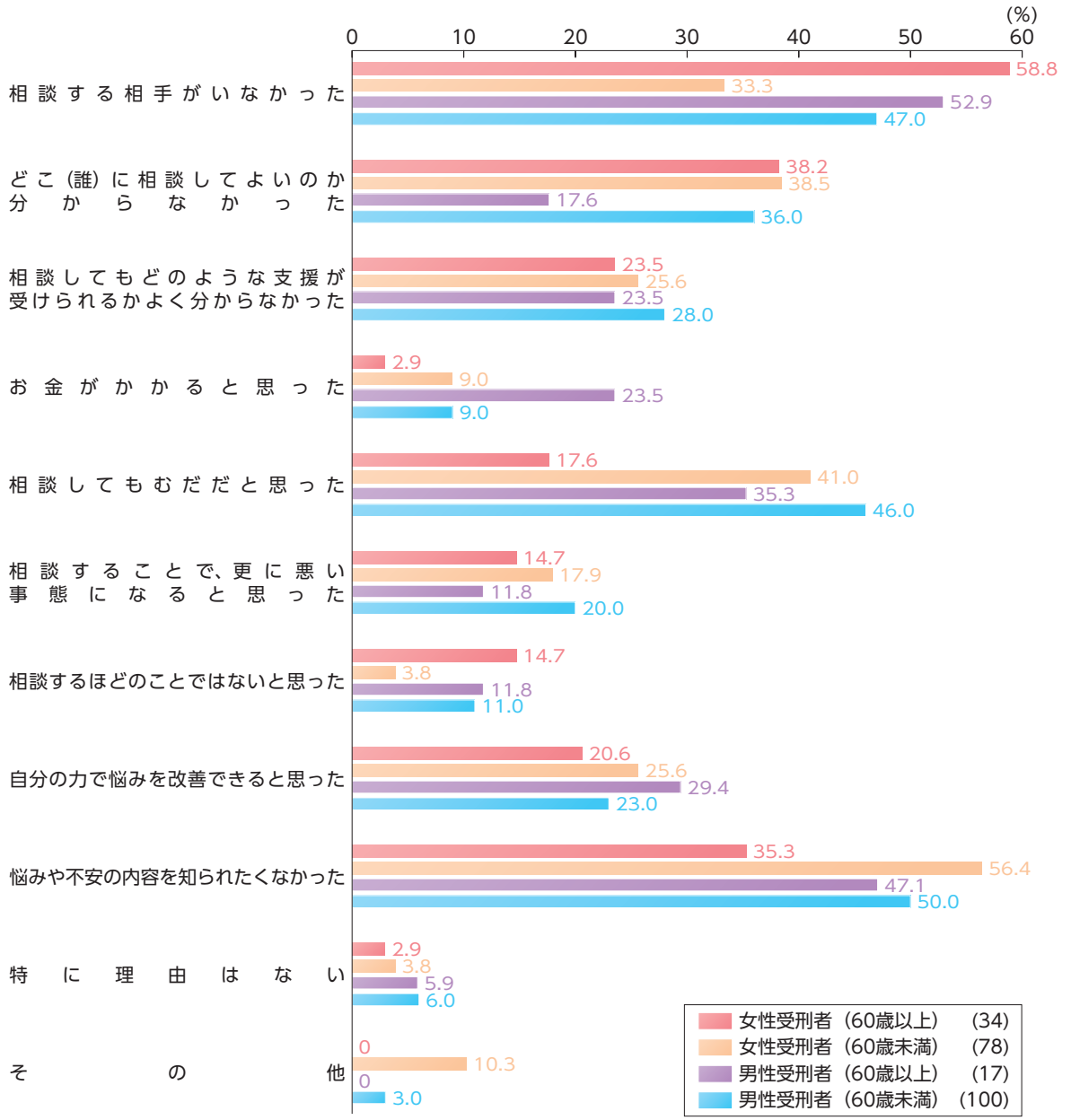

注　1　法務総合研究所の調査による。
　　2　困りごとの内容に係る質問について「特に悩んだり困ったりしていない」以外の項目に該当した者に限る。
　　3　相談しなかった理由が不詳の者を除く。
　　4　相談の有無に係る質問について「相談しなかった」に該当した者に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
　　5　（　）内は、実人員である。

第6章 おわりに

本章では、女性を取り巻く社会状況や各種統計に基づく女性による犯罪の動向等をまとめた上で、特別調査により明らかになった女性受刑者の傾向・特徴を整理し、女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を図る上で留意すべき点について検討するとともに、女性受刑者等の困難に応じた処遇・支援の在り方について考察する。

第1節 ■ 女性を取り巻く社会状況等

近年の女性犯罪者をめぐる刑事政策の動向について見ると、平成24年に行われた犯罪対策閣僚会議で、女性特有の問題に着目した指導及び支援が再犯防止のための重点施策の一つして掲げられ、更に29年の再犯防止推進法に基づく再犯防止推進計画と、それに続く令和５年の第二次再犯防止推進計画においても、それぞれ女性の抱える問題や困難に着目した指導・支援が求められ、刑事施設・保護観察所等においては、女性特有の問題に着目した様々な取組が実施されてきた。

近年の社会生活の状況についてみると、平成23年以降、我が国の総人口が減少していく中で、65歳以上の人口は男女共におおむね増加しており、高齢化が進んでいる状況にあり、また、世帯数の総数は増加傾向にあるところ、高齢者の家族形態別構成比では、男女共に、単独世帯及び夫婦のみの世帯の者はいずれも上昇傾向にあるものの、子と同居世帯の者は低下傾向にあり、世帯状況が変化している様子も見られる。そして、年齢層別就業率では、女性はいずれの年齢層においても男性よりも就業率が低く、雇用形態別構成比では、女性の「正規」が40％台であるのに対し、男性は「正規」が70～80％台を占めており、女性の就業状況は男性と比べて不安定であることがうかがえた。さらに、配偶者・交際相手からの暴力の被害経験の有無では、身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれについても、女性は、男性よりも被害経験があると答えた者の構成比が高く、女性は男性と比べて、配偶者及び交際相手からの暴力の被害経験を有する者が多い傾向にあることがうかがえた。

第2節 ■ 女性による犯罪の動向等

1 検挙

ここでは、最近30年間の犯罪動向を調査の対象とした統計調査の結果をまとめていることから、特に断りのない限り、平成６年以降のことについて述べる。

女性の刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数は、一貫して男性よりも少ない。女性の刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数に占める窃盗の検挙人員の比率は、男性よりも高く、その態様・手口別人員では、一貫して万引きが窃盗の検挙人員の75％以上を占めている。一方、男性では、万引きは窃盗の検挙人員の５割程度を占めるにとどまることから、女性の窃盗事犯においては、万引きが大きな割合を占めることが男性と比較しての特徴である。そして、女性による万引きの微罪処分率（万引きの検挙人員に占める微罪処分により処理された人員の比率をいう。）は一貫して男性よりも高いことから、万引きの場合、女性は、男性と比べて、検察官に送致されずに刑事手続を終えることが比較的多い傾向が認められる。

他方、女性による覚醒剤取締法違反の検挙人員は、平成７年以降、薬物事犯（覚醒剤取締法違反、大麻取締法違反、麻薬取締法違反、あへん法違反、毒劇法違反及び麻薬特例法違反をいう。以下この項において同じ。）の検挙人員の５割以上を占めており、薬物事犯に占める比率が一貫して最も高いの

に対し、男性では、９年をピークにその後は減少傾向にあり、令和５年には大麻取締法違反の人員が覚醒剤取締法違反を上回っていることから、女性の薬物事犯においては、男性と比べて、覚醒剤取締法違反が大きな割合を占めている。

2 検察

ここでは、最近20年間の犯罪動向を調査の対象とした統計調査の結果をまとめていることから、特に断りのない限り、平成16年以降のことについて述べる（以下この節において同じ。）。

検察庁既済事件（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この項において同じ。）における起訴人員は、女性が一貫して男性よりも少ない。このうち、窃盗及び覚醒剤取締法違反の起訴人員は、いずれも女性が一貫して男性よりも少なく、他方で、窃盗及び覚醒剤取締法違反の起訴猶予率は、いずれも女性が一貫して男性よりも高いことから、女性は、男性よりも、起訴に至らず刑事手続を終えることが比較的多い傾向が認められ、特に窃盗において明らかである。

3 矯正

女性入所受刑者の人員は、一貫して男性入所受刑者よりも少ない。女性入所受刑者の65歳以上の構成比は、一貫して男性入所受刑者よりも高く、上昇傾向が続いている。女性入所受刑者の罪名別人員では、女性入所受刑者総数に占める窃盗及び覚醒剤取締法違反の人員の合計の割合が一貫して６割を超えており、平成16年から23年まで、覚醒剤取締法違反の人員が最も多かったものの、24年以降、窃盗の人員が覚醒剤取締法違反の人員を上回っている。一方、男性入所受刑者では、一貫して窃盗の人員が覚醒剤取締法違反の人員を上回っている。

女性入所受刑者の入所度数別構成比では、「１度」が男性入所受刑者よりも高い一方で、「４～５度」、「６～９度」及び「10度以上」は、いずれも男性入所受刑者よりも低く、女性入所受刑者は、男性入所受刑者よりも入所回数の少ない者が多い。女性入所受刑者（懲役）の刑期別構成比では、平成26年以降、「２年以下」及び「１年以下」が男性入所受刑者よりも高い一方で、女性入所受刑者の「５年以下」及び「５年を超える」は、総じて男性入所受刑者よりも低い傾向にあり、女性入所受刑者は、男性入所受刑者よりも刑期の短い者が多い。また、女性の出所受刑者（仮釈放又は満期釈放等により刑事施設を出所した者に限る。以下この項において同じ。）の仮釈放率は、一貫して男性の出所受刑者よりも高い。これらのことから、受刑者全体として見ると、女性受刑者は、男性受刑者よりも、刑期が短い者が多く、比較的早く社会内処遇等へ移行する傾向が認められる。

女性入所受刑者の婚姻状況別構成比では、「有配偶」及び「死別」は、いずれも男性入所受刑者よりも高く、「未婚」は男性入所受刑者よりも低いものの、「離別」については大きな差がない。また、出所受刑者の帰住先別構成比では、女性出所受刑者は、帰住先が親族である者（「父・母」、「配偶者」、「兄弟姉妹」及び「その他の親族」の各構成比の合計）が５割を超えており、一貫して男性出所受刑者よりも高い。これらのことから、受刑者全体として見ると、女性受刑者は、男性受刑者よりも、配偶者を有する者が多く、出所後は、親族が社会復帰の際の支援者・協力者となることが多い傾向が認められる。

女性入所受刑者の有職者率（入所受刑者中の犯行時における有職者及び無職者人員の合計に占める有職者人員の比率をいう。）は、一貫して男性入所受刑者よりも低く、女性入所受刑者は、男性入所受刑者よりも、無職の者の比率が高い傾向が認められる。

4 保護観察

仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員は、いずれも女性が一貫して男性よりも少ない。保護観察終了人員の終了事由別構成比では、仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者における「期間満了」の構成比は、いずれも男女共に大きな差

はないものの、保護観察付一部執行猶予者における「期間満了」の構成比は、令和元年以降、女性が一貫して男性よりも高い。もっとも、平成28年に刑の一部執行猶予制度が開始されてからまだ日が浅いことから、統計上の数値としてこの男女差がどのような意味を持つのかについては、今後の推移を注視しつつ慎重に検討する必要がある。

第3節 ■ 女性犯罪者の処遇・支援

現在、刑事施設においては、薬物依存離脱指導等の特別改善指導のほか、女性受刑者の特性に応じた処遇の充実を図るため、女子施設地域連携事業、女子依存症回復支援事業、女性受刑者特有の課題に係る処遇プログラム（窃盗防止指導など）等の様々な取組が実施されているほか、摂食障害を有する受刑者や高齢受刑者への対応もなされている。また、保護観察所を始めとする様々な社会内処遇・支援を行う機関及び団体においても、それぞれの機関や団体の特色を生かした取組が実施されており、保護観察所では、嗜癖的な窃盗事犯者に対する処遇として窃盗事犯者指導ワークブックを活用した指導を実施しているほか、薬物事犯者に対する処遇として、薬物再乱用防止プログラムなども実施されている。更生保護施設においても、女性の施設が設けられているところ、その中には薬物処遇重点実施更生保護施設や指定更生保護施設として指定されている施設もあり、施設ごとに女性の特性に配慮した指導・支援が行われている。

もっとも、法務総合研究所が実施した保護観察所からの聞き取り調査では、女性の保護観察対象者は、男性の保護観察対象者と比べてより複合的な問題を抱えている者が多く、犯罪以外にもケアしなければならない問題が多いほか、トラウマ体験を抱えている者も多いものの、更生保護施設や社会内処遇においてトラウマ体験に適切に対応することは相当に難しいとの所感も得ており（本編第４章第２節１項（３）参照)、被害経験等を有する女性犯罪者に対する処遇・支援の難しさがうかがえた。また、更生緊急保護による宿泊供与の委託終了者における更生保護施設等入所事由では、女性は、男性よりも「頼るべき親族なし」の構成比は低いものの、「親族が引受けを拒否」及び「親族と同居を望まず」の構成比が高く、親族等があっても頼ることのできない状況が多い様子がうかがえた。

第4節 ■ 特別調査から判明した女性受刑者の特徴

ここでは、特別調査により明らかになった女性受刑者の傾向・特徴を整理し、女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を図る上で留意すべき点について検討する。

1 男女の比較による女性受刑者の傾向・特徴

（1）基本属性等及び事件の概要から見た傾向・特徴

女性受刑者の罪名では、窃盗が５割近くを占め、覚醒剤取締法違反も３割を超えているところ、これは、本章第２節３項で述べた近年の女性入所受刑者の傾向とも合致している。刑事施設への入所回数では、女性受刑者の48.8％が２回以上の入所回数を有する再入者である。さらに、女性受刑者の再入者のうち薬物事犯者及び窃盗事犯者の前刑罪名では、いずれも同種前刑罪名が８割を超えており、女性受刑者のうち、これらの事犯の再犯者については、前刑と同じ犯罪を繰り返して今回受刑するに至った者が大半を占めていることがうかがえる。したがって、女性の窃盗事犯者及び薬物事犯者に対する処遇を考える上では、特に再犯防止策に重点を置いて考えることが有用である。

（2）生活状況から見た傾向・特徴

健康状態では、女性受刑者は、慢性疾患「あり」の構成比が約４割、精神疾患「あり」の構成比が

５割を超えていたのに対し、男性受刑者はそれぞれ約３割、約２割であった。精神疾患の病名では、女性受刑者は、男性受刑者と比べて、「うつ病・双極性障害（躁うつ病）」、「不安障害（パニック障害など）」、「摂食障害」及び「パーソナリティ障害」の該当率が高く、女性受刑者は、心身の不安定な健康状態にある者が多いことがうかがえた。また、困りごとの内容では、女性受刑者は、男性受刑者よりも、「健康上のこと」の該当率が47.2％と高く、心身の健康に関する悩みを抱えている者が多いことが推察された。なお、男性受刑者と比べて、「妊娠や出産のこと」、「介護のこと」、「人間関係」及び「家族から受けた暴力等の被害のこと」の該当率も高く（**7-5-3-11図①**参照）、女性のライフステージにおいては、様々な困難や家庭内暴力の被害があることもうかがえた。

犯罪に至った当時の環境を自らの力で変え、更生への道を踏み出すためには、ある程度自立した生活を送ることが不可欠であるところ、特に65歳未満の女性受刑者は、同男性受刑者と比べて、逮捕前の収入源について、「自分が働いて得た収入」の該当率が低く、就労状況では、「パートタイム（アルバイトを含む）」、「専業主婦・主夫」及び「無職」の構成比が高いほか、自分の収入だけで生活できるという感覚については、「なかった」の構成比が高く約６割であった。このような状況は、本章第２節３項で述べた女性入所受刑者の有職者率の傾向とも合致している。これらのことから、65歳未満の女性受刑者は、同男性受刑者と比べて、生活費等を得る手段について他律的になりやすく、金銭的な自立感覚がないことがうかがえた。そして、働いていなかった理由では、65歳未満の女性受刑者は、同男性受刑者と比べて、「健康上の理由から」の該当率が60.0％と高い一方、「特にやりたいことがなかったから」及び「働くのが嫌だったから」といった就労意欲に関する理由の該当率は低かったことから、就労意欲に問題がある者は少ないものの、心身の不安定な健康状態から就労に至ることができない者も多いことが推察された。

（３）周囲との関わりから見た傾向・特徴

一緒に暮らしていた者について、女性受刑者は、男性受刑者と比べて、「いない（一人暮らし）」の該当率が低い一方で、「配偶者（内縁関係や事実婚を含む）や交際相手」と同居していた者の該当率が高いほか、「子（内縁関係や事実婚の配偶者の連れ子を含む）」と同居していた者の該当率も高かった。これは、本章第２節３項で述べた女性入所受刑者の婚姻状況にも沿うものである。そして、逮捕などで身柄を拘束される直前の１年間において、どのくらいの頻度で孤独を感じていたかを見る孤独感得点では、女性受刑者の場合、男性受刑者と比べて、「３点（決してなかった）」の構成比が低く、孤独を感じる者が多い傾向にあることがうかがえた。また、悩みや不安が生じた場合の相談の有無では、女性受刑者は、男性受刑者と比べて、実際に誰かに相談した者の構成比が高く、相談先では、女性受刑者は「病院」の該当率が高かった。女性受刑者の中には、前記（２）で述べたとおり、心身の疾患を抱える者が多く、健康に関する悩みを有する者も多いため、そのことが影響して、相談先として病院の該当率が高くなっている可能性も考えられた。さらに、支援機関等への相談に対する考えについて、女性受刑者は、男性受刑者と比べて、「家族や交際相手などの大事な人が理解・協力してくれれば」及び「誰かに一緒に行ってもらえれば」の該当率が高く、親族や身近な人等の理解や協力があれば、支援機関等への相談につながる可能性があることがうかがえた。

（４）小括

男女の比較という観点からは、女性受刑者は、男性受刑者と比べて、心身の疾患を抱え、不安定な健康状態にある者が多く、健康に関する悩みを抱えている者も多いと考えられた上、特に65歳未満の女性受刑者の場合、心身の不安定な健康状態のため就労に至ることができず、自立的な社会生活を送ることが困難である者が多い傾向にあることが認められた。女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を図るに当たり、主としてこうした心身の健康に留意する必要があるものと考えられた。

2 薬物事犯の女性受刑者の傾向・特徴

この項では、調査対象となった受刑者の総数（以下この項において「総数」という。）を男女別に比較するとともに薬物事犯者（今回受刑することになった事件中に薬物犯罪が含まれる者をいう。）を男女別に比較した結果から、薬物事犯者の女性受刑者の傾向・特徴を見ることとした。

（1）基本属性等から見た傾向・特徴

薬物事犯者の年齢層別構成比では、女性受刑者と男性受刑者の年齢分布に大きな偏りはなく、20歳から39歳までが４割近くを占めていることから、39歳以下の者が比較的多いといえる。

（2）生活状況から見た傾向・特徴

配偶者・交際相手間の加害・被害経験では、身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫及び性的強要の四つの項目において、総数の女性受刑者は、総数の男性受刑者よりも、「加害なし・被害あり」及び「加害・被害あり」の構成比が高く、薬物事犯者の女性受刑者は、薬物事犯者の男性受刑者よりも、「加害なし・被害あり」及び「加害・被害あり」の構成比が高かった。また、前記四つの全ての項目について、薬物事犯者の女性受刑者は、総数の女性受刑者よりも、「加害・被害なし」の構成比が低い一方で、「加害なし・被害あり」及び「加害・被害あり」の構成比が高いことから、女性受刑者の中でもとりわけ薬物事犯者は、配偶者又は交際相手とのトラブルを抱え、あるいは配偶者又は交際相手からの被害経験を有する者が多いことがうかがえた。

他方、小児期逆境体験（ACE）の経験の有無については、薬物事犯者の女性受刑者は、薬物事犯者の男性受刑者と比べて、小児期逆境体験（ACE）に関する12項目について「あり」の該当率が総じて高く、特に「親が亡くなったり離婚したりした」及び「家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた」の該当率は50％、「家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた」の該当率は40％、「母親（義理の母親も含む）が、父親（義理の父親や母親の恋人も含む）から、暴力を受けていた」の該当率は30％をそれぞれ超えていることから、女性受刑者の中でもとりわけ薬物事犯者は、小児期逆境体験（ACE）を有する者が多く、被虐待経験を有する者も少なくないことがうかがえた。そして、小児期逆境体験（ACE）のうち特に被虐待経験を有する者は、より多くの潜在的トラウマ体験を有し、心的外傷後ストレス障害（Posttraumatic stress disorder。以下「PTSD」という。）ハイリスク群に該当する割合が高いことが指摘されているところ、男女の比較では、女性受刑者のうち精神疾患「あり」と回答した者の中で、「PTSD」の該当率が10.8％であった（**7-5-2-10図**参照）ことから、女性受刑者、特に薬物事犯者の女性受刑者の中には、小児期逆境体験（ACE）やこれまでの被害経験がトラウマ化し、PTSD を発症するなどしている者もいることが推察された。さらに、薬物事犯者の女性受刑者は、総数の女性受刑者の場合よりも、市販薬等の目的外使用経験について「あり」の構成比が高いほか、自傷行為の経験では「なし」の構成比が低いことにも照らすと、薬物事犯者の女性受刑者は、被害経験、小児期逆境体験（ACE）、精神疾患、自傷行為等多方面において問題を抱えている者が多く、それが社会における生きづらさの要因の一つとなっている者もいることが推察された。

（3）交友関係から見た傾向・特徴

今回受刑することになった事件における共犯者の有無について、薬物事犯者の女性受刑者では、薬物事犯者の男性受刑者と比べて、共犯者「あり」と回答した者の構成比が高く、同共犯者との関係では、「配偶者・交際相手」の該当率が最も高かったことから、薬物事犯者の女性受刑者の中には、配偶者・交際相手と共に犯罪に及ぶ者が少なくないことがうかがえた。本章第２節３項で述べたとおり、女性受刑者は、親族が社会復帰の際の支援者・協力者となることが多い傾向が認められるところ、薬物事犯者の女性受刑者については、このように共犯者が配偶者であるなどの事情から、親族の中でも

特に配偶者は、直ちに社会復帰の際の支援者・協力者となり得ない場合があることが推察された。さらに、反社会的行為をする者との関わりの有無等について、「警察に捕まるような行為をする者との日常的な関わり」、「暴力団関係者との関わり」及び「暴力団以外の反社会的集団に属する者との関わり」のいずれについても、薬物事犯者の女性受刑者は、総数の女性受刑者の場合よりも「あり」と答えた者の構成比が高く、交友関係や周囲の環境に問題のある者が多いことがうかがえた。困りごとの内容では、薬物事犯者の女性受刑者は、「人間関係」の該当率が71.2％と、総数の女性受刑者の場合よりも高く、また、薬物事犯者の男性受刑者よりも高いことから、薬物事犯者の女性受刑者においては、人間関係の悩みを持つ者が多く、その生きづらさがより複雑なものとなっていることが推察された。

（4）小括

薬物事犯という観点からは、女性受刑者の場合、男性受刑者と比べて、被害経験、小児期逆境体験（ACE）、精神疾患、自傷行為等多方面において問題を抱えている者が多く、それが社会における生きづらさの要因の一つとなっている者もいることがうかがわれ、中には、人間関係の悩みにより、その生きづらさがより複雑なものとなっている者もいると推察された。女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を図るに当たり、主としてこうした被害経験等による生きづらさについても留意する必要があるものと考えられた。

3 窃盗事犯の女性受刑者の傾向・特徴

この項では、窃盗事犯者（今回受刑することになった事件中に窃盗が含まれる者をいう。）について、男女別及び60歳以上と60歳未満の年齢別に分けて比較を行った結果から、窃盗事犯の女性受刑者の傾向・特徴を見ることとした。なお、この項においては、窃盗事犯者のうち60歳以上の女性受刑者については「女性受刑者（60歳以上）」、60歳未満の女性受刑者については「女性受刑者（60歳未満）」、60歳以上の男性受刑者については「男性受刑者（60歳以上）」、60歳未満の男性受刑者については「男性受刑者（60歳未満）」という。

（1）基本属性等から見た傾向・特徴

窃盗事犯者の年齢層別構成比では、女性受刑者（60歳以上）の構成比は、男性受刑者（60歳以上）の構成比と比べても高いところ、女性受刑者（60歳以上）は、今回受刑することになった窃盗の態様・手口について、「万引き」の該当率が95.9％と顕著に高く、また、婚姻状況では「有配偶」の構成比が最も高いものの、他の群と比べると「死別」の構成比が高かったことから、窃盗事犯者の女性受刑者の中では、60歳以上の万引き事犯の占める割合が極めて高く、60歳以上の女性の万引き事犯者は、配偶者と死別している者も比較的多いといえる。なお、本章第２節１項及び２項で述べたとおり、女性は、男性と比べて、万引きの微罪処分率や窃盗の起訴猶予率が高いことから、窃盗事犯者の女性受刑者の中には、これまでの事件について微罪処分や起訴猶予による刑事手続の終了を経験した後、今回受刑することとなった窃盗に及ぶに至った者も少なからずいることが考えられた。

（2）経済的状況から見た傾向・特徴

事件の動機・理由では、いずれの群も、「生活費に困っていたから」の該当率が最も高かったものの、女性受刑者（60歳以上）の該当率は37.4％と、男性受刑者（60歳未満）では該当率が60％を上回ったことと比較すると低く、他方で、女性受刑者（60歳以上）は、他の群よりも「わからない」の該当率が高かった。また、収入源では、女性受刑者（60歳以上）は、「公的年金」等の該当率が最も高い一方で、「生活保護」は２割弱に止まっており、その該当率が男性受刑者（60歳以上）よりも低く、福祉的な支援を受けなければならないほどの差し迫った生活困窮状況にはない者が少なくないことがうかがえた。そのため、女性受刑者（60歳以上）は、金銭的な困窮以外の動機又は動機が曖昧な

まま犯行に及ぶ者が他の群よりも多いことが推察された。さらに、困りごとの内容について、女性受刑者（60歳以上）は、「経済的なこと」及び「健康上のこと」の該当率が、それぞれ４割、５割程度であったが、「仕事のこと」、「妊娠や出産のこと」、「人間関係」及び「犯罪行為をしていること」の該当率は他の群よりも低い傾向にあった。そのため、女性受刑者（60歳以上）は、健康上のことなどで、それなりの困りごとを抱えているものの、特に「犯罪をしていること」について、他の群よりも該当率が低いことから、自己の犯罪行為の問題性を認識することが十分にできていない可能性がうかがえ、本章第２節１項及び２項で述べたとおり、それまでの万引きの犯行について、微罪処分や起訴猶予により早期に刑事手続が終了したため、自己の犯罪行為と向き合うための機会や時間が不足していた可能性も考えられた。

（３）周囲との関わりから見た傾向・特徴

一緒に暮らしていた者の有無では、女性受刑者（60歳以上）は、「いない（一人暮らし）」の該当率が最も高く、次いで、「配偶者（内縁関係や事実婚を含む）や交際相手」と同居している者、「子（内縁関係や事実婚の配偶者の連れ子を含む）」と同居している者の順に該当率が高かった。厚生労働省政策統括官の資料によると、令和４年の高齢者（65歳以上の者をいう。）の女性の家族形態別構成比では、子と同居世帯及び夫婦のみの世帯の者の構成比がいずれも３割以上を占め、単独世帯の者は２割を超える程度であった（**7-2-4図②**参照）。同資料と特別調査の結果は、年齢の区分が異なることなどから単純な比較はできないものの、一般の65歳以上の女性と比べて、女性受刑者（60歳以上）における単独世帯の者の比率は高い傾向にある。また、本章第２節３項で述べたとおり、入所受刑者の婚姻状況別構成比では、女性入所受刑者の場合、男性入所受刑者よりも「未婚」の構成比が低く、「死別」の構成比が高いことからも、女性受刑者（60歳以上）の中には、このように配偶者との死別により単独世帯に至った者が一定程度いると考えられた。年齢とともに世帯状況も変化し、例えば子供の独立等に伴い新たな悩みが生じたり、配偶者との離別により生活環境が変化する場合もあるところ、特に配偶者との死別は、経済状況や生活環境に大きな変化をもたらす場合が多く、それにより直ちに生活困窮に至ることはなくても、今後の生計に対する漠然とした不安や、環境の変化による新たな悩みが生じることも少なくないことから、女性受刑者（60歳以上）の中には、このような配偶者との死別等による世帯状況の変化により、新たな不安や悩みを抱えるに至る者もいると推察された。そして、逮捕などで身柄を拘束される直前の１年間において、どのくらいの頻度で孤独を感じていたかを見る孤独感得点では、女性受刑者（60歳以上）は、「７～９点（時々あった）」の構成比が最も高いものの、「10～12点（常にあった）」の構成比が他の群よりも低いことから、常に孤独を感じるとまではいえないものの、時折孤独を感じる状況にあることがうかがえた。悩みや不安が生じた場合の相談の有無では、女性受刑者（60歳以上）は、「相談した」の構成比が約５割を占めており、相談先については、「家族または親族」の該当率が最も高いものの、「友人または知人」の該当率が他の群よりも低いことから、家族等以外の身近な相談相手が少ない傾向がうかがえた。他方で、女性受刑者（60歳以上）が相談しなかった理由としては、「相談する相手がいなかった」の該当率が最も高く、５割を超えており、「相談してもむだだと思った」の該当率が他の群よりも低いことから、悩みごとを相談したいという気持ちはあるものの、相談先を見つけることができない様子がうかがえた。

（４）小括

窃盗事犯者という観点からは、60歳以上の女性受刑者が窃盗全体の約４割を占めており、その態様・手口では95.9％が万引きであるところ、その中には、差し迫った生活困窮状態にはないものの、年を経るにつれて経済状況や生活環境が変化していくに従い、将来に対する漠然とした不安や悩みが引き起こされるなどする中で、次第に友人又は知人との関わりも少なくなることにより孤立していき、その結果、自己の抱える不安や悩みについて相談相手も見つけられないまま、時折孤独を感じな

がら、金銭的な困窮以外の理由や曖昧な動機から犯行に及ぶ者が少なくないことがうかがわれた。女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を図るに当たり、主としてこうした加齢に伴う不安・悩みや孤立についても留意する必要があると考えられた。

第5節 ■ 女性の抱える困難に応じた処遇・支援の在り方

最後に、これまで述べてきた特別調査により明らかになった女性受刑者の傾向・特徴から、女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を図る上で留意すべき点を検討するとともに、本特集を通じ明らかになった女性犯罪者の傾向・特徴を踏まえ、女性の抱える困難に応じた処遇・支援の在り方について検討する。

1 心身の健康の回復等に資する処遇・支援の更なる充実

特別調査の結果から、女性受刑者は、男性受刑者と比べて、慢性疾患及び精神疾患により、心身の不安定な健康状態にある者が多く、心身の健康に関する悩みを抱える者も多い上、特に65歳未満の女性受刑者は、心身の不安定な健康状態の影響により自らの力のみでは自立的な生活が困難となる者が多い傾向にあることが明らかとなった。

このような状況を踏まえると、女性受刑者の円滑な社会復帰のためには、心身の不安定な健康状態に対する治療等を行い、その回復を図ることはもとより、回復後における心身の健康状態の維持・増進にも資する処遇・支援を充実させていく必要がある。今回の特別調査において、女性受刑者のうち、今回受刑することになった事件に薬物犯罪を含む者は43.7％であったほか、精神疾患の病名では依存症（薬物・アルコール・ギャンブルなど）の該当率が３番目に高かった。その中には薬物への依存が進んでいる者もいると考えられ、その回復に向けた処遇・支援を充実させる必要がある。薬物依存については、現在、本章第３節で述べたとおり、刑事施設及び社会内処遇・支援を実施する各機関・団体において、それぞれ女子依存症回復支援事業や薬物再乱用防止プログラム等の取組が実施されている。もっとも、依存症からの回復や治療は刑事施設や保護観察所におけるプログラム等の受講により完結するものではなく、場合によっては生涯にわたる治療や支援が必要とされることもある。この点、薬物事犯の保護観察対象者については、保護観察終了後も薬物依存からの回復のための必要な支援を受けられるよう、地域における支援体制の構築が図られているところであるが、今後、保護観察対象者以外の者についても、保護観察所が実施する「更生保護に関する地域援助」（以下「地域援助」という。）の取組等により、広く支援体制を構築していくことが期待される。加えて、法務総合研究所が行った聞き取り調査の結果では、保護観察所における指導プログラムの受講者の中には受講について消極的な態度を見せる者もいると指摘されていることから、プログラム受講の動機付けを維持・向上させることを意識しつつ、これらの取組を一層推進することも期待される。また、特別調査の結果のうち精神疾患の病名では、女性受刑者は、男性受刑者よりも「うつ病・双極性障害（躁うつ病）」、「不安障害（パニック障害など）」、「摂食障害」及び「パーソナリティ障害」の該当率が高かったことから、これらについても手厚い処遇・支援を行うことが望まれる。摂食障害については、現在、刑事施設において必要な医療体制が整えられており、出所後も保護観察所等における処遇・支援の中で、治療が必要な者に対する個別の指導が行われているところではあるが、本章第２節３項で述べたとおり、女性受刑者は、男性受刑者よりも刑期が短い者が多い傾向にあることからすると、刑事施設を出所した後、保護観察に付されない場合における社会内支援の重要性は高く、このような場合にも、保護観察に付される場合と同程度の、医療機関の継続的な受診につながるような手厚い支援を行うことが望まれる。加えて、刑事施設においては、摂食障害治療・処遇体制の統一を図るため、医療専門施設に加え、全国の女性刑事施設の摂食障害治療・処遇に携わる職員（医師、看護師、臨床心理士、刑務官等）に対する集合研修を実施しているところ、社会内処遇に当たる保護観察官や更生保護施設職

員等に対しても同様の研修等を実施することが望まれる。そして、前記うつ病・双極性障害（躁うつ病）、不安障害（パニック障害など）、パーソナリティ障害を含む様々な精神疾患についても、病状に応じた指導・支援を受けられるよう支援者の専門性を高める必要があると考えられることから、同様の研修等を実施することで、円滑な社会復帰のための支援につなげることが期待される。

2 被害経験等による生きづらさを踏まえた処遇・支援の必要性

特別調査の結果から、女性受刑者の中でもとりわけ薬物事犯者は、被害経験、小児期逆境体験（ACE）、精神疾患、自傷行為等多方面において、問題を抱えている者が多く、それが社会における生きづらさの要因の一つとなっている者もいることがうかがわれた。

現在、少年院では、女子の少年院入院者の多くが虐待等の被害体験や性被害による心的外傷等の精神的な問題を抱えていることを踏まえ、女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラムが実施されているほか、刑事施設においても、問題を抱える成人女性の特性に配慮した処遇がなされているところ、刑事施設出所後も、受刑に至るまでの生育歴、行動歴を理解した上で、長期的な視点からこれまでの生きづらさに対する治療的、支援的な関わりを行うことが有効であると考えられる。そこで、社会内処遇・支援を実施する保護観察所や更生保護施設においても、同処遇プログラムを実践している女子少年院や刑事施設における処遇のノウハウを活用して処遇・支援に当たることが期待される。また、現在、女性の更生保護施設の一部では、依存症や嗜癖問題について、医療・福祉等の専門家の助言を受けるなどしているところ、このような取組が更に多くの施設で行われ、どの施設においても依存症や嗜癖問題に関する処遇・支援を受けることが可能な状況を作り出すことが望ましい。もっとも、法務総合研究所が行った聞き取り調査でも、社会内処遇・支援を実施する機関・団体でトラウマ体験に適切に対応することの難しさが指摘されるなど、社会内における個別の対応には限界がある。今後、トラウマ体験を有する者についての更なる研究の進展が期待される。さらに、薬物事犯者の女性受刑者は、市販薬の目的外使用や自傷行為などの問題行為のほか、人間関係の悩みなどを持つ者も多く、その生きづらさがより複雑なものとなっている。そのため、このような複雑な状況に対応し、地域の中で継続的な支援が受けられるよう、これまで保護観察所が実施する地域援助の取組等により実施されている医療・福祉等を行う機関・団体との間での連携の取組を今後も継続していく必要があるほか、配偶者や親族等に対しても、円滑な社会復帰のための重要な社会資源として更に協力を求める必要がある。もっとも、女性受刑者の中には、配偶者・交際相手からの被害体験等を有している者や、配偶者・交際相手が共犯者である者などもいるため、配偶者・交際相手を更生のための協力者とすべきではない場合がある。このような場合には、本人の意思を尊重しつつ、適切な環境調整を行うことができるよう慎重に処遇・支援を行う必要がある。

3 加齢に伴う不安・悩みや孤立に対する処遇・支援の重要性

特別調査の結果から、女性受刑者のうち特に60歳以上の窃盗事犯者については、加齢に伴い、生活環境や経済状況の変化によって生じる将来への漠然とした不安や、心身の不調の増加に伴い増していく悩みを抱える中で、周囲の人間との関わりが少なくなることによって孤立したまま犯行に至る者が少なくないことがうかがわれた。このような60歳以上の窃盗事犯者の加齢に伴う様々な不安・悩みや孤立に対しては、不安・悩みを解消し、孤立を軽減するための相談先へとつなぐことが必要である。

この点、窃盗事犯者のうち60歳以上の女性受刑者では、相談相手がいないことや、どこに相談すれば良いのか分からないため、悩みごとの相談に至らなかった者が一定程度いたことから、刑事施設のみならず、各支援機関等においても、保護観察所が地域援助の一環として設置している犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぽ」等の社会復帰後の相談窓口等に関する広報を更に推進していくことが重要である。また、支援機関等への相談に対する考えについて男女別の比較では、女性受刑者は、「家族や交際相手などの大事な人が理解・協力してくれれば」の該当率が最も高かったことから、家族や交際

相手等がいる場合には、これらの者に支援・協力を求めることで、女性受刑者が支援機関等への相談をしやすい状況を作り出すことが可能となるものと考えられる。具体的には、これまで保護観察所において、刑事施設等に入所中の者で生活環境の調整の対象となっている者の引受人又は家族に対する引受人・家族会を開催し、あるいは保護観察対象者と引受人又は家族との面接を実施する際に、引受人又は家族に各支援機関等の情報を提供しているところ、このような取組を更に充実させていくことが重要である。もっとも、本章第３節で述べたとおり、更生緊急保護による宿泊供与の委託終了者における更生保護施設等入所事由では、女性は、男性よりも「親族が引受けを拒否」及び「親族と同居を望まず」の構成比が高いほか、法務総合研究所が実施した聞き取り調査の結果では、特別調整の対象となる女性受刑者は、高齢者、再犯者、窃盗事犯者が多い一方、家族や自宅がある者も多いが、結局、犯罪を繰り返す中で引受けを拒否されるようになったケースも多いと指摘されていることから（本編第４章第１節６項（２）参照）、これまで支援・協力をしてきた家族が、今後の支援等を拒否する場合には、新たな支援体系の構築を検討すると同時に、これまで支援・協力をしてきた家族等との関係修復に向けた助言等の働きかけを行うことが望まれる。

また、これまでは、刑事司法手続の終了に伴い、それまで受刑者等に対する処遇・支援等を行ってきた刑事司法関係者との関係も途切れてしまい、その後の相談先を見つけることが難しい場合もあったところ、近年、保護観察所においては、保護観察期間終了後も支援対象者の希望に応じ、精神保健福祉センターその他の関係機関に支援を引き継ぐなどしているほか、支援対象者の家族に対しても、希望に応じ、支援を行っている。そのほかにも、法務省において、更生保護施設退所者等が更生保護施設に通所して支援を受ける「フォローアップ事業」、更生保護施設職員が更生保護施設退所者等の自宅等を訪問するなどして継続的な支援を行う「訪問支援事業」、保護観察所が実施する地域援助、「刑執行終了者等に対する援助」などの新たな取組が実施されていることから、今後もこのような取組のより一層の充実・拡充が期待される。

さらに、第二次再犯防止推進計画は、福祉的支援の必要が認められるものの就労可能な者に対しても、個人の特性に応じて就労に向けた支援を行うなど、個々の特性に応じた必要な支援の充実を図るとしているものの、年齢が高くなるにつれて就労先を見つけることは難しくなる上、そもそも生活に必要な金銭を得る手段が確保されており就労の必要がないケースもあることから、特に高齢の女性犯罪者については、就労支援が必ずしも円滑な社会復帰に結び付くとはいえない場合もある。このように、直ちに福祉的支援を受けるまでには至らず、かつ就労支援も功を奏さない者については、出所後に自らの力で環境を変えることは相当に難しいことから、これらの者に対しても、福祉的支援や就労支援以外の方法、例えば、各種地域活動への参加をあっせんするなどして、社会内での居場所作りを行っていくことが望まれる。

4 新たな課題への対応

令和５年６月、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和５年法律第68号）が成立した。同法では、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重されることが明記されている。今回の特別調査でも、調査対象者のうち一部の者については、戸籍上の性別と自認する性別が一致していなかったが、これらの者については、それぞれ個別の事情により、処遇上のニーズや必要とされる配慮が大きく異なるものと考えられること等の事情から、分析対象より除くこととした。現状では、刑事司法手続の各段階において、戸籍上の性別に従い男女を区別した上で、必要に応じ、個別の事案ごとに性自認に配慮した対応がなされているものと考えられるところ、今後は、同法の成立・施行に伴い、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を考慮した対応・処遇等の検討が望まれる。

第6節 ■ まとめ

本編では、女性犯罪者の実態と処遇について分析・検討を進め、その傾向・特徴を踏まえた対策についても考察を加えた。

これまで見てきたとおり、女性受刑者は、男性受刑者とは異なる傾向・特徴があるところ、女性犯罪者の中でも多くの割合を占める薬物事犯者と窃盗事犯者においても、その傾向・特徴はそれぞれ異なっている。したがって、これらを一まとめにせず、個別的な指導・支援を的確に実現する必要がある。この点、平成25年版犯罪白書では、女性犯罪者のうち若年者層の多くを占める薬物事犯者について、その特性に応じた処遇策を確立する必要があるとともに、高齢者層の多くを占める窃盗事犯者についても、その特有の問題点に応じた適切な処遇方策を確立することが重要であると指摘したところであるが、その後、女性の薬物事犯者の特性や女性の窃盗事犯者に特有の問題点についての分析は、必ずしも十分には行われていなかった。本特集では、各種統計資料等に加え、特別調査により、女性犯罪者全体、薬物事犯者及び窃盗事犯者の傾向・特徴を明らかにした。今回の特集が、女性犯罪者の再犯防止及び円滑な社会復帰に向けた取組を進めるための一助となることを期待する。

法務総合研究所では、我が国における犯罪・非行の状況等に関し、多様な観点から、その時々のニーズを踏まえ、実証的調査・研究を進めているところ、今後も同様に継続して調査・研究を推進し、効果的な刑事政策の推進に資する基礎資料等を提供していくこととしている。

事　項　索　引

ア

ICD（国際協力部）……111
ICPO（国際刑事警察機構）……109
ICT 技術科……152
IOM（国際移住機関）……304
あおり運転……170
アジア矯正建築会議（ACCFA）……112
アジア太平洋矯正局長等会議（APCCA）……110
アジア太平洋刑事司法フォーラム（Crim-AP）……103
ASEAN・G 7 ネクスト・リーダーズ・フォーラム……102
ASEAN・G 7 法務大臣特別対話……101
アセスメントに基づく保護観察……83, 339

イ

意見等聴取制度……299
いじめ……126
一時解除……163
一部執行猶予受刑者……58, 168, 191, 270
一般改善指導……66, 334
一般改善指導（対話）……67
一般遵守事項……79
医薬品医療機器等法……v, 186
入口支援……38
医療専門施設……70, 334
飲酒運転防止プログラム……84, 162

エ

ACE（小児期逆境体験）……365
SNS 型投資詐欺……212
SNS 型ロマンス詐欺……212
F 指標受刑者……245
MJCA（法務省式ケースアセスメントツール）……140

オ

応急の救護……91
横領……20
オープンダイアローグ……67
恩赦……95

カ

会社法・商法……205
外出・外泊……65
解除……163
改善指導……66
外部通勤作業……66
覚醒剤取締法……24, 182, 259, 320
貸金業法……206
過失運転致死傷等……i, 2, 173
家族関係指導……151
家庭内暴力……125
仮解除……89
仮釈放（者）……74, 79, 165, 330
仮釈放の取消し……89, 331
仮釈放率……iii, 74, 193, 229, 236, 328
仮退院……130
仮退院の取消し……163
簡易薬物検出検査……85, 87, 339
監護者わいせつ・監護者性交等……13
観護処遇……142
鑑別……140

キ

危険運転致死傷……i, 2, 173
危険ドラッグ……186
期日間整理手続……53
起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等……92
起訴猶予率……iii, 44, 178, 190, 224, 232, 322
起訴率……iii, 43, 178, 190, 200, 243
器物損壊……21
逆送事件……134, 166
教誨（師）……70, 155
教科指導……67, 152
恐喝……20
矯正医官……70
矯正教育……151
矯正教育課程……149
強制執行妨害……204
矯正指導……66

矯正就労支援情報センター室（コレワーク）…68
矯正処遇……57, 168
強制性交等……13, 35
強制わいせつ……13, 35
京都コングレス……101, 103
京都宣言……103
脅迫……18
協力雇用主……99
禁止命令等……216, 218
金融活動作業部会（FATF）……105
金融商品取引法……205

ク

ぐ犯少年……iv, 114, 123, 128

ケ

警告（ストーカー規制法）……218
警告（保護観察）……163
刑事施設……57, 70, 333
刑事施設視察委員会……70
刑執行終了者等に対する援助……91
刑事免責制度……37
刑事和解……298
刑の一部執行猶予制度……193, 309
刑の執行猶予の言渡しの取消し……89
刑の執行率……76
刑法犯……i, 2, 114
刑務所……57
刑務所出所者等雇用支援アドバイザー……68
刑務所出所者等就労奨励金……100
刑務所出所者等総合的就労支援対策
……68, 88, 155, 162, 335
刑を言い渡された者の移送に関する条約……109
検挙人員……iii, 5, 114, 120, 316
検挙率……iii, 7
検察審査会……295
原則逆送……129, 134

コ

合意制度……37
公契約関係競売入札妨害……204
拘禁刑……35
講習会……152, 153, 162
公職選挙法……27
更生緊急保護……73, 91, 341
更生指導……162
公正取引委員会……205
更生保護サポートセンター……96
更生保護施設……96, 339
更生保護就労支援事業……88, 162
更生保護女性会（員）……99, 155
拘置所……57
交通安全指導……67
交通犯罪……122, 170
高等学校卒業程度認定試験……67
強盗……17
校内暴力……126
公判請求率……iii, 42
公判前整理手続……53
公務執行妨害……21
交友関係指導……151
勾留……41, 54
勾留請求（却下）率……41
勾留中の被疑者に対する生活環境の調整……92
高齢者……iv, 230
国外犯罪被害障害見舞金……302
国外犯罪被害弔慰金……302
国際移住機関（IOM）……304
国際協力部（ICD）……111
国際刑事警察機構（ICPO）……109
国際刑事裁判所……107
国際刑事裁判所に関するローマ規程……107
国際受刑者移送法……109
国際商取引における外国公務員に対する贈賄の
防止に関する条約……106
国際捜査共助等に関する法律……108
国際組織犯罪……104
国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約
（国際組織犯罪防止条約）……104
国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク
機関（PNI）……111
国選付添人……36, 129
国選弁護人……36
国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）
……111
国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）
……101
国連犯罪防止刑事司法会議（コングレス）……101
国連薬物・犯罪事務所（UNODC）…28, 103, 111
個人別矯正教育計画……151, 300
コミッション（国連犯罪防止刑事司法委員会）
……101
コレワーク（矯正就労支援情報センター室）…68

コングレス（国連犯罪防止刑事司法会議）‥‥101

サ

再処分率……274, 284
在宅審判鑑別……142
再入院・刑事施設入所率……282
再入院率……282
再入者……iii, 265
再入者率……265
再入率……267, 270
サイバー犯罪……106, 208
サイバー犯罪に関する条約……106
裁判員裁判……50
再犯期間……272
再犯者率……256, 260
再犯防止啓発月間……100
再犯防止推進計画……256, 306, 309
再犯防止推進法……v, 256, 309
再非行少年率……279
詐欺……18
作業報奨金……66
殺人……17, 29

シ

CFP……83, 339
Gツール（受刑者用一般リスクアセスメントツール）……63
JICA（独立行政法人国際協力機構）……111
死刑……45, 48, 72, 299
私事性的画像被害防止法……v, 221
自助グループ……342
施設送致申請……163
持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会……96
（刑の）執行猶予の（言渡しの）取消し……89, 264, 299
指定更生保護施設……97, 339
指定暴力団……195
指導監督（保護観察）……73, 79, 87
児童買春・児童ポルノ禁止法……26, 210
児童虐待……87, 214, 302
児童虐待防止法……v, 214
自動車運転死傷処罰法……v, 170
自動車損害賠償保障制度……303
児童自立支援施設（送致）……iv, 130
児童養護施設（送致）……iv, 130
（刑事）司法共助……108
司法面接的手法……37, 38
社会貢献活動（保護観察）……88, 162
社会貢献作業（矯正処遇）……65
社会復帰支援……68, 155, 335
社会復帰促進センター……57, 72
社会を明るくする運動……100
修学支援……162
修学支援デスク……155
修学情報ハンドブック……155
就業支援センター……88, 162
住居侵入……21
住居特定審理……77
重点指導施設……151
銃刀法……v, 26
収容決定……163
収容審判鑑別……140
収容率……59, 225, 308
就労支援……68, 88, 155, 162, 335
就労準備指導……67, 335
宿泊面会……153
受刑者等専用求人……68
受刑者の釈放等に関する情報の提供……69
受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）……63
出資法……v, 206
出所受刑者……61, 74, 267, 270, 328
遵守事項……73, 79
傷害……18
障害……69, 77, 248, 336, 342
証券取引等監視委員会……205
証拠一覧表交付手続……37
小児期逆境体験（ACE）……365
証人等特定事項秘匿決定……297
少年院……144, 227
少年院仮退院者……79, 158, 228
少年院矯正教育課程……151
少年院視察委員会……156
少年院法……148, 300
少年鑑別所……137
少年鑑別所法……142
少年刑務所……57
少年法等の一部を改正する法律……128
商標法……207
処遇鑑別……140, 142
処遇指標……63
処遇調査……63
処遇要領……64

職業訓練……66
職業指導……151
しょく罪指導プログラム……86
職親プロジェクト……68, 336
触法少年……iv, 114, 128
女子依存症回復支援事業……333
女子施設地域連携事業……69, 333
女性（犯罪・非行）……222, 305
初入者……iii, 266, 268
自立更生促進センター……88
自立準備ホーム……98
心情等聴取・伝達制度……299, 300
心神喪失者等医療観察制度……250
人身取引……104, 304
人身取引対策行動計画 2022……304
審判鑑別……140

ス

ストーカー（規制法）……v, 83, 218, 302

セ

生活環境の調査（心神喪失者等医療観察法）……251
生活環境の調整（更生保護法）……73, 77, 338, 343
生活環境の調整（心神喪失者等医療観察法）……251
生活行動指針……79, 161
精神障害……87, 248
精神保健観察……252
性的姿態撮影等処罰法……v, 13, 35
成年社会参画指導……151
性犯罪再犯防止指導……67
性犯罪再犯防止プログラム……84, 162
性犯罪被害……291
性非行防止指導……151
税法違反……203
製品企画科……152
性暴力……31
世界保護観察会議……110
世界保護司会議……110
窃盗……11, 29, 233, 317, 372
窃盗事犯者指導ワークブック……88, 337
全部執行猶予者の保護観察率……79, 193
専門的援助……73, 89
専門的処遇プログラム……84, 161

ソ

総合建設科……152
捜査共助……103, 108
相談・支援（更生保護における被害者の関与）……299
組織的犯罪処罰法……v, 104, 194, 303
即決裁判手続……45, 53
損害賠償命令制度……298

タ

退去強制……237
第二次再犯防止推進計画……256, 306, 309
代表者聴取……37, 38
大麻取締法……121, 184, 261, 280, 320
ダルク（DARC）……342
談合……204

チ

地域援助（更生保護に関する地域援助）……93
地域援助（非行及び犯罪の防止に関する援助）……143
地域生活定着支援センター……69, 77, 92, 342
地方更生保護委員会……73, 74, 299
中央更生保護審査会……73
中間処遇……88
調査センター……63
著作権法……207

ツ

通院等指示（保護観察）……87
通告（保護観察）……163

テ

テロ……104, 105, 194, 293

ト

道交違反……i, 176
逃亡犯罪人引渡条約……107
逃亡犯罪人引渡法……107
道路交通法……122, 170, 179
篤志面接（委員）……70, 155
特殊詐欺……8, 11, 18, 83, 118, 195, 212

独占禁止法……v, 205
特定少年
……128, 129, 133, 134, 149, 157, 158, 162, 163, 165
特定生活指導……151
特定暴力対象者……87
特定保護観察処分少年……74
特定補導……98
特別改善指導……67, 333, 336
特別活動指導……152
特別遵守事項……73, 79
特別処遇……97
特別調整……69, 77, 155, 336, 342
特別法犯……i, 24, 120, 240, 260, 316
匿名・流動型犯罪グループ……195, 212
独立行政法人国際協力機構（JICA）……111
取消・再処分率……274
取消率……274

ナ

ナルコティクス・アノニマス（NA）……342

ニ

２年以内再入率……267, 270
日本司法支援センター（法テラス）
……36, 86, 296, 300
入札談合等関与行為防止法……v, 204
入所受刑者……iii, 59, 168, 265, 324
認知件数……iii, 3, 7, 10, 21, 288

ハ

廃棄物処理法……v, 26
配偶者暴力防止法……v, 216, 302
破産法……204
罰金……45, 50
発生率……iii, 3, 288
犯罪収益移転防止法……v, 105
犯罪少年……iv, 114, 121, 128, 131, 246
犯罪対策閣僚会議……37, 213, 304, 306, 309, 342
犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に
関する法律……303
（第４次）犯罪被害者等基本計画……294, 302
犯罪被害者等基本法……294
犯罪被害者等給付金……302
犯罪被害者等支援弁護士制度……302
犯罪予防活動……100
犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復
分配金の支払等に関する法律……303

ヒ

BBS 会（員）……99, 155
PFI……72
被害回復給付金……303
被害回復分配金……303
被害者参加（制度）……296, 298, 301
被害者支援員……37
被害者等通知（制度）……294, 299
被害者特定事項秘匿決定……297
被害者の視点を取り入れた教育……67, 151
ひき逃げ事件（事故）……175, 303
被虐待経験……148, 228
非行及び犯罪の防止に関する援助（地域援助）
……143
非行少年率……116
微罪処分……37, 319

フ

FATF（金融活動作業部会）……105
風営適正化法……v, 26
フォローアップ事業……98, 339
福祉専門官……69
福祉的支援……38, 69, 343
付審判請求……296
婦人補導院……57, 79, 309
不正アクセス行為……209
不正送金……208, 211
不定期刑……128, 165
不定期刑終了……89
不同意性交等……i, 13, 69, 216, 291
不同意わいせつ……i, 13, 35, 69, 291
腐敗の防止に関する国際連合条約……106
不服申立制度（矯正施設）……71, 157
不法残留（者）……237, 241, 304
不良行為少年……124

ホ

放火……20
暴行……18
法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム
……103
法制度整備支援……111

暴走族……122
法テラス（日本司法支援センター）
……36, 86, 296, 300
法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）
……140
法務少年支援センター……143
訪問支援事業……98, 339
暴力団……183, 194, 257
暴力団離脱指導……67
暴力防止指導……151
暴力防止プログラム……84
保護観察……79, 130, 157, 330
保護観察所……73, 93
保護観察処分少年……79, 158, 281
保護観察付一部執行猶予者……79, 193, 273
保護観察付全部執行猶予者……79, 193, 273
保護観察の停止……89
保護観察復帰プログラム……151
（全部・一部執行猶予者の）保護観察率
……iii, 79, 193
保護司……79, 95
保護司会……96
保護者会……152, 154, 162
保護者参加型プログラム……152, 153
保護処分……129, 130, 281
保釈……35, 54, 263
補導援護……79, 162

マ

マネー・ローンダリング……105
麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する
国際連合条約……105
麻薬特例法……vi, 189

ミ

密輸入（薬物）……187
民間協力（者）……70, 99

ム

無期刑（無期懲役）……48, 77, 88, 165

メ

面会要求等……13, 35

モ

戻し収容……163

ヤ

薬物依存回復訓練……87, 337
薬物依存症リハビリテーション施設
……87, 98, 337, 342
薬物依存離脱指導……67, 333
薬物再乱用防止プログラム……84, 162, 337
薬物処遇重点実施更生保護施設……97, 339
薬物中間処遇……98
薬物犯罪（薬物事犯）…87, 105, 121, 182, 259, 320
薬物非行防止指導……151

ユ

UNAFEI（国連アジア極東犯罪防止研修所）
……102, 111
UNODC（国連薬物・犯罪事務所）
……28, 103, 105, 111
有前科者（率）……257, 262, 273

ラ

ランサムウェア……208, 211

リ

略式手続……45, 50

ル

類型別処遇……83, 161